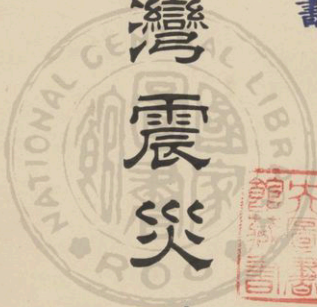


羅剛教授遺書

昭和十年

臺灣震災誌

臺灣總督府



御沙汰書(寫)

臺灣總督府

今般管下震災ノ爲
被害不尠趣被
聞食御救恤ノ
思召ヲ以テ金拾萬圓
下賜候事

昭和十年四月二十四日

宮内省

序 文

昭和十年四月二十一日午前六時二分、新竹、臺中兩州の境界線たる大安溪中流域を震央として烈震起り、爲に兩州下に跨りて人命を失ひ、または負傷を受けたるもの一萬を超え、住家の潰滅、損壞を來せるもの數萬戸に及び、其の他鐵道、橋梁、水道、道路、學校、官衙等の被害も亦甚大にして、南島平和の郷は、瞬時にして土塊の荒野と變じ、一朝にして肉身と死別して叫喚泣哭する者、或は瀕死の重傷に唸く者、或は恐怖に茫然自失する者等慘憺たるその光景、誠に哀痛切なるものありき。

惟ふに、今回の地震の程度に於て、斯の如く多數の人命を失ひ、幾多の家屋を崩壊せしめたるは、たまたま本島農村家屋の大部分が地震に對して脆弱

なる土角造たりし爲にして、遺憾の極みなれども、因襲の然らしめたる處亦已むを得ざりしなり。殊に今日の文化を以てするも尙天變測り難く、地異豫め知るを得ず。地震の如きは最大の天災として甘受せざるを得ず。

然るに今回の災變に就き、畏くも上 皇室の御軫念を辱うしたるは誠に恐懼措く所を知らず、又内地各方面より、或は遠く海外より、翕然として寄せられたる温かき同情に對しては、罹災民のみに限らず、臺灣在住民の齊しく感激に胸を満さるゝと共に深く感謝を捧ぐるところなり。罹災地方の住民が災禍に怯まず、奮然として復興の道に一路邁進するを得たるは、實にわが同胞の温かき鞭撻に負ふところ大なるものありと謂ふべし。

震後一年、茲に昭和十年臺灣震災誌と表題し、四月二十一日の烈震に因る被害、皇室の御仁慈、陸海軍を始め各公私團體の救療及び應援、總督府並びに新竹、臺中兩州當局の應急措置、救護及び復興の實狀を記し、且今回の地震

に對する各専門家の學術的研究を附して以て一卷とし、既往を追懷し將來に備ふるの資料となさんとす。

特に、廣大無邊なる 聖恩を銘記し、同胞の厚き同情を永久に記念せんとするは編述に當りて最も意を用ひたる所なり。

昭和十一年三月二十日

臺灣總督府



354.49232
8455

354.49232
8455

昭和十年
臺灣震災誌目次

御沙汰書(寫)

序

被害地圖

被害表

被害寫真

地震篇

本震

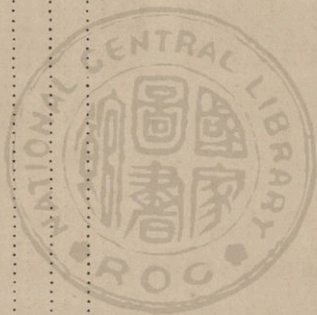
地變

餘震

被害篇

人.....一九

目次



472491

家屋……………四三

農業……………一〇一

商工業……………一〇六

林野……………一一一

水利施設……………一一四

鐵道……………一一五

通信機關……………一二三

電氣事業……………一三三

道路・橋梁……………一三九

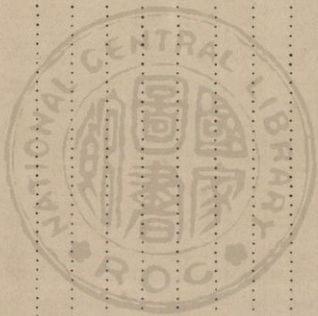
專賣事業……………一四四

蕃地の被害……………一五一

激震地點描……………一五五

救護篇

當初の狀況……………一六七



應急救護……………一七一

新竹州……………一七一

臺中州……………一七三

總督府……………一八八

震災救護事務所……………一九三

救療救護班……………三三一

官立醫院……………三三一

軍隊の警備及び救護……………三三三

公私團體……………三四三

補助團體……………二七三

警備警戒……………二八三

中川總督の巡視……………二八八

櫻井拓相代理の慰問視察……………二九〇

皇室の御仁慈

御下賜金……………二九一

入江侍從御差遣……………二九七

各宮家及び王公家御下賜金……………三〇一

滿洲國皇帝陛下御下賜金……………三〇一

繼續的救療

震災地の衛生施設……………三〇七

貧困罹災者對策

食糧及び住居……………三〇九

窮民救助……………三二二

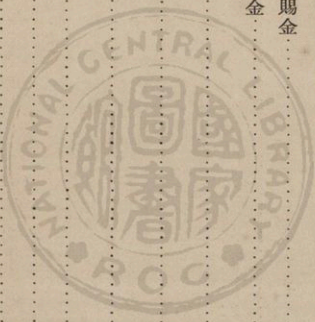
醫療救護……………二二八

失業者……………三三三

學校教育……………三三四

其の他の措置

……………三三五



農 產 業 三三五

商 工 業 三三六

水 利 施 設 三三八

鐵 道 三三九

通 信 機 關 三三〇

道 路 · 橋 梁 三三四

義 捐 金 三三五

受 入 三三五

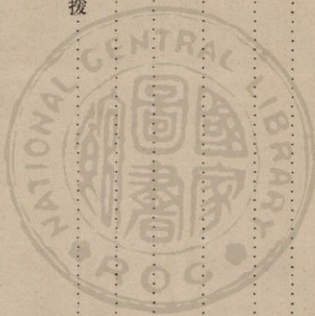
處 分 三四五

震災見舞附各州廳の救援 三四七

復 興 篇

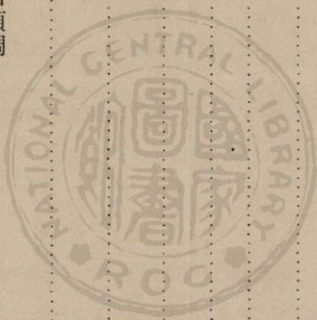
震災地地方復興

復 興 計 畫 三五五

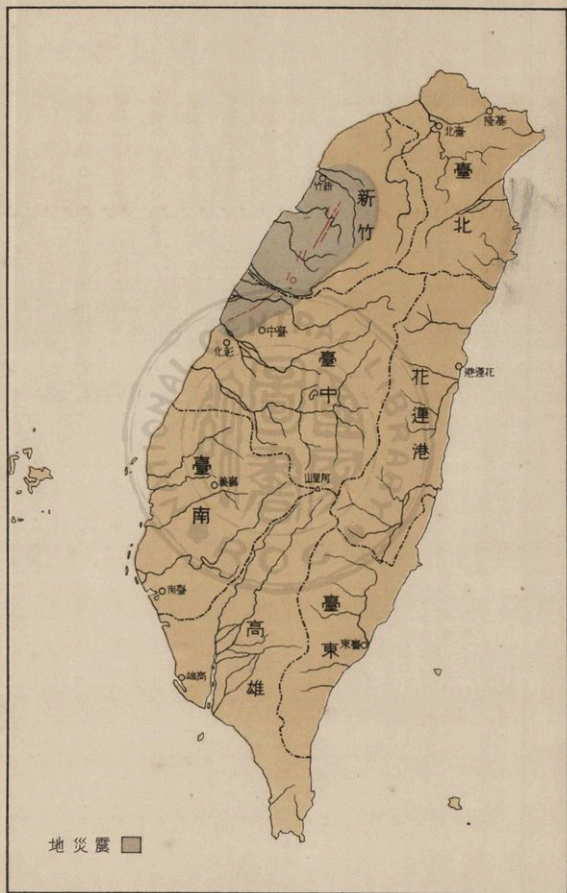


復興委員會	三五五
復興委員會議決事項	三五九
復興事業	三六三
都市計畫	三六三
住宅復舊	三九四
州市街庄營造物復舊	四一一
震災被害者に對する租税の減免	四四四
震災地州市街庄財政調整	四五二
水利團體營造物復舊	四五五
産業復興	四五八
自力更生運動	四六四
震災復舊低利資金融通	四七九
兩州復興委員會規程及委員	四九七
國營事業の復舊	

交通機關	五〇一
鐵道	五〇一
遞信	五三三
建物其の他の復舊	五三四
應舍官舎其の他	五三四
蕃地假設建物其の他	五三五
專賣事業	五三五
河川	五三六
地震調査	五三七
震災善後費國庫支出額調	五三九
震災應急復舊、復興費所要總額一覽	五三一

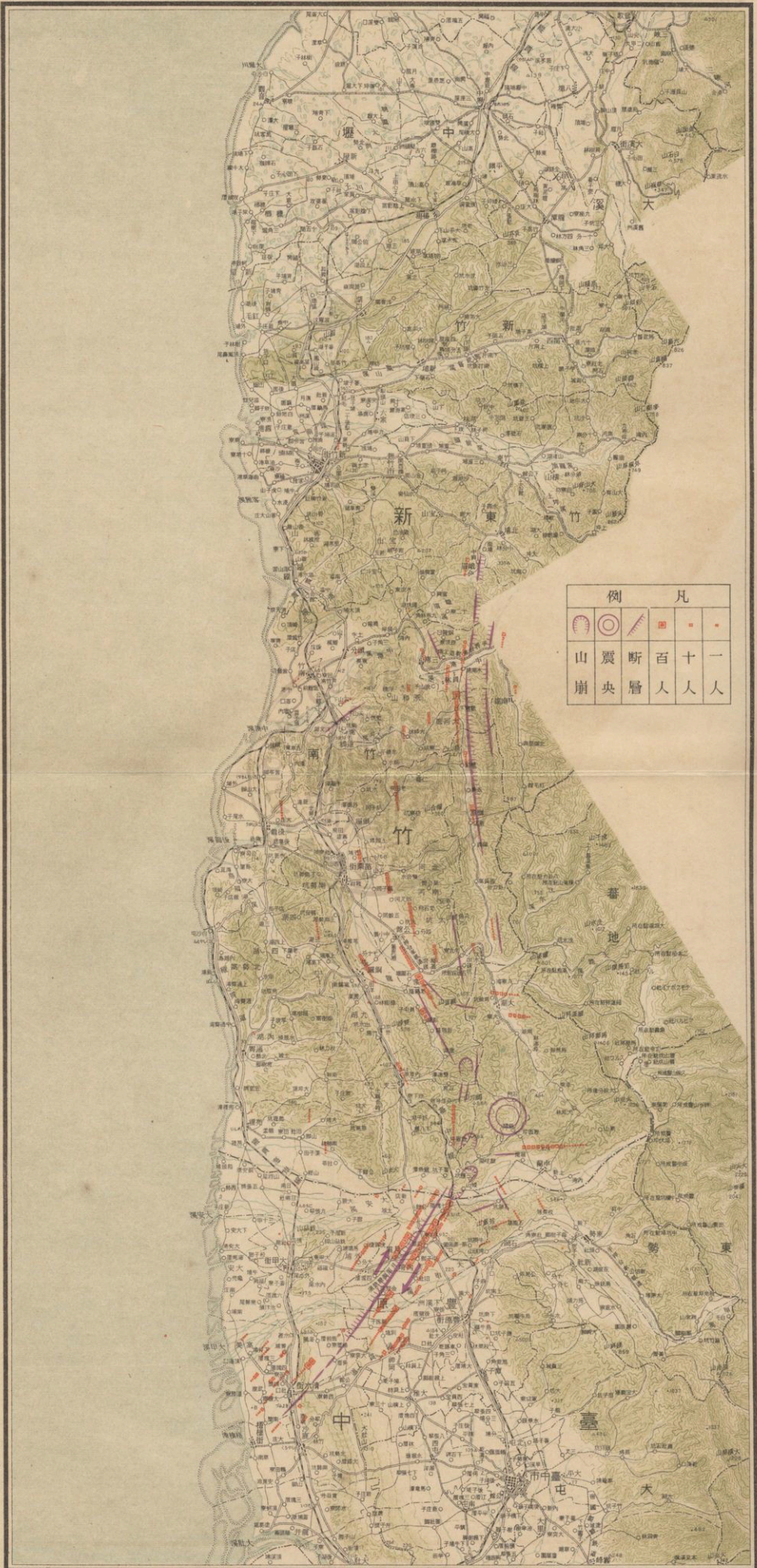


昭和十年臺灣地震震害地域地質調査報告	臺北帝大地質學教室	一
昭和十年の臺灣の烈震に就て	今村 明 恒	八一
臺灣の家屋と地震	佐野 利器	九三
臺灣中部震災に於ける家屋の被害に就て	井手 薫	一〇三
建築上より見たる中部臺灣の震災(附口繪寫眞說明)	白倉 好夫	一〇八
臺灣地震史	西村 傳三	一二一
十七日新竹州下の強震		
一般狀況		一
聖恩廣大		八
被害狀況		一〇
應急措置		一一
救助救療狀況		二九
		三〇



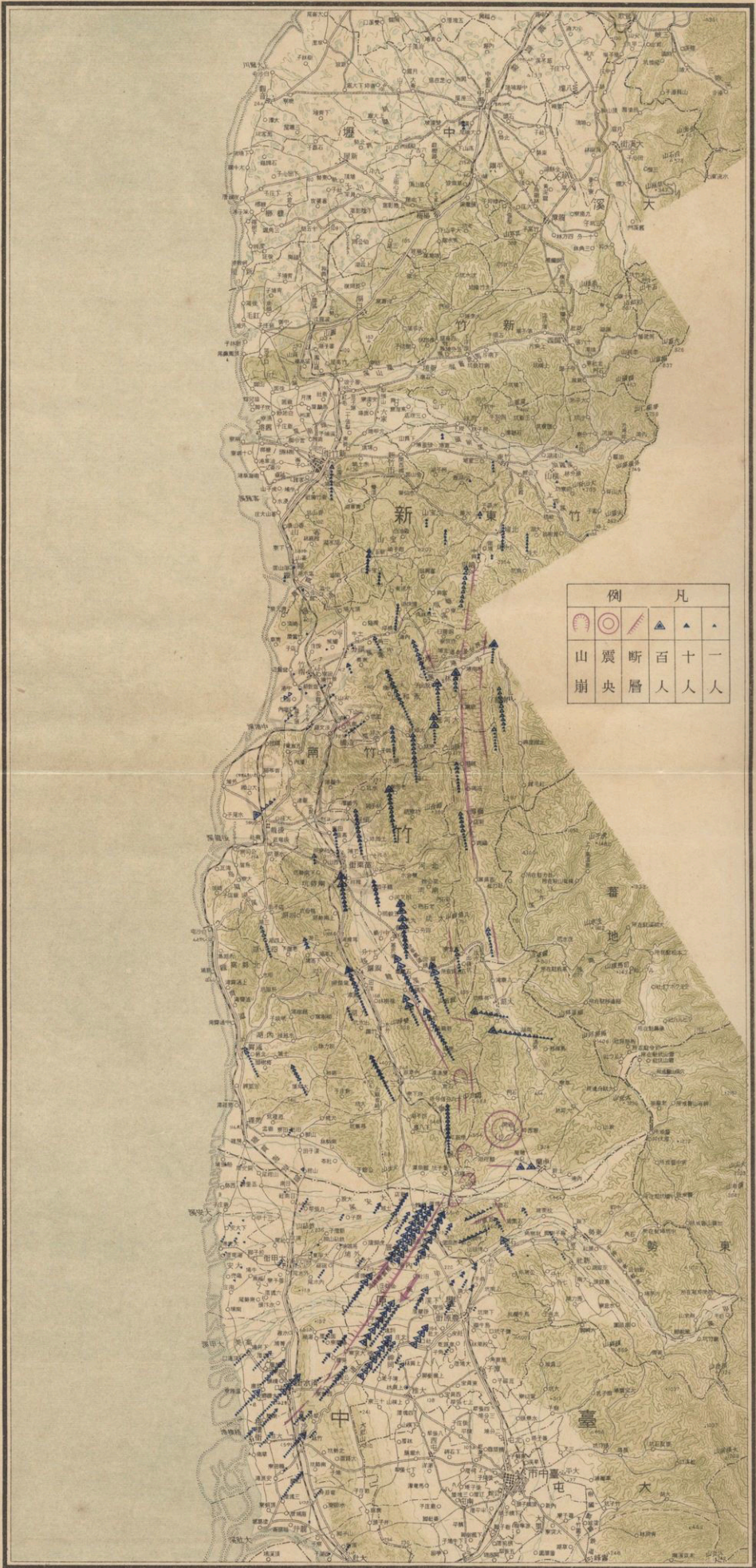
地震災區 ■

震災被害圖



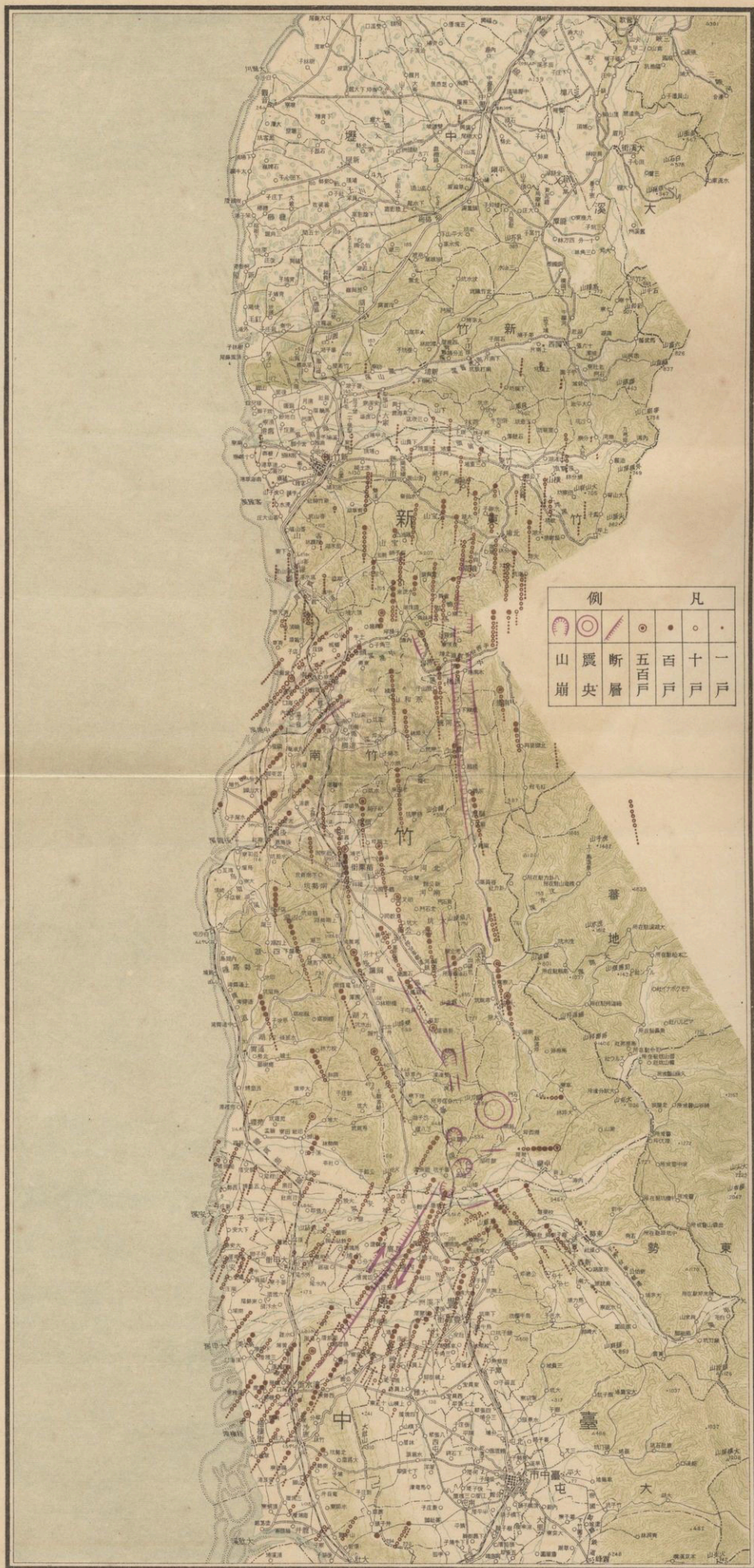
例		凡		
山崩	震央	斷層	百人	十人
				一人

震 災 被 害 圖



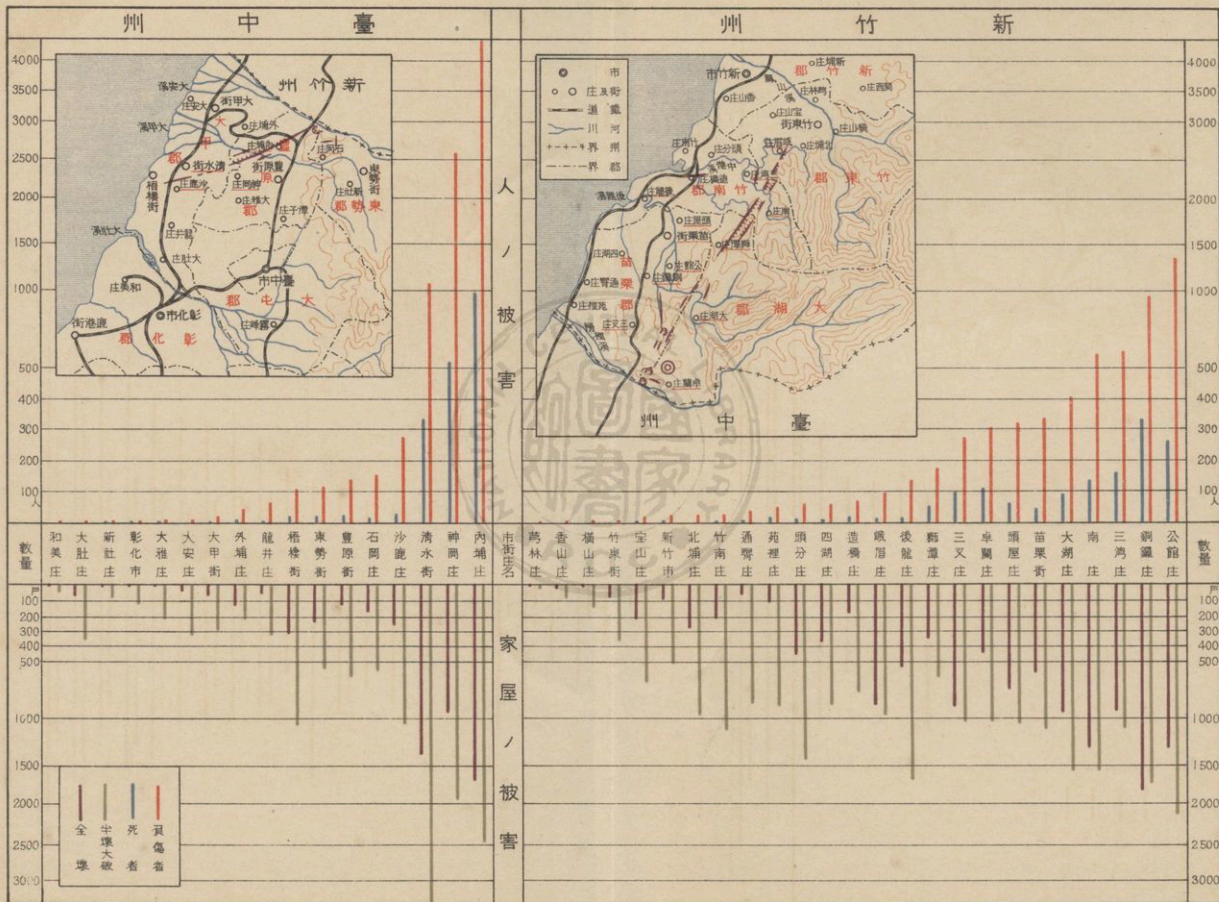
例		凡		
山	震	斷	百	十
崩	央	層	人	人

(屋家壞倒) 圖害被災震

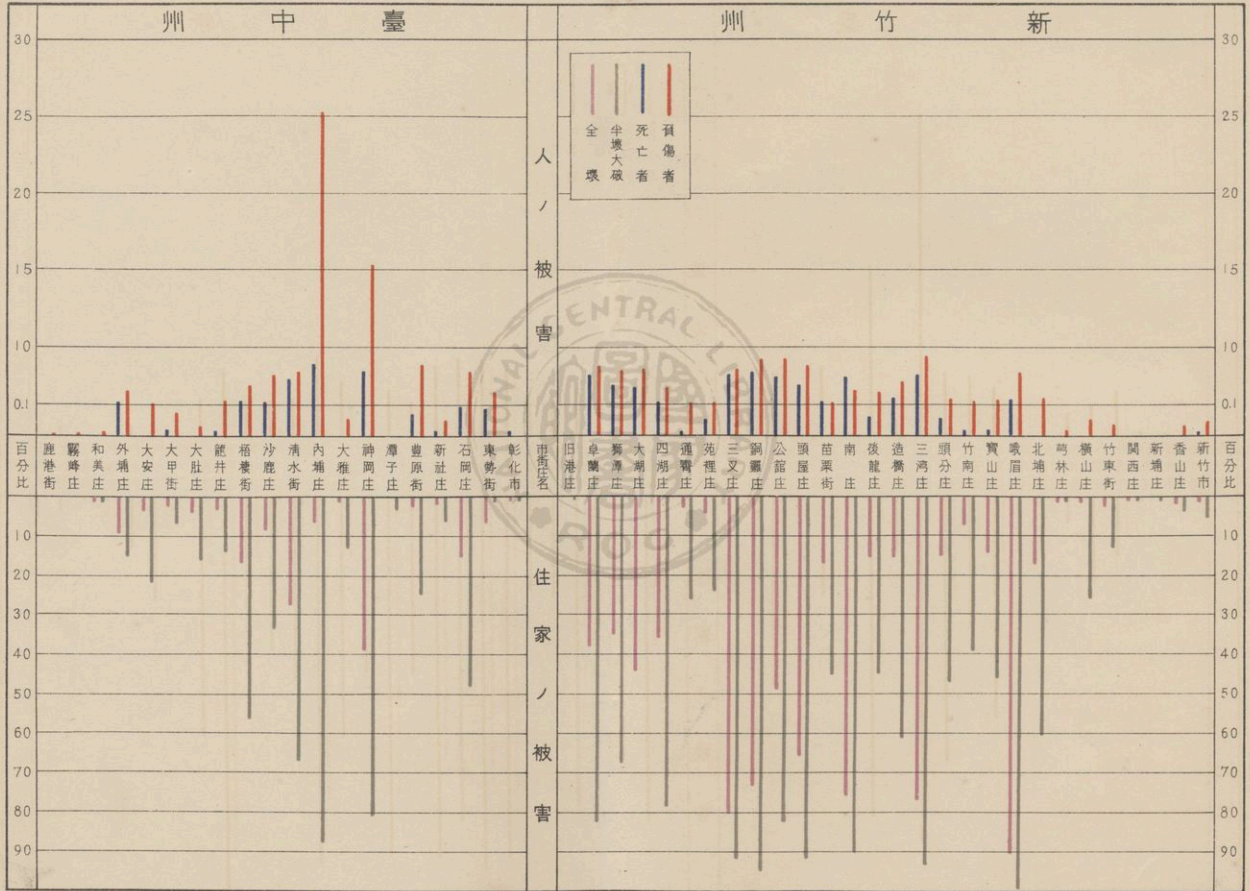


例		凡	
山崩	震央	五百戶	十戶
			一戶

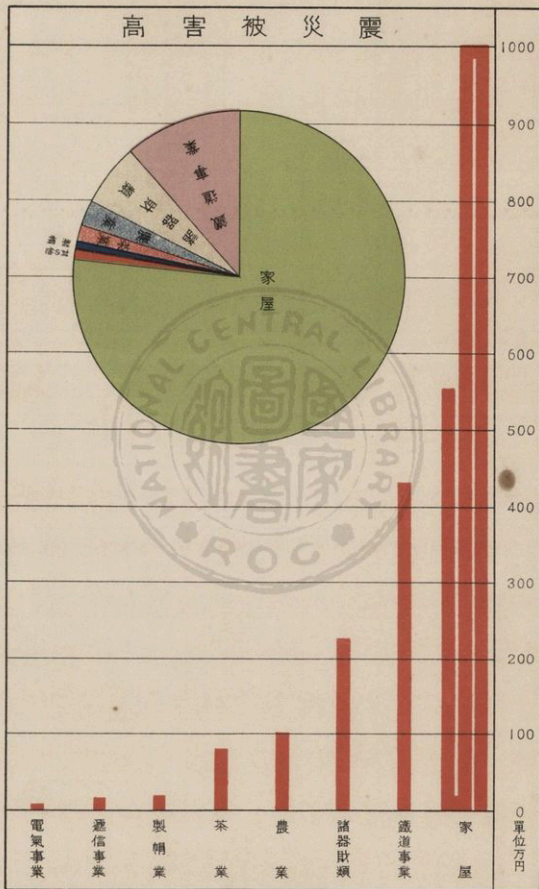
新竹州被害表



被 害 表 (比百分)



震災被害高



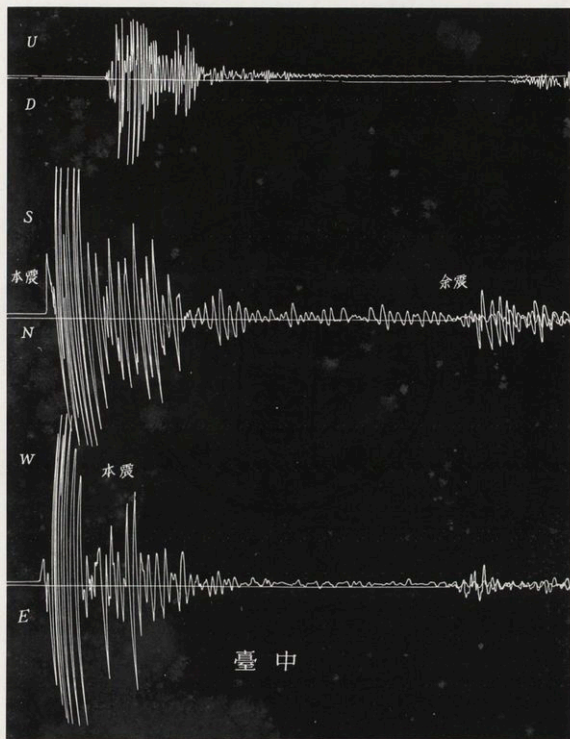


(室議會府督總於) 達傳之旨聖從侍江入



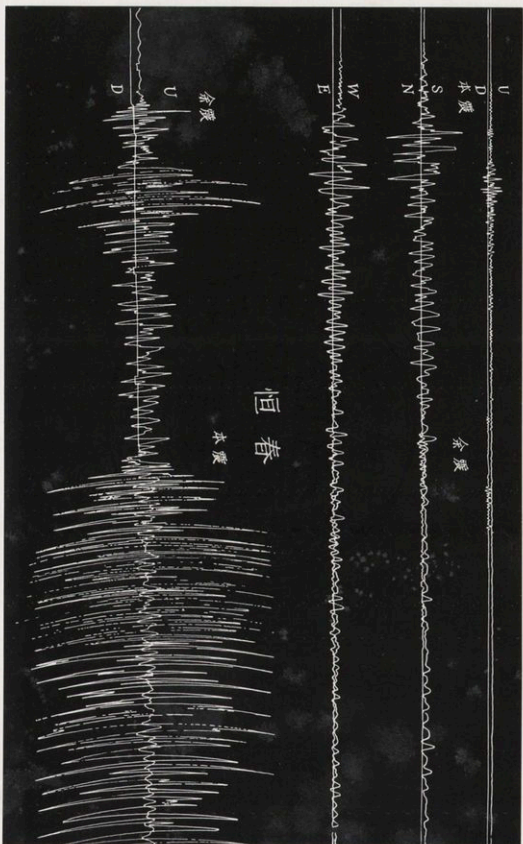
震災を報じた諸新聞

(1) 象記震烈州兩中臺・竹新



(象記計震強;中臺)

(2) 象記震烈州兩中臺・竹新



(象記計震地トルヘーイウ及計震強；春恒)

長野

L

E

W

L

S

N

八丈島

P

S

N

S

P

E

W

S

福岡支台

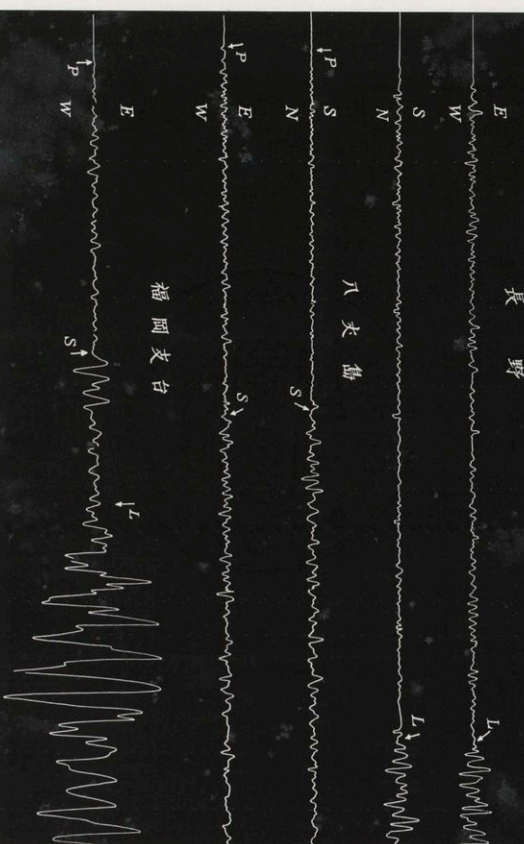
E

W

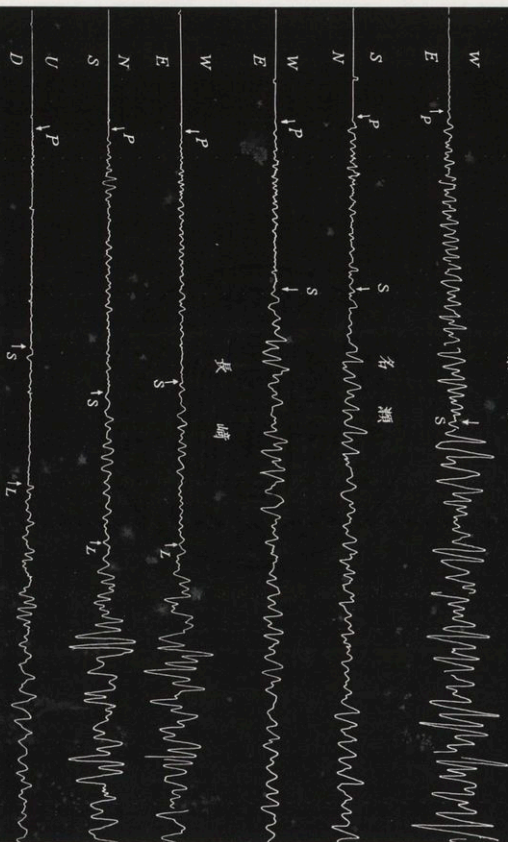
S

L

P



東京



(象記計震地トルヘーイウ ; 崎長, 瀬名・象記計震地カンイマ ; 京東)



神岡新庄子に於ける斷層の一部



四塊厩道路に現れた階層水平
移動三〇糎



石圍庄九房層の龜裂よ
り地下水を噴出す



四塊厩水田畔道の水平
移動（五〇糎）



層斷大の庭々校學公埔内



層斷の方東場車停里后



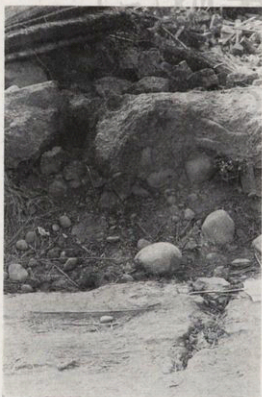
層斷たれ表に田水間中の脚子屯と社舊庄埔内



層 斷 の 坑 壁 石



(動移へ北東極七三脚橋) 群層斷の社舊



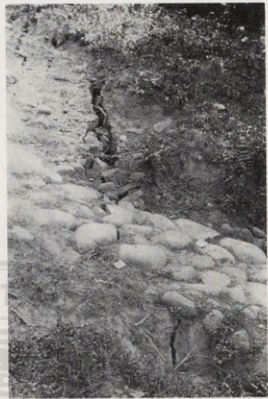
壊倒屋家の上層斷子庄新



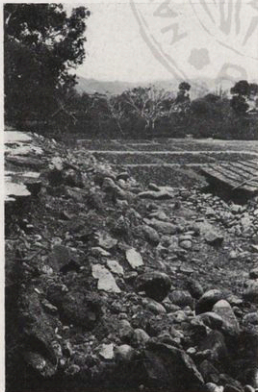
群層斷行雁 校學公埔内



丘砂出噴の館公寮圳



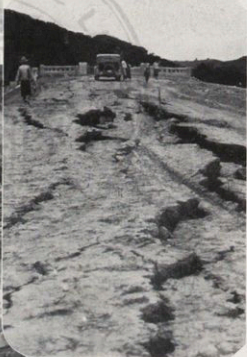
層斷の坂返見ルネント八第



層斷の庭校學公埔内



(種四さ高) 丘出噴泥の社舊



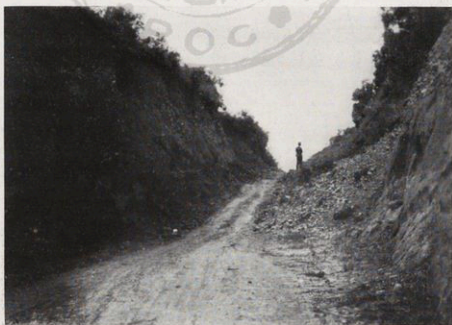
右上 新竹市街の龜裂
 下 縱貫道路の龜裂
 南港橋附近その一
 左上 縱貫道路の龜裂
 その二
 中 頭分庄珊瑚湖
 下 南庄三灣の古廟



大安溪南岸の崩崖



獅潭庄東方中山の斷層



銅鑼と老鷄隆の中問崖崩

大安溪の大崩れ(中腹より溪底へ)



新庄子大甲溪岸の崖崩れ



觀音山の山崩れ



大安驛ホムム線の龜裂



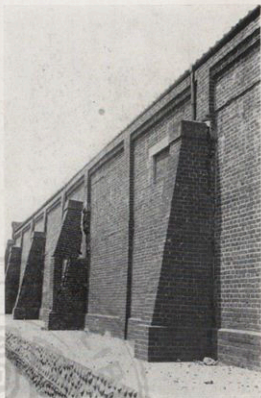
月野中線鐵道屈曲

臺中線第八トンネル
北口の鐵道陥没





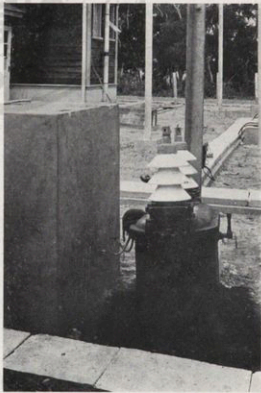
曲屈道鐵の口南ルネット8第線中豪



害被の庫倉所糖製眉月



位偏の所電發眉月



器壓變の所電發新眉月るせ落類



神岡公學校門
柱の倒壊



后里圳路の崩壊



后里圳路の崩壊

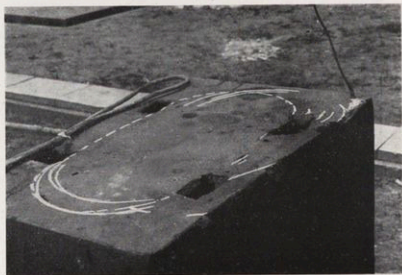
月眉神社の石燈籠の倒壊
(全部南)

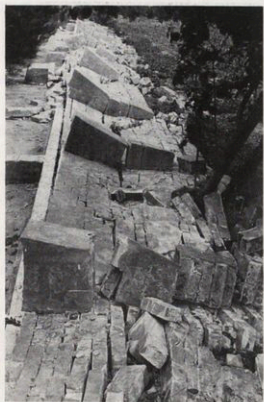


大安驛の大傾斜



月眉發電所の變壓器の
轉落及回轉の痕跡





公館派出所煉瓦塀の倒壊

石岡派出所煉瓦塀の倒壊



犁頭標農場家屋の移動



栗苗郡銅鑼庄銅鑼の俯瞰



銅鑼庄老鷄隆部落

苗栗郡



苗栗街北苗裏町



苗栗街南苗



苗栗街苗栗俱樂部



← 苗栗街本通り



→ 苗栗街罹災民の夕食

苗栗郡公館庄 ↓





前場役庄館公 庄館公 郡栗苗



塘圍石庄館公

苗栗郡銅鑼庄
銅鑼驛前附近



銅鑼庄銅鑼

銅鑼庄銅鑼



銅鑼に於ける救護
班の救助



三又庄三又部落



頭屋庄應援の救護班

竹東郡

北埔庄北埔



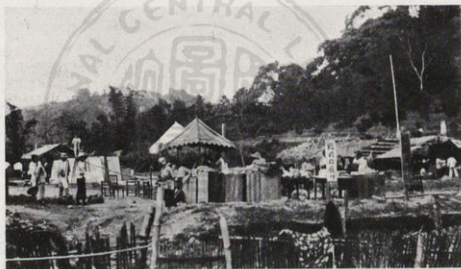
北埔庄北埔

北埔庄北埔廟前





峨眉庄峨眉



峨眉庄役場



峨眉庄峨眉

大湖郡に至る道路の崩壊



路上に
落下せる
岩石



大湖郡

大湖庄大湖表通り





大湖郡役所前通り



大湖庄大湖表通り



寺雲法利名の庄湖大

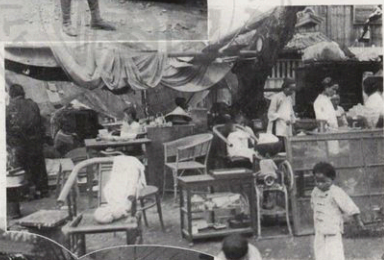


寺雲法利名の庄湖大

大湖の罹災民假小屋



警備する志兵



大湖罹災民の起居



大湖庄大湖公會堂前通り

大湖庄旭日旅館



大湖の復興家屋



竹南郡南庄入口



竹南郡南庄

埔南大 庄南↓



↑落部埔南大 庄南

埔南大 庄南↓



↑合組用信 埔南大



竹南郡

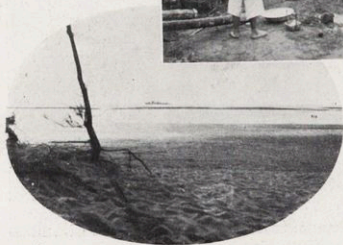
←大南埔の炊出し

→ 南庄の避難小屋



← 避難する
大南埔の部落民

→ 南庄の罹災民



← 通霄沖に碇泊する
救療艦 松島

後龍庄後龍

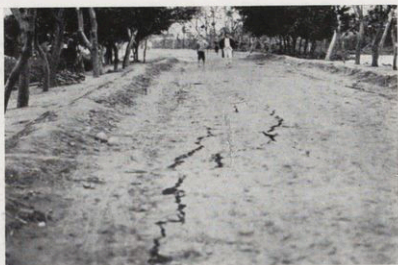


後龍庄後龍

後龍庄役場



後龍附近の縦貫道路



後龍庄後龍の炊出し

後龍北城門





食給の場役庄南竹



掛屋小の場廣庄南竹



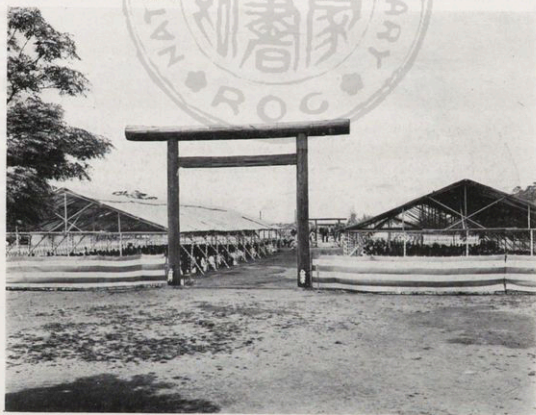
近附溪港中下山尖庄分頭



前場役庄分頭

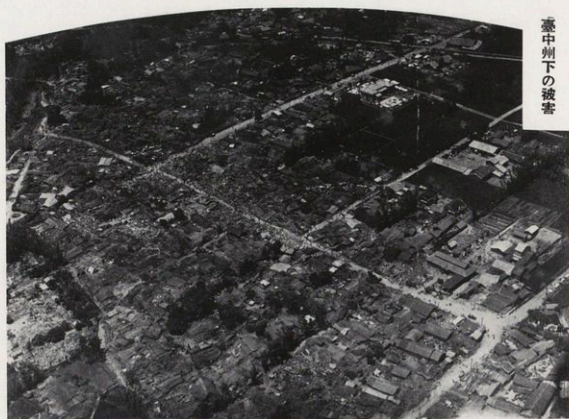


南庄公學校外野校業



新竹慰靈祭式場(苗栗街)

臺中州下の被害



豊原郡内埔庄屯子脚全景



内埔庄屯子脚



脚子屯庄埔内



脚子屯庄埔内

東京驛頭に於ける救済金募集



臺北看護婦隊の出發



日本赤十字社救護班の來援





屯子脚に慰問品配給



↑ 内埔庄役場の食料配給



→ 屯子脚の罹災者



← 屯子脚の炊出し



脚 子 屯 庄 埔 内



從侍江入の察視脚子屯庄埔内



橋の裏宅住長庄埔内脚子屯



所容收者災罹脚子屯

大安鐵橋附近



內埔公學校兒童



內埔庄附近
の填泥



內埔庄長の住宅



豐原郡



↑
内埔庄
屯子脚



救出
負傷者



↑
内埔庄下后里

→ 罹災學童に訓話を與へる
入江侍從



→ 内埔庄を巡視する
中川總督



罹災地向ふ愛國婦人
會臺中支部々員

神岡庄罹災者救護事務所



中川臺灣總督の巡視



内埔庄屯子脚





里 后 下 庄 埔 内



里 后 下 庄 埔 内



里后下庄埔内



り通前驛里后



內埔庄月眉派出所前



內埔庄下后里公民農業學校



内埔庄下后里に一家残れ半潰家屋



下后里災民を慰問する江侍



(通交の上屋家壊倒) 岡神庄岡神



近附廟岡神庄岡神



業作出救の團丁壯岡神庄岡神



出救の岡神庄岡神



子庄新庄岡神



子庄新庄岡神

→ 神岡庄役場へ
食糧運搬



← 神岡庄
新庄子の救出
作業



↑ 神岡庄新庄子の民
家



神岡新庄子赤十字救護班



神岡新庄子の慰問品配給

大安隧道



后里、下后里間
旱溪の橋梁



内埔庄下后里





豊原郡役所前の罹
災民 ←



↑
豊原街



→
豊原郡神岡
庄神岡の救
出作業

下后里の救出作業



豊原街



豊原街表
通り



豊原街表通





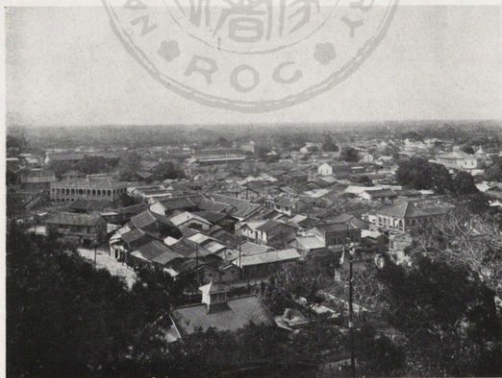
送輸者傷重へ院醫中臺



者傷負の院醫中臺



瞰 鳥 街 水 清



景 全 街 水 清



大甲郡清水街



清水街西勢



清水街



大甲郡役所裏の避難救護所



清水街の炊出しのそ



二のそ 同



← 清水街の児童達

→ 清水街本通り



← 大甲郡役所に於ける救護班



← 大甲街民の避難



清水街の女子青年團の出炊し



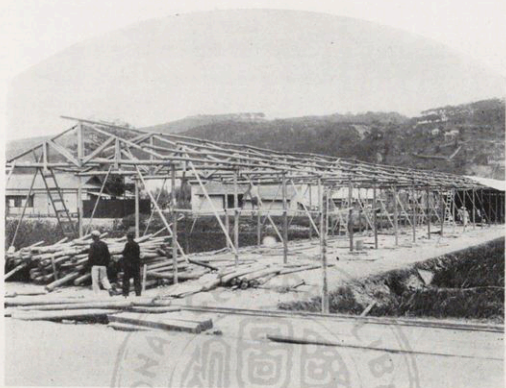
清水街の米配給



清水街救護事務所



清水街に於ける十字救護班



設建の所容收民災罹街水清



從侍江入の察視所難避民災罹街水清



櫛 樓 街 一 望



大 甲 郡 櫛 樓 街



梧 楊 街



梧 楊 街



所容收者災罹街樓栢



隊問慰社開新灣臺



大甲郡沙鹿庄沙鹿



沙鹿の表通り



鹿沙庄鹿沙



鹿沙庄避難所



石壁坑



石岡庄



石岡塔に於ける食糧の配給

東勢郡

石岡庄の住家





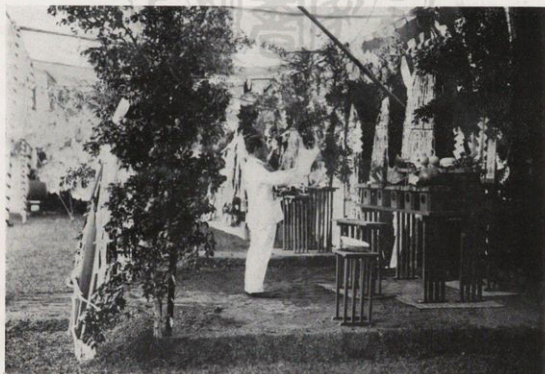
東勢郡石岡庄石岡萬通り



東勢郡石岡橋學公校に於ける米配給



前廳州中臺



(讀助文祭の事知下日)祭靈慰中臺

建築物の被害

→
①
新竹市内の店舗



←
②
新竹州南武德殿

→
③
新竹州南郡中港溪附近
の縦貫道路





新竹州竹南郡頭分庄
尖山下部落(その一)

←

④

同

→

(その二)

⑤



同

←

⑥

新竹州苗栗郡苗栗街の民屋





← 新竹州苗栗街苗栗俱樂部

⑦

→ 新竹州苗栗郡銅鑼庄
銅鑼部落 (その一)

⑧



← 同

⑨ (その二)





新竹州苗栗郡銅鑼庄
富士公學校々舎

⑩



新竹州苗栗郡銅鑼庄
老鶴隆部落

→

⑪



新竹州苗栗郡公館庄
石圍塘部落

⑫

→
 ⑬
 新竹州竹東郡北埔庄



←
 ⑭
 臺中州豐原郡內埔庄
 上后里
 農業公民學校校舍
 (その一)

同 →
 ⑮
 (115)





← 臺中州豊原郡内埔庄
内埔公學校々庭（その一）
⑬



→ 同校舎
⑭
（その二）



← 同校舎
⑮
（その三）



← 臺中州豐原郡内埔庄
屯子脚市場附近

19



臺中州豐原郡内埔庄
屯子脚の民屋

20



← 臺中州豐原郡神岡庄
神岡庄役場廳舍

21



臺中州豊原郡神岡庄
神岡部落

←

22



臺中州豊原郡神岡庄
神岡警察官吏派出所

→

23



臺中州豊原郡神岡庄の媽祖廟

←

24



臺中州豐原郡神岡庄の獨立
家屋

←

25



臺中州大甲郡清水市街

→

26



臺中州大甲郡清水街獨立
家屋

←

27



臺中州大甲郡清水街
清水公學校雨天體操場

← 28



臺中州大甲郡清水街

→

29

(その二)



同

← 30 (その二)

→ 臺中州大甲郡
清水街の民屋



臺中州大甲郡
清水街市場

← ㊸

→ 臺中州大甲郡清水街
李某住宅



→ 臺中州大甲郡梧棲街
民屋



← 臺中州大甲郡梧棲街
梧棲公學校今舍

→ 臺中州大甲郡
沙鹿庄役場廳舍



37



臺中州大甲郡沙鹿庄
警察官吏派出所

38



臺中州大甲郡沙鹿庄

地震篇

本震

昭和十年四月二十一日、午前六時二分頃、新竹州の南部から臺中州の北部にかゝり、突如轟々たる地鳴を前驅として激震が起り、爲に、臺灣としては未曾有の莫大な災害を生じたのであつた。此の日、天候は、全島的に下層雲多く、大部分曇で、澎湖は晴、恒春は快晴であつた。

驗震結果

中央氣象臺の驗震時報第九卷第一號によれば

臺北觀測所に於ては、發震時は二十一日午前六時二分一六・八秒であつて、初期微動繼續時間は一五秒、其の最大動振幅東へ一二、一〇〇ミクロン、南へ一六、三〇〇ミクロンであり、震源に最も近い臺中測候所に於ては、發震時は午前六時二分三・八秒であつて、初期微動繼續時間は四・三

秒、その最大動振幅、西へ二七、五〇〇ミクロン、南へ二

五、五〇〇ミクロンであり、阿里山に於ては、發震時午前

六時二分一四秒、初期微動一四・〇秒、最大動振幅東へ五、

五〇〇ミクロン、南へ七、九〇〇ミクロン。

花蓮港に於ては、發震時は六時二分一四・八秒、初期微

動一四・五秒、最大動振幅西へ六、五〇〇ミクロン、南へ

六、五〇〇ミクロンであつた。

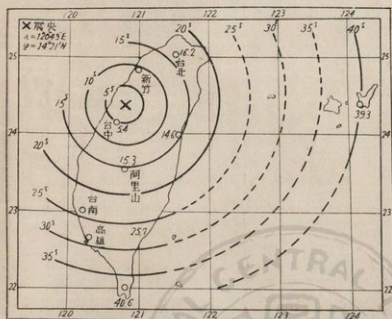
震央

觀測の結果に依る震央は、臺中の北々東約三〇軒

に當り、東經一二〇度四九分、北緯二四度二一分、即、新竹州の南部、關刀山の南南東約三軒、大安溪中流域に當り、震央に於ける發震時は、午前六時一分五七・五秒と推測されて居る。

又、震源の深さは極めて浅く、一〇軒以内と推測され

線動微期初等



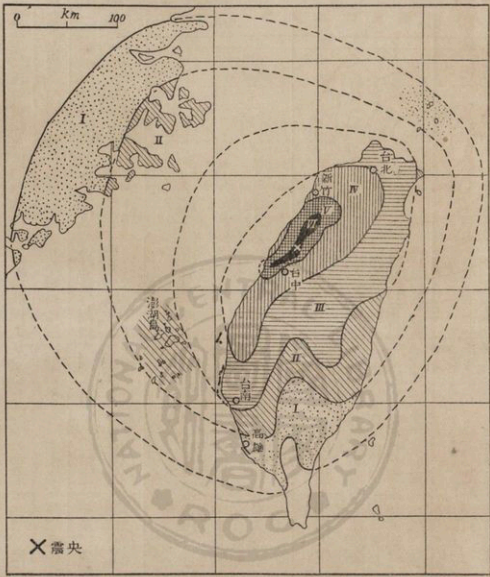
るあでのもたし示で秒を間時續續動微期初は字數

た。此處に言ふ震源とは、勿論地震波傳播狀況より定められたものであつて、此の地點のみより今回の地震活動の勢力の全部が生じたといふ譯ではない。新竹州の大湖、苗栗、臺中州の豊原、大甲諸郡に互る、かなり廣範圍の地盤

の變動を生じ、激震區域も亦之等諸郡一帯に及ぶものであるから、所謂震源地域は相當廣いものであらう。

震度分布及び強度 有感覺區域は、本島の南端、恒春附近を除いては全島に亘り、澎湖島から對岸福州、廈門附近まで伸び、その長半徑は約二七〇軒に達してゐる。然しながら、震央附近、即ち、新竹州の南部、及び臺中州の北部にあつては烈震であつたが、その震度に比すれば、有感覺區域は案外に狭く、稍顯著地震に屬する程度であり、震央から二六〇軒の恒春及び、三六〇軒の石垣島にあつては、地震動を全然人體に感じてゐない。従つて震央より隔たると共に震度は急激に減衰してゐる。

近年我國に於ける破壊的大地震である昭和八年三月三日の三陸沖の地震、大正十二年九月一日の關東の地震、昭和二年三月七日の北丹後の地震、昭和五年十一月二十五日の北伊豆の地震、明治三十九年三月十七日の臺灣嘉義地方の地震、同年四月十四日鹽水港の地震等は、いづれも、震源



- 烈震 VI
- 強震 V
- 強震の弱 IV
- 弱震 III
- 弱震の弱 II
- 微震 I

の深さが浅いと考へられて居り、今回の新竹、臺中兩州下の地震も其の點同様であるので、震度分布の狀況から地震そのものゝ大體の規模を比較する事が出来るのであるが、今回の新竹、臺中兩州下の地震は、その規模に於ては、三陸沖地震、關東地震は勿論、北丹後の地震に比しても遙に小さく、北伊豆地震よりも尙小さいとされる。又、それらの地震に比して、震度の距離による減衰が極めて急激であることが特異である。

今回の地震を往年の嘉義地

震度表

震度別	州・廳名	地	名
烈震	新竹州	(竹南郡) 大南埤、大月底 (太湖郡) 紙湖、新店 (苗栗郡) 老田寮、鶴子岡、公館、老鷄隆、新鷄隆、銅鑼、仁隆	
烈震	臺中州	(豐原郡) 后里、屯子脚、舊社、新庄子 (大甲郡) 大安	
強震	新竹州	新竹市 (新竹郡) 香山、(竹東郡) 寶山、竹東、北埔、峨眉、新城、大坪、上坪 (蕃地) 大益社、(竹南郡) 竹南、三灣、造橋、後龍、苦苓脚、南庄、紅毛館 (蕃地) 大東河、石壁、(苗栗郡) 苗栗、頭屋、白沙屯、四湖、五湖、烏眉坑、通霄、南和、山脚、三叉、出磺坑、魚寮坪 (太湖郡) 和興、八角林、桂竹林、大湖、南湖、校栗林、卓蘭、大坪林、(蕃地) 瀨戶、ベカー、汝水、橫龍山、高熊崎、司馬限、細道邦、馬那邦、大湖溪、日向	
強震	臺中州	(豐原郡) 豐原、神岡、月眉、(東勢郡) 東勢、中坑坪、石岡、(大甲郡) 清水、梧棲、沙鹿、大肚、頂大安、公館	
強震 (弱き方)	臺北州	臺北市 (海山郡) 土城、三峽、(文山郡) 龜山、リモガン、(羅東郡) 池ノ端 (中壢郡) 白沙岬、草漯、中壢、平鎮、(桃園郡) 新庄子、八塊、(新竹郡) 湖口、(苗栗郡) 苑裡、(大溪郡) 龍潭、八結、角板山、マメー、荳原、北坑、結城、タイヤカン、洗水	
強震 (弱き方)	臺南州	臺中、(彰化郡) 鹿港、彰化、(大甲郡) 大甲、日南、(東勢郡) 遠藤、明治、白冷、(員林郡) 員林、湖港西、(北斗郡) 竹塹、溪州、大城、(大屯郡) 霧峯 (南投郡) 三塊厝 (虎尾郡) 虎尾、土庫、(北港郡) 北港	

方の地震と比べて見ると、兩者は殆ど同程度と考へて差支へなく、又震度の減衰ぶりも互によく似てゐることは注意

に價する。又鹽水港の地震と比較すれば、今回の方が其の規模に於て稍小さいやうであるが、兩者に於ける震度の採

り方に幾分相違のある事も考へられるから、大體同程度のものであると思考される。即ち新竹、臺中兩州下の地震は、内地方面に於ける最近の地震に比較すれば、かなり小規模のものではあるが、臺灣に發現した地震としては、明治三十九年の嘉義地方の地震と共に、領臺以後に於ける最大級のものである。

地鳴及び方向 激しい地震動の前後に地鳴を伴ふことは屢々經驗される事であるが、今回の地震に於ても、地震直前、同時、或は地震後に地鳴を聞いて居る。

地鳴の音色に就ては「大砲の如き音」といふ報告が最も多く、且つ、その分布は、新竹州の獅潭斷層を中心とした區域に限られて居る。此の區域は、地鳴を最も明瞭に聴取した區域であつて、これを遠ざかるに従ひ、音色は次第に「遠雷の如き」又は「大風の如き」と不明瞭になつて居る。

地鳴の聞えた方向については、大略に於て、震源地方では地變の甚しかつた地方、殊に獅潭斷層方面からは是を聞き、

聴取區域全體から見れば、概して震源地方から聞いて居る事が窺はれる。次に地鳴を聞いた人数に就て調べると、獅潭斷層を含む新竹州南部は全員聴取區域になつて居り、又前者程其の音色は明瞭ではないが、臺中州南部、濁水溪の流域地帯に殆んど全員に聴取された區域がある。

大地震に伴ふ地鳴は本震よりもかへつて餘震の際に殊に甚だしい傾向があるが、此の度の地震に際しても、本震の際よりも餘震の時に地鳴は明瞭に聴取されて居る。

物體の轉倒方向 門柱、石碑、石燈籠等を主な對象物として、其他倒れ易き物體をも合せて其の轉倒方向を、震央及び主斷層と共に地圖上に記入して見て明かに認められる事は、(圖略)獅潭斷層紙湖附近を中心とした放射狀の轉倒方向と、屯子脚斷層兩側に於ける順轉倒(地面の移動方向と同じ向に倒れる事を順轉倒と云ひ反對の向に倒れる事を逆轉倒と云ふ)の状態である。

獅潭斷層附近の轉倒方向

- 一、頭屋庄以降—南四八度東に倒る。
 - 二、獅潭庄新店—北四〇度東の方向。
 - 三、南庄紅毛館南方山頂—南三〇度東に倒る。
 - 四、南庄部落—北五〇度東及び北六〇度東の方向。
 - 五、三彎庄大河北—北一〇度西の方向。
 - 六、南庄大南埔—北一〇度西の方向。
 - 七、獅頭山頂—北三〇度東へ倒る。
 - 八、峨眉庄富興—北三度東へ倒る。
 - 九、峨眉庄峨眉—北一〇度東の方向。
- 是等の方向を延長して見ると大體に於て、獅潭斷層の最も上下の差の大きかつた紙湖附近に集る。そして是等中心附近から大略二〇軒内外の所では、不規則ではあるが概して中心附近の轉倒方向と直角方向に轉倒して居る事が認められる。是は倒れたものが比較的轉倒し易い物體である故、中心附近から二〇軒位の所迄は縦波に依つて倒れ、此の範圍外では横波即ち主要動に依つて倒れた如く考へられ

る。又中心附近に於ける轉倒の範圍が斷層線を長軸とした楕圓狀を呈するとも考へられるのである。

屯子脚斷層附近の轉倒方向 屯子脚斷層近邊の轉倒方向は、斷層の水平移動の大であつた后里、屯子脚、舊社附近に於ては、物體の轉倒の方向が、地面の移動方向と一致して居る。即ち順轉倒をなして居る。是は此の斷層の生じた地面運動の初加速度が順轉倒をなし得る程度のもので、逆轉倒をなし得る程の初加速度はなかつた事が窺はれる。

今是を北伊豆地震の丹那斷層兩側に於ける轉倒狀態に比べれば、丹那斷層に於てもやはり順轉倒が行はれ、逆轉倒はなし得なかつたが、其の轉倒の範圍が斷層線から數軒の地點迄及んで居る。是に比して屯子脚斷層では順轉倒の行はれた範圍が其の側近にのみ限られて居るのである。

地 變

今回の地震に於て、廣汎な地域に亘り、多くの地變の現

れを見たのであるが、その主なものを挙げれば、新竹州大湖郡、獅潭庄附近に現れた斷層、及び臺中州豐原郡内埔庄を通る斷層である。

獅潭斷層 獅潭庄和興の東方約一杆の附近から北々東に



獅潭庄附近の紙湖の崖崩れ

眞直に伸

び、上大窩

を経て、紙

湖の東方約

一杆附近を

通り、南庄

大南埔の南

方に至る約一二杆の顯著な斷層であつて、今回の地變中最大のものである。

此の斷層は、十五程の溪谷を直線的に貫通し、其の東側は西側に對し沈下をなし、溪流、田圃中、落差の最大なる部分は、小東勢より三洽坑に至る間で、約三米に達し、山

腹及び稜線の部分は落差概ね五〇程程度であつた。而して此の斷層は水平の變位を殆んど伴はず、斷層面と水平面とのなす角は、約七〇度位で、西側に傾斜して居る。尙此の斷層が、大湖附近から北々東に伸びてゐる細長い第三紀白砂岩層中に現れた事は地質學上興味ある事實である。

此の斷層の延長と見るべきものが中港溪を越えて獅頭山の西方カシコール低地帯に於て再び斷續しつゝ、峨眉庄に及んでゐる。又之と略平行して東方約二杆の神卓山の稜線に沿ひ、延長約五杆の斷層が現れた。是も水平の變位は認められなかつたが落差最大六〇程に及び、東側が前述のものとは逆に上昇して居り、恰も此の兩斷層に挟まれた中間の區域が沈下したかの觀を呈してゐる。此外、三灣庄及び大湖庄の北方にも小規模な斷層が現れた。

屯子脚斷層 臺中州豐原郡下に現れた水平斷層で、内埔庄大安、后里、屯子脚、舊社を通り、大甲溪を斜斷して神

岡庄の新庄子を経て清水街大突寮に至る略東北東—西南西の方向に伸びた延長約一二杆に及ぶ可成り顯著なものである。而して最も明瞭に現れた部分は后里、屯子脚及び舊社で、何れも北側地塊が南側に對して沈下し、且つ東北東へ變位し、其の最大のもは后里北東五〇〇米の地點にある大日本製糖會社軌道附近に於て水平の喰違一米五〇種、落



屯子脚の大龜裂

差六〇種を測つた。后里以東は僅少ながら北側が反對に上昇してゐる。又舊社と新庄子間の大甲溪砂礫層には雁行龜裂が斷續し、大突寮以西には此の斷層の

延長と見るべき小陥落が沙鹿庄鹿寮附近に生じて居り、又大安以東には大安溪左岸(南岸)の石壁坑で大陥没を生じ、大安溪を越えて關刀山一帯の陥没地帯に連つてゐる。

陥没(複式地) 新竹

州の南部、關刀山附近

一帯の地域は、前記兩斷層間の中間地域を占め、陥没、斷層等の地變また著しく、特筆に値する。此の地域に於ける主な地變は、石壁坑(臺中州東勢郡石岡庄)の大陥没、十分(新竹州大湖庄)の大陥没、大窩(苗栗郡三叉庄)の大山崩れ及び新開(大湖郡卓蘭庄)の陥没並びに鷄隆、羌麻園其他の斷層等である。



内埔庄舊社の斷層
上下五尺 水平四尺



大安溪の大崩れ

石壁坑大陥没

これは大安溪南岸の臺北帝大農林専門部の演習林中の相思樹植林内に生じたもので、山頂には南北長さ約五〇米、東西の幅約二〇米の地域が、約五米沈下した。北側は大安溪に面して崖崩をなし、南東の山腹には三條の大龜裂があり、何れも河底に達して居り、幅約三米、深さ約六米に及んでゐる。

十分の陥没

此の陥没は哆囉咽溪の右岸十分の部落附近に生じたもので、陥没の全面積は約二甲歩に達する雄大な

もので、高さ約二〇〇米の山の尾根に生じたものである。

山腹の緩傾斜面に於て幅二〇米、長さ二〇〇米、落差約五米の沈下をなすものが四條あり、且つ是等の地面は無数の大龜裂に依つて截り裂かれてゐる。

大富の大山崩 此の陥没の全面積は約三甲歩に達し、長さ約五〇〇米、幅五〇米の造林地帯が溪谷に向つて崩落した極めて大規模なもので、崩落した岩盤の厚さは表面から



噴 泥

一〇米位に達してゐる。造林地帯のこととて、巨木が密生し、近寄る事が出来ず、詳細は不明であるが、附近部落民の談に依れば、地震後約四時間は大音響と共に崩壊を繼續した由である。

新開の陥没 哆囉囉溪の上流、新開の西方の水田に生じた陥没で、落差約一米、前記の陥没に比べれば小規模のものであるが、此の附近一帯の水田には至る處大龜裂を生じた。

噴泥水 土砂の噴出は、中港溪流域の沖積層地帯、殊に支流の峨眉溪兩岸地帯に最も多く、其の後龍溪流域及び屯子脚斷層線附近の數ヶ所の地點に見られた。以上の地域では、震動と同時に地下水と共に土砂が噴出し、其の最も旺盛なものは、頭屋庄老田寮のであつて、高さは一丈に及んだ。而して震動の収ると共に、地下水の噴出も弱まり、遂には圓錐狀の山形をなして所々に其の跡を残した。又最も甚だしき峨眉溪の兩岸地帯の如きは、到る處に大小無數

の噴出箇所があり、其の大きなものは、田圃中に、一間四方も稲作を埋没したのもあり、又字赤柯坪の附近にあつては、峨眉溪の左岸地帯では砂を噴出して稲作を枯死せしめ、右岸地帯では青泥を噴出して稲作の成長を明瞭に良好ならしめて居る。噴出された泥砂は青色、黒色及び褐色等であつて一様ではない。

地下水の異常については、當地住民は内地に於ける程井水を使用して居ない關係上、其の資料は極めて小數な爲、明らかではないが、苗栗以南の鶴子岡、公館、老鷄隆、新鷄隆等の地域に於ては地下水潤濁の異常を呈した。又特筆を要する事は、清水街水源地の湧水が、地震の一時間前、即ち二十一日午前五時頃から微濁したのを、水道水に依つて認めた事である。震後赤土色に變じたことに氣の付かない者はなかつたが、震前の微濁は一部の者の認めた處であつて其の眞偽は不明であるが、何等の原因なくして湧水が潤濁等の異常を呈した事は今後注意を要する事である。

新竹州

香山公學校

竹南郡

後龍公學校

後龍苗圃

三灣公學校

三灣派出所

造橋公學校

南庄公學校

南庄分室

苗栗郡

苗栗郡役所

五湖派出所

通霄公學校

頭屋派出所

頭屋公學校

山脚公學校

四湖公學校

苑裡公學校

公館派出所

新鷄隆派出所

鶴子岡公學校

大湖郡

香山庄海岸砂地に直徑、大は一米、小は五糧位の穴無數に生じ、泥水を噴出せり。高さ五〇糧に及び約二十分間繼續せり。

道路其他に濁水噴出し、井水の濁水せるものあり。

附近の田畑、道路等濁水の噴出十五分間程、二回あり。井水濁濁し四、五日の後濁水せるものあり。

三灣庄大字北埔の水田に暗黒色の液體噴出す。

田圃に泥水噴出せり。

田圃の所々に灰色の砂水を噴出し、山の如き形狀を呈す。

井水の湧出少量にして用水大不足を生ず。

濁水せり。

苗栗三叉地方にて井水一晝夜程濁濁せるものあり。老田寮の一部田圃中にて震動と同時に砂水噴出し其の高さ一丈に及びべり。震動の止むと同時に噴出も止り四、五ヶ所程砂の山を残せり。

地下水の湧出二ヶ所。黒色にして少量なるも一晝夜に及ぶ。

通霄溪兩岸の水田中にて濁水三十分間程噴出せり。

管内字天花湖地方にて地震時泥水噴出し泥山を作る。

山地方の水田にて黒色の泥水噴出せり。

砂水の湧出二十分間に及びべり。

所々の水田及び原野等にて地下水湧出一時間餘。

猫孟、湧水數ヶ所にして一晝夜に及ぶ。

井水赤色に濁濁三時間に及び翌日も薄濁す。

泉水濁濁す。

學校の井水一時間濁濁せり。

大湖郡役所
獅潭庄役場

烏色及び黄色の水湧出三十分間に及ぶ。水田中にて地下の泥土(青灰色)と乳白色の水湧出せり、谷間には鐵分を含有せる黄褐色の泥土湧出せる所あり。

和興派出所
(蕃地)横龍山警戒所

八角林六番地先の水田にて泥水一時間噴出せり。又井水の涸渇せるものありたり。地震直後上の烏温泉増水。硫黄分の流出ありたるも漸次減水し、硫黄分も減退せり。尙又同温泉下方にて四ヶ所新に同質の温泉を噴出せり。水量は温泉としては相當多量の方ならん。八五度以上尙噴出中。井水及び泉水の涸渇三日間。

竹東郡

大坪派出所
北埔庄役場
寶山公學校
峨眉公學校

大坪鎮泉地方に天然瓦斯噴出せり。井水の一部に涸渇せるものあり。旱天田に泥水二時間程湧出せり。水田中にて粘板岩の青砂湧出せり。

臺中州
大甲郡

清水水利組合

水源地の湧水は震後赤土色に變じ、三、四日間繼續せり。此の水源地よりの水道に、二十一日午前五時頃より、即ち地震一時間前より微濁せるを見たる者あり。海岸地方濕水地一帯に小地割を生じ濁水噴出し、又井水の涸渇終日に及べり。地割より濁水湧出箇所ありたり。

臺北州

宜蘭郡

頭圍公學校

海岸地方(大坑管)に於て一ヶ所ポンプ井戸に涸渇を生ぜり。

七星郡

士林園藝試驗所

水道水の涸渇一晝夜半。

高雄州

旗山郡役所

地震前日河水減少せり。

其他、大湖郡蕃地「上の島」温泉に於ては、温泉の増水及び新に温泉の湧出箇所を生じ、又、竹東郡北埔庄大坪部落に於ては、地震直後、鑛泉の湧水が高さ三〇〇程に及び、其の附近數ヶ所からは天然瓦斯を噴出して、是に點火すれば數十種の焰をあげて燃焼したと云ふ。

餘震

今回の地震が大規模な餘震を伴つた點に於て又特筆すべきであり、餘震に依る被害も著しい數に上つてゐる。餘震の主なものとは四月二十一日午前六時二十六分頃の中港溪中流の稍顯著地震、五月五日午前七時二分頃の後龍溪中流の小區域地震、及び七月十七日午前零時十九分頃の後龍溪河口附近の稍顯著地震で、就中七月十七日の強震は新竹州下に死傷者二百九十名を出し、餘震中最大のものであつた。

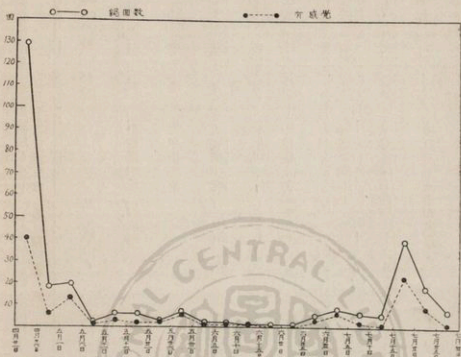
詳細は卷末に附録した事であるが本餘震の概略を記せば、地震計による觀測及び實地踏査の結果から、震央とし

て、東經一二〇度四九分、北緯二四度二一分、即ち新竹州南部の關刀山南々東約三軒の地點を得たのであるが、之は地震波傳播の取扱便宜上定められた地點であつて、地表面に現はれた斷層、陷没等の地殼變動が極めて廣汎な地域に亘つて生じた事から考へて、事實上の震源（地震勢力發生の源）は可成りの大きさを有つてゐた事と考へられる。従つて其の餘震の分布も可成りの廣範圍を占め、北は新竹州鳳山溪流域から、南は臺中州大肚溪流域に及ぶ半徑約五〇軒の地域を占め、主として後龍溪流域、中港溪流域及び大安溪流域に分布密度が大となつてゐる。

本年七月末まで約百日間に發現した餘震の減衰狀態を次に示す。左圖は各五日間の餘震回數を縦軸にとり、其の五日間の最後の日付を横軸に記入したもので、是等に依れば七月前半までは順調に減衰してゐるが、七月十七日の新竹州下の強震に依り再び回數を増し同月末に至り漸く平靜に歸してゐる。而して此の間の餘震回數は總計實に二百八

十回に達し、此の中、有感覺のものは百二十回に及んだ。

新・竹・臺・中・烈・震の餘震回数圖



尤も無感覺餘震は臺中又は臺北に於ける微動計に依る觀測で、震央地方に於ける微動計の觀測を缺いてゐる爲に事實上は此の表中の無感覺地震回数より遙かに多數に上つてゐる事は明かである。餘震中規模の比較的大きいものを挙げれば、稍顯著地震が二回、小區域地震が十三回となつてゐる。そして今回の烈震の餘震回数は此の種の破壊的大地震としては比較的尠い方で、今二、三の既往大地震と本震後三十日間の餘震回数につき比較すると

餘震回数	地震別	
	昭和五年 二月北伊豆地震	昭和六年 九月西培玉強震
本震後三十日間の有感覺餘震回数	一七六	九六
本震後三十日間の餘震總回数	一、五七六	四〇三
		昭和八年 三月三陸月新竹・臺中烈震
		三
		一八〇

即ち規模に於て今回の烈震より幾分大きいと考へられる北伊豆地震に比べると有感覺餘震の回数は其の約三分の一、有無合計回数に於て其の約九分の一にしか過ぎぬ。之は古來本島西側を襲ふ破壊的大地震の特徴で、餘震回数の

比較的少數であるのに反して強震程度の大地震が數年間群をなし相亞いで發現する、換言すれば比較的規模の大きい

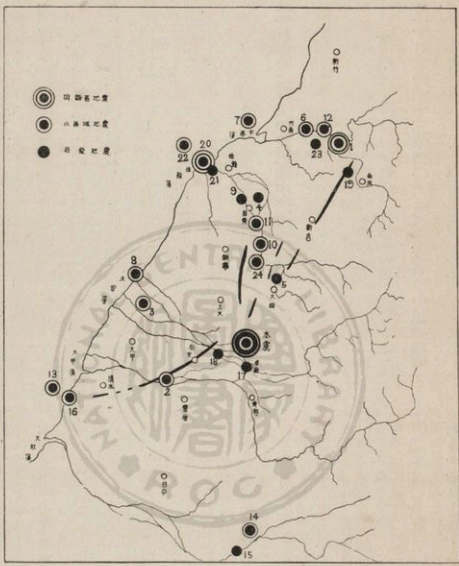
續震の多い事は注意に値する。

主なる餘震表

發震時	種別	震		央		記	事	附圖 番號
		地	名	東經	北緯			
四月二六二五時分	稍	中港溪	中流三灣附近	二一〇・九度	二四・七度	臺東廳及高雄州を除く本島大半及福州方面に感じ震央附近は烈震程度、被害を生ず		一
二二六五九	小	大甲溪	下流	二一〇・七度	二四・三度	臺北より阿里山に至る本島西側に有感。(微震) 臺中・臺北・阿里山		二
二二四四六	小	大安溪	下流	二一〇・六度	二四・西度	(微震) 臺中・臺北		三
二二一九〇一	局	後龍溪	下流苗栗附近	二一〇・八度	二四・七度	(微震) 臺中・臺北・弱震(弱き方) 新竹		四
二二一〇〇一	局	後龍溪	上流	二一〇・八度	二四・六度	嘉義より臺北に至る本島北西半部に有感。強震(弱き方) 苗栗・竹東・弱震(弱き方) 臺北・新竹。(微震) 臺中・阿里山・嘉義・宜蘭・鼻頭角。震源の深さ約一〇軒		五
三三三一二	小	中港溪	下流頭分附近	二一〇・九度	二四・六度	(微震) 臺北		六
三三二一〇五	小	中港溪	河口約二〇軒沖	二一〇・六度	二四・五度	阿里山以北の本島北半に有感。強震(弱き方) 竹東・銅鑼・弱震(弱き方) 臺北・新竹。(微震) 臺中・阿里山・花蓮港。震源の深さ約二〇軒		七
三三二一〇	小	大安溪	河口附近	二一〇・六度	二四・五度	嘉義より臺北に至る本島西側にのみ有感。(微震) 臺北・臺中・集々・嘉義・土庫・平鎮。深源の深さ一〇軒以内		八
五月一三〇七時分	局	後龍溪	下流苗栗附近	二一〇・八度	二四・七度	(微震) 臺中・新竹・苗栗附近は強震(弱き方) 程度を感じ山崩を生ず		九
五七〇一	小	後龍溪	中流公館附近	二一〇・八度	二四・五度	阿里山より臺北に至る本島北西半部及臺東附近有感。震央附近強震、被害あり		十

更には等の震央を地圖上に記入しその分布状態を見ると 互つて發現し、中港溪、後龍溪及び大安溪の流域で比較的分布密度が大となつてゐる。

新竹・臺中・烈震餘震分布圖



右圖のやうになり前述の如く半徑約五〇杆の廣汎な地域に 峨眉庄、三灣庄附近に可成りの被害を生じたもので本震と

又餘震の震央の大部分が本震のそれよりも北方に偏在して居り、本震の震央附近及びその南方には五月三十日大肚溪中流域に發現した小區域地震及び六月七日梧棲附近に發現した小區域地震の外、殆ど見るべきものはなかつた。

次に是等餘震の中、特に規模の大きいものに就いて記述すれば、
四月二十一日六時二十六分頃の中港溪中流域の稍顯著地震 この地震は本震後僅かに二十四分の後に發現した烈震で、新竹州竹東郡

混同してゐる爲、被害数を擧げる事は出来ないが、本震に依り半壊程度の家屋で、この餘震の爲に全壊したものも多數に上つた。

次に本震と其の規模を比較する爲に本震の場合と此の餘震の場合と略震央距離を同じうする花蓮港に於ける強震計記象の振幅に就て比較して見ると、此の餘震の規模が本震のそのの大體四割強程度であると考へる事が出来るが、大地震の餘震がかゝる大きな規模を以て本震直後に發現する事は極めて稀である。

五月五日七時二分頃の後龍溪中流小區域地震 此の地震

は新竹・臺中兩州及び臺北州西半、臺南州北半に亘つて感覺され、更に臺東附近に於ても微震を感じたもので、震央に近い後龍溪中流域では強震程度、可成りの被害を生じた。

五月三十日三時四十三分頃の大肚溪中流域の小區域地震

此の地震は餘震と考へるより寧ろ續震とする方が至當かも知れないが、此の震央が比較的四月二十一日の本震と近く

(約四〇軒南方) 且つ未だ餘震が終熄しない中に發現した事に依つて假に是を餘震として記すが、此の地震は嘉義以北の本島大半に人身感覺のあつたもので、震央附近の大肚溪中流域では強震(弱き方)を感じ、輕微な被害及び小地割れをさへ生じた。

驗測の結果による震央は東經一二〇度五〇分、北緯二四度五分即ち臺中州大肚溪中流大橫屏山附近に當り、震源は極めて淺い。尙此の地震に際し臺中州南投街及び草屯庄土城に於て異常光の觀測された旨を報告されたが、本島に於て此の種の觀測は今迄殆どない。

六月七日十時五十一分頃梧棲附近の小區域地震 此の地

震は臺南より臺北に至る本島西側にのみ人身感覺のあつたもので、震央附近に於ては強震(弱き方)程度であつたが、被害は可成りの數に上つた。

七月十七日〇時十九分頃後龍溪河口附近の稍顯著地震

此の地震に就ては詳細を附録する。

被 害 篇

地震による被害は北緯二四度から二五度に亘る南北約一

〇〇軒、海岸より山岳地方に至る東西約四〇〇軒の廣汎な地域に及んでゐる。震災地方の概様を記せば、臺灣の西部中央に位し、新竹、臺中兩州下に亙り、北は頭前溪、南は烏溪の中間一帯、中港、後龍、大安、大甲各溪の流域であり、此の面積は約三百五十方里と目されて居る。

新竹州の苗栗郡下、臺中州の豐原、大甲郡下には平野が多く、土地は豊穰であるが、それ以外は概して山地である。此地域の居住民數は約九十三萬人であつて、郡役所々在地には相當數の内地人が在住するが、他は全部本島人であつて、平地には福建系統、山地には廣東系統が多い。住民は一般に農をもつて本業とし、主要産物を挙げれば、米、茶、砂糖、青果、甘藷、落花生、紙帽等であつて、殊に豐原郡下は葫蘆墩米の産地として有名であり、大甲郡下

は紙帽の製産が盛んである。

鐵道は幹線が南北に走り、竹南・彰化間は臺中、海岸の二線に岐れ、道路は沿線各驛を中心として發達し、自動車、臺車等の便がある。然し新竹州の南部は山地であり、交通は割合に不便である。

人

新竹州下の被害地は一市、七郡、三十三街庄、臺中州下にあつては、一市、五郡、二十六街庄及び蕃地の一部であつて、地震の爲に死亡した者、三千二百七十九人、負傷者は一萬一千九百七十六人であつて、死傷者の合計は一萬五千二百五十五人である。

死者は、内地人八人、中華民國人十七人であつて、其の他は全部本島人である。

死亡者總表

區別	內地人		本島人		外國人		計
	男	女	男	女	男	女	
新竹州	二	一	六、六〇	七、七二	四	四	本島人(男) 二、三
臺中州	二	二	七、九八	一、〇九	八	一	本島人(女) 二、五
合計	五	三	一、四、四七	一、八、三五	二二	五	本島人(男) 八、六

備考 一、×印は蕃人を別記したるもの

二、外國人は全部中華民國人なり

死亡者細別表

區別	內地人		本島人		外國人		計
	男	女	男	女	男	女	
新竹州	二	一	六、三九	七、二七	四	四	本島人(男) 二、五
新竹郡	二	二	二	二	二	二	本島人(女) 一
新東郡	二	二	二	二	二	二	
竹東郡	二	二	二	二	二	二	
峨眉庄	二	二	二	二	二	二	
寶山庄	二	二	二	二	二	二	
合計	二	一	六、三九	七、二七	二二	二	本島人(女) 一

大	四	通	苑	三	銅	公	頭	苗	苗	南	後	造	三	頭	竹	竹
湖	湖	霄	裡	叉	鑼	館	屋	栗	栗	郡	庄	庄	庄	庄	庄	郡
郡	庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄	街	街	庄	庄	庄	庄	庄	庄	郡
						二			二							
						一			一							
106	六	三	一	四	一六	一一	三三	一九	三六	五三	10	一四	六九	三	二	一五〇
x																
113	四	一	10	五六	一六五	一五五	五五	一七	四三	七一	五	八	八三	七	一	一七五
-						一	一	一	二	一						一
					一			一	二	一			一			二
110	六	三	一	四〇	一六一	一一四	三三	二〇	五六	五五	10	一四	六九	三	二	一五二
x																
117	四	一	10	五六	一六一	一一四	三三	二〇	五六	五五	五	八	八四	七	一	一七
x																
113	10	四	二	六	三七	二〇	六	六	七九	一三	一五	三	一五	〇	三	三六
本		本	本	本	本	本	本	本	本	本		本	本		本	
鳥		鳥	鳥	鳥	鳥	鳥	鳥	鳥	鳥	鳥		鳥	鳥		鳥	
人		人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	人		人	
女	男	女	男	女	男	女	男	男	女	男	女	男	女	男	女	男
二〇	四	一一	二	六	三	八	五	二	二	七	三	四	二	一一	五	四

臺											區								
新	石	東	東	大	霧	大	島	南	西	北	大	彰	蕃	卓	獅	大	別		
社	岡	勢	勢	里	峯	平	日	屯	屯	屯	屯	化	中	蘭	潭	湖			
庄	庄	街	郡	庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄	郡	市	州	地	庄	庄	庄		
													三				男	內地人	
													二				女		
一	一	七	九										七九八		四七	三三	四	男	本島人
	七	三	九										一〇六		五〇	一三	五	女	
													八		一		男	外國人	
													一				女		
一	一	七	九										八〇九		四	三	四	男	計
	七	三	九										一〇一		五	一三	五	女	
一	八	九	元										一〇〇		一	四	五	計	
本	本												本	本	本	本	し負 た後 る死 數亡		
島	島												島	島	島	島			
人	人												人	人	人	人			
女	女												女	女	女	女			
二	二												二	二	三	一			

死亡者老幼別總表

區別	六十歳以上		中年者		小公學校兒童		幼年者		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
秀水庄										
花壇庄										
芬園庄										
區別	内地人	本島人	外國人	計	計	計	計	計	計	計
合計	男 二一四	女 二二〇	男 三六四	女 三六〇	男 二一七	女 二二〇	男 九六	女 二二五	男 二七五	女 二七五
新竹州	六六	一一四	一八三	二一五	三三八	三六三	五七	三三	八〇	三六九
臺中州	六六	一一四	一八三	二一五	三三八	三六三	五七	三三	八〇	三六九
合計	六六	一一四	一八三	二一五	三三八	三六三	五七	三三	八〇	三六九
備考	一、○印は内地人、△印は中華民國人、×印は蕃人を示し別記したるもの									
	二、本表中、中年者は十四歳以上六十歳未滿の者、幼年者は十四歳未滿の者とす但し小公學校兒童は該當欄に計上せり									

し負
た後
る死
數亡

死亡者老幼細別表

區別	新 竹 州											
	苗栗郡	南庄	後龍庄	造橋庄	三灣庄	頭分庄	竹南庄	竹南郡	寶山庄	峨眉庄	竹東郡	新竹市
六十歲以上	四	一	一	一	一	一	三	一	一	一	一	六
女	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二四
計	九七	一四	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一八二
中 年 者	△ 一四	△ 一〇	一	一	一	一	一	△ 一七	一	一	一	△ 一五
女	〇△ 一四	三	二	四	七	三	一	四	二	二	一	〇△ 一六
計	〇△ 一三	△ 一三	三	六	九	三	二	△ 一六	三	三	一	〇△ 一四
小公學校兒童	七	六	一	一	一	一	一	六	一	一	一	五
女	一五	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
計	四	八	一	一	一	一	一	〇	一	一	一	八〇
幼 年 者	〇△ 二一	△ 二九	三	八	〇	三	二	△ 八	三	三	一	△ 一三
女	△ 一〇	△ 一六	三	四	一	五	二	△ 一七	一	四	五	×〇 一三
計	〇△ 二二	△ 一六	一	一	一	一	一	△ 一八	一	七	八	×〇△ 二二
合 計	〇△ 二二	△ 一五	一	一	一	一	一	△ 一五	一	四	四	△ 二二
女	〇△ 一三	△ 一七	五	八	一	八	七	△ 一七	一	九	一〇	×△ 二二
計	〇△ 三三	△ 一三	一	一	一	一	一	△ 一三	一	一	一	×△ 一八

被書篇

臺 中 州	蕃 地	卓 蘭 庄	獅 潭 庄	大 湖 庄	大 湖 郡	四 湖 庄	通 霄 庄	苑 裡 庄	三 叉 庄	銅 鑼 庄	公 館 庄	頭 屋 庄	苗 栗 街	區 別		
														男	女	
六六		三	四	七	四				五	一六	八	三	二	六十歲以上	男	六十歲以上
二六		二	四	七	三			三	六	二九	一九	六		六十歲以上	女	六十歲以上
一八三		一四	八	一四	六			三	二	四五	二七	九	二	計	計	六十歲以上
△ 三三三		△ 一四	△ 二	△ 七	△ 一三			△ 一	△ 一	△ 三	△ 一六	△ 五	△ 五	男	中	中
△ 三六九		△ 一六	△ 五	△ 一	△ 三			△ 二	△ 四	△ 一七	△ 一六	△ 一五	△ 七	女	年	年
△ 四三三		△ 一〇	△ 七	△ 一八	△ 一五			△ 三	△ 一四	△ 三五	△ 一八	△ 一七	△ 三〇	計	計	者
〇 二二三		〇 七	〇 二	〇 二	〇 二			〇 一	〇 一	〇 一	〇 一四	〇 八	〇 一	男	小	小
七三		二	一	二	五			二	九	三	三			女	學	學
〇 一九五		〇 九	〇 三	〇 四	〇 一六			〇 二	〇 一	〇 三	〇 二	〇 一	〇 一	計	校	校
△ 五七七		△ 三	△ 一四	△ 二四	△ 六			△ 一	△ 一	△ 三	△ 九	△ 二	△ 一	男	幼	幼
〇 二〇三		〇 一	〇 二	〇 二	〇 二			〇 一	〇 一	〇 三	〇 五	〇 八	〇 七	女	年	年
△ 五三三		△ 一	△ 四	△ 一	△ 二			△ 五	△ 二	△ 四	△ 七	△ 一	△ 一	計	者	者
△ 八三七		△ 一	△ 四	△ 三	△ 四			△ 二	△ 一	△ 四	△ 一	△ 二	△ 二	男	合	合
△ 一三〇		△ 一	△ 五	△ 一	△ 三			△ 二	△ 一	△ 四	△ 一	△ 一	△ 一	女	計	計
△ 九五六		△ 一	△ 一	△ 一	△ 一			△ 一	△ 一	△ 一	△ 一	△ 一	△ 一	計	計	計

芬園庄	花壇庄	秀水庄	福興庄	線西庄	和美庄	鹿港街	彰化郡	外埔庄	大安庄	大甲街	龍肚庄	梧棲街	沙鹿庄	清水街	大甲郡	區別		
																男	女	
								一				一	三	七	三	六十歲以上	男	六十歲以上
								四				四	一	四	三	六十歲以上	女	六十歲以上
								五				五	四	三	四	六十歲以上	計	六十歲以上
								一				一	四	二	一	中年者	男	中年者
												一	二	九	六	中年者	女	中年者
								一				二	六	一	一	中年者	計	中年者
													二	二	二	小公學校兒童	男	小公學校兒童
													一	一	二	小公學校兒童	女	小公學校兒童
													一	三	二	小公學校兒童	計	小公學校兒童
								二					七	二	三	幼年者	男	幼年者
								一					二	三	七	幼年者	女	幼年者
								三					五	三	八	幼年者	計	幼年者
								五					三	二	六	合計	男	合計
													二	三	七	合計	女	合計
								四					一	二	六	合計	計	合計
								七					一	三	九	合計	女	合計
													二	三	七	合計	計	合計
								二					二	三	四	合計	計	合計

負傷者細別表

區別	重傷		輕傷		合計	
	男	女	男	女	男	女
新竹州	二	一	三	三	三	三
新竹市	四	一	四	一	四	一
新竹郡	一	一	一	一	一	一
香山庄	一	一	一	一	一	一
中壢街	一	一	一	一	一	一
中壢郡	一	一	一	一	一	一
竹東街	一	一	一	一	一	一
竹東郡	一	一	一	一	一	一
橫山街	一	一	一	一	一	一
橫山庄	一	一	一	一	一	一
芎林庄	一	一	一	一	一	一
北埔庄	一	一	一	一	一	一
峨眉庄	一	一	一	一	一	一
寶山庄	一	一	一	一	一	一
竹南郡	一	一	一	一	一	一
竹南庄	一	一	一	一	一	一
合計	二	一	三	三	三	三
合計	二	一	三	三	三	三

區別	重傷		輕傷		合計	
	男	女	男	女	男	女
大湖庄	●	一	●	一	●	一
獅潭庄	●	●	●	●	●	●
卓蘭庄	●	●	●	●	●	●
蕃地	●	●	●	●	●	●
臺中州	●	●	●	●	●	●
彰化市	●	●	●	●	●	●
北屯庄	●	●	●	●	●	●
西屯庄	●	●	●	●	●	●
南屯庄	●	●	●	●	●	●
烏日庄	●	●	●	●	●	●
大平庄	●	●	●	●	●	●
霧峰庄	●	●	●	●	●	●
大里庄	●	●	●	●	●	●
東勢郡	●	●	●	●	●	●
合計	●	●	●	●	●	●

區別	重傷		輕傷		合計	
	男	女	男	女	男	女
大安庄						
外埔庄		●				
彰化郡						
鹿港街						
和美庄						
線西庄						
福興庄						
秀水庄						
花壇庄						
芬園庄						
計						
合計						

備考 ×印は蕃人を別記したるもの

●印は重傷者中死亡したる数を再掲したるもの

官公吏その他の公務員の死傷者は三十七人であつて、その中、巡査は死亡二人、負傷二人、公學校訓導は、死亡二人、負傷三人、街庄吏員は、死亡五人、負傷十一人である。保甲役員は、死亡二十九人、負傷百八十人、壯丁團員

は、死亡三人、負傷八十六人であり、此の他、富豪、名望家にあつては、街庄協議會員に、死亡一人、負傷五人、富豪に死亡二人、負傷二人を出して居る。

官公吏死傷者總表

備考 ○印は内地人を別記す	計														區 別		
	女		男		女		男		女		男		査				
	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死			
			-													竹東郡	新 竹 州
		-	-			-				-						竹南郡	
		○	-			○	-							-		苗栗郡	
	-		○	二		-		二								大湖郡	
		○	-		○	二	-			六	四		-	-	-	豐原郡	臺 中 州
		○	三	-	三		-			二	-		-		二	大甲郡	
	-	○	三	○	五	八										計	

被害篇

同 同 同 同 同 同 大 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

甲

郡

重 輕 重 輕 同 同 死 同 同 輕 同 重 同 同 同 輕 死 同 輕

傷 傷 傷 傷 亡 傷 傷 傷 亡 傷

清水街役場 大甲郡役所 清水街役場 清水公學校 清水街役場 同 大甲郡警察課 竹山郡警察課 同 同 神岡庄役場 同 鐵道部大安驛 內埔庄役場 后里圳水利組合 月眉公學校 同 同 同

同 雇 書 調 書 同 巡 巡 雇 助 會 同 雇 同 書 調 同 同 同

計

記 導 記 查 查 役 役 員 記 導

蔡 關 蔡 蔡 張 黃 謝 宋 王 林 林 陳 河 張 張 呂 陳 周 王
 登 正 應 永 潤 登 源 燈 秉 鴻 金 野 炳 秋 厚 傳 呂 金
 驢 秀 舟 昌 泉 高 泉 聖 財 莖 波 水 信 芳 旺 鳥 旺 波 木

二 二 三 四 二 二 二 三 二 三 五 二 二 三 二 三 二 三 二 二
 三 五 一 一 五 六 九 一 一 一 七 九 〇 三 七 〇 八 一 四

協議會員、富豪、名望家死傷調查表

區別	死傷別	住	所	職業	氏名	年齡	摘要
新竹州	死	苗栗郡頭屋庄仁隆一一五	農	黃仁祥	四四		
街協議會員	輕傷	苗栗郡苗栗街田寮五二	貨地業	彭松	四五		
庄協議會員	同	苗栗郡三又庄魚籬坪二二九	農	詹益壽	四八		
臺中州	死	豐原郡內埔庄屯子脚六〇二	內埔庄長	張堪	五四		
富豪名望家	同	同	內埔庄助役	張花	四四		
庄協議會員富豪	同	同	精米業	陳季丁	六〇		保甲聯合會長
富	同	中和一九	同	張欣	四二		壯丁團長
庄協議會員	重傷	屯子脚六〇三	同	張喬	三七		保
富	同	六〇二	土地收益	張派	六二		正
同	輕傷	三五〇	同	陳呂生	四一		
庄協議會員	同	同	同	林乘	三一		
同	同	同	同	蔡螺	六三		
富	死	大甲郡清水街清水字西勢二八〇	同				

內地人死傷者調查表

區別	住	所	職業	氏名	年齡
新竹州	苗栗郡公館庄麻齊寮一二七		貨地業家族	辻村キヨ	三二

生徒兒童罹災者學校別調

新竹州

學校名	市郡別	死亡	負傷	計
佳吉公學校	新竹市	一	一	二
大湖公學校	大湖郡	三	九	一二
南湖公學校	同	二	五	七
獅潭公學校	同	三	一	四
八角林公學校	同	一	三	四
卓蘭公學校	同	八	二	一〇
計		一六	三〇	四六
苗栗第一公學校	苗栗郡	三	一〇	一三
苗栗第二公學校	同	一	六	七
頭屋公學校	同	二	一	三
鶴岡公學校	同	四	八	一二
公館公學校	同	三	九	一二
富士公學校	同	八	九	一七
鶴隆公學校	同	二	〇	二
三叉公學校	同	四	八	一二
三叉公學校	同	一	四	五
魚潭分教場	同	一	二	三
苑裡公學校	同	一	二	三
五湖公學校	同	一	一	二
通霄公學校	同	一	七	八
計		四七	一〇七	一五四

學校名	市郡別	死亡	負傷	計
頭分公學校	竹南郡	一	三	四
尖山公學校	同	一	一	二
三灣公學校	同	二	四	六
大河底公學校	同	二	七	九
南庄公學校	同	二	六	八
大南埔公學校	同	一	九	一〇
後龍公學校	同	一	二	三
造橋公學校	同	一	一	二
公司寮公學校	同	四	二	六
計		一〇	三三	四三
峨眉公學校	竹東郡	一	四	五
合計		一三三	二〇〇	三三三

臺中州

學校名	市郡別	死亡	負傷	計
彰化高等女學校	彰化市	一	一	二
臺中第一中學校	豐原郡	一	一	二
臺中商業學校	同	一	二	三
豐原公學校	同	二	一	三
瑞穗公學校	同	二	三	五
內埔公學校	同	一〇	一〇	二〇
月眉公學校	同	八	八	一六
計		二二	二二	四四
石圍墘公學校	東勢郡	二	七	九
神岡公學校	同	三	六	九
豐州公學校	同	一	五	六
岸裡公學校	同	一	一	二
豐原小學校	同	一	一	二
計		一五	一五	三〇
清水公學校	大甲郡	二	四	六
大甲女子公學校	同	一	一	二
大秀公學校	同	三	五	八
大楊公學校	同	二	三	五
梧棲公學校	同	二	六	八
龍井公學校	同	一	一	二
三田公學校	同	二	四	六
三用公學校	同	一	一	二
美分教場	同	一	一	二
沙鹿公學校	同	二	一	三
沙鹿公學校	同	二	一	三
沙鹿分教場	同	二	一	三
勢坑分教場	同	一	一	二
清水小學校	同	二	一	三
計		二二	二二	四四
合計		一〇七	一〇七	二一四

家屋

小破は一萬五千五百八十三戸であつて、此の合計五萬四千七百九十二戸である。

住家に就ては、全壊したもの一萬七千九百二十七戸、半壊は、一萬一千四百四十六戸、大破は九千八百三十六戸、

た。此の他に、非住家の損壊は六千八百九十三棟を算せられ

住家被害總表

區別	全			半			大			破		
	内地人	本島人	外國人	内地人	本島人	外國人	内地人	本島人	外國人	内地人	本島人	外國人
新竹州	四二,二七六	× 一,二七六	× 三七	四九,六六七	× 二四	一八,〇三四	七,〇三四	× 二四	二七,五三二	× 一七	二九,五四七	× 一七
台中州	四三,三七六	× 三七	× 三七	四九,三三七	× 三四	一八,七〇四	× 二四	二七,五三二	× 一七	二九,五四七	× 一七	二九,五四七
合計	七二,七六八	× 七六八	× 七六	九八,〇〇四	× 五八	三六,七〇八	× 四八	五五,〇六四	× 三四	五八,〇八四	× 三四	五八,〇八四

備考 一、内地人、本島人、外國人の區別は損壊したる住家に居住したる者の種別に依り區分す
二、×印は蕃人を別記したるもの

住家被害細別表

區別	全			半			大			破		
	内地人	本島人	外國人	内地人	本島人	外國人	内地人	本島人	外國人	内地人	本島人	外國人
新竹州	四二,二七六	× 一,二七六	× 三七	四九,六六七	× 二四	一八,〇三四	七,〇三四	× 二四	二七,五三二	× 一七	二九,五四七	× 一七
合計	四二,二七六	× 一,二七六	× 三七	四九,六六七	× 二四	一八,〇三四	七,〇三四	× 二四	二七,五三二	× 一七	二九,五四七	× 一七

區別	區																		
	新竹市	新竹郡	香山	香海	舊家	六家	紅毛	新埔	關西	中壢	楊梅	大溪	龍潭	竹東	竹東	橫山	芎林	北埔	
全	內地人																		
	本島人	八	九	九	三	三	三	三	五	一									
壞	外國人																		
	計	八	九	九	三	三	三	三	五	一									
半	內地人																		
	本島人	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
壞	外國人																		
	計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大	內地人																		
	本島人	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
破	外國人																		
	計	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
小	內地人																		
	本島人	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
破	外國人																		
	計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

峨眉庄	寶山庄	蕃地	竹南郡	頭分庄	三灣庄	造橋庄	後龍庄	南庄	蕃地	苗栗郡	頭屋街	公館庄	銅鑼庄	三叉庄	苑裡庄	通霄庄	四湖庄
八六三	二〇三	一〇一	九三	四六一	九二四	一八六	五五三	二	五、一、二七三	二、五、三六七	三、七四〇	二、一、二九〇	五、一、三三三	一、八七七	一〇九	一〇六	三七五
八六五	二〇四	一〇二	九四	四六二	九二八	一八六	五五六	一	九、一、二八七	一、五、三三四	四、六三〇	二、七四三	二、一、二九四	一、一、三三三	八八〇	一〇六	三七五
六一	二二三	六一	二七	六六六	二一九	三八三	六七七	一〇	一〇、一、一九〇	二、二、五三七	一、四八四	一、七六八	二、七三三	二、七三三	八七	四〇八	二九〇
六一	二二三	六一	二七	六六六	二一九	三八三	六七七	一〇	一〇、一、一九〇	二、二、五三七	一、四八四	一、七六八	二、七三三	二、七三三	八七	四〇八	二九〇
二	二六三	二	一〇	三〇三	二八二	一九七	四四七	四	四、一、一〇〇	一、七、二、九一九	四、五二一	一、二〇	三、一一	二	三〇七	四三三	二三八
二七	二六三	二	七	三三	二八二	一九七	四四七	四	四、一、一〇〇	一、七、二、九一九	四、五二一	一、二〇	三、一一	二	三〇七	四三三	二三八
七	一八八	一	四	三六	二八二	一九七	四四七	四	四、一、一〇〇	一、七、二、九一九	四、五二一	一、二〇	三、一一	二	三〇七	四三三	二三八
七	一八八	一	四	三六	二八二	一九七	四四七	四	四、一、一〇〇	一、七、二、九一九	四、五二一	一、二〇	三、一一	二	三〇七	四三三	二三八
七	一八八	一	四	三六	二八二	一九七	四四七	四	四、一、一〇〇	一、七、二、九一九	四、五二一	一、二〇	三、一一	二	三〇七	四三三	二三八
七	一八八	一	四	三六	二八二	一九七	四四七	四	四、一、一〇〇	一、七、二、九一九	四、五二一	一、二〇	三、一一	二	三〇七	四三三	二三八

區別	全		壞		半		壞		大		破		小		破	
	內地人	本島人	外國人	計	內地人	本島人	外國人	計	內地人	本島人	外國人	計	內地人	本島人	外國人	計
大湖郡	一五、七四〇	一、七四〇	三	一、七六三	一四	九〇一	〇	九一五	一三	五八七	〇	六〇〇	一八	六二八	〇	六三六
大湖庄	八	九三〇	一	九三九	七	四五五	〇	四六二	七	一五三	〇	一六〇	一六	二四二	〇	二五八
獅潭庄	二	三三七	〇	三四一	〇	一九九	〇	一九九	〇	一七九	〇	一八三	〇	二八三	〇	二八五
卓蘭庄	三	四七一	〇	四七四	〇	二九五	〇	二九五	二	二四四	〇	二四六	〇	六六	〇	六六
彰化市	二九、五四九	一、九	一五、五五六	一、九	二六、四三七	三三	五、四、五八	四	五三、四、三三	一	六七	一	一七〇	六、九二七	四	二七、一四
彰化郡	一	一	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
北屯庄	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
西屯庄	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
南屯庄	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
烏日庄	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大霧峰庄	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大霧里庄	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
東勢郡	四三三	〇	〇	四三三	五	四八〇	〇	四八〇	〇	〇	〇	〇	〇	三、四三三	〇	三、四三三
東勢街	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
石岡庄	一八三	〇	〇	一八三	二七九	一六四	五八五	四	一	一	〇	一〇	四三八	一、五八四	一	一、五八四

新	蕃	豐	潭	神	大	內	大	清	沙	梧	龍	大	大	大	外	彰	鹿	和	線	福
社	地	原	子	岡	甲	埔	埔	水	鹿	棲	井	肚	甲	安	埔	化	港	美	西	興
庄	地	街	庄	庄	郡	庄	庄	街	庄	街	庄	庄	街	庄	庄	郡	街	庄	庄	庄
二	八	一	一	一	二	六	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	八、七、七、六	一	一	一	二	六、一、六、八、四	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	六、二、七、五、三	二	二	二	四	一、六、九、四	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二、九	三	三	三	三	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	九、五	三	三	三	三	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	七、六、九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	三、五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	三、〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	七、九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	三、二、三、二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
五	五	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
五	三、三、六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
五	二、九、八	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
五	七、〇	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	二、一、三、三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	二、一、三、七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	一、五、四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	六、一、二、五、七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	八、二、一、〇	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	二、一、〇	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	一	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四、九	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	一	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四、九	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

苑	三	銅	公	頭	苗	苗	蕃	南	後	造	三	頭	竹	竹	蕃	峨	寶	北	芎	橫
裡	又	鑼	館	分	渠	渠			龍	橋	灣	分	南	南		眉	山	埔	林	山
庄	庄	庄	庄	庄	街	郡	地	庄	庄	庄	庄	庄	庄	郡	地	庄	庄	庄	庄	庄

二	八	〇		一	四	七	三	四	一	二	六	一	四	七	七	〇	九	〇	三	四	九	二	一	〇	三	六

一	六	三	九	六	七	五		二	二		三	六		三	二	三																
二	五	三	九	一	五	四	三	四	二	九	五	一	二	七	一	〇	六	七	〇	八	二	五	〇	三	五	二	三	二	一	〇	三	六

四			三	一	七	〇	一	六		六	六	七	七	一	五	一	五	三	六		四	四	二	四	三	八

	四			五	二	〇		〇	四		一	一		一	七	二	一	一	一	

一	四		四	一	三	二	〇	〇		六	五	八	八	一	六	一	六	二	五		二	五	六	二	五	三	八
---	---	--	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---

區別	臺灣													全	半		
	通霄	四湖	大湖	獅潭	卓蘭	彰化	彰化	彰化	彰化	彰化	彰化	彰化	彰化				
內地人																	
本島人	七	105	二							二	四	一	三	四	三	二	四
外國人																	
其他	一	三															
計	六	108	二							二	四	一	三	四	三	二	四
內地人																	
本島人	豐	九															
外國人																	
其他	一																
計	豐	九															

線和鹿^彰外大大大龍橋沙清^大內大神潭豐^豐蕃新石
西美港^化埔安甲肚井棲鹿水^甲埔雅岡子原^原原社岡
庄庄街郡庄庄街庄庄街庄街郡庄庄庄街郡地庄庄

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 七 | 七 | 五九元九元六六四一八五七壹三六八四 | 八元

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 七 | 七 | 五九元〇元七四一三六七壹三〇一九 | 八元



區別	全壊				半壊			
	内地人	本島人	外國人	其他	内地人	本島人	外國人	其他
福興庄	1	1	1	1	1	1	1	1
秀水庄	1	1	1	1	1	1	1	1
花壇庄	1	1	1	1	1	1	1	1
芬園庄	1	1	1	1	1	1	1	1
計	4	4	4	4	4	4	4	4

備考 一、内地人、本島人、外國人の區別は住家被害調の例に依り區分す

二、蕃人は本島人欄に×印を附して別記す

三、官設建物、公設建物、社寺廟宇等の被害は其の欄に記載す

非住家被害細別表

區別	大壊				小壊			
	内地人	本島人	外國人	其他	内地人	本島人	外國人	其他
新竹州	6	54	1	7	3	54	1	13
新竹市	1	8	1	3	1	3	1	6
新竹郡	1	4	1	1	1	5	1	2
香山庄	1	4	1	1	1	8	1	1
舊港庄	1	1	1	1	1	2	1	1
新埔庄	1	1	1	1	1	1	1	1
關西庄	1	1	1	1	1	5	1	1
計	16	134	6	27	13	130	6	40

臺中														區別						
石岡庄	東勢街	東勢郡	大里庄	霧峰庄	大坪庄	烏日庄	南屯庄	西屯庄	北屯庄	彰化郡	彰化市	臺中市	彰化州	彰化地	卓蘭庄	獅潭庄	大湖庄	四湖郡	大湖庄	
														大						
														內地人						
15	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
														本島人						
15	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
														外國人						
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
														其他						
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
														計						
15	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
														小						
														內地人						
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
														本島人						
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
														外國人						
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
														其他						
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
														計						
15	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

福線和鹿^彰外大大大龍梧沙清^大內大神潭豐^豐蕃新
 興西美港^化埔安甲肚井樓鹿水^甲埔雅岡子原^原原社
 庄庄庄街郡庄庄街庄庄街庄街郡庄庄庄庄街郡地庄

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 三四 | 七 | 110 | 六 | 三九四 | 101 | 九 | 二八 | 106 | 七 | 壹 | 七五 | 八

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | 四四 | 五 | 二 | 三 | 八 | 三 | | |

| 三四 | 七 | 110 | 六 | 六 | 三 | 四 | 二 | 五 | 110 | 二八 | 二九 | 七 | 壹 | 102 | 八

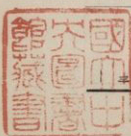
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 三三 | 六 | 六 | | | | | | | | 二 | 七 | 二 | 二 | 三 | 五 | 七 | 八 | 八 | 三 | 元

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 四 | 七 | 六 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |



區別	大			破			小			破		
	内地人	本島人	外國人	其他	計	内地人	本島人	外國人	其他	計		
秀水庄	1	1	1			1	1	1				
花壇庄	1	1	1			1	1	1				
芬園庄	1	1	1			1	1	1				

官公衙、學校、其の他の公設建物、社寺廟宇、銀行、會社等の被害は、全壞百五十三棟、半壞六十四棟であつて、此の中、學校は全壞二十五棟、半壞十棟、街、庄役場は、
 察官吏派出所(駐在所を含む)は、全壞十三棟、半壞八棟である。

官公衙其他被害總表

同警署 駐在所	警署		郡役所			區別	別
	大破	半壞	全壞	小破	大破		
1	1	1	2	1	1	新竹市	新竹州
1	1	1	1	1	1	新竹郡	
1	1	2	1	1	1	竹東郡	
4	4	1	1	1	1	竹南郡	
5	2	5	1	1	1	苗栗郡	
1	1	3	2	1	1	大湖郡	計
2	8	3	7	1	1	彰化市	臺中州
6	1	1	1	1	1	豐原郡	
1	1	1	1	1	1	東勢郡	
3	1	1	1	1	1	大甲郡	
1	1	1	1	1	1	彰化郡	
20	1	1	1	1	1		合計
3	8	3	7	1	1		合計

被害篇

	建公物設											建官物設													
	組合其他				學校				街庄役場			其他				郵便局									
	全壞	小破	大破	半壞	全壞	小破	大破	半壞	全壞	小破	大破	半壞	全壞	小破	大破	半壞	全壞	小破	大破	半壞	全壞				
	四	一			五	一							二	一											
	一				二				一																
	六	二	四		四	二		四	一	一	二	一					一				一				
	四	二	三	三	六	五	五	二	六	一	一	一	一	二	二		一	二	一	一	一	二			
	二	九	一	二	三	一	〇	九	二	二	一	〇	二	一	二	一	三	一	一	一	一	五			
	九				二	四	三		二	一		二									二				
	四	〇	〇	六	二	四	七	三	〇	八	九	六	四	三	五	七	四		二	六	二	二	四	八	
			一													一									
	二	二	六		六	八	九	二	四	二	一					一		二			一				
		一	二		一	二	二			一														一	
	二		三	一	三	三	四		二		一	一	一	一									一	三	
																								一	
	一	四	三	二	一	〇	三	三	五	二	六	三	二		一		三		二			一	一	五	
	六	二	三	三	七	四	五	九	四	〇	二	五	九	六	三	六	七	七		四	六	二	三	五	二

五七

被	後	後	後	後	後	後	斗	斗	土	頭	展	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	觀	義	保	頭	竹	
書	龍	龍	龍	龍	龍	龍	換	換	牛	分	南	分	分	分	分	分	分	分	南	民	甲	分	南	
篇	王	媽	郵	公	庄	龍	坪	坪	蔡	信	拓	義	消	庄	公	公	公	南	民	聯	山	南	南	
	爺	祖	便	學	役	分	公	派	氏	用	殖	民	費	役	學	學	學	音	民	合	公	媽	媽	
	廟	廟	局	校	場	室	學	出	家	租	株	廟	市	場	校	校	校	廟	廟	事	學	祖	祖	
											式	場	場							務	校	所	廟	
											會													

—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大	半	同	小	全	半	同	大	同	同	同	同	同	同	同	同	小	大	小	同	同	全	同	小
破	壞		破	壞	壞		破									破	破	破			壞		破

永	南	營	南	專	南	南	南	南	大	大	三	三	三	三	三	三	造	造	大	後	水	大	後
昌	庄	林	庄	賣	庄	庄	庄	庄	河	河	灣	灣	灣	灣	灣	橋	橋	山	龍	尾	山	龍	龍
宮	役	所	公	局	公	公	公	公	底	底	五	五	公	公	公	公	公	脚	信	子	脚	信	信
廟	場	南	學	南	學	會	會	會	公	公	穀	穀	會	學	學	學	蘇	蘇	用	上	大	用	用
		庄	校	庄	校	堂	堂	堂	學	學	廟	廟	堂	校	校	校	主	主	組	帝	衆	組	組
		派		所		場	場	場	校	校			場	校	校	廟	廟	廟	合	廟	廟	廟	廟

—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全	大	同	小	同	同	同	全	半	同	全	大	小	大	半	大	二	一	全	半	大	小	半	半
壞	破		破				壞	壞		壞	破	破	破	壞	破	棟	棟	壞	壞	破	破	破	壞

區別名稱	棟數	被害程度	摘要
南庄田尾派出所	—	大破	
勸化堂	—	同	
納骨堂	—	全破	
輔天宮	—	半破	
開善寺	—	小破	廟
永和宮	—	全破	寺
大南埔派出所	—	全破	廟
大南埔公學校	—	同	
大南埔消費市場	—	全破	
員林崇聖宮	—	同	
南庄信用組合	—	同	
大南埔出張所	—	半破	
大東河派出所	—	同	
大東河蕃童教育所	—	同	
大東河養蠶指導所	—	同	
蕃地鹿場駐在所	—	大破	
苗栗郡	—	—	
苗栗武德殿	—	小破	
苗栗俱樂部	—	全破	
苗栗小學校	—	大破	
苗栗第一公學校	—	同	
苗栗街	—	—	
苗栗居場	—	大破	
苗栗郡役所	—	小破	
臺北地方法院	—	同	
苗栗出張所	—	同	
苗栗郵便局	—	同	
昭和製糖工場	—	大破	
臺灣電燈苗栗出張所	—	小破	
苗栗市場	—	大破	
苗栗舊派出所	—	全破	
南勢坑舊派出所	—	半破	
觀音堂	—	全破	
西山嶽帝廟	—	大破	
昭明宮	—	半破	
南勢坑保甲事務所	—	全破	
社寮坑派出所	—	小破	
苗栗機關庫	—	大破	
嘉盛五文昌廟	—	全破	
社寮坑義民廟	—	大破	
苗栗驛	—	小破	
嘉盛五穀廟	—	大破	
南苗栗派出所	—	同	

被 害 篇	苗栗街	苗栗第二公學校	大	破
	苗栗城隍廟	全	壞	
	南苗栗天惠廟	同		
	南苗栗媽祖廟	同		
	老田寮保甲事務所	同		
	老田寮關聖廟	同		
	頭屋派派出所	大	破	
	頭屋庄役場	半	壞	
	頭屋公學校	六	五棟半 大樓破	
	頭屋製茶工場	大	破	
	老田寮製茶工場	同		
	頭屋觀音廟	半	壞	
	頭屋萬善廟	全	壞	
	頭屋文德宮	同		
	頭屋同善堂觀音廟	同		

公館庄

出磺坑小學校	小	破
出磺坑城隍廟	全	壞
福基萬善廟	小	破
石圍埕城隍廟	全	壞

苗栗城隍廟	同	
南苗栗媽祖廟	同	
老田寮保甲事務所	同	
老田寮關聖廟	同	
頭屋派派出所	大	破
頭屋庄役場	半	壞
頭屋公學校	六	五棟半 大樓破
頭屋製茶工場	大	破
老田寮製茶工場	同	
頭屋觀音廟	半	壞
頭屋萬善廟	全	壞
頭屋文德宮	同	
頭屋同善堂觀音廟	同	
頭屋玉衡觀音廟	同	
頭屋福善堂觀音廟	半	壞
頭屋保甲事務所	同	

銅鑼庄	福基公英廟	小	破
	公館庄役場	大	破
	公館公學校	同	
	公館五穀廟	小	破
	公館農業專修學校	同	
	公館萬善祠	同	
	公館派派出所	同	
	公館保甲事務所	同	
	公館舊派出所	同	
	公館水利組合事務所	同	
	鶴岡派出所	全	壞
	鶴岡保甲事務所	同	
	鶴岡屠場	同	
	尖山農事組合事務所	同	
	五穀岡五穀宮	同	

公館庄

南河萬善廟	小	破
南河舊式糖廍	二	棟全破
南河舊式糖廍	二	棟全破
北河舊式糖廍	三	棟全破
鶴岡公學校	四	棟全破
南河分教場	一	小破
鶴岡公學校	二	棟全破
鶴岡派出所	二	棟全破

清水街	大突寮保甲事務所	—	全	壞	梧棲街	大庄警察官吏派出所	—	大	破
清水街	消費市場	—	半	壞	梧棲	公學校	—	同	同
清水	觀音廟	—	大	破	同	同	—	同	同
大甲	武德殿	—	同	壞	永寧	公學校	—	小	破
清水	孔子廟	—	全	壞	梧棲	郵便局	—	大	破
沙鹿庄	沙鹿警察官吏派出所	—	大	破	梧棲	保甲事務所	—	全	壞
公館	警察官吏派出所	—	小	破	梧棲	消費市場	—	同	同
沙鹿	公學校	—	大	破	龍井庄	三塊厝媽祖廟	—	同	同
公館	分教場	—	同	壞	彰化	和美庄	—	同	同
沙鹿	庄役場	—	半	壞	和美庄	大霞田派出所	—	同	同
沙鹿	製糖所	—	大	破	和美庄	官史派出所	—	小	破
沙鹿	觀音廟	—	全	壞	和美庄	官史派出所	—	小	破
公館	保甲事務所	—	小	破	和美庄	官史派出所	—	小	破
梧棲街	梧棲警察官吏派出所	—	小	破	和美庄	官史派出所	—	小	破

家屋被害價額總表

種別	住家			非住家			合計
	內地人	本島人	外國人	內地人	本島人	外國人	
新竹	八五、七七 ^四	九、〇〇〇、三三 ^四	二六、一八九 ^四	一六七、四七三 ^四	四六四、九三三 ^四	一〇〇、 ^四	一、二八五、三四 ^四
臺中	五七、九九 ^四	一三、二四七、一三 ^四	一七、七〇二 ^四	一三三、三三三、八七 ^四	三七九、二〇〇 ^四	三〇、 ^四	一、一八四、九五 ^四
計	一四三、七六一 ^四	三三、八四七、五五 ^四	四三、〇九 ^四	三三、〇三三、二六 ^四	三九九、一九八 ^四	一三三、〇 ^四	二、四七〇、二七 ^四
合計	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—

官設建物、公設建物、社寺廟宇等の被害は其の他の欄に記載す

家屋被害價額細別表

區別	住家			非住家			計			
	內地人	本島人	外國人	內地人	本島人	外國人	其他	計	其他	計
新竹州	八五、七六七	九、六〇〇、三三三、六一九	一、〇〇〇	九七二、三三九	二、七四七、三四四、九三三	一、〇〇六、五八、八〇〇	一、二五五、三四三、五五五、三三九	一〇、〇六五、五三三、二五五、三三九	二、七四七、三四四、九三三	一〇、九七六、六三三
新竹市	二、八二五	一六、一八九	一、〇〇〇	一六五、七四四	三五五、八	二七、九四四	三三〇、四三三	一六、五三四九	二七、九四四	一、九七七、七七八
新竹郡		九、七四八		九、七四八	二、四八八	三〇	二、六六八	三、〇九〇	三〇	二、四四〇
香山庄		六、二一〇		六、二一〇	二、一三〇	一三〇	二、五五〇	八、三四〇	三三〇	八、五五〇
舊港庄		九、二六		九、二六	一〇	一	一〇	九、二六	一	九、二六
六家庄		四、四三		四、四三	一〇一		一〇一	五、四四		五、四四
紅毛庄		一〇		一〇				一〇		一〇
新埔庄		九、四五		九、四五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九、四五	一〇〇	一〇、〇四
關西庄		一、二二		一、二二	一〇	一〇	一〇	一、三二	一〇	一、三二
中壢郡		一、一〇		一、一〇				一、一〇		一、一〇
中壢街		五、五〇		五、五〇				五、五〇		五、五〇
楊梅庄		五、五七		五、五七				五、五七		五、五七
大溪郡		七、六		七、六				七、六		七、六
大溪街		八		八				八		八
龍潭庄		〇七		〇七				〇七		〇七
竹東郡	八、八三〇	一、四三二、二七六	一、五九七	一、三二五、六九五	八、九七四	六、三四八	一、五五三、一七二	八、八三〇	一、三二二、一四〇	一、四三二、二七六
竹東街		四、二、九四五	二、四四五	四、二、九四〇	九八一	七、三三三	八、三三四	四、二、九四〇	七、三三三	五、一、五三四
芎林庄		二、一九九		二、一九九	九五九	三、五四三	四、五四三	二、一九九	三、五四三	一、六、四七

四湖庄	五〇〇〇	三九四〇〇	五	〇〇〇〇〇〇	—	四四〇〇〇	—	一七四三七	二二八七	五〇〇	三三六八〇	五	一七四三七	三五八三七
通符庄	六〇〇	三六八〇〇	五	三六八〇〇	—	二二六〇〇	—	六九三七	九五三七	六〇〇	三七〇六〇	五	六九三七	三七〇六〇
苑裡庄	一〇〇	三四六五〇	五	三四六五〇	—	一八七〇	—	四八二一	六六八	一〇〇	三四八四〇	五	四八二一	三四五六一
三又庄	一、九七五	三八二九五	〇〇	三七七〇〇	—	四一〇〇〇	—	三三三三五	六五七五	〇〇〇	三八二九五	〇〇〇	三三三三五	四五七三五
銅鑼庄	二、六五〇	六七四三五	〇〇〇	六六八〇〇	—	六〇〇	—	二四一三五	一四七三五	〇〇〇	六七四三五	〇〇〇	二四一三五	七九三六五
公館庄	六、〇〇〇	八八七五〇	〇〇〇〇	八七七〇〇	—	七〇〇〇〇	—	八四五一	一五四六二	〇〇〇	八八七五〇	〇〇〇	八四五一	九七二八一
頭屋庄	〇〇	四四〇〇〇	〇〇〇	四四〇〇〇	—	一、九〇〇	—	一四〇〇〇	三、〇〇〇	〇〇〇	四四〇〇〇	〇〇〇	一四〇〇〇	四、〇〇〇
苗栗街	四、七〇〇	六〇九〇〇	〇〇〇	六〇〇〇〇	—	五〇〇〇〇	—	八九六七	一四三〇七	〇〇〇	六〇九〇〇	〇〇〇	八九六七	八、五七七
苗栗郡	一六、七〇〇	三九七三五	〇〇〇	四〇〇〇〇	—	三、一〇〇	—	三、五五二	五、四八三	〇〇〇	三九七三五	〇〇〇	三、五五二	四、五五六
蕃地	六〇〇	二六〇	—	八六〇	—	二〇	—	七六	八八	六〇〇	二六〇	—	七六	九四八
南庄	二、二五五	六六〇〇〇	—	六六〇〇〇	—	七、一七〇	—	六三、八九	一四三、六九	〇〇〇	六六〇〇〇	—	六三、八九	一、三三三
後龍庄	二、一九〇	三三三、八〇〇	—	三三三、八〇〇	—	二、四四六	—	三九、〇〇	五二、八七	〇〇〇	三三三、八〇〇	—	三九、〇〇	五八、〇七
造橋庄	一、五〇〇	二五七、六〇〇	—	二六八、六〇〇	—	四、八〇〇	—	一、二七〇	六、一〇〇	〇〇〇	二五七、六〇〇	—	一、二七〇	二、四九六
三灣庄	一、〇〇〇	三三三、八〇〇	〇〇	三三三、八〇〇	—	九、三九二	—	一六三三〇	二〇、八五二	〇〇〇	三三三、八〇〇	—	一六三三〇	四、八五二
頭分庄	二、八五〇	二六三、四五五	〇	二六三、四五五	—	五、〇一八	—	一七、四六五	五、四八五	〇〇〇	二六三、四五五	—	一七、四六五	三、八六八
竹南庄	三、〇六五	九七七、八〇〇	〇	九八、九四二	—	四、九四〇	—	四、二六七	五、七〇七	〇〇〇	九七七、八〇〇	—	四、二六七	一、〇三六
竹南郡	三、三四〇	二八七、七〇五	四、二二三	二九、一〇二	—	一〇〇	—	三、〇〇〇	三、三五六	〇〇〇	二八七、七〇五	—	三、〇〇〇	三、三五六
蕃地	—	四〇	—	四〇	—	—	—	—	—	—	四〇	—	—	—
峨眉庄	—	五四〇、四八七	—	五四〇、四八七	—	三、三三三	—	三、〇〇〇	六三、七七七	—	五四〇、四八七	—	三、〇〇〇	六、四四〇
寶山庄	—	二二五、〇三三	—	二二五、〇〇〇	—	二、六四八	—	六五三七	九、一七五	—	二二五、〇三三	—	二、六四八	一、四三七五
北埔庄	八、八三〇	五四〇、三三三	—	五四〇、〇〇〇	—	五、一〇〇	—	二、八五四	五、九五四	〇〇〇	五四〇、三三三	—	五、一〇〇	五、六五四
橫山庄	—	一六、二六五	—	一六、二六五	—	三、〇七三	—	七三	三、七七五	—	一六、二六五	—	三、〇七三	一、〇二八

豐原街	六、七三	一、八〇九、六四九	九〇〇	一、八七三、四五五	一、八八五	一六、二二	一、八六〇	五、九六四	八、六一四	一、八三五、八五	九〇〇	一、八七四、三〇九
潭子庄	二、九四〇	三、九〇〇	〇〇〇	三、九〇〇	一〇〇	〇〇	〇〇	一〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
神岡庄	二、九四〇	一、四七五、四八	一、四〇〇	一、四七二、八八	二〇七	二二、二七	三〇	五九、三六三	八、二四〇	一、四八〇、六五	〇〇	一、四八〇、六五
大雅庄	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇〇〇	三、〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
内埔庄	三、〇〇〇	一、六六九、五四〇	六、〇〇〇	一、七〇八、〇四二	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、九六〇、〇五	三、五九、五四二	一、七〇〇、〇八〇	一、七〇〇、〇九〇	〇〇	一、七〇〇、〇九〇
大甲郡	二、三六三	七、〇六六、九六三	八、〇〇〇	七、〇八九、〇九四	三、五五二、二七	九、一〇	四、四三、九七七	一、七三、〇四〇	一、七三、〇四〇	七、三三九、八七三	八、〇〇〇	七、三三九、八七三
清水街	六、一七五	四、〇〇二、一七七	七、〇〇〇	四、〇九五、八五三	二、五〇〇	九、七六三	一、七四、二四七	二、七三、〇〇九	四、一七、九三九	四、一七、九三九	七、〇〇〇	四、一七、九三九
沙鹿庄	四、八二六	一、二一九、二六六	一、〇〇〇	一、二五、一三三	一、〇〇〇	四、七四	七、七四七	一、四一、七二七	一、二八、四六二	一、二八、四六二	一、〇〇〇	一、二八、四六二
梧棲街	二、六三〇	一、一七〇、八九九	〇	一、一九九、七一九	〇	八〇、六七二	八、六九一	一、六七、六五三	一、二七、七六〇	一、二七、七六〇	〇	一、二七、七六〇
龍井庄	一、五二二	一、五二二	〇	一、五二二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大肚庄	一、六七四	一、六七四	〇	一、六七四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大甲街	二、三六四	二、三六四	〇	二、三六四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大安庄	五、三九九	五、三九九	〇	五、三九九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
外埔庄	三、四〇〇	三、四〇〇	〇	三、四〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
彰化郡	三、〇〇〇	一〇、八八一	〇	一、八八一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
鹿港街	三、〇〇〇	四、五五〇	〇	四、八五〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
和美庄	五、三四五	五、三四五	〇	五、三四五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
線西庄	五、六一	五、六一	〇	五、六一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
秀水庄	二、五	二、五	〇	二、五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
花壇庄	四、〇〇〇	四、〇〇〇	〇	四、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

家財被害價額總表

種別	内地人	本島人	外國人	其他	計
新竹州	八、六五五 <small>円</small>	一、二六六、二二三 <small>円</small>	五、一三〇 <small>円</small>	四三、七三〇 <small>円</small>	一、二九五、六六六 <small>円</small>
臺中州	六、三〇三	八九五、九一四	二、八〇五	一三、四九三	九二八、五三三
計	一四、九五七	二、一三三、〇三五	七、九三五	五七、二二三	二、二二二、一三元

官公設建物、社寺廟宇等の被害は其の他の欄に記入す

家財被害價額細別表

區別	内地人	本島人	外國人	其他	計
新竹州	八、六五五	一、二六六、二二三	五、一三〇	四三、七三〇	一、二九五、六六六
新竹市	九〇	一、四三三			一、五二三
新竹郡	六六五	六六五			六六五
香山		六〇			六〇
香西		五五			五五
香東	四七〇	一四九、八五三	二四〇		一、五〇、五六二
竹東		三六五			三六五
竹東街		六六〇			六六〇
竹東林		三四〇			三四〇
竹東山		六六〇			六六〇
竹東埔		六、七六〇			六、八六五
竹東北	六五		四〇		六、八六五
計	一四、九五七	二、一三三、〇三五	七、九三五	五七、二二三	二、二二二、一三元

區	別	内地人	本島人	外國人	其他	計
臺中	彰化市	六,101	八九五、九二四	二,〇五	二,三四三	九一八、五二四
臺中	臺中市	二,四〇〇	一、六三〇	五七〇	—	一、〇〇、三六八
臺中	彰化郡	—	二二五	—	—	二二五
臺中	臺中郡	—	三三	—	—	三三
臺中	霧峰庄	—	五八、三〇	—	—	五八、三〇
臺中	東勢街	—	二、五五〇	—	—	二、五五〇
臺中	石岡郡	—	五四、七七〇	—	—	五四、七七〇
臺中	豐原郡	—	五九、六七八	—	—	五九、六七八
臺中	潭子街	二、〇〇	七、三三五	—	—	七、三三五
臺中	神岡庄	—	〇〇〇	—	—	〇〇〇
臺中	大雅庄	六〇〇	二二、六二五	—	—	二二、六二五
臺中	內埔庄	—	一、二五〇	—	—	一、二五〇
臺中	大甲郡	三、四〇〇	四六、二六〇	—	—	四九、六六〇
臺中	清水街	一、九三三	三四、七四三	—	—	三六、六七六
臺中	沙鹿庄	一、二〇〇	一四、八九五	—	—	一五、〇九五
臺中	梧棲街	六四三	六〇、二四九	—	—	六一、〇九二
臺中	龍井庄	—	二、一〇一	—	—	二、一〇一
臺中	龍井庄	—	〇〇〇	—	—	〇〇〇

大肚街庄	大甲街庄	大安庄	外埔郡	彰化街	鹿港街	和美庄	線西庄	秀水庄
五〇〇	二、三九	九八	八、五〇〇	九七	八〇〇	五	六	二
五〇〇	二、三九	九八	八、五〇〇	九七	八〇〇	五	六	二
五〇〇	二、三九	九八	八、五〇〇	九七	八〇〇	五	六	二

地震と共に火災の發生したのは一件であつて、臺中州大甲郡清水街清水字西勢一八一番地、祭裕福方から、六時三分に出火し、住家十五戸を全焼して午前九時に鎮火した。

今回の地震の規模は昭和五年十一月二十六日の北伊豆地震よりは稍小さいものと考へられるにも不拘、被害たるや、死者總數に於て前者は今回の烈震の十二分の一、家屋の全壞數に於て八分の一にも及んでゐない。斯く地震の規模に比して其の被害の甚大であつた事は臺灣に於ける既往の地震に共通した事實であつて、とりもなほさず臺灣の農

村に於ける建築物、即ち最も多い土角家屋、煉瓦造等の耐震強度が、内地に於ける建築物即ち木造家屋に比して遙かに低い事を物語つて居る。又臺灣に於ける既往の破壊的地震と比較して見るに、今回の烈震と略其の規模を等しくする明治三十九年三月十七日嘉義地方の烈震に依る被害は、今回に比して死者及び全壞家屋數共約二・六分の一となつてゐる。是は家屋の強度は大體同程度と考へられ、又發震時も殆ど同じ頃（嘉義烈震は午前六時四十三分頃）である故、是等に因る相違ではなく、嘉義烈震の場合は恰も數年

前から可成りの大地震に見舞はれ（明治三十七年四月二十四日及同年十一月六日）て居つた爲、人及び家屋共に耐震的に用意されて居り、今回の地震ではそれと反對に極めて突然に襲はれた事及び僅か半時もたぬ間に再び襲つた烈震の被害をも含まれて居るが爲に、かく莫大な數字を示したも

のと思考される。 因に明治以降内地臺灣に於て百名以上の死者を生じた地 震について其の被害を比較表示すると左の如くとなり、 死者一名に對する全壊家屋の數を出して見ると概して臺灣 に於ては五戸内外であるに對し、内地の地震では、平均十 戸となつてゐる。是も臺灣に於ける建築物の耐震的に弱い 事を示すものである。

發震時	地名	死者	全壊家屋 (燒失を含む)	死者一名に對する 全壊家屋の數
明治二十四年 十月二十八日	美濃、尾張及隣國	七、七五五	八、〇〇〇戸	一一・〇戸
二十七年 十月二十二日	羽前、羽後、庄内	七〇〇	三、八五八	五・四
二十九年 八月三十一日	羽後、陸中	二〇六	四、三七七	三・三
三十七年 十一月六日	臺灣 斗六、嘉義	一四五	六二	四・二
三十九年 三月十七日	臺灣 嘉義	一、三六	六、七六九	五・四
大正十二年 九月一日	相模、伊豆、駿河、武藏、上野、下總、安房、常陸、下野、甲斐諸國	九九、三三二	五七五、三三四	五・八
十四年 五月二十三日	但馬 北	三九五	三、三三三	八・四
昭和二年 三月七日	丹後 北	七〇〇	一、六〇〇	五・三
五年 十一月二十六日	伊豆 北	二五九	二、一四四	八・三
十年 四月二十一日	臺灣 新竹、臺中、兩州	三、二七六	一七、九七七	五・五

次に新竹州下に於ては、家屋の損壊が甚大であつたに拘らず、死傷者の数が割合に僅少である事例を見るが（峨眉庄その他）これに就ては、新竹州下の住民は、廣東系統が大多数であつて、此の住民は元來早起の慣習を持つて居る爲と、六時二分の第一震よりも、同二十五分の第二震に倒壊した家屋が多く、その時既に住民の大部分は避難して居つた、といふ二つを理由として認めることが出来る。此れに就て今村博士の所説を引用すれば

「今回の地震に就ては、被害が建物の上から言つても、又死人の數から言つても可なり大きかつた爲に非常な同情を集め、内地からも多額な義捐金、物資供給などがあつたのであるが、被害の内容は、臺中州に於て全壊家屋が五千五百三十六戸、死人の數が一千九百十人、詰り二・八の潰れ家毎に一人の死者を生じた割合である。新竹州では、全壊家屋が一萬二千三百五十四戸に對して千三百六十九人の死者を生じ是は八・九の潰れ家毎に一人の死者を生じた割合で

あつて、之を全體に纏めると三千二百七十九人の死者、一千七百九十二戸の全壊家屋を生じたのであつて、五・四の潰れ家毎に一人の死者を生じた割合になる。今度の地震は被害に於て領臺四十年に於て最大であつたのみならず、過去三百年の間に於ても最も激烈なものであつたやうである。

臺灣の地震の記録は先づさつと二百八十年前に遡つて居るが、其の中で最も激烈であつたと看做されるものは文久二年五月九日、西曆一八六二年の六月六日、是は嘉義地方に於て一千人餘りの死人を生じたと云ふことが記録されて居る。是が領臺前に於ける最も激烈な地震であつた。次が明治三十九年三月十七日の大地震で、是は大森博士が特に細かな調べをされ、有名な梅仔坑斷層を能く調査されたのであつた。此の時の斷層は横すれが二メートル、それから上の段違ひが一メートルにも及び、其の延長二〇キロメートルと推測されたのである。此の時は全壊家屋が六千七百六十九戸、死人の數が一千二百五十八人、即ち五・四の潰

れ家毎に一人の死人で、丁度は是は今回の場合と全体の割合が一致して居るのであるが、時刻が何れも午前六時頃で、今回は午前六時二分、前の明治三十九年の時は午前六時四十二分であつて多分まだ睡眠中の者が數多くあつたのであらうと思はれる。唯今回の地震に就ては潰れ家に對する死人の割合が、新竹州と臺中州に於ては可なり隔りがある。内地の大地震の時には大體十一棟の潰れ家に對して一人の死人を生ずる割合である。今回は新竹州の方では九棟に對して一人、臺中州の方では三棟に對して一人である。處が細かに之を調べて見ると、例へば南の臺中州の方に於ての一部落であるが、神岡庄の新庄子に於ては、十五軒に對して百六十一人の死人即ち〇・九三棟に對して一人の死人を生じたのである。殊に被害の最も激しかつた屯子脚に於ては、是は内埔庄の屯子脚と云ふ部落であるが、此處に於ては七百三十五軒に對して四百四十四人の死人を生じたのである。即ち一・六棟に對して一人、細かに云ふと潰れ家一

軒に對して一人の死人を生じた。斯う云ふやうな結果を出したのである。之に對して新竹州の方では其の割合が可なり違つて居る。其の違ひの最も著しいのは地震の激烈であつた區域の北部にある峨眉に於ては八百七十戸の潰れ家に對して十三人の死人を生じたのであつて、即ち六十七軒の潰れ家に對して一人の死人を生じ、それから北埔に於ては二百七十一棟の潰れ家があつたが一人も死人がなかつた。斯う云ふやうな兩極端があるのである。

是は著しい事實であるので其の原因を調べて見たのであるが、之には二通りの原因がある。一つは臺中州の方に於ては内地人の死者は十人位で大したことはなく、死人の殆ど全部は本島人即ち漢民族系統の者である。臺中州は福建系統の者が多數移住してゐたのに對して、新竹州は廣東系統の者が多數を占めて居るのである。福建省の系統の者は内地人同様に朝寝坊であるから、午前六時頃にはまだ多くは就寢中であつたであらうと思ふ。之に對し廣東系統の

者は早起で、六時頃には、働ける男は田畠に、又婦人は洗濯に行き、幾らか遅い者だけが食事中であつたのであらうと思ふ。それから第二の原因は臺中州の方に於ける斷層を屯子脚斷層と名付け、新竹州の方に於ける斷層を獅潭斷層と名付けたら宜しいかと思ふが、此の地變の全體を内地から行つた研究者或は臺灣總督府に職を奉じて居られる方々の調査の結果を綜合すると、地變は丁度片假名のワの字の形のやうに起つて、其の最後の一畫であるノの字の部分が最も著しく現れて、此のノの字の尖端に於ては横ずれが殊に著しく現れ、北の方が東へ、南の方が西へ、甚しきは一五〇センチメートル程の横ずれをやつたやうな箇所がある。さうして大體として北の方が六〇センチメートルも沈下したと云ふやうな性質の斷層である。又北の方に於ては獅潭庄に於て最も著しく現れて居つて、此の斷層を獅潭斷層と名付けるならば、横ずれは殆どなくて、上下の喰違ひ、即ち東の方が沈下して西の方がそれと關係的に隆起し、其の喰

違ひが二―三メートルにも及び、兩方の全延長が七〇キロメートル程に計測されたのである。けれども私の想像では臺灣のあちらこちらにある觀測所の觀測の結果、六時二分に起つた最初の大地震の震央は、丁度屯子脚の東の外れ位の所にあつたらしいのである。そして同時に獅潭庄の邊まで其の斷層が進んだらしいのであるが、震央が器械觀測の結果其處に出て來たのは、畢竟此の斷層に沿つての地塊の動きは寧ろ南の方から始まつたのであらう。觀測で出る所の震原は地震の原因となる全部分ではなくて、地塊の動き始めの位置が觀測の結果出て來るのであるから、詰り動き始めの點、發震點とか起震點と言つたものは所謂震原に當るのである。それで先づ六時二分に第一の地震が起つて續いて六時二十七分、即ち最初の地震から二十五分間經過して第二の地震が起つたと考へられるが、是は餘震と言ふよりも寧ろ續震と言つた方が宜いと思ふ。それで震央は器械觀測に依り獅潭斷層の北の續き、峨眉庄邊りに出て來るの

である。さうすると、北側にある地域で南庄、北埔、三灣、峨眉方面に於ては、最初の六時二分の地震では破壊が左程に激しくなかつたのである。例へば峨眉などでは三分の一度に潰れただけで、又南庄や三灣も同じやうなことで、而も其の動き方は緩慢な横揺れであつたのである。さう云ふ譯で死者の數も少なかつたのであらう。そして、此

州同様であつたならば三軒に一人の死人、斯う云ふ割合にならうが、果してさう云ふことであつたならば、假りに地震が一時間も早く起つたとしても宜いと思ふが、さう云ふことであつたならば或は六千人の死者が生じたのではないかと想像されるのである。

のやうな地震があつたから住民の大多數、殆ど全部は家の外に出てしまつてゐたのであるが、此の時二度目の六時二十七分の地震が襲來し、峨眉邊りは其の爲に全滅したのである。つまり此の地方は二度目の地震の破壊作用が殊に酷かつたのであるが、其の時は殆ど人が家の中に居なかつたから人命の損失は割合輕かつたのである。家が潰れた割合に死人の數は先づなかつたと言つて宜いであらう。さう云ふことが新竹州に於ての死人の割合が小さく出て來た第二の原因と思ふ。此二つの原因が結びついて、新竹州では九軒の全潰家屋に對して一人の死者であつて、若し是が臺中

尙又序でに、前に地震が起つた活動の順序がワの字の運筆を逆に行つたやうな順序で起つたらしいと云ふことを書いたが、五月五日の餘震は器械觀測の結果、苗栗の邊に其震央が現れたのであるが、苗栗では最初の地震に壊はれなかつた家か、此の時多數崩れたのである、殊に著しい現象として、最初の地震で倒れなかつた御影石の記念碑が二度目の地震で折れて倒れたと言つたやうなことがあるのである。苗栗は先程申したワの字の第一畫の位置に中るのである。」

新竹郡													郡別					
香山庄			新埔庄			關西庄						街庄別						
紫	金	牛	青	香	浸	虎	楊	石	犁	內	石	坪	上	下	新	燥	下	
山	山	埔	湖	山	水	山	寮	坑	山	立	子	林	坑	坑	坑	城	坑	南
別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	別
總人口																		
七五三	一,三六六	一,九六六	一,一五五	九七五	一,〇八八	一,二〇七	一,六四六	八七七	一,三九〇	九五	四,〇三三	四三九	九八五	一,三五五	八八八	六七六	八六四	
死亡																		人
重傷																		(人)
計																		
死傷者百分率																		
總戶數																		
一三	一五	二〇	二〇	二一	二六	二六	二九	二七	二五	二五	一五	一三	一五	一六	一三	一三	一四	
住家(戶)																		
全壞																		
半壞																		
計																		
全半壞百分率																		
一	〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

竹東郡

竹東街

上 荳 鷄 下 上 員 赤 馬 三 南 十 十 湖 店 上 牛 拱 關

子 油 公 公 諫 柯 武 六 子 南 欄 子

坪 埔 林 館 館 子 山 督 屯 湖 張 寮 肚 岡 片 河 溝 西

一、四六 三六 三六 四七 二、五九九 九三 八〇 八〇 八九 六五九 五九九 七五 七六 六二四 一、七三 九六 五五 三三 三、三五

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

二五 五 四 八 四〇九 一八四 | 二二 三〇 九 六七 一〇一 一三 七 一六六 二〇 九 五 六六

| 一 一 | 元 九 | | | | | | 二 | | | | | | | | | |

四 | 四 三 六 五 | | | | | | | | | | 一 | | | | | 一

四 一 五 三 一〇五 五九 | | | | | | 二 | 一 | | | | | 一

二 二 二 六 六 三 | | | | | | 二 | 〇 | | | | | 〇

郡別		街庄別		大字別	總人口	人			死傷者百分率	總戶數	住家(戶)			全半壞百分率
死亡	重傷	計	全壞			半壞	計							
竹東郡	竹東街	橫山庄	芎林庄	燥樹排	一、〇〇八	—	—	—	—	一、〇〇八	—	—	—	—
				三重埔	〇〇七	—	—	—	—	一、〇〇七	—	—	—	—
				三重埔	八九	—	—	—	—	一、〇〇九	—	—	—	—
				頭重埔	六七〇	—	—	—	—	一、〇七〇	—	—	—	—
				柯子重	六七〇	—	—	—	—	一、〇七〇	—	—	—	—
				下員園	三三三	—	—	—	—	三三三	—	—	—	—
				大肚山	一、五七九	—	—	—	—	一、五七九	—	—	—	—
				大肚山	七六九	—	—	—	—	一、五三九	—	—	—	—
				油山	六八一	—	—	—	—	一、五三九	—	—	—	—
				大沙坑	九三六	—	—	—	—	一、五三六	—	—	—	—
				八十分	七二四	—	—	—	—	一、二四四	—	—	—	—
				大平地	一、八七六	—	—	—	—	一、八七六	—	—	—	—
				南河地	四三三	—	—	—	—	一、三〇九	—	—	—	—
				十分寮	一、六六四	—	—	—	—	一、六六四	—	—	—	—
				十寮坑	一、〇〇一	—	—	—	—	一、〇〇一	—	—	—	—
				鹿寮潭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				石壁潭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

峨眉庄

寶山庄

北埔庄

篇 石 石 中 峨 雙 寶 新 鷄 大 寶 大 埔 南 水 大 小 南 北 下 上 水 芎
硬 斗 油 磅 分

子 井 興 眉 溪 仁 城 凸 壓 山 坪 尾 坑 子 湖 林 埔 埔 山 山 坑 林

六三八 五六八 五三三 一、一六八 六二九 一、五五一 一、二二一 一、七五五 一、三三五 二、四四五 二八九 八三五 五五九 一、四三四 一、三三九 三三〇 一、二七九 三、二二七 一、一七五 一、〇五六 八三五 一、五六〇

| — | 七 | | — | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| — | 八 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

| 二 | 五 | — | 二 | 二 | 二 | | | | | | | | | | | | | | |

| 〇 | — | 〇 〇 | 〇 | | | | | | | | | | | | | | | | |

九七 七六 九四 一六七 一六八 一六〇 一七一 二七 一九二 三六 二八〇 二〇 一九〇 一九七 三九 二〇〇 五六 一六六 二四二 二六 二九五

八九 六六 九 一六五 九 豐 豐 三 六〇 二六 二 六 二〇 查 三 三 二八 七 七 九 一 三

六 〇 三 二 八 三 古 五 元 三 六 五 三 五 九 四 豐 美 六 四 三 一 一

九五 七六 九四 一六七 二七 七四 二二 三七 九九 八八 四七 五 五 一三 七六 六六 七四 一四 二 二 四

九 七 一〇〇 一〇〇 三 四六 七〇 四 五 六 七 五 五 六 四 〇 | 七 三五 七 八 二 一

後
龍
庄

三
灣
庄

灣 崎 烏 頭 十 後 公 二 新 水 大 後 永 大 大 下 北 崁 銅 內 三 珊 興

班 龍 司 張 尾 山 和 坪 河 林 頂 鑼 珠

瓦 頂 眉 湖 坑 庄 寮 犁 港 子 脚 龍 山 林 底 坪 埔 寮 園 灣 灣 湖 隆

七五三	六八五	元六三	七三四	七三二	六二七	一、四〇八	九五三	四、〇一九	一、五五三	七五一	五、四三七	一、二二六	八四一	一、六三八	七九六	九〇三	六三三	七五四	一、三四七	一、八五七
							二	一			一四	三〇	二五	七一	二六	七	九		四	一
							五	一			六一	三三	二〇	二五	九	三		二	五	三
							七	二			七五	三三	三三	九六	五	一〇	九	二	九	四
							七	〇			一	〇	四	六	五	一	二	〇	一	〇

九七	九九	五三	八二	九二	一一	二二	三三	一六六	六七〇	一七三	一〇八	八三三	一七七	一〇三	三九	二九	二八	八九	一一	三〇〇	二五三
一	二	一	四	五	六	一	六五	三九	九	二	三九	二六	一三七	一三	二五八	一〇二	二四	七九	三	五七	四九
五		一	四	七	七	八	三	四八	六	〇	三〇	三〇八	一〇		一	〇	三		六	六	四九
六	二	二	八	二	三	九	九七	七七	七六	三	三	七三九	一七七	一〇三	三五九	二二	一七	七九	六	二四	一四八
六	二	四	一〇	三	二	四	五	二	四	二	八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	九五	九	八九	五七	六	六	六

雙	三	北	南	尖	五	鶴	出	石	福	公	老	二	外	頭	鴨	二	高	四	五	西	南
湖	又	河	河	山	岡	岡	坑	塘	基	館	察	坪	潭	屋	坑	湖	埔	湖	湖	山	坑
一、三六六	二、四三三	一、一〇六	一、八〇七	二、八三四	一、九三四	一、三四八	一、四四三	一、三三四	二、四七九	七、二四七	二、四八三	一、六七八	一、三〇三	一、八七七	一、九七八	一、五七四	一、四一〇	八一九	一、一〇一	一、五九九	三、一〇一
五	九	二	三	一六	四	四	一四	八〇	三	八四	五四	五	一	二	三	一	三	一	五	三	四
三	一	六	四	八	三	五	九	一五	一〇一	三七	一三	七	四	三	七	一	六	三	三	一四	八
八	一〇	二七	七	二四	七	九	五	二二	一三	二二	六七	二	五	五	一〇	一	九	三	八	一七	二
一	〇	二	一	一	一	一	二	一九	五	二	三	一	〇	〇	一	一	〇	一	一	一	〇
一六六	一六八	一七〇	一三三	一三七	一八九	一八九	二六二	一四三	一六〇	八七一	四四	二四四	一八八	二四四	二七六	一七七	一八七	一七七	一七五	三〇〇	四〇〇
二八	二八四	一〇〇	四〇	七	二	七	二九	一四	二四	五四	三四九	一五	八三	一九	六六	一三	一〇	八	一〇	五	六九
五	七	一九	三〇	一五	二	四	九	一	一五	二〇〇	三	九	四九	六	七	三	三	三	九	五	六
二二	三五八	一三一	七〇	二〇八	二四	八〇	一七八	一四三	三四九	七四一	三六〇	二〇一	一三	三〇七	一五八	六	一六五	三五	一四三	一〇五	一三
六	九	七	五	六	三	四	四	一〇〇	九	五	九	二	七	七	七	三	五	四	三	八	三

	大雅庄										神岡庄											
	馬	下	上	十	六	埔	上	下	大	下	大	三	社	北	圳	山	新	神	校	大	瓦	茄
	岡	橫	橫	三	張	子	員	員	溪	角							庄	栗	埔	蔴	莖	
	厝	山	山	寮	犁	墘	林	林	雅	洲	社	子	口	庄	堵	皮	子	岡	林	厝	子	角
	八三八	一、四四五	七六一	五五七	三三三	六九一	六八一	一、三四九	一、六四八	三、七九九	一、七七八	一、三四〇	二、三〇一	二、二五八	二、〇七一	五〇四	一、二六	二、一四七	八四四	一、七四八	七六六	一、三四八
						二		一	三				一	三	一八	八	一六四	九				
									八	一			一	四六	九九	五	二六	七六				
						二		一	四九	一		二	七七	二八七	一三	二八〇	一七六					
						〇		〇	一	〇		〇	三	二四	三	三五	八					
	一〇八	一〇九	一一	七	三五	八九	七六	一五五	二六	四七	二七〇	一八六	三三	三〇	三三	七〇	二〇	三八	二五	三〇	一三五	一七
						一	二		七	五		六	九	一七	二七	三	一五〇	三九				
	一					八	二		五	三	一	六	九	四	一五	三		四	二	四	二	二
	一					九	三		五	六	六	六	一	二	二八	五	一五〇	二七	二	四	二	二
	一					〇	七		二	三	二	三	五	七	九	七	一〇〇	八	二	二	一	一

東勢郡		豐原郡		郡別															
東勢街		內埔庄	大雅庄	街庄別															
石	中	下	上	東	新	公	中	七	后	牛	圳	四	舊	月	中	屯	上	大	大字別
角	料	新	新	勢	店	館	社	厝	里	坑	寮	厝	社	厝	和	脚	脚	心	
一、四九七	一、二五四	二、一九七	一、六四一	四、二〇〇	二、四三三	二、六九	四、八二	八、三九	一、七三五	四、八四	一、二四〇	二、七九九	一、三九四	二、九五七	一、四四三	四、五七九	一、七七六	一、七三	總人口
					三	四	六	四三	一五八	二	八〇	四九	二一九	一四	四三	四〇〇			死亡
					四	二	一九	四五	九四	三	六八	四九	九〇	二	三	二〇二			重傷
					七	二五	二五	八八	二五三	五	一四八	九八	二一九	三三	七四	六四一			計
					三	九	五	一〇	一五	一	二	四	一六	一	五	二六			百分率
二四八	一八八	三〇〇	三二一	九四	三六	三	六八	一三四	二九七	七四	一九七	三〇九	一八五	四七七	二二	七五	三〇〇	二六	總戶數
一	四	三	一	二	二六	八	二四	二六	二六五	四	一五六	三六	一八八	五九	九〇	五九			全壞
	一	四	一	五				三	九		九	三	七	二四	六	四	八	一	半壞
一	五	七	二	七	三	一八	二四	二九	二六四	四三	一六五	二七四	一七五	八三	一五二	五五五	八	一	計
〇	三	二	一	一	八七	六	三	九六	九三	五七	八四	七三	九四	一七	七一	七六	三	四	百分率

大甲郡

清水街

新社庄

石岡庄

吳	楊	大	田	三	高	大	秀	四	社	清	鳥	永	新	社	土	仙	石	石	校	石	新
厝	寮	寮	寮	厝	美	椰	水	厝	口	水	頭	湖	社	角	牛	坪	岡	坑	埔	塘	社
一、五九一	一、八三九	一、六五八	三、一八七	三、二七九	三、六〇〇	三、二一〇	二、三三四	一、六一一	二、七〇〇	八、四三三	四〇三	四〇四	二、三三〇	一、五五八	二、四三三	五六一	三、五五六	七五四	一、四三三	二、四七二	二、五三五
〇	九	〇	一九	四	四	二	三〇	四	五	一八八	一	一	一	一	一	一	八	九	六	六	一
六	一	〇	四	八	三	〇	三六	六	七	一六	一	一	二	一	一	一	九	八	五	四	一
一六	〇	〇	六	三	七	四	五六	一〇	七	三六	一	一	三	一	一	一	七	七	二	〇	一
一	〇	一	二	〇	〇	一	二	一	三	四	一	一	〇	一	一	一	一	二	一	一	一
二七	三六	三六	四三	四四	四四	四四	五八	二五	四〇	一、五九七	六	六	四〇	二四	六四	六	五〇	二六	二五	五六	三六
九	五	九	一四	七	一五	一三	一八	四	一〇	五	一	二	一〇	一	一	一	一	八	九	九	一
八	七	一七	二四	二〇	二七	一六	一一	五	六	〇五	一	二	一五	三	三七	二七	二七	八	五〇	九	三
一七	一三	三三	三八	一七	四	二八	二九	一七	二六	八三六	一	四	二五	三五	五	二八	三六	九六	九九	八一	三
八	六	九	七	七	九	六	七	四	六	五	一	七	六	一五	一四	四	七	七	四	九	一

郡別		大甲郡																	
街庄別		沙鹿庄			梧棲街			龍井庄			大甲街								
大字別	總人口	大																	
		沙鹿	竹寮	公館	西寮	梧棲	南庄	大寮	龍井	塗井	龍目	山脚	三厝	大厝	山脚	常盤	頂店	庄尾	
死亡	重傷	計	百分率	總戶數	全壞	半壞	計	百分率	全壞	半壞	計	百分率	全壞	半壞	計	百分率	全壞	半壞	計
16	17	47	0	1,055	4	11	15	1.4	42	8	50	4.7	1	3	4	0.4	1	7	1.7
1	4	5	0	299	6	8	14	4.7	6	5	11	3.7	0	3	3	1.0	0	7	2.3
1	2	3	0	101	4	8	12	11.9	4	3	7	6.9	0	3	3	3.0	0	7	6.9
1	1	2	0	126	6	11	17	13.5	6	11	17	13.5	0	11	11	8.7	0	22	17.5
3	1	4	0	374	1	3	4	1.1	1	3	4	1.1	0	3	3	0.8	0	6	1.6
1	1	2	0	149	1	1	2	1.3	1	1	2	1.3	0	1	1	0.7	0	2	1.3
1	1	2	0	181	1	1	2	1.1	1	1	2	1.1	0	1	1	0.6	0	2	1.1
1	1	2	0	235	1	1	2	0.8	1	1	2	0.8	0	1	1	0.4	0	2	0.8
1	1	2	0	281	1	1	2	0.7	1	1	2	0.7	0	1	1	0.4	0	2	0.7
1	1	2	0	318	1	1	2	0.6	1	1	2	0.6	0	1	1	0.3	0	2	0.6
1	1	2	0	381	1	1	2	0.5	1	1	2	0.5	0	1	1	0.3	0	2	0.5
1	1	2	0	498	1	1	2	0.4	1	1	2	0.4	0	1	1	0.2	0	2	0.4
1	1	2	0	556	1	1	2	0.4	1	1	2	0.4	0	1	1	0.2	0	2	0.4
1	1	2	0	743	1	1	2	0.3	1	1	2	0.3	0	1	1	0.1	0	2	0.3
1	1	2	0	1,046	1	1	2	0.2	1	1	2	0.2	0	1	1	0.1	0	2	0.2
1	1	2	0	1,649	1	1	2	0.1	1	1	2	0.1	0	1	1	0.0	0	2	0.1
1	1	2	0	2,346	1	1	2	0.0	1	1	2	0.0	0	1	1	0.0	0	2	0.0

大
安
庄

福溪龜南南三中新西頂銅船五日日日九橫六後番外社
興州穀庄埔厝庄子勢子厝埔牌南社黎圳厝子寮尾尾
後
厝
安
頭
里
南
張
塊
厝
子
水

四三五	四一七	七三〇	六八九	七八二	二五〇	九六八	三二七	五〇三	八七六	八五三	四九六	一、五四四	一、三四九	一、八五六	六九三	八二七	八四五	四七八	五四四	三、五一八
	二	一												三						
	二	一												三						
	〇	〇												〇						

四六	五六	二〇	九四	二七	三三	一四五	五	八	二六	二二	七	九	一九	二〇六	三三	九三	二六	八六	七八	八五	三六七
三	五	八	五			八			二	四	四	五	七	三	三	五	〇	〇	三	九	六
二	八	〇	六	三	五	三	二	四	六	四	三	四	一	五	三	九	八	三	三	〇	三
一	四	三	六	四	二	五	四	二	八	四	九	一	七	九	三	五	〇	一	四	一	三
三	〇	四	四	二	六	三	〇	四	五	四	四	三	三	一	七	一	五	一	五	四	九

大甲郡													郡別						
外埔庄													街庄別						
牛埔	東尾	海墘	下厝	頂脚	北脚	下大	田心	頂安	三甲	松子	六份	磁礁	內水	大甲	馬鳴	鐵山	土城	鹿子	大字別
四〇	九五	一〇〇	四三	一〇〇	六六	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	總人口
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	死亡
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	重傷
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	計
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	百分率
六	二〇	一八	五	二〇	九	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	總戶數
三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	全壞
二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	半壞
一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	計
八	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	百分率

農業

農家の家屋被害は、新竹州に於て一萬六千七百八戸であつて、之を郡別に見れば、竹東郡二千三百八十五戸、竹南郡五千六百六戸、苗栗郡六千六百二十五戸、大湖郡二千九十二戸であつて、之が損害見積額は約三百四十二萬二千五百八十二圓とされて居る。

臺中州に於ては九千一戸、之を郡別に見れば、大甲郡四

臺中州農産物被害調

郡街別	被害数量		被害價額		
	穀	甘藷	穀	甘藷	
豐原	五四石	六七、五〇斤	五四圓	六七五圓	一、二六九圓
神岡	五〇〇	六四九、五〇〇	五、三〇〇	六四九五	二、二二五
大雅	一六	一五、五〇〇	一七六	一五五	三三
潭子	二	一、〇〇〇	三	三〇	五三
東勢	一、五五六	一、九四〇、〇〇〇	一七、二六	一九、四〇〇	三六、五六六
東勢	三三六	四〇〇、〇〇〇	三、六九六	四、一〇〇	七、八九六
計					

千七百七十五戸、豐原郡二千四百八十一戸、東勢郡一千七百四十五戸であつて、之が損害見積額は約三百十四萬八千八百圓である。

耕地の被害は、新竹州に於て、面積約一四〇甲、損害見積額は約一萬圓である。

農産物に對する直接被害は、兩州を通じて僅少であり、臺中州下に於て、穀四千七百五十五石、損害見積價格五萬二千三百五圓、甘藷六百二十七萬八千斤、損害額六萬二千七百八十五圓が見積られてゐる。

郡街別	被害数量		被害価		計額
	米	甘蔗	米	甘蔗	
勢郡	石 二四八	斤 三二〇、五〇〇	圓 二、七六	圓 三、一〇五	圓 五、八七〇
新計	一六	一九、五〇〇	一七六	一九五	圓 三七一
清	米 六〇〇	七、〇〇〇	六、六〇〇	七、五〇〇	圓 一三、一〇〇
梧	一、一八五	一、四二九、六〇〇	一、一〇一、二	一、四一、九六	圓 二、五二一、一〇六
大	四三七	五、三四、四〇〇	四、八七	五、二四四	圓 一〇、〇八一
外	一〇九	一、〇〇、八〇〇	一、一九	一、三三	圓 二、五二二
大	一、二〇	三、三、〇〇〇	二、〇九〇	二、二九〇	圓 四、三八〇
安	一四一	一、六九、〇〇〇	一、五五	一、六九三	圓 三、三四四
沙	二五九	七、七九、五〇〇	二、八四九	七、七九五	圓 一〇、六四四
龍	一八六	三、三三、四〇〇	三、〇四六	二、三三三	圓 五、三七八
井	九四	一、一三、八〇〇	一、〇四四	一、一三八	圓 二、一八二
肚	二、五九五	三、五八、五〇〇	二、五八九	三、五八八五	圓 六、一七三
計	四、七五五	六、二七、〇〇〇	五、三〇五	六、二七八五	圓 一二、〇四〇
甲					
大					

農作物に對する直接被害また僅少であつて、臺中州に於ては、直接的被害ではないが、間接的に即ち后里水利組合后里圳の圳路に缺壞を來し、且つ墜道の破損、土砂の崩落埋没等のために震災當日から斷水し、五月四日應急修理成

つて通水を見るに至つたとは言へ、水量乏しく、前年に比して降雨量は稍多かつたにも拘らず通水量はその二分の一に達せぬ状態であつた。従つて同埤圳灌溉區域の水稻は、輪番灌溉に依つて全區域の灌溉に努めたのであつたが、水

量の比較的豊富であつた一部の地方を除いては、相當旱害

を蒙らざるを得なかつた。被害は左の通りである。

農作物(水稻)被害調

郡街別	作付總面積	被害面積	收平年一甲當	被害歩合	減收見込	同上價額
豐原郡内埔庄	一、六六五 ^甲	一、二四三 ^甲	一七・五〇〇 ^石	一八〇	三、九二二 ^石	八七、八三四 ^円
大甲郡外埔庄	一、四八四	八三四	一三・五四	〇六九	七七五	一七、八三五
計	三、一四九	二、〇七六	一五・九七〇	一三七	四、六九七	一〇五、六八九

新竹州下にあつては、第二期種籾及び養成豫定中であつ

た茶苗の被害が擧げられる。即ち前者の被害を表示すれば

次表の如くである。

種籾被害見込額調

郡別	作付見込面積	總種籾數量	有被害種籾數量	被害種籾數量	被害價額
竹東	四、八三〇 ^甲	一、九八 ^石	五〇	五 ^石	七〇 ^円
竹南	五、一〇九	二、〇〇	一一三	一一	一、六〇
栗湖	九、六七七	三、八六九	二、一六六	七二	三、三三五
計	三、二六三	八、九二一	四、四三六	四四	六、六四五

備考 1. 甲當所要種籾量四斗

2. 被害農家所有種穀數量は總種穀數量に全農家に對する被害農家(大破以上)割合を乗じたるものとす
3. 被害種穀數量は被害農家所有種穀數量の一割とす
4. 種穀一石當價格は一五圓

勞力不足その他の理由による茶苗の被害は三百八萬本、

損害價格は一萬八千四百八十圓を見積られてゐる。

農具に對する被害は、新竹州下に於て、相當莫大な數量に上つて居る。即ち、一般農具の損害見積額は二十二萬九千九百六十四圓と推算されて居る。

農具被害額

郡別	全農家戸數	一農家當農具被害額	被害價額
竹東	八二五	三三・三 ^円	二八、三三九・七五
竹南	二、〇〇九	三三・五	六九、八二二・七五
苗栗	二、七四三	七〇・六	一〇一、八九三・七三
大湖	八七七	三三・三	三〇、〇一九・七一
計	六、四五三	—	三九、九六四・九三

註

全壞以下の農家に在りては被害なきものと推定し之を算定せ

す

被害を受けた主なものは、風鼓、肥桶、脱穀機、削桶、肥料粉碎機等であつて、其の中、風鼓は修繕不能であるために損害十割を見られ、其の他は五割の見込である。これが復舊費は風鼓にあつては新調費(新調價額は現在評價額に其の二割を加算する)を要し、其の他は、被害額と同額を修繕費として要するものである。

此の他に噴霧器の被害約千二百圓がある。

家畜、家禽 畜舎その他の建物の倒壊による直接被害、又は飼料の缺乏等により、家畜家禽の被害は、兩州を通じて相當莫大な數に及んで居り、その被害額は約十三萬餘圓を見積られて居る。

新竹、臺中、兩州別に被害を挙げれば次表の如くである。

家畜及家禽の被害調査

新竹州 郡別	牛		豚		家		家禽	
	頭數	價額	頭數	價額	羽數	價額	頭數	價額
竹東郡	元	一、四七六	七	一七、一〇	四、〇〇	三、五七		
竹南郡	七	三、六六	一、七九	四、八〇〇	一〇、七六	八、七六		
苗栗郡	一〇	五、五〇	二、六九	六、一七〇	一六、一六	一三、九三		
苗栗郡	五	一、七八	八	二〇、四五	五、二六	四、六七		
大湖郡	二	二、四三	六	一四、二九	三六、五七	三九、六四		
計								

備考

1、牛の被害は全壊家屋五〇に付一頭、豚の被害は全壊家屋二に付一頭、家禽の被害は全壊家屋一に付三羽と推定せり
 2、價額は昭和八年の統計を基礎とし牛一頭五〇圓九六錢、豚一頭二三圓三〇錢、家禽は一羽八一錢として計算せり

臺中州 郡別	牛		豚		家		家禽	
	頭數	價額	頭數	價額	羽數	價額	頭數	價額
豐原郡	五	一、二二〇	一、一五	三、〇四〇	一九、三三	一九、三三		
東勢郡	一	三、五	七	五、〇〇	六	四、四		
大甲郡	一五	五、三〇	二	一、八〇	一〇	一、一〇		
計	六	二〇、〇〇	一七	一〇、〇〇	三六	二〇、〇〇		

右の他に、農業關係として、新竹州下にあつては、堆肥豚

舎の被害及びそれによる堆肥の減産、即ち前者は、棟數二

千九百十八であつて損害見積価格十一萬六千七百二十圓、後者は、數量四千五百八十一萬七千四百四十六斤、價格五萬二千八百九十七圓を推定されて居る。尙此の他に、同州に於ける柑橘貯藏倉庫の被害は損害見込額一萬圓、松脂合劑の被害約千三百圓等が擧げられる。

商工業

商家の被害戸數は、新竹州にあつては二千五百一戸であり、此の損害見込額は約百三十一萬六千三百六十二圓である。臺中州にあつては、六百九十四戸、この損害見込額は約六十三萬四千七百八十圓である。兩州下に於ける被害を郡別に表示すれば次の通りである。

新竹州

郡別	戸數	家屋及び什器	商品	計
新竹市	五九九	一三三、六五五	三、〇〇八	一三五、六六三
新竹東郡	二五八	三三、五〇〇	二、一〇〇	三五、六〇〇

臺中州

郡別	戸數	家屋及び什器	商品	計
竹南郡	八二	四〇七、七〇	一三四、三三〇	五六一、〇三〇
苗栗郡	八九二	二四九、〇三六	三三、〇四三	二七二、〇六九
大湖郡	一八二	三三四、二六〇	七三、三〇〇	四〇六、五六〇
計	二、〇七二	一、〇〇一、六九一	三四、六七二	一、三六六、三六三

郡別	戸數	家屋及び什器	商品	計
豐原郡	一九二	一五九、二一〇	七三、三七〇	二三二、五八〇
東勢郡	七〇	八一、一〇〇	六、二〇〇	八七、三〇〇
大甲郡	四三三	二五〇、五〇〇	五三、〇〇〇	三〇三、五〇〇
計	六九五	五〇〇、三三〇	一三二、五七〇	六三四、九〇〇

工業關係にあつては、被害工場數は、新竹州にあつては、工場數二百六十八、此の損害見積額は二十二萬三千四百四十四圓であり、臺中州にあつては工場數、六十九、此の損害見積額五十二萬九千圓である。

右の中、製帽業の新竹州下に於ける被害額は約四萬五百

六十六圓であり、臺中州下に於ては、被害地は大甲郡下に
限られ、原料製造業の十六工場を含めて、被害見込額十五
萬千六百八十圓と推算されてゐる。

製帽業の被害調

新 竹 州

郡 名	戸 數	家 屋	商 品	計
新 竹 市	八	九〇〇 <small>円</small>		九〇〇 <small>円</small>
新 竹 郡	一	五〇〇		五〇〇
竹 南 郡	六七	一五、九五〇	二、八〇〇	一八、七五〇
苗 栗 郡	二二	一、三〇〇	八、一	一〇、四〇〇
大 湖 郡	一	二〇〇	一、一五	三、一五
計	二〇五	三六、八七〇	三、六九五	四〇、五六五

臺 中 州 (大甲郡のみ)

業 別	戸 數	家 屋	什 器 及 び 機 械	商 品	計
製 造 移 出 業	一六	五三、〇〇〇 <small>円</small>	五、四〇〇 <small>円</small>	五、〇〇〇 <small>円</small>	一四、四〇〇 <small>円</small>
原 料 製 造 業	一六	二八、七七〇	七、五〇〇	一〇〇、一〇〇	一三三、二七〇
計	三二	八一、七七〇	一二、九〇〇	一〇五、一〇〇	二五〇、六六〇

尙大甲郡の製帽業に従事する女工は、清水街を中心とし
て、沙鹿、龍井、大肚、の各庄及び豊原郡の内埔、神岡庄
等、今回の震災地の全面に亘るのであつて、其の數約三萬
人は生活の安定を缺き、且つ、原料及び帽型等の損害額も
相當大きい。

茶業 今回の震災に因つて被害を蒙つた茶産地は、新竹
州下の竹東、竹南、苗栗及び大湖の四郡下であつて、是等
の地方は臺灣に於ても優良な烏龍茶の名産地として著名で
あるが、茶業の被害による損害高は七十八萬三千四百二十
五圓であつて、此の内、建物、器具、機械の損害五十七萬
三百七十五圓、製茶の減收に因る損害十八萬二千四百八十
五圓(約四六七、七〇〇斤)及び品質低下に因る損害二萬九
千五百六十五圓と見られて居る。

今是等被害の詳細を表で示せば次の如くである。

新被 竹害 州地	總督府茶業獎勵に依る茶業組合の被害		一般茶業者製茶場の被害		製茶による被害	
	箇所数	建物被害	箇所数	建物被害	減收	品質低下による被害
竹東郡	八	一、六九五円	一、五四三	二五三、一四〇円	八三、三〇〇円	一六、〇〇〇円
竹南郡	八	一〇、七九〇円	六六六	九四八、三〇〇	四、〇七五	五、七五五
苗栗郡	一	〇〇〇、八〇〇	三四四	七、五八〇	三、三〇〇	三六、八三〇
大湖郡	二	〇〇〇、二〇〇	一四〇	一九九五〇	一九、七五〇	二、四〇〇
計	一九	四、三三五	二、六九八	四、〇四九〇	一八、三四八五	二九、五六五

品質低下による被害は百斤當五圓とする。

蠶業 新竹州に於ける蠶業の被害は、蠶室の被害三萬三千九百六十五圓、蠶具類の被害一萬九千二百二十五圓であつて、蠶室及び蠶具の被害の郡別詳細は次表の通りである。

蠶室

郡別	專用蠶室		兼用蠶室		小計	
	棟数	金額	棟数	金額	棟数	金額
大湖郡	一三六	九、五〇〇円	一四九	三、七三五円	二八五	一三、二三五円
苗栗郡	八九	六、三〇〇	三三三	五、五五〇	三三一	一一、七八〇
竹南郡	六七	四、六〇〇	一五九	三、八二五	〇三〇	八、五二五
竹東郡	—	—	一七	四三五	一七	四三五
計	二九二	二〇四、〇〇	五四一	一三、五三五	八三三	三三、九六五

蠶具類

郡別	蠶箔		蠶網		小計
	數量	金額	數量	金額	
大湖郡	五、〇五〇枚	五、〇五〇円	四、〇〇〇枚	二、一〇〇円	七、一五〇円
竹南郡	四、〇〇〇枚	四、〇〇〇円	一、〇〇〇枚	二、〇〇〇円	六、〇〇〇円
竹東郡	三、四〇〇枚	三、四〇〇円	七、四〇〇枚	一、四三〇円	四、八三〇円
計	一三、四五〇枚	一三、四五〇円	一二、四〇〇枚	五、六三〇円	一九、〇八〇円

製炭業 同州下に於ける製炭業の被害は、窯數三百十二であつて、被害價格は四千六百八十圓である。尙製炭窯破

製炭事業

郡別	災害地 總窯數	被害窯數	被害價格 円	復舊費 円
竹東郡	一一五	三〇	四〇〇・〇〇〇	九四八・〇〇〇
竹南郡	一三〇	五三	七〇〇・〇〇〇	一、六四三・〇〇〇
苗栗郡	四〇〇	二二五	三、三二五・〇〇〇	六、七九四・〇〇〇
大湖郡	二五	一五	三二五・〇〇〇	四七四・〇〇〇
計	六九〇	三二二	四、六八〇・〇〇〇	九、八五九・二〇〇

壊による一ヶ月の生産減は九十三萬六千斤と推定され、此の金額は一萬二千二百三十二圓であり、復舊までの全生産減は相當多額に上る見込みである。

製糖業 被害のあつたのは臺中州下の月眉、沙鹿の二ヶ所であつて、此の損害見込額は二十七萬圓である。

産業組合の被害は、新竹州にあつては、組合數十七、この損害見込額は二萬四百十九圓であつて、臺中州に於ては九組合、損害見込額は、家屋、並びに備品等が二萬三千百圓であり、擔保たる家屋の倒壊による回收不能のもの四萬

九千四百三十九圓、債務者の死亡による回収不能が五千三百一十一圓、合計七萬七千八百五十圓である。

同業組合に就ては、臺中州の清水帽子同業組合の倒壊による損害約五萬圓が挙げられる。

鑛山の被害は、新竹州竹南郡下の坑數五、苗栗郡下の一が數へられるのみで損害見込額は約五萬圓である。

生命保險加入者の被害數及保險金額調(臺灣に支店、支社、出張所を有する会社のみ)

保險會社に就ては、震災と直接關係の有る保險加入者の被害數及び金額は、生命保險では、日華、東洋、日本、千代田、第一、帝國、明治、日清、の各社を通じて、新竹州下死亡二十名、保險金額二萬八千圓、臺中州下死亡二十名、金額三萬三千五百圓である。

尙火災保險の方は、保險約款に依れば、火災に付ては其

會社名	新竹州		臺中州		計	
	死亡者數	保險金額	死亡者數	保險金額	死亡者數	保險金額
日華生命保險株式會社	四	10,500 円	一	—	四	10,500 円
東洋生命保險株式會社	一	500	—	—	一	500
日本生命保險株式會社	二	8,000	二	7,000	四	15,000
千代田生命保險株式會社	四	8,000	三	3,000	七	11,000
第一生命保險相互會社	一	1,000	—	—	一	1,000
帝國生命保險株式會社	六	6,000	四	5,000	一〇	11,000
明治生命保險株式會社	二	11,000	一〇	17,000	一二	28,000
日清生命保險株式會社	—	—	一	1,000	一	1,000
計	110	31,000	33	23,000	143	54,000

原因の直接たると間接たるを問はず會社は損害の填補の責に任せざる旨規定してあるのみならず、最近の内地實情より見るも、斯る場合一切の保険金支拂をしない慣習であるが、今次の震災に對しては各保險會社は、火災に因つて燒失した保險の目的物は勿論、倒壊した保險物件に對して

も、道義的立場から契約を解除し、未經過保險料を罹災者に返還する事とした。火災保險加入物件の被害は千代田、太平洋海上、大成の三社を通じ、新竹州が二十一件九萬一千二百三圓、臺中州が三十件十四萬八千六百八十四圓に上つてゐる。被害は左の如くである。(臺灣に駐在員の居る會社のみ)

會社名	新竹州		臺中州		計		備考
	件數	保險金額	件數	保險金額	件數	保險金額	
千代田火災保險株式會社	1	1,000	30	50,000	31	51,000	損害を蒙りたる被保險物件の保險金は上記の如くなるも今次の災害に付ては保險會社は法律上保險金支拂の責に任ぜず
太平洋海上火災保險株式會社	2	9,104	9	1,800	11	10,904	
大成火災保險株式會社	2	10,104	1	97,884	3	107,988	
計	5	20,208	40	52,684	45	72,892	

林野

林野の被害を表示すれば左の通りである。

新竹州

被害地	林野別	被害別	面積	被害物件	被害數量	被害價額	備考
竹南郡南庄田尾	國有	土砂崩壊	0.000 ^甲	雜木	0.00 ^欄	0.00 ^円	保安林

水利施設

新竹州にあつては、卓蘭、苑裡、富士、苗栗、後龍、竹南、大隘、竹東の各水利組合の埤圳に被害を蒙り、就中、竹東、竹南兩組合に屬する灌排水施設の被害が最も大であり、損害見込額は十六萬三千九百九十圓である。

因に、竹南組合の約二八〇甲は一時斷水したが、五月三日より通水し、各組合とも水稻には影響はない。

臺中州下にあつては、后里圳、豐原、東勢圳、大甲、五福圳、大肚圳、彰化の各水利組合の埤圳に被害を受け、就中、后里圳水利組合の被害は最も甚大であり、復舊費には十數萬圓を要する見込みである。

水道に就ては、新竹州下にあつては、大概井水を使用し、大湖庄の簡易水道に僅少な損壞を來したに過ぎなかつたが、臺中州に於ては、豐原水道の取入口及び水源地構造物に

は別に異狀を認めなかつたが、内徑八吋の鐵筋混凝土導水管は朴子口、水源地間各所無數に破損漏水した爲、全く送水不能となり、舊水源取入口より取入れて送水することによつて辛ふじて制限給水を行ふ事を得た。損害見込額は七千圓であるが、導水管延長二千四百間を八吋鑄鐵管に變更して復舊するとすれば約四萬八千圓を要する見込である。

又大甲水道は水源地及び給水管には異狀を認めなかつたが、導水開渠に多少の龜裂を生じた爲、水量は平素の約二分の一に減じたが、消費量に不足なく給水をなし得た。尙本水道は震害當日より二日間溷濁したが、四月二十三日には平常に復した。

清水水道は水源貯水池に多少の龜裂を生じたが、其の他の構造物及び給水管には異狀を認めなかつた。震害當日は、水源は白色に溷濁したが、四月二十三日に至つて全く清淨化し、支障なく給水することを得た。

内埔簡易水道は水源池構造物の被害は僅少であつたが、

水源が枯渴したことに因り全く送水不能となつた。

鐵道

運輸關係

旅客關係では、線路、橋梁及び隧道が破壊された爲旅客輸送には大なる打撃を蒙り、南北の交通は當日一時全く杜絶するに至つた。

貨物關係も旅客と同様、全く輸送の途を絶たれたが特に、急送品に對して非常處置を施すこととした。

線路

被害の概況は次頁一覽表に讓る。

列車運轉狀況

列車 列車自體には何等の被害を蒙らなかつたが、臺中線大安、後里驛間にある第八隧道が崩壊し、内社川及び魚藤坪の橋梁が破壊されたため、當時大安驛出發準備を了へた臺中發午前五時二十分基隆行旅客第二二列車は、出發直

後震災に遭ひ、直に停車した儘、前後兩方面が開塞せられた爲、機關車八一八號一輛及び客車六輛は同驛に留置せしむるの止むなきに至り、隧道の復舊迄は之が收容の見込はたしない。

列車運轉及休止狀態

第一日目（四月二十一日）

縱貫線

運轉休止

通霄清水間旅客第二二列車

竹南清水間旅客第五一、五、五三、五二、二六、五四、六列車

後龍竹南間旅客第五〇列車

清水通霄間旅客第五六列車

竹南大山脚間旅客第一一、五六、五五、一〇、五七、五八列車

大甲清水間旅客第一〇、一一、五八、五五列車

甲南彰化間ガソリン機動車第一二〇五列車

竹南彰化間貨第三一一列車

公司寮竹南間貨第三〇四列車

新竹彰化間貨第五五、三〇一、五五七、三〇三、三二一、五

五二、三一〇、三二六、三〇〇、三〇二列車

彰化竹南間貨第五六列車

列車運轉

淡水湖彰化間旅客第二〇一列車

運轉休止

臺中線

新竹清水間旅客第三、四列車

銅鑼豐原間旅客第六一列車

竹南彰化間旅客第二一列車

大安新竹間旅客第二二列車

竹南淡水湖間旅客第五〇、五一、五二、五、二六、五四列車

竹南豐原間旅客第二三、七、九、六三、三一、二四、六二、三

新竹彰化間貨第三一、五五五、三二一、三〇四、五五二列車

〇、八、六四、四〇列車

彰化竹南間貨第三一〇列車

竹南臺中間旅客第一、二列車

竹南新竹間貨第三四六列車

竹南苗栗間旅客第三七列車

臺中線

后里豐原間ガソリン機動車一二〇四、一二一一、一二〇六、一

列車運轉

二一三、一二一二、一二一九、一二一四、一二二一、一二二

臺中豐原間旅客第四二列車

八、一二二五列車

運轉休止

北勢竹南間貨第三三六六列車

苗栗竹南間旅客第二〇列車

豐原新竹間貨第三二〇列車

竹南豐原間旅客第六一、二三、七、九、六三、三一、二二、二

竹南豐原間貨第三一三、三一二列車

四、六二、三〇、八、六四、四〇列車

竹南臺中間貨第三二五五列車

竹南臺中間旅客第一、二列車

第二日目（四月二十一日）

縱貫線

苗栗竹南間貨第三三六六列車

臺中新竹間貨第三二〇列車
竹南豐原間貨第三一三、三一二、三二五列車

第三日目（四月二十三日）

縱貫線及臺中線

列車運轉

竹南彰化間旅客第五九列車

彰化追分間旅客第七二、七三列車

苗栗竹南間旅客第六六列車

臺中豐原間旅客第六七、六八列車

臺中大甲間旅客第五〇列車

追分臺中間旅客第五七列車

臺中線

運轉休止

新竹豐原間旅客第六一列車

竹南彰化間旅客第一、二列車

竹南豐原間旅客第二二、二三、二四、六二列車

苗栗豐原間旅客第三〇、七、八、九、六三、六四、三一、四〇、

三三列車

后里豐原間混第七一列車

竹南臺中間貨第三一三列車
臺中苗栗間貨第三一二列車

苗栗竹南間貨第三三六列車

后里豐原間貨第三三五列車

第四日目（四月二十四日）

縱貫線及臺中線

列車運轉

竹南彰化間旅客第五九列車

彰化追分間旅客第七二、七三列車

竹南十六份間旅客第六五、六六列車

臺中豐原間旅客第六七列車

臺中后里間旅客第六八列車

臺中大甲間旅客第五〇列車

追分臺中間旅客第五七列車

臺中線

運轉休止

竹南彰化間旅客第一、二列車

新竹竹南間及十六份豐原間旅客第六一列車

豐原三叉間旅客第二二列車

豐原十六份間旅客第二四、二三、六二列車

竹南后里間旅客第三〇、七列車

后里十六份間旅客第八、九、一一、六四、三一、四〇列車

三又后里間旅客第三三三列車

后里豐原間混第七一列車

臺中苗栗間貨第三一三、三二〇列車

第五日目(四月二十五日)

縱貫線及臺中線

列車運轉

竹南彰化間旅客第五九列車

彰化追分間旅客第七二、七三三列車

竹南十六份間旅客第六五列車

十六份銅鑼間旅客第六六列車

臺中后里間旅客第六七、六八八列車

臺中大甲間旅客第五〇列車

追分臺中間旅客第五七列車

臺中線

運轉休止

竹南彰化間旅客第一、二列車



新竹竹南間及十六份后里間旅客第六一列車

十六份后里間旅客第二四、二三、六二、八、九、一一、六四、三一、四〇、三三三列車

三、四〇、三三三列車

竹南后里間旅客第七、三〇列車

苗栗銅鑼間旅客第九、八列車

竹南銅鑼間旅客第六三三列車

車輛關係

震災の爲山線復舊迄一列車を大安驛に留置を餘儀なくされ
たが該列車の編成は左の通である。

機關車一輛 (八輪連結タンダー機關車、八一八號)
客車六輛 旅客手荷物ボキ―緩急車 一〇二號

二等ボキ―客車 四〇五號

三等ボキ―客車 一〇五號

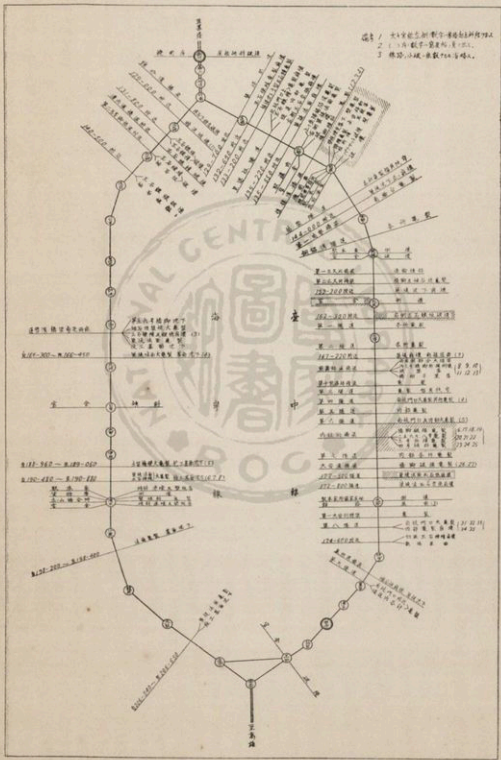
三等ボキ―客車 一一七號

三等ボキ―緩急車 一一〇號

三等郵便合造ボキ―緩急車 一六號

災害に依つて蒙つた損害として代用車輛新製に要する經費
を挙げれば

編者 / 1. 本校圖書館編印 2. 本館不負責 3. 印刷、裝訂、裝數 4. 5. 6.



計	輛數	單價	金額
六輪連結テンダー機関車 (C—五五型)	一	八四、九五・〇〇 ^円	八四、九五・〇〇 ^円
半鋼製ボギー客車	六	一七、五〇〇・〇〇	一〇五、〇〇〇・〇〇
計	七	—	一八九、九五〇・〇〇

留置車輛の修繕に要する經費に就ては

機關車一輛及び客車一輛(二等ボギー客車四〇五號)は山

線復舊後再使用を爲し得るが、長期の留置期間中、其の保

守は困難であつて、各部の腐朽を見る事とて、之が再使用

に當つては大修繕を必要とし、左の經費を要する。

機關車(八輪連結テンダー機関車八一八號)大修繕	六六、〇〇〇・〇〇 ^円
客車(二等ボギー客車四〇五號)大修繕	三〇、〇〇〇・〇〇
計	九六、〇〇〇・〇〇

私設鐵道

臺中輕鐵株式會社鐵道

(豊原、土牛貯木場間鐵道)

被害

線路堤防玉石練積崩壞一箇所復舊費

一〇四・一六^円

橋臺土留玉石練積決壊六箇所復舊費

九一・〇三

線路沈下 一箇所復舊費

一一・五九

開溝崩壞 一箇所

二・四二

石岡驛構内玉石空積決壊 一箇所復舊費

一一・一〇

建造物屋根瓦及壁破損家屋一六棟復舊費

九一五・五五

屋根及壁破損倉庫 一棟復舊費

一一・八〇

柱及軒桁外方突出破損倉庫一棟復舊費

—

床龜裂倉庫 一棟復舊費

—

煉瓦崩倒壊 一箇所復舊費

一七一・八〇

煉瓦崩倒壊及弛緩 二箇所復舊

一、三二〇・四五

被害復舊費合計

大日本製糖株式會社月眉製糖所鐵道

(后里、大安港、中庄間鐵道及同製糖所々屬專用鐵道)

線路

后里、發電所間に地亡に依り線路地盤の喰違一箇所

復舊費

三六〇圓

口庄、二块度に線路内土砂崩壞一箇所

専用鐵道中和線地亡に依り線路喰違一箇所、開渠橋臺

破損一箇所、橋梁破損一箇所、復舊費 一、八五〇圓

同月眉農場橋梁袖石垣龜裂一箇所復舊費 四〇〇圓

月眉機關庫煉瓦積翼壁大龜裂一箇所復舊費一、八〇〇圓

被害復舊費 計

四、四一〇圓

交通上の事故及び復舊狀況調

種別	區間	不通月日時	開通月日時	備考
汽車 官設鐵道	竹南 大山脚麓	四月二十一日 午前六時二分	四月二十二日 午後二時	海岸線々路故障
同	清水 甲南間	同	四月二十二日 午後二時	同
同	竹南 北勢間	同	四月二十三日 午前十一時四十五分	山線々路故障
同	通霄 五里牌間	四月二十一日 午前六時三十分	四月二十一日 午前十一時	鐵橋落下
同	十六份 大安間	四月二十一日 午前六時二分	未定	鐵橋三箇所破壞、隧道四箇所崩壞
同	銅鑼 南勢間	四月二十五日 午後零時十分	四月二十五日 午後五時五十分	線路故障
同	苗栗 南勢間	四月二十一日 午前六時二分	同	線路陷落
同	銅鑼 三叉間	同	四月二十三日 午後四時二十五分	同
同	三叉 十份分間	同	四月二十五日 午後四時五十分	同
同	豐原 后里間	同	四月二十一日 午前十一時	同

種別	區間	不通月日時	開通月日時	備考
軌道	清水—三塊厝間	四月二十一日 午前六時二分	四月二十一日 午後二時五十分	線路彎曲
自動車	新社—土牛間	同	四月二十三日 午前十時三十分	線路埋沒
自	寶山—金山面間	同	四月二十二日 午後四時	道路故障
同	福基—桂竹林間	四月二十一日 午前六時十五分	四月十九日 午前二時	隧道破壞
同	同	五月五日 午前七時	五月九日 午前九時	同
同	大甲—沙鹿間	四月二十一日 午前六時二分	四月二十一日 午前九時十分	道路故障
同	豐原—屯子脚間	同	四月二十一日 午後二時二十分	大甲溪橋破壞及后里家屋倒塌
同	后里—大甲間	同	四月二十一日 午後二時三十分	家屋倒塌
同	圳寮—屯子脚間	同	四月二十四日 午後二時三十分	橋梁破損

通信機關

郵便局舎

局舎	程被害	措置模様
新竹	小破	應急措置の上其の儘執務す
竹南	同	一時酒賣捌人方へ移轉せるも同所危險に類せるに付朝前に天幕張執務す、二十六日より公學校小使室を借受移轉す
中港出張所	半壊	應急措置の上其の儘執務す
頭分	小破	同
竹東	同	同
北埔	大破	同
南庄	全壊	二十三日公學校内に移轉す
後龍	小破	應急措置の上其の儘執務す

一、二等郵便局の分

局所名	被害箇所	被害程度	復舊費見込額	備考
彰化郵便局	廳舎	龜裂剝落	一八二坪	三六四・〇〇〇 ^円

被害篇

局舎	程被害	措置模様
大湖	半壊	二十一日大湖俱樂部に移轉
通霄	大破	二十四日保甲事務所に移轉
苑裡	小破	應急措置の上其の儘執務す
銅鑼	全壊	局構内空地に天幕張執務す
三叉	小破	應急措置の上其の儘執務す
卓蘭	全壊	二十一日森林主事駐在所に移轉
臺中	小破	執務上支障なし
彰化	同	同
后里	半壊	應急措置の上其の儘執務す
清水	同	支柱を施し其の儘執務す
沙鹿	大破	空地に天幕張執務す
梧棲	全壊	事務員宅に移轉
東勢	小破	應急措置の上其の儘執務す

三等郵便局の分

被害局所別	被害程度	改築建築費	建築費	敷地	定費	備考
竹南	小	六千	四,700.00	一,二〇〇.〇〇	五,七〇〇.〇〇	半永久的バラック
中港	半	二	三,〇〇〇.〇〇	借地	二,四〇〇.〇〇	同
頭分	小	五	六,〇〇〇.〇〇	借地	六,〇〇〇.〇〇	本建築
北埔	大	五	六,〇〇〇.〇〇	同	六,〇〇〇.〇〇	同
南庄	同	五	三,五〇〇.〇〇	一,一〇〇.〇〇	四,六〇〇.〇〇	半永久的バラック
後龍	同	五	三,五〇〇.〇〇	借地	三,五〇〇.〇〇	同
大湖	半	五	四,〇〇〇.〇〇	借地	四,九〇〇.〇〇	同
通谷	大	二	三,〇〇〇.〇〇	借地	三,〇〇〇.〇〇	同
銅鑼	倒	五	三,〇〇〇.〇〇	借地	三,〇〇〇.〇〇	同

局所名	被害箇所	被害程度	復舊費見込額	備考
彰化郵便局	官舎壁	龜裂剥落 四二坪	八四,〇〇〇	
新竹郵便局	煉瓦	半倒壊 三六間	三六〇,〇〇〇	
	官舎	龜裂剥落 九四坪	八〇八,〇〇〇	
計	廳舎壁	漆喰剥落 三五坪	一八八,〇〇〇	
	官舎屋根		七〇,〇〇〇	
計			二五八,〇〇〇	

局名	選送状況				
	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日	
苗栗	選送休止	新竹より出張員自動車にて選送、竹南より人夫送	午後新竹より閉糞便開設	同上	本區間は山線復舊迄同一方法に依る
銅鑼	同右	新竹より出張員自動車にて選送	後龍より人夫送	新竹より鐵道閉糞便	
三叉	同右	同右	同上	出磺坑交換便を開始	五月七日復舊
大湖	後龍溪徒涉連絡選送休止	福基より人夫送	同上	同上	同右
卓蘭	選送休止	選送休止	東勢より人夫送	同上	同
后里	同右	豐原より州自動車に依り選送す	豐原より「ガソリンカー」に依る	豐原より鐵道閉糞便に依る	臺中又は彰化より鐵道閉糞便及係員便に依る尙本區間は山線鐵道復舊迄同一方法に依る
豐原	臺中又は彰化より汽車に依る	同上	同上	同上	
東勢	臨時「ガソリンカー」に依り局員護送	復舊	同上	同上	

電信電話線路

市外電話線

電信電話線路に障礙を發生したものの次の通りである。

電信線

北高一番、北南一、二番、北中一番、北嘉及び北員

の六回線であつて北高二番、北中二番線は良好であ

北嘉線の二回線だけであつた。

以上の主要幹線の外に、枝線の罹障狀況を挙げれば次の

北高二番、北南一、二番、北中一、二、三、四番線の七回線であつて良好なるものは纔に北高一番及び

つた。

通りである。

新竹 臺中線

新竹 北埔線

苗栗 苑裡線

苗栗 大湖線

臺中 大甲一、二番線

臺中 豊原二番線

臺中 卓蘭線

臺中 清水線

臺中 沙鹿線

臺中 鹿港線

臺中 彰化三番線

沙鹿 梧棲線

市内電話中判明せる罹障数は左の通りである。

新竹 七〇 竹南 一一

竹東 一二 北埔 一〇

苑裡 四 后里 三〇

苗栗 四〇 後龍 一〇

清水 六三 沙鹿 二九

梧棲 一〇 大湖 二二

豊原 五五

市内電話線

局名	加入者数	被害数	通話し得る状態に復舊せる状況
新竹	四六七	七〇	二十一日中に全通
竹南	五七	一一	二十二日中に全通

被害篇

計	梧棲	沙鹿	清水	豊原	後龍	苗栗	后里	苑裡	大湖	北埔	竹東
一、〇一六	一一	二九	六三	一五六	一六	九六	三五	二三	二二	一五	三六
三六六	一〇	二九	六三	五五	一〇	四〇	三〇	四	二二	一〇	一一
	二十二日中に全通	二十二日中に全通	二十四日中に全通	二十三日中に全通	二十二日中に全通	二十三日中に全通	二十三日中に全通	二十二日中に全通	二十四日中に全通	二十一日中に全通	二十一日中に全通

電信

地震と共に南北を連絡する主要電信線が不通となつたので東部迂回、或は臺北臺南兩局の無線を以て僅に通信の繼續を爲し得たが、震害の一般に周知せらるゝや、頗る電報は増加し、一面通信能力の不足とに因り、刻々電報の停滯を増加するに至つた。

電話

島内

臺北、新竹、臺中各主要局に於ける災害地に發着する通話

内臺通話

一日分の通話の多數を翌日に持越すの餘儀なきに至つた。

は異常に輻輳し、加之幹線の障りに陥れるものあつて疏
 通意の如くならず。幸ひ罹障を免れた臺北嘉義線、臺北高
 雄一線を使用して、或は不通線の善良區間を活用する等
 の臨時措置を講じたが、引續き通話殺倒のため遂に二十

で、従事員を督勵して極力疏通に努めたが取扱時限内に
 は到底處理し得ないので、二十一日には連絡局相互間協
 議の上、便宜、時間を延伸して徹宵取扱ひを爲した。

通信上の事故及復舊狀況調査表

種別	區間	不通月日時	開通月日時	備考
電信 (公衆)	大湖三又間	四月二十一日 午前六時二分	四月二十三日 午前七時十分	斷線
同	豐原臺中清水間	同	四月二十一日 午後〇時十分	
同	大甲清水間	同	四月二十一日 午前十一時四十分	
同	臺中臺北間	同	四月二十一日 午後二時	
電信 (鐵道)	通霄後龍間	同	四月二十一日 午前十時三十分	
電話 (公衆)	新竹市内十九回線	同	四月二十一日 午前	

同	同	電	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
		話											
		(警察)											
新竹署各派出所間	警務部新竹署間	新竹州警務部刑務所間	臺中臺北間	沙鹿梧棲間	清水臺中間	大湖市內	大湖三叉間	通霄苗栗間	北苗二九北苗三〇間	後龍郵便局市內線	竹南郵便局市內線	竹東峨眉間	竹東北埔間
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	午前十一時三十分	午前九時二十分	午後四時三十分	午後〇時三十分	午後五時	午前七時三十分	午後十一時	午後十二時	午後四時	午後五時	午後三時	午前十一時
							同	斷				電柱倒塌	電線切斷
							線						

種	別	區	間	不通月日時	開通月日時	備	考
電	話	竹	東上坪間	午四月二十一日 午前六時二分	午四月二十五日 午後五時		
同	(警察)	竹	東峨眉間	同	午四月二十二日 午後十二時		
同		竹	南後龍間	同	午四月二十一日 午後三十分		
同		竹	南大河底間	同	午四月二十五日 午後四時五十分		
同		南	庄鹿場間	同	午四月二十一日 午後十二時		
同		苗	栗新竹間	同	午四月二十一日 午後三時		
同		烏	眉坑五湖間	午四月二十一日 午前六時三十分	午四月二十一日 午後十二時		
同		五	里牌苗栗間	午四月二十一日 午前六時二分	午四月二十一日 午後十二時		
同		五	里牌苑裡間	同	午四月二十一日 午後十二時		
同		通	霄苗栗間	同	午四月二十一日 午後十二時		
同		福	基桂竹林間	同	午四月二十一日 午後十二時		
同		老	田寮頭屋間	同	午四月二十一日 午後十二時		
同		魚	藤坪三叉間	同	午四月二十一日 午後四時三十分		

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

被
害
篇

豐	清	豐	清	大	梧	清	追	司	細	象	大	汶	大
原	水	原	水	甲	棲	水	分	馬	道	鼻	湖	水	湖
神	臺	清	高	清	清	井	清	限	邦	細	高	大	苗
岡	中	水	美	水	水	子	水	二	司	道	蔗	湖	栗
間	間	間	間	間	間	頭	間	本	馬	邦	峰	間	間
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

午四	午四	午四	午四	午四	午四	午四	午四	同	午四	正四	午四	正四	午四
月	月	月	月	月	月	月	月		月	月	月	月	月
前二	後二	前二	前二	後二	後二	前二	後二		後二	二	前二	二	後二
十一	十四	十二	十二	十六	十四	十二	十三		六十一	十一	十一	十一	六十一
時日	時日	時日	時日	時日	時日	時日	時日		時日	午日	時日	午日	時日

同 同 同 斷

線

種別	區	間	不通月日時	開通月日時	備考
電話 (警察)	豐原	原月眉間	同	同	
同	豐原	原屯子脚間	同	同	
同	豐原	原七塊厝間	同	同	
同	豐原	原后里間	同	同	
同	臺中	中臺北間	同	同	
電話 (鐵道)	新竹	竹通霄間	同	同	
同	苗栗	栗三叉間	同	同	
同	十六份	份大安間	同	同	
同	后里	里以北	同	同	

電 氣 事 業

電氣事業の被害を、各會社について調査したところに依れば

△臺灣電力會社

后里發電所

「コンクリート」破損、隧道内部の煉瓦の龜裂、崖崩れに依る岩石の埋没等により水路の大部分が被害を受けた。

發電所はその當時發電を停止してゐたので供給上の支

障はない。

后里變電所

所内一部に損害を受けたが送電上支障はない。

引込線、屋内線

内埔庄（后里發電所配電區域）

需用戸數五百五十戸中、四百五十戸倒壊、残り全部は

半壊であつて臨時燈以外は點燈不能である。

大甲街・

引込斷線四十戸 倒壊家屋二戸

二十一日の夕刻大部分送電する事を得た。

豊原街

引込斷線三十戸 倒壊家屋四戸

清水街

四千五百燈中、二千燈分は家屋倒壊

沙鹿庄

倒壊家屋三十戸、半壊七十二戸、點燈不能三百戸

△臺灣合同電氣會社

社寮角發電所

水路及び發電所内の一部損壊、二十三日午後復舊した。

損害約八百圓

引込線、屋内線

臺中營業所管内（東勢郡東勢、石岡、新社）

倒壊家屋多数の見込、引込断線のみの方に付ては二十

三日中に應急修理をして復舊した。

三叉營業所管内（苗栗郡公館、銅鑼、三叉、苑裡、大湖郡

大湖、通霄、卓蘭）

引込線、屋内線の八、九割まで破損、倒壊家屋の分を

除く外、二十四日中に修理復舊が成つた。

竹南營業所管内（竹南郡竹南、頭分）

倒壊家屋百二十八戸（一六一燈）、引込断線箇所百九、

配電線断線箇所九、當分配電の見込なきものは五百燈

（全燈數三、〇二七燈）である。

△臺灣電燈會社

軟橋發電所

水路破損、一週間で應急修理成つて復舊した。

配電線、引込線、屋内線

後龍方面

倒壊家屋多数、高壓配電線の復舊は二十三日中に成つ

た。

苗栗方面

被害甚大であつたが、配電可能の分に付ては二十一日

夜配電を開始した。

頭屋方面

被害の程度不明、危険に付き油入開閉器に依つて配電

を停止した。

北埔方面

倒壊家屋多数、危険を慮り、二十二日晝間は配電を停

止した。

電氣事業の被害額

△臺灣電力株式會社

資産減失に依る損害

屋内設備

引込線

計

三一、一六六圓

八、三三三圓

三九、四七九圓

復舊費（發電所、變電所、送電線、配電線等修理費）

四六、三八二圓

（八日間發電不能に依る買電増加）

電燈料金減收

七、三四〇圓

計

二二、四二五圓

因に、一五〇KV送電線路は、雨期迄には補修が成る見
込であり、その他の送電線路は全部復舊済みである。

配電線路は、震災當夜から、全區域に互つて點火して居る

ものであつて、一部被害箇所にては順次修理しつゝある。

后里發電所は休止中であるが二〇〇箇所通水なし得る程

度の應急修理は成つて居る。

引込線及び屋内設備は、復興作業の進捗に伴ふものであ

るが、半數は復舊済みである。

△臺灣電燈株式會社

被害額（復舊費を含む）

營業設備

一、三〇〇圓

發電設備

七五〇圓

配電設備

一、〇〇〇圓

屋内設備

一、二、三、五圓

發電不能に依る損害

八〇〇圓

右の他、當分再點不能のものが約六百燈ある。

尙、軟橋發電所の水路及び配電線路は既に復舊した。

△臺灣合同電氣株式會社

被害額（復舊費を含む）

營業設備

一、三〇〇圓

發電設備

一、九五〇圓

配電設備

五、一〇〇圓

屋内設備

一四、三五〇圓

計

二二、七〇〇圓

收支上の損害高

四月

二、七九〇圓

五月

二、五四〇圓

六月

一、七〇〇圓

七月以後

一、〇九〇圓

社寮角發電所は建物の一部、放水路、余水路、避雷器の

一部を除いて全部復舊済みである。配電線も全部復舊し引込線、屋内線も、家屋の復舊に伴ひ大部分復舊した。

△南庄電氣商會

内線、外線及び附屬品は大部分損壞し、震災當日より送電不能に陥つたが、五月一日から供給を開始した。

被害額 一、八〇〇圓

現在點燈數は、臨時燈を加へて百二十五燈である。

瓦斯事業

電氣事故及復舊狀況調査表

郡市街庄名	部落名	停電月日時	送電月日時	故障程度	備考
新竹州					
新竹市	市内一圓	四月二十一日 午前六時二分	四月二十一日 午後五時	低壓線、混線五件、斷線一八件、支持物損壞二件、屋内電燈線一九八件、動力二件、高壓線故障なし	
竹東郡北埔庄	北埔	四月二十一日 午前六時二分	四月二十一日 午後五時	引込線斷線三〇箇所	

瓦斯關係の被害に就ては

二十一日地震と共に錦水新竹間、及び錦水苗栗間の幹線數箇所が破損したため、直に供給不能に陥つたが、新竹方面の一般配給は猶午前十一時半迄繼續し得た。新竹方面は、二十一日午後九時に幹線の復舊が成つて配給を開始した。苗栗方面は、二十二日に幹線が復舊し、一般配給は、苗栗北部は二十三日午後三時に、其他に付ては、二十四日正午迄に全線配給を開始した。

被害篇

臺中	豐原郡	同	同	大湖郡	同	同	同	同	同	同	同	同	竹南郡		
州	内埔庄	卓蘭庄	卓蘭庄	大湖庄	苑裡庄	通霄庄	三叉庄	銅鑼庄	公館庄	後龍庄	南庄	頭分庄	竹南庄		
	后	卓	南	大	苑	通	三	銅	公	後	南	頭	竹		
	里	蘭	湖	湖	裡	霄	叉	鑼	館	龍	庄	分	南		
	午四 前月 六時 二十 二分	同	同	午四 前月 六時 二十 二分	同	同	同	同	同	同	午四 前月 六時 二十 二分	な	な	な	
	午四 後月 二十 一時	同	同	午四 後月 六時 五十 三分	同	午四 後月 二十 三時	午四 後月 二十 三時	午四 後月 二十 三時	午四 後月 二十 三時	午四 後月 二十 二時	午五 後月 六時	な	な	な	
	電線の切斷に依る	同前五二箇所	同前七箇所	低壓線及引込線切斷一九箇所	低壓線切斷三〇箇所	高壓線切斷二箇所、低壓線切斷三〇箇所	切斷二八箇所、電柱折損一本	切斷一二箇所	引込線全部斷線	電柱倒折二本市街地殆ど斷線	全區域殆ど斷線	筒墜落	高壓線一箇所、低壓線八箇所、引込線斷線九箇所、變壓機四箇所	低壓線一箇所及引込線五箇所斷線	低壓線七箇所及引込線一〇五箇所斷線
												同前	同前	同前	當日停電日なる爲送電なし

同	梧棲街	梧	同	四月二十一日 午後七時三十分	同
同	大庄	同	同	同	同
同	南簡	同	同	四月二十二日 午後六時	同
東勢郡	東勢郡下	同	同	四月二十二日 午後五時三十分	同

東勢郡一圓に互る電氣事故は東勢郡石岡庄社寮角、臺灣合同電氣株式會社用水路、並に發電所發電盤と送電線に移る繼目の切斷又は破損に依るものであつて、點燈範圍東勢郡下一圓、新竹州苗栗郡苑裡庄、通霄庄、銅鑼庄、三叉庄及び大湖郡下である。

道路・橋梁

道路、橋梁、河川堤防の被害は、新竹州に於て最も甚だしく、竹南郡下の南庄に至る通路の破壊、及び、大湖郡下の大湖庄に通ずる道路の破壊は、一時全く交通を杜絶せしめた。

縦貫道路に就て記せば、新竹、後龍間の道路に、龜裂を生じたもの七十一箇所、崩壊を來したものの百九十五箇所、

此の損害見込額は三千七百十四圓、同じ道路間に於ける橋梁の損害見込額は、千三百圓を算せられた。

指定道路に於ても、苗栗、大湖間の埋没百三十八箇所、

崩壊千四百九十五箇所、此の損害見込額一萬八百五十五圓、同隧道の破壊十一箇所、此の損害見込額七千圓、又同道路間の橋梁、暗渠の損害約八百圓であり、頭分、南庄間に於ては、埋没百七十五、崩壊七箇所、此の損害見込額は約四千九百十五圓であり、同隧道は九百圓、橋梁暗渠は千八百五十圓の復舊見込額を見積られてゐる。

その他、苗栗、公司寮間の道路の損害見込額は千五百圓であり、新竹、竹東間の道路の損害は五千六百圓であり、復舊見込額の總計は四萬三千百十三圓を算せられ、その他の道路の損害見積額は、竹南郡下に於て七千二百八十五圓、竹東郡下に於て四千百七十圓、大湖郡下に於て千九百三十三圓、苗栗郡下に於て五千六百二十圓、總計一萬九千八百七十七圓を見られて居り、橋梁の損害見込額の總計は三萬九千九百

臺中州下にあつては道路の被害は比較的僅少であつた。

縱貫道路の被害は十箇所で損害見積額二千四百九十五

圓、橋梁の損害は十三箇所で損害見積額一萬三千五百九十九圓、合計二十三箇所、一萬六千九百四十四圓に達する。

その中大甲溪左岸より清水に至る間の被害が最も著しく、第二田寮橋附近より清水に至る約一杆の間は、所々に道路中央部を残して數條の、幅一糎乃至一五糎の縦斷龜裂を生じ、裂目より覗れば三〇糎餘で地下水を見る所もあつ

た。又橋梁取合土留石積は各所に龜裂を生じ、且つ三〇糎餘傾斜したもあり、橋梁前後は一般に路面五糎乃至三〇糎陥没した。橋梁は動搖した跡があるが龜裂等はなかつた。

指定道路其他

豊原東勢道は被害が尠いが、東勢郡石圍墻方面の道路は橋梁、取合石積及び土留石垣等に相當の被害があつた。尙當時工事中の東勢橋は塔柱及び橋體の動搖した痕跡があつて、取合道路土留石積は腹部が突起し、路面に數條の龜裂を見た。

豊原三叉道は石積の破損程度に止つて被害が尠いが、后里停車場道、金剛橋附近は被害が甚しく、道路に幅三〇糎餘の龜裂を生じ、且つ約三〇糎の喰違ひを來した。金剛橋は其の橋脚壓折約一米五〇糎に及び、橋床三〇度餘横に傾斜し、床には無數の龜裂を認められた。

后里大甲道の后里附近も亦右と同様程度の被害があつた

が大甲方面は被害が僅少である。

大甲大安港道及び清水、梧棲道共に橋梁、石積破損の程度に止まり、其の他は殆ど被害を見ない。

河川、堤防

大甲溪

三塊厝堤防の終點一、二九八米附近の蛇籠堤端工腐朽、鐵線切斷して玉石一箇所脱石したが損害は輕少である。又

同蛇籠二本延長六六米喰み出し、玉石詰替を要するものもあり、此の損害額は四百七十七圓である。

土木關係被害調

大安溪

火炎山堤防は、昭和四年破損箇所の張石約八〇平方米が緩みを生じた。損害は約三百二十圓である。

烏溪

汴子頭堤防の土堤部延長四〇〇米に龜裂數條入り、護岸

區別	道			路		橋梁破損箇所	水道破損箇所	水		河川堤防破損箇所
	破損箇所	沈下箇所	埋没箇所	埋没箇所	破損箇所			埋没箇所		
新竹州・臺中州計	五〇六	八三	三六三	三六〇	二〇六	一五	四七〇	二七五	一三四	
新竹	四九〇	八三	三六〇	—	六	三	四七〇	二七五	一三三	
新竹市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
新竹郡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
香山庄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

區別	道		路		橋梁破損 箇所	水道破損 箇所	水		河川堤防 破損箇所
	破損箇所	沈下箇所	埋没箇所	破損箇所			埋没箇所		
大甲街					一				
外埔庄									
沙鹿庄					一				
大安庄					六				
龍井庄									一

專賣事業關係

被害總金額は二萬七千六百五十一圓五十七錢八厘であつて表示すれば左の如くである。

專賣事業關係の被害の比較的大であつたのは大湖出張所及び新竹出張所、南庄收納詰所、上坪收納詰所、内灣監督詰所、苗栗假泊所であつて、事務所或は宿舍、倉庫等が倒壊し大湖、苗栗の如きは各保管中の腦油が震動の爲「タンク」より漏出し、或は調理後積み置いた腦油罐が轉落破損し、爲に腦油漏洩する等によつて多少の被害を受けた。

區分	數量	金額	專賣		其他	計
			建物營造物	物品		
		二七、二九〇・五〇〇				
		二八八・〇四八				
		七三・〇三〇				
		二七、六五一・五七八				

營繕關係の被害は次頁に表示する。

被害の内譯表

區分	被害箇所	被害程度	復舊方法	數量	金額
臺中支局	東勢監督詰所 事務所屋根其他	剝落	葺替	三坪	六九〇円
〃	官舎屋根瓦	一部剝落	葺替修繕	三〇〃	六〇〇〇
〃	倉庫其他	破損	修繕	一式	三二〇〇
合計					二、四七九〇〇 二七、三九〇・五

專賣品

物品被害の内譯表

品目	數量	單價	金額	摘要
冷却器	二	四・九六	一九・九二	臺中標草試驗所 保管に係るもの
脂肪浸出器	三	四・五〇	一三・五〇	〃
秤量管	八	四・五〇	三六・〇〇	〃
フラスコ	七	三・三〇	二三・一〇	〃
瓦斯乾燥器	二	二・三〇	四・六〇	〃
其他	九		二一・六三	〃
合計	一〇三		七五・〇三	

被害内譯表

品目	數量	單價	金額	摘要
本樟油	二九三・三	四・〇〇	一、一七三・二	大湖出張所保 管中のもの
同	三六〇・〇〇	四・五〇	一、六二〇・〇〇	苗栗假泊所保 管中のもの
合計	六五三・三		二、七九三・二	

樟腦關係

新竹出張所、東勢監督詰所及び大湖出張所管内に被害を蒙つたが同地域には脳灶配置一、三八五灶中八六四灶を焚熬、約二千八百二十九人の腦丁が製腦に従事し、樟腦三八、

備考 物品會計官吏保管中の普通物品の被害のみを計上せり。

七九一疔、樟腦油九五、八九〇疔、芳樟油五六、八六八疔を

生産する有力なる製腦地であるが、山の被害は僅少であり、

直接に樟腦生産に及ぼす影響は比較的輕微であつたが、各

所の製品搬出路の崩壞陥没或は橋梁の墜落、並びに災害に

依る腦丁の人心不安から樟腦生産に及ぼした影響は尠くな

かつた。

煙草關係

耕作關係の被害郡街庄名を挙げれば

豐原郡 内埔庄、神岡庄、豐原街、大雅庄、潭子庄

大甲郡 沙鹿庄、龍井庄

圃場及び堆積中の被害は殆どなかつた。

配給關係

煙草耕作者の被害表

郡名	街庄名	耕作人員	家屋被害				耕作者死亡	負傷	
			全壊	半壊	大破	小破		耕作者	家族
豐原	豐原	三〇八	七	一八	七	三〇六	一	三	三
	内埔	一七	〇	五	二	一	一	六	二
	神岡	七〇	一	六	一	三〇	一	四	一
	潭子	五七	一	二	一	五	一	一	一
	計	五八	三	三	六	三六	一	二	五
	沙鹿	一八四	二	七	一	三六	一	一	一
	龍井	三四	二	七	一	一	一	一	一
	計	二〇八	二	七	一	一	一	一	一

煙草賣捌人

新竹、臺中兩官署共賣捌人店舗並びに人命に損傷なく、單に苗栗賣捌所、大湖荷置場の一部が倒潰したのと、他に賣捌所二、三軒程屋根瓦、壁等に多少の被害を見た程度であつた。

煙草小賣人の被害状況調

項	官署別		日小賣人數		營業所被害數		小賣人死亡者數		煙草被害金額		摘要
	新	中	計	計	計	計	計	計	計		
	四五三	三六二	八一四	二六	二	三	四七〇〇	四四九・八九	八九六・八九	新竹、竹南、苗栗、通霄、沙鹿、大甲、東勢、豐原	

備考 本調査は被害地域の計數にして摘要の地名は賣捌區域名とす。

震災直後に於ては被害に基く各小賣人店舗の營業休止及び一般需要者の購買力が極度に沈滞したことにより、又年中行事たる祭祀の繰延等に依り、煙草の賣行にも影響を生じ、罹災地域に在つては直後一週間に於ける賣行は、之を

前年同期に比較すると、新竹出張所々屬地七%、臺中支屬所屬地域五%、本年前月分に比較するに、兩官署共一四%の減少を來した。

食鹽關係

食鹽關係に於ては大湖、銅鑼及び後龍の三元賣捌所は被害程度最も甚しく、何れも全壞又は半壞し、使用し得ざるに至つた。又頭分、沙鹿及び豐原の三營業場にも多少の被害を受けた。

食鹽小賣人に在つては被害甚しく、大湖、銅鑼、後龍、頭分、沙鹿、大甲、及び豐原の各食鹽元賣捌所區域に於て全壞又は大破したものが多數であり、營業休止中のものも相當あつたが、再起不能の程度に至つたものは極めて少數であり、大部分は露店等によつて營業を繼續した。

食鹽の配給狀況に付ては主要交通機關並びに道路等が一時に破壊せられた爲、食鹽の配給圓滑に就ては最も懸念せられたが、當時各食鹽元賣捌所はいづれも相當豊富に在庫

全壊又は半壊し使用不可能となれるもの

所轄官署	元賣捌所	被害状況	備考
新竹	大湖	店舗、倉庫住宅共に龜裂を生じ傾斜甚しく危険なり、食鹽に被害なし	警察官舎空地に移轉し假營業場にて營業中なり
	後龍	店舗、倉庫、住宅共に半壊し使用不可能となる、食鹽に被害殆んどなし	附近に於ける安全なる店舗の一部を借用し營業中なり
	銅鑼	店舗、倉庫、住宅共に全壊す。被害最も大なり。汚損鹽三千斤を生ず	停車場前空地に假營業場を設け營業繼續中なり

倒壊せざるも改築又は移轉の要あるもの

所轄官署	元賣捌所	被害状況	備考
新竹	頭分	店舗 龜裂傾斜、倉庫 傾斜、住宅 龜裂傾斜、食鹽被害なし	家族は現在他に避難中なるも營業は従来通り同所に於て繼續し居り、但し危険なるを以て改築又は移轉の必要ありと認む
臺中	沙鹿	店舗 龜裂、倉庫 壁落下傾斜、住宅 屋根大破龜裂、食鹽の被害なし	現營業場にて營業中なるも危険に付改築又は移轉の必要あり
鹿港	豐原	店舗 龜裂、倉庫 天井破壞、住宅 龜裂及壁落下、食鹽被害なし	同

鹽を所有し、且つ店舗、倉庫其他の被害は極めて多大である。期、並びに農産物、特に瓜の出廻りを以て需要の最盛期とつたに拘はらず食鹽の被害は意外に尠く、配給は概して圓するものであるが、時恰も第一期米及び芭蕉實の出廻期と滑に行はれた。

由來食鹽は六、七、八、九月の候、味噌醬油の仕込好適

部輸送は例年、山線と海岸線の二線を以てしても尙稍もす

れば供給の圓滑を缺き勝であつたのに、今回の震災に因る山線の被害は食鹽配給計畫上多大の考慮を要すべき結果を招來した。

酒 關 係

酒類賣捌所で損壞の厄に遭つたものは苗栗、通霄、豐原東勢、沙鹿の五ヶ所であつたが、沙鹿賣捌所の如きは最も大なる被害を蒙り、已むなく急造のバラツクに移轉した。

其の他の賣捌所の被害は比較的輕微であつて、直に營業に支障を來たす程度のものはなく、荷置場の倒壞又は大破したものの十數箇所あつたが酒類の被害は僅少であつた。

酒類小賣人で被害を蒙つたのは新竹、竹東、竹南、苗栗通霄、豐原、東勢、大甲、沙鹿の各賣捌所區域内の小賣人

であつて、就中苗栗及び沙鹿賣捌所區域内の小賣人が最も大なる損害を受けた。殊に苗栗賣捌所區域内の小賣人の如きは、百二十七人中、家屋の倒壞、或は大破したものの百二十六人の多數に及んだ。従つて又家屋の倒壞に基く損傷、

亡失に因る酒類の被害は九千四百圓に達した。

因に、腦丁の罹災者には、被害程度に應じて製腦組合から貸金をなし、被害腦寮に對しては補助を與へて復舊に努め、罹災職員に對しては、共濟組合から災害給付を行つた。又被害地方の腦揚を延期し、營繕關係に於ては、倒壞大破した箇所には、地震直後當局から天幕を急送して職員家族を收容し、又、バラツクにて事務所、官舎、倉庫等を急造した。

煙草耕作人中被害の甚しかつた者に對しては、認可を得て特別葉煙草收納を行つて救濟の道を講ずると共に、被害店舗の復舊、配置改善に關しては助成の道をたて、便宜を與へた。

食鹽の小賣人は需要上から復舊に早く、その他、煙草、酒の小賣人に對しても、出來る限り便宜を與へる事に依つて、配給の圓滑をはかると同時に自力更生を援助した。

蕃地の被害

新竹州下

第一 震

種別	箇所数	被害金額	被害程度	備考
住家	四	一四〇〇〇〇 ^円	全壊一、半壊三	竹東バスコハラン社
住家	二	三〇〇〇〇	同 一、全壊二	竹南ガラワン社
住家	四	一、六〇〇〇〇〇	半壊一七、小破四	同 チユウブス社
住家	五	一、二〇〇〇〇	全壊一、半壊二	大湖バカリ社
住家	二	五〇〇〇〇	全壊二	同 タバライ社
住家	二	九四五〇〇	同	竹東バスコハラン社
住家	四	六〇〇〇〇	同	同 シバジ駐在所
住家	二	一、二六〇〇〇	同	同
住家	二	四五〇〇〇	同	同
住家	六	一、〇八〇〇〇	全壊六	同 錦路駐在所
住家	三	六〇〇〇〇	全壊三	同 鬼澤駐在所
住家	四	一、〇八〇〇〇	全壊四	同 松本駐在所
住家	二	六〇〇〇〇	半壊二	同 養老駐在所
住家	二	一、〇八〇〇〇	半壊二	竹東控溪駐在所
住家	一	一、八〇〇〇〇	同	同 シイガオ駐在所
住家	一	四一〇〇〇	同	同 シバジ駐在所
住家	八	二、三〇〇〇〇	破	同

被害篇

種別	箇所数	被害金額	被害程度	備考
同計	一五八	二二、九三三・〇〇	同	細道邦間 二本松間

臺中州下

東勢郡の蕃地に於ては授産圳路、道路、宿舍其の他に左の被害を受けた。

種別	箇所数	被害金額	被害程度	備考
授産圳路	一	四、五五四・〇〇	缺壊及埋没	埋伏坪社
道路	二	四、八〇〇・〇〇	崩壊	パロン烏來間及坂中、大棟間
駐在所掩堡	二	九六・〇〇	同	埋伏坪、坂中
宿舍	七	七、〇四二・〇〇	半壊	平岩山、埋伏坪、雪山坑、久保山、神谷
彈藥庫	一	一一〇・〇〇	全壊	山出雲山、中坑坪
計	一七	一六、六一二・〇〇	全壊	ロープゴ

激震地點描

今回の地震に於ては、斷層線及び地變の甚しかった地域に沿ふて細長い被害區域が明瞭に認められるのであるが、臺中州下の屯子脚斷層に沿ふた被害は、斷層線を離れるに従つて急激に減少して居る。

全壞、半壞家屋が九〇%以上あつた部落は、新竹州下に於いては、峨眉庄、三灣庄、南庄等中港溪の流域を初めとし、頭屋庄の東部、三叉庄の大部分、銅鑼庄銅鑼及び新鷄隆、老鷄隆の谷、公館庄の公館、福基、石圍墘及び大湖庄、卓蘭庄の西部等であつて、九〇%以上の區域は新竹州が其の大部分を占めて居る。

獅潭斷層の出現した獅潭庄が、割合に被害の少いのは、山地で地盤が比較的堅牢な爲と、土角家屋が少く、木造及び竹造の家が多かつた爲である。峨眉庄、三灣庄、南庄地

方が激甚であつたのは、此の地方が中港溪流域の沖積層地帯であつて、地下水及び泥水の噴出が甚しかった事に依つても明かな如く地盤が軟弱であつた爲と、六時二十七分の餘震の震央が中港溪中流域であつた爲である。一般に中港溪及び後龍溪流域の沖積層地帯が被害が多かつた事は明かである。臺中州下では、神岡庄新庄子、清水街字大突寮、沙鹿庄公館、内埔庄の后里、七塊厝等であつて、最も多數の死傷者を出した屯子脚が七六%に過ぎないのは斷層に極めて近い部分が一〇〇%に近い倒壊を生じたに不拘、稍離れた所では、急激に倒壊率が減少した爲である。

次に死亡者及び重傷者の總數と總人口との百分率を求めて見ると、是亦概して家屋の被害の甚しかった地方に多數の死傷者を出して居るのは勿論であるが、中でも人口百人



に對して十人以上の死者及び重傷者を出した所は、新竹州下では公館庄石圍墻の十九人と、銅鑼庄老鷄隆の十五人とである。

臺中州下では神岡庄新庄子の二十五人を筆頭に同じく神岡庄圳墻、内埔庄屯子脚、舊社、圳寮、后里、七地厝等である。而して石圍墻及び新庄子は家屋の倒壊一〇〇%の所である。



屯子脚



内埔庄長張堪氏

屯子脚 今回の震災に於て最も凄惨を極めたのは臺

中州豊原郡内埔庄の一部落、屯子脚である。屯子脚は后里驛の西方約二軒弱、自動車を通じ、附近一帯は米産地であり又養豚地である。所謂屯子脚斷層が此の部落を貫いたのであつて、地震は急激且つ激烈を極め、一瞬にして一望土塊の荒野と化し果て、しまつた。内埔公學校の敷地には大龜裂群が通り、部落の東南部に斷層線を通した爲にその近邊の惨狀は言語に絶し、鐵筋コンクリート造の同公學校舎でさへ徹底的な震害を蒙つた。尙此の斷層は屯子脚南端の内埔庄長の屋敷附近を通過し、内埔庄長張堪氏一家では庄長はじめ十六人が惨死した。一部落全滅中に、新築の庄役場は壁に龜裂が入つたに止まり、中央の消費市場、豚屠殺場は木造であつたが爲に被害は僅少であつた。死亡者四百四十人を出し、負傷者は一千二百八十二人、總人口四千五百七十八人の中、一千七百二十二人が被害を受けた。

震災を蒙つた内埔公學校兒童の状態（五月十二日）

學級	10 9 8 7 6 5 4 3 2 1									
	學年									
性	女男 女男 女男 女男 女男 女男 女男 女男 女男 女男									
	在十日現籍									
兒	即死									
	重傷									
童	輕傷									
	死重傷後									
被	々日現在									
	重傷									
害	看家族									
	轉居									
理由	困難計									
	其他									
席	計									
	死									
退	亡見込數									
	困と見計									
學級	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
學年	四	四三	三	三	二	二	二	一	一	一
性	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
在十日現籍	七〇	二五	四〇	七六	六六	六五	六三	七五	七四	六六
即死	四	一四	四	六	五	九	八	七	八	三
重傷	二	一八	九	四	二	五	二	五	六	四
輕傷	一四	六七	三	一	四	二	二	六	三	七
死重傷後										
々日現在	六六	一四〇	六五	六五	六一	五六	五四	六六	六六	六三
重傷	二	一		四	一	三	二	二	一	二
看家族										
轉居	二		二	一				三		一
困難計		一				一	一			一
其他	四	一	一				一			二
計	八	二一	四	五	四	五	四	五	五	六
死										
亡見込數	四	一	二		二	二	一	二	二	一
困と見計	二	六	四	六	四	六	四			一

被害篇

學級	計								
	17	16	15	14	13	12	11		
學年	補		六	六	六五	五	五四	四	
性	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	
四月二日現在 十日籍	三八 三三		五三	六	六	四七	七	五七	四三
	即死	重傷	輕傷	死	重傷	後	兒童被害		
四月末現在 十日籍	六六		一二	六	五	二二	三	二二	六三
	重傷	看族	轉居	困難	其他	計	其在缺席理由		
其後の退學	七五		二	三	四	二三	二	二二	二二
	死亡	見込數	計	計	計	計	計	計	計
家計見 るべき	一〇六		五	五	一	五六	一	一八	三六
	死亡	見込數	計	計	計	計	計	計	計
家計見 るべき	二二		二	二	二	二	二	二	二
	死亡	見込數	計	計	計	計	計	計	計
家計見 るべき	二八 三五		四〇	三	三	三五	七	四	四七
	死亡	見込數	計	計	計	計	計	計	計
家計見 るべき	二〇		一一	四	一	一一	一	一	一
	死亡	見込數	計	計	計	計	計	計	計
家計見 るべき	五四		二	二	一	二	一	一	一
	死亡	見込數	計	計	計	計	計	計	計
家計見 るべき	五五		二	二	一	二	一	一	一
	死亡	見込數	計	計	計	計	計	計	計
家計見 るべき	六三		一	一	二	一	一	一	一
	死亡	見込數	計	計	計	計	計	計	計
家計見 るべき	元四		二一	八	二	五三	六	四二	一一
	死亡	見込數	計	計	計	計	計	計	計
家計見 るべき	二二		二	二	二	二	二	二	二
	死亡	見込數	計	計	計	計	計	計	計
家計見 るべき	九二		一	二	二	二	二	二	一
	死亡	見込數	計	計	計	計	計	計	計
家計見 るべき	八四		三	五	二六	三	一	六二	六二
	死亡	見込數	計	計	計	計	計	計	計
備考	一、轉居者は震災後本居地に引き越し居所不明の者								
	五月中には適宜處理の豫定								
	一、退學見込數は扶養者の死亡或は重傷又は家族の死傷により就學不可能と思はるるもの								
	家計貧困なるを以て役場と協議の上處理す								

備考

一、轉居者は震災後本居地に引き越し居所不明の者

五月中には適宜處理の豫定

一、退學見込數は扶養者の死亡或は重傷又は家族の死傷により就學不可能と思はるるもの

家計貧困なるを以て役場と協議の上處理す



同部落の被害住家に就て記せば、

しく、農業公民學校は、木造であり、耐震的に建築されたものであつたに拘らず、相當甚大な損害を來した。驛前の土角造の家屋は全滅であつた。

内 埔 公 學 校 々 舍

總戸數七百

人の被害を舉げれば、總人口、一千七百二十五人のところ、死亡者百五十八人、負傷者三百八十九人、計五百四十

中、全壊五

七人であり、住家に就いては、總戸數二百九十七戸が殆ど

百九戸、半

全滅である。

墳その他百

舊社 后里の西南に當る農村部落、舊社もまた被害甚だ

七十四戸で

しく、屯子脚より

ある。

不憫を極

層は此の附近の田圃中に現れ、總戸

めたのは、

數百八十五戸が殆ど全滅であり、五

學童の死亡百四名を數へたことであり、同負傷は百六十三

名である。

后里 梅の名所、后里に於ては、大甲—后里驛間の道

路と、豊原街に通ずる道路との十字路附近が慘狀最も甚だ



埔内庄舊社斷層上層下六寸

者を生じた。

尙此の内埔庄一帯を灌溉區域とする后里水利組合の、圳水の取入口に大缺壊を來したが爲に、圳水は一滴も通じなくなり、これを飲料水に供給してゐた住民は、爲に困窮の極に達したことであつた。

因に、内埔庄の總人口は一萬八千五百五十六人であつて、

地震による死亡者は九百九十人、負傷は三千五百八十四人、死傷合計は四千五百七十四人であり、總戸數は、二千八百十六戸中、全壊は一千六百九十四戸、半壊は三百八十三戸、大破三百十九戸、少破百八十戸であつて、此の總計二千五百七十六戸、損害見積は百五十八萬六千七百圓を算せられて居る。

神岡庄 豊原郡役所から、神岡庄役場まで約二里、自動車

の便があり、神岡には臺中州農會指定の模範柑橘園がある。

舊社から西南西に伸びた斷層は、大甲溪を斜斷し、河原の砂礫層に雁行性の龜裂を伴ひつゝ、新庄子の部落の中央を抜けるのであるが、此の斷層線に沿ふ、神岡、圳堵、新庄

子の三部落は、全部落が土塊の堆積と化し果てた。神岡の煉瓦造警察官吏派出所は壁に龜裂を生じた程度であつたが木造の神岡公學校は傾き、圳堵は土角造の部落であつた爲全く原形を止めぬまでに崩壊し盡され、新庄子も又部落の中央を斷層線が貫いたが爲に部落全體潰滅した。

神岡庄内の總人口を挙げれば、一萬七千三百六十七人、地震による死亡者は五百二十三人、負傷者は、二千二百二十四人、死傷の合計は二千六百四十七人である。

又戸數を調べると、二千三百八十四戸の中地震による全壊は九百三十五戸、半壊、百五十五戸、大破八百三十二戸、小破百六十八戸、此の總數二千九十戸であり、損害見積は、百二十二萬五千五百二十圓である。

同じ郡下にあつても、斷層線を稍離れた大雅庄、潭子庄の如きは、極く微細な被害をしか受けてゐない。

新竹州竹東郡峨眉庄の峨眉は六時二分の第一震で、家の約三分の一が倒壊したのであるが、同二十七分の第二



北埔庄北埔斷層群

震で、残存
家屋は全部
崩壊し盡さ
れた。

即ち、總

戸數百六十

七戸のとこ

ろを、全壊

家屋數百六

十七戸とい

ふ全滅を來

栽培、若しくは農に従事してゐるものであつて、頃しも茶
摘時であり、その時刻には、住民の大部分は山畑に出掛け
て居り、家に居つた老幼が此慘禍に遭つたわけである。

新竹州竹南郡南庄 は、竹南より西北に二五軒、郡管内

の、蕃地に接する奥區であり、竹南・南庄間指定道路の終
點であつて、南は紅毛館蕃界、西は八卦力の山嶺、東は大
東河の蕃界を経て竹東郡の北埔及び峨眉庄に連接して居
る。東西南一帶は山岳重疊、中港溪の流れに沿ふてわづか
に田畑が見られる土地である。庄内には、靈地獅頭山が有
名であり、南庄また紅櫻の庄として知られて居る。米、茶、
甘藷の外に、木材、石炭の産がある。

地震によつて、土角造の本島家屋は悉く倒壊してゐるが

して居る。
總人口千百六十八人といふに、地震による死亡者は僅か
七名に過ぎない。重輕傷者を併せてさへ四十七人に過ぎぬ
のであるが、此の理由は前述したことでもあるが、廣東系
統の者は元來早起を習慣とする上に、此邊の住民は大半茶

早くより内地人の居住した庄のことであり、幾分でも内地
風の建築を加味した建物は大した損傷を見なかつた。木造
建築である庄役場はさしたる被害を受けなかつたが、警察
分室、郵便局、南庄發電所は大破し、就中、發電所の大破

によつて、全庄の照明を奪はれた。

地震による死亡は十二人、重傷十一人、輕傷九十人、死傷計百十三人であつて、總人口は三千五百九十九人である。

田尾は庄内、獅頭山の東二軒にあつて、石炭を産し、住民の大部分は採炭従事者であり、他は農耕者である。南庄製茶工場が此處にある。

木造建の警察官吏派出所が大破を受けた以外、一般の家は全滅である。尙南庄に通ずる中港溪岸には大崖崩れが二ヶ所生じた。

此の部落の總人口は二千六十八人であるが、地震による死亡者は十三人、重傷者三人、輕傷者二十三人、死傷計は三十九人であり、總戸數、三百十九戸のところ、全壊家屋二百九十四戸、半壊十九戸、計三百十三戸である。

田尾から中港溪を越えて五軒、中港に面して大南埔がある。土地は頗る肥沃、住民の大部分は農耕者であり、米、茶の産額は全庄の大半を占め、概して住民の生活は豊かである。

ある。

此の地は、獅潭庄の東方山中に現れた斷層線の上に當つただけに、災害は慘憺たるものであつて、集團部落は全く原形をとどめなかつた。

數字に現れた被害は、總人口八百九十二人のところ、死亡四十六人、重輕傷八十六人、計百三十二人であり、總戸數百四十二戸の中、全壊百三十九戸、半壊三戸であるから、文字通りの全滅である。

銅鑼庄 は、苗栗驛から南に一一軒、地味は肥沃とまではいかぬが、概して灌溉には頗る便利であつて、庄下を擧げて農事の改良に努め、米の産出も多く、山手方面には蔬菜が栽培され、桑園も五〇餘ヘクタールを有し、近年養蠶が漸く盛んに行はれるやうになつた土地である。

大窩附近から延長する斷層線に沿ふところの後龍溪の支流、鷄隆河流域は一帶に被害激甚を極め、老鷄隆もまた全滅の慘害を受けた。戸數二百十二戸の部落であるが、漆會



老 鷓 隆 新 鷓 隆 間 の 道 路

社の一部及び學校の宿舍である木造の内地人住宅一戸が大破損を來したに止まり、全部落の土角家屋は崩潰し盡された。公學校々舍も古い木造建であつたが、全然使用に耐えず、死傷者また多數であつて、總人口一千五百六十一人中、死亡百六十一人、負傷百二十人、計二百八十一人を算した。

が、他の土角家屋は全部崩壊された。總人口、三千六百四十六人中、死亡者六十人、負傷百八十四人、計二百四十四人であり、總戸數五百九十一戸のところ、全壊五百二十七戸、半壊三十四戸である。

戸數は前記の如く全滅である。

尙銅鑼では、その早朝、北港の媽祖廟に參拜する數百名の團體が同驛から出發したので、それを驛に見送る群衆で驛附近は賑ひを呈したのであつたが、その早朝の外出によつて難を免れた者が多數であつた。

銅鑼も、比較的新しい警察官吏

公館庄 は、苗栗驛から東南に八軒、乗合自動車並びに臺車の便がある。臺灣隨一の石油坑である出礦坑は、當庄の東端の大湖庄との境にある。

派出所、市場及び庄役場だけが、小破損の程度であつた

此處は苗栗平野の大半を占め、地味肥沃、米の産出多く、山地は、柿を始め果樹類の産多く、林産物も至つて豊富である。州下に於ける農事實行小組合中でも、當庄下の中車路及び石圍墻にあるものは、實にその範たるものである。
公館 にあつては、公學校と警察官吏派出所の小破を

除いて、土角造は勿論のこと、煉瓦造の建物にあつても、見る影もなき惨害を受けてゐる。殊に後龍溪中流域の石圍墻の如きは一部落が一瞬にして土塊の山と化したのであつて、一千二百二十四人の住民中、死亡者八十人、負傷者二百十五人を生じてゐる。

臨終に「君が代」を歌つて死んだといふ可憐な物語を残した魯徳坤といふ少年も此處で遭難したのである。

此の庄内の、五穀岡、鶴子岡等、土角造の部落は一戸残らず潰滅して居る。

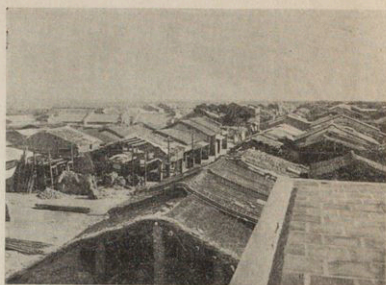
卓蘭庄 は、新竹州下の最南端にあつて、大安溪を境界として、臺中州に接してゐる。氣候が頗る溫和であつて、健康地と目されて居る土地であり、卓蘭の一部を除いて、住民は悉く農業に従事し、米、茶、芭蕉、甘藷等の産出が多く、その他近來、蜜柑、鳳梨等の産出も挙げられる。太湖郡役所々在地である大湖方面には地理的關係から、交渉が少ないが、臺中州管内の、東勢、豊原等とは、古來から

往來して居る。

庄内で、最も惨害を受けたのは、卓蘭の北西、埔尾部落であつて、全部落潰滅の惨狀を呈した。死亡者五十一人、負傷者七十人を出してゐる。

卓蘭は街の北西部に殊に甚しい被害を蒙つて居るが、東南部は被害程度が稍減じてゐる。木造の警察官吏派出所、俱樂部、教員住宅、公學校等は、壁に龜裂を生じた程度に止まつたが、土角造はいづれも全滅である。

清水街は、大甲郡役所の所在地であつて、南は沙鹿、梧棲に連り、地味一帯に肥沃であつて、臺中州下屈指の米産地である。街は紙帽の製作が盛んであつて、至る處婦女が帽子編みをして居る。東洋製糖會社の經營する鐵道は、縦貫線の山線、后里驛を起點として、山地の諸部落を縫ふて清水に達し、自動車道路またよくひらけ、交通は四通八達の要地であつて、地方物資の集散地として殷盛を極めてゐる。停車場の西約一軒には、故北白川宮殿下の御遺跡地であ



楢 榎 街

る文昌廟が
ある。

地震によ

つて土角造

の大部分は

崩壊された

が、煉瓦造

の大破した

ものもまた

頗る多い。

公學校は

竣工したば

かりであつて、講堂に多少の龜裂を見た程度であり、小學

校は古い木造建築であつたが、同じく大した被害はなかつ

た。

街中に於ける地震による死亡者は三百三十一人、負傷者

は七百五十六人である。

清水に連る沙鹿庄、楢榎街も相當酷い被害を受けてゐ

る。

沙鹿の庄役場も、警察官吏派出所も共に新築間もない鐵

筋の堂々たる建物であるが、相當な龜裂を生じ、煙草收納

所のみが僅かな被害を蒙つたに止まり、他の家屋は殆んど

崩壊或は半壊した。

沙鹿の倒壊家屋を數字で挙げれば、總戸數一千百八十五

戸のところ、全壊四十七戸、半壊、大破三百四十一戸、計

四百二十八戸であり、楢榎街に於ては、總戸數八百四十戸

のところ、全壊百八十戸、半壊、大破六百三十三戸、計八

百十三戸である。

尚、震災地に就て、殆んど全滅に近き部落の、人及び住

家に就ての被害狀況を表示すれば次頁の如くである。

全滅の部落

部落名	總人口	人の被害				百分比	總戸數	住家の被害			百分比	
		死亡	重傷	輕傷	計			全壊	半壊	破損		計
豐原郡 内埔庄 屯子脚	四、五七六	四四〇	一〇一	一、〇八一	一、七三三	三七・四六	七五五	五〇九	四	二八	六三三	九二・九三
神岡庄 新庄子	一、一〇四	一六一	一六	四九三	七六九	六九・六五	一五〇	一五〇	—	—	一五〇	一〇〇・〇〇
内埔庄 后里	一、七三五	一五八	九四	二九五	五四七	三二・五九	二九七	二六六	九	一一	二六六	一〇〇・〇〇
同 舊社	一、三九四	一三九	九四	三六四	五八七	四二・〇〇	一八五	一五六	七	九	一八四	一〇〇・〇〇
同 圳堵	二、〇七一	一八六	九九	五四九	八六六	四二・五六	三三三	二七一	五	一	二七	九五・〇〇
竹東郡 峨眉庄 峨眉	一、一六六	七	八	三三	四七	四・〇一	一六七	一六七	—	—	一六七	一〇〇・〇〇
竹南郡 南庄 田尾	二、〇六六	一三	三	二二	三九	一・八八	三一九	二九四	—	—	二九四	一〇〇・〇〇
同 大南埔	八九三	四六	二	六五	一一三	一二・九一	一四三	一三九	三	六	一四三	一〇〇・〇〇
同 員林	一、三三〇	三七	一七	二一	一六五	一二・五〇	一六八	一六八	—	—	一六八	一〇〇・〇〇
苗栗郡 銅鑼庄 銅鑼	三、六四六	六〇	七〇	一一四	二四四	六・六九	五九二	五三七	三	三	五九一	一〇〇・〇〇
同 老篤隆	一、五六一	一六一	七五	四五	二八一	二一・五九	二二二	二〇四	一	二	二二二	一〇〇・〇〇
公館庄 石圍塘	一、二二四	八〇	一五	六三	二九五	一五・九三	一四三	一四三	—	—	一四三	一〇〇・〇〇
大湖郡 卓蘭庄 埔尾	一、〇〇八	五二	二	四九	一二一	一二・〇〇	一五六	一五〇	二	三	一五五	九九・三六

救護篇

當初の狀況

地方

震災慘憺たる内埔庄屯子脚、后里、神岡庄新庄子、圳堵神岡の諸部落を擁する豊原郡に就て、烈震直後の模様を記せば、第一震に、豊原街内の本島式土角造には何れも大小の龜裂を生じ、屋根瓦は飛散し、倒壊或は半壊の家屋を生じたことにより、郡下に相當の被害を受けたものと推察し、警察官の非常召集を行ひ、その應召到着順に順次各方面に向け被害調査並びに救護の爲に派出したのであつたが豊原街内に於て倒壊家屋及び死傷者百餘名を算するに及びその管内の被害漸く甚大であることを察知はしたが、管内全般の警察電話は不通となつてゐたので、各派出所によつ

てその所管内の狀況を知るより他に方途なく、直ちに各方面に亘つて、連絡員を派遣したのであつた。

ところが、七時半に、神岡派出所より急使をもつて、住家の倒壊數知れず、死者また多數あり、至急來援を求むる旨の報を齎し、引續いて、内埔庄の月眉、后里、屯子脚各派出所より、いづれも全滅を報じ來つたのであつた。

此處に於て、宗藤豊原郡守は、救護の總指揮として、街内を警戒或は救護中であつた警察官の大部分を呼び戻し、街内開業醫の總動員を行ひ、一部を神岡方面に、一部を后里方面に、又一部を屯子脚方面に急派する一方、州知事に管内災害狀況の報告をして、救護班、警察官の急援方を稟申したのであつた。

處が屯子脚方面への通路、大甲溪の橋が破損した爲、自動車の通過不能となり、大甲溪南岸より徒渉して行かねば

ならず、后里方面には、汽車不通の爲これまた徒歩にて赴援するの餘儀なき状態であつた。

九時半には、早くも臺中州救護班一行が到着、神岡に急援、十時には州警務部警察官十餘名が來援、屯子脚に急援、引続き、臺中警察、大屯、新化、員林の警察官、壯丁團、そして軍隊の來援を見るに至り、次いで臺中醫院救護班、臺中州救護班第二班、臺中市内開業醫、公醫等の來援があり、大甲溪屯子脚の橋梁の應急修理が成るに及んで、救護の手は屯子脚、神岡方面に蝟集したのであつた。

又、新竹州下の最南端の僻地、大湖郡に就いて、烈震當時の様を記して見るに、強震と共に大湖庄内に多大の被害を見たので、郡の職員全部の非常召集を行ひ、各部署を定めて警戒、救護、被害調査に當つたのであるが、地震と共に警察電話は勿論、全ての通信機關は潰滅し、大湖、福基間の道路は大崩壊を來し、徒歩をさへ許さぬ状態に陥り、全く孤立無援の境に遮されたのであつた。爲に管内の

被害状況を州廳に即報する術もなく、巡查一名をその方面の連絡に急派したのであつた。

一方蕃地を迂廻して、竹東方面に連絡をとらうとしたが、二本松以東の線及び汶水線共に斷絶の状態であつたので、その方面の電話線の復舊に努めたのであつた。

やがて、卓蘭分室より報告があり、卓蘭は殆ど全滅に近く、人の死傷また多數なれど、唯一人在住の公醫が遭難して起つ能はず、且つ警察官が手薄にて警戒、救護、被害調査等意に委せず、至急來援をもとめて來たので、郡の警察官數名と共に蕃地象鼻の公醫を急行せしめたのであつた。

又獅潭方面からも、震災の甚大、且つ公醫が負傷した爲治療不可能の旨を報告して來たので、蕃地汶水の公醫を急行せしめたのであつた。

同夜半に至つて中壠郡、桃園郡よりの應援警察官が到着し、翌未明には公醫々療班及び臺北第一聯隊の陸軍救護隊の到着するに及んで、民心の安堵を得ると共に救護作業も

急速に渉るに至つたのであつた。

又、奥地僻陬の地に多數散在して部落を有ち、慘害いづれも酸鼻を極めた竹南郡下の當時の様相を記せば、烈震と共に、郡役所附近の民家に於て、屋根瓦の飛散したもの、家の傾いたもの、また龜裂等を隨處に見受けられたので、郡下に相當の被害ある事を豫想して、郡職員の非常召集を行ひ、被害調査や情報集めに派遣したのであつたが、やがて、各派出所より刻々に報告があり、死傷愈々算を加ふるに至り、殊に奥地方面の三灣庄、南庄方面の各部落は全滅である、といふ報に接したのであつた。就中、山脚方面の大河底、大南埔、田尾等は全部落潰滅したのであつたが、駐在する醫師もなく、平素でさへ交通不便であつた處へ、南庄道路數ヶ所に、崩壞、埋没を見たのであつて、頭分よりは徒歩によるの他なく、不取敢、頭分、竹南方面より、公醫、開業醫を奥地に急派すると共に、新竹州に來援を求め、同日夜までに、第一、第二の救護班を、翌朝には第三、

第四の救護班の派遣を得て現地を急派したことであつたが、救護班は、沿道各地の負傷者の繩るところとなり、奥地にまで容易に救援の手を伸ばし難い状態であつた。

また、苗栗郡下の當時の状態を記せば、郡役所々在地たる苗栗街は第一震による災害が相當に甚しく、それ自體震災地の渦に陥つたのであつたが、地震と共に鐵道は不通となり、電話は公衆、警察、共に潰滅し、加ふるに當方面の餘震は頻々として然も相當の強震もあり、一方通報機關なき、いはゞ、眼あつて耳なき境地にあつて、民心は恐怖の底に叫喚したのであるが、午前十時に至り、驛の電話が通じ、爾後強震なしといふ報導を得るや、之を管内に傳へ、はじめて民心の鎮靜を見た次第であつた。此の間に、僻陬の各部落より刻々と情報が入り、銅鑼、老鷄隆、新鷄隆、公館、石圍墻等の全滅が傳へられたのであつた。

郡役所にあつては、警察官は被害調査、人命救助、治安維持に全能を擧げ、他の職員は罹災者救助に全力を擧げる

ことにして各分擔して地方各部落に急派する一方、州に來
援を求め、情報聴取の爲電話の復舊に努めたので、公衆、
警察兩電話は即日通じ、地方部落の慘狀を詳にすることが
出來、午後に至つて、新竹、中壢、臺北及び衛戍病院等よ
りの救護班の來援を見たのであつた。

兩 州 廳

新竹州廳にあつては、地震直後、新竹警察署から電話に
て、「新竹市内に、本島人の住家二戸倒壊し、家族はその下
敷になつて居る模様で、目下非番警察官を召集して救出手
配中である」旨の報告があつたので、總督府に即報したの
であるが、其の後間もなく、竹南郡の後龍分室から、鐵道
電話にて、「後龍庄は、住家の倒壊五百戸、死傷者多數で
殆ど全滅である」といふ報告に次いで、各郡から續々被害
狀況の即報に接したのであるが、その結果によると、新竹
州下の北部三郡（桃園・中壢・大溪）は殆ど被害なく、新竹
郡及び新竹市は被害が輕微、竹東郡の一部（峨眉庄）及び

竹南、苗栗、大湖の南部三郡の被害が甚大であることを察
知することは出來たが、苗栗、大湖兩郡下は、通信、交通
の兩機關とも全然杜絶したので、狀況を知るに由なく、午
前九時に至つて、公衆電話により、苗栗郡下の狀況は漸く
知り得たのであるが、大湖郡下に至つては全く狀況不明で
あつたので、新竹中學校配屬將校田川中佐を煩はし、警部
一名同行、傳書鳩を使用することに依つて漸く竹南、苗
栗、大湖郡下の情報を得、當日午後二時に至り、新竹—苗栗
間、午後六時に至つて、大湖—新竹間の警察電話が復舊す
るに及んで、各地の慘狀漸く鮮明に察知するを得たのである。
臺中州廳にあつては、午前六時二十分、豐原郡役所より
「豐原街に死者數名、倒壊家屋數戸あり、神岡庄には相當
被害ある模様にて目下調査中」といふ報告があり、次いで
東勢郡役所より、「石岡庄に倒壊家屋多數ある模様」といふ
電話報告があり、大甲郡役所よりは、急使が自動車にて馳
せ來り、清水街に於ては、家屋は大部分倒壊、目下火災を

起して居る。郡下全般に亘つて被害甚大である故、不取敢警察官四十名、醫師、看護婦の急派方を要求した。此の災害状況を總督府に即報しやうとしたが、電信、電話不通の爲、午前九時、無線電信をもつて、臺南州警務部に、その

應 急 救 護

救護の對策として最も緊急を要するのは、災害地の秩序維持であり、被害程度の調査をなすと同時に、負傷者を救出して之に應急手當を施し、土塊の下に埋没してゐる死者を捜査搬出して之を處置し、罹災民を救助する上に、救護隊の迅速な派遣は火急を要するので、兩州下にあつては、

先づ、地元にて警察官を非常召集すると共に、衛生課員、警察醫、公醫、青年團、壯丁團、消防組、在郷軍人、その他社會事業諸團體、官衙職員等を動員して救援隊を組織して現地に派すると共に、一方總督府との連絡を緊密に

報告方を依頼したのであつたが、午前九時二十分に公衆電話が開通したので、被害状況の詳細を總督府に報告することが出来たのであつた。

して、各方面よりの救援を得て應急救助の敏速且つ圓滑に努力したのであつた。

新竹州にあつては、刻々に判明する被害程度の豫想外に甚大であり、救援隊の急派を必要とする状態にあることを認め、警務部職員と共に、災害なき中壢、桃園、大溪各郡警察官の非常召集を行ひ、第一回に集合した警務部員、警部一名、巡查部長五名、巡查十名を第一次應援隊として竹南郡に急派し、次で桃園、中壢、大溪の三郡下の應召員中から、警部補一名、巡查部長七名、巡查三十名を苗栗郡

に、又、警部一名、警部補一名、巡查部長八名、巡查三十名を大湖郡に急派したのであつたが、當日午後四時頃より、震災各地の情報は愈々急となり、竹南郡よりは尙救護員の不足を訴へて來たので、更に警部一名、巡查部長五名、巡查十五名を同郡に増派したのを最後として警察官の救援配置は完了を見たのであるが、當州下の震災地は概して山間の僻地であり、大湖郡の如きは交通全く杜絶の状態に陥り、應援隊は難路強行軍を押し通して、地震後十餘時間にして到着、直ちに警戒、救護に當つたのであつた。

臺中州に於ては、震災報告を受けると直ちに警務部幹部を召集し、應急措置を協議すると共に、警務部及び臺中警察署職員の非常召集を行つたのであるが、豊原、東勢、大甲郡下の被害刻々と判明するに及び、災害は愈々甚大、屯子脚その他全滅に近い部落のあることとて、従つて死傷者の數も莫大であることが推察されたので、時を移さず、彰化警察署、大屯、彰化、員林、北斗、南投各郡の警察官の非常

召集を行ふことにし、第一次應援隊として、午前八時に、大甲郡に警部補三名、巡查部長四名、巡查三十四名を急派し、豊原郡に警部補一名、巡查十名を急派したのであるが、豊原郡下の惨状は甚だしく、警察官増援を訴へて來たので、第二次應援として、午前十時に、巡查十名を増派した。内埔庄、屯子脚を最高度として后里、舊社、又神岡庄に於ける圳堵、新庄子の如く、豊原郡下一帯に被害が甚大であるので、救護隊の監督統制の爲に大越州警務課長を現地に派遣し、翌二十二日午前六時に、警部補二名、巡查二十五名を、二十三日午前八時には、巡查部長二名、巡查十八名を増派し、檢視の爲警部二名、警部補三名を増派したのであつた。

四月二十一日、即ち地震當日、警戒、救護に従事した警察官は、新竹州にあつては、警視一名、警部十四名、警部補十七名、巡查部長七十名、巡查四百五十八名、計五百六十名であり、臺中州にあつては、警視一名、警部九名、警部補十三名、巡查部長二十六名、巡查二百四十名、計二百八十九

東勢郡東勢郡

三

九

五

四五

五〇

警察官配置細別表 昭和十年四月二十一日

州別	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查	計
新竹州	一	一四	一七	七〇	四九	五〇
台中州	一	九	三	六	二〇	二九
合 計	二	三三	二〇	六六	六九	八八
新竹署直屬	一	二	二	八	五	六
新竹直屬	一	二	一	二〇	五	六
竹東直屬	一	二	一	三	五	六
竹南直屬	一	二	一	九	五	六
警務部	一	一	一	六	五	六
計	一	三	五	二四	二六	二九
直屬	一	三	三	一九	一五	二六
中壢郡	一	一	一	四	一	二
大溪郡	一	一	一	四	一	二
桃園郡	一	一	一	二	一	二
計	一	三	三	一〇	三	四
苗栗郡	一	一	一	二	一	二
計	一	二	二	四	二	三

教 護 篇

一七五

昭和十年四月二十三日

州	別	警	視	部	部	補	長	巡	計
新 竹 州	中 州	合 計	一	一三	一六	六〇	三七	三七九	四六九
新 竹 署	直 屬		二	三三	〇	七	七	三〇七	三〇七
新 竹 直 屬	直 屬		一	二	一	八	八	三六	三六
新 竹 直 屬	直 屬		一	二	一	三	三	三六	三六
竹 東 郡	直 屬		一	二	一	三	三	三六	三六
竹 南 郡	直 屬		一	二	一	三	三	三六	三六
計	計		一	三	五	一〇	一〇	三六	三六
直 屬	直 屬		一	三	五	一〇	一〇	三六	三六
中 壠 郡	直 屬		一	三	五	一〇	一〇	三六	三六
大 溪 郡	直 屬		一	三	五	一〇	一〇	三六	三六
計	計		一	三	五	一〇	一〇	三六	三六
苗 栗 郡	直 屬		一	三	五	一〇	一〇	三六	三六
計	計		一	三	五	一〇	一〇	三六	三六
桃 岡 郡	直 屬		一	三	五	一〇	一〇	三六	三六
計	計		一	三	五	一〇	一〇	三六	三六

東勢郡東勢郡

二

一

四

三九

四六

救護篇

一七九

昭和十年四月二十四日

州別	警視	警部	警部補	巡查部長	巡查	計
新州	1	3	6	9	12	24
臺中州	1	8	3	4	3	19
合	2	11	9	13	15	50
新竹署	1	2	1	2	3	7
新竹直屬	1	2	1	2	3	7
竹東直屬	1	2	1	2	3	7
竹南直屬	1	2	1	2	3	7
計	4	8	4	6	9	21
直屬	1	3	4	5	6	19
中郡	1	1	1	2	3	6
大郡	1	1	1	2	3	6
計	2	2	2	4	6	12
苗栗郡	1	3	5	8	12	29
計	2	5	7	12	18	44

東勢郡東勢郡

1

2

1

4

元

元

救護篇

一八一

負傷者・死者

現地に於ける警察官、壯丁團、街庄吏員、青年團、消防組、應援の警察官、軍隊、在郷軍人その他の一致協力の盡力により、負傷者の收容、手當、また、土塊中に埋没してゐる死者の發掘、處置は、迅速に運ばれたのであるが、新竹州下の罹災地は、山間僻地が多く、山や道路の崩壊の爲交通機關の被害また甚だしく、救援隊は晝夜を分たず、危険を犯して徒歩をもつて、それぞれ震災地に到達と同時に罹災者の救出に努めたのであつたが、交通機關不便の爲、重傷者を都會地に搬行することも出来ず、現地に天幕を張り、或は急造のバラツクを建て、臨時治療所を急設して治療に當り、殊に、山間僻地にあつては少數部落が點々と散在する事として、巡回治療班を組織して、手當に遺憾なきを期した次第であつて、二十三日中には應急措置を完了することが出来、交通路の漸次復舊に従つて、重傷者は、苗栗、

新竹その他の公私醫院に收容することを得た。

死體の處置に關しては、臺灣の慣習として、變死人に手を觸るゝ事を忌避し、又土角に深く埋没した爲、山間僻地にあつては、一つは手不足の爲に、多少の遅延を見た箇所もあつたが、二十四日には處置を完了することを得た。

尙、治療の徹底と能率をあげる爲には、出来る限り負傷者を集團せしめる必要から、關係各官署と連絡協調して、重傷者は相當醫療機關の設備の完備した收容所を火急的に建設して、收容する事とし、罹災地の要所十箇所を選んで假設病院、又は假設診療所を新造して治療せしめたのであるが、最高潮に於て、收容者二千六百七十七名に達した。其後、重傷者は、新竹醫院、臺中醫院、臺北醫院等に輸送して治療せしめた。

臺中州下に於ける罹災地は、新竹州下の山間僻地の散在的なるに比すれば、範圍は狭少であり、集團的であり、平地であり、交通道路に被害が少なかつたが爲に、救援の手

も急速に達したわけであるが、州衛生課員二十五名の非常召集を行つて、内埔庄、神岡庄に急派すると同時に、州下の公醫二十名を召集して清水街、内埔庄、一部を東勢郡下に派遣し、臺中醫院、臺中醫師會等にて治療班を組織、現地に急派したのであつたが、全滅の惨状を呈した内埔庄や神岡庄の如き箇所にあつても、二十二日中には、死者の處置を了し、二十四日中には負傷者を臨時收容所に收容して、一應の措置を完了することを得たのであつた。一方臺中醫院構内に假收容所三陳、三百十五坪を急造して、重傷者は自動車をもつて順次同醫院に輸送した。

輕傷者に對しては、治療班の手に依り治療を加へると共に、内埔庄屯子脚、神岡庄神岡、清水街、東勢街、石圍堵に診療所を設け、一箇所三十三坪の假設建物を急造して、五月一日以降、醫師及び看護婦を駐在せしめて患者の治療に努めたのであるが、更に十五箇所の分診所を設けて醫師、看護婦を派遣し、僻陬の地には巡回治療を實施した。

六月以降は、重傷者に對しては、臺中醫院に於て治療を繼續し、治療所及び分診所は廢し、輕傷者に對しては無料治療券を交附して、それぞれ現地の公醫、開業醫に治療を囑託したのであつた。

罹災者

罹災者の救助に當つては、兩州共に全力を傾注したところであつて、現地郡役所を督勵して、庶務、警察兩課員は勿論、街庄職員、在郷軍人、保甲、壯丁團員、青年團員その他應援隊員等が協力して、之が收容に努め、炊出しを行ひ、救護の徹底と、圓滑に盡瘁したのであつた。

新竹州にあつては、罹災救助規定に依り、應急救護に遺憾なきを期するやう郡守に電命して罹災救助基金取扱上、州として支出し得る最高限度、拾四萬圓を支出することとし、州教育課に救護本部を置き、各課の應援をもとめると共に、連絡機關として、特派員を臺北に二名、新竹市に一

名、苗栗街に二名、福基に一名置き、物資の購入に圓滑を期し、配給機關としては郡、街庄職員、警察官、保甲、壯丁、青年團員等擧げて之に當つた。

配給品としては、食糧にあつては、米、醬油、澤庵、鹽魚、鹽等であり、建築材料としては、杉丸太、角材、大貫、釘、針金、板割、錠等であつたが、二十三日迄は汽車不通の爲、州から罹災地各郡にトラツクをもつて輸送したのであるが、郡役所から各關係街庄へは人夫が擔送し、大湖郡へは、交通路が破壊された爲、公館庄福基から人夫が擔送したのであつた。各街庄に於ては、警察官吏派出所員、街庄吏員を中心に、保甲、壯丁、青年團員等が協力して、或は炊出しに、或は分與に努めたのであつたが、二十四日以降は、鐵道が開通し、無貨運搬の便が與へられたので非常に迅速に、且つ圓滑になつた。

炊き出しは大破以上の罹災民に對して行ふたのであつたが、資力あるものは漸減し、五日間を以て打切り、以後は

貧困者のみに配給することにした。

因に白米は第一期作の出廻期であつたので、現地に於て供給することが出来た。

被服は、被害甚大であつた苗栗郡に對し、臺灣軍經理部より輸送された毛布二百枚を貸與したに止まり、他は、各郡に於て適宜の處置をとり、慰問品の配給、又は義捐金より購入して給與した。

住居に對しては、土角造の全く耐震力なき構造であり、頻發する餘震の爲危険此の上なく、また大部分に於て使用に耐へる程度のものが無かつたので、罹災民の收容に困難した地方もあつたが、二十二日に海岸線が全通し、二十三日に、臺中線、竹南—苗栗間が開通し、また道路の應急修理も二十四日には略完成したので、收容所たるバラツクの建築材料を汽車にて輸送することになり、罹災各地に於て臨時收容所の建設を急いで收容すると共に、一方、丸太、亞鉛板等の建築材料を支給して小屋掛をなさしめたのであ

つた。

飲料水に對しては大湖郡の卓蘭庄、獅潭庄等の全滅地にあつては、飲料水は豊富であり、支障は見なかつたが、大湖庄の郡役所々在地にあつては、井戸の水源には何等の變化は認められなかつたが、簡易水道の取入口及び引水路が破壊された爲、一時的に斷水したので、數十名の入夫を出役せしめて晝夜兼行、補修を急ぎ、二十四日午後五時頃一般に給水することを得た。

竹南郡の三灣庄に於ては、共同井戸に破損を見たのを應急修理して使用したが、水不足の爲に、私用井戸を指定して一般に供用させた。

造橋庄では、飲用水施設は極めて貧弱であつて、庄全體にて僅かに三十餘を數ふるに過ぎないのであるが、造橋部落だけは従來、造橋驛使用の残水を供給してゐたのが、引水鐵管及び水槽が破壊された爲、飲料水に困難を來し、止むなく、古井戸水又は河水をもつて用を辨じたのであつた。

臺中州にあつては、不取敢、罹災救助基金中より十八萬

三千五百二十二圓を概算配付して、食料費、避難所建設收容の費に當て、州の職員をはじめ、郡、市、街庄職員、方面委員、青年團、壯丁、在郷軍人會員等各種の團體員を現地に集中して、地元で協力援助したのであるが、州下の被害地域は狭少な爲に救護の手を集中することが出來、震災地に至る道路網また極めて至便であり、又、臺中市を間近に控へ、州下の物資は豊富であつたが爲に、救護は順調に、且つ迅速に行ふことが出來た。

罹災者は、學校舍、或は廣場に天幕を張る等して應急避難所をつくり炊出しを行ふたのであるが、大甲、東勢の二郡下の罹災地は自給自足で之を行ひ、内埔庄、神岡庄の如き全庄の潰滅を見た豊原郡は、二十一、二十二の兩日共に、臺中市、豊原街等より炊出し配給し、或は米を給與した。又雨天の場合を考慮して震災各地とも避難小屋建設に全力を擧げてその完成を急いだのであつた。

食糧品の給與に關しては、方法としては各地に配給所を

設け、その下に各處に分配所を設けて之を行ひ、炊出しは

罹災地の狀況に従つて之を行ひ、震災數日後より五月三日

迄は、現品の給與をなしたのであるが、罹災者に對し速に

適正なる救濟方途を講ずる爲に、臺中市、彰化市、鹿港

街、員林街、田中庄等の方面委員の援助を得て、二十五日

より約一週間の豫定をもつて、災害地現場に於て、戶別的

に罹災者の調査を行ひ、その結果に従つて、繼續救助を要

する貧困者の調査を得たので、五月四日以後は、一般的給

與を廢して、貧困者に對してのみ給與を行ふた。此の世帯

數、一千百五十七であり、人員は四千八百三十七人であつ

て、六月三日迄現品給與を繼續した。其の間、各世帯毎に、

更に精密な現地戶別調査を実施することによつて、六月以

後の要救助世帯を決定し、各郡守には六月中の救助費を概

算交付し、罹災救助基金による救助は、六月三日で打切り

以降は窮民に限つて、月額救助費を定めて交附する事とし

た。

尙、白米、副食物、野菜等は現地の供給は困難であつた

が大部分は、豐原街、臺中市にて供給することが出来、不

足の方は震災救護事務所に供給を依頼した。

被服に對しては、新竹州と共に、震災後好天氣に惠まれ

たこととて、殆どその必要なく、たまたま貧困者等でその

必要を生じた者があつても、慰問品を以て充分に供給する

ことが出来、蚊に對しても、蚊帳の配布を受けた。

住居に對しては、各郡に避難所、小屋掛の建設を急速に

なさしめ、州土木課に於ても之を建設して應急收容に遺憾

なきを期したのであつた。また一方、罹災者をして、各自

に小屋掛或は永久的家屋の建設を獎勵し、その材料も震災

の體験から、建築材料は一變して木材の需用が一時に要求

され、亞鉛板等も、臺中市すら品切れとなつたので、直に

總督府の震災救護事務所に急報し同事務所では内地に向け

て、トタン板等至急送附方の手配をした。

后里水利組合の取入口に破損を來した爲に豊原郡下の震災地は飲料水に窮したのであつたが、豊原街、臺中等より、或はトラツクに、或は撒水自動車にて辛じて供給し、二十五日に埤圳の復舊が成つて、漸く水不足は緩和された。

總 督 府

新竹、臺中兩州下にわたる震災の報導愈々頻繁に、次第に擴大してゆく災害の甚大を知るに及び、總督府首脳部は期せずして長官々邸に參集し、刻々に入る災害情報に基き、應急救護策を協議するところあつたが、折しも地方長官會議の爲出府中であつた關係兩州知事は急遽歸任せしめ、即、内海新竹州知事は自動車にて同日正午に歸任し、日下臺中州知事は汽車にて竹南驛まで至り、同驛以南は汽車不通の爲、轎により海岸傳ひに南下、大甲、清水、豊原の各震災地を視察の上、二十二日午前二時州廳に歸任したのであつた。

震災の状況を委さに知る必要上、兩州に對して、災害及び救護状況の即報方を、電話をもつて照會すると共に、義勇號を出勤して、空中より視察せしめる事とし、一方、文教局王野社會課長を震災地に急派して災害及び應急救護状況を視察せしめる事とした。

王野社會課長は齋藤屬を伴ひ、同日午前十一時半、自動車にて新竹州下に至り、州廳を慰問し、更に中港、頭分、尖山下方面の災害状況を視察の上、同夜十時歸任報告した。尙警務局關係にあつては、直ちに澤井理事官及び曾田衛生課技師を急派し、更に高橋衛生課長、鈴木理蕃課長を派遣して救療の督勵、指導連絡打合をなさしめた。

義勇學校號は午後一時半臺北出發、新竹州下を空中より視察の上、臺中市の上空に至り、見舞の通信筒を投下し、鹿港飛行場に着陸して少憩の上、歸任報告するところあつた。

中川總督をはじめ、平塚長官、岡田財務、小濱内務、深

川文教の各關係局長、堀田交通局總長、川村審議事務官、
榊山秘書官、高橋文書課長等は、同日午後三時より長官公
室に參集して、緊急部局長會議を開催し、緊急対策として
△赤十字社支部から三班、警務局衛生課及び各地官立醫院
からそれぞれ救護班を組織して震災地に急派せしめるこ
と。

△救護物資並びに義捐金の募集に關する件（官廳に於ては
直ちに實行に決定）。

△應急救護の爲には、各州罹災救助基金並びに國庫金の支
出を此の際臨機的に、出來得る限りに於て行ふこと。

△災害地の税金減免の事等に就ては、後日調査の上考慮す
る等を協議し、小濱内務局長には、三日間の豫定をもつて

視察に、また深川文教局長には、總督代理の災害見舞と
して、それぞれ震災地に出張を命ずることとした。

即ち小濱内務局長は、翌二十二日午前九時臺北驛發にて
新竹州下に至り、竹南、苗栗、大湖の三郡下にわたりて視

察を遂げ、二十三日朝大甲着、二宮州教育課長の案内に
て、大甲、清水、神岡、内埔、石岡、東勢の被害狀況、救
護の手配等を具さに視察し、州廳に日下知事を訪ひ、醫療
救護の手配、復興策等に就き打合せをなし、二十四日午前
自動車により、沙鹿、梧棲方面を視察して歸任した。

深川文教局長は總督代理の見舞として、二十二日午後一
時半、義勇專賣號に搭乘して、空中より新竹州下の被害地
を視察、大甲、豐原の上空を低空飛行して午後三時、鹿港
飛行場に着陸し、直ちに自動車にて臺中州廳に至り、日下
知事より州下の被害に就て聽取、二宮教育課長の案内で、
豐原郡の内埔庄、大甲郡清水街、梧棲、沙鹿等の震災地を
視察の上二十三日歸任した。

二十二日午前九時より、長官公室に於て、各部長出席
のもとに、緊急部局長會議が開催され、罹災者の應急救護
に關して協議されたが、先づ、官吏の義捐金醸出歩合を決
定し、即ち醸出高、勅任官は月收の百分の五、奏任官は百

分の三、判任官の月収百圓以上は、百分の一・五、百圓以下は百分の一とし、此の總額四萬圓に達する見込をもつて、即日、新竹、臺中兩州に對して、各一萬五千圓を、罹災民救護に義捐送附した。

また、一般民間よりの義捐金募集に關しては、同日午後一時より同じく長官公室に於て打合會を開催したが、

平塚總務長官、堀田交通局總長、岡田財務、石垣警務、

中瀬殖産、田端專賣の各局長、川村審議事務官、榊山秘

書官、石井地方課長、高橋文書課長、王野社會課長、野口

臺北州知事、松岡臺北市尹、河村臺灣日日新報社長、三

好徳三郎、松木幹一郎、安保忠毅、郭廷俊、吉田勉氏及

び新民報社、臺灣新聞社、臺南新報の各代表諸氏參會し

平塚長官より今回の震災に就て義捐金募集の計畫案に就て

説明があり、種々協議の結果、總督府社會課内に震災救護

本部を設置することとし、次の要項にて義捐金募集を爲す

ことに決定して午後二時過ぎ散會した。

同日午後五時から、長官公室に於て、三たび緊急部局長會議が開催され、平塚長官はじめ、各部部长及び關係者が參集して、罹災地に向ける物品の配給方について協議し、九時過ぎ散會した。因に、官廳關係の宴會等は當分見合せ、例年總督官邸にて催される天長節祝賀會に於ける餘興等も本年は見合すことに申し合はせた。

公共團體財政上の應急施設として、罹災街庄に對する起

債許可の委任をなした。即ち、今回の災害に依り街庄に於

ける公署營造物等の被害中には寸時も放置を許さぬもの少

からざるのみならず、一般罹災者に對する救護施設に就い

ても亦、等閑に附すべからざるものあるに鑑み、之等罹災

街庄の學校々舎、役場廳舎、又は水道の應急施設及び罹災

者救護施設等の緊急措置を要するもので、之が財源を起債

に求むるものに就いては、之が處理の迅速を期する爲め、

四月二十三日總務長官通達を以て之が許可は一切關係地方

長官をして取扱はしめることとした。

昭和十年四月二十三日

總務長官 平塚 廣義

新竹、臺中州知事宛

震災々害應急處置資金等借入ニ關スル件

今回新竹、臺中兩州下震災ニ依リ災害地街庄ニ於テ學校々舎、街庄役場廳舎、又ハ水道ノ應急處置及罹災者救護施設等緊急ヲ要スルモノニシテ之カ財源ヲ借入金ニ求ムルヲ要スルモノニ對シテハ之カ許可ハ貴官ニ於テ取扱報告相成度右依命通達ス

市制街庄制ニ關スル事務中知事又ハ廳長取扱事項

(大正一、四)
訓令五(一)

左ノ事項ハ知事又ハ廳長ヲシテ之ヲ取扱ハシム

市制第二十六條街庄制第二十九條ノ認可、但シ特別税ニ關ス

ル部分ヲ除ケ

左ノ事項ハ知事ヲシテ之ヲ取扱ハシム

一、學校ノ建築、増築若ハ改築ニ關スル費用、傳染病豫防費

救護篇

又ハ急施ヲ要スル災害復舊工事ニ充ツル爲、借入ルル償還

期限三年以内ニシテ金額五萬圓以下ノ市借入金、金額二萬

圓以下ノ街借入金又ハ金額一萬圓以下ノ庄借入金

二、借入金ノ借入額ヲ減少シ利息ノ定率ヲ低減シ又ハ償還期

限ヲ短縮スルコト

三、既定ノ償還年限ヲ延長セスシテ低利借替ヲ爲シ又ハ繰上

償還ヲ爲スコト

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

其の他公共團體財政上ノ應急措置として罹災救助基金運用制限の緩和を圖つた。即ち現在州罹災救助基金は、常時現金として三十萬圓を保有する事を要し、右金額を超過した範圍内に於てのみ運用を爲し得る規定であるが、基金現在高、新竹州九十五萬圓、臺中州百十九萬圓であつて、右基金より罹災救助費として支出し得る額は、其の年度當初の基金現在高の十分の一を超過するを得ざる規定(臺灣罹災救助基金規則「律令」)であるので、右制限迄支出しても尙新竹

州二十萬五千圓、臺中州十八萬一千圓の基金現金を保有することとなる。然るに今回の災害により各被害街庄に於ては緊急應急措置を要し、之が財源を借入金に俟たねばならぬもの少からずと認めらるが、何れも被害甚大の爲一般金融機關よりの借入は事實上困難であるので、之等に對しては、前記罹災救助基金を運用せしむることは、前項起債許可の委任と共に緊急措置であるので、四月二十四日、府令第二十五號を以て左記の通り臺灣罹災救助基金規則、施行規則の特例に關する件を制定した。

府令制定案

府令第二十五號

震災地ニ於ケル臺灣罹災救助基金規則、施行規則ノ特例ニ關スル件左ノ通相定ム

昭和十年四月二十三日

臺灣總督

昭和十年四月二十一日ノ震災ニ因ル被害街庄ニ對シ災害應急工
事費又ハ復舊工事費資金及罹災者救助施設資金ニ充テシムル爲

罹災救助基金ヨリ貸出ヲ爲ス場合ハ臺灣罹災救助基金規則施行規則第四條ノ二第一項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣罹災救助基金規則施行規則抄(大正九、一〇) 府一四七

第四條 罹災救助基金ノ運用ハ臺灣罹災救助基金規則第六條第二項、第九條第一項及第十條ニ依ルモノヲ除クノ外左ノ範圍ニ從フ

一、國債證券、地方債證券若ハ確實ナル有價證券ノ應募買入レ又ハ大藏省預金ニ預ケ入ルルコト

二、確實ナル銀行ニ利付ニテ預入ルルコト

第四條ノ二 前條ノ規定ニ依ル證券ノ應募額買入額及規則第十條ノ規定ニ依ル州、廳地方費其ノ他ノ公共團體ヘノ貸出額ハ合シテ不動産ヲ除キタル罹災救助基金年度初ノ現在高四十五萬圓未滿ナルトキハ其ノ三分ノ二ヲ、四十五萬圓以上ナルトキハ三十萬圓ヲ控除シタル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ
證券ノ應募、買入又ハ州廳地方費其ノ他ノ公共團體ヘノ貸出ニ付テハ臺灣總督ノ認可ヲ受クヘシ

震災救護事務所

緊急部長會議の結果に基き、二十二日、文教局社會課内に震災救護事務所を開設し、總督府關係職員の有機的連絡統制ある活動を圖ると共に、協同一致して震災に因る罹災者救護の萬全と、救護事務の完璧を期したのであつた。

即ち平塚總務長官が之を總理し、深川文教局長が幹事長となり、幹事として、王野社會課長、石井地方課長、中島主計課長、森田警務課長、中田會計課長、高橋衛生課長、須田商工課長、佐治營林署庶務課長、高橋文書課長、枅山秘書課長等が任命された。

尙書記として左の諸氏が任命された。

- (主計課) 府理事官 南 出 隆
- (警務課) 同 澤 井 益 衛
- (秘書課) 同 羽 鳥 又 男
- (同) 府 屬 櫻 田 三 郎

定例震災救護幹事會 二十三日午後一時より文教局長室

に於て緊急震災救護幹事會を開催、深川局長以下中島主計、石井地方、中田會計、高橋衛生、枅山秘書、高橋文書、森田警務、王野社會、須田商工、佐治營林所庶務の各課長

- (同) 同 小 淵 川 猛
- (文書課) 同 山 田 竹 三 郎
- (同) 同 新 井 勝 藏
- (社會課) 同 佐 々 木 龜 雄
- (同) 同 毛 利 寛
- (同) 同 齋 藤 茂
- (同) 同 曾 我 與 三 郎
- (會計課) 同 丸 木 末 次 郎
- (地方課) 同 竹 中 憲 二
- (同) 同 矢 上 純 雄
- (主計課) 同 藤 本 四 郎
- (警務課) 同 眞 田 隆 四 郎
- (同) 同 島 中 市 藏
- (同) 同 田 畑 源 水
- (會計課) 同 田 部 貴

出席、新竹・臺中兩州下に於ける救護状況に基いて、殊に新竹より緊急物資送付方の要求のあつた玄米六百十袋、其他に對する配給、並びに今後に於ける醫療藥品、食料品、バラツク建築材料其他に對する供給上の準備と對策を協議し、尙臺中州下の救護をも協議して、今後の救護に遺憾なきを期した。尙、此の緊急幹事會は爾後連日文教局長室に於て開催される事となつた。

二十四日の定例震災救護幹事會は、午後一時より全幹事出席のもとに文教局長室に於て開催され、其後の新竹・臺中兩州下の救護状況に基いて協議するところあり、臺中州下は交通便利の關係上救護状況は順調に進捗しつゝあるが、新竹州下の災害地は、交通極めて不便な爲めに救護充分ならざる模様なるを以て、各課より協力援助をなすことにし、萬々遺憾なきを期する事となつたが、就中、新竹州下の負傷者收容設備と罹災者收容バラツク建設に關しては急速なる手配方を申合せて午後四時散會した。

二十五日の緊急幹事會には今回の御下賜金拾萬圓の頒與方に關し慎重に協議したが、右御下賜金は、災害に依る死亡者は勿論、負傷者の上にも及ぼし、又住居の上にも及ぼす事として、御聖旨に副ひ奉るべく、極めて慎重に取扱ふやう協議した。

二十六日の定例震災救護幹事會は、王野社會課長より其後の救護状況に就て報告があり、分散的な應急救護は漸く一段落を告げ、漸次集團的救護状態に入り、いち早く復興氣運に向ひつゝあるが故に、罹災民の自力更生を促進するために復興委員會を設置することを申合せて散會したが、復興委員會は内務局地方課にて計畫される事になつた。

二十七日の定例震災救護幹事會は、復興委員會の準備と入江侍從着臺、其他の都合により、臨時休會した。

震災救護事務所内規

第一條 昭和十年四月二十一日臺中、新竹兩州下震災ニ依ル罹災者救護ノ事務ヲ處理スル爲ニ總督府ニ震災救護事務所ヲ置ク

第二條 本事務所ニ於ケル一切ノ事務ハ總務長官之ヲ總理ス

第三條 本事務所ニ左ノ職員ヲ置ク

幹事長

幹事

書記

第四條 幹事長ハ文教局長ヲ以テ之ニ充ツ

幹事ハ文教局社會課長、內務局地方課長、財務局主計課長、警

務局警務課長、衛生課長、殖産局商工課長、營林所庶務課長、

官房會計課長、文書課長、秘書課長ヲ以テ之ニ充ツ

書記ハ關係部局職員中ヨリ之ヲ命ズ

第五條 幹事長、幹事及書記ハ上司ノ命ヲ受ケ事務ニ従事ス

第六條 義捐金品ノ受理及之カ出納ノ事務ヲ處理スル爲左ノ係ヲ

置ク

庶務係

會計係

庶務係長ハ社會課長タル幹事、會計係長ハ會計課長タル幹事ヲ

以テ之ニ充ツ

義捐金品募集要項

一、申込所

救護篇

總督府、州、廳、郡、市、街、庄、

新聞社（臺日、臺灣、臺南、新民報、東臺灣ノ五新聞社）

州、廳、郡、市、街、庄受付ノ分ト雖モ便宜新聞社ニ委託シ

氏名、金額ヲ新聞紙上ニ掲載シ領收證ニ代フルモノ可ナルガ然

ラザルモノハ領收證ヲ作製シ之ヲ應募者ニ交付スルコト

一、申込金品

成ルベク現金ニテ一口五拾錢以上

救護品ノ場合ハ文教局社會課ニ通報ノ上其ノ指示ヲ受ケ指定

地ニ送付スルコト

一、官吏ノ分

本件ニ付テハ別ニ通牒ス

一、島外ノ分

便宜何レニテモ受付クルコト

一、募集期限

五月二十日

一、義捐金品ノ處分ハ本府ニ一任ノコト

一、本件ニ要スル費用ハ義捐金ヨリ支出ス

即ち救護事務としては、義捐金を受理し、兩州當局と緊

密な連絡を保持し、救護に對しては、調査要項を示して、

當分の中、毎日、午前と午後の二回、電話をもつて、刻々

あつた。

に判明する被害の詳細に就いて、又之に對する救護の狀況

救護事務所に於て斡旋した物資の主なるものは、食料品

に就いて報告をなさしめ、此の電話報告は、五月二十日以

では、白米、鹽魚、福神漬、澤庵等であり、藥品では、外

後は書類による週報としたが、缺乏する救護材料、物資等

科用藥品、建築材料では亞鉛板、丸太、板、釘等であつて

に關しては需めに應じて極めて迅速にその蒐集及び供給に

亞鉛板、板等の幾分は内地にもとめた。

努め、食料品、藥品、建築材料、學用品等の供給に關して

臺中州下の震災地は臺中市を控へ、比較的物資は豊富で

は、島内よりの輸送は勿論、内地より移入すべきものを手

あつたが、新竹州は前者に比すれば乏しく、且つ山間僻地は

配して、輸送賃金の減免と相俟つて遺漏なからしめたので

その輸送に相當の困難を伴ふた。配給の模様を表示すれば

新竹州

要 求		處 置	
月 日	品 目	數 量	處 置
四・二二	亞鉛引浪板	一、五〇〇枚	供給人 高進商會 供給人に於て取扱 公司察行、四月二十三日午後〇時四十分基隆より發送
同・二三	米	六一〇袋	供給人 三井物産株式會社 同 取扱 (一) 一六五袋 竹南驛行 四月二十三日午後四時十一分臺北發 (二) 四五袋 同 右 四月二十四日午前〇時三十分臺北發 一六五袋 苗栗行 同 右 (三) 二三五袋 同 右 同 右 午前九時一三分臺北發

要 求		處 置
種 類	數 量	
同	四、二三	<p>(2) 同 午後三時 貨車二輛</p> <p>二樽 新竹行 四月二十四日午前三時十分臺北發 五樽 竹南行 同 右</p> <p>在臺品不足に付大部分は内地より着荷を待ちたり、左の如し。</p> <p>(1)、二、六二七枚 島内にて蒐集 供給人 一、八二七枚 高進商會 福 一、〇〇〇枚 新竹行 四月二十四日午前三時十分臺北發 一、六二七枚 竹南行 同 右</p> <p>(2) 四〇〇枚 供給人 右運送人 中 田 榮 治 苗栗行 四月二十四日午後〇時五十六分臺北發</p> <p>(3)、五、〇〇〇枚 供給人 高進商會 一、〇〇〇枚 新竹行 四月二十八日午後九時基隆發 一、五〇〇枚 竹南行 同 右 二、五〇〇枚 苗栗行 同 右</p> <p>(4) 內 苗栗郡 一、五〇〇枚 大湖郡 一、〇〇〇枚 八、五〇〇枚 供給人 高進商會 一、五〇〇枚 新竹行 四月三十日午後〇時三十二分基隆發 二、〇〇〇枚 竹南行 同 右 五、〇〇〇枚 苗栗行 同 右 內 三、五〇〇枚 苗栗郡 一、五〇〇枚 大湖郡</p> <p>(5) 二一、〇〇〇枚 供給人 高進商會 三、五〇〇枚 新竹行</p>
亞 鉛 板	二 寸 釘	

四、二三

繻帶

ガールゼ

アルコーゼ

沃度丁幾

クレゾール石鹼水

石炭酸

沃度ガゼ

絆創膏

脱脂綿

沃度ホルム

オキシフル

刷酸軟膏

滅菌ガゼ

竹挽鋸

鉈

同、二四

洋釘(二寸)

二、三〇〇本

二、三〇包

一〇五磅

八八磅

二二五磅

二二五磅

二二五磅

六九磅

二三打

一、〇〇〇磅

九五オンス

二二〇磅

四七磅

二五挺

四九挺

二樽

六、五〇〇枚 竹南行

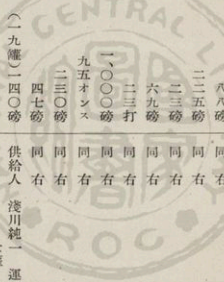
一、〇〇〇枚 苗栗行

内 七、五〇〇枚 苗栗郡 三、五〇〇枚 大湖郡

供給入 浅川 純一 運送人 原川 繁治

三分ノ一 竹南行 四月二十四日午後七時三十分臺北發

三分ノ二 苗栗行 同 右



(一九九罐) 一四〇磅 供給入 浅川純一 運送人 原川繁治 (滅菌のため運る)

七罐 竹南行 四月二十四日午後十時三十分臺北發

一二罐 苗栗行 同 右

供給入 池田仲藏 運送人 中田榮治

竹南行 四月二十四日午後七時十八分臺北發

同 右

供給入 高進商會 同 扱

要		求		處	置
月日	種類	數量			
四、二五	杉並六分板	六、〇〇〇坪	供給入 櫻井貞次郎 一、〇〇〇坪 （五〇〇〇東） 二、〇〇〇坪 （一、〇〇〇東） 三、〇〇〇坪 （一、五〇〇東）	苗栗行 四月二十四日午後七時十分臺北發 新竹行 四月二十六日午後二時二十分臺北發 竹南行 同 右 苗栗行 同 右	
同、二六	釘 （三寸） 同 （一寸二分） 同 （一寸） 鏡 <small>カスガエ</small> （五、六寸のもの）	（二樽と寸）一・五樽 （四樽と寸）三・五樽 四樽 六〇〇本 六丸	供給入 高進商會 同 扱 供給入 高進商會 同 扱 供給入 高進商會 同 扱	苗栗行 四月十六日午後三時五〇分臺北發 苗栗行 四月二十六日午後三時五〇分臺北發	
同 二七	教科書 線 <small>16#</small>	二〇、八五六册 六丸	供給入 編修課 運送人 四月二十八日學務課長一行持參す （内譯）	（一）竹東郡役所 公學校修身書第一種 兒童用 同 同 同 同 同 同 同 同	卷一 一〇六册 卷二 一一五册 卷三 一〇四册 卷四 七八册 卷五 七一册

月 日	要		求		處	置
	種	類	數	量		
四、二七						
	公學校	修身書第一種兒童用	卷四	一六三冊		
	同	卷五	一四二冊			
	同	卷六	一四三冊			
	公學校	修身書 兒童用	卷一	二冊		
	同	國語讀本第一種	卷一	三〇六冊		
	同	卷三	二〇九冊			
	同	卷五	一八六冊			
	同	卷七	一六六冊			
	同	國語讀本第一種	卷九	一四八冊		
	同	卷十一	一四一冊			
	公學校	國語讀本	卷一	二冊		
	高等科	算術 兒童用	第一學年上	三〇六冊		
	同	算術書 同	第三學年	一八五冊		
	同	同	第四學年	一四九冊		
	同	同	第五學年	一三四冊		
	同	同	第六學年	一三四冊		
	公學校	唱歌	第一學年用	三〇七冊		
	同	同	第二學年用	二〇五冊		
	同	同	第三學年用	一八七冊		
	同	同	第四學年用	一六三冊		



月日	種類	要求		處置
		數量	量	
四、二七	ザラ紙	三七メ	同右	(竹東郡) 二、二三〇個 (大湖郡)
同二八	貨物自動車 三日借上	五臺	(1) 二臺 臺灣運輸會社供給 午後一時發車新竹州廳行 (2) 三臺 柴田商會幹旋 午後三時發車新竹州廳行 一臺 士林より 午後五時發車 同 一臺 宮前町より	

新竹州宛慰問品配給狀況

月日	種類	數量		備考
		數量	量	
四、二二	紫野漬	一〇罐		臺北市役所 扱 (二十三日國際通運發送)
同	莫大小シヤツ	一、五〇〇枚		
同	同靴下	一、二〇〇枚		
同	同煉乳	三〇罐		
同	同同	二〇罐		
同	同血	一五〇個		
同	同白	二〇依		
同	同二三	一、四〇〇個		

月日	種類	數量	備考
四、二四	臺灣服	三着 (四打入) 一〇箱	愛國婦人會本部
同	浴衣	一、〇〇〇枚	臺北州 (新莊よりトラックにて發送)
同	着下	一、二〇〇枚	
同	衣類	二〇〇斤	
同	干ソバ	三、〇〇〇本	
同	編ソレターム	二、〇〇〇個	
同	メソレターム	(二〇錢、一、〇〇〇個) (四打入) 四〇箱	
同	薩イダ	一二樽	
同	澤丹	一二袋	
同	仁丹	一打	
同	氷磨	一打	
同	酢	六二俵	
同	白米	(四合入) 一〇四打	新民報扱 (直に新竹州宛トラックにて發送)
同	醬	四樽	
同	同	一〇箱	
同	白鹿	(一斗入) 二一樽	
同	福神	(七三斤入) 二箱	
同	干魚	二箱	

五、一四

同

同

一七

同

二〇

同

二七

六、

一

同

四

同

四

單衣

網紐

風呂敷

ビスケット

雜記帳

鉛筆

赤鉛筆

消ゴ

小形筆

鉛筆

手拭

鉛筆

臺子

子供

鉛筆

ノイ

繪本

鉛筆

手帳

同

消

一〇枚

二五本

五枚

七箱

九册

七打

三本

一二ヶ

一ヶ

一ヶ

一枚

六本

九枚

三ヶ

三打

一册

七ヶ

二〇反

三四〇册

七二册

一五〇ヶ

(七〇袋入)

岡山縣愛國婦人會岡山支部笠岡分會

田中 小鶴

拓務省 扱

兵庫縣津名郡假屋町

學習尋常高等小學校五年梅組

神奈川縣小田原町十字町三丁目

西村 隆太

基隆市役所 扱

福島縣相馬郡原町尋常高等小學校五年生
山森ヒロ子、庄司シゲ子、山口アリ、山本俊子、加藤美智子

東京市荒川區日暮里町三ノ七七二

高瀬 商店

大阪市大正區手島町五二

關西珠算學院

救護篇

二二一

月日	種類	数量	備考
六、四	鉛筆	一、三六八本	
	クレヨン	一七四箱	
	同小	三〇〇箱	
同八	小倉霜降小學生服	九着	東京市王子區下十條町一、二〇八
七、二九	子供用毛絲敷布	一枚	
	同マント	一枚	
	同ブラウス	一枚	
	同一着分	一枚	
	同毛絲チヨツキ	一枚	
	同タオル地服	一枚	
	同同ポプリンワンピース	一枚	
	同毛オーバー	一枚	
	大人用木綿ワイシャツ	一枚	
	同ネクタタイ	一本	
	綿毛織男子供服	一着	
	子供用木綿上着	三枚	
	子供用着物	三枚	
	同着用物	一枚	
	同パンツ	一枚	
	同前掛	一枚	
	同鳥打帽	一枚	

東京出張所扱

芦川一松

算ノ	雜	參	教	同	小	同	女	大	小	石	肩	小	西	同	小	同	小	日	古	同
ノ					兒		兒	人	兒			兒	洋		兒		兒	本	給	同
					バ		シ	シ	着			前	タ		下		腿	手	給	同
					ン		ヤ	ツ	物			ル							給	同
盤ト	誌	書	書	袋	ツ	着	服	ツ	物	餘	掛	掛	ル	服	着	引	子	拭	本	給
																				ショール

八、二一

同二九

一ケ	五册	四册	二四册	二二六册	一足	四枚	一枚	一枚	一枚	三枚	二ケ	一枚	三枚	六枚	六枚	六枚	三枚	三ケ	一筋	二〇册	一枚
----	----	----	-----	------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----

吳市二河小學校六年生

東京市澁野川區澁野川町一、七五三

受持教師 築山 清子
幹事 谷生 清子

木内學園内鳩ノ家幼稚園

月日	種類	數量	備考
八、二一	筆夏へ布繪目	三ヶ	田窪愛子、松本邦子
一一、六	卷服ラ藥	二本 二枚 九枚	大木朝枝、渡邊登子
		五・〇〇瓶	中華民國上海
			施德之

臺中州

月日	要品目	數量	求處	置
四、二三	亞鉛引浪板	一〇、〇〇枚	島内に品不足なるを以て大部分は内地より着荷を豫約す	
同	白毛	二〇〇枚	(1)、五〇〇枚 供給人 共 益 社 運送人 中田榮治	
同	米布	三〇〇袋	(2)、五、〇〇枚 供給人 高進商會	
			臺中行 四月二十四日午後〇時五十六分臺北驛發	
			四、〇〇枚 清水行 四月二十八日午後九時基隆驛發	
			一、〇〇枚 豐原行 同 右	
			(3)、四、五〇〇枚 供給人 高進商會	
			一、〇〇枚 清水行 四月三十日午後〇時三十二分基隆發	
			三、五〇〇枚 豐原行 同 右	
			軍司令部に於て湖口より急送す	
			供給人 三井物産株式會社 同取扱	

救護篇

月日	種類	數量	備考
四、二三	鹽 鱈 庵	一二箱	基隆市役所より發送
	福神 漬	一〇箱	
同 二四	浴 節 衣	一箱	愛國婦人會本部
	衣類 着下	一、〇〇〇枚	
同、二五	白米	一、三五〇枚	臺南市より
	福神 漬	(百斤入) 一五俵	
	福神 漬	(四打入) 八箱	基隆市より發送
	福神 漬	(四打入) 二箱	
	福神 漬	(五十斤入) 二籠	斗六郡より發送
	鹽 鱈	(小袋一斗入) 三—三斗	
同 二六	白米	二〇俵	ワカモト本舖より寄附あり出張所より送付、會計に依頼し直に臺中へ發送
	三文魚 鱈	(四八籠入) 二箱	
同 二七	チブス 豫防内服藥	一三箱	臺北州教育課
	白米	五五俵	
同 二九	奈良 良	一〇ヶ	大阪熊本專治本店寄附、後藤回濟店扱
同 三〇	白米	二俵	
同	ウド 粉	一俵	羅東郡役所より(臺北州より電話)
同	本島 人	一五〇枚	
同	鉛筆	五、〇〇〇本	同
同	古着	二捆	
			新原泰生堂寄附(市役所扱)
			平島甚太郎同(同)

月日	種類	数量	備考
五、三〇	ヒゲタ醬油	一、二〇〇本	東京銚子醬油株式會社
五、一	臺灣公學校教科書	五〇枚 一五〇冊 一袋	羅東郡役所より寄附(羅東より發送)臺北州より電話
同	干大根	(二、〇〇〇個) 二五〇箱	明治製菓寄附
同	メリミル(中)	(五、〇〇〇個) 五〇箱	山口縣澤庵濱組合寄附(基隆止)
同	キヤラメル	二五樽	朝鮮製藥合資會社寄附
同	澤人參精	一〇〇個	
同	人參寶散	二五〇個	
同	人參大寶丸	二〇〇個	
同	人參服藥	七五個	
同	地下足袋	(五箱) 六〇〇足	三菱商事取扱、つちや足袋店寄贈
同	蒲團	四〇枚	拓務省扱(會計にて手配發送)
同	女用帽子	五個	
同	靴	二足	東京朝日新聞社より(會計發送)
同	パンツ外十二點	一六個	
同	大根切干	二捆	大同促進會寄贈(臺北市扱)
同	漬物	一捆	東谷光亮同(同)
同	古草	二〇枚	野口聘店同(同)
同	ゴム裏草	三五足	吉田龜吉同(同)
同	白米	二俵	廣島縣雙三郡三次尋常高等小學校

救療救護班

新竹、臺中兩州は、その衛生機關をもつて即座に救護班を組織して、被害甚大な地方に急派したのであるが、總督府にあつては、臺北、基隆、宜蘭、新竹、臺中、嘉義、臺南、高雄の各官立醫院及び、臺北の樂生院、更生院等の醫師、看護婦をもつて救護班を組織せしめて震災地に急派したのであつた。その配置狀況は次の如くである。

官立醫院

臺北醫院救護班 醫師二名、看護婦四名より成る救護班
三班を編成して、二十一日午後苗栗郡下に急派されたのであるが、その一班は、頭屋庄頭屋、第二班は、頭屋庄老田寮に於て、二十二日から五月五日まで救療に従事し、又、

第三班は二十二日より二十六日迄の五日間を三叉庄三叉に於て、二十七日より公館庄公館に轉じて應急施設の診療所に於て救療に従事し、五月三日、同所の繼續的診療所の完成と共に、救護員は引續いて同所に於て繼續的診療に従事し、次で五月十二日から苗栗假設病舎に轉じて救療に従事した。此の間、醫師、看護婦の交代を行ひ、六月二十九日引揚げ歸院したのであつた。

その救療取扱數は、第一班は約五百人、第二班は約九百人、第三班は約八百人であり、尙繼續的診療所及び假設病舎に於て、六月二十九日迄に診療した傷病者の數は、約二千三百名であつた。

新竹醫院救護班 醫師二名、看護婦四名を以て編成され

た救護班一班は、二十一日午後苗栗郡下に急派されたのであつたが、本班は直ちに、銅鑼庄銅鑼に於て應急救療に従事し、二十六日に、醫師一名、看護婦三名は引揚げ歸院し、同日、看護婦一名交代として派遣され、即ち醫師一名、看護婦二名は引続き同所の應急診療所に於て救療に従事したのであるが、五月四日、更に老鷄隆の繼續的診療所に轉じ、五月十八日午後引揚げ歸院したのであつた。五月四日迄に、應急診療所に於て取扱つた傷病者数は約六百八十名、五月五日から引揚げ迄、繼續的診療所に於て取扱つた傷病者数は約五百四十八名であつた。

臺中醫院救護班 院長以下、醫師九名、看護婦長以下看護婦二十二名及び事務雇員一名より成る救護班は、二十一日午前中、大甲郡下、豐原郡下に急行し、重傷者の應急手當に従事して、同日全員引揚げの上、同醫院に收容した重傷者の救療に當つた。

嘉義救護班 嘉義醫院及び臺南州嘉義衛生試驗室員を以

て成る一班、即ち、嘉義醫院より醫師三名、看護婦五名、雇一名、試驗室よりは、醫師、雇、各一名を以て編成、二十一日午後、大甲郡下に急派され、郡下一般的に應急手當に従事し、二十二日から二十五日迄は清水街に於て應急救療に従事したのであるが、二十六日には試験室派遣の醫師は交代し、他の救護員は三十日に全部引揚げた。

十日間に救療した傷病者数は約千五百名であつた。

臺南醫院救護班 醫師二名、看護婦十二名を以て編成さ

れた救護班は、二十一日午後出發、豐原郡下に急派され、同日は、豐原、大甲兩郡下の應急救護に従事し、二十二日から二十五日迄は、豐原郡内埔庄屯子脚に於て救療に従事し、二十六日には、醫師二名、看護婦六名交代して、四月三十日迄同所に於て救療に従事し、五月一日、同所の繼續的診療所に轉じ、翌二日には、更に醫師二名、看護婦四名が交代して、五月七日に引揚げ歸院したのであるが、此の間に救療した傷病者数は約千四百名であつた。

高雄救護班 高雄醫院より醫師三名、看護婦四名、また日本赤十字社支部及び愛國婦人會高雄支部の附屬である高雄診療所より、醫師、調劑師各一名、看護婦二名を以て、

二班の救護班を編成し、十一日午後、豊原郡下に急派されたのであるが、二班共に、神岡庄の、新庄子、圳堵の二部落に於て救護に従事し、醫院班にあつては、二十四日、及び二十六日に醫師、看護婦が交代したのであるが、二十九日に引揚げ歸院し、診療所班は二十八日に歸所した。兩班の救護した人員は、約千八百名であつた。

基隆醫院救護班 醫師一名、看護婦二名を以て救護班を成し、二十六日午前出發、苗栗郡下に派遣され、三叉庄三叉に於て、臺北醫院班と交代して救護に従事し、五月十七日午後引揚げ歸院したのであるが、救護人員は約五百人であつた。

宜蘭醫院救護班 醫師一名、看護婦二名を以て救護班を編成し、二十六日午前出發、新竹州大湖郡下に派遣せられ、

翌二十七日より大湖庄大湖に於て救護に従事し、五月八日に引揚げ歸院したのであるが、救護した傷病者数は約三百名であつた。

臺北更生院救護班 醫師一名、看護婦二名を以て救護班を成し、二十三日午後出發、新竹州竹南郡下に派遣されたが、翌二十四日から、南庄大南埔に於て傷病者の救護に従事し、五月九日に引揚げ歸院し、同日、その交代として、醫師一名、看護婦二名を派遣し、五月十五日に引揚げ歸院したのであるが、此の間、救護した傷病者数は約八百名であつた。

軍隊の警備及び救護

陸軍

四月二十一日、中部地方の震災情報刻々に累積し、慘害甚だしきを察知した陸軍に於ては、直ちに、飛行第八聯隊に命を下し、震災地の状況を偵察すると共に、空中寫眞を

撮影せしめた。使用した偵察機は、何れも、國防獻金による愛國號である。

軍隊側に於ては、地震による人畜の被害はなく、土地建造物の被害もまた軽微であり、只湖口演習場廠舎の屋根その他に小破損を見たに過ぎなかつた。

偵察機その他による被害情報を得るや、直ちに被害激甚の地方に救護班を派遣して、地方官憲と協力して救護に任ぜしめることとした。即ち

臺中第三大隊 にあつては、將校以下四十八名より成る救護隊を、豊原方面に向けたのであるが、本救護隊は、二十一日午後三時に、内埔庄屯子脚に到着、主力を此地に置き、一部を神岡庄新庄子に派して、二十四日迄負傷者の救療に活躍した。診療患者總数は四百七十四名であつた。

臺北衛戍病院 よりは、軍醫以下十四名の救護班をもつて苗栗方面に向つたのであるが、本救護班は二十一日午後九時、苗栗郡の公館庄に到着し、二十六日に撤退したので

あるが、治療した患者總数は、二百九十二名であつた。

臺北歩兵第一聯隊 に於ては、軍醫以下二十四名より成る救護班に、將校の指揮する十名の警戒兵を附して大湖方面に急派した。即ち、本班は二十二日午前六時、大湖到着と共に開設して、二十七日に撤退したのであるが、治療した患者總数は三百三十一名であつた。

臺南衛戍病院 よりは、軍醫以下十名より成る救護班を豊原方面に向け、本班は、二十二日午前十一時、豊原郡后里に診療所を開設し、二十三日早朝同地を撤退して、同日午後三時、大湖郡卓蘭に開設し、二十七日に撤退した。治療患者總数は五百八十三名であつた。

基隆衛戍病院 よりは、軍醫以下七名の救護班が、携帯レントゲン装置を携行して、苗栗に派遣されたのであるが、本救護班は、二十三日午前九時、苗栗に到着して、レントゲンを活用して苗栗附近の救護所の巡回診療に當り、二十六日に撤退した。

屏東飛行 第八聯隊にあつては、軍司令部の命により、

二十二日から、震災地全般に亙つて偵察飛行を行ひ、空中

寫眞の撮影をなしたのであるが、二十一・三兩日に亙り、新

竹・臺中兩州下の情報の迅速さと、寫眞の明確さとは、救

護措置に多大の貢獻をなした。

食糧品及び醫療材料 の交附に就ては、震災地の交通機

關の杜絶に伴ひ、殊に新竹・臺中州境方面に於ては、交通

不便の爲に、食料品の現地調達は困難である事を察し、又

多數の負傷者に對する救護收容用天幕、毛布、醫療材料等

の不足を豫期したので、總督府と連絡を取り、左の物品の

配給をした。

二十一・二日兩日、乾パン一千食分及び、携帶罐詰肉三

百六十日分を總督府警務局に、

二十三日、乾パン一千二百食分、及び携帶罐詰五百日分

を新竹州廳に、

同日、携帶罐詰肉六百日分を、總督府警務局に、

二十四日、毛布二百枚を臺中州廳に、同日、方錐形天幕

五組及び屋形天幕十組を新竹州廳に

二十六日、毛布二百枚を新竹州廳に、

交附の軍用品は、概ね救護用品として使用せられ、また、

醫療材料は、地方救護班の材料に供給せられた。

憲兵 隊

臺中憲兵分遣隊 に於ては、被害甚大の情報を得るや直

ちに職員の呼集を行ふと共に、各方面と連絡を取つて被害

情況を調査せしめ、不取敢、大甲郡下に、下士官一名、上

等兵一名を派し、別に、臺中州警務部、臺中郵便局、臺中

驛には、それぞれ憲兵を派遣して、情報の蒐集に努めると

共に、交通、通信方法を連絡せしめ、臺中分屯大隊長に被

害狀況並びに、警備救護の爲軍隊出動準備の必要を通報し

たのであつた。

憲兵隊長は強震あるや凡有機關を利用して被害情報の蒐

集に努めたが通信杜絶のため、真相把握は容易でなかつた

が、午前九時三十分漸く鐵道の被害狀況が判明し次いで新

せしめた。

竹州下の人畜の死傷、家屋の倒塌等が判明したので、午前

其後、臺中州下の被害甚大の爲、所在地憲兵だけでは兵

九時五十分取敢へず、之を軍司令官、憲兵司令官に急報す

力の不足を來したので、午後二時、臺南分隊に、下士官二

ると共に本部並びに臺北分隊に非常呼集を命じ、又臺北分

名、兵三名を、又屏東分遣隊に下士官一名、兵一名を、臺

隊より下士官以下二名を新竹州下に派遣した。午前十時半

中に急行するやうに命じ、應援者は、同日午後十時二十分

に至り電話の復舊に依り臺中分遣隊から臺中州下の被害狀

夫々災害地に到着した。

況の報告があつたので、震災地の治安維持及び救護に當

次いで、臺北分隊よりは、分隊長以下六名を新竹州下の

る爲、本部並びに臺北分隊員に對して詰切勤務を命じ、臺

災害地に派遣し、基隆分隊よりは、下士官一名、兵二名を

中分遣隊長以下三名を、臺中州豊原郡下に派遣し、臺北分

臺北分隊長の指揮下に入らしめて、新竹州竹南郡下に派遣

隊よりは、更に下士官以下二名を、新竹州大湖郡下に急行

したのであつた。

救護班配置表

郡街庄名	部落名	救護班名	人員				備考
			醫師	看護婦	看護兵	巡查其他	
新竹州							
竹東郡							
竹東街							
竹東公醫			一	一			四月二十一日配置、看護婦は四月二十六日配置、五月六日撤去

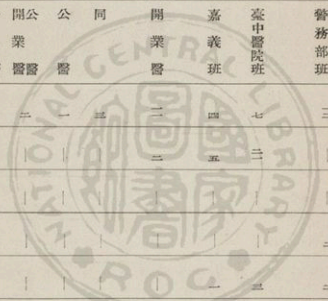
同	同	同	南	頭	同	同	三	頭	同	竹	峨	寶	北
			庄	庄			庄	庄		南	眉	山	埔
大南埔	田尼	同	南庄	頭分	同	大河底	三灣	頭分	中港	竹南	峨眉	寶山	北埔
新竹州班	公醫	南庄囑託	新竹州班	開業醫	公醫	警務局	樂生院	公醫	開業醫	開業醫	開業醫	公醫	公醫
一	一	二	一	二	三	一	二	一	一	一	一	一	一
五	四	七	七	七	七	四	三	二	二	五			
助手		助手	助手					助手	助手				
四月二十一日配置、助手一名は四月二十三日撤去、他は四月二十六日撤去	四月二十一日撤去	四月二十四日配置、醫師一名は四月二十八日撤去、残の醫一名助手一名は五月十六日撤去	四月二十一日配置	四月二十三日配置	四月二十二日配置	四月二十二日配置	四月二十二日配置	四月二十七日完成と共に配置換	四月二十一日配置、五月十日撤去	四月二十一日配置、五月二日以後は開業醫は五月二日撤去	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置、看護婦は四月二十六日配置、五月六日撤去

公館庄	同	同	同	同	同	三又庄	苗栗郡	四湖庄	苑裡庄	通霄庄	同	同	同	公館庄	
公館	同	同	鯉魚潭	老鷄隆	老鷄隆	魚籐坪		三湖	苑裡	通霄	福基	同	同	公館	
臺北衛戍病院隊	臺北衛戍病院 レントゲン班	開業醫	臺北州班	開業醫	赤十字班	臺北州班	公醫	開業醫	開業醫	開業醫	臺北州班	開業醫	開業醫	臺北衛戍病院隊	
—	—	二	二	—	—	—	—	—	二	—	二	二	—	—	
—	—	二	四	—	三	—	—	—	—	—	六	—	—	—	
三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五	三	
五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
〇	—	一	—	—	—	二	—	—	—	—	—	四	—	—	
四月二十七日配置 四月二十七日撤去	五月四日配置、公醫一名は五月十一日撤去	五月十二日配置	五月十二日撤去	五月八日配置、五月八日撤去	五月一日配置、五月八日撤去	五月二日配置 五月四日撤去	四月二十七日配置、四月三十日撤去 看護婦一名は四月二十八日一日のみ	四月二十七日配置、四月二十七日撤去 五月八日再配置、五月十一日撤去	五月二日配置	四月二十一日配置	五月二日配置	四月二十一日配置	五月二日配置	四月二十一日配置	四月二十一日撤去

郡街庄名	部落名	救護班名	醫師	看護婦	看護兵	巡查	其他	備考
大湖庄	大湖	公業醫	一	一	一	一	一	四月二十一日配置、四月二十八日假設病院完成により配置換
同	同	宜蘭醫院班	一	一	一	一	一	四月二十一日配置、假設病院に四月二十八日より配置換
同	同	新竹班	三	三	三	三	三	四月二十一日配置一名四月二十四日醫師二名其他一名配置四月二十七日二名二十九日一名撤去
同	同	公醫	一	一	一	一	一	四月二十一日配置 五月二日撤去
同	同	新竹州班	三	三	三	三	三	四月二十二日配置、醫師一名は五月一日撤去
同	同	新店	三	三	三	三	三	四月二十二日配置
卓蘭庄	卓蘭	東勢班	三	三	三	三	三	四月二十二日醫師三名配置四月二十七日醫師一名其他二名配置、五月二日假設病院に配置
同	同	新竹州班	四	四	四	四	四	四月二十四日配置
同	同	臺南衛戍病院 臺中三大隊	一	一	一	一	一	四月二十七日撤去
豐原郡								四月二十一日配置 醫師は公醫五名警察醫一名警察醫は神岡より移動、四二八以降五名四・三〇以降四名其他は四二二以降一六名四・二三以降三名四・二四以降一名四・二六以降一名四・二七以降八名四・二八以降七名四・二九以降五名巡查は四・二五以降一名五月一日以降は屯子脚診療所へ
内埔庄	内埔庄 各部 部落 巡回	臺中州 警務部 班	六	六	六	六	六	

郡街庄名		部落名	救護班名	人員		備考
醫師	看護婦	看護兵	巡查	其他		
內埔庄	屯子脚	虎尾郡	開業醫	一	一	四月二十七日配置 四月二十九日神岡へ移動
神岡庄	神岡	臺中州警務部班	臺中醫院班	二	二	四月二十一日配置 醫師は警察醫一名衛生技師一名警察醫は四・二屯子脚へ衛生技師は五・四引揚其他は四・二三以降二名四・二九以降三名四・三〇以降四名五・四引揚、五・一醫師一名看護婦二名配置 四・二巡查一名配置 五・四以降神岡診療所へ
同	同	同	同	四	〇	四月二十一日配置 四月二十一日清水より移動
同	同	同	同	四	〇	四月二十一日配置 豐原郡下醫師四名 四・二は醫師一名(豐原) 醫師二名看護婦五名助手一名(家中) 四月二十二日撤去
同	同	同	同	一	二	四月二十二日屯子脚より移動 四・二九屯子脚より醫師一名移動 四月三十日屯子脚へ移動
同	同	同	同	一	二	四月二十二日配置 四・二其他一名引揚四・二四醫師二名看護婦四名四・二五看護婦一名増援同一名看護婦引揚四・二八醫師一名看護婦一名増援同日醫師一名其他一名看護婦二名引揚 四月二十九日撤去
同	同	同	同	一	二	四月二十一日配置 四月二十四日撤去

龍井庄	外埔庄	大甲街	梧棲街	沙鹿庄	清水街	清水鹿庄	清水街	梧棲街	沙鹿庄	大甲郡	同	同
龍井	磁磁	大甲	梧棲	沙鹿	清水	清水	清水	梧棲	沙鹿	同	同	
井	磁	甲	棲	鹿	水	水	水	大突	水			
開業醫	開業醫	開業醫	公醫	同	開業醫	嘉義班	臺中醫院班	警務部班	臺中州	開業醫	虎尾那	海軍第十六隊救護班
一	二	二	一	三	二	四	七	三		一	一	
					二	五	三			一		
								二				10
						一	二	二				
四月二十七日撤去	四月二十一日配置	四月二十二日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十九日撤去	四月二十九日撤去	四月二十四日配置
四月二十七日撤去	四月二十一日配置	四月二十二日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十九日撤去	四月二十九日撤去	四月二十四日配置
四月二十七日撤去	四月二十一日配置	四月二十二日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十九日撤去	四月二十九日撤去	四月二十四日配置
四月二十七日撤去	四月二十一日配置	四月二十二日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十一日配置	四月二十九日撤去	四月二十九日撤去	四月二十四日配置



郡街庄名	部落名	救護班名	人員				備考
			醫師	看護婦	看護兵	巡查	
東勢郡	石岡街	東勢郡班	四	一	四	五	四月二十一日配置 醫師は公醫二名開業醫二名四・二二公醫一名増、四・二三公醫一名増、開業醫二名減、四・二四以降公醫四名四・二七以降三名四・二八以降二名其他は四・二五以降六名巡查は四・二五以降三名四・二九以降二名五・一以降醫師一名其他三名石岡塙診療所へ醫師一名其他三名は石岡分診所へ 四月二十二日配置 醫師は公醫、四・二四以降一名四・二五以降なし、其他中二名は屯子脚より移動、看護婦は四・二五以降なし 五月一日以降其他の三は石岡塙診療所へ
同	石岡塙	臺中州警務部班	二	二	一	二	

震災地を中心とする通信は輻辳を極め、地方の通信機關を以てしては、情報の蒐集、報告、連絡の迅速は到底期し難いので、軍司令部に對し、

一、臺中分屯大隊、臺灣山砲兵大隊間の無線電信常時交

信。

一、軍司令部、守備隊司令部、臺灣歩兵第一聯隊、臺灣

山砲兵大隊及び憲兵隊間に軍用電話の架設。

の二件を請求し、二十一日午後五時、夫々實現を見た。交通通信の最も不便である新竹州太湖郡太湖及び同郡卓蘭に派遣した憲兵には、民間から傳書鳩を借りあげて携行せしめた。

二十一日夕刻迄に得た情報を綜合するに、震災甚大であるのに治安は概ね維持されて居る模様であるが、頻繁に來る餘震に依る人心不安、且つ、災害地は電燈の復舊工事未

成の爲と、漏電を顧慮して點燈せぬ街庄が多いので、萬一

の場合に備へ、人心を安定させる必要から、臺灣軍司令官

に請求して、二十一日午後八時四十分、臺中分屯大隊から、

補助憲兵、下士官以下四十名の配屬を受け、又、臺南憲兵

分隊長を臺中に派遣して、憲兵及び補助憲兵を併せ指揮せ

しめた。

其の後、日時の経過に従つて、震災地一般の人心は漸く

安定し、地方警察力も充實したので、四月二十四日午前八

時、補助憲兵を撤退して夫々原隊に復歸せしめた。

四月二十五日午前九時、基隆及び臺南分隊並びに、屏東

分遣隊より派遣された憲兵、下士官以下十名を撤退、夫々

歸還せしめ、同日、臺北分隊より、上等兵一名を、新竹州

大湖郡卓蘭に派遣して情報蒐集に當らしめた。

四月二十六日午後三時、臺南分隊長に歸還を命ずると共

に、臺中分遣隊から、臺中州下の災害地に派遣してあつた

憲兵も、豊原街に下士官以下二名を残置、情報の蒐集に當

らしめ、他は撤退した。

四月二十七日、臺北憲兵分隊から、新竹州下に派遣して

あつた憲兵は、苗栗に下士官以下二名を残置、情報蒐集に

當らしめ、他は原分隊に歸還せしめた。

四月三十日に至り、震災地の治安は全く安定を見たので、

正午に、臺中州豊原及び新竹州苗栗に残置した下士官以下

四名を歸還せしめたのであつた。

海軍

馬公要港部は、四月二十一日夕刻、臺灣中部震災の被

害が意外に甚大であるといふ報告に接したので、即刻、兵

力を派遣して救護に當らしめる事とし、第三驅逐隊「島風」

に、至急災害地赴援を命じた。同艦は第三驅逐隊司令直率

し、救護隊及び救護品を搭載して二十二日午前七時馬公發、

同日正午新竹州の通霄に到着し、被害最も甚大なる銅鑼、

大湖、苗栗方面の救護警備に當つた。

鳳山電信所 は、馬公要港部よりの命に依り二十二日、午前四時五十分高雄發にて、山崎少佐を指揮官とする通信隊を臺中州廳に派遣して、派遣驅逐艦と協力して、救護、

公發、臺中州大安及び臺北州基隆方面に出動し、臺中州北部の救護に、又新竹方面の通信連絡に當つたのであるが、二十八日全部撤收した。

通信に當つたのであるが、右通信隊は二十四日、新竹州大

第三驅逐隊

湖郡大湖に移動し、一隊を苗栗に分派して、第十六驅逐隊から派遣された新竹通信隊と協力して、救護通信の任に當つた。

「島風」編制された救護隊は、指揮官—司令、指揮官附—「島風」通信士、軍醫長、看護隊員四名、通信隊員六名、警衛隊員六名であり、携帶物件は、醫療品若干、T M 式電信機二基、此の外に工作部技手一名が加はつた。

要港部に於ては、更に二十三日、救護隊一隊を編制して増援する事とし、第三驅逐隊「夕風」を、同日正午馬公出港、通霄に急派し、第三驅逐隊司令の指揮下に入らしめた。

二十二日正午、通霄着、二時半通霄を發して、陸路徒歩にて銅鑼に向ひ、六時半に銅鑼庄に達した。庄内の狀況視察の上、直ちに、銅鑼警察官吏派出所の一室に假設電信所を設置して、二十三日午前三時に、「島風」並びに臺中假設

各救護隊の作業は順當に行はれ、人心の動搖も安定したので、第三驅逐隊は、二十五日午後十時通霄發にて歸港、又鳳山無線電信所派遣の通信隊は、二十八日に撤收、歸所した。

通信隊と連絡した。同夜は、兵員の一部は街の警戒に當り、他は道路上に野營した。

右の外第十六驅逐隊は、第三艦隊司令長官の命に依り、馬公要港部と協力して救護に當ることとなり、二十三日馬

一方、「島風」驅逐艦長は、通霄警察官吏派出所に於て通霄以南の状況を調査し、午後三時に派出所の演武場に假設無線電信所を設けて、本艦と連絡を取り、銅鑼救護隊とは、警察電話を以て連絡を取つた。

二十三日、救護状況は頗る進捗して最早海軍駐屯の要を認めなくなり、午後二時四十分、銅鑼假設電信所を撤して、難路を公館に向ひ、同夜七時歸艦した。

二十四日午前五時、「島風」驅逐艦長を指揮官として、士官二名、軍醫官一名、看護兵三名、下士官兵六名を以て救護隊を編成し、苗栗街に到り、携帯した醫療品及び乾麵麩の配給を苗栗郡守に依頼した。此の地は既に、陸軍の救護班、その他の應援を得て、救護作業は遺漏なく、又大湖方面にも陸軍の救護警衛隊三四十名駐屯して居つたので、午後三時歸艦、將校一名を通霄の陸上假設電信所に常置して各地の模様を調査せしめてゐたが、二十五日午後二時、これを撤去して同夜午後十時、通霄沖を出發歸港の途に就いた。

四月二十二日、銅鑼庄内、新鷄隆、老鷄隆に左の醫療品を配給した。

木綿	一〇反	ヨードホルムガーゼ	一反
ガーゼ	二五反	絆創膏	三卷
脱脂綿	一〇包	ヨードチンキ	一二〇〇瓦
綿花	五包	アルコール	一二〇〇瓦
硫酸紙	一〇〇枚	クレゾール石鹼液	一二〇〇瓦

四月二十四日苗栗管内に左の糧食及醫療品を配給した。

△乾麵麩 一三箱

△醫療品

精製綿	四〇包	クレゾール石鹼水	一〇本
精製ガーゼ	一〇〇反	揚曹	五〇〇瓦
木綿	四〇反	普通綿	二〇包
インフラ紙	四〇〇枚	ヨード加里	一二本
絆創膏	一〇罐	沃度	一七五瓦
酒精	一〇本	ヨード丁	一八本
苦味チンキ	一本	酒	一罐
重炭酸曹達錠	五〇〇個		

「夕風」「島風」が、救護隊を銅鑼方面に派遣したことによつて、その方面の人心安定を見たのであるが、三又、大

湖方面は警備手薄の爲、人心不安に陥つて居る、といふ報告に接したので、馬公要港部では、二十三日「夕風」を派遣することとした。

即ち、要港部より、軍醫科士官一名、看護員三名、第三

驅逐隊第一小隊より軍醫科下士官一名、電信員二名搭乘、救護材料を搭載し、二十三日午前十一時五十五分出港、同夕五時二十一分通霄沖に着、第三驅逐隊司令の指揮下に入つた。同隊の携帯した治療品は左の通りである。

品名	數量	供給所	品名	數量	供給所
精製綿	四〇包	馬公要港部	苦味丁幾	一本	馬公要港部
精製ガーゼ	一〇〇反	右	重炭酸ソーダ錠	五〇〇個	右
木綿	四〇反	右	ヨードカリ	一本	右
クレゾール石鹼水	一〇本	右	ヨードチンキ	一五本	澎湖島衛戍病院
揚曹	五〇〇瓦	右	沃	一〇〇瓦	右
普通綿	二〇包	右	ヨードチンキ	三本	澎湖病院
パラフィン紙	四〇〇枚	右	沃	七五瓦	右
絆創膏	一〇罐	右	酒	一罐	右
酒精	一〇本	右	酒精	同	同

第十六驅逐隊

に於ては、馬公要港部と協議の上、震災

萱」に乗艦せしめると共に、糧食、及び救護材料を搭載の

地中、臺中州の清水、豊原方面の救護、並びに、新竹、臺北方面の通信連絡に當ることとし、衛生隊を編成して「刈

上、二十三日、震災地に急航することになった。同隊の行動豫定は次の様であつた。

「芙蓉」「朝顔」は、第十六驅逐隊司令直率し、二十三日正午馬公發、途中、新竹に電信隊を派遣し、廿四日早朝、基隆に入港の上、總督府及び、臺北在勤武官と連絡を取り、通信連絡並びに救護班の派遣に任ずる。

「刈萱」は、大安港に至り、主として、臺中州下の罹災民の救護及び連絡に當る。尙、狀況に依つては、更に「朝顔」を震災地に派遣する。

實施に於ては、午後一時、「刈萱」を大安港に向け分派したが、其後、大甲方面の救護員手不足の情報に接したのと、當日は風浪高く、「朝顔」通信隊の新竹陸揚げは困難である、といふ情況により、午後六時、「朝顔」を大安港に増派して、「刈萱」に協力せしめることとした。「刈萱」は同日午後四時半、「朝顔」は午後八時半、いづれも大安港に到着したが、波浪が高く、救護員の陸揚げは不可能であつた。

二十四日、午前三時、渡邊朝顔驅逐艦長を指揮官とする警戒隊、——准士官以上三名、下士官兵六名、通信隊——

士官一名、下士官兵三名、衛生隊——軍醫官二名、看護兵二名、下士官兵六名上陸。同派遣隊は、大安港、大甲街、清水街、神岡庄、屯子脚等を巡邏警戒の上、地方官憲及び憲兵隊と、救護、警戒に就て協議を遂げ、衛生隊は神岡庄に派遣して負傷者の治療に當り、本部を豊原武徳殿に置いた。

指揮官渡邊少佐は臺中州廳を訪ひ、救護に就いて打合せをなし、更に、警戒隊——准士官以上二名、下士官兵二十名の増派をなすと共に、大甲郡に對しては、乾麴麵三十箱、罐詰三十箱を供給した。

増派した警戒隊は、清水街、神岡庄及び内埔庄屯子脚を経て豊原に着、二班に分れて、神岡、屯子脚方面の警戒に當つた。

「芙蓉」は、第十六驅逐隊司令が之を率ひて、二十三日、午前三時基隆着、司令は、通信隊——士官一名、下士官六名を帶同して臺北に向ひ、總督府を訪ひ、海軍在勤武官、

警務局長等と救護に就て協議をし、更に新竹に向ひ、州廳を訪問、州知事の要望によつて、通信隊を新竹に駐屯せしめることとし、同市に假設無線電信所を設置し鳳山電信所派遣の通信隊と協力して救護通信に任ずることとなつた。

つたが、警察官、陸軍救護隊、青年團等の活動によつて、治安は宜く保たれ、人心早くも平靜に歸して居るので、海軍の警戒隊は、二十五日に撤退し、衛生隊及び新竹無線隊は二十八日に撤退した。

尙、司令は、同夜大甲街及び屯子脚方面の警戒救護状況を視察の上、午後十一時豊原派遣隊本部に至り、翌二十五日、午前七時、神岡衛生隊の救護状況を視察し、臺中州に知事を訪問の上、午前十一時「刈萱」に歸艦した。

「芙蓉」は二十五日午後六時半、基隆より大安沖に歸投し、二十八日午後四時半、陸上派遣隊は全部を撤収して同夜九時、大安港を發して、翌二十九日午前五時半に馬公に歸屯子脚方面の被害は頗る甚大であり、負傷者また住民の半數を越える程度であつて、慘狀目を蔽はしめるものがあ

因に衛生隊の、負傷者治療員數は百四十六人であつた。

鳳山電信所派遣員陸上に在り、視覚通信により聯絡とれたるを以て、救護員揚陸船の備入方手配を依頼したるも、波浪高き爲め、大安より出發せし克戒二隻途中より引返せり、故に揚陸作業を取止め、當隊當方面震災救援のため來着明朝海上靜まるを待ちて救護隊を揚陸せしむべき旨、郡役所其の他官憲に通知せしめた

海軍救援日誌

四月二十四日(火)

天候(正午)曇 風向北北西 風力 五米 氣壓七六八 氣温二六度

救護作業

午後四時四十五分、刈萱大安港投錨

午後七時 十分、胡顏大安港投錨

△鋪地附近波浪高く短艇の使用困難にして 救護隊員の揚陸不能

△自午後八時 至同十時陸上を照射し、海軍救援隊の來着を知らしめ人心の安定に努む。

通信(略)

四月二十四日(水)

天候(正午)晴、波浪高し

△救護作業

風向北北東 風速一二米 氣壓七六一 温度二二度

△救護作業

午前六時朝顔驅逐艦長を指揮とし、救護隊（軍醫科士官二四班）通信（TM輕便）看護部員二編制）隊（通信機、電信員三名）警戒隊（六名）を大安港に揚陸。

午前七時、大安港海岸小學校に見張所を設置（視覚通信による艦との連絡に任せしむ）午前十時、救護品（糧食其他揚陸品）名左表の如し。

品名	呼稱	數量	箱數	記	事
砂糖入乾麴麩	庇	四二、二〇〇	三〇		一五、〇〇〇入 三箱
貯藏 獸肉	庇	一四、〇〇〇	一五	ローストビーフ	一〇、八〇〇入 五箱
特殊貯藏獸肉	庇	九七、三〇〇	九	牛肉佃煮	九、六〇〇入 六箱
貯藏 魚肉	庇	三、四〇〇	三	牛肉大和煮	一〇、八〇〇入 三箱
特殊貯藏魚肉	庇	三、四〇〇	三	マスボイルド	一〇、八〇〇入 三箱
ローソク	本	百五十	一	具 柱	一〇、八〇〇入 三箱

十一時四十五分豊原郡役所に設置せる假設無線電信所と連絡開始。

午後六時四〇分、芙蓉基隆より入港午後八時三〇分、朝顔馬公に向け出港

午後零時卅分別置砲術長を指揮官とする陸戦隊（准士官以上）大安港に揚陸。

四月二十六日（金）
△通信（略）
天候（正午）晴 風向南南西 風力 六米 氣壓七五七 溫度二七度

四月二十五日（木）

天候（正午）晴 風向北北東 風速 九米 氣壓七五九 溫度二六度

△救護作業
午前十一時五〇分、陸戦隊員歸艦
午後一時五〇分、警戒隊員歸艦

△通信（略）
天候（正午）晴 風向南南西 風力 六米 氣壓七五七 溫度二七度
△救護作業（なし）
四月二十七日（土）
天候（正午）晴 風向南南西 風力 六米 氣壓七五七 溫度二六度
△救護作業

午後五時一〇分、救護隊員撤收歸艦
△通信（なし）
四月二十八日（日）
天候（正午）晴 風向南南西 風力 六米 氣壓七五八 溫度二七度

△救護作業
午後四時三〇分、新竹通信隊歸艦
午後九時 芙蓉刈萱大安港發馬公 に回航

△通信（略）
陸上派遣救護隊日誌
△期間 自昭和十年四月二十四日 至同 四月二十七日

△場所 臺中州豊原郡神岡

△治療患者總數 一四六名、送院六名

△救護隊編成
指揮官 荒井軍醫大尉

第一班 荒井軍醫大尉・看護兵曹 一名・兵 四名

第二班 大彌軍醫中尉・看護兵 一名・兵 四名

◇
四月二十四日（水）晴

救護 篇

四月二十四日午前六時鑑發、同九時三〇分
神岡着、神岡小學校に於て治療開始、神岡
には臺中より總督府醫官一名、助手二名來
り小學校内にて患者の診察に従事しつつあ
り、依て同救護班と協調し、それに隣接し
て、我が救護班を置き、直ちに患者の診察
に従事す。我が救護隊員の訓練と傷病者の
實情知悉の目的を以て總督府醫官の了解を
得、需診患者は大部分我が救護班にて診察
せり。(診察患者二十名内二名臺中に送院)

四月二十五日(木)晴

救護作業

神岡救護治療(診察患者五十三名内二名臺
中に送院)

四月二十六日(金)晴

救護作業

神岡救護作業(治療患者四十三名内一名臺
中に送院)

四月二十七日(土)晴

救護作業

神岡救護治療(治療者三十名送院患者一名)

患者は一般に小兒老人女子に多く、學齡兒

童及び壯年の男子に少し、負傷は頭部、顔
面の挫創多くして火傷は僅少なり。

治療品の消費概況

ガ	一〇反
木	二〇反
脱脂綿	五包
安全針	五〇本
ガーゼ小包	五個
三角巾	一〇板
二號崩帶小包	三〇個
絹絲	一把
アルコール	一、〇〇〇瓦
ゴマ油	五〇〇瓦
ヨードフォルム	二反
ガーゼ	若干
イチオール	若干
昇汞鏡	一〇〇個
一號崩帶小包	一〇枚
毛筆	一〇本
リユースン紙	二把
ヨードチンキ	五〇〇瓦
クレゾール石鹼	一〇〇瓦
過酸化水素	五〇〇瓦
其の他	若干

其の他參考事項

- ◇ 大凡一日百名の患者を約一週間診察に要する治療品を携行せり(狀況不明の爲)。
- ◇ 診察上四名乃至五名を一班とし、二班に分ちたるは便利なりき。
- ◇ 小學校教員宿舎は日本式にして倒潰せざれども教員は倒潰を慮り野外に天幕を張り起居せるにより、同日本式宿舎に宿泊せり、尙蚊帳を使用し得たるは幸なりき。
- ◇ 本島人は裸足のもの多く足部の治癒に對し障碍を及ぼすものと思考す。
- ◇ 本島人の家屋は土造にして爲に火災起らず、殆んど火傷なかりき。
- ◇ 重傷者は皆臺中の官立病院に入院せしめ無料治療をなす。
- ◇ 陸軍は臺中州の屯子脚、新庄子に救護班を設置診察に従事せるも、二十四日新竹方面へ移動せり。
- ◇ 海陸軍救護班外に日本赤十字社、總督府醫院並に官立醫院大いに活躍救護に努めたり。

公私團體

警務局及樂生院救護班 警務局衛生課より醫師一名、樂生院より醫師一名、看護婦四名を以て救護班一班を成し、

二十三日午後發にて新竹州竹南郡下に派遣せられたが、本班は、翌二十四日から、三灣の大河底に於て救療に従事し、五月九日に歸院したのであるが、救療人員約五百名であつた。

臺北州衛生課救護班 醫師二名、看護婦六名、警部、巡查各一名を以て編成した一班は、二十一日午後出發にて新竹苗栗郡下に急派せられたのであるが、翌二十二日から公館庄福基に於て救療に従事したのであつた。本班は、二つに分班して、一分班は重傷者を擔當する事とし、他の一分班は巡回治療を擔當したのであつた。二十五日警部一名、更に、三十日に醫師一名、巡查一名、看護婦二名がそれぞれ引揚げ、残りの醫師一名は、五月三日迄同所に於て救療に

従事し、五月四日には、更に、銅鑼庄老鷄隆の繼續的診療所に轉じ、五月十五日に引揚げ、歸任した。又看護婦四名は四月三十日に新竹州に雇はれたのであつたが、本班の救療した傷病者数は、約千九百名であつた。

新竹州衛生課救護班 衛生課員の他に、州下の公醫、開業醫を召集して應急救護に當らしめる事とし、醫師四十五名、技手四名、雇員二名を以て救護班を編成し、災害地に居住する醫師は、地元にて救療せしめる方針をとり、州下、竹東郡に醫師四名を、竹南郡に醫師十七名、技手、雇各二名を、苗栗郡に醫師十三名を、大湖郡に醫師十一名、技手二名を、各々二十一日午前急派したのであつた。救護班員の派遣先を詳述すれば、竹東郡下にあつては、竹東街及び、北埔、峨眉、寶山の三庄に醫師各一名宛を、竹南郡にあつては、南庄字南庄に醫師三名、技手、雇各一名を、三灣庄大河底に醫師三名を、南庄大南埔に醫師二名、技手、雇各一名を、後龍及び造橋の二庄には醫師各二名を、

其他、竹南庄竹南、中港、頭分庄尖山下、三灣庄三灣、及び南庄田尾には各醫師一名を、苗栗郡下にあつては、苗栗街に醫師四名を、苑裡庄に醫師三名を、通霄庄に醫師二名を、頭屋庄頭屋、公館庄公館、銅鑼庄銅鑼及び、四湖庄三湖には醫師各一名を、大湖郡下にあつては、獅潭庄新店に醫師四名、技手一名を、大湖庄大湖に醫師二名、技手一名を、大湖庄校栗林に醫師二名を、卓蘭庄卓蘭に醫師三名を配置したのであつた。

竹東郡、竹東班醫師は、傷病状況により、二十六日より三日間、苗栗街に派出されたのであるが、二十八日に竹東街に歸り、六月八日解囑された。

峨眉班は、五月七日、寶山班は、六月三日、北埔班は同三十日それぞれ解囑になつた。

竹南郡、南庄班醫師、技手、雇各一名は、二十六日、頭分に配置換へとなり、五月四日に醫師及び雇一名は更に卓蘭に配置換へとなり、醫師は同十六日、雇は十七日、技手

は六日に各自引揚げ歸任した。尙、残員の醫師二名は、二十八日及び五月十五日に各解囑になつた。大南埔班醫師一名は、二十二日に頭分に配置換へとなり、六月三十日假設病舎廢止と共に解囑され、技手一名は二十三日に歸任した。

醫師、雇各一名は、二十七日卓蘭に配置換へとなり、五月四日に引揚げ、次いで、五月十六日に應援の醫師一名は、同二十七日解囑となつた。

大河底醫師班醫師一名は、二十六日大南埔班に配置換へとなり五月六日に解囑、次で醫師一名は同二十三日老鷄隆に移動し、二十七日に解囑、残員の醫師一名は、五月四日頭分に移動し、同六日解囑、九日に増派された醫師雇各一名は、十六日、大南埔に移動されたが、醫師は即日、雇員は三十一日歸任した。

竹南班は五月二日に、三灣班は十一日に何れも廢止となり、中港班には、五月一日醫師一名を増派したが、翌日に醫師一名、十一日に同一名解囑した。

尖山下班醫師一名は三十日に解囑、頭分假設病舎には、五月七日醫師一名を増派したが、同二十六日に解囑、造橋班醫師は、五月二日及び十日に各一名解囑、後龍班醫師二名は、三十日及び六月五日に何れも解囑、田尾班醫師は五月十一日に解囑した。

苗栗郡、苗栗班醫師各一名は、二十七日、三十日、五月三日、六月二十九日何れも引揚げ、交代として、五月十日に醫師二名、十二日技手一名、二十二日雇一名、二十八日技手及び雇各一名を派遣し、五月十九日に醫師二名、同二十四日に雇一名、同二十七日に技手一名、同二十九日雇一名、六月四日技手一名が引揚げた。更に六月五日技手一名を増派したが同二十二日引揚げ歸任した。

銅鑼班には、五月七日に技師一名を増派し二十七日に歸任した。尙急派した醫師一名は六月一日に解囑した。老鷄隆班には五月四日及び八日に醫師各一名を増派して、救療に當らしめたが、十一日及び二十四日にそれぞれ引揚げた。

頭屋班の醫師一名は五月三十一日に解囑、老田寮班には、

五月五日に醫師一名、同十一日に醫師及び雇各一名を増派したが、醫師一名は五月十日、又、醫師及び雇各一名は同十五日に引揚げた。公館班醫師一名は三十日に引揚げ、交代の醫師一名は即日引揚げ、更に五月十一日醫師三名、雇一名を配したが、醫師各一名は十五日、二十七日、及び六月四日を以て、又雇一名は、六月一日何れも引揚げた。福基班には、五月十六日、及び二十六日に醫師各一名を派遣したが、二十八日及び、六月十一日を以て解囑した。苑裡班醫師三名は、何れも三十日に解囑、通霄班醫師一名は二十九日より三叉庄魚籐坪に移動し三十日に引揚げ、殘員の醫師一名は、五月三日に解囑した。三湖班醫師一名は二十七日より三叉庄鯉魚潭に移動し、五月八日に復歸したが、同十一日に引揚げた。尙鯉魚潭には五月八日に醫師一名を派遣したが十八日に引揚げた。

大湖郡、大湖班には、二十七日に醫師二名を増派したが、

五月二日に引揚げ、五月七日に應援させた醫師一名は十九日に引揚げた。而して、急派した醫師二名、技手一名中、醫師は五月四日及び六月十七日に、又、技手は五月九日に引揚げ歸任した。校栗林班には二十四日に新店班から醫師二名、技手一名を増派したが、醫師二名は二十六日、一名は二十七日に、又醫師、技手各一名は五月二日に何れも引揚げた。新店班の醫師二名、技手一名は何れも、二十四日から校栗林に移動し、残員の醫師二名は、各五月二日に引揚げた。

卓蘭班には、二十七日に、醫師、技手、雇各一名を増派し、更に五月三日に醫師一名、四日に、醫師、雇各一名を増員したが、五月二日に醫師一名引揚げ、四日に醫師二名、雇一名、七日に技手一名、九日に醫師一名、十六日に醫師一名、十七日に雇一名、六月二十六日に醫師一名引揚げた。

臺中州衛生課救護班 臺中州衛生課からは、醫師五十一名、看護婦一名、技手六名、警部、警部補各一名、巡查四

名、雇員十名を、二十一日午前、大甲、豊原、東勢の三郡下に急派して應急處置に當らしめたのであるが、大甲郡下清水街には、醫師二十三名、看護婦、巡查各一名を、大甲街には醫師二名を、梧棲街に醫師一名を、沙鹿庄に醫師三名を、外埔庄に醫師二名を、龍井庄に醫師一名を、豊原郡内埔庄屯子脚に醫師十三名、技手三名、警部補一名、巡查二名、雇五名を、神岡庄神岡に、醫師五名、警部、技手、巡查各一名、雇四名を、東勢郡、東勢街に醫師一名、技手二名を配置し、二十二日石岡庄に醫師一名を配置した。

清水街に配置された醫師十九名及び雇一名は即日、醫師三名は翌二十二日に引揚げたのであるが、二十三日には技手及び雇各一名を、二十八日に技手一名を、二十九日に雇一名を増派した。三十日には醫師及び雇一名が引揚げ、五月一日には醫師一名、看護婦三名を増員、二日、同所に繼續的診療所が設置されるに及んで、同所及び、秀水、大突寮、公館、梧棲、大庄、沙鹿の各分診所に於て診療を續け

たのであつた。診療所設置後の班員の移動は五月六日に醫師一名増、七日に技手二名雇一名を減じ、看護婦一名増、九日に巡查一名を減じ、十六日に同一名を増したのであるが、五月三十一日診療所を廢止する迄に救療した傷病者數は、約四千六百名であつた。

大甲街に配置された醫師は即日解囑、梧棲街に配置された醫師は、清水街に繼續的診察所の設置されると共に、即ち五月一日に解囑、沙鹿庄に配置された醫師は、三十日に解囑となり、その交代として、五月一日に一名依囑されたが、三十一日に解囑、外埔庄に配置された醫師は即日解囑、其の交代として翌二十二日に一名を委囑したが五月三十一日解囑、龍井庄に配置の醫師は二十七日に解囑した。

内埔庄屯子脚に派遣された醫師三名は即日解囑、翌二二日には、醫師三名、雇一名を減じ、二十三日には醫師四名を交代、二十四日には巡查一名を交代、二十六日に醫師四名を交代、技手一名引揚げ、二十七日には技手及雇各一

名引揚げ、二十九日には醫師四名を減じ、三十日には、醫師及び巡查各一名引揚げ、醫師二名を依囑し、五月一日、屯子脚に繼續的診療所が設置されるに及んで、同所及び、舊社、七塊厝、月眉、四塊厝、下后里、后里の各分診所に於て、五月三十一日迄診療に従事したのであつた。診療所

に於ける移動は、三月二日に雇一名交代、同三日に醫師一名増、三名減、五日に雇一名減、六日に醫師一名、看護婦六名増、技手及び雇各一名減、七日に到り警部補、雇、各一名引揚げ、巡查一名交代、十日に醫師一名、十一日には雇一名を増し、十三日には看護婦一名を、十六日には巡查一名を減じた。此の間、救療した傷病者の數は約五千二百名であつた。

神岡庄に派遣された醫師四名、雇一名は即日引揚げ、二十三日には警部一名引揚げ、五月一日には醫師一名、看護婦二名を増派、同四日技手一名、雇三名歸任、五月四日、同庄神岡に繼續的診療所を設置することになり、引續き、

同所及び、新庄子、圳堵、の各分診所に於て五月三十一日迄診療に従事したのであるが、此の間に救療した傷病者数は約三千九百名であつた。

東勢街に派遣された醫師一名は即日解囑、二十二日に醫師一名、看護婦二名、雇一名増派し、二十三日には醫師一名を依囑し、二十四日には看護婦二名、二十六日には醫師一名を各々解囑した、尙石岡庄石岡に配置の醫師は二十四日に解囑した。五月一日、石圍堵に繼續的診療所が設置される事になつて、引續き同所及び、石岡分診所に於て、五月三十一日迄診療に従事したのであるが、五月五日に、醫師一名、看護婦二名増、技手二名、雇一名を減じ、此の間に救療した傷病者数は約二千三百名であつた。

臺南州衛生課救護班 臺南州衛生課からは、醫師六名、看護婦二名、技手一名、雇三名を以て救護班一班を編成して、二十一日午後出發、臺中州豊原郡下に急派されたのであるが、内埔庄屯子脚に滞在して、同庄の月眉、七塊厝、

中社、公館、四塊厝、圳堵を巡廻救療に従事して、二十五日午後引揚げ歸任したのであつたが、同日、更に交代として、醫師六名、看護婦一名、技手一名、雇員四名を派し、廿八日、醫師、看護婦各一名を留めて歸任し、殘留した二名も五月一日午後歸任したのであるが、此の間、救療した傷病者数は約二千名であつた。

簡易保險健康相談所救護班 簡易保險健康相談所からは、醫師一名、看護婦三名、書記一名、主事二名を以て救護班一班を組織し、二十一日午後出發にて、新竹州竹南郡下に急派せられたが、本班は、二十二日頭分庄斗換坪、三灣庄三灣及び南庄大南埔にて救療に従事し、二十三日は南庄に移動し、午後に至つて新竹州下を引揚げ、二十四日には臺中州清水街秀水に、二十五日に豊原郡内埔庄下后里及び圳寮に移動救療に従事し、翌二十六日午後歸北したのであるが、兩州下を通じて救療した傷病者数は約三百六十六名であつた。

日本赤十字社臺灣支部救護班

日本赤十字社臺灣支部か

らは醫師三名、看護婦十三名、看護人、書記各一名を以て、赤十字救護班を編成して、二十二日午後出發して新竹州苗栗郡下に急派されたのであるが、本班の看護婦中三名は苗栗街に於て、其の他は銅鑼庄鷄隆に於て救療に従事したのであつた。更に四月二十七日には交代の爲醫師三名、看護婦七名を別に派遣して、先に派遣した醫師三名、看護婦三名は同日引揚げ歸北した。その後引續き診療に従事中の醫師二名、看護婦四名、書記一名は五月一日午後引揚げ、殘餘の醫師一名、看護婦三名、看護人一名は五月四日に引揚げ歸北した。

尙別に、四月二十二日午前中に、醫師三名、看護婦十五名、看護人、書記各一名を以て救護班一班を編成して、臺中州豊原郡下に派遣したのであるが、本班は、内埔庄屯子脚に到り、三分班に分れ、醫師一名、看護婦二名を以て一分班とし、即日大甲郡下に赴き、他の二分班は、豊原郡下

の、内埔、神岡の兩庄に於て診療に従事した。

神岡班は、醫師一名、看護婦三名、内埔班は醫師一名、看護婦十名、看護人及び書記各一名を以て編成されてゐたが、二十七日の午後、各分班の醫師三名を交代し、三十日に神岡班は、神岡を引揚げて内埔班に合併し、五月一日に醫師一名、二日に看護婦二名、六日に醫師一名、看護婦三名何れも引揚げ、八日に殘員全部引揚げて歸北した。

大甲郡下に派遣された本班は、二十三日午後二時から清水街大突寮に於て救療に従事し、二十五日午後清水街に移動、更に二十六日午後、内埔班に合して救療したのであるが、五月八日に引揚げて歸北した。

本班は、新竹州下に於ては約一千六百名、臺中州下に於ては約三千六百名、合計約五千二百名の傷病者を救療した。

日本赤十字社本部救護班 日本赤十字社本部から派遣された醫師三名、看護婦長二名、看護婦十五名及び書記一名を以て編成された救護班は、四月二十七日午後、新竹州苗

栗郡苗栗街に到着、同地の假病舎に於て救療に従事したのであるが、五月十三日に引揚げ歸京した。

基隆市役所救護班 基隆市役所からは、醫師三名、看護

婦三名を以て救護班二班を編成、二十四日午後出發にて、一班は苗栗郡下に、他の一班は、竹南郡下に派遣されたのであるが、苗栗の一班は頭屋庄老田寮に於て救療に従事して翌二十五日午後引揚げ、竹南の一班は、頭分庄頭分に於て救療に従事して二十六日午後引揚げ、何れも歸任したのであるが、救療者数は、兩班で約百三十名であつた。

臺中市役所救護班 臺中市役所からは、看護婦四名を以て救護班一班を編成して二十一日午前豊原郡下に急派したが内埔庄屯子脚に於て救護に従事し同日午後引揚げた。

臺中市醫師會救護班 臺中市醫師會からは、醫師十名、看護婦五名、助手三名を以て救護班を編成し、二十一日午前出發にて、一班は内埔庄屯子脚に、他の一班は清水に於て救療に従事して午後引揚げた。

臺北市本島人醫師會及び青年團の救護班 臺北市の本島人醫師會員二名及び、大稻埕青年團員十三名より成る救護班は、二十六日午後出發して、新竹州苗栗郡下に至り、二十七日は公館庄公館に於て、臺北醫院の救護班に合流して救療に従事したのであるが、同日午後引揚げ歸北した。救療した傷病者数は、約二百五十名であつた。

東勢街公醫班 臺中州東勢街の公醫二名は、二十一日、新竹州卓蘭に急行して救療に従事したが、二十二日正午に引揚げた。救療者数は約百八十名であつた。

派遣された救護班員は、いづれも、不眠不休の活動を續け、殊に激震地にあつては、宿るに家屋はなく、假小屋或は天幕の中に、携帯して行つた毛布に身を包んで漸くに夜露を凌ぎ、食料に乏しく、且つその供給すら不十分である困苦を忍び、全く獻身的努力を捧げた事に依つて、震災地の傷病者に對する應急措置は、四月二十四日迄に、殆ど完了したと見て差支へない。尙引續き、救療に従事したい事

であるが、應急救護班は何れも、火急に應ずる覺悟を持ち、本職を抛つて、連日不眠不休の努力を傾倒して傷病者の處置に盡力したものであつて、之を永續させることの出來ないことは自明の理であり、また震災に於て、救療を要する者の大部分は、外科的傷害者である。従つて、一應の救急處置を受けた後は、その治療に適切な、繼續的施設を必要とするのである。故に、新竹、臺中兩州下に互り、四月二十

七日から五月八日に至る間、右様の施設として、假病舎、診療所、分診所等の設置を見、それと共に、救護班員は漸く茲に任務を果して、或は歸任し、或は引續き假病舎又は診療所に留まつて尙も救療に従事したのであつた。

關係當局、軍部、警察官、その他の團體及び救療班の、不眠不休、至れり盡せりの救護ぶりに對しては、罹災者は勿論のこと、本島人一般に感激を等しくしたところであり、特に赤十字社本部班の懇切な救護に對して、患者、附添人何れも感激措く能はざる有様であつた。

山村僻地の罹災民は、生活程度が頗る低く、醫術等に對しては無理解の爲に、外科的手術を怖れ、逡巡するやうな傾きがあり、無料救療に對しても、後日に至つて多額の治療費を請求せられるのではないか、といふ危惧の念を抱いて、施療を肯んじない者が最初は相當數あつたが、それ等は、四圍の情勢から、杞憂であつたことが解り、喜んで施療を受けるやうになつた。

救療の障害をなした者は整骨術者であつて、無知な傷病者に對し、怪しげな塗布藥を宣傳し、又施術したりしたのであつたが、之等に對する取締は、警務局長の通牒をもつて、特に嚴重にしたのであつた。

救療上民衆ノ指導ニ關スル件（五月四日）

震災地ニ於ケル傷病者ノ救療ニ關シテハ着々進捗ヲ見ツ、アル次第ニ有之候處由來本島人間ニ於テハ久シキ慣習ニ依リ漢藥ニヨル治療ヲ過信シ甚ダシキニ至テハ各種迷信的行

南		竹					郡東竹				派遣地	醫師、看護婦、其他
三灣庄	造橋庄	後龍庄	同尖山下	頭分庄	同中港	竹南庄	寶山	娥眉	北埔	竹東		
衛竹 醫師 二	衛竹 醫師 二	衛竹 醫師 二	衛竹 醫師 一		衛竹 醫師 一	衛竹 醫師 一	衛竹 醫師 一	衛竹 醫師 一	衛竹 醫師 一	衛竹 醫師 一	四月二日	醫師、看護婦、其他
保簡 其他 三三	同上 醫師 二	同上	同上	橘竹 醫師 一	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同日	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同日	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同日	
同上	同上	同上	同上	同市基 醫師 二	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同日	
同上	同上	同上	同上	同衛竹 助 手 二	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同日	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同日	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同日	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同日	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同日	

苗					郡					派 遣 地
同 老 田 寮	頭 風 庄 屋	苗 栗 街 栗	苗 街 栗	苗 街 栗	同 田 尾	同 南 庄	南 大 庄 南 埔	三 灣 庄 大 河 底	三 灣 庄 大 河 底	
	衛竹 (醫師 一)	支赤 婦 三	衛竹 (醫師 四)	同	衛竹 (醫師 一)	衛竹 助 手 二	衛竹 助 手 二	衛竹 助 手 二	衛竹 (醫師 三)	四月二十日
	同	同	同	同	同	同	同上	同上	同上	同二十三日
	同	同	同	同	同	同	同上	同上	同上	同二十三日
	同	同	同	同	同	同	同上	同上	同上	同二十三日
	同	同	同	同	同	同	同上	同上	同上	同二十四日
	同	同	同	同	同	同	同上	同上	同上	同二十五日
	同	同	同	同上	同	同上	同上	同上	同上	同二十六日
	同	同	同	同上	同	同上	同上	同上	同上	同二十七日
	同	同	同	同上	同	同上	同上	同上	同上	同二十八日
	同	同	同	同上	同	同上	同上	同上	同上	同二十九日
	同	同	同	同上	同	同上	同上	同上	同上	同三十日

醫師、看護婦、其他

竹東郡			派遣地	大湖郡						派遣地	
峨眉	北埔	竹東街		卓蘭庄	獅潭新店	同校栗林	大湖庄	大湖湖			
衛竹	衛竹	衛竹	醫師、看護婦、其他	班勞東	衛竹	衛竹	衛竹		衛竹	四月二十一日	醫師、看護婦、其他
醫師	醫師	醫師		醫師	醫師	醫師	醫師		技師	同二十三日	
同	同	同		同	同	同	同	兵步	同	同二十五日	
上	上	上		上	上	上	上	計撥看軍 手兵兵長 一六四二一	同	同二十五日	
同	同	同		同	同	同	同	同	同	同二十五日	
上	上	上		上	上	上	上	上	上	同二十五日	
同	同	同		同	同	同	同	同	同	同二十五日	
上	上	上		上	上	上	上	上	上	同二十五日	
同	同	同		同	同	同	同	同	同	同二十六日	
上	上	上		上	上	上	上	上	上	同二十七日	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同二十八日		
上	上	上	上	上	上	上	上	上	同二十九日		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同三十日		
上	上	上	上	上	上	上	上	上			

郡 南 竹												寶山	
同 田 尾	同 南 庄	南 大庄 南埔		同 大河底			三灣 三庄 灣	造橋 造庄 橋	後龍 後庄 龍	頭分 頭庄 分	同 中 港	竹南 竹庄 南	寶山
衛竹 醫師 一	衛竹 醫師 一	衛竹 醫師 二	生更 婦醫師 二	衛竹 醫師 二	樂生 醫師 二	局務 醫師 一	衛竹 醫師 一	衛竹 醫師 一	衛竹 醫師 一	衛竹 助醫師 二	衛竹 醫師 二	衛竹 醫師 一	衛竹 醫師 一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同上	同上	同上	同上
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	助醫師 二	助醫師 二	上	上
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
上	上	上	上	醫師 一	上	上	上	上	上	助醫師 一	上	上	上
同	同	同上	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	醫師 一	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同上	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	助醫師 一	上	上	上
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同上	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	助醫師 二	上	上	上
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上

郡			甲			大			派遣地
龍井庄	外埔庄	沙鹿庄	同大庄	梧棲街	同大突寮	同秀水	清水街	清水街	
中醫師一	中醫師二	中醫師三	嘉義醫師二 嘉義醫師四	中醫師一	其他二	中醫師三	中醫師二	中醫師二	中醫師二
同上	同上	同上	同上	同上	赤支醫師二	中醫師一	嘉義醫師二	嘉義醫師四	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	其他醫師三	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	其他醫師三	筒保醫師一	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	赤支醫師二	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	其他醫師四	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	其他醫師五	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上		同上	同上	同上

醫師、看護婦、其他

救護篇

原				豐			
同 四塊厝	同 中和	同 公館	同 七塊厝	同 月眉	同 舊社		內埔 屯子脚
雇婦醫師 一五四	雇婦醫師 三二	雇技婦醫師 三一六	雇婦醫師 三二七	雇婦醫師 三二七	中衛醫師 二二三	中衛兵卒 六四一	中隊軍醫長 一一
		南衛醫師 三一六		中衛其他師 二〇	雇婦醫師 二〇一	赤支 同上	中隊其他 三三七
		同上		同上 其他師 〇七	同上	同上	南衛醫師 三二
		同上		同上	同上	同上	同上
		同上		同上	同上	同上	同上
		南衛技婦醫師 一四一六		同上 其他師 九七	同上		同上 婦醫師 六二
		同上		同上 其他師 七七	同上 雇婦醫師 二二三		同上
		同上		同上	同上		同上
		同上 婦醫師 一一		同上 其他師 七三	同上		同上
		同上		同上 其他師 六四	同上 雇婦醫師 二二三		同上

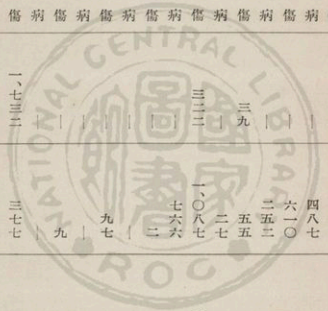
東 勢 郡					郡					派遣地			
石岡庄	同 埤頭山	同 石壁坑	東勢庄	東勢街	同 圳堵	同 新庄子	神岡庄	同 后里	同 中社	內埔庄			
中衛 其他師 二一					中衛 其他師 七五			中衛 其他師 一三〇九		四月二十一日	醫師、看護、縫、其他		
中衛師 一	同上	同上	同上	同上	藥師 一六	高維 四	同上 六	同上 一	赤支 三	兵以 九		南軍 一	同 三
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上	同 三
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上	同 四
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上	同 五
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上	同 六
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上	同 七
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上	同 八
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上	同 九
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上	同 十

郡勢東		郡原豊				郡甲大			派遣地	醫師、看護婦、其他
石岡 石庄 岡	東勢街 石園塔	神岡庄 神岡	内埔庄 屯子脚	赤支 赤支	衛中 衛中	外埔庄 磁庄	沙鹿庄 沙鹿	清水街 清水		
衛中 (婦)醫師 六一	衛中 (婦)醫師 三一	衛中 (婦)醫師 七三	衛南 (婦)醫師 三三	赤支 (婦)醫師 七二	衛中 (其他)醫師 六四	衛中 (婦)醫師 一	衛中 (婦)醫師 一	衛中 (其他)醫師 四一	五月一日	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同 二日	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同 三日	
往石園塔より 診	同上	同上 (其他)醫師 三三	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同 四日	
同上	同上 (婦)醫師 三二	同上 (其他)醫師 三三	同上	同上	同上 (其他)醫師 五二	同上	同上	同上	同 五日	
同上	同上	同上	同上	同上 (婦)醫師 三一	同上 (其他)醫師 九三	同上	同上	同上 (其他)醫師 三二	同 六日	
同上	同上	同上 (婦)醫師 三二	同上	同上	同上 (婦)醫師 三三	同上	同上	同上 (其他)醫師 一五	同 七日	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同 八日	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上 (婦)醫師 五二	同 九日	
同上	同上	同上	同上	同上	同上 (婦)醫師 七四	同上	同上	同上	同 十日	

新竹州診療及轉歸累計 (自四月二十一日至六月三十日)

診		署					診		
別		大	苗	竹	竹	新	地		
計		湖	栗	南	東	竹	療		
		郡	郡	郡	郡	市	種		
		疾負		疾負		疾負		別	
		病傷		病傷		病傷			
同	新竹市	一、五二九	一、四九四	七、二七二	一、九五四	三三二	一、五二九	收	診
私立醫院	新竹醫院	七	七	七	七	七	六〇	容	人
		二五、一四四	四、一六〇	一四、二四七	五、五九〇	一、〇八七	六〇	外	療
		四、二三八	六七七	一、六一七	一、一七八	七六六	二四	來	員
		五、〇四八	八七五	二、五八一	一、二九一	二七七	二四	巡	週
		一七	五	三	九	二	二九	全	治
		一、三八六	一五六	五二二	一、一七一	一三五	二九	死	亡
		四、五三一	六一七	二、五七九	五七二	一三六	六		
		七二	一	三	二〇	二	六		
		四	一	二	一	二	六		

別		地				療				
同	同	同	同	竹南郡	計	同	同	同	竹東郡	計
造橋	頭分	尖山下	中港	竹南		寶山	蛾眉	北埔	竹東	
疾負	疾負	疾負	疾負	疾負	疾負	疾負	疾負	疾負	疾負	疾負
病傷	病傷	病傷	病傷	病傷	病傷	病傷	病傷	病傷	病傷	病傷
一九	一七三二				三三二	三九		四九	二三四	一、五二九
二一六	一五	三七七	九	九七	二	一、〇八七	七六六	二五二	六一〇	四八七
						二七	二五	三三四	三八	六〇
一五	二	四一	一一	一一	二九	二七七	八三	五九九	一三五	二四
三七	七	一七	五	一九	一	一三六	一三五	四	二九	二九
		六					二	一		六



診 療 地 別							署 別			
同	同	同	豐原郡	計	同	臺中市	計	大甲郡	東勢郡	豐原郡
屯子脚	圳堵	新庄子	神岡		私立醫院	臺中醫院				
疾負	疾負	疾負	疾負	疾負	疾負	疾負	疾負	疾負	疾負	疾負
病傷	病傷	病傷	病傷	病傷	病傷	病傷	病傷	病傷	病傷	病傷
一、一九八		一八九	五〇	八、五八五	二、〇九七	六、四八八	一、二、五四八 一一三	一、八一二 六三	一六一	一、九九〇 五〇
四、五六六 五六	四九五	一、二三三 八三	一、八六五				一六、五三二 二五四	五、三二一 一一五	七三三	一〇、四七八 一三九
二、三四二 四	七三二	一、〇八六	七三二				二九、〇五八 一一七	七、七六〇 一一三	一、五四六	九、七五二 四
一、三三三 二〇	五三三	四九三	五五二 二六	三九八	九四	三〇四	五、六九六 一一二	一、一五七 六六	一九六	三、九四五 四六
	四	五	六	二〇	三	一七	八四	二一	二	四一

補助團體

消防組

震災と共に大甲郡清水街清水字西勢一八一番地蔡裕福方より發火したので、直ちに臺中消防組は非常召集を行ひ、午前八時十五分、組員十五名及び自動車ポンプ一臺を清水街に急派して消防に従事せしめたのであるが、家屋十五戸を焼失して午前九時に鎮火した。其の他の震災地に於ては、萬一震災地に火災を起すやうなこともあれば、其の慘禍は恐るべきものありと思慮して、専ら火災の警防に従事したのであつた。

壯丁團

被害關係郡署に於ては、いづれも壯丁團員の非常召集を行ひ、被害地に派遣して罹災者の救護警戒に當つたのであるが、新竹州大湖郡、及び臺中州豐原郡下は、被害特に甚

大であつて壯丁團員中にも罹災者が多數であり、同郡下の壯丁團だけでは警察官を補助して罹災者の救護警戒に従事することの至難な事情のもとに、他の郡署から壯丁團の應援を見たのであつたが、壯丁團は克く警察官の命に従ひ、警戒救護補助の實を擧げて其の功績顯著なるものありと認められてゐる。因に出動人員は三千九百四名、延人員三萬三千九百六十九名に達した。

保

甲

臺灣獨特の行政機關であるところの、各市郡の保甲にあつては、直ちに甲長保正を非常召集して救護對策を講ずるところがあつたが、各街庄の保甲は、いづれも自家の災害を顧みず、各自の街庄吏員の指揮のもとに食糧の配給、流言蜚語の取締、秩序維持等各般に亙つて専念すると共に、自警團を組織して、常に警察官の連絡に當り活動したのであつた。

在郷軍人

新竹州震災地方の在郷軍人中には官公吏が多く、在郷軍人として出勤した者は比較的尠く、出勤者は竹南郡八名、苗栗郡へ新竹分會より應援したもの一七名、大湖郡へ中壠分會から應援したものの三名、計二十八名、延人員百四十六名であつたが、克く軍人精神を發揮して大いに救援に努めたであつた。

臺中州下に於ては、豐原郡下に出動した者、臺中分會から百三十五名、豐原分會から三十七名であつて、大部分は四月二十一日から二十三日迄に亘つて、主として死體の發掘に當り、東勢分會に於ては在郷軍人の非常召集を行ひ、直に石岡に至つて罹災者の救助と收容所の建設等に従事し、何れも分會長は班長指揮の下に統制ある活動を續け多大の裨益をなした。大甲郡には警察官以外に在郷軍人は僅少であつて、震災勃發と同時に所轄派出所員と協力して救護警

戒に従事した。

方面委員

罹災地に於ける方面委員或は社會事業關係者にあつては、それぞれに被害者でありながら、その特殊な立場から、また本來の使命を遂行する責任から、自己を顧みず、負傷者や罹災者の救助に献身的努力を捧げた者が多く、埋葬の世話、重傷者に對する入院の勧誘、貧困者の世帯調査、遺族や窮民の處置等に盡力すると共に、失業者等の面倒を見たのである。臺中州にあつては、罹災地以外の、臺中市、彰化市、鹿港街、員林街、田中庄の方面委員十八名が、手分けして震災地に於て罹災者調査に従事し、四月二十七日には、更に前記の他に、南投、北斗、大甲の諸郡より委員四十名の参加を得て、これを四班に分つて徹底的な罹災者調査を行ひ、五月三日に調査を完了すると同時に、要救護者の世帯が判明するに及んで、その後の救護事務遂行

上、基礎的な、貴重な資料を作製したのであつた。

青年團其他

送分配、救護班補助、道路の整理等に活動したのであり、何れも團長指揮の下に獻身的努力を捧げ多大の功績を挙げたのであつた。

青年團に所屬するもので救援に出動したものの新竹州下四

その他愛國婦人會員、少年團員、青年訓練所生徒、學校

百九十五名、延人員三千三百九十三名、臺中州下七百九十

職員生徒等であつて救護警戒に獻身的活動を續けたものも

七名、延人員一千六百七十九名であつて、一部死體の發掘

多かつた。

に従事したのもあるが、大部分は、炊出し或は糧食の輸

補助團體配置表

區別	消防組		壯丁團		在郷軍人		青年團		其他		計		記事
	人員	延人員	人員	延人員	人員	延人員	人員	延人員	人員	延人員	人員	延人員	
新竹州	八		八		八		八		八		八		
臺中州													
合 計	八		八		八		八		八		八		
新竹州													
新竹市	八		八		八		八		八		八		
新竹郡	八		八		八		八		八		八		
新竹州													
新竹市	八		八		八		八		八		八		
新竹郡	八		八		八		八		八		八		
合 計	八		八		八		八		八		八		
新竹州													
新竹市	八		八		八		八		八		八		
新竹郡	八		八		八		八		八		八		
合 計	八		八		八		八		八		八		

區別	消防組		壯丁團		在鄉軍人		青年團		其の他		計		記事
	人員	延人員	人員	延人員	人員	延人員	人員	延人員	人員	延人員	人員	延人員	
竹東郡			一一二	二、七五			一八	六七			二二九	二、八五	自警團二七八名 庄吏員一名 保甲九五名 學校職員生徒一名
竹南郡			四三三	五、三〇〇	八	五三	六〇	五〇	三九五	五、八〇	九〇四	二、七六	
苗栗郡			八四三	二、四七	一七	七六	四六	九八	三五一	二、〇八	一、三九	二、五八	自警團二九名 佛教婦人會一〇四名 勞力奉仕團一五名 甲役員八五名 學校職員生徒一七名 愛婦一名
大湖郡			二九七	二、六〇	三	一八	七	三五	二、二六	五、五〇	二、五三	八、一七	保甲二、二三六名
臺中州			八										
豐原郡			三三五	三、四二	三七	九一	一〇三	四二	一三八	三九六	六三三	三、三三	豐原少年團一八名 同婦人會一〇名 青年訓練所一三名
大甲郡			九九二	五、一三	二	一五	一〇三	六九	五八	五八	一、一三	五、二七	清水婦人會三四名 大甲婦人會二四名 臺中愛婦一九名
東勢郡			一三六	一、七六	一八	五	一三	六九	二五	一、九	一、三	五、二五	東勢國民農林學校生徒二五名 土牛公學校兒童三〇名 保甲人夫二〇〇名
計			一、四八三	九、三三	六七	一五七	二九三	一、六五	四五一	三、六七	二、一九四	二、一〇	
豐原郡			三五五	三、四三	三七	九一	一〇一	四二	一三八	三九六	六三三	三、三三	豐原少年團一八名 豐原婦人會一〇名
臺中市			七四	二、八一	一五	一八七	八	八	一三	二五	一〇四	四、八	青年訓練所一三名

備考 △印は他郡よりの應援人員を示す

總計	東勢郡	臺中市	彰化郡	員林郡	大甲郡	新高郡	南投郡	北斗郡	員林郡	彰化郡	大屯郡	彰化市
二〇、西〇、九、七	一、三六	九、九三	一、三六	九、九三	九、九三	一〇	四、四〇、六	四、四〇、六	五〇	九〇	一、七三	八二
一〇、九、七	一、七六八	五、一三三	一、七六八	五、一三三	五、一三三	五〇	一〇、六	一〇、六	一〇〇	二、〇	三、九	一、七四
一〇〇	一、八	二二	一、八	二二	二二	一、七三						
三、四	五、一	二、五	五、一	二、五	二、五	二、七六						
七、九、七	一、三三	一、七二	一、三三	一、七二	一、七二	五、四			三、七	三、三		三、四
一、六、九	六、八四	一、七二	六、八四	一、七二	六、八四	八、二四			三、七	三、三		四、四
四、八、三	二、五、一	七、七	二、五、一	七、七	七、七	一、五二						
二、四、二	一、九二	一、九	一、九二	一、九	一、九	四、三						
三、五、六	五、三	一、九	五、三	一、九	一、九	一、七、五			一〇	五、六	三、六、七	二、一、五
二、五、一	四、四、四	五、三、九、六	四、四、四	五、三、九、六	五、三、九、六	五、五、四			一〇、六	二、六	五、二、七	二、八
	保甲人夫二〇〇名	東勢國民農林學校生徒二五名 土牛公學校兒童三〇名				清水婦人會三四名 大甲婦人會二四名						

罹災者救助總表

區別	罹災者數	收		炊		出		現品給與	
		人員	延人員	人員	延人員	人員	延人員	人員	延人員
新竹州	三〇五、七〇一	三五、九四五	四六、八三三	一三、九五三	五九、一三三	五四、三六七	四五、七三六	四五一、三九七	四五、七三六
臺中州	九五〇	二一、〇〇五	一五、九三三	二五、三四六	七六、六三六	四三、五七七	四五一、三九七	四五一、三九七	四五一、三九七
合計	三〇六、六五〇	四六、九六〇	六二、七六六	三八、三〇九	一三七、七六九	九八、九一四	九〇七、〇九三	九〇七、〇九三	九〇七、〇九三

備考

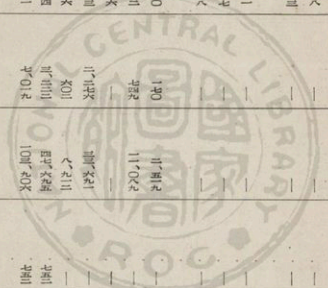
- 一、罹災者には即死者を包含せず
 二、×印は蕃人を別記したるもの

罹災者救助細別表

新州 新竹市 新竹郡 香山庄 舊港庄 新埔庄 新西庄 關西庄 六家庄	罹災者數	收		炊		出		現品給與	
		人員	延人員	人員	延人員	人員	延人員	人員	延人員
	八、八二一	一、三五六	一五、五九四	三五	一、一七六				
	三								
	一五								
	五								
	二								
	三〇七								

教 護 篇	三頭竹	竹計	峨寶北橫芎竹	竹計	龍大	大計	楊中中	紅湖
	灣分南	南	眉山埔山林東	東	潭溪溪	溪	梅壩壩	毛口
	庄庄庄	郡	庄庄庄庄庄	街郡	庄街郡	郡	庄街郡	庄庄

107,101	11,181	10,167	29,919	6,644	6,256	9,033	3,264	3,211	3,000	8	7	1	3	8	15	543		
7,667	1,779	3,754	910	3,333	110	2,276		792	170									
0,111	7,190	5,046	10,904	4,765	8,922	33,691		11,022	2,319									
0,111	1,150	2,649	3,753	7,533														
3,333	7,133	7,289	2,692	2,692														
2,792	4,565	3,855	9,624	4,955	3,734	3,588	2,19	1,47	311									
1,954	3,955	2,649	8,752	6,910	8,060	5,064	2,150	1,471	1,882									



郡市街庄別	罹災者數	收		容		炊		出		現品給與	
		人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員
造橋庄	七、八七六	一、二五〇	一六、四八五	八五〇	二、七〇〇	二、二四一	一五、六六七				
後龍庄	一八、五三七	三、四九五	五四、九五〇	二、三六〇	六、八二〇	四、一三三	三〇、三三三				
南庄	二二、七六四	一、四八六	三三、六八五	七九五	二、五〇〇	三、五六五	二二、五五一				
計	三七七	—	—	—	—	—	—				
街庄を置かざる蕃地	七、九一三	二二、三三三	二〇五、五六六	九、九六四	二九、八九三	二〇、九四二	一四七、九三四				
苗栗郡	三七七	—	—	—	—	三七七	—				
頭屋街	七、六〇九	五、二五三	四七、三三五	七五三	四、五九七	四、三六一	四四、六四七				
公館庄	七、一七七	三、一〇一	三三、一三四	三五〇	一、四〇〇	三、九一〇	四三、五九七				
銅鑼庄	一七、七七一	四、六五四	四一、八八七	一、二五〇	一、三六三	一、七三九	三〇、七三三				
三叉庄	一三、〇九六	二、二九三	三六、五三一	二〇〇	一、五〇〇	一、九五〇	二七、〇八七				
苑裡庄	七、四〇九	—	—	—	—	六、六九六	一七、六三四				
通霄庄	二、三三五	—	—	—	—	—	—				
四湖庄	五、〇〇〇	一、三三三	—	—	—	—	—				
計	八、三七八	—	—	—	—	—	—				
大湖郡	六、六九五	一四、四三四	一三〇、二一八	二、五五三	二〇、八八〇	二〇、四一七	一六九、五八一				
獅潭庄	一三、三三三	—	—	—	—	—	—				
卓蘭庄	六、七三三	三、四四〇	六六六	二二〇	三、〇〇〇	一、五二〇	三三、〇〇〇				
蕃地	七、九三三	—	—	—	—	—	—				
計	五七九	—	—	—	—	—	—				

救護篇	臺中										合計							
	沙鹿庄	大安庄	外埔庄	大甲街	梧棲街	清水街	大甲郡	蕃薯地	石岡庄	新社庄		東勢街	潭子庄	大雅街	豐原庄	內埔庄	神岡郡	豐原郡
	一三、六六一	三、三四五	四、五三五	三、六六七	九、六九五	二八、七四一	二四、三三七	四、七〇三	四、一九六	二、九六三	五三、八九六	一、四二二	一六、五二九	一六、八七六	一六、三三七	二六、九四七	二六、九四七	二六、九四七
	一、四〇	五三七	一、四七〇	一、二五五	三、五三〇	一、〇一〇	九二八	—	五七八	二四八	八〇六	—	—	三二	四七五	五、四九五	八四	八四
	二、〇三〇	八、九五九	一、九三八	九、八二六	五、九三〇	一六、七五五	二、三四四	—	五、八四六	五、九六〇	七、二六五	—	—	三、八四〇	三、四四五	四、八三三	一、六二六	一、六二六
	九五三	—	六〇一	—	一、九五	六七〇	九三	—	九三	—	一九、八六六	—	—	二、二〇〇	七、六三六	三、九三三	四、四九九	四、四九九
	六、六六三	—	四、二九四	—	三、三三五	七、五六六	二、九四四	—	二、九四四	—	五〇、八二四	—	—	三、五三三	一、五二二	五、一三三	四、四〇〇	四、四〇〇
	二、〇四一	八〇八	四八四	一、九三七	二、〇四五	七、〇九一	六、四五六	—	四、五〇二	一、七二〇	三〇、八五三	—	—	二、二五〇	七、六三六	三、七六五	三、七六五	三、七六五
	一九、四六三	八、〇三六	三、二二〇	一八、九六三	五、〇〇〇	八、四七六	六、四三九	—	三、三三八	三、九四八	一、五、二六四	—	—	二、〇、四四	八、四、七四	四、七六六	四、七六六	四、七六六

合計	彰化	大屯	西屯	南屯	烏日	霧峰	大里	彰化	鹿港	和美	線西	秀水	花壇	合計	縣市	街庄別	罹災者數	收容				現品給與				
																		人員	延人員	炊員	延人員	人員	延人員			
二四八、六九九	二七	二八	三三	一六	四六	七	七	七	七	七	七	七	七	二〇	一、五二一	市	龍井	九、七七一	一、〇〇〇	五、四一〇	二五〇	二、〇〇〇	六、三二七	一、五二七	四、五七〇	四、五七〇
二〇〇, 二〇〇																市	肚	九、七七一	一、〇〇〇	五、四一〇	二五〇	二、〇〇〇	六、三二七	一、五二七	四、五七〇	四、五七〇
一六、六三三																市	庄	四、四一六	一、〇〇〇	一七〇	六〇〇	二九	一、九	一、九	一、九	一、九
二五、二四																市	庄	四、四一六	一、〇〇〇	一七〇	六〇〇	二九	一、九	一、九	一、九	一、九
六、六六																市	庄	二、四八六	一、〇〇〇	一七〇	六〇〇	二九	一、九	一、九	一、九	一、九
四、五七																市	庄	一、五二七	一、〇〇〇	一七〇	六〇〇	二九	一、九	一、九	一、九	一、九
四、五七																市	庄	一、五二七	一、〇〇〇	一七〇	六〇〇	二九	一、九	一、九	一、九	一、九

警 備 警 戒

警 備

地震による被害が豫想外に甚大であり、餘震は頻々と至り、人心は昂奮混亂してゐる際、流言蜚語の流布又は窃盜等の犯罪を敢行するもの、或は不逞分子の策動等なきを保證しがたい情勢にあつたので、總督府警務局にあつては急速震災地に救援隊を派遣し、震害の程度に應じて適宜に警察官の配置を行ひ、警戒警備を嚴にすると共に、民情の査察に努め、一方、軍隊 市街庄吏員、補助團隊等とも、相協力して、晝夜兼行、屍體の發掘收容、負傷者の應急手當及び罹災者の救助等の應急措置に當らしめると共に、秩序の維持、民心の安定に意を用ひて治安保持上遺憾なきを期したのであつた。

民 情

初震後、引續く餘震と、交通機關の杜絶とによつて、一時民心は不安に陥り、再び強震來る等の流言が流布せられ、安全地帯に逃避するもの、野宿するもの等が多かつたが、各機關の復舊に伴ふて、民心は漸次鎮靜して行つた。

地震に對する人民の言語を綜合して見ると、今回の被害が本島側に大部分を占めたのは、その居住家屋の耐震力が極めて薄弱な爲であるから、災禍に鑑み、家屋の建築様式を改革する必要がある。

道路が狹隘な爲、避難の場所が無くて死傷したものが尠くない且つ震災後の救護に當つても、道路網の完備しない僻地では、救護員の派遣或は物資の輸送に多大の困難を來した事實に徹し將來道路網を完備する必要がある。

地震は天の與へた試練であつて、擧つて復興に努力し、今後災害時の準備と訓練とを必要とする。

今回の震災に際し、現地に於ける州、郡當局、軍隊、警官、其他各團體の活動に對しては、罹災民は勿論、一般本島人に於ても其救護の手が敏速適切であつた事及び治安維持の完全であつたことを衷心から感謝して居り、殊に救護、救助、治安維持、罹災救助基金の非常支出、租税の減免等總督府、州、軍部が一絲亂れぬ統制の下に、應急措置並びに救護對策を講じ、急速に復興に着手した事に痛く感動する者が多かつた。

長くも 天皇 皇后兩陛下におかせられては深く 御軫念遊ばされ、特に侍從の御差遣並びに御内帑金御下賜の御沙汰を拜したることにより、島民の恐懼感激は一方ならぬものがあつた。更に各宮家、滿洲國皇帝陛下よりの救恤御下賜金を始め奉り、内地各地より續々救恤金の醸出があつたが、斯様な事は日本領土以外では見る事の出来ない現象

であつて、今回の如き、被害が殆ど本島人に限られてゐるに拘らず、憐憫、救護の手を延べられたことは誠に感激に堪えない所であるとも稱してをり、本島統治上に對しても亦、多大の好結果を齎すものと考へられる。

流言蜚語取締

流言蜚語を發することによつて、不測の事態を醸成することを慮り、總督府に於ては、即時、各州廳に通達をもつて之が取締の勵行を爲さしめた。

被害地たる新竹、臺中兩州では、震災當初に於て多少の流言があつたので、之等に對しては十分な調査を遂げ、違反者に對しては適當な處分（臺灣遠懲例に依り處分したものの新竹州七名、臺中州七名計十四名）又は嚴重戒告を加へる等の取締を爲すと共に、一般民衆に對しては極力不安の除去に努めたのと、新聞記事、ラヂオ放送等に依つて、災害狀況が周知されたので、地震の翌二十二日には早、人心の安定を見るに至り、流言蜚語は殆どその跡を絶つた。

流言蜚語の一部

新竹州

△新竹州香山方面では、鹽水港溪下流より海岸に至る間、所々に温泉地帯の如く泥水が噴出した箇所があつたのを見て、引續き強震の襲來を受けるのではなからうかと言ふものがあつた。

△新竹州下舊港方面では、今朝の如き大地震は五百年に一回あるものであつて、或は本島が陥没する前兆ではないかと憂慮してゐるものがあつた。

△大湖郡は交通通信機關が一時全く杜絶し、災害も相當甚大であつたが、震災のこの紛擾に乗じ、土匪約四十名蜂起し、掠奪を恣にし、人心の恐怖極度に達してゐる、之が救済及び匪賊討伐の爲、警察官並びに軍隊が出勤して目下討伐中であると言ひふらす者があつた。

△新竹北門外媽祖廟附近に蝟集してゐた群衆中に、今回の強震は「洪朝和曾孫堂燕通書便覽」に既に記載してあり、且つ二十一日午後九時三十分頃再び強震ある旨も記載してある、と語つたものがあつた。

△震災の原因は竹南郡下錦水の瓦斯爆發に因るものであらうと風評する者があつた。

臺中州

△四月二十一日夜各郡市共通的に「臺中測候所の通報にて(二十一日夜)十二時迄更に強震あるべし」との流言が流布せられ同夜は屋外に野宿する者が相當多數に上つたが、前記通知なるものは全く虚構であつて、根據なき旨を周知せしめ、之が安定に務めたので、又幸に十二時過ぎの餘震は微弱であつて、其後何等の異變がなかつたため、漸次沈靜に復した。

△大甲郡下の鐵針山と稱する山に昔より曾て渴水したことのないう古井戸(鄭成功が掘鑿したといふ)があるが、約一週間前この井戸が渴水した。之は今回の震災の前兆であらうと言ふ者があつた。

△今より約五百年前支那皇帝額間に劉伯份なる人があつて、今年及び來年は極めて穩かならざる年で、地上の善惡を清算する年で、善人のみを活かし、惡人全部を滅亡せしめる年であると豫言してゐる、と言ふ者があつた。

△臺中市内旱溪媽祖廟の媽祖祭は毎年舊三月一日より大屯郡下を中心として十八字(十八庄)を巡察する慣例であつたが、今年度は流行性腦炎が出たため當局より中止され、舊四月一日に延期されたので、該媽祖の怒に觸れて震害を蒙つたものであらう。

うといふ者があつた。

△(四月二十一日)十二時頃、今朝より大なる地震があり、皆一層警戒を要すると支那の曆に書いてある、とて、旱溪地方部落民間に喧傳された。

△今より約二、三週間前、臺中市では北港の媽祖を迎へてお祭りを舉行したので、幸に震災を免れることができたが、之に反して、大甲郡下或は豊原郡下では、媽祖を迎へて祭らなかつたため斯くの如き甚大なる災害を蒙つたものであらう、と言ふ者が多かつた。

△大甲、豊原、東勢では死者千数百名に上る被害の趣であるが彰化市では死者僅かに二名の被害に止つたのは、これ正しく日頃市民の尊崇厚き媽祖様の御加護に由るものであつて、本年は恰も二十年に一度の北港媽祖廟参拜に當り、此靈顯を眼の邊りに拜し感謝に堪えぬ、と言ふ者もあつた。

△東勢郡一部民間に於て二、三日前大甲溪の水音に變調あるを知つたが之は恐らくこの強震の前兆だつたのであらう云々といふ者があつた。

△大甲郡清水街方面では一般老人間に「末朝尾」なる流言が流布されたが、其の意義は、強震再び襲來し、老人は此の際全部

死滅するであらうといふのであつた。

暴利取締

物資の缺乏、困憊の機に乗じて、暴利を貪らんとする奸商が出る憂ひがあつたので、即時取締を勵行し、震災地及び附近の都市では、豫め商工團體又は食料品、復興材料等を販賣する商人に對して警告を發し、價格の吊上げ又は賣惜しみ等の防止に努めた結果、米穀、煉瓦、棺桶、其他の商品に多少の騰貴を見た程度で、その他のものには大きな變動はなかつた。

臺中州では、特に暴利として處分すべきものはなかつたが、新竹市では、災害前一萬枚三十五圓の臺灣瓦を、震災後百圓の割合で販賣したものの一名、其他竹東、竹南、苗栗でも、七、八割以上の高利で販賣したものがあつたので相當の處分を加へたのが、一般商人に對して警戒となつたものと思はれる。

火災取締

震災に伴ふ火災の危惧を慮つて、特に之が豫防警戒に留意したところであつたが、震災地に於ける建物は多く土角又は煉瓦造である爲、地震と同時に火災を起したのは大甲郡清水街の一箇所止まつたのであるが、罹災者收容所、其他、假設建物中には可燃性の材料が多く、殊に夜間照明用として「カンテラ」、蠟燭の裸火を使用した箇所も多く、且つ罹災者は初震以來頻々たる餘震の都度、何物も顧みず屋外に遁避することゝて、何時火災を惹起するやも測り難い状態にあつたので、消防組員、壯丁團員及び青年團員等とも協力して、之が豫防警戒に當らしめ、一方保甲役員の口達、或は宣傳「ピラ」等によつて、一般民衆の警火思想喚起に努めた結果、特記すべき火災はなかつたが、新竹州下で小兒の弄火其他に因る避難小屋の火災二件、六戸焼失し、臺中州下では、罹災に基く精神異常者の放火事件一件があつたが大事に至らず鎮火した。

交通取締

新竹州下の苗栗、大湖間及び頭分、南庄間の道路は、山崩れのため自動車、汽車共に運行不能となり、就中苗栗、大湖間は被害が最も激甚で、一時は徒歩連絡すら困難な状態であり、救援隊員の派遣及び物資の輸送上大支障を來したので、専ら復舊工事の急務を督勵すると共に、保甲役員、壯丁團員、青年團員等を出動せしめて、危険家屋、其他交通上の障礙物を撤收せしめ、交通の便を計ると共に之が事故防止に努めた。

鐵道海岸線及び臺中線の一部復舊後も、兩線間の連絡がなく、旅行者の不便は勿論、避難民の輸送其他にも支障があつたので、苗栗、後龍間に乗合自動車を臨時に運行させ、又自動車組合を指導して、自動車の統制を圖り、食糧其他物資の供給上遺憾なきを期した。

臺中州は各震災地共殆ど自動車の便があり、濫りに震災地に出入しようとする者が激増したので、四月二十二日よ

り四月三十日迄、災害地に入出入する者及び諸車は被害者及び被害者と特殊の關係ある者の外は、警務部長の承認を受けた者でなければ出入し得ない様、交通制限を實施した。



備バス、トラック等を州に配備し、輸送の萬全を期した。

其他震災に依り、自動車の需要が激増したので、之に伴ふ營業者の態度及び不當賃銀の請求等を顧慮して、營業者の注意を喚起し、又救援隊員の派遣及び救護用物資輸送用として豫め豫

中川總督の巡視

中川總督は北島拓務省殖産局長と同行して二十四日午前八時三十分臺北驛發にて震災地巡視に出たのであるが、午前十一時五十四分大甲驛着、同驛には震災地に出張中の小



濱内務局長、及び日下臺中州知事等出迎へ、大甲分室に於て日下知事、小濱内務局長より震災地の被害状況を簡単に聴取し、直ちに自動車にて豊原郡后里圳事務所に至り、宗藤郡守より被害状況を聴取し、同所發内埔庄屯子脚に至り、

一家十六名と共に惨死した庄長張堪氏の齋場を訪ひ、張氏の寫眞の前に暫し黙禱をなし、その長男、張銀漢氏にあつき慰問の言葉を述べ、屯子脚部落を巡視したのであるが、滿目荒涼たる情景に、總督は痛心の面持解けず、内埔公學校に至り兒島校長より、職員四家族二十七名の内十三名が壓死、職員も亦二名惨死した瞬間の光景を聴取、網の目のやうに龜裂の入つた後寮をめぐり、鐵筋コンクリート建の校舎がマツチ箱を壊したやうになつてゐるのを見て當時の強震を偲び、それより神岡に入つて小憩、同庄の惨害を眼のあたり見て、更に東勢郡、石岡公學校に至り、原郡守の出迎へを受け、郡下街庄長の挨拶を受け、鄭重な慰問の言葉を述べ、引續き郡守より災害状況の報告を聴取し、同部

落の實況を視察の上臺中に向ひ、百四十五名の負傷者を收容してゐる臺中醫院に歩を運び、津野田院長より震災當時の治療状況並びに其後の経過と衛生施設に付いて聴取し、各病棟を一室一室見舞つた。

翌二十五日は、午前九時二十分臺中州廳に至り、各課長及び高等官を知事公室に召集して、訓示を與へ、十時州廳發、同三十分大甲郡役所に向つたが、滿富郡守は被害調査圖を示して詳細に被害状況を報告するところあり、中川總督は楊肇嘉氏に傷病治療に就て本島人の慣習等を質問の上、郡役所裏の避難民收容所を視察、十一時より清水街の被害地を一巡して、大肚山の墓地埋葬状況を視察し、十一時二十分沙鹿に着、葉煙草收納所の臨時庄役場にて、田村庄長より被害状況を聴取の上、同三十八分同庄發、梧棲街役場に至り、鳥瞰圖によつて照沼助役の説明を聴取の上被害地を視察し、正午同所發、後龍に向ひ、午後一時五十分後龍驛著、直ちに自動車にて、約三百名を收容する第一避

難所、二百二十三名を收容する第三避難所、及び二十五日朝竣功した許りの二十八名を收容し得る重傷患者收容所を視察し、次いで輕傷者治療所に赴き二時四十五分竹南著、郡役所に至り、富田郡守、高原警務部長等より罹災狀況の報告を受け、三時竹南發中港を経て途中頭分に至り頭分公學校校庭の假設病院を視察して午後四時十分新竹州廳着、知事公室に於て内海知事より州下震災の概況報告を聴取、五時四十分新竹州廳を發し、震災當日一家三名の壓死者を出した新竹市北門一七七の家屋、及び元女子公學校跡に建築された新竹市罹災者避難所を巡視の上、六時半驛前塚廻家族館に泊した。

二十六日は、午前七時三十二分新竹驛發にて苗栗に赴き郡役所に於て池田郡守より震災狀況の報告を受け、自動車にて街内を一巡した上、公館、福基、石圍墻等の震災地を巡視し、正午過ぎ郡役所に歸著、午後一時十分苗栗驛發上り急行にて歸北の途に於てあつた。

櫻井拓相代理の慰問視察

拓務省櫻井政務次官は、拓相代理として、震災地慰問視察の爲二十七日瑞穂丸にて來臺、聖旨傳達式に列席し、尙拓相から、臺灣官民に與ふる傳言を發表したのであるが、二十八日午前八時三十分臺北發、王野社會課長の案内にて震災地視察の途に上り、同日は、大甲着、自動車にて、月眉、屯子脚、神岡、豐原、石岡を視察して臺中に泊し、翌二十九日は、自動車にて、清水街、沙鹿、梧棲を視察し、清水驛より新竹州後龍に至り、竹南方面の視察を了へて新竹市に泊した。

三十日は、午前中に竹東方面の視察をなし、午後から苗栗、公館、福基、石圍墻方面の視察をなして新竹市に歸泊し、三十一日は竹南郡尖山下より錦水の視察をして同日午後臺北に歸つた。

皇室の御仁慈

御下賜金

今回の新竹、臺中兩州下にわたる震災の報 天聴に達す

るや、畏くも 天皇 皇后 兩陛下に於かせられては痛く

御軫念遊ばされ、震災地視察御慰問の 思召をもつて入

江侍従を御差遣あらせられ、又罹災者救恤の 思召を以て

金十萬圓御下賜の御沙汰を拜し奉つた次第であるが、

御聖旨の有難きを一般に告示すると共に、兩州の被害の程

度を參酌して新竹、臺中兩州に各五萬圓宛分配し、大體死

亡一〇・〇〇〇圓、重傷六・〇〇〇圓、輕傷一・〇〇〇圓、住家全

壊一・二〇〇圓、住家半壊大破一・〇〇〇圓の標準により頒與

せしめたのであつた。

尙頒與に際しては 御聖旨を傳達の上、萬遺憾なく處理

する様示達したのであつた。

區別	死		重傷		負傷		全傷		半壊大破		頒與額
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	戸數	金額	戸數	金額	
新竹州	一、四三〇人	一四、〇〇〇圓	九五人	四、七五五圓	二、八八八人	三、三三〇圓	一、〇三三戸	一、〇三三圓	五、九四五戸	一三、〇三三圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓
臺中州	一、九七九	一九、七九〇圓	一、五三二	九、〇三三圓	五、七九六	五、七九六圓	五、五五八	六、七〇〇圓	八、八九四	八、六四〇圓	五、〇〇〇、〇〇〇圓
計	三、四〇九	三三、〇九〇圓	二、四八七	一三、七八八圓	八、六八四	九、一二六圓	二、六九一	一三、七三三圓	一六、八四九	二〇、六七三圓	一、五〇〇、〇〇〇圓

御下賜金の分配を受けた兩州、即ち

新竹州 に於ては、管内に告示すると共に、新竹市に於て

は公會堂に罹災民を集めて市尹より、又各郡にあつては、

各街庄役場又は罹災者居住の附近に於て郡守又は庶務、

市街庄別	死亡		重傷		負傷		全壊		半壊及大破		額與額	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	戶數	金額	戶數	金額		
苗栗郡	頭屋庄	六	六〇〇・〇〇	三	一〇〇・〇〇	二	一九一・〇〇	七	四三三	三	二八七・八〇	二、七三・〇
苗栗郡	公館庄	二	六〇〇・〇〇	一	七二五・〇〇	九	七五七・六〇	一、二九四	一、六八二・三〇	九	八八・三〇	六、六五・〇〇
苗栗郡	銅鑼庄	三	三〇〇・〇〇	一	一、〇〇〇・〇〇	三	二七九・三〇	一、三三三	一、七三三・六〇	四	四〇三・八〇	七、〇五五・〇
苗栗郡	三叉庄	九	九〇〇・〇〇	五	二、七五〇・〇〇	一	九〇・〇〇	一、四〇〇・〇〇	一、三三三・六〇	一	一三五・九〇	三、六七・〇
苗栗郡	苑裡庄	三	三〇〇・〇〇	九	四、五〇〇・〇〇	一	四〇・〇〇	一、四〇〇・〇〇	一、四〇〇・〇〇	七	七二五・〇〇	一、〇〇五・〇〇
苗栗郡	通霄庄	五	五〇〇・〇〇	七	三、五〇〇・〇〇	三	三三六・〇〇	七	七三三・〇〇	七	七四八・〇〇	八、九〇・〇〇
苗栗郡	四湖庄	三	三〇〇・〇〇	一	九〇・〇〇	三	二六・〇〇	四	四八四・九〇	四	四四九・〇〇	一、一四六・〇〇
苗栗郡	計	六三	六、三〇〇・〇〇	五九	二一、八四五・〇〇	一、九六〇	一、五五六・〇〇	五、三九四	七、〇二二・二〇	四	四、五五六・一〇	三、四二一・〇〇
大湖郡	大湖庄	八	八〇〇・〇〇	五	二、六五〇・〇〇	二	二二一・〇〇	一、二〇〇・七〇	一、二〇〇・七〇	六	五八三・一〇	三、一七〇・〇〇
大湖郡	獅潭庄	四	四〇〇・〇〇	二	一、三〇〇・〇〇	九	七三三・六〇	三	四四八・五〇	三	二九八・三〇	一、四四五・〇〇
大湖郡	卓蘭庄	一〇	一、〇〇〇・〇〇	六	四、五〇〇・〇〇	一	二〇・一〇	四	四七四	六	六六二・〇〇	二、五九五・〇〇
大湖郡	蕃薯地	一	一〇〇・〇〇	一	七〇五・〇〇	五	四〇・〇〇	一	一一	一	一、四三八・一〇	七、二八・〇〇
大湖郡	計	二四	二、四〇〇・〇〇	一四	一四、一五〇・〇〇	一、九六五	三、九六六・〇〇	一、七六九	二、二九九・七〇	一	一、四三六・一〇	一、四三六・一〇
總計	計	八七	八、七〇〇・〇〇	七三	三六、〇〇五・〇〇	三、九二五	五、五三二・〇〇	七、一六三	九、二四四・九〇	一〇	一〇、〇一二・二〇	一〇、〇一二・二〇

臺中州 に於ては、管内に於ける被害の程度を參酌して、

五月六日午前九時、罹災地各郡守市尹を集めて傳達式を

舉行し訓示を與へたのであつたが、各郡守市尹に於ては、

五月十一日より同十八日迄の間に於て、最寄派出所、街

庄役場、學校、郡役所、公會堂等に於て罹災者を集めて

嚴肅な傳達式を舉行し、具に 聖旨を傳達の上、達示文

を添へて各罹災民に對し、漏れなく拜戴致させたのであつた。拜受者は何れも至仁至慈の 聖恩に感激し、恐懼謹みて拜受したのであつた。

頒與標準は

死者 一人に付
 重傷者 一人に付
 負傷者 同
 家屋全壊 一戸に付
 半壊及大破 同

拾圓
 六圓
 一圓
 被害の程度に依り一圓十錢乃至一圓二十三錢
 一圓

御下賜金の使途に就ては、優渥なる御趣旨を奉體し、死者の遺族にあつては祭祀費に、負傷者にあつては醫療費又は記念品購入に、家屋の倒壊した者にあつては、後日家屋建築の際、主要なる建築材料購入の資金として、或は御下賜金を基礎として記念貯金を開始する者等もあり何れも之が使途については、意義あるやう、それぞれ懸けた。

▲御下賜金頒與表 (臺中州)

市街庄別	人員	金額	人員	金額	人員	金額	戸數	金額	戸數	金額	頒與額
彰化市	二	110.00	三	120.00	一	1.00	九	10.20	101	101.00	125.80
大屯郡	二	110.00	三	120.00	二	2.00	一	1.20	五	5.00	130.00
霧峰庄	二	110.00	三	120.00	二	2.00	一	1.20	五	5.00	130.00
大里庄	二	110.00	三	120.00	二	2.00	一	1.20	五	5.00	130.00
計	二	110.00	三	120.00	二	2.00	一	1.20	五	5.00	130.00

市街庄別		人員	金額	人員	金額	人員	金額	戶數	金額	戶數	金額	額與額
死	亡											
豐原街	三三人	二〇三〇元	六六〇元	一〇五人	一〇五〇元	二九戶	一四五〇元	一四四戶	一、一七二〇元	一、一七二〇元		
內埔庄	九九〇	九九〇〇元	九九七〇〇元	三、九三四	二、九三四〇元	一、六九	二、〇〇〇元	七〇	七〇〇元	七〇〇元	二一九、九九七、六二	
神岡庄	五三三	〇〇〇〇元	〇〇〇〇元	一、七六五	一、七六五〇元	九三	一、二〇〇元	九七	九七〇元	九七〇元	二、一七六、五七	
大雅庄	三	〇〇〇元	〇〇〇元	三	〇〇〇元	三	三、六六	三〇	三〇〇元	三〇〇元	二四三、六六	
潭子庄	一、五八八	〇〇〇〇元	六、二四〇〇元	四、八二七	四、八二七〇元	三、七五	三、三三三〇元	四	三、〇〇〇元	三、〇〇〇元	四〇、〇〇〇元	
東勢街	三三	〇〇〇〇元	一六、〇〇元	七〇	七〇〇元	二六	三、六一〇元	三三	三三〇元	三三〇元	一、〇五五、〇〇	
石岡庄	七	〇〇〇元	〇〇〇元	三	〇〇〇元	一	〇〇元	七	七〇元	七〇元	八、七〇〇元	
新社庄	一	〇〇〇元	〇〇〇元	三	〇〇〇元	三	〇〇元	三	三〇元	三〇元	九、〇〇〇元	
新莊	〇	〇〇〇元	〇〇〇元	三	〇〇〇元	三	〇〇元	三	三〇元	三〇元	二、〇〇〇元	
清水街	三三〇	三、〇〇〇元	三、〇〇〇元	三三	三、〇〇〇元	一〇	一、〇〇元	一、九七	一、九七〇元	一、九七〇元	九、三三五、〇〇	
橋南街	二五	二五〇〇元	二五〇〇元	四	四〇〇元	七	七〇〇元	七五	七五〇元	七五〇元	一、六七〇、〇〇	
大甲街	三	〇〇〇元	〇〇〇元	三	〇〇〇元	三	〇〇元	三	三〇元	三〇元	三、四〇〇元	
外埔庄	三三	〇〇〇元	〇〇〇元	三	〇〇〇元	三	〇〇元	三	三〇元	三〇元	八、八〇〇元	
大安庄	二	〇〇〇元	〇〇〇元	九	九〇〇元	四	四〇〇元	六	六〇〇元	六〇〇元	二、七八〇元	
沙鹿庄	六	〇〇〇元	〇〇〇元	九	九〇〇元	四	四〇〇元	六	六〇〇元	六〇〇元	七、七五〇元	
井里庄	二	〇〇〇元	〇〇〇元	三	三〇〇元	七	七〇〇元	三	三〇〇元	三〇〇元	二、九七〇元	
龍肚庄	二	〇〇〇元	〇〇〇元	三	三〇〇元	六	六〇〇元	三	三〇〇元	三〇〇元	四、七〇〇元	
大龍庄	二	〇〇〇元	〇〇〇元	三	三〇〇元	六	六〇〇元	三	三〇〇元	三〇〇元	四、七〇〇元	
計	四九〇	四九〇〇元	四九〇〇元	四四	四四〇〇元	七〇	七〇〇元	四	四〇〇元	四〇〇元	四、六五六元	

入江侍従御差遣

兒玉拓相は、二十二日、午後一時四十五分宮中に参内して、天皇陛下に拜謁を仰付けられ、臺灣中部大震災に關し奏上申上げたところ、畏くも陛下に於かせられては、種種御下問を給ふた。

兒玉拓相は謹みて左の如く語つた。

「臺灣に於ける今回の震災に就きましては、臺灣總督よりの公電に接しましたので、只今宮中に参内して、天皇陛下に拜謁仰付られ、委曲奏上申上しました所、畏くも陛下に

於かせられましたは、痛く御軫念遊ばされ、種々有難き御言葉を承りました。

聖恩の廣大無邊が、外地蒼生の上に垂れ給ふ、大御心を拜し奉り、只管恐懼感激して居る所であります。」

二十三日午後六時三十分、宮内大臣より、臺灣總督に宛て

「其管下震災の爲被害尠からざる趣被聞食、思召を以て侍從入江相政を差遣はさる」

と電報があつたので、中川總督は直ちに、宮内大臣に宛て左の御禮電報を發した。

合 計	彰 化 郡			
	鹿港街	和美庄	線西庄	秀水庄
一、二九六				
一、九、九〇〇				
一、五、一〇〇	一			
九、九一〇				六〇〇
五、七九六	一	三		四
五、七九六	一、〇〇	三、〇〇		四、〇〇
五、五八八	三	六	三	三
六、七八〇	三、〇六	七、〇〇	三、〇六	一、四〇
八、六九四	四	三、〇〇	一	四、七
八、六九四	四、〇〇	三、〇〇	一、〇〇	四、七〇〇
〇〇、〇〇〇	八、六〇	五、二〇	八、六〇	七、一〇〇

「本島 新竹 臺中兩州下の震災に付 思召を以て入江侍従を御差遣の趣 恐懼感激の至りに堪へず、謹みて御禮申上ぐ

右御執奏を乞ふ

臺灣總督 中川健藏

皇室の廣大無邊なる御仁慈に對し、總督府職員は深く感激して、震災の善後處置に對して一層の努力を期するところがあつた。

天皇陛下に於かせられては、臺灣大震災の罹災民救恤の畏き 思召を以て、二十四日、金拾萬圓御下賜の御沙汰があつたので、入江侍従は御下賜金を捧持して、同日午後三時、渡臺の途についた。

御下賜金の御沙汰を拜した中川總督は、謹んで左の談話をなした。

「今回新竹、臺中兩州下の地震は、其の災害誠に甚大であり、殊に多數の死傷者を出しましたが、畏くも

天皇 皇后 兩陛下には痛く御軫念遊ばされ、實情視察の

思召をもちまして入江侍従を御差遣あらせられ又御救恤の思召を以て御内帑金十萬圓御下賜の御沙汰を拜し 聖恩の廣大無邊なる洵に恐懼感激の至りに堪へぬ次第であります 早速宮内大臣及び皇后宮大夫に御禮の執奏並びに執成方を御願ひ致しますと共に、府報に告示し、且つ地方長官に通牒して、優渥なる 御聖旨を、罹災民は勿論、一般島民にも奉戴せしむるやうに致しました。

由來本島は、屢々多大の災害を蒙つて居るのであります が、其の都度 聖恩を拜しますことは、洵に恐懼に堪へない次第であります。

私は島民と共に此の有難き 御聖旨を奉戴し、罹災民の救護に萬全を期すると共に、罹災地の急速なる復興を圖るべく官民一致協心戮力以て 御聖旨の萬一に副ひ奉らん事を期するのであります」

御差遣の入江侍従は二十七日基隆着の瑞穂丸にて來臺され、平塚長官、石垣警務局長、野口臺北州知事、渡邊要塞

司令官その他の出迎へを受けて直ちに臺北に向はれた。

聖旨並びに御内帑金の傳達式は、同日午後三時三十分から清淨に清められた總督府正廳に於て、嚴肅に舉行された。

これより先、中川總督、平塚長官、各部長、府内高等官一同、威儀を正して待ち申し、やがて枡山祕書課長の案内にて、入江侍従は定刻、式場の席に著き、一同は、侍従を通じて、左の意味の御沙汰を恭しく拜した。

天皇陛下に於かせられましたは、今般臺灣に於ける震災に付深く、御軫念遊ばされ、本官に對し、速に現地に赴き、被害の状況を視察すると共に罹災民を慰撫すべき旨、御下命遊ばされました。又

天皇 皇后 兩陛下には、罹災民御救恤の思召を以て、御内帑金御下賜の御沙汰あらせられ、本官に對し、其の傳達を御下命遊ばされました。本官は畏みて右 勅命並びに御命を拜しまして本日當地に参りました次第であります。之に對して、中川總督より、次の如く奉答申上げた。

今回新竹臺中兩州下の震災に付きましては、優渥なる

聖旨を拜し且つ御下賜金の 恩命に接しまして、恐懼感激に堪へません。罹災民の救助及び復興には全力を擧げて努めて居るのでありますが、尙一層遺漏なく最善の方法を講じまして、復興の一日も速かならんことを期し以て、思召に副ひ奉るやうに致したいと存じます。

右謹みて奉答仕ります。

入江侍従は、平塚長官の御案内にて二十八日朝臺北發、新竹に至り、州廳公室に於て内海知事より、州下の震災情況の報告を受け、市内救護所を視察の上、自動車にて頭分に向ひ、公學校内の假設病院を訪ひ、更に竹南に向ひ、郡役所に於て富田郡守より災害情況を聴き、晝食後苗栗に向ひ、郡役所に於て池田郡守の災害報告を受け、公館庄を経て、福基、石圍墻等の震災甚しき地方を巡視し、四時半苗栗發の汽車にて新竹に歸泊されたが、平塚長官は終始御案内申し上げたのであつた。

二十九日には午前七時新竹發、苗栗より自動車にて、震災直後の難路を大湖に向ひ、九時半大湖郡役所に到着、林警察課長より郡下の被害状況の報告を受け、假設病院に至り、患者に對して一々叮嚀なる慰問の言葉と與へ、庄内を視察の上自動車道を返して後龍に向ひ、同地の罹災民收容所、假設病院等を視察して、午後〇時十五分後龍發にて臺中州下に向はれた。

午後二時彰化市に着、州より差廻しの自動車にて、目下知事案内のもとに一路臺中に向ひ、州廳知事公室に於て、管内震災被害状況に就き詳細なる報告を受けた後、臺中醫院に收容中の重傷者を見舞ひ、千代の家に泊された。

三十日には、午前八時旅館發、大甲郡役所を訪ひ、滿富郡守より震災の模様を聴取の上、ブラック建の避難所に於ける治療状況を視察し、折柄をば降る小雨の中を、同街を視察の上、梧棲、沙鹿、大突寮治療所を視察して十時半、豊原郡神岡庄役場に着、宗藤郡守より報告を受け、庄内の

被害情況、避難所、治療所等を視察して、激震地たる新庄子、圳堵を経て、岸裡公學校にて晝食を取り、午後は后里、月眉、屯子脚、石岡等を経て、震災地の視察を終へられたのであるが、常に、通譯を介して、或は避難所に於て、或は罹災者の集團に對し、慰撫激勵の言葉を與へられた。皇室の有難き御仁慈の程を承つた罹災者達は、皆感激の涙を輝かせてゐた。

下后里の罹災者を見入る侍從



視察後、入江侍従は次の如く語られた。

今度 聖旨を奉じて、災害地の視察慰問に來ましたが、

災害情況が、餘りに甚大であるのに驚きました。誠に同情に堪へません。唯本島の官民一致の協力で、救済事業が敏

速に行はれた爲、民心も平靜となり、醫療も行届いてゐる

所を見て安心しました。特に清水の如き、早くも自力で復

興の兆あるを見て、心強く、頼母しく感じました。

歸京の上は、此の點細かく奏上して 宸襟を安んじ奉り

度いと思ひます。

尙入江侍従は、南部方面を視察の上、五月四日基隆發朝

日丸にて離臺されたのであつた。

各宮家及び王公家御下賜金

今回の震災罹災民救恤の 思召を以て秩父宮、高松宮、

閑院宮、東伏見宮、伏見宮、山階宮、賀陽宮、久邇宮、梨本

宮、朝香宮、東久邇宮、北白川宮、竹田宮の各宮家及び昌

德宮、李鍵公、李鐔公の各王公家より御下賜金があつた。

新竹、臺中兩州下の震災に對する各宮家王公家の御下賜

金三千圓は、新竹、臺中兩州に對して各一千五百圓宛頒與した。

兩州に於ては、夫々州下震災地に於ける貧困兒童救恤基

金として之を州に於て保管し、基金より生ずる收入を以て

罹災地貧困兒童の學用品給與及び給食、不具兒童の保護其

の他兒童保護等の教育救恤に充當し 思召を永へに傳へる

記念事業とした。

滿洲國皇帝陛下御下賜金

新竹、臺中兩州下の震災に對し 滿洲國皇帝陛下より御

下賜金二萬八百六十圓を拜受したので、新竹、臺中兩州に、

各一萬四百三十圓宛頒與した。

兩州に於ては、之を罹災民の醫療救護及び貧困生活者扶

助費に充當して 思召を罹災地に霑渥した。

繼續的救療

震災による死傷者に對する應急處置に一段落を告げた上からは、即ち、屍體に對しては、迅速な處置を要するところであつて、發見次第、檢案を了へて、本島人の慣習に従つて、棺木或は假棺に納めて假埋葬を行ふたのであるが、大體に於て二十二日中に、その他に於ても、二十五日中には完了したのであつて、重傷者に對しては、病院に入院治療をさせるのが第一義ではあるが、新竹州にあつては、震災地から新竹醫院には距離が遠く、道路の破損箇所も多く、患者の擔送は困難であるのと、負傷者が其の土地を離れて入院するのを好まぬ事情等もあつたので、現地に「バラツク」を急造し、或は天幕を張り、その他學校等に假收容し、臺中州は、主として臺中醫院の既設病舎に收容し、又同院構内に「バラツク」を急造して之に收容する外、現地にも「バラツク」を急造し、或は天幕を張り、その他學

校等に假收容したのであつたが、收容しきれぬ重傷者に對しては、巡廻診療をなし、輕傷者に對しては外來の診療を加へ、四月二十四日迄には、應急處置は殆ど完了したのであつた。斯くして屍體の處置、負傷者に對する應急措置を完了した上は、多數の傷病者に對して、相當の期間、救療を行はねばならぬことであり、依つて總督府にあつては、總務長官名を以て兩州知事宛に左の通牒を發して、繼續的救療方法を講じせしめたのであつた。

總務長官

新竹、臺中兩州知事宛

罹災者救療ニ關スル件（五月二日總警第八五號）

本回地震ノ罹災者救療ニ付テハ災害發生ト共ニ各方面ヨリ派遣セル多數ノ救護班ニ依リ救療ヲ行ヒ其ノ成績良好ナルモ今後右救護班ノ引揚後ニ於テモ尙相當期間救療ヲ繼續スル必要有之ト存候ニ付左記ニ依リ計畫ヲ樹立シ著々實施ノ

上遺憾ナキヲ期セラレ度
右及依命通牒候也

記

一、震災ニ依ル重傷者ハ臺中醫院内又ハ特ニ必要アル地ニ

假病舎ヲ急設シテ收容治療スルコト

二、各方面ヨリノ救護班引揚後ニ於テ傷病者多キ地ニハ假

設ノ診療所ヲ設ケ各所ニ醫師、看護婦等ヲ駐在セシメ又

傷病者比較的少數ナル地ニハ右診療所ノ分診所ヲ急設シ

テ今後必要ナル期間（大略二ヶ月以内）治療ヲ繼續スル

コト

三、重傷者收容假病舎ニ於テハ患者ノ治療ハ無料トスルコ

ト

患者及附添一人ニ限り食事ヲ支給スルコト但シ食事ノ支

配ハ適當ナル時期ニ制限又ハ廢止スルコトアルヘシ

收容中ノ患者ニシテ相當資産ヲ有シ自費ヲ以テ官私立醫

院ニ入院治療ヲ受ケント欲スルモノハ有料入院ノ取扱ヲ

爲スコト

診療所及分診所ニ於ケル治療モ無料トス

四、重傷者收容假病舎及診療所ニ配置駐在セシムヘキ醫師

ハ州又ハ當該醫院ニテ選定スヘク不足ナルトキハ警務局

ニ要求セハ詮衡ノ上推薦スヘシ

重傷者收容假病舎、診療所分診所ノ器具、藥品材料ハ州

又ハ當該病院ニテ設備スヘキコト

五、重傷者收容假病舎、診療所分診所ニ要スル經費豫算ハ

至急之ヲ概算シ州ニテ負擔シ得ル額ト州ニテ負擔シ得ザ

ル額トヲ明記シ警務局長宛報告スルコト

六、重傷者收容假病舎及診療所、分診所ノ醫師、看護婦等

配置狀況、診療開始及廢止等速ニ報告スルコト

收容又ハ治療人員、轉歸、救療狀況等ハ別紙様式ニ依リ

日報スルコト但シ本様式ニ依ル日報ハ五月一日分ヨリ之

ヲ爲シ從來ノ診療日報ハ同日ヨリ之ヲ廢止ス

右の通牒に基いて、新竹州にあつては、苗栗、頭分、大

湖、卓蘭の四箇所に假病舎を、又、苗栗郡下の福基、公館、老鷄隆、老田寮、竹南郡下の大南埔、大河底に診療所を設け、臺中州にあつては、臺中醫院の構内に、假病舎三棟を急造した外、豊原郡下の屯子脚、神岡、大甲郡の清水、東勢郡の石圍墻の四箇所に診療所を、又左の十五箇所に分診所を設置して救療を繼續したのであつた。

分診所設置箇所

豊原郡下、七塊厝、舊社、下后里、后里、月眉、四塊厝、

新庄子、圳堵。

大甲郡下、公館、秀水、大庄、大突寮、梧棲、沙鹿。

東勢郡下、石岡。

假病舎、診療所、分診所等に於ては、醫師及び看護婦の

充實を圖り、専心救療に努めた爲、成績甚だ良好であつて、

大部分は月餘をもつて治癒した次第で、臺中州にあつては、

五月三十一日現在の患者は、各診療所、分診所を通じて百

四十五名に過ぎなかつたので、五月末日限り診療所及び分

診所に於ける治療を廢止することにした。而して、此の未治者に對しては治療券を交附して、傷病者最寄の開業醫をして治療せしむることとし、醫師に對しては患者一回の治療費金三十錢を交附したのであつた。

新竹州にあつては、醫療機關並びに地理的關係上、假病舎及び分診所に於て全治に到る迄治療をする方針をもつて救療に努めた結果、療治意外にはかどり、五月十五日には大河底診療所を廢止し、同十六日には老田寮の診療所、六月六日には老鷄隆、同九日には福基及び公館の診療所を、同十日には大南埔の各診療所を廢止することが出来るに至り次で同十八日には大湖假病舎を廢止し、二十五日には卓蘭、二十九日苗栗、三十日には頭分と各假病舎を廢止したのであつた。尙各治療所閉鎖時に於て殘存した入院患者數は、臺北醫院に六名、新竹醫院に十七名、臺中醫院に五十八名、臺中私立醫院に二十一名であつた。

繼續的救療施設の診療狀況は次表の如くである。

開業醫師ニ診療依頼ノ件（四月二十六日）

罹災傷病者ノ診療ニ付テハ既ニ貴管内ニ於ケル府立醫院並

ニ新ニ設置セラレタル應急診療施設ニ依リ診療ヲ繼續セラ

レツ、アル所ニ候ヘドモ猶不足ヲ來セル場合ニ於テハ貴官

ニ於テ適當ト認ムル開業醫師ニ依頼シ罹災傷病者ヲ無料ニ

テ診療方御配慮相成度

右及通牒候也

右の通牒に依つて、開業醫に委託して治療せしめた傷病者数は、臺中州に在つては百四十五名（豊原郡百十四名、大甲郡二十六名、東勢郡五名）之れが治療延人員千百六十四名（豊原郡八百七十六名、大甲郡二百三十六名、東勢郡五十二名）であつた。新竹州に在つては開業醫に依頼して治療せしめたる傷病者はなかつた。

震災地の衛生施設

震災後罹災民の保健保持の爲、一般保健施設並びに傳染病豫防施設に萬遺漏なき事を期する爲に警務局長より新竹、臺中兩州知事に左の通牒を發した。

震災後ノ衛生施設ニ關スル件（四月二十五日）

今般稀有ノ大震災ニ際會シ多數ノ死傷者ヲ出シ家屋ノ倒壞其ノ他ノ被害算ナク洵ニ同情ヲ禁スル能ハサル所ニ有之候而シテ之カ救護事業ニ付テハ夙夜全幅ノ努力ヲ致サレ幸ニシテ極メテ順調ナル進歩ヲ示シツ、アル次第ニ有之候處災害後ニ於ケル衛生施設ノ重要ナルハ茲ニ多言ヲ要セサル所ニシテ患者ノ續出及傳染病流行防止ニ關シテハ深甚ノ考慮ヲ要スル儀ト存候ニ付此ノ際特ニ左記事項ニ御留意相成ルト共ニ各現地ノ實狀ニ即シタル適切ナル方法ヲ講究セラレ以テ災害善後衛生施設上遺憾ナキヲ期セラレ度

右及通牒候也

記

一、一般保健施設

市街地其ノ他罹災者ノ集團生活スルカ如キ地域ニアリテハ
勿論其ノ他一般ニ左ノ事項ニ留意スルコト

- (1) 上水道、井戸ノ損壞其ノ他ニ依リ適當ナル飲料水ヲ
得ル能ハサル地方ニ在リテハ速ニ飲料水供給ノ方法ヲ
講スルコト

- (2) 居住地域ノ清潔保持ニ努ムルコト

- (3) 汚物ノ搬出、焼却其ノ他處理方法ヲ講シ又下水溝ノ
疎通ヲ善クシ汚水ヲ停滯セシメサル様掃除ヲ怠ラサル
コト

- (4) 屎尿ハ停滯セシメサル様汲取搬出ノ方法ヲ講スルコ
ト

- (5) 不潔ニ陥リ易キ箇所ニハ時々消毒藥ヲ撒布スルコト

- (6) 蠅其ノ他有害昆蟲類ノ發生防止、驅除ニ努ムルコト

- (7) 急造家屋ノ建設ニ付テモ特ニ便所及排水設備ニ留意
スルコト

- (8) 當分ノ内罹災地域内ニ於ケル保健状態監視ヲ怠ラサ

ルコト

二、傳染病豫防施設

- (1) 今回ノ災害地ハ流行性腦脊髄膜炎ノ流行地域ナリシ
ニ鑑ミ其ノ流行ヲ再現セシムルカ如キコトナキ様深甚
ノ注意ヲ拂ヒ警戒ヲ爲スコト

- (2) 腸「チフス」其ノ他消化器系傳染病發生スルアラハ
爆發的流行ノ虞ナシトセサルヲ以テ充分注意スルコト

- (3) 災害地ノ公醫、開業醫等ニ對シテハ此際特ニ傳染病
早期發見ニ關シ訓達ヲ發シ苟モ其ノ疑アル患者ヲ發見
シタル時ハ速ニ届出ヲ勵行セシメ一面州自ラ之カ注意
監視ニ努ムルコト

- (4) マラリア豫防ニ付テモ一層注意ヲ拂ヒ又之カ施設ヲ
怠ラサルコト

震災後ノ衛生に關しては當局ノ最も留意したところであ
つて、罹災地各部落に便所及び塵溜を設け、便所ノ消毒、
下水汚物ノ清掃に努力し、鋭意清潔を旨とし、又一方、密

醫の横行を取締り、傷病者の治療に萬全を期し、飲食物の取締を嚴重に勵行し、豫防注射、保菌調査を勵行することによつて傳染病の豫防に備へた結果として、衛生状態は極めて良好であつた。

又震災地は、本春以來、兩州下に亘り、流行性腦脊髄膜炎の流行地域に屬し、其の一部にあつては、未だ本病の終熄に至らなかつた關係上、その再發蔓延を危惧したのであつたが、遂に發患を見なかつた事は、防疫上誠に至幸の事であつて、傳染病としては、「腸チフス」が、新竹州に於て五十五名（竹南郡五名、苗栗郡二十七名、竹東郡二十二名、大湖郡一名、臺中州九名（豐原郡八名、東勢郡一名）と、「赤痢」一名（大湖郡）の發患を見ただけに止まつた。

尙、「マラリア」は、新竹州に於ては、震災後増加の傾向があり、檢血成績によれば、前年の同期に比して約二倍に上るものと認められたので、豫防制遏に努力したのであつた。

臺中州の震災地方は元來「マラリア」の稀薄な地方に屬し、震災による影響は無いものと見られた。

貧困罹災者對策

食糧及び住居

新竹州の應急措置後に於ける各市郡街庄の食料配給は震災當初一、二日間は貧富の如何を問はず、一般罹災民に均等に配給したが、三日目からは貧困と認めらるゝ者のみに對して之を續行し、五月六日を以て罹災救助基金規則に依る救助を打切り、其の後は總督府取扱義捐金を以て、州の指示により、救助を要すべき極貧者に對してのみ給與することとし、又罹災地各街庄に於ては、購買組合の手を経て購入配布の方法を講ぜしめ、其他埋藏糶米の發掘、精米所等の復舊により自給せしむる等、給食關係の圓滑を圖り、罹災民をして飢餓戰線から救出せしめたのであつた。

又、震災直後、罹災民收容のため、各市郡街庄に假設し

た罹災民收容所及び小屋掛は、之を、新竹州下に就て記せば、残存した建物を罹災民避難所に當てたもの十七戸、(一九一坪)バラツクを新築したもの百五戸(四、〇二五坪)であつて、小屋掛をなした戸數三千七百十三戸であり、收容所、小屋掛等の戸數を郡別にすれば、竹東郡下に於ては、竹東街十戸、芎林庄五戸、北埔庄三十二戸、峨眉庄四百四十八戸、寶山庄四十七戸であり、竹南郡下に於ては、頭分庄の十一戸、三灣庄の百五十九戸、南庄の六百八十一戸、造橋庄の七戸、後龍庄の十一戸、苗栗郡下にあつては苗栗街の三百三十九戸、頭屋庄の二百八十七戸、公館庄の四百七十八戸、銅鑼庄の五百七十二戸、三叉庄の二百三十五戸、苑裡庄の三十戸、大湖郡下に於て、大湖庄の十九戸、獅潭庄の九戸であるが、それらは何れも一時を糊塗する應急施設であるが故に、設備は不完全であり、罹災民にとつて衛生上、又健康上憂慮すべき状態にあつたので、新竹州に於ては、罹災地各郡守に命じてそれ等建築物に補修工作をな

さしめ、收容目的の完璧を圖つた。尙今回の災害によつて家屋の全壊、半壊、大破せるものに對しては、總督府取扱義捐金を以て見舞金を配布し又罹災民中貧困者にして建設資金の調達不能の者に對しては、街庄をして公營住宅一千三十三戸を建築せしむることとし、之に要する資金十萬三千三百圓に對する利子は國庫より補給することとした。又窮民に對しては、義捐金を以て細民住宅建設を企圖し總督府取扱義捐金五萬圓を以て三百三十三戸、州取扱義捐金三千七百五十圓を以て二十五戸計三百五十八戸を建設した。臺中州に於ても同様、食料品給與は、當初數日に涉り、罹災地の狀況に應じて炊出救助を爲し、其の後五月三日迄現品の給與を爲したが、此の間、方面委員より成る調査班を現地に派遣して戸別調査を実施せしめた結果、繼續救助を要する貧困者の調査を完了したので、五月四日を以て、罹災救助基金規則に依る救助を廢し、生活困難を訴ふる貧困者に限つて之を繼續することとし、一千百五十七世帯、

四千八百三十七人に對し、六月三日迄現品給與を繼續したのであるが、其の間各世帯毎に、更に精密な現地戸別調査の結果、六月四日以降は窮民に限り月額救助費を定めて交付することとした。

又、住居に就ては罹災者は、震災當日午後迄には、夫々比較的安全な地帯を撰んで、簡單な掛小屋を建て、之に收容したのであつたが、翌二十二日には各方面から青年團、壯丁團、保甲、人夫等が來援し、早速半永久的、集團假小屋の建設に掛り、續いて州土木課の手にて亞鉛板バラツク式の小舎を各部落要所に建築するに至つて、四月二十七日までには大體收容する事が出來たが、即ち、建物に就て算すれば在來の建物の殘存したのを利用したもの、新設急造の罹災民收容所及び小屋掛等を總括して、四月末日の調に於ては、豊原郡下に就ては、内埔庄に二千五百三十二戸、神岡庄一千二百十八戸、東勢郡下に於ては、東勢街三十七戸、石岡庄百七十三戸、新社庄四十八戸、大甲郡に於ては

清水街に一千八百五十戸、梧棲街に六百八十八戸、大甲街に五十一戸、外埔庄に二百四十七戸、大安庄に三百九十六戸、沙鹿庄百七十二戸、龍井庄三十戸、大肚庄八戸であつたが、その後更に貧困者に對する住宅保護策を樹て、左の方法に依つて住宅保護を實施する事とした。

(一) 住宅保護を受くる者の資格

戸税生産三百圓以下の者に限り特に要救助者を先順とし次に戸税免除者又は之に準すべき者に及ぼす。

自費又は低利資金借入に依つて、家屋を建築する能力のない者。

産業組合に加入して低利資金融通を受け得る者は之を除く。

(二) 住宅供給方法

現在使用中の避難所及小屋掛の中、位置設備等其の儘住宅として使用し得るものは之を要救助者に給與する。

此の場合周圍の圍等を作る爲め費用を要する場合は材料

費を一戸宛十圓以内加へて給與する。

建築費の補助を爲し、又は材料を給與しても住宅を建設する土地を有たず、又は借受けることの出来ぬ者に對しては、街庄に於て街庄所有地其の他を貸與し、又は街庄營窮民收容所又は細民住宅を建設して收容する。

現在の儘使用し得た避難所及小屋掛は、解體して前項街庄營收容所又は住宅建設材料に充てる。

街庄營收容所又は細民住宅の建設に當つては、可成散在的に之を設け、集團的貧民窟の發生を防止する。

住宅建築費の補助又は材料給與に依り建築し得る者に對しては、避難所又は小屋掛解體材料の剩餘を給與し、又は補助金を交付する。此の場合給與せる材料のみを以て建設し得ぬ者に付ては、不足材料購入費を加へて給與する。

從來業主に於て住宅を供給し又は貸與し來つた者に付ては、可及的右の方法に依り引續き住宅給貸與の方法を講

ぜしめる。

(三) 住宅建築補助交付額標準

市區改正地域内に在つては、新に制定せらるべき住宅規畫に依り別に之を定める。

右區域外に在つては、標準額を一戸三人迄二十圓以内とし、一人を増す毎に五圓以内を加へる。

郡に於て各街庄毎に實査せしめ、其の所要人員、經費を調査決定して州に要求する。州に於ては右に基き豫算の範圍内に於て審査決定し、郡に交付實施せしめる。

尙臺中州に於ける街庄營住宅戸數は一千九百四十九戸であつて、之が建築資金十九萬四千九百圓に對しては新竹州同様國庫より之が利子を補給することゝした。又細民住宅建設戸數は三百三十三戸であつて之が建築資金五萬圓は總督府取扱義捐金を以て充當した。

窮民救助

震災の爲に生じた窮民救助の對策に關しては新竹州に於

ては、滿洲國皇帝陛下より救恤の 恩召を以て下賜せられた御下賜金一萬四百三十圓の内、五千九百五十八圓（九、十、十一月中に使用）及び、總督府取扱義捐金五萬三千四百二十二圓を以て、臺灣窮民救助規則第一條、第二條の該當者即ち震災に依り家屋倒壊し爲に住家を失つたもの、生産者者失つたもの、扶養者なきもの、又は不具廢疾となり自

活の途を失つたものを救助することとし、即刻要救護者の調査を關係各市郡に命じ、各市郡に於ては、受持警察官及び區委員が協議して作製した見込表に基いて實施計畫中である。而して生活扶助内譯（御下賜金及義捐金を含む）要救護者調査狀況は次表の如くである。

總督府取扱義捐金に依る生活扶助要救護者内譯（新竹州昭和十年度）

郡 別	區 別	六 月	七 月	八 月	自 三 月 至 九 月	計	摘 要
新 竹 市	世 帶 數 人 員 金 額	三〇 九 四八・〇〇	三〇 九 四八・〇〇	三〇 九 四八・〇〇	一四〇 一四〇 三六六・〇〇	三〇 三〇 四〇〇・〇〇	
新 竹 郡	世 帶 數 人 員 金 額	三〇 九 三二七・五〇	三〇 九 三二七・五〇	三二 五 一六五・〇〇	一四〇 一四〇 八七五・〇〇	三二 三二 一、五二五・〇〇	
竹 東 郡	世 帶 數 人 員 金 額	八〇 一八 三三・七〇	七〇 一〇 二六・五〇	六七 八 〇〇・一三	三九 三九 〇七・一四	六二 六二 〇〇・三六	

總督府取扱義捐金に依る生活扶助見込額 (新竹州)

郡別	區別	六月	七月	八月	自三月至	計	摘要
郡	世帯數 人員 金額	一八九 五〇九 一、二七三・五〇〇	一八八 五〇三 一、二七三・五〇〇	一三三 三六六 九二五・〇〇〇	六六五 一、五〇七・〇〇〇 三、八八五・〇〇〇	一、一七三 二、九三五 七、〇〇〇	
竹南郡	世帯數 人員 金額	二六一 七三四 一、七六七・〇〇〇	二四四 六七〇 一、六四一・〇〇〇	一九九 四九三 一、一四三・〇〇〇	一、〇一五 二、四〇五 五、六六五・〇〇〇	一、七一九 四、三四七 一〇、一九七・〇〇〇	
苗栗郡	世帯數 人員 金額	二五 一三五 三三七・五〇〇	二五 一三五 三三七・五〇〇	四五 一三五 三三三・五〇〇	二六〇 六九五 一、八二三・五〇〇	四一九 一、〇〇〇 二、〇〇〇	
大湖郡	世帯數 人員 金額	三三 一六一 三、〇〇〇	五九 一五三 三、〇〇〇	四三 一三七 二、八二五・〇〇〇	二、五九一 五、七〇三 三、二〇〇	四、四一四 一〇、三三三 三、〇〇〇	
計	世帯數 人員 金額	一八九 五〇九 一、二七三・五〇〇	一八八 五〇三 一、二七三・五〇〇	一三三 三六六 九二五・〇〇〇	六六五 一、五〇七・〇〇〇 三、八八五・〇〇〇	一、一七三 二、九三五 七、〇〇〇	

市郡	昭和一十一年度	昭和一十二年度	昭和一十三年度	計
新竹市	一〇三・〇〇 元	一〇二・〇〇 元	九七・〇〇 元	三〇二・〇〇 元
新竹郡	二〇・〇〇 元	二〇・〇〇 元	二〇・〇〇 元	六〇・〇〇 元

竹東郡	新竹郡	新竹市	郡別	區別		
				金額	人員	世帯數
二四〇・五七五	二二五・〇〇〇	六〇〇・〇〇〇	御下賜金による救助額	九月	九	九
二四〇・五七五	二二五・〇〇〇	六〇〇・〇〇〇		十月	九	九
二四〇・五七五	二二五・〇〇〇	六〇〇・〇〇〇		十一月	九	九

大湖郡	苗栗郡	竹南郡	郡別	區別		
				金額	人員	世帯數
二五九・〇〇〇	八五〇・〇〇〇	五五五・〇〇〇	御下賜金による救助額	九月	九	九
二五九・〇〇〇	八五〇・〇〇〇	五五五・〇〇〇		十月	九	九
二五九・〇〇〇	八五〇・〇〇〇	五五五・〇〇〇		十一月	九	九

滿洲國皇帝陛下御下賜金の内生活扶助費の内譯(新竹州)

(九、十、十一月中に使用)

計	竹東郡	竹南郡	苗栗郡	大湖郡
九、八六二・〇〇	二、九五五・〇〇	四、〇三九・〇〇	一、一五三・〇〇	九、八六二・〇〇
九、八六二・〇〇	二、九五五・〇〇	四、〇三九・〇〇	一、一五三・〇〇	九、八六二・〇〇
九、八六二・〇〇	二、九五五・〇〇	四、〇三九・〇〇	一、一五三・〇〇	九、八六二・〇〇

郡別	御下賜金による救助額		
	九月	十月	十一月
世帯數	三五五	三五五	三五五
人員	八五	八五	八五
合計	一、九六・〇〇	一、九六・〇〇	一、九六・〇〇

臺中州に於ては、前記の如く、方面委員の精密な戸別調査によつて要救助者の調査を遂げたのであつたが、生活に窮する者に對しては、左記方法に依り總督府取扱義捐金を以て救助を實施した。

(一) 罹災救助に依る現品給與は五月中を以て打切り、爾後は窮民に限り、各世帯毎に月額救助費を定め、之に對し現金給與を爲す。

(二) 要救助世帯及び月額救助費額の決定は次の方法に依る。

先づ各街庄に救護委員會を組織して、其の救護委員會は、街庄長を委員長とし、街庄關係職員、方面委員を以て構成する。必要に應じて保正、甲長、區委員、教

化委員等の中、地方の實狀に特に明るき者を選び加へ、尙必要に應じては警察官、學校教職員の参加を求めらる。

救護委員會は要救助世帯の實地調査を毎月一回勵行し世帯毎に家族の狀況及び生活狀態を詳記したカードを作製し、右に基いて毎月二十日迄に委員會を開催し、要救助世帯及び救助費額の決定を爲す。而して右委員會の決定には、必ず郡より關係職員を列席立會はしめらる。

街庄長は救護委員會の決定を基準として翌月中の要救助世帯及び救護費額を定めて郡に要求し、郡は前記各街庄長の要求を審査して翌月中の要救助世帯及び救助費額を決定して州に要求する。州は右要求に基き翌月分の救助費を月末迄に郡に送付し、郡は街庄を通じて被救助者に交付する。

(三) 救助費支出限度

救助費は一世帯一人に付月三圓とし、一人を増す毎に月二圓（但し學齡前の乳幼児は一圓五十錢）を加へた額を以て限度とする。

家族の収入があり、又は親族近隣等の扶助若くは慰問金品の配給等を受ける場合は、前項救助費より其の額を控除した額を給與する。

(四) 院内收容救護

扶養者又は引受人のない幼弱者、老衰者、不具、癱疾

者、又は孤兒、寡婦其の他右に準すべき者で、院内收容救護を要する者に付ては、街庄長の委託に依り既設社會事業施設（臺中慈惠院、方面事業助成會收容所等）をして可及的收容救護の方法を講ぜしめることとし、右の費用は街庄に第二項の「要救助世帯及月額救助費の決定方法及救助方法」に基いて要求配付を受け、當該施設に支拂ふこととする。

總督府取扱義捐金に依る生活扶助要救護者内譯（臺中州昭和十年度）

郡別	區別	六月	七月	八月	自九月至三月	計	摘要
豐原郡	世帯人員數	1,000 1,175 1,111	1,000 1,117 1,177	1,000 1,177 1,111	1,000 1,177 1,111	1,000 1,177 1,111	
東勢郡	世帯人員數	1,000 1,175 1,111	1,000 1,117 1,177	1,000 1,177 1,111	1,000 1,177 1,111	1,000 1,177 1,111	

計	大甲郡			區別	六月	七月	八月	自九月 至三月	計	摘	要
	世帯 人員 數	金額	世帯 人員 數								
世帯 人員 數	二、五九四	九、五七〇・〇〇	二、八五五		二、八二二	二、五〇〇	二、五〇〇	一、〇六六	一、八五五		
金額	二、五九四・〇〇	九、五七〇・〇〇	二、八五五・〇〇		二、八二二・〇〇	二、五〇〇・〇〇	二、五〇〇・〇〇	一、〇六六・〇〇	一、八五五・〇〇		
計	二、五九四・〇〇	九、五七〇・〇〇	二、八五五・〇〇		二、八二二・〇〇	二、五〇〇・〇〇	二、五〇〇・〇〇	一、〇六六・〇〇	一、八五五・〇〇		

總督府取扱義捐金に依る生活扶助見込額

(臺中州)

醫療救護

郡別	昭和十一年度			計
	世帯 人員 數	金額	世帯 人員 數	
豐原郡	一、五一〇・〇〇	五、七〇〇・〇〇	一、七三〇・〇〇	一、七三〇・〇〇
東勢郡	一、五一〇・〇〇	五、七〇〇・〇〇	一、七三〇・〇〇	一、七三〇・〇〇
大甲郡	一、五一〇・〇〇	五、七〇〇・〇〇	一、七三〇・〇〇	一、七三〇・〇〇
計	四、五三〇・〇〇	一七、一〇〇・〇〇	五、一九〇・〇〇	五、一九〇・〇〇

震災に依つて生じた窮民の醫療救護に關し、新竹州にては滿洲國皇帝陛下御下賜金の中、四千四百七十二圓及び總督府取扱義捐金四萬二千八百二十九圓を以て救療事業を實施することとし、初年度に於ては滿洲國皇帝陛下御下賜金を以て之に充當することとし、不足分は義捐金を以て補足した。尙昭和十一年度以降は總督府取扱義捐金を以て實施することとした。

滿洲國皇帝陛下御下賜金による醫療救護費の内譯(新竹州昭和十年度)

年 度	區 別	巡回診療 及藥品費	器 具 費	醫 師 藥 劑 師 手 當 及 旅 費	藥 品 運 搬 事 務 費	施 療 券 費	事 務 費	雜 費	計
昭和十年度	御下賜金支出 義捐金支出	三、六七三 二、七六八	—	三、九〇〇	三、二四〇	一、二六〇	—	—	四、四七三
計		七、〇四一	六〇〇	三、九〇〇	三、二四〇	二、〇〇〇	一、二六〇	五〇〇	一四、一七六

總督府取扱義捐金による醫療救護費内譯(新竹州)

區 別	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	計
巡回診療藥品費	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	一〇、五〇〇
醫 療 器 具 費	二〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇〇
醫師及藥劑師手當及旅費	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	六、〇〇〇
藥品運搬費醫師助手旅費	一、五〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇
施 療 券 費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
事 務 費	二七〇	二七〇	二七〇	八、一〇
雜 費	二〇〇	二〇〇	一〇〇	五〇〇
計	九、三七〇	九、三七〇	九、三〇〇	二八、〇四〇

臺中州にあつては、罹災地貧困患者の一般治療は、昭和十年度は滿洲國皇帝陛下御下賜金を以てし、十一年度以降は總督府取扱義捐金を以て之に充當することゝし之等は臺中慈惠院に交付し、左記方法に依り實施する事となつた。

(一) 罹災救助に依る醫療救護打切後に於ける負傷者の處置
罹災救助に依る治療は六月末日を以て打切り、爾後引き続き醫療救護を要する負傷者に對しては、臺中慈惠院をして「臨時罹災負傷者救療事業」を實施せしめる。

右に依る負傷者に對しては醫師の意見を徴し、街庄長に於て要治療期間及び所要経費を決定し、六月二十日迄に郡に報告する。

郡に於ては右報告に基き、要治療人員、期間及び所要経費を決定し、臺中慈惠院に對して之が経費の配付を要求する。

臺中慈惠院は、右要求に基き、経費を郡に配付し郡は各街庄に配付する。

輕傷患者には、街庄より配付を受けた範囲内に於て治療券を交付し、所在地臺中慈惠院囑託醫をして治療を實施せしめ、之が経費は囑託醫より街、庄、郡を通じて請求し、慈惠院は直接囑託醫に送付する。

重傷患者は、街庄長の申請に依り臺中慈惠院に於て同院診療所、臺中醫院、其の他開業醫等に委託入院せしめ、之が費用は臺中慈惠院に於て當該醫院又は診療所に支辨する。

外來治療費及び入院治療費の限度は、各種救護規程及び從來の實績に鑑み臺中慈惠院をして決定せしめる。

(二) 罹災地に於ける一般貧困患者の救療處置

罹災民中生活費の給與を要する窮民、並びに醫療費支辨能力のない細民で、醫療救護を要する者に對しては、臺中慈惠院をして「臨時罹災地救療事業」を實施せしめる。

右實施方法は從來實施してゐる「臨時恩賜醫療救護事業」

に依る。即ち、臺中慈惠院は各街庄に於ける要救助者の數を基礎として各街庄に醫療費の割當を爲し、各街庄は右割當額の範圍内に於て施療券を發行し、貧困患者は右施療券に依つて慈惠院囑託醫の診療を受ける。囑託醫は施療券に實施調書を添へ、街庄、郡を經由して慈惠院に費用の支辨を請求し、慈惠院より直接囑託醫に送金す

る。右醫療費の限度は「恩賜醫療救護事業」の限度に依る。
 (三)、各郡守の要求に依り、費用の許す範圍に於て、特に必要と認める僻陬の地に臺中慈惠院をして巡廻診療を實施せしめる。

滿洲國皇帝陛下御下賜金による醫療救護費内譯 (臺中州昭和十年度)

市郡別	種別		自宅施療費		巡廻診		療費		事務費	合計
	患者數	延藥一日一人價	醫師費	巡廻所回數	藥品及器具設備費	藥品補充費	旅費	運搬費		
彰化市	1,000	1.50	1,500	—	—	—	—	—	—	1,500
彰化郡	1,000	1.50	1,500	—	—	—	—	—	—	1,500
東勢郡	4,000	1.50	6,000	1	500	100	576	100	100	6,776
大甲郡	1,600	1.50	2,400	2	500	100	576	100	100	3,176
彰化計	3,000	1.50	4,500	—	—	—	—	—	—	4,500

總督府取扱義捐金による醫療救護費内譯

(臺中州)

區別	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	計
巡回診療藥品費	二、五五〇 <small>円</small>	二、五五〇 <small>円</small>	二、五五〇 <small>円</small>	七、六五〇 <small>円</small>
施療券費	三、八六〇	三、八六〇	三、八六〇	一四、五八〇
事務費	三六八	三六八	三六八	一、一〇〇
計	六、七七八	六、七八〇	六、七八〇	三三、二三〇

失業者

震災に依り生活手段を失つた者に對しては、新竹州に於ては、總督府取扱義捐金七萬四千三百五十二圓八十八錢を就業資金として配付したが、配付状況は下表の如くである。

總督府取扱義捐金による就業助成金配付表

(新竹州)

種別	金額
種籾購入補助	六、六三二 <small>円</small> ・八八
農具購入補助	二、三二八〇・〇〇
養鶏補助	九、八六〇・〇〇
養豚補助	一四、八五〇・〇〇
炭窯築造補助	五、二五〇・〇〇
小商工業者補助	七、四八〇・〇〇
帽子業原料補助	七、〇〇〇・〇〇
計	七四、三五二・八八

又臺中州にあつては罹災救助基金中より一萬圓を、州取扱義捐金中より四萬七千九百九十九圓を支出し、左記方法に依り實施することとした。

(一)、就業費交付を受ける者の資格標準

戸税生産額三百圓以下の世帯に限り、要救助者、戸税免除者其他生活程度の低い者を以て特に先順位とする。罹災に依り就業上必要缺くことの出來ぬ器具、資料若は

工作物を失つた者に限る。但し主たる業務（其の業務に依り生活を維持するもの）に關し被害を受けた者に限る。

就業費の交付を受け直ちに就業し得る者に限る。

労働能力なきに至つた者、又は自ら業務しない者は之を除く。

自費を以て若くは他より資金の貸與を受けて就業し得る

見込ある者は之を除く。

(二)、就業費交付額決定標準

交付額は必要の最少限度に止め、一世帯に付二十圓を以て限度とする。

被害の程度を超えて交付することを得ない。

就業費の一部を自費より支出し得る場合は、其の額を控

除する。

特に該當者多き業態例へば小作農、自作農、行商、日傭

家内手工業（帽子編等）等に在つては、詳な業態別標準

額を郡に於て決定の上實施する。

一世帯内に於ける就業人員を考慮し決定する。

(三)、就業費給與方法

各街庄に於て實査の上世帯毎に給與額を定め、郡に於て更に之が決定を爲し、州に要求する。

州に於ては其の要求額を審査決定の上郡に費用の交付を爲し、右費用の範圍内に於て郡は街庄に配付實施する。配付狀況は次表の如くである

種別	金額	
	震災救助基金	州義捐金
農業就業費	10,000.00 円	三、八八九.00 円
職子業就業費	—	三、110.00
計	10,000.00	四七、九九九.00
		計
		三、八八九.00 円
		三、110.00
		五七、九九九.00

臨時託兒所

震災救護事業の一部として、基督教協力奉仕團によつて

五月六日から新竹州苗栗第二公學校々庭に臨時託兒所が開設され、保姆四名、助手三名、外關係者數名の温き手によつて、罹災兒童八十餘名が收容された。因に計費は一ヶ月

約五百圓を要した。

臺中州に於ても、罹災地幼兒を受託保育して、家族の労働能率を高め、復舊事業の促進に資する爲、員林郡下方面委員及び諸團體並びに彰化市女子青年團員の醸出金一千七十圓を以て、内埔庄、神岡庄、梧棲街及び石岡庄に夫々約二箇月の豫定を以て臨時託兒所が開設された。

學校教育

罹災地に於ける學校教育の應急措置に就ては、兩州當局

者の銳意善處したところであつて、震災の爲、やむなく、

臨時休業をした學校及び分教場は、新竹州下に於ては、竹東郡下の五校、竹南郡下の五校、苗栗郡下の九校、太湖郡下の六校、計二十五校であつたが、休業期間は、短きは二

日間、長きは二十五日間、即ち、南庄公學校の五月二十七

日迄と、大南埔公學校の五月二十四日迄を最長期間として

或は校外教授により、又は二部教授によつて授業を繼續す

ることが出来た。

臺中州にあつては臨時休業をした學校は十二校であつたが、三日間休業したのみで兒童を召集し、四月二十五から全部開校を見るに至つた。然し教室の被害は甚だしく、且つ餘震が續發するので、校外授業をし、或は二部教授を行ふの已むなきものが多かつたが、教育上種々支障が多いので、復舊の根本對策を樹てると共に、一方に於て假校舍の急設をなし、五月下旬に至つて殆ど全部平常の教授に復することが出来た。

バラツク建築をした教室數は、豐洲公學校に五教室、内埔公學校に十九教室、月眉公學校に三教室、后里農業公民學校に二教室、大楊公學校に七教室、沙鹿公學校北勢坑分教場に四教室、梧棲公學校に六教室、永寧公學校に二教室、石圍墘公學校に三教室、計五十一教室であつた。

尙倒壊した國語講習所に就ても兩州共に學校の復舊と共に授業を開始したが假小屋、廟等を利用した地方もあつた。

其他の措置

産業

四月二十四日より三日間に亘つて、總督府農務課の技手
を新竹州下及び臺中州下に派遣して農村の被害調査を爲さ
しめた。

被害の應急措置に關しては、直接探つた事項はないが、
被害農家に對しては、就業費の交付、農具の共同購入又は
資金借入等の方法を講じ、農具の復舊及び畜舎の再建促進
に努めた。尙農業倉庫及び米穀統制倉庫の復興に要する資
金として、新竹州下に一萬五千八百四十圓、臺中州下に一
萬二千七百六十圓低利資金の融通をうけることとした。

農業關係復舊所要資金調表

合 計	臺 中 州					新 竹 州					被害種別	被害額	復舊資金 所要額	國庫補助 (半額)	低利資金 (半額)	
	計	畜舎	柑橋貯藏倉庫	納屋及肥料倉	農具	農產物種苗	計	畜舎	柑橋貯藏倉庫	納屋及肥料倉						農具
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一四七、八一	六八六、一八六	一一、二三〇	二四四、九一〇	三六二、〇四六	—	七六八、九九五	一八四、三二七	一〇〇〇	二六六、六〇〇	三三、九六五	二二六、七〇〇	一九、九二五	二四八、八三二	二四、八二七	二二、四一八	二四、四四四
七三、五八七	三九、〇九五	五、六一五	一一、四五五	一九一、〇三三	—	三九四、四九四	九、一〇一	五〇〇	三三、七五〇	三三、七五〇	一一、三三〇	一三、三三〇	一三、三三〇	一三、三三〇	一三、三三〇	一三、三三〇
七三、五八七	三九、〇九五	五、六一五	一一、四五五	一九一、〇三三	—	三九四、四九四	九、一〇一	五〇〇	三三、七五〇	三三、七五〇	一一、三三〇	一三、三三〇	一三、三三〇	一三、三三〇	一三、三三〇	一三、三三〇

商工業

茶業

震災は時恰も年産額の四割に當る春茶の最盛時で製造を中止すれば茶の芽は伸長して収入の上に莫大な損失を來す故に、震災後數日で製茶工場の全壊したものは茶業者の自力によつて簡易な急造バラツクを建設し、又製茶器具機械も小破した物は應急修理を爲し、其他の機械は之を利用せず到手製にて製茶に従事した。

製茶工場の半壊又は小破したのも同様にして夫々製茶した。

以上は總督府獎勵による茶業組合の應急措置であるが、一般茶業者の製造法は、従來、住宅の一部で簡單な器具を用し手製で製茶して居つた關係上、今回の震災で家屋の全壊した者は簡單な小屋掛で、其の中破、小破したものは舊家屋を應急修理して、従前通り手製にて製造を續行した。

尙、茶業組合は、其の總數十九の中、比較的被害の大きいもの十一組合を選んで、之に對して其の復興を援助することゝした。即ち其の復興費は全額七萬二十圓であつて其の三分の一、二萬三千四百圓を産業復舊助成金として國庫から補助し、又他の三分の二、四萬六千六百八十圓を低利資金にて融通し、其の償還期限を二十年とし、最初の五年間は据置き、殘期間十五年に利子三分五厘を以て償還せしむることゝした。

内譯

州別	郡別	被害茶業組合工場	建物	器具機械	計
新竹州	竹東郡	五	11,700 円	11,100 円	11,000 円
同	竹南郡	五	12,000 円	11,000 円	11,000 円
同	苗栗郡	一	10,000 円	11,000 円	11,000 円
計		一一	33,700 円	33,100 円	33,000 円

製帽業

製帽業の復興に要する資金として、新竹州下に四千二百

七十二圓、臺中州下に二萬八千四百七十八圓、合計三萬二千七百五十圓の低利資金を融通する事に決定した。

臺中州下製帽業移出業者で家屋の倒壊した者は、清水街舊公學校裏庭を中心として自力でそれぞれ「バラック」を造つて營業を開始し、五月四日初めて五千箇の検査を受け、

爾後引續いて一日平均八千二百箇の受檢帽があるが、未だ「バラック」住ひの事とて居住の安定を得ないが爲めに、震災前に於ける一日平均、一萬箇には及ばないとは云へ、やがて、昔日の殷盛を取り返すものと思はれる。然し乍ら家

屋の倒壊並びに原料の汚損は、移出商に輕からぬ傷手であるので、之に對して産業復興低利資金二萬八千四百七十圓の融通をし、又清水帽子同業組合建築の爲め、一萬二千圓の低利資金を融通することとなつた。更に清水移出業者が何れも「バラック」の中で營業する結果、雨漏り又は「トクン」屋根による熱氣の爲め、原料製品の汚損するものゝある事を憂慮して、州費三千百十圓を以て、清水帽子検査所

側に六十坪の「スレート」葺共同倉庫を建設し斯業の隆盛回復を期した。臺中州では以上の他の工業として、土壟間（靱摺業者）の被害工場數五十八、その損害見積額約十萬圓に達するのであるが何れも自力更生の意氣を以て復舊しつゝある。

其の他小工業者で被害を蒙つたものは勿論多いが、皆自力奮闘復興に努め、震災禍を克服しつゝある。たゞ資金難の聲は相當に強く、之等に對しては、産業組合より復興低利資金を融通する事になつて居る。

震災地は當時救護品を支給せられたが爲めに、商品を買するものが尠なかつたが、雜貨商其の他は「バラック」を造つて漸次開業するに至つた。然かも建築材料中の「トクン」・煉瓦・竹材・木材・金物等相當の需要があつて活氣を呈し、品不足の爲め震災前に比し二割乃至五割の騰貴を見た。資金難の救済については、産業組合の復興低利資金を融通することにした。

事務所建築物の倒壊、什器の破損、組合員の死亡に依る
回收不能等に依り甚大な傷手を受けた罹災地産業組合も、
震災後の地方産業復活に關する組合自體の重要性から急速
に常態を取り戻し、就中被害激甚であつた臺中州豊原郡内
埔庄信用購買販賣組合、清水信用購買販賣組合、沙鹿恒産
信用組合の三者の如きは、それ／＼假事務所を設置して、
清水、沙鹿の二組合は二十二日より、内埔庄は二十三日よ
り、混亂の中に貯金及び貸付の業務を開始した。その他す
べての震災地産業組合が組合員の假小屋建設、其の他急を
要する資金の需要に備へて、金融上の秩序平復に寄與する
所あつたが、臺灣銀行は自發的に應急低利資金の貸出をな
すことゝした。

水利施設

水利施設の措置に就ては、新竹州の竹南組合、約二八〇
甲に一時斷水を見たが、約五千圓を以て應急工事を施した

事により、五月三日に通水を見た。その他竹東組合も約一
千圓の應急工事を以て一時を糊塗し得たが、之が復舊に
は約一萬圓を要する見込みである。尙各組合共に、水稻に
は影響なき見込みである。

私設組合にあつては、竹東郡峨眉庄の貯水池（灌漑面積
二五甲）の堤防に缺潰した箇所があつたが直ちに應急修理
が成つた。

臺中州下にあつては、震災の爲斷水した后里圳水利組合
は直に之が應急工事に着手し、一萬五千五百圓の經費を以
て晝夜兼行修理に努めた結果、大甲溪より導入する枋寮圳
は四月二十五日を以て大安溪より引水し、本圳も亦五月四
日を以てそれぞれ通水を見るに至つた。之に依り農作物の
被害をして最少限度に止め得たと共に、屯子脚方面の住民
を飲料水の飢饉から救ふことが出来た。然し乍ら本圳の復
舊には尙根本的施設を要することであつて、其の所要經費
見積額は十二萬三千圓（應急工事を含む）に及ぶ見込を以

て、別途に復舊計畫を樹て、二期作直後工事に着手するこ
ととなつた。

鐵道

驛長に特別權限の附與

震災の爲運轉並びに通信不能となつたので、臺中、彰化、
嘉義、臺南、高雄各驛長に對して、客貨の輸送運轉に關す
る臨機の處置を講ずる權限を附與した。

客貨輸送上當面の處置

旅客關係

震災の爲線路、橋梁及び隧道が破壊せられて旅客輸送に
多大な打撃を蒙り、南北の交通は一時全く杜絶するに至つ
たのであつたが其後被害箇所も漸次復舊し、相當時日を要
するものは徒歩連絡をする等一般公衆の利便を計り、且つ
救護及び救援の爲出動する制服著用の警察官吏及び憲兵に
對しては無賃乗車證の有無に拘らず局營バスの無賃乗車を

許し、又新竹、臺中震災罹災者に對しては、鐵道無賃乗車
の取扱を爲すと同時に、手荷物が無賃輸送を爲す等の手筈
を講じた。

貨物關係

貨物も旅客と同様全く輸送の途を絶たれたので、特に急
送品に對し非常處置を施すところがあつた。

先づ芭蕉實に對する善後處置を發送主に求めると共に、
竹南驛に停車中の列車に轉載の鮮魚に對しても、又至急發
荷主の指圖を求め、尙貨物に對する換價處分の手配を考慮
した。

尙地方では豊原、清水以南各驛及び新竹以北各驛に通達
して、一時貨物の受託を停止せしめた。

運賃計算法に就ては臺中線の不通に依り、大安停車場に
於ける一般運輸營業は、二、三年間取扱不能の豫定である
が、右に依り十六份、后里間の運輸營業を廢棄するもので
はないから、貨物運賃及び料金の計算は從來通り、臺中線

は全通せるものとして計算することにした。

救護救恤品 罹災民の救護事業の重大な爲、關係官廳と

協力して、罹災民救護品、救恤品及び復舊建築材料の輸送

に對して最大の便宜を供與した。

即ち、救護品に對しては、四月二十一日より三十日迄各

扱貨物共に無貨運送の取扱を實施した。

又救恤品に對しては四月二十二日より七月三十一日迄無

貨運送の取扱を實施した。

復舊建築材料に對しては、四月二十二日より八月三十一

日迄、品名を限定して、運賃五割減を以て輸送することゝ

した。

又震災地方救護員に對しては、四月三十日迄を限り、無

貨輸送の取扱ひをした。

罹災者であつて本居地に還り、又は親戚の許に寄寓若く

は轉任、轉居、その他避難の目的を有し、一定の證明書を

提出した者に對しては、四月二十四日より五月三十日迄無

貨輸送の取扱ひをした。

右の中、救恤品、復舊建築材料の輸送に對しては、連帶

運轉機關たる鐵道省との交渉を要するので、直に打合を爲

した所、鐵道省に於ても、臺灣の實情を理解され、萬事好

都合に進行した。尙列車折返し運轉及び救護班員、救護救

恤品の無貨輸送並びに復舊建築材料の運賃割引方に關して

は、一般人に周知せしめるの要があるので、放送局に依頼

して「ラヂオ」放送を爲した。

通信機關

局 舎

震災地帯内所在の郵便局舎中で、南庄、銅鑼、梧棲の三

個所は倒壞、他に大破したものの七局、小破したものの四局、

修繕再使用不能のもの七局に及んだが、それ等各局は何れ

も他に家屋を求めて移轉し、又は屋外に天幕を張つて引移

り、若くは支柱を施し、一時を糊塗する等して、臨時應急

措置を加へ、不便苦痛の中にも通信の使命を果し得たのであつた。

災害の報傳はるや、直ちに逓信部及び臺中、新竹の兩局より人を派して、實狀視察を爲すと共に、逓信講習所二部生十五名を以て應援隊を組織して、災害地各局の事務援助を計つた。

尙電報の輻輳の爲、臺北、新竹、臺中、豐原、苗栗の各局は、電信技術者の手不足を來したので、災害地以外の局から技術者を徵募して、それ等各局に臨時配屬せしめ事務の援助を爲さしめた。

郵便物遞送及集配關係

道路橋梁の破壊、鐵道不通等の爲、二十一日は交通は全く杜絶したので、郵便物の遞送方法皆無となつた結果、當日及びその翌日は郵便物の配達は不能であつたが、鐵道及び道路の復舊に伴ひ漸次常態に復し、その後しばらく南庄、大湖及び卓蘭方面に人夫送を開始した外は殆ど平常通

りの方法によつて處理する事を得た。

電信關係

地震と共に南北を連絡する主要電信線が不通となつたので、東部迂回或は、臺北臺南兩局の無線を以て僅かに通信の繼續をなし得たが、災害が一般に知られると、頓に電報増加し、一方通信能力の不足とに因り、刻々電報の停滯が増加するに至つた。之等電信回線は正午頃より漸次恢復し、翌朝に至り、殆ど各線とも復舊したが、電報は平常の四、五倍に相當し、一部の地方では、或る區間、自動車に依る特使、或は郵便を以て送達したものがあつた。尙内地各關門局に於ても漸次増加し、二十二日午後一時に於て、一萬四千六百八十通、二十三日午後六時に於ては四萬四千九百八十三通の停滯を見るに至つたので、島内間には豫備線を以て、臺北、臺中間及び臺北、新竹間に各一回線を新設し、内地臺灣間には鶯巒鼻長崎間、基隆長崎間、花蓮港那霸間に臨時無線の連絡をとり、且臺北、鶯巒鼻と、災

害地の各局へ二十七名の應援者を派遣して、各局全員出動、全能力を發揮して疏通に努力した。

電信局及郵便局へ應援者派遣數

臺北電信局へ

十七名

臺中郵便局へ

四名

苗栗郵便局へ

二名

苗栗附近の局へ

三名

電話關係

島内電話 臺北、新竹、臺中各主要局に於ける災害地に發着する通話は輻輳し、加之幹線の障礙に陥つたものがあつて疏通は意の如くならず、幸ひ罹障を免れた臺北嘉義線、臺北高雄一線を使用し、或は不通線の善良區間を添用する等の臨時措置を講じたが、引續き通話殺到のため、遂に二十一日分通話の多數は翌日に持越すの止むなきに至つた。翌二十二日には漸次回線の復舊を見て、午後四時には全部回復し、午後十一時までには各線の停滯を一掃し、兩

後停滯を見ぬやうに至つた。

内臺通話

震災の爲内臺通話も輻輳を極め、従事員は極

力疏通に努めたが、取扱時間には到底處理し得なかつたので、二十一日には連絡局相互協議の上便宜時間を延引し徹宵取扱を爲しその後數日は、時間の制限を撤廢して取扱をなすやう措置した。

電信電話線路關係

電信及電話試驗掛より電信電話線の被害報告を受くるや、直ちに片山工務課長指揮の下に、本部より森川技手以下十一名臺北電話試驗室に參集し、各地の被害狀況踏査及び應援等の爲に、各方面に急行した。

新竹及臺中兩駐在所との連絡模様

罹障回線中の一回線を、臺北試驗と、新竹試験の打合せ専用に構成して絶えず各方面の被害狀況の聽取に努めた。

當時臺中方面の連絡は意の如くならなかつたが、刻々新竹から來る報告により夫々措置が講ぜられた。

現地に於ける應急措置

電信回線

罹障回線の中、北中二番線は午前九時四十分に全通したので、當初から罹障を免れた北高二番線と相俟つて、中南部への疏通を圖ることゝした。

電話回線

罹障を免れた中南部への回線は北高一番及び北嘉線の二回線のみであるが、北中一、二、三、四の四回線は午後零時より辛ふじて通話し得るやうになつた。

然るに被害地新竹及び臺中方面への通話は愈々輻輳し來つたため、罹障回線（北高二、北南一、二）を新竹局交換機に收容せしめ、臺北新竹線として、臺北新竹間の通話用とし極力使用せしめた。

郵便貯金關係

四月二十二日より同二十四日迄、左記各局に於て郵便貯金非常即時拂を取扱ふことゝなつた。

清水、南庄、銅鑼、後龍、豐原、苗栗、東勢、后里、三叉、竹南、頭分、中港、大甲、通霄、苑裡、梧棲、沙鹿、大湖、卓蘭 計 十九局

簡易保險

保險料拂込猶豫

四月二十二日より震災地の簡易保險契約者に對して六ヶ月間保險料の拂込を猶豫した。

保險金非常即時拂の開始

四月二十二日より震災地の簡易保險被保險者中、震災に依る死亡のものに限り、震災地の郵便局に於て保險非常即時拂を開始した。

物品配給關係

南庄、銅鑼兩局、及び中港出張所局舎は孰れも倒潰した爲、二十一日各局所に對し、夫々天幕二張宛發送した。

南庄局金庫破損開披不能のため、爲替貯金事務取扱ひが出来ぬ旨を通報し來つたので、二十二日臺北から修理工を

派遣して修理せしめた。

二十一日午後六時、貯金の非常即時拂に對する用紙を簡易保險診療班の自動車に托して配布した。

道路・橋梁

新竹州下に於ける縦貫道路、新竹・後龍間の龜裂、崩壞、指定道路、苗栗・大湖間、頭分・南庄間、苗栗・公司寮間、竹東・北埔間、新竹・竹東間等の被害に對して、又橋梁に於ては、新竹・後龍間、指定道路に於ては、苗栗・大湖間の橋梁及び暗渠に、頭分・南庄間の橋梁、暗渠に、竹東・北埔間及び北埔・珊瑚湖間の橋梁に、新竹・竹東間の暗渠、その他の道路橋梁の被害に對しては、州當局の援助を得て應急修理を施したのであつたが、之が復急工事は別途に計畫を樹て、完成せしめることゝなつた。

臺中州に於ては、縦貫道路(大甲・清水間)、指定道路(豐原・三叉道、后里・大甲道)、保甲道路(東勢・石圍墘道、

大甲・大安道、清水・梧棲道)の缺壞其の他の被害は甚大であり、橋梁も亦、縦貫道路(沙鹿・公館間)、指定道路(豐原・東勢道、豐原・三叉道、后里停車場道)、保甲道路(大安・大甲道、枋寮・屯子脚道、溪州・豐原道、清水・梧棲道)共、橋脚の折損又は取合道の没落に依つて橋體を大破したものがあり、爲に交通杜絶の已むなきに至つた箇所もあつたが、直に應急策として假橋を架設し、一般の交通を開始した。

尙復舊工事に就ては復舊豫算確定を俟つて施行することゝした。

又隧道、橋梁の大破壊に依つて不通となつた臺中線の開通如何は、臺中市民の死活問題として實業協會及び商工協會の陳情となり注目の的となつたが、鐵道部當局の研究調査の結果、晝急行の追分接續、其の他の暫定的編制により、時間的に稍長きを要する程度にて、海岸線廻り、南北直通を見るに至つた。

義捐金

(昭和十一年三月三十一日現在)

受入

百七拾四萬七千八百貳拾壹圓貳錢

受入額
利子額

内訳

一、七三三、四二四・六二^四

一四、三九六・四〇

地方別	金額	備考
島内	四三一、八七八・三四 ^四	
官吏側	四一、七六六・六四	
各州廳	一一、三〇四・一四	官吏側を含まず
各新聞社	三七七、八〇七・五六	
各地	一、二一二、一五七・五六	
北海道各府縣	九〇八、〇〇三・〇六	
樺太・朝鮮	五五、九八一・九九	
關東	二四八、一七二・五一	拓務省經由を含まず
各新聞社	八九、三八八・七二	
外國		
備	九二六、二三三・四六 ^四	
	二八五、九二四・六一	
	二六二、〇三三・四六	
	二七九、九七四・〇六	
	四九、〇三九・四〇	
	六、九四四・七〇	
	二九、〇三六・九二	
	五〇、〇三六・九二	
拓務省經由を含まず		
拓總務省府經受由付		
拓總務省府經受由付		
拓總務省府經受由付		
拓總務省府經受由付		
拓總務省府經受由付		

細別

島內官吏側 四一、七六六・六四^円

種別	金額
官房秘書課	七四五・七五
文書課	四〇・五二
審議室	五五・四七
調查課	五三・五九
會計課	九三・一一
會務課	三六・四六
法務課	一四七・二七
營繕課	五・八七
國勢調查部	七四七・九〇
內務局	二四五・三三
文書局	二四一・二九
財政局	九〇・五六
殖產局	三四七・六七
警務局	一九七・七九
臺北高等法院	八二・九七
臺北地方檢察院	二九一・四九
同地方檢察局	一四九・九五
臺中地方檢察局	一五八・二〇
同地方檢察局	六六・一〇

種別	金額
臺南地方法院	二七七・一四
同地方檢察局	一二七・九三
交通賣局	八、六九〇・九八
專賣局	一、一八六・六三
基隆稅關	一九二・六一
高雄稅關	一四四・三七
中央研究所	五五一・四九
臺北醫院	三〇〇・四四
基隆醫院	三九〇・一
宜蘭醫院	四四・三〇
新竹醫院	四八・二七
嘉義醫院	七五・三七
臺南醫院	一〇六・五四
高雄醫院	五六・一〇
屏東醫院	四二・三〇
臺東醫院	二二・三三
花蓮醫院	二七・六〇
澎湖醫院	二一・八四
臺北帝國大學	一、三〇九・二三
臺北高等商業學校	三二〇・二八
臺北醫學專門學校	一八六・四一
臺南高等工業學校	二九五・八三
臺北第一師範學校	一八七・九七
臺北第一師範學校	一四四・七九

地方別	金額
京都府	一四、六九三・五五
大阪府	二三、三九一・〇三
神奈川府	四〇、二八三・九九
兵庫縣	二九、九四四・九三
長崎縣	八、〇三〇・六二
新潟縣	五七八・三七
埼玉縣	六、六八六・五四
群馬縣	二、二八四・二九
千葉縣	七、二九五・六八
茨城縣	五、三四五・三五
栃木縣	五、八四一・六九
奈良縣	六、六〇二・七二
三重縣	七、二四〇・三九
愛知縣	二三、九六〇・六〇
靜岡縣	一四、八二八・二八
山梨縣	一、二一二・〇二
滋賀縣	三、九五四・八六
岐阜縣	一〇、九三七・三六
長野縣	四、一八八・四五
宮城縣	一、〇四四・三一
福島縣	三、七六〇・五五

地方別	金額
岩手縣	四、五八七・五九
青森縣	三、三八五・四一
山形縣	三、九三四・五三
秋田縣	一、五六九・二八
福井縣	三、一五四・八二
石川縣	二、四八一・二七
富山縣	四、一三三・五一
島根縣	一、〇六三・〇三
鳥取縣	二、三〇〇・六七
岡山縣	六、六五一・八〇
廣島縣	一〇、七六八・七一
山口縣	八、九〇〇・六七
山梨縣	五、九四九・〇八
和歌山縣	一、四七六・八〇
德島縣	三、八五〇・五七
香川縣	二、九一九・一四
愛媛縣	二、六一八・一五
高知縣	一五、四三三・二一
福岡縣	一、五〇八・八四
大分縣	五、二三〇・〇一
佐賀縣	四、三三五・九五
熊本縣	

新聞社扱

地方別	金額
滿洲國	三八、九二九・四五
中國	二三、六四一・七七
南洋	一七、八一八・三八
印度	二五一・九〇
歐洲	一、八四〇・〇二
北米	六、二六一・〇八
南美	三五四・〇一
アフリカ	八三・七五
其他	二〇八・三六

外國 (拓務省を經由せるものを含む)

宮崎縣	二、二四〇・二四
鹿兒島縣	五、二六三・〇八
沖繩縣	七七二・四〇
樺太	五、六〇一・〇八
朝鮮	三八、一九六・六四
關東州	一二、二六一・二七

拓務省扱 (各省其の他)

官省別	金額
宮内省	一、六六六・二九
樞密院	二七九・一五
内務省	七四四・六四
外務省	五三二・二三
内務省	一、〇八三・七五
大藏省	三、一〇一・五二
陸軍省	二三、六三八・七四
海軍省	一四、五七四・八五
司法省	五、七六一・八二
文部省	九、七〇四・六一

新聞社別	金額	備考
大阪朝日新聞社	一三五、三三一・八三	締切後の分を除く
東京朝日新聞社	九六、五七〇・四九	同
報知新聞社	六、七五七・七〇	
中國新聞社	一、〇七九・五三	
時事新報社	六、五一二・九七	拓務省經由

官省別	金額
農林省	二、五四〇・一六
商工省	一、一一一・一四
逓信省	六、九一一・五〇
鐵道省	五、九三三・七四
拓務省	六五〇・六七
警視廳	二、八三七・六五
衆議院	一、九五一・二三
貴族院	三、七六七・八〇

總督府直接受付 (一、〇〇〇圓以上)

金額	住所	離出者名
一五七、二二五・九三	東京市九ノ内日 本興業俱樂部内	東京市 商工會議所 共同募集
一〇〇、〇〇〇・〇〇	東京市	糖業聯合會
二一、三四六・七二	東京市	市内小學校、幼稚園 中等學校、青年學校
二〇、〇〇〇・〇〇	東京市	市役所披
一一、〇一五・〇八	大阪府 商工會議所	大阪府 共同募集

金額	住所	離出者名
八、七一九・一六	中華民國廈門	日本居留民會 臺灣公會
七、一三三・七五	六連市	市役所披
五、七三四・七〇	大阪市	市内各小學校
三、四一〇・二〇	日本製鐵株式會社 橫濱市	八幡製鐵所 市役所披
三、〇〇〇・〇〇	比律賓マニラ	東京朝日 大阪朝日 東京日日 大阪日日 新聞社
三、〇〇〇・〇〇	比律賓マニラ	マニラ日本人會
二、五五三・六二	名古屋市	小學校長會
二、四一七・〇〇	滿洲國	張總理夫人外四名
二、三九三・〇〇	東京市駐日滿洲 國大使館	謝介石
二、〇〇〇・〇〇	大阪市東區道修 町三丁目	鹽野義三郎
二、〇〇〇・〇〇	東京市	淺野セメント株式會社
二、〇〇〇・〇〇	東京市九ノ内二 ノ二	臺灣紙業株式會社 臺灣興業株式會社
一、九七九・〇七	比律賓	ダバオ日本人會
一、九七四・五一	奈良縣丹波市	天理教廳庶務部
一、九五九・五五	滿洲國	臺東廳民間有志 滿洲電信電話株式會社
一、九四四・〇〇	滿洲國	

臺灣新民報社報 (一、〇〇〇圓以上)

齋出者	金額
僑神福建貿易商有志	三、〇〇〇・〇〇
瓜哇泗水臺灣同仁會	二、六〇〇・〇〇
三寶壠臺灣同鄉會	一、八〇〇・〇〇
林烈堂	一、五〇〇・〇〇
屏東新竹州團	一、〇三四・〇〇
臺中州米穀商同業組合	一、〇〇〇・〇〇
基隆市連葉氏純	一、〇〇〇・〇〇
大連汽船株式會社	一、〇〇〇・〇〇

臺灣新聞社報 (一、〇〇〇圓以上)

齋出者	金額
新竹州新竹郡	五、二九七・九二
神戶臺灣帽子聯盟	五、〇〇〇・〇〇
新竹州桃園郡	三、一〇八・一二
臺灣鎮業株式會社	三、〇〇〇・〇〇
千代田生命保險會社	三、〇〇〇・〇〇
彰化銀行	三、〇〇〇・〇〇
新竹州大溪郡	二、三〇〇・〇〇
中歷郡	二、〇〇〇・〇〇

救護篇

臺南新報社報

齋出者	金額
坂本素魯	一、二〇八・一一
黃興生	一、〇〇〇・〇〇
高雄市民	一、〇〇〇・〇〇
高雄州	一、〇〇〇・〇〇
臺南州	一、〇〇〇・〇〇
臺灣勸業無盡株式會社	一、〇〇〇・〇〇

大每・大朝共同募集

齋出者	金額
臺灣製糖株式會社	一、〇〇〇圓

齋出者	金額
住友會社	一〇、〇〇〇・〇〇
野村會社	五、〇〇〇・〇〇
浪速電鐵協會	三、〇〇〇・〇〇
東洋紡績株式會社	三、〇〇〇・〇〇
鴻池善右衛門	三、〇〇〇・〇〇
山口合資會社	三、〇〇〇・〇〇

三四三

金額	出者
二、〇〇〇・〇〇 ^円	大日本紡績株式會社
一、八六六・三〇	金光教有志
一、二一五・九四	第二布教區事務所
一、〇〇〇・〇〇	西本願寺布教所研究所員
同	武田長兵衛商店
同	島安兵衛
同	株式會社九紅商店・伊藤忠商事株式會社
同	由井卯三郎
同	中山悅治
同	日本電力株式會社
同	株式會社岩井商店
同	寺田甚吉
同	日本百貨店商業組合關西部分神所在店
同	日本染料製造株式會社
同	松本健次郎、安川清三郎
同	株式會社大林組
同	大同電力株式會社
同	東洋棉花株式會社
同	新田帶革製造所

東朝・東日共同募集（一、〇〇〇圓以上）

金額	出者
二〇、〇〇〇・〇〇 ^円	財團法人原田積善會
一〇、〇〇〇・〇〇	安田善次郎
三、〇〇〇・〇〇	古河虎之助
二、〇〇〇・〇〇	日本百貨店商業組合東京店
一、二〇三・〇〇	三井物產本店從業員有志
一、二〇〇・〇〇	三越店員一同
一、二〇〇・〇〇	東京計器製作所並從業員一同
一、〇〇〇・〇〇	震災共同基金會
一、〇〇〇・〇〇	ソウイェット聯邦大使館
一、〇〇〇・〇〇	不動貯金銀行
一、〇〇〇・〇〇	ニユーヨーク智利硝石販賣株式會社
一、〇〇〇・〇〇	鋼材聯合會
一、〇〇〇・〇〇	大日本麥酒株式會社

處分

處分額内譯

科 目	新 竹 州	臺 中 州	官立病院	總 額
一、應 急 救 護 費	二六六、二七五・〇〇	一七五、八三三・〇〇	五、八八五・〇〇	三六一、九七三・〇〇
二、應 急 施 設 費	三七、九七五・〇〇	五八、九九〇・〇〇	—	九六、九六五・〇〇
三、救 護 資 金	一、七三三・〇〇	一四一、四二〇・〇〇	四、一四六・〇〇	三三九、三〇〇・〇〇
(一) 住 宅 施 設 費	五〇,〇〇〇・〇〇	五〇,〇〇〇・〇〇	—	一〇〇,〇〇〇・〇〇
(二) 救 護 費	六、八七五・〇〇	八七、八三三・〇〇	—	一四、七〇八・〇〇
(三) 負 傷 者 治 療 費	三四、八〇〇・〇〇	五、六二〇・〇〇	四、一四六・〇〇	四四、五六六・〇〇
四、死 者 及 負 傷 者 に 對 する 弔 慰 金 並 見 舞 金	四、三〇〇・〇〇	五三、二二〇・〇〇	—	九、四二〇・〇〇
五、住 宅 被 害 に 對 する 見 舞 金	三三、七〇〇・〇〇	一、九四、八七〇・〇〇	—	五三、六四〇・〇〇
六、罹 災 地 共 同 施 設 費	一四、五二六・五五	一四、五三六・四九	—	二八、〇六三・〇四
七、離 出 者 指 定 學 校 見 舞 金	一、九一〇・四一	一五、三六六・八六	—	一七、二七六・八七
總 計	九九二、六四〇・六七	七四五、一六六・三五	一〇,〇四〇・〇一	一、七七七、八三三・〇〇

應急救護費は震災直後から五月初め迄の間に於ける救護費であつて、國費負擔の外に、兩州罹災救助基金を支出して尙不足した分である。

應急施設費は震災直後に於て、罹災救助基金では支辨し得ない種類のものであつて、罹災民の爲めに應急に施設したものに對して義捐金を以て支辨したものである。

救護資金は震災に依つて生じた窮民に對する救護費であつて、應急救護打切後に於て引續き支出した經費である。

(一) 住宅施設費 窮民に對する住宅の施設

(二) 救護費 窮民に對する生活救護費

(三) 負傷者治療費 震災に依る負傷者に對する治療費

死者及負傷者に對する弔慰金並びに見舞金 死者に對

しては、一人當り十圓の弔慰金、負傷者に對しては、重傷者中不具癈疾者となり、働き得ない者には一人當り百圓、然らざる者には一人當り二十圓の見舞金を交付し、輕傷者に對しては交付しない。

住家被害に對する見舞金 大破以上の被害住家であつて資産の無い者のみに對して交付し、一戸當り金額は都市は三十圓、農村は十圓である。

罹災地共同施設費

罹災民共同の爲め作業所、託兒所、其の他の施設等に充當したものである。

學校關係指定義捐金

本義捐金は、兩州學校關係の被害程度を參酌して新竹州一萬九千二十四圓十四錢、臺中州一萬五千三百五十六圓八十六錢の割にて兩州に分配したのであるが、之が處分に關しては、醸出者の趣旨に依つて、概ね左記の事項に據らした。

(1) 醫療器具・藥品類購入費（主として兒童衛生に關する施設）

(2) 兒童教養上の諸用品費（教辨物、教授用消耗品、兒童各自の學用品、掃除作業用品等）

(3) 教職員並に兒童の慰安費及び見舞金

尙、駐日滿洲國大使謝介石氏の斡旋にて同國の名士鄭孝胥、臧式毅、羅振玉、增韞、熙洽、張蒸鄉、等三十二氏の筆になる書畫三百三十三點を總督府に託して震災救援の資に充つるやう送付されたので、總督府に於ては、その書畫を頒布し、廣く一般有志の購入を求め、その代金は義捐金として處分した。

震災見舞 附各州廳の救援

震災の報一度至るや内外各方面よりの見舞電報引きもきらなかつたが、主なるものを次にあげる。

見舞電報

各省大臣、會計検査院長、各府縣知事、北海道長官、朝鮮總督、政務總監、南洋、樺太の各長官、東京、大阪、京都、横濱等の各市長、衆議院議長、民政黨本部、政友會本部、國民同盟本部、滿鐵總裁、教育總監、關東軍司令官、朝鮮軍司令官、第二師團長、第九師團長、軍事參議官（阿部信行）、佐世保鎮守府司令長官、陸軍大將田中國重、大阪毎日、大阪朝日、報知の各新聞社、三井、三菱、住友の會社、日本商工會議所、大阪商船會社、日本航空會社、日本石油會社、糖業聯合會、全國町村長大會、海員救濟會、南洋栽培協會、南洋水産協會、帝國水産會 等々

外國よりの見舞電報

- 一、諸外國政府、國民より帝國政府、外務大臣宛
- 一、滿洲國各大臣、各省長、對岸各領事、各日本人居留民會、日本人會より總督府宛

一、英、米、中華民國、和蘭、伊太利の各在臺領事より總督府へ

一、在京外國大使より外務大臣に對し御見舞

又震災地を親しく見舞ひ視察されたのは櫻井拓務次官（拓務大臣代理）、北島殖産局長（拓務省代表）、萩原管理局長、小高衆議院議員（政友會代表）、永田衆議院議員（民政黨代表）等であつた。

各州廳の救援

今回の新竹臺中兩州下の震災に就いては、圈外の各州廳に於ても、よそ事とせず、應援、救護班を送り得る處は、手早く班を組織して現地に送り、救護醫療に盡した事は「救護班」の篇に詳細に記した事であるが、現地に救援し難い

所は、義捐金品の募集に全力を挙げたことであつて、州廳當局を始め、或は教化聯盟、その他の教化團體、或は方面委員、或は在郷軍人、或は青年團員、或は婦人團體、宗教團體等が主として活躍した。各州廳の應援の概略を記せば

臺北市役所は直に震災地救援に關する事務を開始したのであつて

イ、震災地救援に關する公知並びに告示事項等に對しては其の都度直に本市々報に掲載して市民に周知せしめ以て該地救護救援に對する便宜を與ふるに努めた。

ロ、震災地救護員並びに救護品の輸送に關しては、總督府交通局總長の許したる範圍に於て特別便宜を圖り之が證明書を發行し、救急の主旨を徹底せしめた。

ハ、總督府中部地方震災救護事務所取扱に關する罹災者慰問金品募集に對しては、直に各町委員總代、各方面委員及び主なる銀行會社等に應募方を依頼をなし、當市に於ても之が受託を無し、其の都度之を震災救護事

務所及び臺北州宛通報をした。

ニ、震災地より當市宛依託購入救護品に對しては緊急適切な方法を以て、直に之を調製せしめて救援した。

ホ、義捐金募集に關しては本市職員（總額三百四十六圓五十九錢）並びに市内各小公學校職員（總額五百二十六圓十七錢）はそれ〴〵之に應じ總計金八百七十二圓七十六錢也を臺北州を経て震災救護事務所に送付した。

尙**基隆**市に於ては事務分掌を定めて救援事務の徹底を期した。

一、事務の總括統制

助役、文書係

一、情報の蒐集、府州被害地との連絡に關する事項

文書係

一、救助金、慰問品募集に關する事項

主務 教育課
補助 庶務課

基隆市を經由して罹災地に歸還する者に對しては左の通り相談所を設置した。

場所 基隆驛前 船越旅館

歸還人員 約一五〇名

流言に對する注意に關する事項

打合會召集其他々係に屬せざる事項
豫算に關する事項

教育課 稅務課
庶務課

市内の開業醫三名看護婦三名、市職員一名を現地に急行せしめたが救護班の項と重複する故省略する。

一、看護衛生に關する事項

衛生課

一、物資の調査蒐集 暴利取締に關する事項 勸業課

一、物資慰問品の運搬に關する事項
一、土木建築材料調査に關する事項

土木課

勸業課に於ては暴利取締を爲すと共に別項の慰問品を蒐集し之を土木課へ移付した。

品名	數		量		計單	價	小計	附記
	新竹州	臺中州	新竹州	臺中州				
鹽	一五包	一五包	三〇包		八・一〇	二四三・〇〇		
澤庵	五樽	五樽	一〇樽		七・二〇	七二・〇〇		
福神	一〇箱	一〇箱	二〇箱		七・八〇	一五六・〇〇		
燈	一箱	一箱	二箱		五〇・〇〇	一〇〇・〇〇		
罐	四打	四打	八打		—	一三・五〇		
計						六四一・五〇		

土木課に於ては同課所屬貨物運搬自動車に依り右の物品

公私團體の救援

を積載、市職員一名便乘罹災地へ輸送した。

本市小公學校に於ては各學校共其の額を協定し兒童一人

一、會計に關する事項

會計課

より五錢を讓出して義捐金として取纏め市教育課へ。

市内一部の團體に於ては義捐金造成の目的を以て左記各種音楽會を實施し、之に依つて得た金品は夫々新聞社を經

由して總督府へ送付した。

月日	種別	場所	主催	後援
五月自七日	救濟演藝會	市公會堂	基隆音樂研究會	新民報社 基隆支局
五月一八日	震災地義捐琵琶演奏會	同	蓬萊旭友會	基隆市役所
六月六日	震災義捐兒童慰藉救濟音樂會	同	愛國婦人會 基隆市分會	基隆市役所

醫療班の救援

新竹州出身の醫師三名及び看護婦三名を派遣する事に決し二十三日午後九時急行にて蔡星毅、看護婦三名、市職員一名、翌二十四日午前七時急行にて蔡炳燦、劉清福と夫々現地に急行し罹災民の應急醫療に従事した。

義捐金品募集の狀況に就ては

收入

一金貳千參百參拾九圓六錢

市拔義捐金（内七百五拾五圓七拾六錢は指定寄附）

支出

一金六百四圓五拾錢 罹災民慰問品代（指定寄附）
 一金壹百拾圓七拾八錢 震災地派遣救護班諸費（同）
 一金四拾圓四拾八錢 領收代用市報印刷代他雜費（同）
 計七百五拾五圓七拾六錢也
 差引殘高貳千四百七拾九圓參拾錢也……… 差金高

一金四圓九拾錢

同預金利息

一金六百六拾五圓五拾七錢

教化聯合會拔義捐金

一金貳百貳拾五圓五拾參錢

教育會拔義捐金

計參千貳百參拾五圓六錢也

慰問品

品名	數量		計	附記
	新竹州	臺中州		
鹽鱒	一五包	三五包	五〇包	臺中州送付の内二〇包は指定寄附
澤庵	五樽	五樽	一〇樽	
福神漬	一〇箱	一〇箱	二〇箱	
饅節	一箱	一箱	二箱	
罐切	四打	四打	八打	
魚經詰	七四罐	七四罐	一四八罐	

其他 二十三日震災地慰問の爲本市より臺中州へ市助役及び市協議會員吉原多三郎を、新竹州へ、市教育課長及び市協議會員范寶動を慰問使として派遣した。

臺南州に於ては、新竹、臺中兩州下の震災に就いて、首腦部が會合し、見舞金貳千圓を支出する事として、新竹、臺中兩州へ各千圓宛送付し、急救醫療材料二千分を新竹、臺中兩州へ各千人分宛送付し、醫療救護班を組織して派遣

したのであつた。

臺中州へは州を代表して三上社會事業主事が、臺中州知事を訪問の上見舞金品を贈呈して慰問した。

新竹州へは當日列車不通の爲め、見舞金を電送し、急救醫療材料は翌四月二十二日、列車の開通を待つて送付した。

尙臺南市を代表して寺島臺南市庶務課長、嘉義市を代表して河野嘉義市教育課長が前記代表に同行、臺中州知事に見舞の辭を述べた。

尙州並びに臺南、嘉義兩市代表の一行は臺中州大甲郡清水街及び豐原郡豐原街、同郡内埔庄屯子脚の罹災地を歴訪慰問した。

尙又五月二十一日、新竹州苗栗街に於ける新竹州下震災慰靈祭、並びに、五月二十三日、臺中市に於ける臺中州下慰靈祭には、州知事の花環を供へ、且つ當日州を代表して伊藤教育課長が列席した。

臺南市役所に於ては四月二十三日午後十時二十三分、大

甲那沙鹿街長から副食物缺乏の爲め鹽鯖七十五圓範圍にて至急送付方電話を以て依頼があつたので宿直員は時を移さ

ず此の旨を市尹に報告すると共に關係職員を動員して徹夜之を買受け荷造を爲し、翌朝の一番列車を以て送付した。

義捐金品の募集に就ては所屬官衙、學校、街庄役場並びに所屬團體職員には總督府の指示に依つて義捐金を醸出せしめた。州下一般人は一口五十錢以上醸出することゝして所在地の街庄役場、市郡役所並びに州廳を経て新聞社に寄託醸出したが金三萬一千六十五圓五錢の多額に達した。

一般民間義捐金募集に當つては州下各方面委員は、各設置地に於て委員會、臨時委員會を開催して募集の方法を決定し尙各種團體、青年團等夫々各種の催をして之が募集に當つた。

帝國在郷軍人會斗六分會に於ては、中部地方震災地に赴いて直接救援する事は不可能なので、義捐金募集の趣旨の下に震災地被害實況活動寫眞映寫會を舉行して其の純益金

壹百圓を送付した。斗六實業協會も素人演劇會を催して其入場料壹百貳拾圓を送金した。

高雄州に於ては州を代表して禿社會事業主事を兩州へ派遣の上慰問をなさしめた外、翌二十二日に部課長會議を開催して州關係、官公吏側見舞金として兩州へ各壹千圓宛送付することに決定し即日送金した。

高雄市に於ても市民を代表して罹災地兩州知事及び市尹宛に見舞電報を發し、同日午後七時在市州協議會員及び市協議會員の緊急會合を求め、協議の結果、市官民を代表して慰問使として小野助役及び宮川市協議會員をして、見舞金、兩州宛各壹千圓携帶の上派遣した。

屏東市に於ては市尹代理として、野中市視學、市民代表として竹島、戸野一兩氏をして見舞金、兩州宛各五百圓を携帶せしめ、慰問使として兩州へ派遣した。

その他高雄第一公學校内にある高津青年團員は罹災者義捐の爲「映畫と音楽の夕」の開催を計畫して、四月三十日

午後七時三十分より第一公學校雨天體操場に於て開催、收入金六拾圓を直ちに臺中、新竹兩州知事宛送金した。

尙高雄州青果同業組合に於ては、罹災地に於ける物資缺乏の報傳はるや、之が救済の爲直ちに臺中州下に對し、副食物として澤庵漬四十樽、新竹州下に對しては同二十五樽を急送した。

尙又高雄州に於ては、義捐金取纏め方に付いて管内一般へ極力應募方を督勵した。又愛國婦人會高雄州支部に於ては、州下全會員を動員して義捐金を募集し、二千五百八十二圓五十九錢を本部に送金した。

屏東市に於ては四月二十四日午後一時屏東會館に於て町委員、方面委員、民間團體代表者、有志者等參集して義捐金募集に付協議し、直ちに募集に着手したのであるが、官公衛學校職員、小公學校兒童、青年團、一般民間等より四千五百十三圓八十六錢募集した。

岡山郡に於ては、愛國婦人會員等が義捐金募集に着手し

其金額三千九百四十二圓八十七錢に達した。

鳳山郡にても各街庄役場は直ちに募集に着手し保甲に於ては臨時會議を開催、義捐金募集に付き協議し、青年團に於ては義捐映寫會等を開催して、收益金全部を醸出、其の金額は一千六百九十圓六錢に達した。

同旗山郡にても各街庄に於て直ちに義捐金募集に着手した。一般民衆の同情翕然として起り、義捐金の申込殺到し、民間並びに郡管内職員から醸出したものを合せ、其の總額三千三百三十圓三十三錢に達した。

東港郡にても各街庄役場、愛國婦人會が直ちに義捐金の募集に着手し、其の總額六千一圓二十錢に達した。

花蓮港廳に於ては、震災の報に接するや最寄官衛長、民間有力者の參集を求め、救援の方途に付いて協議したが、當廳は地理的關係上直接救援は不可能なので義捐金を廳下一般より募集することに決定し、即時各支廳、街庄區役所を通じ、又は新聞紙上を以て廣く一般に周知せしめて義捐

金の募集に着手したところ、各支廳に於ては震災狀況を各派出所を通じ、又は揭示して一般に周知せしめ、尙廳下住民中、新竹、臺中兩州に本籍を有する者も多く、其の家族、親戚、知己等の安否を憂慮し、不安に馳られて居る者等に對しては震災地の狀況を説明し民心の安定に努めた。

廳關係職員の義捐金に關しては、總督府の指示に従ひ、募集金八百八十二圓二十六錢を總督府に送付した。一般住民の義捐金に關しては、各街庄區役場及び東臺灣新報社に於て之が取扱ひに當り、金七千二百八十七圓三十五錢を得たので直ちに總督府に送付した。

臺東廳に於ては四月二十三日關係員參集義捐金募集に關して協議の結果、廳下一圓より二千圓を募集する事に決定し、直に之に着手したところ、各方面より多大の同情を寄せられ、總額三千百九十一圓六十錢に達し豫定額を超過すること一千百九十一圓六十錢に達した。

澎湖廳に於ては四月二十二日廳管下職員有志より義捐金

を募集したところ總額二百八十六圓七十九錢の釀出があつたので、五月二十五日總務長官宛送金の手續をなした。

又各街庄役場をして民間より義捐金を募集せしめたところ總額六百九圓六十三錢の釀出を見たので五月二十七日總務長官宛送金の手續をした。

尙震災義捐金募集の目的を以て、馬公に於ける尺八愛好者を以て組織する積竹會（代表者竹田積山）並びに三絃師匠中田文江の共同主催にて、愛國婦人會澎湖廳分會、在鄉軍人會澎湖分會、馬公街役場後援の下に五月十三日馬公會館に於て「三曲演奏會」を開催し、之が純益五十五圓は愛國婦人會澎湖廳分會に委託して、同分會の名を以て震災義捐金として愛國婦人會臺灣本部へ送金した。

復興篇

震災地地方復興

復興計畫

復興委員會

今回の震災の被害は極めて大であつたが、其の復興は一日も忽に出来ぬので總督府に於ては市街地街路の復舊、官公衙其の他營造物の復舊、一般住宅の復舊、産業の復舊等に對して根本的調査を必要とし、又罹災民の自力更生を促進し、災害地財政の調整、罹災者に對する公課減免等其の復興對策も多く、然も其の實施に緊急を要する爲め四月二

十九日臺灣總督府に震災地復興委員會を設置して此等の對策を慎重に研究し、之が實施に當つては充分なる監督指導を行ひ、復興上遺憾なきを期したのであつた。

即ち二十九日附訓令第二十五號を以て次の如き復興委員會規程が公布された。

震災地復興委員會規程

(昭和十年四月二十九日訓令第二十五號)

第一條 昭和十年四月二十一日新竹州及臺中州下に於ける震災ノ

被害地復興ニ關スル重要ナル事項ヲ調査審議セシムル爲メ臺灣總督府ニ震災地復興委員會ヲ置ク



同	上	府事務官	木原 圓次
同	上	同	須田 一二三
同	上	同	佐治 孝徳
同	上	同	王野代治郎
同	上	同	森田 俊介
同	上	同	江藤 昌之
同	上	同	山岸 金三郎
同	上	同	高橋 梅
同	上	府土木事務官	倉内 孝

尙復興委員會に於て調査研究することとなつた事務概目を擧ぐれば次の通りである。

- 一、州市街庄營造物復舊ニ關スル事項
- 一、小都市部落改善復興ニ關スル事項
- 一、罹災地区計畫（法令發布、實施案作成指導）
- 一、家屋建築制ノ可否程度調査
- 一、家屋建築組合資金貸付ニ關スル事項
- 一、水利團體營造物復舊ニ關スル事項

一、産業復興資金ニ關スル事項

一、罹災地州市街庄財政ノ調査ニ關スル事項

一、罹災民公課減免調査ニ關スル事項

一、自力更生運動ノ指導方法ニ關スル事項

復興委員會 四月三十日午前十時より長官公室に於て開

催、各委員及び幹事出席の上、各局課に於て取纏めた調査資料並びに被害状況を基礎として、復興に關する根本的對策に付き種々意見の交換をした。

尙當委員會に於て、復興に對する具體案を作製する事は困難である都合上、幹事會を開催して、具體案を練ることを議決して散會した。

幹事會 第一回委員會の議決に基き、五月一日午後一時半より長官公室に於て開催、復興委員會の事務概目の全般に互つて討議し、次會の復興委員會の議案となるべき具體案を作製した。尙特に震災地家屋建築制限に關しては罹災地に對し影響するところ大なるに鑑み、更に幹事委員會を

開催して、左記關係幹事に委託し、之が具體策を審議せしむることとした。

高橋衛生課長

森田警務課長

王野社會課長

石井地方課長

木原土木課長

倉内土木事務官

白倉技師

小幹事會 五月四日長官公室に於て開催、前記幹事會に於て任命せられた幹事出席の下に、震災地家屋制限に關して慎重に審議し、之が具體策を作製した。

復興委員會 五月七日午後一時半より長官公室に於て中

川總督臨席の下に、會長以下各委員及び幹事出席の上開催、長時間に互り一般復興事務に付き討議の後愈々茲に其

の復興計畫の大綱を決したのであつた。

即ち提出議案に就ては、先づ各主管下課長より夫々詳細なる説明の後議事に入つた。

地方課提出になる州市街庄營造物復舊に關する件及び州市街庄財政調整に關する件に就ては原案通り夫々可決せられた。

土木課提出議案、水道復舊に關する件に就ては、内埔庄簡易水道は國庫補助より削除する事とし、他は原案通り可決。市街地市區計畫に關する件に就ては、村落計畫中にあつた公館、南庄、三叉、神岡、石岡の五部落を追加し、計十八ヶ所に對し、計畫線を設定し、地方長官に於て必要と認められた程度の家屋建築規則施行細則に對する適用細則を制定して、一定規格の下に建築せしめ、國庫は之に對して相當の助成をなすは勿論、所要復舊資金に對しては、其の大部分を低利資金融通に依る様努力することとした。村落計

畫に關する件は都合上單に計畫線を設定して杭打を爲す程度に止めて、復興資金に就ては前者と同様低利資金の融通に努めることに決定した。

水利團體營造物復舊に關する件は原案通り決定した。

殖産局提出議案、産業復興に關する件に就ては、普遍的の國庫補助は、財政的に許さぬのみならず、又其の必要な様認められたため、製茶、製帽、養蠶等の重要産業に限定して、再調査の上更に審議決定することゝなつた。

白倉幹事より震災復舊建築物構造強度に就て將來の安全を維持する必要上、速に關係者を集めて會議を開き適當なる州令案を作製して之が取締の徹底を期する様希望があつた。

社會課提出、自力更生運動の指導方法に就ては、王野社會課長より各項目に互り詳細説明があり、大體に於て各地方長官に於て一層之が趣旨の徹底を期する様申し合せ

た。

最後に中島主計課長より、復興に必要な豫算は、至急提出せられ度き旨申し出があつて午後六時二十分閉會した。

この委員會に於て議決せられた事項は復興委員會規定第五條に依り、復興委員會會長より總督に具申せられ、茲に震災地方に對する復興對策の完成をみたのであつた。

總督に具申せられた議決事項を擧ぐれば次の通りである。

震災地復興委員會議決事項

一、州市街庄營造物復舊に關する事項

州市街庄營造物復舊に要する經費は低利資金に依ることとし國庫より利子の補給を爲すこと

但し右の内復舊所要經費の歳出經常部豫算の約二倍以上に達する街庄は被害甚大にして財政亦一層困難と認めら

るゝを以て國庫及び州より補助すること

尙豊原水道復舊に對しては國庫より補助を爲し豊原街負

擔に對しては前項の例に依り低資融通を爲すものとす

二、震災地州市街庄財政調整に關する事項

1 街庄歳入缺陷に對する措置

罹災地州市街庄に於ける歳入缺陷補填に對しては低資融

通とし國庫より利子全額の補給を爲すこと但街庄に於

ける經常教育費の限度に於ては國庫より補助すること

2 州財政に對する措置

州自體の被害は比較的僅少なるとも街庄營造物復舊、罹

災地市區計畫、住宅助成等相當財政的援助を要するを

以て所要資金は低資融通を爲し國庫より利子全額を補

給すること

三、水利團體營造物復舊に關する事項

水利組合營造物復舊に對しては國庫補助を爲し組合負擔

額に對しては低資を融通すること

四、小都子部落改善復興に關する事項

(一) 罹災地市區計畫

1 今回の罹災地中將來膨脹發展性を有する集團戸數

五〇〇戸前後以上の部落にして危險家屋五割以上に

達し且つ市區計畫施行の經費負擔能力を有する左記

地區に市區計畫を樹立すること

新竹州

大湖 卓蘭 苗栗 銅鑼 竹南 後龍 竹東 北埔

南庄 公館 三叉

臺中州

豐原 清水 梧棲 沙鹿 內埔 神岡 石岡

右市區計畫事業に對しては國庫及び州より補助を爲

し州及び街庄負擔に對しては低資融通を爲し國庫よ

り利子を補給すること

2 罹災地小村落計畫

前項(1)以下の小村落にして集團戸數一〇〇戸以上

にして全壇半壇を合し全戸數の七割以上に達するも

のに對しては計畫線を定め單に中心杭を打込むに止

むること

(二) 家屋建築制其他

1 前述市區計畫地域には原則として臺灣家屋建築規

則を施行し資金融通困難なる者に對しては一戸當四

十圓(四〇〇圓の一割)宛の助成金を國庫及び州より

支出し、州支出に對しては低資融通とし國庫より利

子の補給を爲すこと

2 前項以外一般の地域に對しては耐震家屋建築の奨

勵勧誘を爲し必要に依り信用組合を通じ低資融通を

爲すこと

尙貧困者收容の目的を以て街庄營住宅を建築する街

庄に對しては低資を融通し國庫より利子の補給を爲

すこと

3 耐震建築物の構造に關しては營繕課に於て關係各

州技術官を招集し州令案の基礎を定むること

五、産業復興資金に關する事項

製茶、製帽、産業組合、蠶業等主要なものに對しては國

庫補助を爲し又は低資融通を爲すこと

六、罹災民公課減免調査に關する件

内務、財務兩局に於て調査の上實施すること

七、自力更生運動の指導方法に關する件

文教局中心と爲り之が趣旨の徹底に力むること

右の議決に基き各關係部局は豫算を編成し、財務局は之

を取纏めて大藏省に提出折衝したのであつたが、幸に當局

の理解と同情とにより、豫算も多少の變更を見たのみで以

下の如き復興事業が進められたのであつた。

復興事業

都市計畫

震災地の根本的復興を期すると共に、將來の地震に因る

都市計畫の樹立

災害を防禦し、又は安住の地たらしむる目的を以て、罹災部落十八ヶ所に市區改正計畫を樹立することとし、直に之が調査に着手した。

この外街路復舊事業補助及び市街地住宅復舊助成をな

都市計畫の調査並に方針　震災地の根本的復興上都市計畫の樹立は、最も緊急を要する事であつて、總督府に於ても震災地復興計畫に關する通達を發して、震災地兩州知事の善處方を促すところがあつたが、尙同時に被害地を實地調査の上都市計畫の根本的方針を樹立して、直に之を五月

し、又貧困者を收容する爲の街庄營住宅建築事業に對して利子の補給をするなど、銳意市街地の復興促進に努め、他面今回の災害の甚大であつた原因が、道路の狹隘と家屋材料の脆弱と構造法の不適當に因るに鑑み、州當局と協力して、之が建築の改良促進に努めたのであつた。

尙水利團體營造物、産業等多額の被害を蒙つたので、復興委員會の決議に基き一意専心其の復興に邁進した。

七日の震災復興委員會に提出し、其の審議決定を経て、更に州、郡、街、庄、當局の意見を聴取の上、被害甚大で比較的膨脹發展性を有するもので、集團戸數が五百戸以上の部落の内、危険家屋五割以上に達し、且つ市區改正計畫施行の經濟的能力を有してゐる左記地區

新竹州

大湖、卓蘭、苗栗、銅鑼、竹南、後龍、竹東、北埔、南庄、

公館、三叉

臺 中 州

清水、豊原、梧棲、沙鹿、内埔、神岡、石岡

に對して積極的に市區計畫を樹立することとし、之が調査測量、設計監督等をなす爲め、豫算一萬四千五百六十圓を計上し、第二豫備金より之を支辨することとした。

震災復興計畫に關する通達

總内第五三四號

昭和十年四月二十七日

總務長官 平塚 廣義

新竹、臺中兩州知事殿

震災地復興計畫ニ關スル件

這般ノ震災地ノ復興計畫ニ付テハ貴官ニ於テ充分御考慮ノコトト思料候處多數家屋ノ大破若ハ潰滅セル市街地又ハ大部落ニシテ此ノ際都市計畫ノ樹立乃至變更ヲ要スル箇所ハ機ヲ失セズ之ガ計畫ヲ確立シ恒久的建築物ハ之ニ準據シテ建築セシメ其ノ構

造ノ如キモ今回ノ被害ニ鑑ミ充分御考慮相成以テ復興上遺憾ナキヲ期セラレ度

右依命通達ス

追テ災害地復興計畫ニ關シテハ本府ニ於テモ銳意考究中ニ有之候條貴官ニ於テ計畫樹立ニ際シテハ本府ト連絡ヲ採ラレ度
申添候

都市計畫の内容 右都市計畫施行地に對しては既成市街

地の實情を充分調査し現地に適合する街路系統を確立すると共に街衢の區劃を整備した。街路系統は特に不分立の關係にある家屋建築、交通、排水計畫等を參酌し在來道路の利用し得べきものは之を存置し曲折甚だしきものは之を直線とし尙又街路の交叉は原則として直角とし區劃は縱六〇米、横八〇米、又は縱八〇米、横一二〇米を標準とした。

街路の幅員 は自動車交通を標準とし在來の幅員五米乃

至六米を凡て九米、一一米、一三米、一五米、一八米とし特殊の箇所のみ八米、六米を設け、又山手縦貫道路に關連

する苗栗、銅鑼、三叉の幹線道路は縦貫道路に合致せしめ
 幅員を一五米とし、清水、沙鹿、神岡、豊原の既設縦貫道
 路は其の儘市區計畫街路とした。

又市區計畫地に在つては適當なる綠地、公園、廣場を設
 置し、平時は保健に資せしめ、非常時は避難場所とし尙停
 車場前は驛を中心として貨客の交通は最も頻繁な所なの
 で、今回の市區計畫を樹立するに當り、鐵道部當局と充分
 折衝をし、停車場の改良計畫と將來の交通量を參酌して、
 左記の停車場前には適當な廣場を設置することとした。

竹南、後龍、銅鑼、清水、豊原

街路中心杭設置 震災の非常時に善處する爲め、先づ諸般
 の復興事業の促進上街路系統を明にする要があるので計畫
 の告示に先だち、街路の中心杭設置をする事とし、計畫案に
 基き實地に就き測量を實施すると共に中心杭を設置した。

震災地都市計畫街路中心杭設置標準

一、圖面

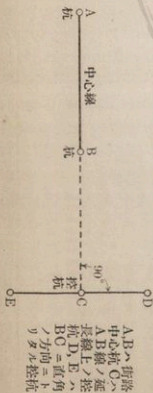
都市計畫圖ハ各街庄備付ケノ二千四百分ノ一乃至千二百分ノ一
 又地籍圖ヲ以テ作製ス
 二、中心線測量杭打

(イ) 都市計畫圖ニ付キ中心杭設置ニ先立テテ州、郡、街庄長
 等ノ責任アル意見ヲ研討シ各責任者現場立會ノ上中心杭ヲ設
 置スルコト

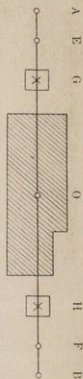
(ロ) 中心杭設置方法

(1) 都市計畫圖ハ急速作製ニカ、ルモノニシテ不正確ナルヲ
 以テ現地對照ノ場合差異ヲ生ズル箇所アルベキニ付橋梁又
 ハ水路其ノ他參考トナル構造物ヨリ精査シテ嚴正ニ中心點
 ヲ定メテ中心杭ヲ設置ス

(2) 中心杭ニ對シ將來必要トナルベキ箇所ニハ控杭ヲ設置ス
 此ノ控杭ニ對シ更ニ直角ノ方向ニ三〇米乃至五〇米ノ距離
 ニ控杭ヲ設ク可シ



(3) A、B 點が既知デ A B 線ヲ決定スル方法



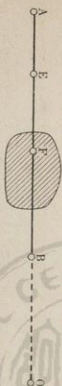
A、B 間ハ G、O、H ナル障害物アル爲見通シスルコト能

ハズ故ニ A B 二點ニ竹竿ヲ樹テ A B 線中ノ最高點 O ニ器械ヲ入レ A、B 線中ニ据エテ A 點ヲ視準シ反轉シ F、B 點ヲ定ム

若シ O 點カラ E、F ガ見エザル時ハ G、H 點ヲ取リ G、

H カラ E、F ヲ決定ス

(4) A、B 點既知デ延長線ヲ設ケテ E、F ヲ決定ス



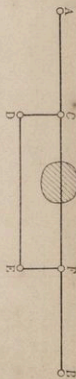
A、B 二點ニ長イ竹竿ヲ樹テ A、B ノ延長線上ノ高所(山、

岡或ハ高層建物)ヘ器械ヲ据エ延長線上 O 點ニ入レ込ミ

A、B 線ガ同一線ニナルガ如ク視準シ A、B 線中ニ E、

F 點ヲ下シ順次 A 點ニ達ス

(5) 直角法ヲ使用スル方法



A、B ガ既知ニテ途中支障アルトキ (1) ノ方法ニヨリテ C 點

ヲ決定シ AC ニ九十度ノ方向ニ CD ヲ測リ D 點ヲ定メ更

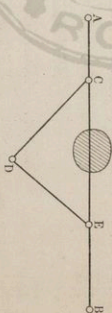
ニ CD ニ九〇度ニ DE ヲ取リテ E 點ヲ決定シテ更ニ DE

ニ九〇度ニ EF ヲ取リテ F 點ヲ決定ス、

此ノ場合 CD ハ餘リ短距離ナル時ハ誤差ヲ生ズルコトア

リ

(6) 三角法ヲ使用スル方法



A、B ガ既知ニテ途中ニ障害物アル時ハ (1) ノ方法ニヨリテ

C 點ヲ決定シ AC ヨリ一〇〇度ニ CD ヲ取リ測距シテ D

點ヲ決定シ次ニ CD ヨリ六〇度ニ DE ヲ測リ CD ト等シ

ク DE ヲ測距シテ E 點ヲ決定スレバ E ハ A B 線中ニアリ

(7) 在來道路ノ中心線ヲ基準トシ各交點ノ位置ヲ決定ス

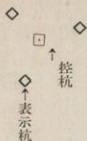
交點ハ凡テ一點ニ會スルヲ原則トナスモ五叉、三叉點ノ場合ニ二點又ハ三點ノ交點ヲ生ズル場合アリ、計畫圖面参照

(8) 新ニ交點ヲ生ズル箇所ニシテ家屋其他ノ障害物アル時ハ

此ノ場合交點ヲ設ケズ土壤除却ノ後ニ更ニ交點ヲ設置ス、此ノ場合路線ノ方向ヲ指示スル杭ヲ打ツコト

(9) 中心杭ニハ總テ竹竿ヲ樹テ旗ヲ付ケ路線ノ方向ヲ明示スルコト

(10) 控杭ニハ三方ヨリ表示杭ヲ打ツコト



(ニ) 補助杭ハ木杭トス

(ホ) 中心標石埋設ノ際中心杭ノ四方ニ假杭ヲ打チテ水糸ヲ張り交點ト中心杭ノ中心點釘ト一致セシメテ標石ヲ埋設シ此ノ

際標石天端ノXノ交點ト水糸ノ交點トヲ合致セシムル様標石ヲ移動シテ決定ス、田杭ノ天端

(ハ) 木杭ノ形狀寸法ハ左ノ如シ

四握角六〇握

材料杉又ハ楡

(ト) 中心標石ハ州指定道路使用ノモノヲ一時流用スルコト

四、中心杭位置圖作製

中心標石ヲ埋設シタル箇所ハ都市計畫圖ニ明示スルコト

角度距離其ノ他參考トナル事項ヲ記入スルコト

五、設計用平面縱橫斷面測量

市區改正工事設計用平面縱橫斷面測量ヲナシ前回ニ於テ設置シ能ハザル中心標石ハ此ノ場合ニ埋設スルモノトス

三、中心杭ノ形狀

(イ) 中心杭ハ石標(又ハコンクリート製杭)ヲ埋設ス

(ロ) 中心標石ハ埋設ノ際根固ヲ充分ナス可シ

(ハ) 中心標石ノ天端ハ路面ヨリ低目ニスルコト

都市計畫の認可及告示 前述の通り先づ街路系統を確立

した上、街路の中心杭を設置し、現地の測量に依り縮尺千二百分の一半面圖を調製し、兩州當局をして總督府土木課

指導のもとに市區計畫圖を製作せしめ、各街庄長をして

市區計畫認可申請をなさしめた。斯くして六月二十日兩州

下十八ヶ街庄の市區計畫認可申請を受理し、慎重審議をな

し、六月二十七日には新竹州、六月二十八日には、臺中州

各當局及び郡守、街庄長の最後の説明を徴し、總督の決裁

を得て、新竹州下の分は、六月二十八日附、臺中州下の分

は六月二十九日附を以て夫々認可した。

前記の通り主として、街路系統を確立せる市區計畫の認

下を得たので、兩州當局に於ては、直に州報を以て告示す

ることに手續をなし、七月一日附を以て兩州共一齊に之が

告示をした。

新竹州告示第七十四號

竹東郡(竹東)(北埔)竹南郡(竹南)(後龍)(南庄)苗栗郡(苗栗)(公

館)(銅鑼)(三叉)大湖郡(大湖)(卓蘭)市區計畫左記ノ通昭和十年

六月二十七日總督ノ認可ヲ得タリ

市區計畫區域境界線及街路境界線ハ當州ノ設置セル現地ノ標杭ニ

據ル

詳細圖面ハ當州廳及關係街庄役場ニ備ヘ置キ縦覽ニ供ス

昭和十年七月一日

新竹州知事 内海忠司

記

竹東市區計畫

一 市區計畫區域

(圖面表示)

一 街路新設

(同)

幅員 十三米、十一米、九米ノ三種

北埔市區計畫

一 市區計畫區域

(圖面表示)

一 街路新設

(同)

幅員 十三米、十一米、九米、六米ノ四種

竹南市區計畫

一 市區計畫區域

(圖面表示)

一 街路新設

(同)

幅員 十三米、十一米、九米ノ三種

後龍市區計畫

一 市區計畫區域

(圖面表示)

一 街路新設

(圖面表示)

幅員 十五米、十一米、九米、六米ノ四種

一 南庄市區計畫

一 市區計畫區域

(圖面表示)

一 街路新設

(同)

幅員 十一米、九米、六米ノ三種

一 苗栗市區計畫

一 市區計畫區域

(圖面表示)

一 街路新設

(同)

幅員 十五米、九米ノ二種

一 公館市區計畫

一 市區計畫區域

(圖面表示)

一 街路新設

(同)

幅員 十一米、九米、六米、四米ノ四種

一 銅鑼市區計畫

一 市區計畫區域

(圖面表示)

一 街路新設

(同)

幅員 十八米、十五米、十一米、九米ノ四種

三叉市區計畫

一 市區計畫區域

(圖面表示)

一 街路新設

(同)

幅員 十五米、九米、六米ノ三種

一 大湖市區計畫

一 市區計畫區域

(圖面表示)

一 街路新設

(同)

幅員 十一米、九米、六米ノ三種

一 卓蘭市區計畫

一 市區計畫區域

(圖面表示)

一 街路新設

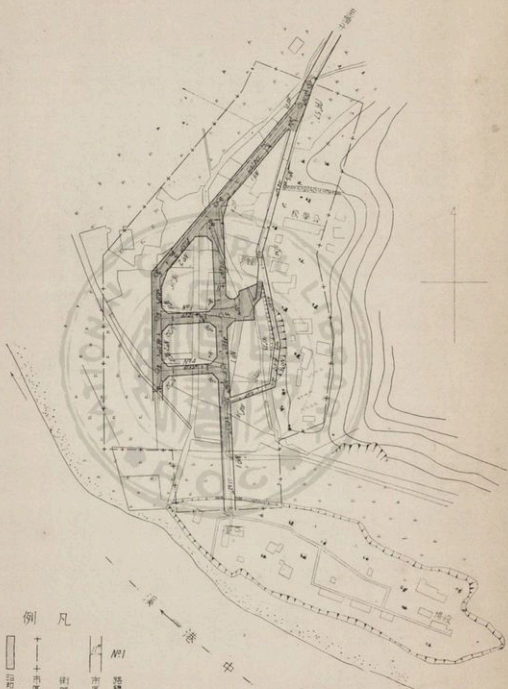
(同)

幅員 十一米、九米ノ二種

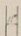

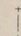

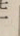



南庄市區改正計畫圖

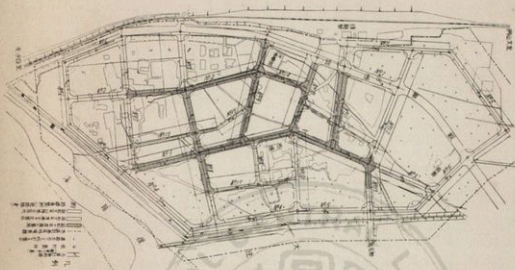
復興篇



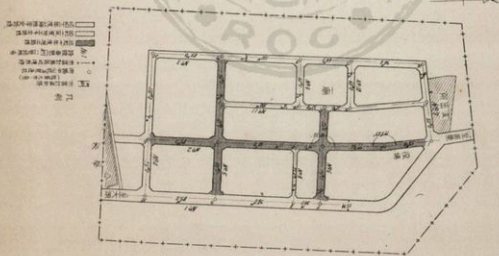
例 凡

- 
No.1
路變遷前之區域標志
市區計畫道路
- 
街路中心線
- 
十——市區計畫區域界線
- 
道路之寬度或計畫線
- 
道路之寬度或計畫線
- 
道路之寬度或計畫線

圖畫計正改區市龍後

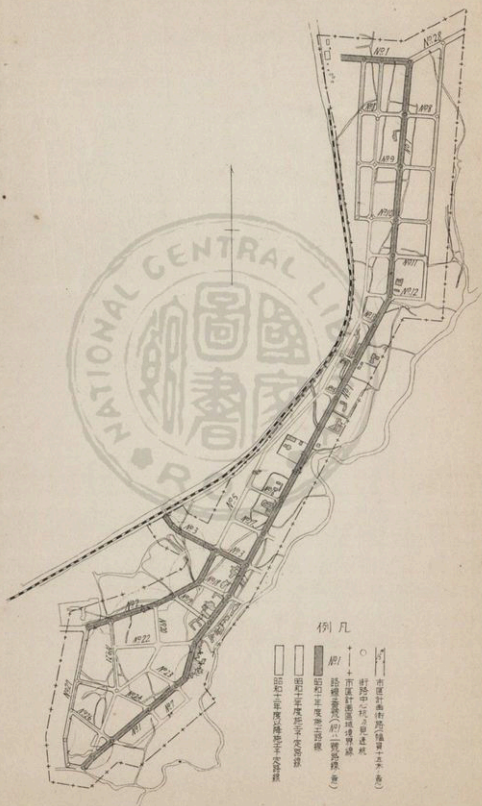


圖畫計正改區市館公



苗栗市區改正計畫圖

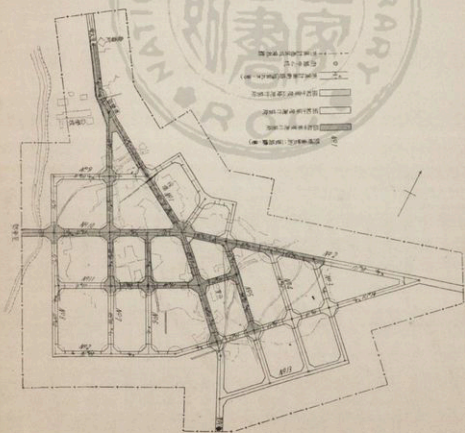
復興篇



大湖市改正計畫圖

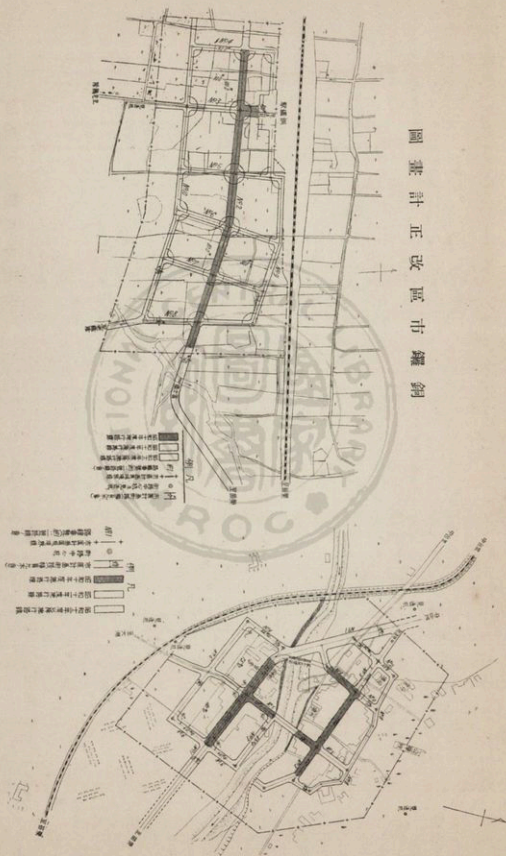


卓蘭市改正計畫圖

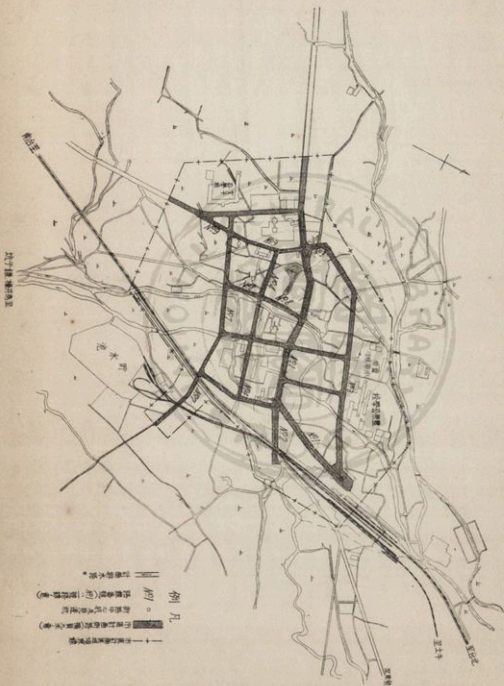


圖畫計正改區市又三

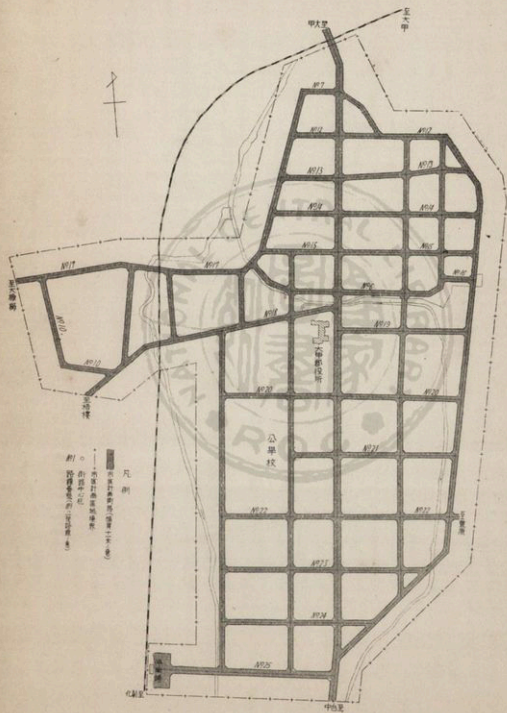
圖畫計正改區市鐘銅



豐原市區改正計畫圖

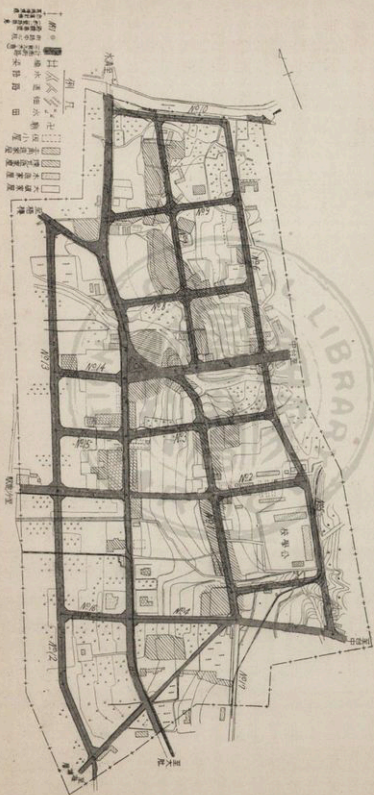


清水市區改正計畫圖



昭和十年臺灣震災誌

沙鹿區改正計畫圖



臺中州告示第九十七號

豐原郡豐原、神岡、內埔、東勢郡石岡、大甲郡清水、梧棲、沙鹿ノ市區計畫左記ノ通昭和十年六月二十八日臺灣總督ノ認可ヲ得タ

リ

市區計畫區域境界線及街路境界線ハ當州ノ設置セル現地ノ標杭ニ

據ル

詳細圖面ハ當州廳及關係街庄役場ニ備ヘ置キ縱覽ニ供ス

昭和十年七月一日

記

臺中州知事 日下 辰 太

豐原市區計畫

一 市區計畫區域

(圖面表示)

一 街路新設

(圖面表示)

幅員 十八米、十五米、十一米ノ三種

一 排水路新設

(圖面表示)

幅員 十米ノ一路線

神岡市區計畫

一 市區計畫區域

(圖面表示)

一 街路新設

(圖面表示)

幅員 十五米、十一米、九米、六米ノ四種

內埔市區計畫

一 市區計畫區域

(圖面表示)

一 街路新設

(圖面表示)

幅員 十五米、十一米、九米、六米ノ四種

石岡市區計畫

一 市區計畫區域

(圖面表示)

一 街路新設

(圖面表示)

幅員 十五米、十一米、九米ノ三種

清水市區計畫

一 市區計畫區域

(圖面表示)

一 街路新設

(圖面表示)

幅員 十五米、十一米、九米ノ三種

梧棲市區計畫

一 市區計畫區域

(圖面表示)

一 街路新設

(圖面表示)

幅員 十一米、九米、六米ノ三種

沙鹿市區計畫

一 市區計畫區域

(圖面表示)

一 街路新設 (圖面表示)

幅員 十一米、九米ノ二種

各街庄の都市計畫概要

竹東市區計畫

竹東は郡役所所在地であつて近年天然瓦斯及び石油の湧出が盛んで交通が頻繁となつた爲、指定道路より公學校前に通ずる道路を幅員一三米とし、其の他の區劃は從來施設せる道路並びに之に連絡する道路を計畫して區劃の編成をなした。計畫の内容は左の通りである。

一 市區計畫區域面積	二三四、六四〇平方米
二 市區計畫街路	十路線
幅員	九米 延長
同	一一米 同
同	一三米 同
	二、〇二・三米
	一、六八七米
	五〇米

北埔市區計畫

北埔は竹東、峨眉、大坪林に通ずる道路を有し廟を中心として市街地を形成してゐるが地震の爲家屋の被害が甚

大なため廟前附近の商店街は幅員を九米とし、廟後方位宅地は、單に、衛生上の見地から區劃道路の必要を認め、幅員六米の道路とし、竹東及び峨眉に通ずる道路は交通上一三米とした。

市區計畫の内容は左の通りである。

一、市區計畫區域面積	一六七、八二〇平方米
二、市區計畫街路	十六路線
幅員	一三米 延長
同	一一米 同
同	九米 同
同	六米 同
	三五三米
	四二三米
	一、三〇〇・五八米
	九八一米

竹南市區計畫

竹南及び中港はその距離僅に八〇〇米で小學校、街役場、公學校等があり、市街地が連絡してゐるので之を一區域として市區計畫を樹立するのであるが、將來、市街地發展の統制上有利であると考へられるので、竹南では從來郡當局で立案した街道網を適當と認め、其のまま採用す

ることとし、中港は被害の實情並びに在來の道路等を考慮して區劃を定めた。驛前より郡役所に通ずる線を一五米とし其他は一三米乃至九米とした。

計畫の内容は左の通りである。

一、市區計畫區域面積	六一九、五二〇	平方米
二、市區計畫街路	二十五	路線
幅員	一五米	延長
同	一三米	同
同	一一米	同
同	一九米	同
同	二二八・四八米	
同	六、五三〇・六四米	
同	一、三九三・四米	

後龍市區計畫

後龍は縦貫道路に沿ひ且つ縦貫道路に面し苗栗、北勢、白沙等に通ずる交通機關があり、物資の集散、商業の中心地であるが、今度の地震のため殆ど全滅に等しき被害を受けたので、街衢の編成も一部在來道路を尊重し、曲折せる部分は之を直線街路とした。又驛前には廣場をとり街路の幅員は驛前通りを一五米とし、其他は一一米、九米とし、特に在來道路の中保存を要するもの及び小區

劃の箇所は六米街路を配置した。その内容は左の如くである。

一、市區計畫區域面積	二八五、六三〇	平方米
二、市區計畫街路	十八	路線
幅員	一五米	延長
同	一一米	同
同	九米	同
同	六米	同
同	七九一・七米	
同	二、六〇二・七米	
同	一、二五七・七四米	
同	六二〇・七米	

南庄市區計畫

南庄は今回の地震のため全滅せる市街地であり慘狀を極めたのに鑑み、從來の狹隘で曲折せる道路を根本的に改正せんとしたのであるが、幸に土地所有者が三名餘で大部分を所有する故、土地の交換分に煩鎖なく、街衢の編成は全く舊態を脱して新面目をほどこしたのであつた。路幅を一一米とし、又廟前に廣場を設け、平時の祭事並びに非常時の避難場たらしめることゝした。計畫の内容は次の通りである。

一、市區計畫區域面積

六八、九〇〇平方米

同

九米

同

一、三九三・四米

二、市區計畫街路

五路線

公館市區計畫

幅員 一一米 延長

五二一・四四米

同 九米 同

二三七・〇二米

同 六米 同

三二二・八三米

公館は苗栗、大湖に通ずる指定道路に面し、近郊農村を顧客とする商業地であつたが、廟、警官派出所を残存するのみの惨状を呈し、住家は土角造であつた爲全滅し死者多数を出した。街衢の編成は指定道路を一般交通幹線とし根本的に區畫の整理をなし、廟前廣場を充分にとり、周圍に街路を配置し、又自然湧水の水汲通路として四米路線を計畫した。計畫内容は左の如くである。

苗栗市區計畫

苗栗街は苗栗郡役所があり地勢上長方形の市街地で竹南、銅鑼、公館、大湖に通ずる幹線道路を有し交通の要衝であり、又近時山手縦貫道路の計畫があるので益々交通頻繁となる情勢にある。それ故震災被害の甚大なのに鑑み、家屋の改築を要する者多数なるにより、中央を縦貫する幹線及び竹南、銅鑼に通ずる路線を幅員一五米とし、その他の街路については、從來郡當局に於て計畫し實施し來つた計畫案を適當と認め、二十三路線を追加して決定した。その内容は左の通りである。

一、市區計畫區域面積

一三一、九三〇平方米

二、市區計畫街路

十路線

幅員 一一米 延長

三五八・一米

同 九米 同

一、〇四九米

同 六米 同

二六一・八米

同 四米 同

七五米

銅鑼市區計畫

六三二、七三〇平方米

一、市區計畫區域面積

二十七路線

幅員 一五米 延長

一一、五四〇・六米

銅鑼庄は銅鑼驛を去る八〇〇米の丘上に在り半農村の小

都市で家屋は何れも古く且つ土角造であつた爲、地震により全滅の悲境に陥つた。これが復興にあつては、新市街地を銅鑼驛前一帶に建設す可しとする議論が盛んで震災直後指定道路上に避難舎を設けてゐたが、日を経るに従つて宅地の交渉解決し、新市街地建設の氣運が旺ん

となつた。當局に於ても之を適當な對策と認め指定道路を中心として街衢の編成をなし、驛前には新に廣場を設け、指定道路は山手縦貫道路の計畫と合致せしめ、幅員を一五米とした。計畫内容は左の通りである。

一、市區計畫區域面積
二、市區計畫街路

幅員	一八米	延長	一一五・六一〇平方米
同	一五米	同	同
同	一一米	同	同
同	九米	同	同

十路線
一八米
五四二米
九二米
一、八四四・一六米

三又市區計畫

三又庄は三又驛より約八〇〇米の地點にあり、市街地は溪流を隔て、三又驛に向ひ指定道路沿線に發展しつゝあ

る。舊市街地は土角造のため殆ど全滅の状態となつたため、指定道路は山手縦貫道路となるので幅員を一五米とし、大湖に通ずる路線を九米とし、地形に順應して區劃の配置をなした。

計畫内容は左の通りである。

一、市區計畫區域面積
二、市區計畫街路

幅員	一五米	延長	九八・二五〇平方米
同	九米	同	同
同	六米	同	同

八路線
一七三米
一、〇〇八・八五米
二四〇米

大湖市區計畫

大湖庄は大湖郡役所の所在地で、農林省の蠶業試験所の開設に伴ひ小學校裏手方面に新市街地を形成せんとする情勢にあつたが、今回の地震の爲に全壊、半壊の被害家屋が多數あつたので、舊市街地の路幅を一米及び九米とし、小學校裏手方面にも街衢を編成し、復興對策と共に將來の發展に備へることゝした。

其内容は左の通りである。

一、市區計畫區域面積 二六四、六七〇平方米

二、市區計畫街路 十三路線

幅員 一一米 延長

同 九米 同 一、七二五・八四米

卓蘭市區計畫

卓蘭庄は大湖郡の南部、大安溪に臨み附近一帯の平野の中心として發展性のある商業地である。然るに今回の地震の爲家屋破損の被害が相當甚大であつたが復興氣運は盛であり、街路の系統は東勢並びに大湖に通ずる路線及び内灣に至る道路あり、その幅員を一一米とし、舊市街地は大體方形形式に區劃編成することとした。計畫内容は左の通りである。

一、市區計畫區域面積 二五四、四三〇平方米

二、市區計畫街路 十四路線

幅員 一一米 延長

同 九米 同 九九一・一五米
六六八・二八米

豐原市區計畫

豐原は縦貫道路に沿ひ附近一帯の農産物の集散地であつて、所謂葫蘆墩米の產地として著名である。東は東勢、

石岡、西は神岡、大雅、清水、北は内埔、后里、南は臺

中に通じ交通は發達してゐる。營林所經營の八仙山木材

は此の地より搬出され、商工業は漸く活氣を帯びて來つ

つあつたが、今回の地震の爲家屋の被害甚しく殆ど危険

家屋となつたので、此の際根本的に市區計畫を樹立し交

通衛生、保安に對する對策を講じ、速に建築線を指示し

て店舗改築を促進させるのは復興對策として最も緊要で

あるので當局に於ては驛前廣場を計畫し、停車場より縦

貫道路に通ずる幹線は幅員を一八米とし、又驛前より公

學校前を経て郡役所に至る幅員一五米街路を計畫し、山

手縦貫道路との連絡を考慮して東勢街道を一八米とし、

其他舊市街地には一一米の街路を配置して、街衢の整備

をなした。

一方市街地内を亂流する圳路を整理する爲縦貫鐵道に沿

一方市街地内を亂流する圳路を整理する爲縦貫鐵道に沿

ふて排水路を計畫した。

計畫内容は左の通りである。

一、市區計畫區域面積

六六六、八一〇平方米

二、市區計畫街路

十路線

幅員 一八米 延長

一、二七八・五六米

同 一五米 同

八一五米

同 一一米 同

二、五八六米

三、排水路

一路線

幅員 一〇米 延長

五〇〇米

内埔市區計畫

内埔庄屯子脚は后里驛を距る二軒の地點にあり、大甲、

豐原に通ずる交通機關が發達し、附近農村の中心として

商業繁榮し、又住民の自覺により市區改正を行つてゐた。

併し今回の地震の爲家屋の大部分が土角造だったので全

滅大破し、一瞬にして修羅場と化し、震災被害地中神岡

庄と共に最も酸鼻を極めた。然し此の際市區計畫を決定

し將來の發展に備へ、交通、衛生、保安の上から統制あ

る市街地を構築することは轉禍爲福の方策であり、復興

對策中最も緊急を要するので主要幹線街路は幅員一五米

とし、其他は幅員一一米とし、舊道路の擴張をなし、方

形區劃とし、隣接せる中和庄をも併せて計畫を決定した

その内容は左の通りである。

一、市區計畫區域面積

四七六、七七〇平方米

二、市區計畫街路

十五路線

幅員 一五米 延長

一、二三五米

同 一一米 同

三、九七二米

同 九米 同

八五六米

同 六米 同

二七八米

神岡市區計畫

神岡は沙鹿豐原間にあり、縦貫道路に面し、附近一帯は

豐饒な農村であつて將來大肚山の開發に伴ひ著しい發展

をなすべく、商業地として重要性を加へつゝあつたが、

今回の地震に依り家屋の大部分が土角造であつた爲、市

街地は全滅し震災地中最も被害甚大であつた。然るに住

民の復興氣勢旺盛で、將來此の災難を再び繰返さない様

市區計畫を決定し、統制ある市街地の發展を期し、主要幹線を幅員一五米とし、臺中に通ずる路線を幅員一米とし、其他、現地に適應する路線の配置をなした。計畫の内容は左の通りである。

一、市區計畫區域面積
二、市區計畫街路

幅員	一五米	延長	二四〇、一八〇平方米
同	一一米	同	八路線
同	九米	同	八八二・七五米
同	六米	同	三六一・三五米
同	同	同	四三九米
同	同	同	三六八・四五米

石岡市區計畫

石岡は東勢道路に面し附近農村の中心商業地である。然るに今回の地震に依り、殆ど全滅の悲運に陥り被害甚大であつたが、此の際新に市區計畫を樹立し、將來斯る天災に對し、災害を防止し同時に市街地の發展を期するのは最も急を要するものとして、住民の熱望に依り、根本的に市區計畫を樹立した。その内容は下の通りである。

一、市區計畫區域面積
二、市區計畫街路

幅員	一五米	延長	一二二、六七〇平方米
同	一一米	同	七路線
同	九米	同	四六・八五米
同	同	同	一、一九六米
同	同	同	七六六・七六米

清水市區計畫

清水は縦貫鐵道に沿ひ、大甲溪、大安溪の橋梁加設が竣功し交通至便となり、市況活氣を呈し、郡役所、帽子檢査所、米穀檢査所等があつて、市街地は漸時南方に發展しつゝある。舊來の市街地は街内北方に集中してゐて、狹隘で、曲折し、家屋も大部分土角造であつた爲、今回の地震に依り、市街地は殆ど全滅となり、死傷者多數を出し、被害極めて甚大であつた。

それ故街民はこの機會を利用し、根本的に市區改正を斷行し、理想的街衢の構成をなし、爾今再び斯る悲運に際會せざる様熱望し、復興の氣運が横溢した。又家屋の改築をなすものに對し、速に建築線を指示して、跡片付は

整理を迅速になさしめる必要があるので、先づ市區計畫を決定し復興對策の基準を指示した。

本計畫に當つては舊來の道路が極めて狹隘且つ曲折が甚しかつた爲殊に被害甚大であつたのを考慮し、根本的に區劃を整理し、幅員は凡て一一米とし、將來發展すべき南方の區域、停車場方面及び社口の區域を編入し、驛前廣場を設けて將來の發展に備へた。その内容は左の通りである。

一、市區計畫區域面積	八六八、二六〇平方米
二、市區計畫街路	二十五路線
幅員	一五米
〃	一一米
〃	同
〃	一〇、七四八・八八米
〃	一、七七五・三八米

梧棲市區計畫

梧棲は往時對岸との貿易が盛んで商業地であつたが、地勢が悪く、自然廢港となり、近時著しく衰退し、只水産の開發に全力を擧げて市況の挽回に努めつゝあつたので

あるが、今回の地震に依り、六割以上の家屋は全壊大破し、移轉若くは改築を要する次第となり、且つ、近時乗合自動車の交通發達に鑑み、此の機會に市區計畫を實施し、市區の整備を計つたものである。

計畫の内容は左の通りである。

一、市區計畫區域面積	一七九、八九〇平方米
二、市區計畫街路	七路線
幅員	一一米
〃	九米
〃	同
〃	六米
〃	同
〃	一、二七五・六二米
〃	六四五・三四米
〃	七二六・六八米

沙鹿市區計畫

沙鹿は制度改正前支廳所在地であつて、當時既に集團市街地を形成してゐたが、道路の開鑿に伴ひ交通至便となつたので、大甲、清水、梧棲、龍井、大肚の各方面との商業取引が盛んになり、人車の往來繁く、地理的關係から商況は益々發展の情勢にあつた。所が、今回の地震の

都市計畫事業

ため、大半の家屋は全壊又は大破し、家屋の改築を要するもの續出した。それ故、速に復興対策を叫び、市區計畫を確立し、區劃を整然とし、轉禍爲福の策を講ずることとは最も機宜の處置であつて、本街は縦貫道路貫通し、交通の要衝にある關係上、殊更速かに復興が要望された。計畫の内容は左の通りである。

一、市區計畫區域面積

四〇三、二〇〇平方米

二、市區計畫街路

十七路線

幅員 一一米 延長

二、三〇五・六八米

九米 同

一、六六〇・九一米

前記市區計畫の實施を見た十八街庄の市區計畫事業中、主要幹線の道路工事、側溝工事、橋梁及び之に伴ふ雜工事等は震災地復興上緊急を要するもので、昭和十年度に於て之を完成せしむる必要があり、國庫は其の事業費の三分の二を、州費は其の事業費の三分の一を夫々補助し、當該街庄をして直に事業を實施せしむることとした。事業費及び國庫補助額は次の通りである。

區別	總額	内		附記
		新竹州管下	臺中州管下	
都市計畫工事費	四〇八、四一九円	一九四、九四七円	二五三、四七三円	
街路工事費	六、二五五	二七、三七七	三三、八四五	新臺中 一七五、一四二米 新臺中 一九九、八三八米 三七四、九八〇米
側溝工事費	一、一〇、〇九〇	一〇、〇九〇	七、〇〇〇	新臺中 一〇、五〇〇米 新臺中 七、六〇〇米 一八、一〇七米
橋梁工事費	六七、三〇〇	九〇〇	六六、四〇〇	新臺中 一ヶ所 新臺中 七ヶ所 八ヶ所
雜工事費	三〇、九五五	二二、三三三	一七、六三三	排水路付替、圳路、暗渠、法留、石垣

尙各街庄別事業費は次の如くである。

新竹州下

街庄名	街路工事費	側溝工事費	橋梁費	雑工事費	移用地並家屋補償費	監督費及雜費	計
大湖庄	七、七〇〇	四、七〇〇	一〇	五、四七〇	一、二五三	三、九一〇	七、六六六
卓蘭庄	一、六六七	一〇、一〇〇		一、二七六	二、七一九	九五五	一六、六二五
苗栗街	七、二〇〇	三、〇〇〇		三、九六九	八、六八三	二、七二五	五五、〇五七
銅鑼庄	二、二四一	六、〇七〇		八、九四〇	一、三三六	五八五	二一、七四六
後龍庄	三、八一八	一四、四〇〇		一、七三七	八、八三四	一、三三三	三四、一六三
竹東街	七、五〇〇	一、一〇〇		一、〇六八	一、二八八	一、五三三	三六、六三九
北埔庄	一、三三三	〇、〇〇〇		九三三	一、九六六	六四〇	三三、〇九九
公館庄	〇、七〇〇	〇、〇〇〇		四七六	一、〇三六	五七九	六、六七五
三叉庄	一、一三七	〇、〇〇〇		五二二	二、二二二	四七五	八、三三六
南庄	七、〇〇〇	〇、〇〇〇		五八一	一、〇三二	四八二	八、四八一
合計	七、七〇〇	四、七〇〇	二〇〇	一、三三三	六、四三三	九、八〇〇	一九四、九四七

用地並家屋移轉補償費	監督費及雜費	國庫補助額	區別
八四、四九一	三三、三六七	二九、九四六	新竹
三六、四三三	九、八五〇	二九、九六五	新
四、〇六八	一三、五三七	一六、八六一	計
一、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	用地補償面積
五、〇三三	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	坪
四、七三七	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	坪
三、五三七	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	坪
二、四三三	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	坪
一、五二二	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	坪
〇、六六六	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	坪
家屋移轉補償			
五二二			戸
一、六三四			戸
一、五六六			戸

街庄名	街路工事費	側溝工事費	橋梁費	雑工事費	用地並家屋補償費	監督及雜費	計
清水街	八、五七四 ^円	三、七〇八 ^円	三、四四〇 ^円	五、四七五 ^円	一、三七一 ^円	三、八六六 ^円	七六、〇九六 ^円
沙鹿庄	四、一八一	八、六六〇	九、六〇〇	二、三四四	六、八三七	一、八〇〇	五三、三三四
梧棲街	一、三〇〇	六、六〇〇	—	〇〇〇	一、七〇七	六七一	一、一三四
豐原街	一〇、六九三	一五、九〇〇	三、〇〇〇	六、三九四	九、一八七	四、五五九	八四、〇七九
内埔庄	七、一三七	一〇、一七〇	—	一、七三三	二、一五七	一、七七一	三三、九七八
神岡庄	九〇	二、一〇〇	—	三〇〇	九一九	二九九	四、七七八
石岡庄	一、〇七九	五、五〇〇	—	五九九	一、七三三	五九九	四〇、九〇〇
合計	三三、八四四	六〇、〇〇〇	六、〇四〇	一七、六四四	四六、〇六八	二二、五七七	三三三、四四三

低利資金 都市計畫事業費 四十四萬八千九百十四圓よ

り國庫補助額二十九萬八千九百四十六圓を差引いた殘額十四萬九千四百七十三圓は州費負擔とするが、右州費に對しては其の全額を低利資金により融通する事とした。

廢止し、特に此の際、市街地並びに大部落であつて、都市計畫を樹立する箇所には、臺灣家屋建築規則を施行すると同時に、復興建築物の構造制限を爲した。

住宅復舊

市街地は勿論農村と雖も、成るべく在來の土角造は之を

尙今次の震災に依る罹災者の物質上に於ける打撃は相當甚大であつて、特に住宅復舊に就て其の資金の融通に苦しむ事を慮り、なるべく低利資金を融通し、特に都市計畫に對しては此の他國庫並びに州より補助をなす等之が建築

に便ならしめた。

イ 家屋建築の改良促進

震災地の復興対策として、前記の通り市區計畫の樹立、市區計畫事業の補助等積極的復興工作を實施する事となつたが災害の甚大であつたのは家屋の材料の脆弱であるのと、其の構造法の適當でなかつたに鑑み、家屋建築の改良促進は最も肝要の事に屬するので、臺灣家屋建築規則施行細則第二十五條によつて、家屋建築の構造強度に關する規程を制定する事とし、總務長官名を以て新竹、臺中兩州知事に夫々之が準則を示した。尙一般農村部落に對しては耐震的家屋建築の獎勵をなした。

震災地家屋建築ノ改良促進ニ關スル通達 總内第六二八號

昭和十年五月三十一日

總務長官 平塚廣義

新竹、臺中兩州知事殿

震災地家屋建築ノ改良促進ニ關スル件

這般ノ震災ニ際シ其ノ地震ノ強度ニ比シ災害ノ甚大ナリシハ木島在來家屋ノ材料ノ脆弱ナルト其ノ構造法ノ適當ナラザリシニ因ルコト明ナルヲ以テ此ノ際市街地並ニ大部落ニシテ市區計畫ヲ樹立セントスルガ如キ箇所ニハ臺灣家屋建築規則ヲ施行シ猶別冊準則ヲ參酌シ家屋建築ノ構造強度ニ關スル規定ヲ臺灣家屋建築規則施行細則第二十五條ニ依リ制定施行相成以テ家屋建築ノ改良促進ヲ期セラレ度

右依命通達ス

追テ臺灣家屋建築規則ヲ施行セザル一般農村部落ニ對シテハ適當ナル方法ニ依リ耐震的家屋建築ヲ獎勵シ其ノ普及ニ努メラレ度申添候

臺灣家屋建築規則施行ニ關スル件

第一章 總 則

第一條 家屋ノ建築ニ關シテハ臺灣家屋建築規則及同施行細則ニ依ルノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二章 木 構 造

第二條 基礎ハ主要柱下ニ「セメント」一、砂四、砂利八ノ品質以上ノ容量割合ノ「コンクリート」ヲ以テ之ヲ施行スベシ但シ土地

ノ狀況ニ依リ平家建ニ限リ大玉石ヲ以テ「コンクリート」ニ代フ
ルコトヲ得

第三條 腰積ハ高サ建家地盤ヨリ一尺五寸以内トシ「コンクリー

ト」、煉瓦、石又ハ玉石練積ヲ以テ之ヲ構造シ柱下ハ七寸角以上
ト爲スベシ

第四條 家屋ノ主要ナル柱ハ掘立ト爲スベカラズ但シ適當ナル防

蟻竝ニ防腐方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 家屋ハ土臺敷構造ト爲スベシ

第六條 柱、梁其ノ他之ニ類スル構材ノ継手及仕口ニシテ主要ナ

ルモノハ「ボールド」縮其ノ他適當ナル方法ニ依リ緊結スベシ

第七條 壁ハ眞壁、大壁等ト爲シ土角又ハ煉瓦ヲ用フベカラズ

第八條 梁間持放十五尺以上ノ小屋ハ洋式小屋組ト爲シ小屋組各

構材ハ納入レト爲シ金物ヲ以テ緊結スベシ但シ構造ニ依リ支障

ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 桁行持放十二尺ヲ超ユルトキハ小屋組ヲ架設スベシ

第十條 柱及土臺ハ二階建ノ第二階又ハ平家建ニ在リテハ三寸五

分角以上ノ材又ハ末口三寸五分以上ノ丸太材ヲ、二階建ノ第一

階又ハ通シ柱ニ在リテハ四寸角以上ノ材又ハ末口四寸以上ノ丸

太材ヲ使用スベシ

第十一條 家屋ニハ適當ニ筋違、榼木、方杖又ハ控柱ヲ設クベシ
第十二條 木造家屋ハ三階建以上ト爲スコトヲ得ズ

第三章 煉瓦構造

第十三條 基礎ハ布掘ト爲シ「セメント」一、砂三、砂利六ノ品質

以上ノ容量割合ノ「コンクリート」ヲ以テ之ヲ施行スベシ

基礎ノ幅及厚サハ地質ニ依リ適當ニ之ヲ定ムベシ

第十四條 煉瓦ハ「セメント」一、砂三ノ品質以上ノ容量割合ノ「セ

メントモルタル」ヲ以テ之ヲ組積ト爲スベシ

第十五條 煉瓦造家屋ノ主要壁體ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 平家建及二階建ニ在リテハ煉瓦一枚半厚以上ト爲シ軒廻ニ

軒繫ヲ、二階建ノ第二階床際ニ胴繫ヲ鐵筋「コンクリート」ヲ

以テ施工スルコト但シ平家建間仕切又ハ二階建ノ第二階ノ間

仕切ニシテ九尺間以内ニ煉瓦一枚半角以上ノ補強柱ヲ設クル

モノハ煉瓦一枚厚ト爲スコトヲ得

二 三階建ニ在リテハ第一階ハ煉瓦二枚厚以上、第二階及第三

階ハ煉瓦一枚半厚以上ト爲シ主要箇所ニ鐵筋「コンクリート」

ノ補強柱ヲ設ケ第二階及第三階床際ニ胴繫ヲ、軒廻ニ軒繫ヲ

鐵筋「コンクリート」ヲ以テ施行スルコト

第十六條 壁長ハ三十三尺ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ適當ナル補強

ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 各階ノ壁高ハ十三尺ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ適當ナル

補強ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 切妻壁體又ハ扶欄若ハ扶壁ハ煉瓦造ト爲スコトヲ得ズ

但シ切妻壁體ニシテ鐵筋「コンクリート」ヲ以テ適當ニ補強ヲ爲

シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 煉瓦造ノ桔出窓、桔出縁ハ鐵骨又ハ鐵筋「コンクリ

ト」ヲ以テ適當ナル補強ヲ爲スベシ

第二十條 張間五尺以上ノ開口上ニハ鐵筋「コンクリート」ノ楣又

ハ煉瓦小口二枚以上ノ迫卷ヲ有スル迫持ヲ設クベシ但シ陸迫ト

爲スベカラズ

第二十一條 平家建ノ亭仔脚ノ柱ハ煉瓦一枚半角以上ト爲スベシ

二階建以上ニ在リテハ其ノ亭仔脚ノ柱ハ鐵筋「コンクリート」構

造ト爲シ内壁ノ之ト相對スル箇所ニ鐵筋「コンクリート」柱ヲ設

ケ各柱ハ鐵筋「コンクリート」構造ノ楣又ハ繫梁ヲ以テ連結スベ

シ

第二十二條 第二階以上ノ床木造ナルトキハ大梁ハ際梁ニ架渡シ

テ「ボールド」其ノ他適當ナルモノニテ緊結シ際梁ハ胴緊持出又

ハ煉瓦積出上ニ架設シ「ボールド」ニテ壁體ニ緊結スベシ大梁ヲ

用ヒズ根太ノミヲ使用シタル場合亦同ジ

第二十三條 小屋組ニ付テハ第八條ノ規定ヲ準用ス

梁ヲ用キズ直ニ母屋ヲ壁體ニ架渡ストキハ母屋受木ヲ壁體上端

ニ設ケ「ボールド」ニテ緊結シ之ニ母屋ヲ架渡シ金物其ノ他適當

ナルモノヲ以テ緊結スベシ

第二十四條 煉瓦造家屋ハ四階建以上ト爲スコトヲ得ズ

第四章 鐵筋「コンクリート」構造

第二十五條 「コンクリート」ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 砂ハ泥土、鹽分等ヲ含マザルモノナルコト

二 砂利ハ硬質ニシテ六分目篩ヲ通過シ二分目篩止ノモノナル

コト

三 煉瓦屑、石炭燼ノ類ハ之ヲ使用セザルコト

四 調合ハ「セメント」一、砂二、砂利四ノ容量割合ニ依ルコト

第二十六條 鐵筋ノ兩端ハ之ヲ曲ゲテ適當ニ「コンクリート」中ニ

錠著スベシ

第二十七條 主筋ノ繼手ノ長ハ之ヲ主筋直徑ノ二十五倍以上ト爲

スベシ

第二十八條 主要ナル梁ニハ全張間ニ互リ複筋及繫筋ヲ配置スベ

シ

第二十九條 鐵筋「コンクリート」柱ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 主筋ハ四本以上ナルコト

二 繫筋ノ中心距離ハ一尺以下ナルコト

三 主筋ノ斷面積ノ和ハ「コンクリート」ノ有效斷面積ニ對シハ

十分ノ一以上ナルコト

第五章 雜 則

第三十條 石炭、薪炭等ヲ燃用スル竈ノ類ニハ煙突ヲ設クベシ

煙道及煙突ハ木質部ト相當ノ間隔ヲ保ツベシ土管又ハ金屬製ノ

モノニシテ木質部ニ接觸シ又ハ之ヲ貫通スル部分ハ厚サ三寸以

上ノ防火材料ヲ以テ圍繞スベシ

第三十一條 煙突ノ直上部ニ軒アルトキハ其ノ軒ヨリ更ニ二尺以

上突出セシムベシ煙突ト上方軒先トノ水平距離三尺未満ナルト

キ亦同ジ

第三十二條 煙突ニシテ近接家屋ニ危害ヲ及ボス處アリト認ムル

トキハ前二條ノ外必要ナル措置ヲ命ズルコトアルベシ

第三十三條 建築工事左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工事ノ中止

其ノ他ノ必要ナル措置ヲ命ズルコトアルベシ

一 保安上危險ト認ムルトキ

二 衛生上有害ト認ムルトキ

三 臺灣家屋建築規則、臺灣家屋建築規則施行細則又ハ本令ニ

違反シテ工事ヲ爲シタルトキ

第三十四條 特別ノ事由アリト認ムルトキハ存續期限ヲ附シテ假

設家屋ヲ許可シ第二條乃至第三十二條ノ規定ヲ適用セザルコト

アルベシ

第三十五條 本令施行ノ地域ハ別ニ之ヲ告示ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺灣家屋建築規則及同細則抄

●臺灣家屋建築規則

第一條 家屋ヲ建築セントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ地方長官ノ許

可ヲ受クヘシ増築又ハ改築セントスルトキ亦同ジ

一 敷地ノ面積及位置ノ表示

二 設計及仕様書

三 建築物ノ平面圖、配置圖、側面圖及斷面圖又ハ短計トキ

前號ノ外地方長官ニ於テ必要ト認ムル事項

第二條 前條ニ依リ建築シタル家屋及増築改築シタル部分ハ地方

官廳ノ検査ヲ請ヒ其許可ヲ受クルニアラサレハ使用スルコトヲ

得ス

第三條 地方長官ハ左ノ場合ニ於テ期限ヲ定メ家屋ノ改造修補又

ハ取毀ヲ命スルコトヲ得

一 公益ノ爲必要アリト認メタルトキ

二 危險ノ虞アリト認メタルトキ

三 健康ニ害アリト認メタルトキ

四 此規則若ハ此規則ニ基キ發布シタル命令ニ背キ又ハ第一條

ニ依リ許可ヲ受ケタル事項ニ違ヒタルトキ

第四條 道路ニ傍フテ建築スル家屋ハ檐庇アル歩道（亭仔脚）ヲ

設クヘシ

但地方官廳ノ許可ヲ受ケタルモノハ此限ニアラス

歩道ヲ設クヘキ道路竝歩道及檐庇ノ幅員構造ハ地方長官之ヲ定

ム

第五條 第三條ニ依リ家屋ノ改造修補又ハ取毀ヲ命セラレタル者

其命令ヲ履行セス若ハ履行スルモ期限内ニ終了スルノ見込ナキ

トキハ地方長官ハ地方税ヲ以テ之ヲ施行シ其費用ヲ義務者ヨリ

徴收スルコトヲ得

義務者前項ノ費用ヲ指定ノ期限内ニ納付セサルトキハ臺灣國稅

徴收規則中滯納處分ニ關スル規定ニ依リ徴收ス

第六條 第一條ニ違背シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處シ第二條

ニ違背シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 此規則ハ工場其他ノ建築物ニモ之ヲ準用ス

第八條 此規則施行ノ地域及時期ハ臺灣總督ノ認可ヲ經テ地方長

官之ヲ定ム

附 則

第九條 此規則ニ定ムルモノノ外必要ノ規定ハ臺灣總督之ヲ定ム

●臺灣家屋建築規則施行細則抄

第二十五條 地方長官ハ土地ノ狀況ニ依リ臺灣總督ノ認可ヲ得テ

本令ニ定ムルモノノ外必要ノ規定ヲ定メ又ハ本令ノ一部ヲ適用

セサルコトヲ得

右通達に依り、新竹州に於ては、昭和九年七月一日新竹

州令第九號、臺中州に於ては臺中州令第十一號を以て、夫

々臺灣家屋建築規則施行に關する規程を制定施行するとこ

ろがあつた。

新竹州令第九號

臺灣家屋建築規則施行ニ關スル規程左ノ通相定ム

昭和十年七月一日

新竹州知事 内海忠司

臺灣家屋建築規則施行ニ關スル規程

第一章 總 則

第一條 臺灣家屋建築規則及施行細則ヲ左ノ地域内ノ別ニ告示ス

ル市區計畫區域ニ施行ス但シ臺灣家屋建築規則施行細則第四條

第十一條及第二十條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

竹東郡

竹東街

北埔庄

竹南郡

竹南街

後龍庄

南庄

苗栗郡

苗栗街

公館庄

三叉庄

銅鑼庄

大湖郡

大湖庄

卓蘭庄

第二條 前條ノ區域内ニ於ケル家屋ノ建築ニ關シテハ臺灣家屋建

築規則及同施行細則ニ依ルノ外木令ノ定ムル所ニ依ル

第二章 木 構 造

第三條 基礎ハ主要柱下ニ「セメント」一、砂四、砂利八ノ品質以

上ノ容量割合「コンクリート」ヲ以テ之ヲ施行スベシ但シ土

地ノ狀況ニ依リ平家建ニ限リ大玉石ヲ以テ「コンクリート」ニ代

フルコトヲ得

第四條 腰積ハ高サ建家地盤ヨリ一尺五寸以内トシ「コンクリー

ト」、煉瓦、石又ハ玉石練積ヲ以テ之ヲ構造シ柱下ハ七寸角以上

ト爲スベシ

第五條 家屋ノ主要ナル柱ハ掘立ト爲スベカラズ但シ適當ナル防

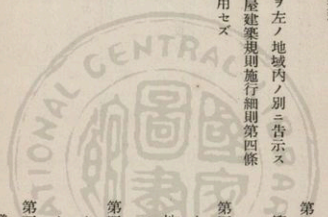
蟻竝ニ防腐方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 家屋ハ土臺敷構造ト爲スベシ

第七條 柱、梁其ノ他之ニ類スル構材ノ継手及仕口ニシテ主要ナ

ルモノハ「ボールト」縮其ノ他適當ナル方法ニ依リ緊結スベシ

第八條 壁ハ眞壁、大壁等ト爲シ土角、塹牆又ハ煉瓦ヲ用フベカ



ラズ

第九條 梁間持放十五尺以上ノ小屋ハ洋式小屋組ト爲シ小屋組各

構材ハ納入ト爲シ金物ヲ以テ緊結スベシ但シ構造ニ依リ支障ナ

シト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 桁行持放十二尺ヲ超ユルトキハ小屋組ヲ架設スベシ

第十一條 柱及土臺ハ二階建ノ第二階又ハ平家建ニ在リテハ三寸

五分角以上ノ材又ハ末口三寸五分以上ノ丸太材ヲ、二階建ノ第

一階又ハ通シ柱ニ在リテハ四寸角以上ノ材又ハ末口四寸以上ノ

丸太材ヲ使用スベシ

第十二條 家屋ニハ適當ニ筋違、燧木、方杖又ハ控柱ヲ設クベシ

第十三條 木造家屋ハ三階以上ト爲スコトヲ得ズ

第三章 煉瓦構造

第十四條 基礎ハ布拵ト爲シ「セメント」一、砂三、砂利六ノ品質

以上ノ容量割合ノ「コンクリート」ヲ以テ之ヲ施行スベシ

基礎ノ幅及厚サハ地質ニ依リ適當ニ之ヲ定ムベシ

第十五條 煉瓦ハ「セメント」一、砂三ノ品質以上ノ容量割合ノ「セ

メントモルタル」ヲ以テ之ヲ組積ト爲スベシ

第十六條 煉瓦造家屋ノ主要壁體ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 平家建及二階建ニ在リテハ煉瓦一枚半厚以上ト爲シ軒廻ニ

軒繫ヲ、二階建ノ第二階床際ニ胴繫ヲ鐵筋「コンクリート」ヲ

以テ施行スルコト但シ平家建間仕切又ハ二階建ノ第二階ノ間

仕切ニシテ九尺間以内ニ煉瓦一枚半角以上ノ補強柱ヲ設クル

モノハ煉瓦一枚厚ト爲スコトヲ得

二 三階建ニ在リテハ第一階ハ煉瓦二枚厚以上、第二階及第三

階ハ煉瓦一枚半厚以上ト爲シ主要箇所ニ鐵筋「コンクリート」

ノ補強柱ヲ設ケ第二階及第三階床際ニ胴繫ヲ、軒廻ニ軒繫ヲ

鐵筋「コンクリート」ヲ以テ施行スルコト

第十七條 壁長ハ三十三尺ヲ超ユルトコトヲ得ズ但シ適當ナル補強

ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 各階ノ壁高ハ十三尺ヲ超ユルトコトヲ得ズ但シ適當ナル

補強ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 切妻壁體又ハ扶欄若ハ扶壁ハ煉瓦造ト爲スコトヲ得ズ

但シ切妻壁體ニシテ鐵筋「コンクリート」ヲ以テ適當ニ補強ヲ爲

シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 煉瓦造ノ枯出窓、枯出縁ハ鐵骨又ハ鐵筋ヲ以テ適當ナ

ル補強ヲ爲スベシ

第二十一條 張間五尺以上ノ開口上ニハ鐵筋「コンクリート」ノ楣

又ハ煉瓦小口二枚以上ノ迫卷ヲ有スル迫持ヲ設クベシ但シ陸迫

ト爲スベカラズ

コト

第二十二條 平家建ノ亭仔脚ノ柱ハ煉瓦一枚半角以上ト爲スベシ

三 煉瓦屑、石炭燼ノ類ハ之ヲ使用セザルコト

二階建以上ニ在リテハ其ノ亭仔脚ノ柱ハ鐵筋「コンクリート」構造ト爲シ内壁ノ之ト相對スル箇所ニ鐵筋「コンクリート」柱ヲ設

四 調合ハ「セメント」一、砂二、砂利四ノ容量割合ニ依ルコト

ケ各柱ハ鐵筋「コンクリート」構造ノ楣又ハ繫梁ヲ以テ連結スベシ

第二十七條 鐵筋ノ兩端ハ之ヲ曲ゲテ適當ニ「コンクリート」中ニ

シ

嵌着スベシ

第二十八條 主筋ノ繼手ノ長サハ之ヲ主筋直徑ノ二十五倍以上ト爲スベシ

第二十三條 第二階以上ノ床木造ナルトキハ大梁ハ際梁ニ架渡シテ「ボルト」其ノ他適當ナルモノニテ緊結シ際梁ハ胴槩持出又ハ煉瓦積出上ニ架設シ「ボルト」ニテ壁體ニ緊結スベシ

第二十九條 主要ナル梁ニハ全張間ニ互リ複筋及繫筋ヲ配置スベシ

大梁ヲ用ヒズ根太ノミヲ使用シタル場合亦同シ

第三十條 鐵筋「コンクリート」柱ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルベシ

第二十四條 小屋組ニ付テハ第九條ノ規定ヲ準用ス

一 主筋ハ四本以上ナルコト

梁ヲ用ヒズ直ニ母屋ヲ壁體ニ架渡ストキハ母屋受木ヲ壁體上端ニ設ケ「ボルト」ニテ緊結シ之ニ母屋ヲ架渡シ金物其ノ他適當ナルモノヲ以テ緊結スベシ

二 繫筋ノ中心距離ハ一尺以下ナルコト

第二十五條 煉瓦造家屋ハ四階建以上ト爲スコトヲ得ズ

三 主筋ノ斷面積ノ和ハ「コンクリート」ノ有效斷面積ニ對シ八十分ノ一以上ナルコト

第四章 鐵筋「コンクリート」構造

第三十一條 家屋ノ高サハ建家下地盤ヨリ軒桁ノ上端マデ十尺以上ト爲スベシ但シ下家又ハ附屬建物ニ在リテハ其ノ高サヲ七尺以上ト爲スコトヲ得

第二十六條 「コンクリート」ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 砂ハ泥土、鹽分等ヲ含マザルモノナルコト

二 砂利ハ硬質ニシテ六分目篩ヲ通過シ二分目篩止ノモノナル

第三十二條 石炭、薪炭等ヲ燃用スル竈ノ類ニハ煙突ヲ設クベシ

煙道及煙突ノ木質部ト相當ノ間隔ヲ保ツベシ土管又ハ金屬製ノモノニシテ木質部ニ接觸シ又ハ之ヲ貫通スル部分ハ厚サ三寸以上ノ防火材料ヲ以テ圍繞スベシ

第三十三條 煙突ノ直上部ニ軒アルトキハ其ノ軒ヨリ更ニ二尺以上突出セシムベシ

煙突ノ上方軒先トノ水平距離三尺未満ナルトキ亦同ジ

第三十四條 煙突ニシテ近接家屋ニ危害ヲ及ボス處アリト認ムルトキハ前二條ノ外必要ナル措置ヲ命ズルコトアルベシ

第三十五條 建築工事左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工事ノ中止其ノ他必要ナル措置ヲ命ズルコトアルベシ

一 保安上危険ト認ムルトキ

二 衛生上有害ト認ムルトキ

三 臺灣家屋建築規則、臺灣家屋建築規則施行細則又ハ本令ニ違反シテ工事ヲ爲シタルトキ

第三十六條 特別ノ事由アリト認ムルトキハ存續期限ヲ附シテ假設家屋ヲ許可シ第三條乃至第三十四條ノ規定ヲ適用セザルコトアルベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臺中州令第十一號

臺灣家屋建築規則施行ニ關スル規程左ノ通相定ム

昭和十年七月一日

臺中州知事 日 下 辰 太

臺灣家屋建築規則施行ニ關スル規程

第一章 總 則

第一條 臺灣家屋建築規則及同施行細則ハ左ノ地域内ノ別ニ告示スル市區計畫區域ニ之ヲ施行ス但シ臺灣家屋建築規則施行細則

第四條、第十一條及第二十條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

豐原郡

豐原街

神岡庄

內埔庄

大甲郡

清水街

梧棲街

沙鹿庄

東勢郡

石 岡 庄

第二條 前條ノ區域内ニ於ケル家屋ノ建築ニ關シテハ臺灣家屋建

築規則及同施行細則ニ依ルノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二章 木 構 造

第三條 基礎ハ主要柱下ニ「セメント」一、砂四、砂利八ノ品質以

上ノ容量割合ノ「コンクリート」ヲ以テ之ヲ施行スベシ但シ土地

ノ狀況ニ依リ平家建ニ限り大玉石ヲ以テ「コンクリート」ニ代フ

ルコトヲ得

第四條 腰積ハ高サ建家地盤ヨリ一尺五寸以内トシ「コンクリー

ト」煉瓦、石又ハ玉石練積ヲ以テ之ヲ構造シ柱下ハ七寸角以上

ト爲スベシ

第五條 家屋ノ主要ナル柱ハ掘立ト爲スベカラズ但シ適當ナル防

蟻竝ニ防觸方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 家屋ハ土臺敷構造ト爲スベシ

第七條 柱、梁其ノ他之ニ類スル構材ノ継手及仕口ニシテ主要ナ

ルモノハ「ボルト」締其ノ他適當ナル方法ニ依リ緊結スベシ

第八條 壁ハ眞壁、大壁等ト爲シ土角、塙塙又ハ煉瓦ヲ用フベカ

ラズ

第九條 梁間持放十五尺以上ノ小屋ハ洋式小屋組ト爲シ小屋組各

構材ハ納入レト爲シ金物ヲ以テ緊結スベシ但シ構造ニ依リ支障

ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 桁行持放十二尺ヲ超ユルトキハ小屋組ヲ架設スベシ

第十一條 柱及土臺ハ二階建ノ第二階又ハ平家建ニ在リテハ三寸

五分角以上ノ材又ハ末口三寸五分以上ノ丸太材ヲ、二階建ノ第

一階又ハ通シ柱ニ在リテハ四寸角以上ノ材又ハ末口四寸以上ノ

丸太材ヲ使用スベシ

第十二條 家屋ニハ適當ニ筋違、榿木、方杖又ハ控柱ヲ設クベシ

第十三條 木造家屋ハ二階建以下ト爲スベシ

第三章 煉 瓦 構 造

第十四條 基礎ハ布掘ト爲シ「セメント」一、砂三、砂利六ノ品質

以上ノ容量割合ノ「コンクリート」ヲ以テ之ヲ施工スベシ

基礎ノ幅及厚サハ地質ニ依リ適當ニ之ヲ定ムベシ

第十五條 煉瓦ハ「セメント」一、砂三ノ品質以上ノ容量割合ノ「セ

メントモルタル」ヲ以テ之ヲ組積ト爲スベシ

第十六條 煉瓦造家屋ノ主要壁體ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 平家建及二階建ニ在リテハ煉瓦一枚半厚以上ト爲シ軒廻ニ

軒繋ヲ、二階建ノ第二階床際ニ胴繋ヲ鐵筋「コンクリート」ヲ

以テ施行スルコト但シ平家建間仕切又ハ二階建ノ第二階ノ間

仕切ニシテ九尺間以内ニ煉瓦一枚半角以上ノ補強柱ヲ設クル
モノハ煉瓦一枚厚ト爲スコトヲ得

二三階建ニ在リテハ第一階ハ煉瓦二枚厚以上、第二階及第三
階ハ煉瓦一枚半厚以上ト爲シ主要箇所ニ鐵筋「コンクリート」
ノ補強柱ヲ設ケ第二階及第三階床際ニ胴繫ヲ軒廻ニ軒繫ヲ鐵
筋「コンクリート」ヲ以テ施工スルコト

第十七條 壁長ハ三十三尺ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ適當ナル補強
ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 各階ノ壁高ハ十三尺ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ適當ナル
補強ヲ爲ストキハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 切妻壁體又ハ扶欄若ハ扶壁ハ煉瓦造ト爲スコトヲ得ズ
但シ切妻壁體ニシテ鐵筋「コンクリート」ヲ以テ適當ニ補強ヲ爲
シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 煉瓦造ノ桔出窓、桔出縁ハ鐵骨又ハ鐵筋「コンクリ
ート」ヲ以テ適當ナル補強ヲ爲スベシ

第二十一條 張間五尺以上ノ開口上ニハ鐵筋「コンクリート」ノ楣
又ハ煉瓦小口二枚以上ノ迫卷ヲ有スル迫持ヲ設クベシ但シ陸迫
ト爲スベカラズ

第二十二條 平家建ノ亭仔脚ノ柱ハ煉瓦一枚半角以上ト爲スベ

シ

二階建以上ニ在リテハ其ノ亭仔脚ノ柱ハ鐵筋「コンクリート」構
造ト爲シ内壁ノ之ト相對スル箇所ニ鐵筋「コンクリート」柱ヲ設
ケ各柱ハ鐵筋「コンクリート」構造ノ楣又ハ繫架ヲ以テ連結スベ
シ

第二十三條 第二階以上ノ床木造ナルトキハ大梁ハ際梁ニ架渡シ
テ「ボールド」其ノ他適當ナルモノニテ緊結シ際梁ハ胴繫持出又
ハ煉瓦積出上ニ架設シ「ボールド」ニテ壁體ニ緊結スベシ大梁ヲ
用ヒズ根太ノミヲ使用シタル場合亦同シ

第二十四條 小屋組ニ付テハ第九條ノ規定ヲ準用ス梁ヲ用ヒズ直
ニ母屋ヲ壁體ニ架渡スルトキハ母屋受木ヲ壁體上端ニ設ケ「ボ
ールド」ニテ緊結シ之ニ母屋ヲ架渡シ金物其ノ他適當ナルモノ
ヲ以テ緊結スベシ

第二十五條 煉瓦造家屋ハ四階建以上ト爲スコトヲ得ズ

第四章 鐵筋「コンクリート」構造

第二十六條 「コンクリート」ハ左ノ各號ニ依ルベシ

- 一 砂ハ泥土、鹽分等ヲ含マザルモノナルコト
- 二 砂利ハ硬質ニシテ六分目篩ヲ通過シ二分目篩止ノモノナル
コト

三 煉瓦屑、石炭燼ノ類ハ之ヲ使用セザルコト

四 調合ハ「セメント」一、砂二、砂利四ノ容量割合ニ依ルコト

第二十七條 鐵筋ノ兩端ハ之ヲ曲ゲテ適當ニ「コンクリート」中ニ

縱着スベシ

第二十八條 主筋ノ繼手ノ長サハ之ヲ主筋直徑ノ二十五倍以上ト

爲スベシ

第二十九條 主要ナル梁ニハ全張間ニ互リ複筋及繫筋ヲ配置スベ

シ

第三十條 鐵筋「コンクリート」柱ノ構造ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 主筋ハ四本以上ナルコト

二 繫筋ノ中心距離ハ一尺以下ナルコト

三 主筋ノ斷面積ノ和ハ「コンクリート」ノ有効斷面積ニ對シハ

十分ノ一以上ナルコト

第五章 雜 則

第三十一條 「コンクリート」ハ別段ノ定アル場合ノ外「セメント」

一、砂四、砂利八ノ品質以上ノ容量割合ニ依ルベシ

第三十二條 家屋ノ高サハ建家下地盤ヨリ軒桁ノ上端マデ十尺以

上ト爲スベシ但シ下家又ハ附屬建物ニ在リテハ其ノ高サヲ七尺

以上ト爲スコトヲ得

第三十三條 石炭、薪炭ヲ燃用スル竈ノ類ニハ煙突ヲ設クベシ

煙道及煙突ハ木質部ト相當ノ間隔ヲ保ツベシ土管又ハ金屬性ノ

モノニシテ木質部ニ接觸シ又ハ之ヲ貫通スル部分ハ厚サ三寸以

上ノ防火材料ヲ以テ圍繞スベシ

第三十四條 煙突ノ直上部ニ軒アルトキハ其ノ軒ヨリ更ニ二尺以

上ニ突出セシムベシ

煙突ト上方軒先トノ水平距離三尺未満ナルトキ亦同ジ

第三十五條 煙突ニシテ近接家屋ニ危害ヲ及ボス處アリト認ムル

トキハ前二條ノ外必要ナル措置ヲ命ズルコトアルベシ

第三十六條 剛ノ汲取口又ハ引出口ノ扉ハ鐵製又ハ厚板製ト爲シ

常ニ完全ニ閉鎖シ得ル構造トナスベシ

第三十七條 建築工事左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工事中止

其ノ他必要ナル措置ヲ命ズルコトアルベシ

一 保安上危險ト認ムルトキ

二 衛生上有害ト認ムルトキ

三 臺灣家屋建築規則、臺灣家屋建築規則施行細則又ハ本令ニ

違反シテ工事ヲ爲シタルトキ

第三十八條 特別ノ事由アリト認ムルトキハ存續期限ヲ附シテ假

設家屋ヲ許可シ第三條乃公第三十六條ノ規定ヲ適用セザルコ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

市街地住宅復舊

個人住宅 前述市區計畫十八ヶ所には、原則として臺灣

家屋建築規則を施行したのであるが、実施とともに耐震的

制限を加へる時は、罹災民を一層苦しめる事となるので、

改築總戸數一萬八百八十三戸の中、上流（戸税生産額三〇

〇圓以上のもの）三千三百七十五戸及中、下流（戸税生産

額三〇〇圓未満のもの）の二分の一即ち三千七百五十四戸

計七千一百二十九戸に付き、其の建築費總額二百八十五萬

市街地住宅復舊戸數調

區 別	集團戸數	要改築戸數	信用なき貧困者（戸税生産額二百圓以下）三割四分五厘	助成金を得るもの	國庫補助金（一戸當二十圓）	州費補助金（一戸當二十圓）	街庄營住宅建築數（信用なき貧困者の七割）	街庄營住宅建築費（一戸當一〇〇〇圓）
新竹州下	五七戸	三三〇戸	七戸	一五戸	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	五戸	五、〇〇〇円
北 埔	五七戸	三三〇戸	七戸	一五戸	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	五戸	五、〇〇〇円
中 港	八二戸	四八六戸	一六八戸	三九戸	六、三〇〇円	六、三〇〇円	一七戸	一七、〇〇〇円

一千六百圓（一戸宛四〇〇圓）に對し國庫より其の百分の五、即ち十四萬二千五百八十圓、州より其の百分の五即ち十四萬二千五百八十圓合計二十八萬五千一百六十圓を昭和十年度以降二ヶ年に互つて（初年度六割、次年度四割）補助することとした。

年度別支出額

年度別	國庫補助		合計	内 課	
	補助額	助 額		新竹州	臺中州
昭和十年度	八五、五〇六円	八五、五〇六円	一七一、〇一六円	八七、一四四円	八三、九七二円
昭和十一年度	五七、〇三三円	五七、〇三三円	一一四、〇六六円	五八、〇九六円	五五、九七〇円
合 計	一四二、五三九円	一四二、五三九円	二八五、〇八二円	一四五、二三八円	一三九、七九二円

區	別	集團戶數	要改築戶數	信用なき貧困者(戸税生産者)(戸數以下)二百圓四分五厘	助成金を得るもの	國庫補助金(一戸當二十圓)	州費補助金(一戸當二十圓)	街庄營住宅建築數(信用なき貧困者の七割)	街庄營住宅建築費(一戸當一〇〇圓)
後龍		八七六	七七八	三三三	五二六	一〇,三〇〇	一〇,三〇〇	一九	一九,一〇〇
苗粟		一,五三四	六四	二二	四〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇	一四八	一四,八〇〇
銅鑼		五八三	六四	一〇一	三六	七,六〇〇	七,六〇〇	一四	一四,一〇〇
大湖		一,一八一	八七	三六	五三	一〇,八〇〇	一〇,八〇〇	一〇〇	一〇,〇〇〇
卓蘭		九七九	七三	三〇	五三	一〇,二〇〇	一〇,二〇〇	一八九	一八,九〇〇
竹東		一,〇〇〇	一〇〇	三三	六六	一,三〇〇	一,三〇〇	二四	二,四〇〇
南庄		三四四	三四	二八	三五	四,五〇〇	四,五〇〇	八三	八,三〇〇
三叉		四三六	三六	三三	三五	五,〇〇〇	五,〇〇〇	九二	九,二〇〇
公館		四〇五	四〇	二九	二五	五,〇〇〇	五,〇〇〇	九八	九,八〇〇
小計		八,七八	五,五四	一九三	三,六三	七三,六〇〇	七三,六〇〇	一,三三九	一三,三九〇
臺中州下		二,一五三	八六〇	二九六	五六二	一一,二六〇	一一,二六〇	一〇八	一〇,八〇〇
豐原		一,五五六	一,四〇〇	四八五	九七七	一八,四〇〇	一八,四〇〇	三六	三,六〇〇
清水		九九七	八九七	三〇九	五八七	一一,七〇〇	一一,七〇〇	二七	二,七〇〇
沙鹿		七二	七二	二四六	四六七	九,四〇〇	九,四〇〇	一七一	一七,一〇〇
屯子		八三二	六五五	三三〇	四三六	八,七〇〇	八,七〇〇	一六〇	一六,〇〇〇
梧棲		四七六	四七六	一四	三三	六,三〇〇	六,三〇〇	一五	一,五〇〇
石岡		三〇	三〇	二四	二六	四,三〇〇	四,三〇〇	〇	〇
神岡		七,〇五四	五,三四〇	一,八四三	三,四九八	六九,九六〇	六九,九六〇	一,二八九	一三,八九〇〇
小計		一五,七七二	一〇,八八三	三,七五四	七,二九	一四三,五六〇	一四三,五六〇	二,六八	二六,八〇〇
總計									

都市計畫地に於ける要建築總戸數一萬八百八十三戸の

中、七千二百二十九戸の建築費總額二百八十五萬一千六百圓に對しては、國庫並びに州より合計二十八萬五千六十圓を補助することは前述の通りであるが、更に其の殘額二百五十六萬六千四百四十圓の個人負擔に對しては約其の六割百六十三萬二千三百圓を低利資金より融通し、尙州費助成金十四萬二千五百八十圓に對しても、低利資金を融通することとなつた。

街庄營住宅 市街地十八ヶ所に於ける要改築戸數一萬八百八十三戸の中、上流、中流、下流を通じ前述の通り、自力又は借入金によつて建築し得るもの七千二百二十九戸の豫定であるが、其の殘部三千七百五十四戸は建築資金の調達不能なものである。之等に對しては、其の七〇%二千六百二十八戸を街庄營住宅に收容することとし、其の建築資金二十六萬二千八百圓（一戸宛一〇〇圓）の内、昭和十年度に於ては其の六割、昭和十一年度に於ては其の四割を以て

建築することとなつた。

其の州別内譯を示すと

年 度 別	總 額	内 譯	
		新竹州下	臺中州下
昭和十年度	一七〇、六〇〇 <small>円</small>	八〇、四〇〇 <small>円</small>	七〇、四〇〇 <small>円</small>
昭和十一年度	一〇五、三〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇
計	二七五、九〇〇	一三、九〇〇	一三、九〇〇

右建築資金は低利資金其他より調達することとし、之が利子は國庫より補給することとなつた。而して其の利子は

年利三分五厘を限度として、一應据置期間（五ヶ年）限り補給することとし、爾後は當該街庄の財政状態に依り更に補給を考慮することとした。

利子補給年度割

昭和十年度利子補給額（八月より十一月迄四ヶ月）

一、八三九、六〇〇
七、九七一、六〇〇
昭和十一年度利子補給

合 計

三六、一七八、八〇〇
四五、九九〇、〇〇〇

其の州別内譯は左の通りである。

其の州別内譯左の如し

區別	新竹州		臺中州		合計
	昭和十年 借入	昭和十一年 借入	昭和十年 借入	昭和十一年 借入	
昭和十年年度	九七、七〇〇	—	九、一〇〇	—	一〇六、八〇〇
昭和十一年年度	三、八二一、九〇〇	一、五九七、七〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	七、一八八、〇〇〇
昭和十二年年度	三、八二一、九〇〇	一、八七四、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、一九八、〇〇〇
昭和十三年年度	三、八二一、九〇〇	一、八七四、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、一九八、〇〇〇
昭和十四年度	三、八二一、九〇〇	一、八七四、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九、一九八、〇〇〇
昭和十五年度	一、八七四、〇〇〇	一、八七四、〇〇〇	一、八七四、〇〇〇	一、八七四、〇〇〇	七、五五六、〇〇〇
昭和十六年度	—	六、四一、八七〇	—	六、四一、八七〇	一、三六、〇〇〇
計	一四、〇九七、〇〇〇	九、〇七〇、〇〇〇	一三、三五四、〇〇〇	九、〇七〇、〇〇〇	四四、〇九七、〇〇〇

本建築に要する資金二十六萬二千八百圓の内約七割、十八萬七千七百圓は低利資金を融通することとした。

細民住宅 震災に依り生じたる窮民にして、自力に依り

生活し得ざる者に對しては、住宅を建築提供することとし、

總戸數六百六十六戸（一戸當り一五〇圓）其の總經費十萬圓

は義捐金より支出することにした。

其の州別内譯は左の通りである。

州別	建築數	建築費
新竹州	三三三	五〇、〇〇〇圓
臺中州	三三三	五〇、〇〇〇圓

建築箇所 は新竹州下竹東街、北埔庄、寶山庄、峨眉庄、

竹南庄、頭分庄、三灣庄、南庄、後龍庄、苗栗街、頭屋庄、

公館庄、銅鑼庄、三叉庄、大湖庄、卓蘭庄、獅潭庄の十七ヶ所、臺中州下豊原街、内埔庄、神岡庄、清水街、沙鹿庄、梧棲街、石岡庄、東勢街の八ヶ所である。

八、村落地住宅復舊

村落地に於ける建築戸數一萬八千七百七十五戸中、其の七

割、一萬二千七百二十三戸は建築資金の融通を受け得るものと見做し、一戸當建築費を四百圓とし、其の資金所要額に對しては出來得る限り低利資金の融通を受けしめて其の建築を容易ならしめた。

其の州別内譯を示せば左の通りである。

州別	要建築戸數	資金融通戸數	低資融通金額
新竹州	一三、六一四戸	九、五三一戸	三、八一二、四〇〇円
臺中州	四、五六一	三、一九二	一、二七六、八〇〇
計	一八、一七五	一二、七二三	五、〇八九、二〇〇

州市街營造物復舊

今次の震災に依る地方公共團體の被害は甚大にのぼり之

が復舊費は相當多額を要し現在の州街庄財政のみでは到底其の負擔にたへ得ないので其の復舊費の一部を國庫より補助し殘餘の州街庄負擔額に對してはなるべく低利資金を融

通して之が復舊を容易ならしめた。

イ 家屋建築指導監督

震災による州街庄建物其他一般建築物の被害は甚大であつて之が復舊は一時に着手するの結果、從來の州配置の職員では不足を來すので、新に兩州に建築技手雇員各二名宛増員し家屋建築の指導監督に當らしめることとした。之に要する經費一萬三千二百圓の二分の一を國庫より補助し、殘額六千六百圓を州負擔とし、右に對しては低利資金を融通することとした。

震災地家屋建築指導監督費補助内譯

費目	算出内譯	金額	内譯	
			新竹州	臺中州
俸給	四人一人、九三五圓 十ヶ月分	四、九八六 三、二一六	二、四九三 一、五五六	二、四九三 一、五五六
建築技手	四人一人、九三五圓 十ヶ月分	三、二一六	一、五五六	一、五五六

加	事務	旅費	雜給雜費	雇員給	宿舍料	雜費	合計
十分ノ六	八、二三四	二、六〇〇	五、二三四	二、八〇〇	一、六〇〇	七三四	二一、二〇〇
九三五	四、一〇七	一、三〇〇	二、六〇七	一、四〇〇	八四〇	五六七	六、六〇〇
九三五	四、一〇七	一、三〇〇	二、六〇七	一、四〇〇	八四〇	五六七	六、六〇〇

ロ 州營造物復舊

指定道路復舊工事 震災による州指定道路復舊費總工費五萬一千八百十三圓に對して國庫より其の三分の二即ち三萬四千五百四十二圓を補助する事とした。

指定道路改修工事費 新竹州下震災地方に於て當時工事中の道路改修工事費中には總工費三十三萬九千八百九十八圓中十九萬一千二百九十二圓の地方勞力寄附を含んで居た

が、いづれも震災のため、其の勞力寄附は不可能となつた

ので、右勞力寄附未納額十八萬六千二百二十五圓の三分の二、即ち十二萬四千百四十九圓を國庫より補助する事となつた。

相當あり、之が復舊費は新竹州では五千四百十六圓、臺中州では八千九百九十二圓を夫々州費をもつて補填することとした。

州建物其他復舊 兩州に於ては州建物其他の被害が

其の内譯を示せば次の通りである。

新竹州建物震災復舊費

州郡街庄名	區分	被害程度				復舊				
		箇所	種類	數量	金額	方法	數量	單價	金額	
新竹州	修繕を要するもの	州廳舎	屋根	煉瓦脱落	三〇〇坪	五、四一六	屋根葺替	三〇〇坪	三〇〇	五、四一六
		州倉庫	同	同	二七〇	八、一〇〇	同	二七〇	三〇	八、一〇〇
		州官舎	其他	木、平瓦脱落	一八五・三	三、七〇六	其他	一八五・三	三〇	三、七〇六

備考 本表中舊構造及復舊方法欄に「煉二」とあるは煉瓦造二階建「煉平」とあるは煉瓦造平家建「木二」とあるは木造二階建「木平」とあるは木造平家建「土角二」とあるは土角造二階建「土角平」又は「土廓平」とあるは土角造平家建「煉及木平」とあるは煉瓦及木造平家建とす

(以下各街庄の分共同じ)

臺中州建物震災復舊費

臺中州	州郡街庄名	區分	被害程度				復舊				
			箇所	舊構造	種別	數量	金額	方法	數量	單價	金額
			乙種官舎	木、平大	破	三坪	一、二〇〇	木、平	三坪	一三〇円	二、四〇〇
			大甲郡役所	木、平	大破	五、七九二	一、二〇〇	木、平	三坪	一三〇円	二、四〇〇
			修繕を要するもの	木、平	大破	三坪	一、二〇〇	木、平	三坪	一三〇円	二、四〇〇
			豊原郡役所	木、平	大破	三坪	一、二〇〇	木、平	三坪	一三〇円	二、四〇〇
			大甲郡役所	木、平	大破	三坪	一、二〇〇	木、平	三坪	一三〇円	二、四〇〇
			廳舎	煉、二	龜裂	六ヶ所	二、一〇〇	補強	六ヶ所	三五	二、一〇〇
			丙種官舎	木、平	各所小破	一八〇坪	二、七〇〇	補修	一八〇坪	一五	二、七〇〇
			郡守官舎	木、平	各所小破	一式	六七	補修	一式	一五	六二七
			課長官舎	木、平	屋根剝落 其他	一式	三七五	補修	一式	一五	三七五

低利資金 指定道路復舊工事費五萬一千八百十三圓の中 の中國庫補助を差引いた殘額六萬二千七十六圓は、夫々低

國庫補助を差引いた殘額、一萬七千二百七十一圓及び指定 利資金を以て之に充當する事とした。

道路改修工事費勞力寄附未納額、十八萬六千二萬二十五圓

と認むるものは別表の通り新竹州下二十三街庄、臺中州下十街庄、計三十三街庄であつて、其の損害見積額六十八萬

より其の四分の一、二萬五千二百七十五圓を支出して其の不足を補つた。

五千七百二十八圓之が復舊所要經費は百九萬三千五百四圓に達した。而して右街庄は將來之等營造物復舊資金の償還のみならず、歳入缺陷補填に要する資金の償還など、二重三重の負擔を受くることゝなる事により、復舊費全額負擔は將來街庄の存立を危くするの状態であるので右復舊に對しては國庫補助並びに低利資金の融通を計つた。

役場、同宿舍の損害額は兩州合して六千三百五圓であつて其の復舊費十五萬二千十圓に對しては、國庫よりは補助せず、州費より、其の四分の一、三萬八千三圓を補助することゝした。

小公學校々舎及び同宿舍の兩州に於ける損害額は、四十

市場、公會堂その他 此の被害高は兩州合して五萬五千八百八十五圓で之が復舊費に九萬六百九十二圓を要するが、本資金は街庄自體で之を負擔した。

七萬三百七十七圓で、之に要する復舊費は七十四萬九千六百九十九圓の多額に達するが、之に對して國庫及び州費より各其の四分の一、十八萬七千四百二十五圓宛を補助することによつてその復舊を圖つた。

低利資金 小公學校々舎及び同宿舍復舊費の内、國庫補助を差引いた總額五十六萬二千二百七十四圓（州費補助額十八萬七千四百二十五圓及び街庄負擔額三十七萬四千八百四十九圓）道路及び衛生施設復舊費中より國庫補助を差引

道路及び衛生施設の損害額は兩州合計十萬八千六百六十一圓に達し、其の復舊には十萬一千三百三圓を要するが、之に對しては國庫より其の二分の一、五萬五百五十一圓、州費

いた總額五萬五百五十二圓（州費補助額二萬五千二百七十五圓街庄負擔額二萬五千二百七十七圓）役場、同宿舍復舊費中の九萬五千六圓（州費負擔額三萬八千三圓、街庄費負

擔額十一萬四千七圓の二分の一、五萬七千三圓（市場公會 千三百四十六圓（街庄負擔額の二分の一）總計七十五萬三千
 堂其の他の復舊費九萬六千九百九十二圓の二分の一即ち四萬五 百七十八圓を低利資金を以て融通することゝした。

街庄營造物震災復舊費負擔調

區	分	復舊費	負擔區分		
			國庫補助	州費補助	街庄負擔
國庫補助あるもの	小公學校及同宿舍復舊費	七四九、六九九 <small>円</small>	一八七、四三五 <small>円</small>	一八七、四三五 <small>円</small>	三七四、八四九 <small>円</small>
	道路衛生施設復舊費	一〇一、一〇〇	五〇、五五一 <small>円</small>	三三、七五五 <small>円</small>	三三、七五五 <small>円</small>
國庫補助なきもの	計	八五〇、八〇〇	三三七、九七六	三三、七〇〇	四〇〇、一三三 <small>円</small>
	役場及同宿舍	一五三、〇一〇	—	一〇〇 <small>円</small>	一五三、〇〇〇 <small>円</small>
合	計	一、〇〇三、七〇〇	三三七、九七六	三三、七〇〇	三三、七〇〇
	其他	九〇、六六六	—	—	九〇、六六六
計	計	一、〇九四、三六六	—	—	一二二、七〇〇 <small>円</small>

街庄營造物震災復舊費調

種別	新竹州		臺中州		計	
	損害額	復舊費	損害額	復舊費	損害額	復舊費
小學校	一五八,000 円	二二五,500 円	二二七,900 円	三二八,300 円	三六六,500 円	五四九,000 円
同宿舍	一四,000	七,000	一,000	一,000	一五,000	二,000
街庄役	三,000	一,000	一,000	一,000	三,000	二,000
同宿舍	三,000	一,000	一,000	一,000	三,000	二,000
同宿舍	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000
隔離病舎	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000
水路	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000
道梁	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000
市路橋	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000
公道會	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000
其他	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000	一,000
合計	三二七,000	四一〇,000	四七九,000	六六〇,000	八〇六,000	一,〇七〇,000

新竹州 街庄營造物震災復舊費細目

州郡街庄名	區分	被害程度				復舊			
		箇所	舊構造	種別	數量	方法	數量	單價	金額
竹東郡 竹東街	新築又は改築を要するもの	宿舎	土角、平	全壊	三	木、平	三	100	3,000
		同	同	同	三	同	三	100	3,000
		同	同	同	三	同	三	100	3,000
		校舎	木、平	同	五	同	五	20	1,000
		同	同	同	三	同	三	100	3,000
		同	同	同	三	同	三	100	3,000
		同	同	同	三	同	三	100	3,000
		同	同	同	三	同	三	100	3,000
		同	同	同	三	同	三	100	3,000
		同	同	同	三	同	三	100	3,000
芎林庄	新築又は改築を要するもの	廳舎	瓦造ス	瓦剝落	五	其他葺替	五	200	1,000
		及兩妻	煉瓦造ス	瓦剝落	一	其他葺替	一	200	200
		正面兩妻	煉瓦、平	瓦剝落	一	其他葺替	一	200	200
		及屋根	煉瓦、平	瓦剝落	一	其他葺替	一	200	200
		公會堂	煉瓦、平	瓦剝落	一	其他葺替	一	200	200
		其他	煉瓦、平	瓦剝落	一	其他葺替	一	200	200
		農具室	土角、平	全壊	三	木、平	三	100	3,000
		宿舎	同	同	三	同	三	100	3,000
		同	同	同	三	同	三	100	3,000
		同	同	同	三	同	三	100	3,000
市場	修繕を要するもの	屋根	煉、平	瓦亡り	一	締直し	一	20	20
		同	同	同	一	同	一	20	20

三 灣 庄

道 路	三 灣 公 學 校	公 會 堂	三 灣 公 學 校	同	大 河 底 公 學 校	役 場	新 築 又 は 改 築 を 要 する も の	同	尖 山 公 學 校	同	斗 換 坪 公 學 校	應 急 措 置 を 要 する も の	市 場	斗 換 坪 公 學 校
大 河 底 道	其 の 他	全 部	宿 舍	校 舍	宿 舍	廳 舍							屋 根 其 他	同
	木、平	土 角、平	同	木、平	同	土 角、平							木、平	同
崩 壞	其 の 他	全 壊	同	同	同	全 壊							其 の 他	同
1,000 圓	二 五	〇	二 〇	七 五	五 〇	四 〇							〇	二 〇〇
四,〇〇〇	四,〇〇〇	九,五〇〇	一,五〇〇	一,〇〇〇	四,六〇〇	一,五〇〇	一〇,100	一 九,〇〇〇					四〇〇	五,〇〇〇
補 修	其 の 他	煉、平	同	同	木、平	煉、平		バ 宿 ラ ッ ク 舍	バ 校 ラ ッ ク 舍	バ 宿 ラ ッ ク 舍	バ 校 ラ ッ ク 舍		其 の 他	同
1,000 圓	三 五	四 〇	二 〇	七 五	五 〇	四 〇		二 〇	二 〇〇	二 〇	二 〇〇		二 〇	二 〇〇
五	二 〇	一 五	七 五	七 〇	七 五	一 〇		二 〇	一 五	二 〇	一 五		一 〇	二 〇
五,〇〇〇	二,五〇〇	九,〇〇〇	五,〇〇〇	一,五〇〇	五,二〇〇	三,七〇〇	二〇,700	三三,000	二,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇		四〇〇	四,〇〇〇

苗栗郡
苗栗街

頭屋庄

復興篇

役場	新築又は改築を要するもの	公會堂	修繕を要するもの	苗栗小學校	同	苗栗第一學校	同	苗栗第二學校	同	避病舎	市場	火葬場	圖書館其他
—	全部	全部	校舍屋根其他	校舍屋根其他	校舍屋根其他	校舍屋根其他	校舍屋根其他	校舍屋根其他	校舍屋根其他	其他	屋根其他	同	同
—	土角、二	土角、二	木、平	木、平	同	木、平	同	同	同	同	煉、平	同	同
—	全塊	全塊	瓦割落其他	瓦割落其他	同	瓦割落其他	同	同	同	同	瓦割落其他	同	同
—	元	元	七〇	七〇	三〇	三六〇	一六	三三〇	一五	三三・五	一四〇	一〇	一式
—	一四〇、八四九	七〇〇〇	一、〇〇五	七、四〇六	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	三、四〇〇	二、八五〇	三、七	二、〇〇〇
廳舎	煉、平	煉、平	屋根葺替其他	屋根葺替其他	同	屋根葺替其他	同	同	同	同	屋根葺替其他	同	同
二〇	二〇	二〇	七〇	二〇	三〇	二〇	一六	二〇	一五	二二・五	一四〇	一〇	一式
一五	一五	一五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
三〇〇	三六八、四三三	七、二一〇	一、四〇〇	五、六〇〇	六〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、八〇〇	一、〇〇〇	三、七

州郡街庄名		區分	被害程度				復舊			
頭屋庄	苑裡庄		箇所	舊構造	種別	數量	金額	數量	單價	金額
新築又は改築を要するもの	新築又は改築を要するもの	頭屋公學校	廳舎	土角、平	全壊	壹	一、七〇〇	木、平	壹	六、二五〇
修繕を要するもの	修繕を要するもの	頭屋公學校	校舎	木、平	同	二五	一、二〇〇	同	二五	四、五〇〇
應急措置を要するもの	應急措置を要するもの	頭屋公學校	校舎	木、平	瓦剝落	三〇〇	三〇〇	其の他	三〇	一、七〇〇
役場	役場	頭屋公學校	廳舎	土角、平	大破	七〇	一、五〇〇	煉、平	七〇	九、一〇〇
新築又は改築を要するもの	新築又は改築を要するもの	苑裡公學校	校舎	木、平	同	一〇〇	八六四	木、平	一〇〇	七、〇〇〇
同	同	苑裡公學校	校舎	同	同	七〇	一、六二〇	同	七〇	五、〇〇〇
同	同	山脚公學校	校舎	同	同	七五	七三八	同	七五	五、〇〇〇
同	同	山脚公學校	校舎	同	同	六〇	一、五〇〇	同	六〇	四、〇〇〇
修繕を要するもの	修繕を要するもの	苑裡公學校	校舎	木、平	其の他	七五	一、五〇〇	屋根葺替	七五	一、〇〇〇
同	同	山脚公學校	校舎	同	同	五三・一	一、八〇〇	其の他	五三・一	一、八〇〇

三又庄

同 應急措置を要するもの	苑裡公學校	山脚公學校	新築又は改築を要するもの	役場	三又公學校	鯉魚潭分教場	市場	修繕を要するもの	三又公學校	鯉魚潭分教場	水道	下水	三又公學校	役場						
宿舍屋根 其他				廳舎	校舎	同	全部	校舍屋根 其他	同	同	沈澱池 其他	街内								
同				土角、平	木、平	同	木、平	木、平	同	同	同	玉石棟積								
同				全壊	半壊	同	全壊	瓦剝落 其他	同	破損	同	同								
				五〇	三五	三五	六〇	一〇〇	四〇	一式	三五	三五								
				七、〇〇〇	一、四〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	六〇〇	一、五〇〇	九〇〇									
同	宿 バラック ク舎	宿 バラック ク舎	煉、平	煉、平	同	煉、平	煉、平	屋根葺替 其他	同	補修	同	同	校 バラック ク舎	廳 バラック ク舎						
三五	一〇	一〇	六	三五	三五	二五	六	一〇〇	四〇	一式	三五	三五	二七	一八						
三〇	三〇	三〇	一〇〇	七〇	七〇	七〇	一〇〇	三〇	三〇	四	四	一五	三〇	三〇						
五〇〇	四〇〇	三〇〇	六、五〇〇	八、七〇〇	一、七〇〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	八〇〇	一、五〇〇	六〇〇	七、五〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇						

銅鑼庄

役場	市場	道路	橋梁	銅鑼道	老鶴造	其の他	瀆過井	瀆水路	瀆過池	沈澱池	宿舎	校舎	宿舎	校舎	廳舎	新築又は改築を要するもの	農業専修學校	
煉、平	煉、平	同	同	鐵筋コンクリート	同	同	同	同	破	破	同	同	同	同	同	同	農具室 屋根其他	
大破	大破	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大破	全破	半破	全破	大破	同	同	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一、九〇〇	一、九〇〇	七、〇〇〇	二、〇〇〇	六、四〇〇	一、二〇〇	六〇〇	二、〇〇〇	一、二〇〇	六〇〇	二、〇〇〇	七〇〇	五、五〇〇	二、〇〇〇	二、五〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	六、二〇〇	六、〇〇〇
巴拉ック舎	補強工作	同	同	同	同	同	同	同	補修	同	同	同	同	同	煉、平	同	同	
二〇	五	五	一	一	一	一	一	一	一	一	五	一	一	一	五	一	一	
二〇	五	一、〇〇〇	八	八	八	八	八	八	八	八	七五	七〇	七五	一三〇	一三〇	一三〇	二〇	
三〇〇	二、二〇〇	二、六〇〇	一、九〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	六、四〇〇	一、二〇〇	六〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	六、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	

復興篇

四三一

卓蘭庄

公會堂	修繕を要するもの	大部	石積、平	同	100	11,500	鐵筋、平	100	1100	10,000
大湖公學校	校舍屋根其他	同	木、平	其瓦の剥落	50	1,000	屋根葺替其他	50	20	1,000
南湖公學校	同	同	同	同	50	500	同	20	50	500
道路	大湖間 校栗林間	同	同	崩壞	110	550	補修	110	5	550
大湖公學校	應急措置を要するもの	同	同	同	100	1,000	校バラック舍	100	15	1,000
同	同	同	同	同	100	1,000	校バラック舍	100	15	1,000
南湖公學校	同	同	同	同	100	1,000	校バラック舍	100	15	1,000
同	同	同	同	同	100	1,000	校バラック舍	100	15	1,000
新築又は改築を要するもの	同	同	同	同	100	1,000	校バラック舍	100	15	1,000
卓蘭公學校	農具室	木、平	全壞	同	10	171	木、平	10	6	600
修繕を要するもの	同	同	同	同	10	171	同	10	6	600
卓蘭公學校	宿舍屋根其他	木、平	瓦の剥落其他	同	50	1,500	屋根葺替其他	50	20	1,500
道路	卓蘭間 校栗林間	同	同	同	50	250	補修	50	5	250
下水	街内	同	同	同	50	200	同	50	5	200

州郡街庄名	區分	被書程度				復舊		
		箇所	種類	數量	金額	數量	單價	
神岡庄 内埔庄	修繕を要するもの 神岡公學校 豐洲公學校 役場廳舎 神岡庄里道 應急措置を要するもの 豐洲公學校 新築又は改築を要するもの 内埔公學校 月眉公學校	湯沸場兼小使室	木、平	全壊	一、二坪	一、五〇〇円	一、二六六円	四、〇六六
		事務室	煉、平	龜裂	一、五	二、〇四八	一、二	二、〇四八
		農具小屋	土角、平	屋根剝落 柱折損	一、五	二、二四	一、一	二、二四
		事務室	鐵筋コンクリート	龜裂	一、五	六、五	一、〇〇〇	一、〇〇〇
		橋梁	木橋	一部折損	一	七、八四	一	七、八四
		校舎	バラック	校舎	一〇〇	一、五	一、〇〇〇	一、〇〇〇
		便所	便所	便所	六	〇	一〇	一、〇
		校舎	煉及木平	全壊	四、五	四七、三〇九	一、〇	四七、三〇九
		事務室	煉、平	同	三〇	三、〇〇〇	一、〇	三、〇〇〇
		便所	木、平	同	一、六	一、七、八七五	一、〇	一、七、八七五
宿舎	同	同	二、九〇	一、七、八七五	二、〇	一、七、八七五		
校舎	煉、平	大破龜裂	一、五	八、二、五〇七	一、五	八、二、五〇七		
倉庫	同	同	一、五	七、五〇	一、五	七、五〇		

豊原郡街庄組合

宿舎	寄宿舎	事務室	校舎	新築又は改築を要するもの	内埔庄文庫	其他	内埔公學校	役場廳舎	月眉公學校	内埔庄里道	堆肥舎	便所	橋梁
同	同	同	木、平	木、平	木、平	木、平	木、平	同	煉、平	コンクリート橋	同	同	同
半壊	同	同	全壊	全壊	全壊	全壊	全壊	龜裂	屋根一部落	墜落	同	同	同
三六	五三	三六・七五	五五	一五	一五	一五	一五	四〇	八二五	一三	六	七	七
二、八〇〇	三、三四四	二、六六〇	三、三〇〇	一、九四四	一、六二七	一、一〇〇	一、一〇〇	五〇〇	四三三	九二	三〇〇	三五〇	七、八三三
(改築)	同	同	木、平	同	同	同	同	捕強	屋根一部替	架替	同	同	同
三六	五	三六・七五	五五	一	三	四〇	三〇〇	一式	八五二	一式	六	七	七
八〇	一〇八	一〇八	一〇八	一	三〇	三〇	一五	五			一八〇	六	六
二、八〇〇	五、六二六	四、八一五	五、九四〇	二、四二二	三、八四九	一、一〇〇	五、一〇〇	八〇〇	四三三	一、二二二	一、〇〇〇	四〇〇	七、八三三

新 社 庄		石 岡 庄		市 場							
修繕を要するもの 新社公學校	土牛公學校	石岡公學校	集會所 修繕を要するもの	暗渠 コンクリート土管	道 石垣盛土 崩壊	新築又は改築を要するもの 東勢石岡七份	石圍塙公學校	便所	便所	渡廊下	事務所
校舎	校舎	校舎	集會所	コンクリート土管	石垣盛土	道	校舎	便所	便所	渡廊下	事務所
同 木、平	同 同	同 木、平	同 木、平	同 破壊	同 崩壊	同	同	同	同	同	同
同 屋根剝落	同 同	同 屋根剝落	同 半壊	同 破壊	同 崩壊	同	同	同	同	同	同
一五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、七五	一、七五	一、七五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一五	一五	一五	一五	一、七五	一、七五	一、七五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
同 一部葺替	同 同	同 葺替	同 木、平	同 同	同 改修	同	同 建築	同 建築	同 補強	同 壁修繕	同 同
同 一式	同 同	同 一式	同 同	同 同	同 一式	同	同 六五	同 六〇	同 同	同 同	同 同
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五	一、七五	一、七五	一、七五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

役場廳舎	清水幼稚園	公共浴場	其他	修繕を要するもの	清水公學校	三田公學校	大楊公學校	大秀公學校	高美分教場	清水、橋樑及高美道	公會堂	大楊公學校
廳舎	園舎	浴室	浴場	講堂	宿舎	宿舎	同舎	同舎	同舎	同舎	本館	校舎
同	同	同	一式	煉、平	同	同	同	同	同	同	煉、平	校舎
全壊	同	半壊	同	外壁龜裂	柱の折損	屋根及	其根落	同	同	同	壁剝落	校舎
三、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	五〇〇	二、五〇〇	四、〇〇〇	八〇〇	一、六〇〇	三、四〇〇	二、四〇〇	一、八〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二尺	二尺	二尺	一式	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五、四〇〇	五、四〇〇	三、六〇〇	五〇〇	九〇〇	四、〇〇〇	八〇〇	一、六〇〇	三、四〇〇	二、四〇〇	一、八〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇

臺中州合計	州郡街庄名	區分	被害程度				復舊			
			箇所	種類	數量	金額	方法	數量	單價	金額
	公館分教場	校舎	木、平	屋根剥落 其他	吾 ^坪	五〇〇	補修	吾 ^坪	二〇	五〇〇
	宿舎	同	同	同	一七五	同	一式	一	一七五	
	消費市場	場	煉及木平	龜裂	一〇〇	五、〇〇〇	補強	一〇〇	五〇	五、〇〇〇
	公會堂	本館	煉、平	同	〇	二、四〇〇	同	〇	五〇	二、四〇〇
	應急措置を要するもの									一、三三五
	沙鹿公學校	校舎					應急修繕	一式		七〇〇
	沙鹿小學校	同					同	同		二六五
	公館分教場	同					同	同		一五
	消費市場	場	屋				應急修理	一式		一〇〇
						五七、八三三				五〇、四九

震災被害者に対する租税の減免

今次の震災に依る人命の損傷と財物の喪失は、取急ぎ罹

災者の救済を爲し、更に産業の復興を圖ると共に租税の減免をも講ぜねばならぬ情勢となつた。而して復興事業助成の重要な部門として、租税の減免を速かに公布するの必

要を痛感されたので、總督府に於ては實狀の詳細な調査と律令、府令の慎重なる審議の結果、租税減免の律令其他を施行することゝなつた。

即ち五月二十一日律令第六號を以て、震災被害に對する租税減免猶豫の特令を公布し、次いで、同日附を以て府令第二十九號に依り右律令の細則を施行した。之に依つて従

來資力皆無の場合にのみ減免又は納税の延期を許されて、
今回の如き非常天災の爲め被害を受けても皆無にならざる
限り其の恩典に預り得なかつた點が緩和されたのである。

大正十年法律第三號ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

昭和十年五月二十一日

臺灣總督

律令第六號

第一條 政府ハ昭和十年四月二十一日ノ震災ニ因リ著シク利ヲ妨

ゲラレタル土地ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ地租ヲ免除スル
コトヲ得

第二條 政府ハ震災地ニ於テ納付スベキ昭和十年分ノ第三種所得

税及個人ノ臨時利得税ニ限り課税ニ關スル申告及申請並ニ課税
標準ノ決定ニ關シ命令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

前項ノ震災地ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

府令第二十九號

震災被害者ニ對スル租税ノ免除等ニ關スル律令施行ニ關

スル件左ノ通相定ム

昭和十年五月二十一日

臺灣總督

第一條 昭和十年律令第六號第二條第二項ノ規定ニ依リ震災地ヲ

左ノ如ク定ム

新竹州 新竹市

新竹郡 舊港庄、新埔庄、關西庄、六家庄、香山庄

中壠郡 中壠街

大溪郡 龍潭庄

竹東郡 一圓

竹南郡 一圓

苗栗郡 一圓

大湖郡 一圓

臺中州 彰化市

大屯郡 霧峰庄、大里庄

豐原郡 一圓

東勢郡 一圓

大甲郡 一圓

彰化郡 鹿港街、和美庄、線西庄、花壇庄、秀水庄

第二條 昭和十年四月二十一日ノ震災（以下單ニ震）ニ因リ左ノ

各號ノ一ニ該當スルニ至リタル土地（荒地ト爲リタル土地ヲ除

ク）ニ付テハ被害ノ實況ニ應ジ建物敷地ニ在リテハ昭和十年ヨ

リ二年以内、其ノ他ノ土地ニ在リテハ四年以内其ノ地租ヲ免除

ス

一 水路若ハ池沼ノ破壊又ハ井戸ノ湧水涸竭等ニ因リ灌溉又ハ

排水ノ便ヲ失シ著シク收穫ヲ減損スルニ至リタル田畑

二 地下ノ變動等ニ因リ水持ヲ害シ又ハ濕地ト爲リ著シク收穫

ヲ減損スルニ至リタル田畑

三 建物ノ過半ガ減失又ハ倒壊シタル建物敷地

四 其ノ他震災ニ因リ著シク利用ヲ妨ゲラレタル土地

前項ノ規定ニ依ル免除ヲ受ケントスル者ハ土地一筆毎ニ被害ノ

狀況ヲ記載シタル申請書ヲ昭和十年六月三十日迄ニ所轄稅務官

署ニ提出スベシ

第三條 震災ニ因リ所得額著シク減損スベシト認メラルル者ノ震

災地ニ於テ納付スベキ昭和十年分第三種所得稅ニ付テハ臺灣所

得稅令第十五條第一項第六號及第七號ノ所得ハ豫算ヲ以テ之ヲ

算定ス

第四條 自己（同居ノ戸主又ハ家族ヲ含ム）所有ノ住宅、家財又

ハ所得ノ基因タル家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械、器具等ガ

震災ニ因リ減失又ハ毀損シタル損害ノ見積金額ハ震災地ニ於テ

納付スベキ昭和十年分第三種所得稅ノ所得金額（戸主及其ノ同

居家族又ハ戸主ト別居スル同居家族中二人以上ノ納稅義務者在

ルトキハ其ノ合算額）ヨリ之ヲ控除ス

前項ノ場合ニ於テ同居者一人毎ノ控除額ハ各其ノ所得金額ニ按

分シテ之ヲ計算ス

同一人ニシテ山林伐採ノ所得ト山林伐採以外ノ所得トヲ有スル

場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依ル控除ハ先ヅ山林伐採以外ノ所

得ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ山林伐採ノ所得ニ及ブ

第五條 前條ノ規定ノ適用ノ結果所得金額（戸主及其ノ同居家族

又ハ戸主ト別居スル同居家族中二人以上ノ納稅義務者在ルトキ

ハ其ノ合算額）千五百圓ニ滿タザルニ至リタル者ニハ所得稅ヲ

課セズ

第六條 震災ニ因リ臨時利得稅ヲ課スベキ營業ノ利益著シク減損

スベシト認メラルル者ノ震災地ニ於テ納付スベキ昭和十年分個

人ノ臨時利得稅ニ付テハ臺灣臨時利得稅令第十條第一項ノ利益

ハ豫算ヲ以テ之ヲ算定ス

第七條 臨時利得稅ヲ課スベキ營業ノ用ニ供スル自己所有ノ家屋

ハ所得ノ基因タル家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械、器具等ガ

震災ニ因リ減失又ハ毀損シタル損害ノ見積金額ハ震災地ニ於テ

納付スベキ昭和十年分第三種所得稅ノ所得金額（戸主及其ノ同

居家族又ハ戸主ト別居スル同居家族中二人以上ノ納稅義務者在

其ノ他ノ築造物、船舶、機械、器具等ガ震災ニ因リ滅失又ハ毀損シタル損害ノ見積金額ハ震災地ニ於テ納付スベキ昭和十年分個人ノ臨時利得税ノ利得金額ヨリ之ヲ控除ス

第八條 震災地ニ於テ納付スベキ第三種所得税及個人ノ臨時利得税ニ關シテハ臺灣所得税令第二十九條第一項又ハ臺灣臨時利得税令附則第三項ノ規定ニ依ル申告期限ハ昭和十年ニ限り之ヲ五月三十一日トス

震災地ニ於テ納付スベキ昭和十年分ノ第三種所得税又ハ個人ノ臨時利得税ニ關シ本令ノ適用ニ依リ本令施行前ニ爲シタル申告又ハ申請ニ付更正ノ要アル場合ニ於テハ前項ノ期限迄ニ之ガ更正ノ申告及申請ヲ爲スベシ

第四條又ハ第七條ノ規定ニ依リ控除ヲ受クベキ損害見積金額ハ所得ノ申告又ハ利得ノ申告ニ之ヲ附記シテ申告スベシ

第九條 新竹州稅務課所轄及臺中州稅務課所轄（臺中市ヲ除ク）ノ所得調査委員會ニ付テハ臺灣所得税令第三十六條ノ規定ニ依ル期限ヲ昭和十年ニ限り六月三十日トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

尙府令第二十九號第二條、第三條、及び第六條の規定の

適用に付き、總務長官名を以て、左記の通り新竹、臺中兩州知事宛通知を發した。

總財第一四九號

昭和十年五月二十一日

總 務 長 官

新竹、臺中兩州知事宛

震災被害者ニ對スル租税ノ免除等ニ關スル件

昭和十年四月二十一日ノ震災被害者ニ對スル租税ノ免除等

ニ關スル府令第二十九號第二條、第三條及第六條ノ規定ノ

適用ニ付テハ左記各項ニ依リ處置シ尙地租ニ關スル諸帳簿

ノ整理方ハ震災免租トシテ荒地免租ノ整理方ニ準ジ取扱相

成度

右依命通達ス

記

一 第二條第一項第一號及第二號ニ付テハ一箇年ヲ通ジ平

年收穫高（五箇年平均）ノ二割以上ヲ減損スルモノ

二 第二條第一項第三號ニ付テハ建物ノ總坪數又ハ價額ノ

五割ヲ超ユル損害アルモノ

(イ) 地稅免除額表

但(建物數地のみ)

三 第二條第一項第四號ニ付テハ前二項ニ準ズ

四 第三條及第六條ニ付テハ大體前年實績額ニ比シ二割以

上減損スルモノ

尙新竹、臺中兩州下に於ける租稅減免の見込額を示せば

左の通りである。

新竹州下の租稅減免

但、國稅地稅免除額(建物數地のみ)

(ロ) 第三種所得稅減損額表

郡市別	昭和十年度收入見込稅額	同上法定稅額	差引減損稅額	見込額に對する減損額の割合
新竹市	三一、四六〇・一八 ^円	二九、二三五・四一 ^円	二、一二四・七七 ^円	〇・〇七強
新竹郡	三二、五七七・六九	二二、二九一・八二	一〇、二八五・八七	〇・三一〃
新竹東郡	一二、七八九・八八	八、六七六・七三	四、一一三・一五	〇・三二〃
新竹南郡	一七、四三〇・六八	一〇、四三二・九一	六、九九七・七七	〇・三八〃
苗栗郡	一九、五五四・一八	八、三九三・二一	一一、一〇六・九七	〇・五一一〃
大湖郡	一、二三一・二〇	一二九・五五	一、一〇一・六五	〇・八八〃

郡市別	昭和十年度收入見込稅額	免除稅額	收入見込額に對する免除額の割合
新竹市	二七、五八・六 ^円	三、九七 ^円	〇・〇〇三強
新竹郡	二、〇九一・四	二九・二	〇・〇〇三弱
新竹東郡	四、三五・二	七三・三	〇・一七強
新竹南郡	六、七二・七	一、五三・四七	〇・二三強
苗栗郡	九、九五・八六	二、七六・三	〇・二七強
大湖郡	八四・三	七〇・七	〇・八四弱

(ハ) 臨時利得税減損額表

郡市別	昭和十年度収入見込税額	同上法定税額	差引減損税額	見込額に対する減損額の割合
新市	一、二九二・二四 ^円	一、二二五・三六	六六・八八 ^円	〇・〇四強
新竹郡	一、五九六・三二	一、五九六・三二	—	—
新南郡	一一三・七六	一一三・七六	—	—
計	三、八六九・〇四	三、八〇二・一六	六六・八八	〇・〇四強

二、州 税

(イ) 地租附加税免除額表(建物敷地のみ)

郡市別	昭和十年度収入見込税額	免除税額	収入見込額に対する免除額の割合	摘要
新市	一〇、五二三・一四 ^円	二・三八 ^円	〇・〇〇二強	
新竹郡	六、六五四・三八	一七・四六	〇・〇〇三弱	
新東郡	二、五五三・〇七	四五三・三三	〇・一八弱	
竹南郡	四、〇六九・三〇	九三二・〇八	〇・二三弱	
竹栗郡	五、九七三・五一	一、六三五・九一	〇・二七強	
大湖郡	五〇六・五二	四二四・四八	〇・八四弱	

(ロ) 其の他の州税免除額表

郡市別	昭和十年度収入見込税額	免除税額	収入見込額に對する免除額割合	摘要
新竹市	一八七、二二八・三一	二六四・三八	〇・〇〇一四強	
新竹郡	二三五、二六〇・四一	一七三・三六	〇・〇〇〇七強	
新東郡	二一〇、二八三・二三	六、〇四〇・〇二	〇・〇二八七強	
竹南郡	一七五、六三九・八〇	二四、七五一・〇八	〇・一四一弱	
苗栗郡	二四八、四二五・四二	二八、一一一・五八	〇・一一三強	
大湖郡	四八、一九二・八八	六、四六四・〇一	〇・一三〇強	

臺中州下の租税の減免

(一) 國税

イ、地租免除額表 (但し豊原、東勢、大甲郡は田及建物敷地、彰化市、大屯、彰化郡は建物敷地)

郡市区分	昭和十年度収入見込租税額	免除税額
豊原郡計	一六〇、三六八	三六、七五八
東勢郡計	四、二九〇	一、二五二
大甲郡計	二四九、〇八七	三一、九四〇
彰化市、彰化郡計	三八、五七八	一四四
大屯郡計	四五二、三二三	七〇、〇九四
震災地合計		

ロ、第三種所得税減損額表

郡市区分	昭和十年度見込税額	同定税額上	差引減損額
豊原郡計	四三、六〇〇	三〇、八四七	一四、七五三
東勢郡計	七、九〇〇	六、七三三	一、一〇七
大甲郡計	七〇、九〇〇	五四、〇〇〇	一六、八〇〇
彰化市計	二七、七六六	二七、六二六	一四〇
震災地合計	一五、一五七	一一九、三六六	三、八〇九

ハ、臨時利得税減損額表

郡 區 別	昭和十年度 見込税額	同 定 税 額 上	差 引 減 損 額
豊原郡計	四、八八四円	四、五四四円	三〇〇円
東勢郡計	二八〇	二六〇	—
大甲郡計	四、六六七	二、三九九	二、二六八
震災地合計	九、八三二	七、三三三	二、四九九

(二) 州 税

減免税に對しては府令第二十九號に基き、五月二十三日臺中州令第九號を以て減免税細則を設けた。細則内容及び減免税見込額を概示すれば

イ、戸 税

住宅、家財の被害甚大な者であつて生産額三百圓以下は免除し、其の他は被害の程度に應じて八割の範圍内に於て生産額の多寡に依り累減方法を用ひ輕減する。

ロ、營業 税

被害に因り昭和十年度營業税課税標準の減少額五割以上であるときは免除し、三割以上であるときは五割を輕減

し、其の他は減少の程度に應じ四割以内にて於て輕減する。
ハ、雜種税

營業場又は課税物件の被害甚大なものに對しては免除し、其の他は被害の程度に應じて五割の範圍内に於て輕減する。

震災被害に因る州税減免見込額調

郡 市 別	地 附 加 税	戸 税	營 業 税	雜 種 税	州 税 計
彰化市計	二〇〇円	—	八四四円	二二円	一、〇六六円
大屯郡計	七	一、一五	—	三〇	四三
豊原郡計	一八、三七九	一、三、三四四	一八、四八九	九、二六五	五七、三七七
東勢郡計	六三六	二、二三八	三、七八九	一、七三〇	八、三三三
大甲郡計	一五、九七〇	一、四、五七三	三〇、九五三	九、三三六	七〇、五三二
彰化郡計	三五	六二	五三	—	一四八
震災地合計	三五、〇四七	二九、三三一	五三、三六六	一〇、〇三三	一七〇、六七九

震災地州市街庄財政調整

1、州財政調整

地方公共團體の震災復舊費は、相當多額に上り、州財政

のみを以ては、到底其の負擔に耐へ得ないので、其の一部を國庫より補助し、尙殘部は低利資金を融通して州財政の調整を圖つた。之に就ては既に述べたところである。

ロ、街庄財政調整

街庄歳入缺陷補填 震災地域内に於ける街庄の復舊費に關しては、前述の通り國庫並びに州費を以て其の經費の一部を補助する事としたが、尙街庄の負擔は多額に上るのみ

ならず、營造物の損壞其の他によつて税外收入の減少を來すもの、及び前述の通り罹災者に對し街庄税減免を要するものあり、之等街庄歳入の缺陷を生ずるものうち、左記内譯の街庄は歳入の缺陷額相當多額に達するので、街庄税減免額二十二萬七千七百六十七圓、税外收入減少額五萬五千五百圓、計二十七萬七千八百二十二圓の二分の一を低利資金より融通することとし、殘額は他より借入をなすこととした。

震災に依る街庄歳入缺陷調

郡街庄名	歳入		計	歳入缺陷		計
	税收入	税外收入		街庄税減免	税外收入減收	
竹東郡	八六、九二一	七六、九一〇	一六三、八三一	八、三三四	五七〇	八、八八四
竹東街	二六、三五九	三〇、九〇〇	四七、一六五	一、八五六	八〇	一、九三六
芎林庄	三、二七〇	四、一三三	七、四〇三	七六	一四	七、五四九
橫山庄	一一、五七六	一五、三九六	二六、九七二	一、〇六一	三三	一、四〇四
北埔庄	一五、一〇〇	一六、〇一〇	三一、一一〇	一、九九五	五七	二、〇六六
峨眉庄	一四〇、九	七、六六八	一四八、五六六	一、五五五	一四	一、七九四

寶山	竹南	竹南	頭分	三灣	南橋	造橋	後龍	苗栗	頭屋	公館	銅鑼	三叉	苑裡	通霄	四湖	大湖	大湖	獅潭	卓蘭	新竹	
山莊	南郡	南莊	分莊	灣莊	橋莊	橋莊	龍莊	栗街	屋莊	館莊	鑼莊	叉莊	裡莊	霄莊	湖莊	湖郡	湖莊	潭莊	蘭莊	州計	
一一、七六	一一五、〇五	二七、八七五	三九、四八	九、〇〇八	三三、〇四三	九、三九三	二七、三八	一六五、〇〇四	四三、一六六	八、四三三	二四、〇二	一六、九九〇	八、九九五	二九、四七九	二四、〇五	一〇、〇〇六	三九、一七六	一三、四八九	五、〇四一	一〇、一七六	三九六、三六
八、七五四	八二、〇五四	二四、〇三三	一七、二六五	六、九二二	一三、四四七	四、三四四	一五、八二四	一三、二二六	三三、三四七	五、二八二	二九、一七六	一六、五三七	五、三七七	一一、四九七	一四、二六六	四、六五四	六、四五六	二七、四四五	一三、四九六	二〇、五四五	三五三、五四八
二二、五〇〇	一九七、〇六九	五三、一七七	四六、七三三	一五、九一〇	三五、四五〇	一三、七三七	四四、〇五三	二九七、三三三	七八、五二二	一三、七二五	五三、六六〇	三三、五七七	一四、三〇〇	五〇、九六六	三六、六一	一四、七三〇	九〇、六三三	四〇、九三三	一八、四七九	三、三三二	七四八、八九四
一、四五三	二八、一八四	六、二五三	四、六六五	二、四四六	五、四二五	一、五四七	七、八三六	四三、九一一	一三、二二二	二、三九九	九、三九六	七、三三八	四、〇三八	二、七四四	二、二九八	二、七二五	八、一九五	三、四二二	一、五七一	三、二二二	八八、六六四
一三八	一一、九三七	三、三〇七	二、八三〇	一、〇三四	一、七七三	八〇七	二、一七六	四、九二二	八六三	五	一、一〇二	四六〇	八〇〇	一、三四	二三四	八	九〇、〇一八	四、四五三	一、五三九	三、〇三六	二六四、三八
一、五九〇	四〇、〇一一	九、五六〇	七、二二五	三、四八〇	七、一八八	二、三五四	一〇、〇一四	四八、九〇四	一三、九六六	二、三九一	一〇、五九八	七、七七八	四、八二八	三、九九八	二、五三三	二、八〇三	一七、二二二	七、八六五	三、〇〇〇	六、三四八	一一五、二二

郡街庄名	歳入		計	歳入		計
	税收入	税外收入		街庄税減免	税外收入減收	
豊原郡	一四三、七五五	一五、六五五	一五九、四一〇	六五、七一九	七、九五六	七三、三七七
内埔庄	七四、九九七	一〇〇、五八四	一七五、五八一	一三〇、五七七	六七四	一三、七三三
神岡庄	三五、五六一	二〇、三九元	五五、九五〇	三〇、七四四	五、五六三	三六、一四六
東勢郡	三三、八七	一四、九三〇	四八、八〇七	三、四五六	一、九〇三	二四、三〇〇
東勢街	四、四四〇	六五、七四四	七〇、一八四	一三、一六七	四、〇一八	一七、一八五
石岡庄	四、七六六	三、九七七	八、七四三	四、〇〇九	一、八五三	五、八六三
新社庄	一八、五五五	九、七七〇	二八、三二五	七、九九三	一、七六四	九、七七七
大甲郡	一三、〇一九	二四、〇九七	三七、二一六	一、一六五	四〇	一、五六六
清水街	一〇五、五九九	八七、七五五	一九三、三三三	六〇、六七七	一一、六五二	七三、二八八
沙鹿庄	五、一七七	五五、一一三	六〇、二九〇	三九、八五二	七、〇四八	四八、八九九
梧棲街	二六、五六一	三三、八一〇	五〇、三六一	一一、八一〇	三、〇四〇	一五、八六〇
臺中州計	一九、九九七	二、七三三	二二、七三〇	七、九六六	一、五六三	九、五三九
總計	三三三、六四四	二九、九四〇	三六三、五八四	一、五〇三	三三、六三七	一三三、七〇〇
	七八、九九〇	六、六八八	八五、六七八	三三、七六七	五、〇〇五	三三、七〇三

備考 税外收入豫算中には街庄債收入及基本財産の繰入收入を含まず

借入金利子補給 街庄歳入缺陷補填資金融通額二十七萬

七千八百二十二圓の利子は年三分五厘五ヶ年据置十五ヶ年

元金均等償還の方法により國庫で之を補給する事とした。

内 譯

十年度補助額(四ヶ月分)

十一年度以降補助額(豫定)

- 三、二四一・二五
- 一一三、四四四・〇〇
- 一一六、六八五・二五

又街庄營造物復舊費街庄負擔の内、小公學校校舍、同宿舍、三十七萬四千八百四十九圓、道路衛生施設復舊費二萬五千二百七十七圓、役場及び同宿舍十一萬四千七圓計五十一萬四千三百三十三圓に就ては、借入資金に對し据置期間の分に限り國庫より利子を補給し、爾後は更に當該庄の財政状態を考慮の上詮議決定する事とした。

右利子補給は次の通りである。

十年度補給額(四ヶ月分)	五、九九八・二一
十一年度以降補給額(豫定)	八三、九七五・〇三
合 計	八九、九七三・二四

水利團體營造物復舊

此度の震災は時恰も第一期稻作第三番除草前後であつて圳路隧道の崩壞、水橋の破損等を其儘に放置する時は灌溉排水に支障を來し第一期收穫の大減收となり延いては地方民の生活を脅かすやも知れず、各水利組合に於ては之が對策として被害箇所に一時的應急修理を施し(后里圳水利組

合の如きは應急工事費一萬四千圓を計上した)今期稻作に被害無からん事を期したのであつたが、各水利組合關係者の死傷其の他の爲に稻作の收穫は例年よりも一割乃至二割は減收の見込みである。尙竹東、竹南、后里の三水利組合は、之が完全なる復舊に要する費用は二萬圓、五萬三千四百圓及び十二萬三千圓の莫大な額に上り、竹東、竹南の如く現在でも其の過重なる組合費の負擔に苦しむ状態である上に尙且つ復舊費の全額負擔は到底耐へ得られないので、負擔の特に過重である前者には二分の一、後者には三分の一の國庫補助をする事とし、殘部の組合負擔額に對しては低利資金の融通を圖つた。

后里圳水利組合は組合費は比較的輕微であるが、災害に依る農作物の減收甚しく、加ふるに組合員の大部分が罹災民である關係上、復舊工事費の全額負擔は困難である爲め工事費の三分の一を補助し、殘部は前と同様低利資金の融通をすることとした。



國庫補助團體	復 舊		摘 要
	工事費	補助額	
竹東水利組合	三〇,〇〇〇 ^円	一〇,〇〇〇 ^円	工事費の二分の一補助
竹南水利組合	五三,四〇〇	一七,八〇〇	工事費の三分の一補助
后里圳水利組合	八九,六六七	二九,八八九	工事費の三分の一補助

備考 后里圳水利組合復舊工事費は一二三、〇〇〇圓であるが、電力會社と共同使用部分の工事費の一部、三三、三三三圓を同社に負擔させることとし其の殘額を掲記した。

上述した三水利組合に就き其の復舊工事を述べれば左の通りである。

竹南水利組合 曩に震災害復舊工事費五萬三千四百圓の豫定で其の三分の一の國庫補助を仰ぎ工事實施の爲め再調査を行った結果、補強箇所を追加或は施設構造物の變更等を要するものあるを認めため、設計變更に依り左記の如く總事業費に増加を來した。

總 事 業 費 六二、七三四圓
 國 庫 補 助 一七、八〇〇圓
 借 入 金 四四、九三四圓
 工 事 内 課

竹東水利組合

大南埔圳災害復舊工事 三〇、二三九圓
 三灣圳災害復舊工事 二三、三二〇圓
 尖山下埔災害復舊工事 七、〇九五圓
 南龍圳災害復舊工事 二、〇八〇圓
 起工 昭和十年十二月六日
 竣功 昭和十一年七月三十一日(豫定)

事 業 費 二〇、〇〇〇圓
 國 庫 補 助 金 一〇、〇〇〇圓
 借 入 金 一〇、〇〇〇圓

竹東圳隧道災害復舊工事費 一八、二〇〇^円

第一號隧道災害復舊工事 六、九六六・七二
 第三號隧道災害復舊工事 三、二九五・〇〇
 第五號隧道災害復舊工事 三、〇七七・二八
 第六號隧道災害復舊工事 四、八六一・〇〇
 工 事 監 督 費 一、八〇〇・〇〇

起工 昭和十年十一月十八日
 竣功 昭和十一年二月十一日

后里圳水利組合

事 業 費 一四、〇〇〇圓
 國 庫 補 助 金 一、〇〇〇圓
 電力會社負擔金 一〇九、〇〇〇圓
 應急工事費 一四、〇〇〇圓
 復舊工事費 二九、八八九圓
 三三、三三三圓

借入金
特別組合費
積立金繰入

應急工事費

導水路震災應急修繕工事費

第一區應修繕工事費

第二區

第三區

第四區

第五區

第六區

監督費

復舊工事費

隧道工事費

第一號隧道

第二號隧道

第三號隧道

第四號隧道

第五號隧道

開渠工事費

第一號開渠

第二號開渠

第三號開渠

復興篇

篇

五〇、四四四圓

六、〇〇〇圓

三、三三四圓

一四、〇〇〇圓

一三、二〇〇圓

二、七〇〇圓

三、二〇〇圓

一、二〇〇圓

一、九〇〇圓

二、二〇〇圓

二、〇〇〇圓

八〇〇圓

一〇九、〇〇〇圓

一一、三一九、〇〇〇圓

一、一三一、〇〇〇圓

七七四、〇〇〇圓

五、五二五、〇〇〇圓

六八三、〇〇〇圓

三、二〇六、〇〇〇圓

一八、四二七、〇〇〇圓

二五六、〇〇〇圓

五、八〇〇、五〇〇圓

六八二、〇〇〇圓

第四號開渠

第五號開渠

第六號開渠

第七號開渠

第八號開渠

第九號開渠

第十號開渠

構造物

暗渠工事費

第一號暗渠

第二號暗渠

第三號暗渠

第四號暗渠

第五號暗渠

暗渠示儿

雜費

監督費及支給品費

豫備費

小計

幹線工事費

監督費及支給品費

豫備費

小計

三、九一・五〇

五九八・〇〇

二三五・〇〇

五七一・〇〇

三、二〇八・〇〇

二、二〇七・五〇

一八〇・〇〇

七七七・五〇

二、六〇七・五〇

三四九・〇〇

五二六・〇〇

三〇九・〇〇

六五七・〇〇

六四六・五〇

一二〇・〇〇

一三、五一・〇〇

五三、三八・〇〇

七五六・五〇

一〇〇、〇〇〇・〇〇

四、九五・〇〇

三、八五七・〇〇

一九三・〇〇

九、〇〇〇・〇〇

四五七

起工 昭和十年十一月一日
竣功 昭和十一年一月二十五日

産業復興

今次の震災地方に於ける被害主要産業は、新竹州では養蠶業、製茶業、臺中州では製帽業であつて、此外新竹、臺中兩州下共、農業倉庫及び米穀統制倉庫の被害があつた。此等の復舊に對しては國庫補助又は低利資金を融通した。

イ 製茶業

今回震災を蒙つた茶産地の内最も被害の多かつた地方は新竹州下竹東、竹南、苗栗及び大湖の四郡下であつて、此の地方は本島に於ける烏龍茶及び紅茶の名産地である。

今其の被害状況を見るに別表の如く總督府の茶業獎勵に依つて設立された茶業組合十九工場の建物、機械、器具の損害五萬百二十五圓（總督府貸付製茶機械の被害額は含ま

ず）、其他一般農家の建物、機械、器具の損害五十二萬一千二百五十圓及び年産額四割に當る春茶の減收及び品質低下に依る被害二十一萬二千五十圓、總計七十八萬三千四百二十五圓の多額に達して居る。

被害地に於ける茶業者は小農であつて、今回の震災に依つて再び起つ能はざる慘狀を來し、又此等の茶業者に依つて組織された茶業組合も、殆ど其の全部の製茶機械、器具を大破又は全壞し、且つ恰も年産額の四割を占める春茶の最盛期にあつて其の大部分を失つた關係上、收入の途を斷たれ復舊の資力を失つた。此等の茶業者救済の爲、前記被害の内最も重要と認められる製茶工場十一ヶ所の建築に要する資金及び之に附屬する製茶機械費計七萬二千圓の内、其三分の一、即ち二萬三千三百四十圓を國庫より補助し、其の殘額四萬六千六百八十圓は低利資金を融通して復舊せしむることとなつた。

新竹州製茶工場十一ヶ所被害内譯

郡別	被害製茶工場	建物	機械器具	計
竹東郡	五	一二、七五〇 <small>円</small>	三、二七〇 <small>円</small>	一六、〇二〇 <small>円</small>
竹南郡	五	一九、〇〇〇	二、〇〇〇	三一、〇〇〇
苗栗郡	一	二〇、〇〇〇	三、〇〇〇	二三、〇〇〇
計	一一	五一、七五〇	一八、二七〇	七〇、〇二〇

新竹州茶業被害調

郡別	總督府茶業獎勵による茶業組合分			一般茶業者製茶場			春茶被害	
	個所數	建物被害	機械器具被害	個所數	建物被害	機械器具被害	減收	品質低下による減收
竹東郡	八 <small>ヶ所</small>	一一、六五〇 <small>円</small>	一、八〇〇 <small>円</small>	一、五三二 <small>ヶ所</small>	二五三、一四〇 <small>円</small>	四六、三〇〇 <small>円</small>	八三、二六〇 <small>円</small>	一六、〇〇〇 <small>円</small>
竹南郡	八	一〇、七〇〇	二、四〇〇	六六六	九四、八三〇	一九、九〇〇	四八、〇七五	五三、八〇〇
苗栗郡	一	一八、〇〇〇	三、〇〇〇	三五四	七三、五六〇	一〇、三三〇	三、一六〇	五、四四〇
大湖郡	二	三、〇〇〇	〇	一〇	一九、九三〇	四、一〇〇	一九、七五〇	二、四〇〇
計	一九	四三、三五〇	七、二〇〇	二、六〇二	四二一、〇〇〇	七〇、六三〇	一八七、二四五	三九、六四〇
								三三、〇五〇

備考 一、總督府茶業獎勵による貸付製茶機械は本表に含まず。

二、春茶品質低下による被害は製茶百斤に付五圓の見込。

三、本表以外の被害は目下調査中。

蠶業

本島主要の養蠶地であり内地用蠶種製造の中心地である
 新竹州大湖、苗栗、竹南、竹東の四郡下に於ては、震災に
 因り養蠶農家總數千八百八十八戸中、蠶室の倒壊せるもの八百
 三十三棟其の金額三萬三千九百餘圓、蠶具類の損耗額一萬
 九千百圓計五萬三千圓の多額に達した。右被害地帯は氣候
 風土最も養蠶に適し、蠶種製造地として好適地であるので
 年次躍進的の進展を見んとする時に際會して斯かる災害を蒙
 つたもので、之が復興に就ては、山手地方に散在する養蠶
 家の經濟状態より見て、實に容易ならざる被害であつた爲
 め、上記被害蠶室八百三十三戸の復舊費六萬七千五百圓の
 中國庫より其の三分の一、即ち二萬二千五百圓を補助し、
 殘額四萬五千圓は低利資金に依ることとした。

新竹州蠶室被害調

郡別	甲種蠶室		乙種蠶室		計		復舊資金		
	棟數	復舊費	棟數	復舊費	棟數	復舊費	國庫補助	低利資金	計
大湖郡	一三六	一六、三〇〇	一四九	八、九〇〇	二八五	二五、二〇〇	八、四〇〇	一六、八〇〇	二五、二〇〇
苗栗郡	八九	一〇、六〇〇	三三三	一五、三〇〇	四二二	二五、九〇〇	八、〇〇〇	一六、九〇〇	三三、八〇〇
竹南郡	六七	〇、〇〇〇	一五五	一、一〇〇	二二二	一、一〇〇	五、七〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
竹東郡	—	—	一七	一、〇〇〇	一七	一、〇〇〇	〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	二九二	二五、〇〇〇	五五一	三三、五〇〇	八四三	六七、五〇〇	三三、五〇〇	四五、〇〇〇	六七、五〇〇

備考

- 一、甲種蠶室建坪 一五坪 坪當八圓 一二〇圓
- 二、乙種蠶室建坪 七坪五合 坪當八圓 六〇圓

各郡街庄別蠶室被害調

郡街庄別	震災前		震災後		被害蠶室棟數	總棟數に對する被害棟數割合
	蠶室棟數	專用蠶室棟數	蠶室棟數	專用蠶室棟數		
大湖郡	四〇九	一九三	二六	一五	一四九	〇・七四
大湖庄	二六四	一四九	一五	一〇四	八一	〇・七〇
獅潭庄	一〇〇	三〇	九〇	三〇	五八	〇・六五
卓蘭庄	三五	一四	二	二	一〇	〇・八七
苗栗郡	三六八	一〇一	二六七	八九	二二	〇・六六
苗栗街	一六	二	一四	一	六	〇・四一
頭屋庄	六九	二五	四	三	四〇	〇・九一
公館庄	八四	二六	五	三	四七	〇・八三
銅鑼庄	八	二七	六	二六	五八	〇・六五
三叉庄	七	一五	五	一四	五	〇・九〇
苑裡庄	二	一	二	一	三	〇・九五
通霄庄	六	一	五	一	二	〇・二六
四湖庄	二	一	一	一	二	〇・二六
竹南郡	二五五	七九	一七六	七	一五	〇・七九
頭分庄	七	一	六	一	三	〇・四七
三灣庄	六	一	三	一	三	〇・五〇
南庄	一五七	四四	一四	三	一〇	〇・九三
造橋庄	二五	二	一四	七	一六	〇・六五

復興篇

八 製帽業

郡街庄別	計	蠶室棟數	專用蠶室棟數	被害棟數	被害棟數割合
竹東郡	六	一	一	一	〇・一六
竹東街	六	一	一	一	〇・一三
芎林庄	一四	一	一	一	〇・〇一
橫山庄	一六	一	一	一	〇・〇七
北埔庄	三	一	一	一	〇・三七
峨眉庄	九	一	一	一	〇・九五
寶山庄	八	一	一	一	〇・四九
計	一〇八	三	三	三	〇・六三

臺中新竹兩州下に於ける製帽業の被害は合計十九萬二千二百四十六圓に達し、臺中州下に於ける家屋機械器具の被害は十五萬一千六百八十圓であつて罹災職工の數は三萬人に近く、何れも住家の倒壊又は破損の爲帽子編に就業すること出來ず、又配付原料を喪失したのも多かつた爲製帽業は一時活動を停止して全く生産を絶つに至つた。之が應急對策として八分せる引原料一萬打八分立撚原料一千五百八十四打、六分立撚二千打を購入して罹災職工二萬七千百

六十八人に對し一人半打宛、總計一萬三千五百八十四打、此の金額二萬三千三百六十一圓を無償配付することとした。

又被害の最も甚大であつた清水街の如きは十六戸中十五戸倒壊せる爲「バラック」にて營業中であつたが、雨漏又は「トタン」屋根による熱氣の爲原料及び製品の汚損變質を來すもの多く、職工から集めた帽子の格納場所にも困窮して居た状態であつたので、之が救済の爲應急的に清水帽子同業組合所有敷地内に三千百十圓をもつて六十坪の共同倉庫（スレート・アルテックス混造）を建設した。

臺中州及び新竹州下に於ける製帽業被害額及び右兩州下に對する低利資金融通額を示すと左の通りである。

製帽業被害調

市郡別	戸數	家屋	什器及機械	商品	計
新竹州	三〇五戸	二、八七〇円	—	三、六九六円	四〇、五六六円
新竹市	八	九〇〇	—	—	九〇〇
新竹郡	一	五〇〇	—	—	五〇〇

製帽業關係低利資金融通額

州別	新竹州	臺中州	合計
竹南郡	—	二、八〇〇	一八、七五〇
苗栗郡	—	八〇〇	三〇、一〇一
大湖郡	—	一五	二二五
臺中州	—	五七、〇〇〇	一五、六八〇
大甲郡	—	五七、〇〇〇	一五、六八〇
合計	二、九一〇	六〇、六九六	一八、二四六

二 産業組合

業別	新竹州	臺中州	合計
大甲帽席同業組合	—	五、〇〇〇	—
製帽業者に對する分	四、二七三	三三、四〇〇	四、二七三
計	四、二七三	四〇、四〇〇	—

新竹、臺中兩州下に於ける産業組合關係の被害數は總計八組合であつて、被害金額は三萬二千二百二十圓に達し、右に對する低利資金融通額は二萬八千六百圓である。州別及び組合別内譯は左の通りである。

産業組合關係被害調

組 合 名	被害額	復 舊 費	復 舊 低 利 資 金 融 通 額	摘 要
新 竹 州	北埔信用購買販賣利用組合 二、二〇〇円 三灣信用購買販賣利用組合 六二〇 南庄信用購買販賣利用組合 三、八〇〇 後龍信用購買販賣利用組合 一、五〇〇 苑裡信用購買販賣利用組合 一、〇〇〇	三、〇〇〇円 二、七〇〇 四、一五〇 三、三〇〇 一、〇〇〇	四、九〇〇円 二、二〇〇 三、三四〇 二、六〇〇 二、八〇〇	事務所大龜裂利用倉庫其他に被害なし 事務所改築費として融通され、峨眉及芎林組合の要求額二、五〇〇圓不要に付この分を追増されたるに依る 事務所半壊破損甚しく改築せざれば使用に堪へず 事務所は使用に堪へざる程度に大破、米穀倉庫全壊、備品の被害甚大にして米穀倉庫及事務所改築費として融通さる 事務所全壊(事務所改築費) 事務所一部龜裂米穀倉庫煉瓦壁其他數ヶ所破損(米穀倉庫改築費)
臺 中 州	清水信用購買販賣利用組合 一、二〇〇〇 内埔信用購買販賣利用組合 一〇、〇〇〇 沙鹿恒産信用購買販賣利用組合 一、〇〇〇	八、〇〇〇 三、七六〇 一、〇〇〇	一五、八四〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇	事務所大龜裂を生じ使用に堪へず農業倉庫竣功前にありその全壊損害額一萬圓建直しを要す(米穀倉庫及事務所改築費) 事務所全壊(事務所改築費) 事務所龜裂を生じ修繕を施せば使用し得(事務所改築費)
合 計	三三、二〇〇	一四、一五〇	二八、六〇〇	

自力更生運動

今回の震災により、罹災民は或は家族を失ひ、或は家財を失ひ、いづれもが蒙つた精神的打撃は甚大なものであつた。震災による死者の靈に對しては兩州に於て、即ち五月二十一日新竹州苗栗街に於て、二十三日臺中市に於て、總督府及び各州代表の主なる官民參列のもとに、盛大なる慰靈祭が行はれたのであつた。

廣大なる皇恩に對してはもとより、本島在住民並びに母國同胞をはじめ、各方面より寄せられた同情に對しては衷心から感謝措く能はざるものが多々あつたと思はれるのである。一方に於て救恤に徂れ、同情に安んじては、憚民に陥らしめる不安もあり、復興事業を遅延させる惧れもある。特に此の方面に關する精神的指導を行ふと共に國民的教化を圖り、且つ精神の慰安を與へ、自力更生の意氣を振作して復興精神を喚起するやう、災害地に對して教化運動が起されたのであつた。

自力更生運動に關しては、總督府文教局に於てその計畫が樹てられたのであるが、五月十七日付をもつて震災地兩州知事宛左の總務長官の依命通牒が發せられた。

震災地住民ノ自力更生運動ニ關スル件

今回ノ震災ニ依リ罹災民ハ精神上ニ於テモ相當大ナル打撃ヲ受ケタルノミナラズ官民各方面ヨリノ救護ニ因リ動モスレバ徒ニ依頼心ヲ起シ又ハ弛緩ヲ生ズルノ虞アリト思料セラル、ヲ以テ此ノ際大ニ自力更生ノ精神ヲ喚起シ緊張セル精神ノ下ニ自力ニ依ル復興ニ努メシムルノ要アリ依テ概ネ別紙指導方法ニ基キ諸般ノ復興計畫ト相俟チ民心ノ指導ニ留意相成度
右依命通牒ス

自力更生運動の指導方法

一 部落全體の更生運動

- (一) 自力更生精神の作興に努むること
- (二) 部落民の協力一致を促すこと
- (三) 部落の更生計畫を樹立すること

(四) 更生運動の實行上中心と爲るべき指導者を選定し其の活動を促すこと

(五) 部落集會所を復舊又は新設し自力更生運動の中心とすること

二 民風作興

(一) 避難所及小屋掛等の集團箇所に對する共同生活上の訓練を實施すること

(二) 死者の祭祀を厚くし負傷者に對する慰藉の方法を講ずること

(三) 感恩報謝の念を涵養し人情の敦厚を期すること

(四) 迷信と陋習を打破し生活の向上を圖ること

(五) 街庄、學校、派出所、青年團、保甲、産業組合の

職員等地方中心人物をして自力更生に付協力一致せし

むること

(六) 青年團、壯丁團をして卒先後興更生事業に活動せ

しむること

(七) 部落民の協同作業、奉仕作業を奨励すること

三 住宅の改善

(一) 土角を廢すること

(二) 前面屋上の煉瓦裝飾を廢すること

(三) 煉瓦造は倒壞を防ぐ構造とすること

(四) 窓を多くし通風採光を充分ならしむること

(五) 各戸に便所を設けること

(六) 部落に共同浴場を設けること

(七) 豚舎は夕、キとし堆肥舎を別に設けること

四 經濟の更生運動

(一) 産業組合の活動を促すこと

(二) 消費の合理化を圖ること

(三) 副業を奨励すること

(四) 農業經營の合理化を圖ること

(五) 復興の爲低利資金等の融通を受けたる場合は確實

なる負債整理方法を立てしむること

五 其他

(一) 衛生思想の涵養に努め保健衛生に留意せしむること

(二) 自力更生運動の徹底を期する爲講演會、講話會、座談會、映畫會等の開催、及びポスター、ビラの配付
揭示の設置等を爲すこと

右の指示に基く兩州の更生計畫指導の大綱を示せば

新竹州

一、自力更生計畫大綱

1、街庄更生計畫樹立機關

街庄、學校、警察官吏派出所其の衝に當り、街庄吏員、

學校職員、警察官吏其の他主要人物を以て街庄復興委

員會を組織し、復興更生計畫を樹立せしむ

2、更生計畫の實行機關

産業組合、農事改良實行小組合、新竹州同光會、部落分

會、男女青年團、家長會、主婦會等を以て實行機關とす

3、指導督勵機關

市郡職員、街庄長其の他主要人物を以て市郡復興委員會を組織せしめ、復興更生計畫を樹立し、官廳、農會、業佃會、教化團體等と協力して街庄復興計畫を樹立並びに之が實行に付指導督勵す

4、教化團體活動

新竹州同光會、部落分會、男女青年團、家長會、主婦會其の他の教化團體は、産業機關と提携協力し、民風の作興、自力更生精神の振作を圖る

二、更生計畫要目

1、精神教化運動

(一) 指導方針

イ、自力更生精神の作興に努むる

ロ、部落民の協力一致を促す

ハ、農事實行小組合、同光會、部落分會、青年團幹

部の訓練をなす

ニ、農事實行小組合を中心として部落の自力更生計

畫を樹立せしむ

ホ、部落集會所を復舊し自力更生運動の中心となす

(二) 實施事項

イ、地震に對する知識を與へ速に民心の安定を圖る

ロ、廣大無邊なる 皇恩と、絶大なる同胞の同情と

を銘記し、我が國體を認識せしめ、國民的信念の

強化を圖り、感恩報謝の念の養成に努むる

ハ、迷信陋習の打破に努むる

ニ、街庄、學校、派出所、青年團、保甲、産業組合

等の提携協力を圖る

ホ、農事實行小組合、青年團、壯丁團等をして復興

更生事業に活動せしめ部落復興の先驅たらしむる

ヘ、部落の共同作業奉仕等を獎勵する

ト、衛生思想の涵養に努め保健衛生に留意せしむる

チ、映畫、演劇、音樂等に依り部落民慰安の途を講

ずる

以上はポスター、パンフレットの配布、講習會、講

演會、座談會等の開催或は映畫等に依り宣傳實行

の徹底を期す

2、住宅改善

(一) 土角造を廢し耐震建築となすこと

(二) 建築様式は州設計耐震建築標準に依ること

(三) 通風採光を充分ならしむる

(四) 便所は必ず之を設くる

(五) 各部落に耐震模範住家を建築し、之が建築を獎

勵する

3、産業復興

(一) 産業復興方針

自力更生を眼目とし、細農に對しては左記により之

が復興を圖る

イ、細農者には第二期作所要種籾の現物配付をなす
ロ、農事實行小組合をして脱穀器を購入せしめ之を
利用せしむ

ハ、畜産組合をして孵卵場を設置せしめ細民に對し
ては雛の無償配付をなす

ニ、仔豚購入不能の細民に對し畜産組合をして仔豚
の貸付をなさしむ

ホ、貧困なる製炭者に對しては炭窯築造費の一部を
補助す

ヘ、帽子編者に對しては材料費の一部を補助す

ト、小商工業者にして貧困なる者に對しては設備及

雜品購入費の一部を交付す

チ、日稼者其の他貧困者に對しては必需品購入費を

交付す

(二) 實施方法

イ、部落復興座談會の開催

震災に依る被害農村の復興は罹災農民の精神的復興を圖り、自力更生、共同精神を旺盛ならしむることを緊急事となす

依て概ね左記各項目を中心とし復興座談會を開催せしむ

1、住宅、農舍、畜舍、堆肥豚舍等は組合員の共同作業に依り復興を期すること

2、住宅は土木課の模範建築例に依り、堆肥豚舍は農會の獎勵規格によること

3、畜舍、堆肥豚舍等は此際飼育管理の許す範圍に於て住宅と分離せしむること

4、農具、耕牛等の損傷甚しく作業に困難のものに對しては相互無償貸與をなすこと

5、農繁期に於ける諸作業の奉仕作業或は勞力交換をなさしむること

ロ、震災地域稻熱病發生と之が對策

震災地域内に稻熱病蔓延の兆あり、左記に依り之が豫防並びに對策を講ず

- 1、豫防法をパンフレットとして配付す
- 2、轉作其の他により考慮すること

ハ、地主懇談會の開催

被害激甚なる地方に於ける復舊は業主の援助を俟たざれば困難なるを以て業主懇談會を開催せしめ之が救済方に付左記に依り懇談せしむ

- 1、小作人の住宅、農舎、堆肥豚舎の復舊に對しては材料代の全部又は一部を補助すること
- 2 小作人にして耕作資金缺乏せるものに對しては無利子又は低利にて融通をなすこと
- 3、小作人宅を巡回し慰問を兼ね復興指導をなすこと

- 4、其の他必要なる事項

ニ、共同集會所の復舊

震災地域内農事改良實行小組合共同集會所にして倒壊又は破損せるもの相當多數に達するが、災害地には之に代るべき建物皆無に付、出来るだけ自力を以て復興せしむ

ホ、農具の共同購入斡旋

震災に依る被害農具中新に購入を要するものにして地元にて購入困難なる農具に付ては農事改良實行小組合を通し農會に於て共同購入斡旋をなすこと

即ち、罹災民に對しては廣大無邊なる 皇恩を奉謝せしむると共に、絶大なる同胞愛の至情を銘記せしめ、又一方 國庫、州、市街庄の補助等に依存しやうとする依頼心を除去することに付とめ、眞に自力更生の意氣を以て復興を遂げしめやうとするものであつて、州、市、郡、街庄復興委員

會を總動員して、管下の農事改良實行小組合、産業組合、各種教化團體、部落會、保甲等を之が實行機關として各種

の會合を開かしめ、或はポスターにより或は、パンフレット等を頒布することによつて自力更生の精神を涵養せしめつゝある。

尙新竹州の具體的計畫を列擧すれば左の如くである。

一、更生計畫樹立機關

州郡街庄復興委員會

二、更生計畫實行機關

産業組合、農事改良實行小組合

新竹州同光會、部落會、男女青年團、保甲等

三、更生要目

指導精神

廣大無邊なる 皇恩と、絶大なる同胞愛とを感銘せしめ

自力更生の精神を喚起し協力一致以て復興せんとす

(一) 精神教化

1、東方遙拜

2、國旗掲揚の勵行

3、國旗臺建設

4、國語使用獎勵

5、部落集會所並國語講習所の復舊充實

(二) 民風作興

1、勤儉貯蓄

2、時間勵行

3、迷信陋習打破

4、共同作業の實施

5、死傷者の慰靈及慰問

6、震災美談蒐集紹介

(三) 住宅改善

1、土角造の廢止

2、排樓の廢止

3、通風採光の設備

4、炊事場の改善

5、便所の設備

6、堆肥豚舎の隔離

(四) 經濟更生

當州産業五ヶ年計畫の遂行を期すると共に特に左記事項を實行する

1、市區及び部落の整備

2、店舗の改善

3、副業の奨励—帽子編の奨励

4、産米改善—簀干しの奨励

5、堆肥豚舎の復舊

6、養豚養鶏の奨励

7、茶工場の復興

8、蠶室の復興

9、炭窯の復舊

10、産業組合の普及並びに利用

(五) 其 他

1、衛生思想の普及—傳染病豫防

2、夜警の實行

四、實施方法

(一) 各種團體の幹部會開催

(二) 講話會、座談會の開催

(三) 地主懇談會の開催

(四) ポスター、パンフレット配付

(五) 復興標語の募集

(六) 優良復興部落の視察

(七) 映畫會の開催

臺 中 州

(一) 目 標

個人の精神及び經濟生活の努力向上並びに模範更生部落の建設を目標とす

(二) 指導方針

1、皇國精神を徹底せしめる

2、質實剛健の美風を養成する

- 3、勤儉治産を奨励する
- 4、報恩感謝の念を喚起せしむる
- 5、家庭生活の純合理化を念とせしむる
- 6、部落一體其の復舊發展に努むる
- 7、特に青少年の訓練を重んずる

(三) 実施事項

甲、羅災地各部落に於て實施せしめる事項

以上の觀點より、部落振興會を中心に、左記事項の實

施方申合を爲さしめんとす

1、部落集會所を建設せしめる

部落の復興を圖るには先づ其の中心となるべき集合

所を建設するを最も緊要とす

部落集會所に於て實施し得る事項は

イ、復興計畫の座談會、懇談會、講演會

ロ、醫療事業

ハ、國語講習所の開設

ニ、青少年團訓練所

ホ、職業指導所

ヘ、託兒所の開設

ト、文庫の設備

チ、浴場の設備

リ、共同倉庫

ヌ、娛樂設備

2、部落集會を毎週開催せしめる

毎週一回部落會を開催し、復興計畫の樹立、農業勞

働の補給並びに農事の改善等に關し實行方等の申合

を行はしめる

3、復興に關する共同作業を行はしめる

部落一體の觀念を養成し、併せて復舊の敏速を期す

る爲め左の共同作業を實施せしめる

イ、災害宅地跡整理

ロ、道路橋梁の修理築造

ハ、共同耕作

ニ、其他部落民の共同作業

4、震災記念日を設定せしめる

毎月二十一日を震災記念日と定め當日は集會所に集

會し黙禱をなし、罹災死亡者の慰靈をなすと共に災

害復舊に對する氣分の弛緩を警しむることとする

尙當日の行事は次の如く定める

イ、法會 黙禱

ロ、講 話

ハ、記念事業の協議

ニ、更生努力せる事項にして最も效果ありし事項の

發表

ホ、懇 談

5、時報臺を建設せしめる

時報臺を建設せしめ、起床、就寢、非常時並びに集

會等の報知に備へる

6、早起會を設立せしめる

時報臺の合圖と共に、從來より一時間早起の事とし

復舊事業に精勵せしめる

7、國旗掲揚臺を建設せしめる

國旗掲揚臺を建設せしめ、毎朝起床の合圖と共に青

年團員輪番を以て之に國旗を掲揚し、部落民をして

國旗を仰ぎ、國恩を感謝しつゝ復舊事業に努力する

様にする

8、告示板を建設せしめる

告示板を建設し、時事問題及び部落の申合事項等を

板書し一般に周知せしむることとする

9、共同耕作地の設立

共同耕作地を設立し、共同一致の精神を涵養すると

共に、農事改良の資たらしめ、其の利益を以て部落

復舊の一部に充當せしめる

10、青年團の訓練に注意せしめる

災害地の自力更生は意氣旺盛なる青年の活動に俟つこと大なるを以て、青年の訓練には特に意を用ひしめる

11、少年團を設置せしめる

少年團を設置せしめ「備へよ常に」の精神を涵養せしめる

乙、州、郡、街、庄にて實施する事項

1、社會教化委員の訓練を行ふ

部落振興會を中心に更生運動を行はしめんが爲めに是之が中心人物たる教化委員並びに振興會役員の活動を必要とする故に之が訓練に努力する

2、巡回講習會及び座談會を開催する

巡回講演會及び座談會を開催し、州、郡等より適任者を派し自力更生の意氣を鼓舞し或は復舊方法等に對し指導を與へる

3、巡回慰安映寫會を開催する

巡回慰安映寫會を部落毎に開催し、罹災民に慰安を與へると共に更生の意氣を新にさせる

4、更生部落の推獎を行ふ

三ヶ月、六ヶ月、九ヶ月等時を劃して各部落の復舊状態を調査し其の成績優秀なるものを推獎する

5、復興ポスター、標語等の募集を行ふ

復興ポスター、復興標語等を主に災害地を中心として募集し、更に之を印刷して罹災地に分配し以て更生の意氣を鼓舞する

尙震災美談を募集して廣く紹介する

6、復興年次計畫を樹立せしめる

部落復興の年次計畫を樹立せしめ、常に自力更生の刺戟とする

7、耕地に關する斡旋をする

農耕田に關しては興農倡和會及び同支部を督勵し、地主にして小作人の罹災死亡に依り所有田の小作人

を求むることに困難せる場合は小作者の斡旋をなし
又地主の死亡に依り小作權の安定を缺く場合は、其
の相談を勧誘し、小作權の安定を圖り、又農業紛争
の調停に當らしめる

8、家畜、農具等の購買斡旋に努める

農會、農業組合其の他の農事團體を督勵し災害地に
於て不足を來せる家畜、家禽又は農具等の購買斡旋
をなさしめ農業復興に努める

9、金融に關する斡旋に努める

産業組合内に復興相談部を設け復興資金貸出の諸問
機關たらしめると共に、農家の債務を十ヶ年以内に
完済する様整理案を樹立し、復興貯金を勵行し、其
の他農家經濟の改善を圖る

其の他各種農事團體が一體となり復興計畫を實行す
る爲、産業組合區域内の農業者を全部組合に加入せ
しめる

10、教化指導員を増置する

罹災地たる豊原、東勢、大甲の三郡役所に州囑託の
教化指導員を各一名宛増置し、復舊諸會合に出席す
るは勿論、各部落を巡視し、復舊氣分を鼓舞し復舊
事業の指導に努めしめる

臺中州に於ても、災害地復興の要諦は民心の作興にあり
となし、個人の精神及び經濟生活の努力向上、並びに模範
更生部落の建設を目標として、皇國精神の徹底、質實剛健
な美風の養成、勤儉治産の獎勵、報恩、感謝の念の喚起、
家庭生活の純化、合理化、部落一體協戮による復舊發展、
特に青少年訓練の重視等を指導方針として掲げ、其の指導
實施方案を練成したのであつた。即ち具體的計畫としては
(1) 街庄又は教化團體の協議又は申合せに依り實施せし
める事項

イ、至仁至慈の 聖恩を感得せしめると共に御下賜金
の使途に付き善導すること

ロ、國家社會の恩惠を感謝する念を喚起すること

ハ、集會所を建設して集會に便すると共に、國語講習

所、託兒所、醫療所等の施設の復舊又は創設に努

ること

ニ、國旗掲揚臺、告知板、時報臺等を建設し、早起會

を勵行し、勤儉治産の風を鼓吹すること

ホ、復興計畫の樹立、住宅の改善、農事勞働の補給、

農事の改良、衛生思想の普及に努めること

ヘ、震災記念日を設定して罹災死亡者の慰靈を行ふと

共に緊張氣分の強調に努めること

(2) 州に於ては復舊促進の爲更生部落の推獎を行ふこと

とし、推獎部落の選定は郡より提出の復舊現況書に基

き現地調査の上、七月、十月、一月の三回に分つて之

を行ふ。而して復舊現況書に記載すべき事項は次の如

く定めた。

イ、復舊家屋數と其の復舊比率

ロ、道路橋梁等の修復、罹災地跡の整理狀況

ハ、集會所、國旗掲揚臺、時報臺、告知板等の建設狀況

ニ、部落振興會の開催狀況

ホ、公學校兒童の就學狀況

ヘ、國語講習所、託兒所等の開始狀況

ト、復興計畫案の樹立と其の實現狀況

チ、復興教化美談の有無

リ、其の他部落振興の爲特に努力した點

尙、之に關聯して罹災民の自力更生せんとする意氣を鼓

吹し、復興事業の促進を圖り、以て更生部落の建設に資す

る爲め、被害街庄に復興委員會を設置した。その組織、事

業、運用並びに指導方法は次の通りである。

(1) 組織

復興委員會は街庄單位に組織し、各部落に小委員會を

設ける。委員は街庄長、協議會員、教化委員、部落振

興會長其の他適任者中より郡守之を委嘱する

(2) 事業

復興氣分の喚起として、至仁至慈なる 聖恩の感得、

國家社會の惠澤に感謝する念の涵養、郷土愛及び公共

奉仕精神の喚起、自奮自勵の氣魄の振作

復興計畫の樹立として、復興方針の決定、復興資金の

調達

復興計畫實行月次豫定案の作製

復興計畫實施、狀況の檢討反省として、復興計畫實行

月次豫定案の成績の檢討、實行事項の反省

(3) 運用

復興委員會に於て決定した事項を小委員會に移し、各

部落に於て實行する

復興委員會は毎月一回開催し、小委員會は毎週一回開

催する。

(4) 指導

委員會(全、小)には州郡より係員を派して指導する。

委員會日は月報を以て豫報するものとする。

更に、志氣振作、當面の問題として、震災美談の蒐集並び

に刊行配付、復興標語及びポスターの募集と揭示、震災各

種の活動寫眞撮影とその公開、映寫會等を実施又は開催し

たことによつて、民衆の精神的更新に資するところは多大

であつた。

更に復興に必要なる建築、土木、衛生、産業及び教化の

各方面に關する具體的指導を行ひ、罹災民をして速に復興

の實を挙げしむる爲め、國庫より三千圓の豫算配付を受け

て、次の事業を實施した。

巡回指導 震災地の復興を促進する爲め、其の實際的指

導を行ひ、兼ねて復興精神を喚起する爲め、總督府より社

會課長、營繕課長、土木課長等之が指導者となり、各郡を單

位とし、左記日程に依り、午前中は現地に就き復興状況を

視察し、午後は郡職員、街庄長、學校長、街庄吏員、方面

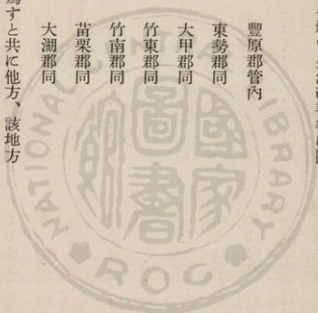
委員、青年團長、部落教化團體長、教化委員震、災地復興委員等を集め、復興精神の喚起、住宅建築の促進及び改良、産業經濟の更生、衛生其の他各般の生活改善等に關し、實際的指導を行つた。

十二月四日	臺中州豐原街	豐原郡管内
同 五日	同 東勢街	東勢郡同
同 六日	同 清水街	大甲郡同
同 九日	新竹州竹東街	竹東郡同
同 十日	同 頭分庄	竹南郡同
同 十一日	同 苗栗街	苗栗郡同
同 十二日	同 大湖庄	大湖郡同

書籍の購入配布

如上の指導を爲すと共に他方、該地方

の振興に最も力を致すべき指導的地位にある復興委員、學校、青年團、方面委員等に對し、復興指導の資料として、更生農村實例、更生農村の模範的實例、日の丸讀本、生活計畫等の書籍を購入して配本し利用せしめた。



震災復舊低利資金融通

新竹、臺中兩州下の震災復舊は可成長期に互る爲、低利

なる資金の融通を必要とし、之をなすには大藏省預金部低

利資金の融通を仰ぐ必要ありと認めたので、總督府に於て

は直ちに新竹、臺中兩州をして罹災地に於ける公共團體、

産業組合及び個人罹災者の本資金需要額を調査せしめた

處、實に九百七十二萬餘圓の多額に達したので、之を取捨

し六百五十六萬六百五十七圓の融通を受くることとし、拓

務省を通じ大藏省に交渉した。兩省に於ても震災地の事情

に深く同情を寄せ、昭和十年七月三十一日の大藏省預金部

運用委員會に諮り、六百十二萬六千八百九十七圓の融通を

決定し、左の通り大藏省より通知があつた

若くは臺灣銀行に對する貸付金に依る

新竹州及び臺中州は右に依り得たる資金を自己の震災復

舊資金又は管下被害街庄其の他に對する補助金に充當し

若くは街庄に其の震災復舊資金として貸付くるものとす

日本勸業銀行又は臺灣銀行は右に依り得たる資金を街庄

及び産業組合若くは産業組合を経由し又は直接被害者に

其の震災復舊資金として貸付くるものとす

三、融通利率 預金部の融通利率は年三分五厘

日本勸業銀行及び臺灣銀行の貸付利率は年四分三厘以

内、産業組合の貸付利率は年五分三厘以内とす

州及び街庄は轉貸の場合利鞘を徴することを得ず

四、償還期限 二十箇年以内（五箇年以内の据置期間を含

む）

一、融通金額 六百十三萬圓以内

二、融通の形式 新竹州債、臺中州債又は勸業債券の引受

五、本資金中住宅關係資金に付ては預金部の州債引受、又

は銀行の貸付は昭和十二年二月末日、預金部の銀行債券引受、又は銀行に對する貸付は昭和十二年三月末日を以て打切るものとす

に準じ、翌年二月末日迄に預金部に報告するものとす
州は毎年十二月末日現在にて其の使用狀況又は貸付狀況を翌年二月末日迄に預金部に報告するものとす

其の他の資金に付ては預金部の州債引受、又は銀行の貸付は昭和十一年八月末日、預金部の銀行債券引受、又は銀行に對する貸付は昭和十一年九月末日を以て打切るものとす

總督府に於ては、臺灣震災復舊資金取扱要綱に基き、右融通決定額を、更に新竹、臺中兩州に割當をなし、其の金額の範圍内に於て兩州知事に於て各事業主體の配分額を定めさせ更に之を總督府に於て決定し、各主體に融通を爲したのである。

六、日本勸業銀行、臺灣銀行に於て本資金の貸付を爲したるときは毎月其の金額、償還期限並びに方法、貸付利率及び資金の使途を一口毎に區別し、翌月十日迄に預金部に報告し又毎年十二月末日現在にて其の貸付狀況を前段

尙總督府に於ては右の外、島内銀行に對し、低率の震災復舊資金を簡易迅速に貸出さしむると共に、既往貸付金に關しても貸付條件の緩和を圖らしめることとした。

震災復舊資金低利資金融通見込額

種 目	融 資 見 込 額	摘 要
一、州使用資金 内 譯	六二八、七〇三 _円	

震災地家屋建築指定道監督費

六、六〇〇

所要經費一三、二〇〇圓より國庫補助額六、六〇〇圓を控除せる所要全額を融通す

指定道路災害復舊費

一七、二七一

所要經費五一、八一三圓より國庫補助額三四、五四一圓を控除せる所要全額を融通す

指定道路改修工事費

六二、〇七六

所要經費一八六、二二五圓より國庫補助額一二四、一四九圓を控除せる所要全額を融通す

街路復舊補助資金

一四九、四七三

所要工事費四四八、四一九圓に對し三分の一を補助する所要全額を融通す

街庄營造物補助資金

二五〇、七〇三

街庄營造物復舊所要經費一、〇九三、五〇四圓の内小公學校及同宿舍、衛生土木施設、役場及同宿舍の分一、〇〇二、八一二圓の四分の一を補助する所要全額を融通す

住宅復舊補助資金

一四二、五八〇

震災地方市街地十八ヶ所の住宅建築見込戸數七、一二九戸に對し一戸當建築費四〇〇圓の五%を補助する所要全額を融通す

國庫補助額(5%)

一四二、五八〇圓

州費補助額(5%)

一四二、五八〇圓

二、街庄使用資金

内 譯

八二九、〇八六

所要總額一、〇九三、五〇四圓より國庫補助額二三七、九七六圓、州費補助額二五〇、七〇三圓を控除せる街庄資金所要額六〇四、八二五圓の内國庫補助ある分(學校、同宿舍、衛生土木施設)四〇〇、一二六圓に對しては其の全部、國庫補助なき分(役場、同宿舍、公會堂等)二〇四、六九九圓に對しては其の二分の一を融通す

街庄營造物復舊費

五〇二、四七五

所要總額一、〇九三、五〇四圓より國庫補助額二三七、九七六圓、州費補助額二五〇、七〇三圓を控除せる街庄資金所要額六〇四、八二五圓の内國庫補助ある分(學校、同宿舍、衛生土木施設)四〇〇、一二六圓に對しては其の全部、國庫補助なき分(役場、同宿舍、公會堂等)二〇四、六九九圓に對しては其の二分の一を融通す

街庄歳入缺陷補填資金

一三八、九一一

歳入缺陷額二七七、八二二圓の二分の一を融通す

街庄營住宅費

一八七、七〇〇

建築戸數二、六二八戸(一戸當建築費一〇〇圓)建築費二六二、八〇〇圓の内一、八七七分(五〇%)一八七、七〇〇圓を融通す

種別	融資見込額	摘要
<p>三、その他使用資金 内 譯 水利組合埤圳復舊費</p>	<p>四、六六九、一〇八 一〇五、三七八</p>	<p>所要工事費一九六、四〇〇圓より國庫補助額五七、六八九圓臺灣電力株式會社負擔額三三、三三三圓を控除せる組合所要全額を融通す 計 竹南水利組合 三五、六〇〇圓 竹東水利組合 一〇、〇〇〇圓 后里圳水利組合 五九、七八圓 一〇五、三八圓 新竹州下養蠶業の蠶室復舊費六七、五〇〇圓より國庫補助額二二、五〇〇圓を控除せる所要全額を融通す 新竹州下茶業組合の製茶工場及機械復舊費七〇、〇二〇圓より國庫補助額二〇、三四〇圓を控除せる組合所要全額を融通す 臺中州清水帽子同業組合事務所復舊費に對し融通す 新竹、臺中兩州下製帽業者の家屋、工場、機械復舊費に對し融通す 新竹、臺中兩州下農業倉庫及米穀統制倉庫經營者に對し倉庫及事務所等復舊費資金として融通す (イ)市街地住宅の分 一、六三二、三〇〇圓 建築見込戸數七、二二九戸所要建築費二、五六六、四四〇圓(一戸當建築費四〇〇圓より助成金四〇〇圓を差引所要額三六〇圓)に對し五、四四一戸分一戸當三〇〇圓を融通す (ロ)村落地住宅の分 二、七二六、四〇〇圓 建築見込戸數一二、七二三戸所要建築費五、〇八九、二〇〇圓(一戸當建築費四〇〇圓)に對し九、〇八八戸分一戸當三〇〇圓を融通す (ハ)三等郵便局舎の分 四〇、〇〇〇圓</p>
<p>製茶業復舊費 蠶業復舊費 帽子同業組合家屋復舊費 製帽業復舊費 農業倉庫及米穀統制倉庫復舊費 家屋建築費(個人住宅)</p>	<p>四六、六八〇 四五、〇〇〇 一二、〇〇〇 三二、七五〇 二八、六〇〇 四、三九八、七〇〇</p>	

合

計

六、一二六、八九七

八局分一局當建築費五、〇〇〇圓の全額を融通す

州別低利資金配分調

資金種別	配分		計	摘要
	新竹州	臺中州		
(州使用分)				
震災地家屋建築指導監督費	三、三〇〇 _四		三、三〇〇 _四	
指定道路改修工事費	六二、〇七六		六二、〇七六	
指定道路災害復舊費	一〇、三七七	三、九六〇	一四、三三七	
街路復舊補助資金	六四、九八三	八四、四九〇	一四九、四七三	
街庄營造補助資金	一一五、七〇四	一一六、七四二	二三二、四四六	
復舊補助資金	四三、五六〇	四一、八〇八	八五、三六八	
住宅復舊補助資金	三〇〇、〇〇〇	二四七、〇〇〇	五四七、〇〇〇	
計	三〇〇、〇〇〇	二四七、〇〇〇	五四七、〇〇〇	
(街庄使用分)				
街庄營造物復舊費	二七〇、三〇九	二〇四、八三〇	四七五、一三九	
街庄歲入缺陷補填費	六四、八六三	八〇、五七〇	一四五、四三三	
街庄營造住宅費	二八、四二〇	九一、六〇〇	一二〇、〇二〇	
計	三六三、五九二	三七七、〇〇〇	七四〇、五九二	

復興篇

四八三

資金種別	配分額		摘要
	新竹州	臺中州	
(其他使用分)			
水利復舊費	四五、六〇〇 ^四	五九、七七八 ^四	一〇五、三七八 ^四
埤圳復舊費	四六、六八〇		四六、六八〇
製茶業復舊費			
帽子同業組合		一二、〇〇〇	一二、〇〇〇
家屋復舊費	四五、〇〇〇		四五、〇〇〇
蠶業復舊費	一五、八四〇	一二、七六〇	二八、六〇〇
農業倉庫及米穀統制倉庫復舊費	四、二七二	二八、四七八	三一、七五〇
製帽業復舊費	二、三五三、六九八	二、〇〇五、〇〇二	四、三五八、七〇〇
家屋建築資金	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
三等郵便局舍建築資金	二、五四一、〇九〇	二、一二八、〇一八	四、六六九、一〇八
合計	三、二〇四、六八二	二、七五二、〇一八	五、九五六、七〇〇
未配分			一七〇、一九七
總計			六、一二六、八九七
			竹南 竹東 后里 埤
			三一五、六〇〇 ^四 五九、七七八 ^四

低利資金融通決定額調

用途	事業主體	所在地	配分金額	備考
街庄營造物復舊費	峨眉山	新竹州竹東郡峨眉山庄	一〇、四七一 <small>円</small>	街庄使用分
同	寶山	同	八、八一六	同
同	竹南	新竹州竹南郡竹南庄	一、三九五	同
同	頭分	頭分庄	二一、一八四	同
同	三灣	三灣庄	一〇、三七五	同
同	南庄	南庄	一一、七五〇	同
同	造橋	造橋庄	三、〇四二	同
同	後龍	後龍庄	一二、三五二	同
同	苗栗	新竹州苗栗郡苗栗街	三四、九一二	同
同	頭屋	頭屋庄	三、九九〇	同
同	三叉	三叉庄	七、四五〇	同
同	銅鑼	銅鑼庄	一八、〇九五	同
同	苑裡	苑裡庄	一三、七二三	同
同	四湖	四湖庄	六、六一五	同
同	通霄	通霄庄	一四、六二八	同
同	公館	公館庄	一〇、四六七	同
同	大湖	新竹州大湖郡大湖庄	二〇、七三八	同
同	獅潭	獅潭庄	三、一三二	同
同	卓蘭	卓蘭庄	二、四六三	同
同	豐原	臺中州豐原郡豐原街	一八、九六四	同

街庄歲入缺陷補填資金

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	計	同	同	同	同	同	同	同	同
三頭	苗	後	造	南	三	頭	竹	寶	峨	北	橫	竹	沙	梧	清	石	東	內	神
又	屋	栗	龍	橋	灣	分	南	山	眉	埔	山	東	鹿	棲	水	岡	勢	埔	岡
庄	庄	街	庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄	庄	街	庄	街	街	庄	街	庄	庄
同	同	新竹州苗栗郡苗栗街	同	同	同	同	同	新竹州竹南郡竹南庄	同	同	同	新竹州竹東郡竹東街	同	同	臺中州大甲郡清水街	同	臺中州東勢郡東勢街	同	同
三叉庄	頭屋庄		後龍庄	造橋庄	南庄	三灣庄	頭分庄	寶山庄	峨眉庄	北埔庄	橫山庄		沙鹿庄	梧棲街		石岡庄		內埔庄	神岡庄
二、五四二	一、八七二	六、八〇九	五、七二九	一、五八七	三、五〇一	二、四二七	三、八二六	五、一三六	一、九二五	二、七五一	二、〇二七	二九六	四五四、一二五	二五、六七九	三〇、〇三一	五八、八三六	一一、八〇八	二九、九一一	二八、八五九
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

用途	事業主體	所在地	配分金額	備考
街庄歲入缺陷補填資金	銅鑼庄	新竹州苗栗郡銅鑼庄	五、八二八 _円	街庄使用分
同	苑裡庄	同	一、七九三	同
同	四湖庄	同	一、〇一四	同
同	通霄庄	同	一、六二一	同
同	公館庄	同	四、二九七	同
同	大湖庄	新竹州大湖郡大湖庄	四、一六六	同
同	獅潭庄	同	一、八九六	同
同	卓蘭庄	同	三、五〇八	同
同	豐原庄	臺中州豐原郡豐原街	六、三六五	同
同	神岡庄	同	一、一八〇	同
同	內埔庄	同	一八、〇七三	同
同	東勢庄	臺中州東勢郡東勢街	二、九三一	同
同	石岡庄	同	四、八七八	同
同	清水街	臺中州大甲郡清水街	二、三四九	同
同	梧棲街	同	四、七六四	同
同	鹿港庄	同	七、九三〇	同
計			一四五、三五五	
同	竹北庄	新竹州竹東郡竹東街	一、九六〇	同
同	北埔庄	同	四、七六〇	同
同	南庄	新竹州竹南郡竹南庄	二、八〇〇	同

用途	事業主體	所在地	配分金額	備考
農會製茶業復舊費	興隆茶業組合 老田寮茶業利用販賣組合	新竹州竹南郡頭分庄 新竹州苗栗郡頭屋庄	四、九〇六 一五、三三四 四六、六八〇	
帽子同業組合家屋復舊費	大甲帽子同業組合	臺中州大甲郡大甲街	五、〇〇〇	清水帽子同業組合事務所復舊費一、二〇〇圓を以て内五、〇〇〇圓を配分す
蠶業復舊費	大湖郡養蠶業組合 苗栗郡蠶業組合 南庄養蠶業組合 三灣庄養蠶業組合 造橋養蠶業組合	新竹州大湖郡大湖庄 新竹州苗栗郡苗栗街 新竹州竹南郡南庄 三灣庄 造橋庄	一六、八四〇 一六、〇〇〇 七、一二〇 三、三二〇 九二〇	
統計			四四、二〇〇	
農業倉庫復舊費	北埔信購販利組合	新竹州竹東郡北埔庄	二、四〇〇	
同	峨眉同	峨眉庄	一、三〇〇	
同	芎林同	芎林庄	一、二〇〇	
同	三灣同	新竹州竹南郡三灣庄	二、二〇〇	
同	南庄同	南庄	三、三四〇	
同	後龍同	後龍庄	二、六〇〇	
同	苑裡同	新竹州苗栗郡苑裡庄	二、八〇〇	
同	清水同	臺中州大甲郡清水街	八、〇〇〇	

用途	事業主體	所在地	配分金額	備考
家屋建築費	沙鹿恒産信組合	臺中州大甲郡沙鹿庄	二〇〇、〇〇〇 ^円	
同	梧棲信購利組合	梧棲街	七〇、〇〇〇	
同	石岡信購利組合	臺中州東勢郡石岡庄	一三〇、〇〇〇	
同	東勢信販購利組合	東勢街	七〇、〇〇〇	
同	新社信購利組合	新社庄	二〇、〇〇〇	
計			三、一九九、〇〇〇	
合計			四、五八九、二八〇	

備考 配分未決定額は一、三六七、四二〇圓なり

臺灣震災復舊資金取扱要綱

一、本資金は新竹州及臺中州に於ける震災復舊資金として
使用し他の用途に使用せざること

二、臺灣總督は銀行經由分に付速に各銀行取扱額を定め大

藏大臣及拓務大臣（別紙一様式）に報告すること

三、臺灣總督は本通牒の割當額の範圍内に於て昭和十一年

三月末日（住宅復舊補助費、街庄營住宅費及家屋建築費

に在りては昭和十一年九月末日）迄に各事業主體（銀行

經由分に在りては銀行の貸付主體）別に配分額を定むる
こと、但し銀行經由のものに對する配分は當該銀行と協
議の上之を定むること

四、臺灣總督府前號の配分を爲す際は左記に依ること

1、割當金額を用途別に流用するは差支なきも國庫補助

ある分となき分の流用及州債引受分と銀行經由分の流

用は大藏大臣の承認を受くること

2、街庄歳入缺陷補填資金は震災に起因する租税、手數

料及使用料の減免等公法上の歳入缺陷にして起債以外に補填の途なきものに付配分すること

3、家屋建築費は主として居住の用に供する小住宅の復舊費として融通せらるるものなるに付之を土地購入費

其の他に充當せしめず且住宅復舊費の八割以内に於て

配分を爲すこと

五、臺灣總督第三號に依り配分を爲したるときは直に之を

大藏大臣及拓務大臣（別紙二様式）に報告すると共に當

該事業主體及經由機關に之を通知すること

六、臺灣總督第三號に依る配分額を定めたる後之が變更を

爲さんとする場合は前三號に準じて取扱ふこと

七、州債引受に依るものにして配分決定したるときは州は

預金部資金交付申請書（別紙三様式）に起債決議書寫、

起債許可書寫及事業計畫書（別紙四様式）及資金交付申

請額明細書（別紙五様式）を添へ預金部に資金交付を申

請すること

尙本資金が街庄に對する轉貸資金なるときは轉貸を受くべき街庄の最近の決算書を添付すること

八、州は日本銀行本店より現金の交付を受けたるとき之と

引換に地方債證券（別紙六様式）を日本銀行本店に提出

すること

九、州が街庄に轉貸の爲交付を受けたる預金部資金の貸付

に付ては昭和七年十二月十六日大藏省令第三十號預金部

普通地方資金融通規則（以下融通規則と稱す）第二十條

乃至第二十三條の規定に準じて取扱ふこと但し第二十三

條に依る報告書は大藏大臣、拓務大臣及臺灣總督に各別

に提出すること

一〇、銀行經由に依り借受くる事業主體資金の配分を受け

たるときは、直に當該銀行に付借入の手續を爲し銀行は

大藏大臣より通牒の取扱額の範圍内に於て貸付するこ

と

一一、銀行經由分の融通に付ては、銀行は融通規則第十九

條乃至第二十三條の規定に準じ取扱ふこと、但し第二十三條に依る報告書は大藏大臣、拓務大臣及臺灣總督に各別に提出すること

一二、州及銀行の預金部資金の元金の償還又は利子の支拂は、融通規則第二十四條及第二十六條に準じ之を取扱ふこと

一三、銀行は本資金に付別に帳簿を設け整理すること

(別紙一)

臺灣震災復舊資金銀行取扱額報告書

用	途	日本勸業銀行	臺灣銀行	計
計				

(別紙二)

臺灣震災復舊資金配分報告書 (用途)
(經由機關)

事業主體名	所在地	配分金額	備考

前回の配分額
累計

備考

一、本報告書へ用途及經由機關毎(州自己使用分ニ付テハ經由機關名記入ヲ要セス)ニ各別ニ調製スルコト
二、事業主體カ個人ナルトキハ何某外何名トシテ其ノ合計額ヲ記入スレバ足ルコト

(別紙三)

預金部資金交付申請書

一、資金名
臺灣震災復舊資金
何圓
一、金額
何事業(何々ノ爲轉貸)
一、資金ノ用途
年何分何厘
一、利率

備考 イ、事業費ハ國庫補助ノ基本トナリタル額ヲ掲ゲ、國庫

補助ノ基本トナラザル事業費アルトキハ其ノ額及之ガ

財源ヲ備考欄ニ記載スルコト

ロ、同一事業ノ起債額ヲ數回ニ分チ資金交付申請ヲナス

場合ニ於テハ起債決議書寫、起債許可書寫及事業計畫

書ハ最初ノ資金交付申請書ニ添附スルノミニテ足ルコ

ト

(別紙五)

臺灣震災復舊資金交付申請額明細書

事業主體名	用途	配分額	申請額	摘要
計		円	円	

備考 摘要欄ニハ借受團體ニ於テ資金ノ配分ヲ受ケタル年月日

ヲ記載スルコト尙配分額中不要ノモノヲ生ジタル場合ニ

ハ之ガ事由金額等ヲ附記スルコト

(別紙六)

No.

何州債證券

第 回

所有者 大藏大臣

第一、此ノ州債ハ發行ノ日ヨリ昭和何年何月

何日迄据置其ノ後昭和何年何月何日迄

ニ之ヲ償還ス

第二、此ノ州債ノ利子ノ割合ハ壹年百分ノ何

トス

第三、此ノ州債ノ利子ハ何月何日及何月何日

ニ於テ其ノ日迄六ケ月間ニ屬スルモノ

ヲ支拂フ但シ發行又ハ償還ノ場合ニ於

ケル一期ニ滿タザル端數利子ハ發行ノ

際ニ於テハ現金拂込ノ翌日ヨリ償還ノ

際ニ於テハ支拂當日迄日割計算ニ依ル

第四、此ノ州債券面記載事項以外ノ取扱ハ總

テ何州債券募集及償還方法ノ規程ニ遵

據スルモノトス

年 月 日發行

何州知事 氏 名

註一、證券ノ券面種類ハ百圓、五百圓、壹千圓、五千圓、一萬圓、五萬圓トシ元金償還ノ都合ニ依リ適宜種類ヲ選擇シテ發行スルコト

二、證券ハ縱四寸四分横九寸一分(曲尺)

三、證券ハ普通活版ニ附シ別ニ色刷等ヲ爲スニ及バザルモ活字ノ大サハ六號トスルコト

四、證券ニハ利札ヲ附セザルコト

五、元利支拂期日ハ五月一日及十一月一日トスルコト

兩州復興委員會規程及委員

新竹、臺中兩州に於ては罹災者救護並びに復興事業の促進を圖る爲め復興委員會を設置し、知事を委員長とし、州内の内務部長以下を委員として、救護と復興事業に遺憾なきを期したのである。而して其の兩州に於ける復興委員會規程及び委員は次の通りである

新竹州

第一條 昭和十年四月二十一日新竹州下震災ニ依ル罹災者救護並

ニ復興ノ事務ヲ處理スル爲州ニ新竹州震災復興委員會ヲ設置ス

第二條 本委員會ニ委員長、副委員長並ニ委員ヲ置キ委員長ハ知

事、副委員長ハ内務、警務兩部長、委員ハ委員長之ヲ命ス

第三條 委員長ハ本會ニ於ケル一切ノ事務ヲ總理シ副委員長之ヲ補佐ス

委員ハ委員長及副委員長ノ命ヲ受ケ本會ノ事務ヲ處理ス

第四條 本會ニ委員長專屬及左ノ部ヲ置キ事務ヲ分掌ス

一、庶務部

庶務會計(義捐金品ノ受理及出納ヲ含ム)調査ニ關スル事項

一、救護部

罹災民救助ニ關スル事項

一、衛生部

罹災民ノ救療及震災地ノ衛生ニ關スル事項

一、警備部

罹災地警備ニ關スル事項

一、土木部

道路橋梁ノ復舊及市區改正ニ關スル事項

一、建築部

建築物取締、學校官衙建築ニ關スル事項

一、物資及金融部

罹災民ニ對スル物資ノ輸送、配給並ニ復興金融ニ關スル事項

一、産業部

罹災地産業ノ復興ニ關スル事項

第五條 罹災地郡部ニ在リテハ本規程ニ準シ地方委員部ヲ設ケ郡

守、市尹ヲ地方委員長トス

本委員會の各部長、及係長は左の通りである

委員 長
副委員 長
同
委員長專屬
庶務部 長
庶務係 長
會計係 長
調査係 長
救護部 長
衛生部 長
警備部 長
警備係 長
保安係 長
土木係 長
建築係 長
物資及金融部長
輸送配給係 長
復興金融係 長
産業部 長
臺中州

内海 忠司
藤村 寛太
高原 逸人
大關 善雄
西村 徳一
星 友太郎
渡邊 幸次郎
坂本 喜代吉
矢野 謙三
下村 八五郎
辻畑 泰輔
池田 末次
友田 藤太郎
久布 白兼治
同
李 讚 生
石 渡 篤
池 邊 傳
李 讚 生

スル事項ヲ掌理ス

第二條 委員會ニ左ノ係ヲ置ク

庶務係、經理係、救恤係、衛生係、土木係、營繕係、建設係、
産業係

第三條 庶務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、被害調査ノ取纏ニ關スル事項

二、震災誌ノ編纂ニ關スル事項

三、通信連絡ニ關スル事項

四、外部トノ交渉ニ關スル事項

五、其ノ他他係ノ主管ニ屬セザル事項

第四條 經理係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、復舊事業費ノ豫算編成ニ關スル事項

二、復舊事業費ノ經理及決算ニ關スル事項

第五條 救恤係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、主要食料品、雜貨ノ需給ニ關スル事項

二、救護品ノ輸送配給ニ關スル事項

三、義捐金品ノ受領ニ關スル事項

四、罹災者人事相談ニ關スル事項

五、其ノ他救護一般ニ關スル事項

第六條 衛生係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、傷病者ノ收容及療養ニ關スル事項

二、醫療器具材料ノ配給ニ關スル事項

三、傳染病豫防防疫ニ關スル事項

第一條 臺中州ニ震災復舊委員會ヲ置キ震災救護及復舊事業ニ關

四、公衆衛生ニ關スル事項

第七條 土木係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、道路橋梁ノ補修ニ關スル事項

二、破損物除去ニ關スル事項

三、水利施設ノ復舊ニ關スル事項

四、上地下水施設ノ復舊ニ關スル事項

第八條 營繕係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、建築材料ノ需給ニ關スル事項

二、避難所醫療所其他救護設備ノ營繕ニ關スル事項

三、學校校舍宿舍ノ復舊ニ關スル事項

四、廳舎宿舍ノ復舊ニ關スル事項

五、警察施設ノ復舊ニ關スル事項

六、保甲事務所ノ復舊ニ關スル事項

七、市場浴場其ノ他公共施設ノ復舊ニ關スル事項

第九條 建設係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、家屋改良ノ調査ニ關スル事項

二、市區ノ計畫ニ關スル事項

第十條 產業係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、產業組合其ノ他ニ對スル復興資金ノ供給ニ關スル事項

二、農耕復舊ニ關スル事項

三、製帽業其ノ他商工業復舊ニ關スル事項

第十一條 委員會ニ左ノ職員ヲ置ク

委員長

副委員長

委員

書記

第十二條 委員長ハ知事、副委員長ハ内務部長及警務部長ヲ以テ

之ニ充テ委員及書記ハ知事之ヲ命免ス

第十三條 委員長ハ委員會ニ關スル一切ノ事務ヲ總理ス

第十四條 副委員長ハ委員長ヲ補佐シ委員長事故アルトキハ官等

ノ順序ニ依リ其ノ職務ヲ代理ス

第十五條 委員ハ上司ノ命ヲ受ケ事務ヲ分掌ス

第十六條 書記ハ上司ノ命ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第十七條 各係ニ係長ヲ置キ副委員長又ハ委員ノ中ヨリ委員長之

ヲ命ス

第十八條 委員及書記ノ分課ハ委員長之ヲ定ム

委員長

副委員長

同

庶務係係長

二名

若干名

若干名

若干名

日下辰太

平輝雄

慶谷隆夫

櫻田三郎

委員(兼) 高橋金四郎

委員 加藤虎太郎

委員兼書記 鷹取立一郎

同 花田信次郎

同 平田義雄

委員 中尾莊兵衛

經理係係長

救恤係係長

委員 成田誠三
委員 本多嘉郎
委員 五藤勇
委員 山吉綠郎
委員 二宮力
委員 入鹿山成樹
委員 森忠平
委員 石川眞澄
委員 土屋一郎
委員 高江富二郎
委員 高橋金四郎
委員 安達敬智
委員 旭重雄
委員 前島眞澄
委員 伊藤芳一
委員 阿部貞壽
委員 小田省三
委員 桑木權衛
委員 清水直規
委員 三田鎌次郎
委員 錢目長次郎
委員 鈴木金吉
委員 大松林志

衛生係係長

土木係係長

營繕係係長

委員 成田誠三
委員 本多嘉郎
委員 五藤勇
委員 山吉綠郎
委員 二宮力
委員 入鹿山成樹
委員 森忠平
委員 石川眞澄
委員 土屋一郎
委員 高江富二郎
委員 高橋金四郎
委員 安達敬智
委員 旭重雄
委員 前島眞澄
委員 伊藤芳一
委員 阿部貞壽
委員 小田省三
委員 桑木權衛
委員 清水直規
委員 三田鎌次郎
委員 錢目長次郎
委員 鈴木金吉
委員 大松林志

建設係係長

產業係係長

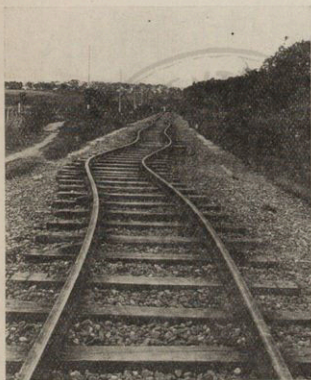
同 委員 長 黑木文雄
同 委員 長 平輝雄
同 委員 小村乙五郎
同 委員 大越隆三
同 委員 山下信
同 委員 山岡文八
同 委員 宮本能武
同 委員 安達敬智
同 委員 入鹿山成樹
同 委員 三田鎌次郎
同 委員 森忠平
同 委員 阿部貞壽
同 委員 松野孝一
同 委員 中尾莊兵衛
同 委員 二宮力
同 委員 櫻田三郎
同 委員 松野孝一
同 委員 入鹿山成樹
同 委員 森忠平

國營事業の復舊

(一) 交通機關

鐵道

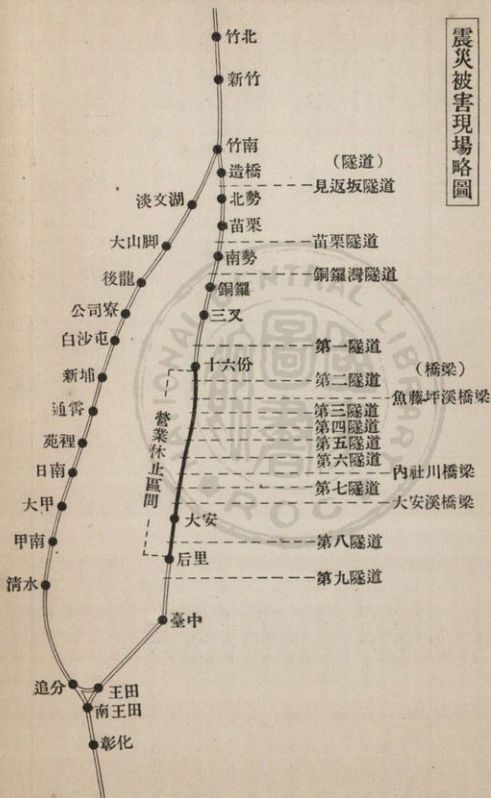
縱貫鐵道は震災の爲め、最も甚大なる被害を蒙り、就中臺中線に於ては、隧道の崩壞、龜裂、橋梁の沈下移動、破損、線路の陥没、龜裂、沈下、屈曲、建物の倒壞等被害箇所五十有餘に上り、又海岸線に於ても線路橋梁の沈下、龜裂、建物



の倒壞等少からざる被害を蒙つた。之が復舊工事に就て

は、大體昭和十年度以降三ヶ年を要する見込であつて、總經費三百五十二萬八千五百八十六圓を以て、十年度に於ては縱貫線の全部及び臺中線の内、十六份以北（隧道を除く）大安以南を復舊し、十一、十二の兩年度に於て大安、十六份間、及び十六份以北の隧道復舊工事を施行する事となつた。

震災被害現場略圖



線別應急費及復舊費を年度別に示せば左の通りである。

區分	昭和十年		昭和十一年度以降		計
	應急費	復舊費	復舊費	復舊費	
縱貫線	一六、八四三 ^円	九九、二七〇 ^円			一一六、一三 ^円
建線	一〇、四六三	二八、九八九			三九、四五二
通信線其他	一、二七〇	八、一三五			九、四〇五
計	二八、五七六	一三六、三九四			一六四、九七〇
臺中線	一九、九三〇	三四八、二三五	二、三四一、二二七		二、七〇九、三九二
建線	一四、八二四	一一〇、〇一〇	一九、六六四		一五四、四九八
車輻		二四〇、〇〇〇			二四〇、〇〇〇
通信線其他	四、二五〇	五二、五四七	四六、七八七		一〇三、五八四
計	三九、〇〇四	七六〇、七九二	二、四〇七、六七八		三、二〇七、四七四
監督費	二、九〇〇	二六、〇六八	一二七、一七四		一五六、一四三
計	二、九〇〇	二六、〇六八	一二七、一七四		一五六、一四三
合計	七〇、四八〇	九二三、二五四	二、五三四、八五二		三、五二八、五八六

昭和十年度

縱貫線震災應急及復舊箇所内譯

復興篇

線路之部

所在地點	種類	被害程度	復舊方法	數量
基隆起點 自一〇四軒五六〇米間 至一〇五軒六〇〇米間	築堤法肩	沈下(約三〇軒)	盛土	立米 六〇〇
同 一一七軒一五〇米附近	玉石練張	崩壞(四〇平米)	玉石練張	平方 五〇
同 一一七軒三五〇米附近	同(五〇平米)	同	玉石練積	同 八〇
山下庄橋梁川床 (基隆起點)二四米一一八米)	川床	沈下	鐵線蛇籠 捨石	立米 一三〇〇〇
嵌頂溪橋梁床石 (基隆起點)二五米〇七九米)	南橋臺	移動	床石造替	立米 八
田寮溪橋梁外五箇所 (基隆起點)二六軒九〇四米)	袖石垣	橋臺より分離	袖石補強、コンクリ ト	同 三〇
頭份溪橋梁床石 (基隆起點)二七米九〇〇米)	床石下	煉瓦破損	床石造替、其他コンク リート	同 三〇
基隆起點 一二九軒附近	暗渠	破壞	暗渠造替其他	式 一
基隆起點 一三一軒八〇〇米附近	玉石練張	沈下、破損 破壞(二五〇平方)		同 二〇〇
同	玉石練張	破壞(一五〇平米八米)	玉石練積	同 二五〇

九車籠溪橋梁

潭内溪橋梁附近

(基隆起點)三二軒六五〇米)

同

同

同

基隆起點

一三四軒二〇〇米附近

第二苦苓脚橋梁附近

(基隆起點)一三四米五七〇米)

同

同

同

基隆一四〇軒五〇〇米附近

同

同

後龍驛構内

同

同

基隆起點

一四二軒一〇〇附近

同

一四七軒四五二米附近

袖石垣

玉石練積

橋臺より分離

破損

袖石垣、コンクリート

玉石練積

玉石練張

川下砂防蛇籠

玉石練張

立米

立米

立米

立米

立米

立米

立米

立米

立米

立米

立米

立米

立米

立米

立米

立米

立米

立米

立米

立米

立米

六

六

四〇

二一〇

四〇〇

一〇〇

六〇〇

四〇

五〇

二五〇

三〇〇

二〇〇

八

一

一、六〇〇

一、六〇〇

六〇

六〇

六

六

所在地點	種類	被害程度	復舊方法	數量
基隆起點 一五〇軒六〇〇米附近	切取	崩塌	側溝、玉石練張	平方 一〇〇
同 一五一軒八三〇附近	土管	破損	暗渠に改築	式 一
同 一五二軒五五〇米附近	道路より土砂	崩塌(四〇米)	側溝、玉石練張	平方 六〇
同 一五五軒七〇〇米附近	切取土砂	崩塌(一二〇米)	玉石練張	同 二五〇
同 一五七軒四三〇米附近	床石コンクリート造	破損	床石造替	立米 五
同 一五七軒五〇〇米附近	切取土砂	崩塌(延長一〇〇米)	側溝、玉石練張	平方 二〇〇
新竹保線區管内	災害應急工所用軌條	砂利撒布	軌條交換	米 一〇〇〇
通霄溪橋梁北岸	第五、六號橋脚	屈曲	鐵桁増設土留玉石練張其他	米 一〇〇〇
同	袖石垣築堤玉石練積及練張	沈下	土留玉石練積	平方 一六〇
同	築堤法面	龜裂	土留玉石練積	平方 二四〇
同	築堤法面	沈下	側溝新設	平方 九〇
基隆起點 一六四軒九六〇米附近	切取土砂	崩塌	土留玉石練積	平方 三六〇
同 一六六軒附近	築堤法面大龜裂施工基	沈下		

基隆起點一九三籽一二三米附近
暗渠

第二窺察橋梁（基隆起點一九三
籽四四〇米）

同

第一沙鹿橋梁（基隆起點一九四
籽六九三米）

同

第一山脚橋梁（基隆起點一九八
籽一七一米）

同

第三龍目井開渠（基隆起點一九
八籽九九三米）

基隆起點自一九八籽二〇〇米至
一九八籽四〇〇米附近

同

第一大肚橋梁（基隆起點二〇六
籽四一二米）

同

基隆起點自二〇六籽五四〇米、
至二〇六籽六五〇米附近

基隆起點自二一三籽四一二米至
二一三籽九八〇米

同
袖石垣

同
土留玉石練積

同

同
袖石垣

同

同
袖石垣
留玉石練積

同

同
袖石垣

同
法
施工基面

同

同
水制玉石練
積及袖石垣

同

同
築堤法面
施工基面

同
施工基面

同

同
龜裂

同

同

同

同

同

同
一部龜裂

同
龜裂沈下

同

同
龜裂破損

同

同
龜裂沈下

同
沈下

同
袖石垣

同
土石練積

同

同
袖石垣
補強コンクリート

同

同
土石練積
留

同

同
土石練積

同
袖石垣

同
玉石練積

同
腹付

同

同
袖石垣
補強コンクリート

同
兩面
玉石練積

同
三五

同
三〇

同
二〇

立米
一〇

平米
一五

同
二〇

同
二〇

同
一五

同
四〇

立米
六〇

同
二五

平米
五〇

平米
一、二〇〇

立米
一八〇

建築物之部

所在地點	種類	被害程度	復舊方法	數量
新埔井戶上家	柱一部	沈下傾斜		
白沙屯第一號官舍	屋根、漆喰壁	破損		
後龍驛本家	屋根瓦、壁、窓硝子	墜落破損		
後龍驛第一號官舍	屋根瓦、壁	破損		
同 第二號官舍	同	同		
同 井 戶	土 砂	同		
大山脚驛本家	屋根瓦、壁	破損		
同 共 同 浴 場	屋根瓦	破損		
淡文湖第一、二號官舍	屋根瓦、壁	墜落剝落		
基隆起點自一六二軒至二〇七軒	各箇所軌條	屈曲	軌條交換	米 八〇〇
同	同	同	笠 置	同 七五〇
基隆起點自二一三軒四一二米至二一三軒九八〇米	施工基面	沈下	笠 置	立米 一七〇
基隆起點(自二一三軒九八〇米至二一四軒〇八〇米)	同	同	砂利撒布	同 七五〇

通信線之部

所在地點	電柱地盤陷沒異動支線切斷弛緩に依る混線斷線障礙數十ヶ所	種類		被害程度		復舊方法	電柱建替 支線修理 電線修理(施設調製)	數量	本 三 五
	同								
	同								
	清水驛復舊工事に伴ふ通信電燈設備								ヶ所 一

臺中線震災及復舊内譯

線路之部

所在地點	公館溪橋梁(基隆起點一二八軒七二一米)	種類	袖石垣	被害程度	崩壞並に龜裂	復舊方法	袖石垣、補強コンクリート造	數量	立米 七五
	公館開渠(基隆起點一二九軒五二一米)		同		同		同		同
	基隆起點一二九軒七〇〇米附近		築堤		陥没延長七〇〇米陷没一・五米		コンクリート壁排水溝兼用		式 一
	基隆起點一三二軒六五〇米附近		玉石練積		龜裂破壞		コンクリート擁壁		立米 一六〇

所在地點	種類	被害程度	復舊方法	數量
基隆起點一三二軒六五〇米附近 基隆起點一三三軒六五〇米附近	築堤 土留玉石積	沈下 龜裂沈下〇・五米延長 一六〇米	玉石練張 コンクリート擁壁 法面蛇籠張	平米 立米 三〇〇 一二〇
第三新巷溪暗渠（基隆起點一三四軒二三七米） 後龍溪橋梁	袖石垣 橋脚 線路築堤	崩壞 傾斜並龜裂二號傾斜 三四・七八號龜裂	袖石垣、玉石練積 根固め蛇籠橋脚補強 コンクリート管	平米 式 式 三〇
基隆起點一三八軒二〇〇米附近 基隆起點一三九軒二〇〇米附近 基隆起點一四二軒七〇〇米附近	線路築堤 伏樋 線路築堤	沈下 破損 沈下	玉石練張 コンクリート擁壁	平米 式 一
基隆起點一三五軒附近 同 一三五軒二二〇米附近 同 一三五軒五三〇米附近	築堤 左側玉石空張 築堤法面	崩壞 沈下、沈下〇・三米延長 三〇〇米	玉石練張 コンクリート擁壁	平米 立米 六〇〇 一三〇
同 北勢驛構内	上り乗降場 右側築堤法面	延長三二米 陥没並に龜裂	乘降場改築 土留玉石練張	同 米 米 七八〇 九五
同 基隆起點一四四軒附近	築堤	龜裂 沈下並崩壞沈下三米 延長一五〇米	コンクリート壁 帶金物取設中詰コンクリート	立米 式 一二〇 一
第一南勢橋梁（基隆起點一四九軒四〇〇米附近） 基隆起點一四九軒四〇〇米附近	南橋臺 線路築堤	龜裂 沈下		式 一

銅羅灣開渠 (基隆起點一五〇籽六九二米)	袖石垣	龜裂	玉石練積	立米	三〇
第一竹圍橋梁	袖石垣	崩壞	玉石練積	平米	五〇
第一三叉河橋梁 (基隆起點一五六籽三四七米)	第一號橋脚	傾斜	橋脚取壊、改築	式	一
第二三叉河橋梁 (基隆起點一五八籽九五〇米)	橋脚及袖石垣	龜裂	コンクリート造	式	一
基隆起點一五九籽一〇〇米附近	築堤、軌條	沈下、屈曲	軌條交換	米	四〇
同 一五九籽三〇〇米附近	築堤	沈下、並崩壊	土留コンクリート	立米	一二〇
三叉河暗渠 (基隆起點一五九籽三一七米)	袖石垣	龜裂	玉石練積	平方	七〇
基隆起點一五九籽四〇〇米附近	玉石練積	同	コンクリート擁立	立米	四〇
同 一六七籽二二〇米附近	築堤、軌條	崩壊、屈曲			
同 一六七籽八〇〇米附近	同	沈下、屈曲			
魚藤坪溪橋梁 (基隆起點一六八籽三一一米)	西岸拱部分	大損傷			
内社川橋梁 (基隆起點一七〇籽四二七米)	橋脚	破損龜裂			
第七、第八隧道 (基隆起點一七四籽三〇〇米)	南北兩坑門口隧道	大龜裂 龜裂崩壊	コンクリート巻直し	米	五一五、五八
基隆起點一七四籽九〇〇米附近	築堤軌條	沈下屈曲			
泉州溪橋梁 (基隆起點一七六籽四一六米)	袖石垣築堤	崩壊沈下	袖石垣補強コンクリート	立米	九〇
第九隧道南口 (基隆起點一八一籽八三一米附近)	伏樋	破損	コンクリート管	式	一

建築物之部

所在地點	種類	被害程度	復舊方法	數量
基隆起點一八一軒九九八米附近 工事用倉庫設置	伏樋	破損		式 一
造橋驛第一號官舍	屋根瓦、壁	脫落、龜裂	改築(煉瓦造)	坪 一五
造橋驛第二號官舍	屋根瓦、壁	脫落、龜裂	鐵筋コンクリートに改築(床及ビット其他を含む)	坪 三
北勢驛第一號官舍	土臺、屋根瓦、壁	移動、脫落、龜裂		坪 一五
第三號官舍	被害	甚大		坪 一五
同 應急控、兩仕舞	同	柱及		坪 一五
同 公衆便所	同	同		坪 一五
同	屋根及コンクリート煙突	落下、壁龜裂		坪 一五
苗栗機關庫	腰積、土臺、柱、瓦	龜裂、移動、折損、脫落	附屬家(木造) 改築(木造)	同 二一八
同 機關庫事務所	屋根、瓦、壁	脫落、其他		式 一
苗栗驛各官舍	屋根、瓦、壁	破損、龜裂		式 一
同 本家	パラベット壁	破損、龜裂	パラベット修繕	式 一

通信之部

所在地點	種類	被害程度	復舊方法	數量
同 第一號官舎	待合室間仕切アーチ	被害甚大、屋根葺替	鐵筋コンクリート梁に補強	式
同 第二號官舎	同	同	同	一
同 第六號官舎	同	同	同	一
同 驛湯吞所及物置	同	同	同	一
同 公衆便所	同	同	同	一
同 第一四號第一九號官舎	同	同	同	一
臺中驛本家	同	同	同	一
同 機關車	同	同	同	一
同 王田驛本家	同	同	同	一
同 物置ランプ庫	同	同	同	一
同 貨物庫	同	同	同	一
同 第三號官舎	同	同	同	一
同 第四號官舎	同	同	同	一

所在地點	種類	程度	復舊方法	數量
電柱地盤陥没異動支線切斷弛緩等に依る混線斷線障害數十ヶ所				

同
同
第六、七號隧道間及第八號隧道に於けるケーブル損傷
銅鑼、大安、各驛復舊に伴ふ電信電燈設備費
各隧道改築其他工事に伴ふ支障電柱移轉其他附帶工事
復舊工事用電話設備工事

昭和十一年度以降臺中線震災及復舊箇所内譯

線路之部

所在地點	種類	被害程度	復舊方法	數量
見返坂隧道	北坑門口上玉石練積	龜裂崩壞	コンクリート卷に改築	米 八〇
苗栗隧道	隧道内部各所	龜裂	同	同 三〇〇
銅羅灣隧道	幅員、各所	龜裂、狹窄	隧道改築袖石垣補強コンクリート	同 六〇
基隆起點一六二軒二一五米附近	土留 石積	崩壞	土留コンクリート	立米 二五
同 一六二軒三五〇米附近	右側玉石練張	破損	玉石練張	平米 七〇〇
第一隧道	各所	龜裂	コンクリート卷に改築	米 六〇

電柱建替	本 二〇
支線修理	條 四八
電線修理(弛度調整)	米 一、五〇〇
ケーブル架設	米 一、二〇〇
	米 二、三〇〇
ケ所	二
式	一
軒	五、六、三

所在地點	種類	被害程度	復舊方法	數量
第二隧道	各所	龜裂	コンクリート巻に改築	米 二四〇
第四魚藤坪渠坑門口	土留粗石積	破損	一部暗渠改築	式 一
基隆起點一六六籽八六〇米附近	袖石垣	崩壊	土留コンクリート	立米 一一〇
第五魚藤坪暗渠	築堤	龜裂崩壊	袖石垣玉石練積	平米 五〇
基隆起點一六七籽二二〇米附近	軌條	崩壊	軌條交換	米 二〇〇
同	軌條	屈曲沈下	土留コンクリート壁	式 一
同	軌條	屈曲、沈下	軌條交換	米 六〇
第九魚藤坪暗渠	袖石垣	崩壊	一部暗渠改築	式 一
同	暗渠軀體	龜裂	軌條交換	米 一二〇
基隆起點一六八籽一五〇米附近	築堤	沈下		
同	軌條	屈曲		
魚藤坪溪橋梁	兩岸拱部分	大損傷		
同	内七號橋梁	折損		
同	拱	倒塌	コンクリート拱に改築	式 一
同	鐵桁	墜落、半墜落		
基隆起 一六八籽五〇〇米附近	築堤	比屈曲沈下	軌條交換	米 二〇〇
第十魚藤坪暗渠	軌條	龜裂	全部暗渠に改築	式 一
第三隧道	幅員	狹窄	隧道改築	米 五 式 四 式 三

第四同	南坑門口 隧道內部全長に亘り	大龜裂	同	同	同	四七
第五同	南坑門口 隧道內部全長に亘り	同	同	同	同	二三五 七七五
第六同	南坑門口 隧道內部全長に亘り	大龜裂	同	同	同	二二七 三二七
內社川橋梁	橋脚 二號號號 三號號號 四號號號 五、六、七、八號	破損龜裂 破損龜裂 傾斜龜裂 龜裂	同	コンクリート拱に改築	式	一
第七隧道	內部各所	龜裂	同	隧道改築 一、二六一・八米	同米	七六 一五〇〇 一八
大安溪橋梁	橋脚 三號號號 五號號號 六號號號 七、八號	破損龜裂 龜裂 破損龜裂 龜裂	同	玉石練張	式	一
基隆起點一七二軒五〇〇米附近	築堤法面、玉石張	崩壞	同	玉石練張	平米	四五〇
同 一七二軒七五〇米附近	築堤法面、玉石張	崩壞	同	軌條交換	平米	一二〇
同 一七二軒八〇〇米附近	築堤法面玉石空張	崩壞	同	玉石練張	平方	八〇〇
大安停車場	本家附屬 倉庫並官舎	半倒壞	同	本家を右側に位置變更 に伴ふ線路移轉其他	式	一
基隆起點一七三軒五〇〇米附近	築堤法面	全倒壞	同	軌條交換	米	二四〇
第一安圳	暗渠	龜裂	同	全部暗渠改築	式	一
基隆起點一七四軒六〇〇附近	玉石練積	崩壞	同	土留コンクリート壁、 玉石練張	平方米	六〇〇 五〇〇 〇〇

復興篇

逕 信

電信電話線路並機械

電信電話の被害は六千九百圓を以て應急措置をなし一時的回復をみたが、將來の安全を考慮し、豫算一萬五千圓を以て左記の復舊工事を爲した。

一、臺中、新竹間電信、市外電話線路並びに同區間よりの分岐線路及び臺中清水間（沙鹿經過の各線路）に於ける本柱の折損支線斷線及び緩みを復舊し線條の施度を調査。

一、内社川南岸に於ける電信及び市外電話の且柱及び大安溪北岸市外電話且柱を適當の位置に移植

一、大甲北岸市外電話且柱を適當の位置に移植。
一、竹南、苗栗、大湖、後龍、苑裡、清水、沙鹿、梧棲、后里、豐原、東勢の各市內線路を復舊。

一、郵便局舎復舊に伴ふ電話交換機の移轉。

郵便局舎

局舎の災害は倒壊、大破、小破合せて二十局に及び被害相當大なるものがあつたので、低利資金三萬二千圓の融通を得て左の通り復舊を圖つた。

一、二等郵便局修理費

局名	被害箇所	金額
新竹	廳舍壁共の他	三〇四・三〇
彰化	廳舍壁及官舎各所	七五三・六二
計		一、〇五七・九二

三等郵便局舎修理費

局名	金額
東勢	八六・〇〇
苗栗	四五・〇〇
計	一三一・〇〇

三等郵便局舎改築費

新竹州

局名	改築修理	總金額	内低利資金	卓蘭	改築
竹南	改築	五、八三〇・〇〇	二、五〇〇・〇〇	三又	五、八〇〇・〇〇
中港	改築	三、五〇〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇	計	二、三二〇・〇〇
頭分	改築	五、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	臺中州	五、三七五・〇〇
北埔	改築	六、四〇〇・〇〇	二、五〇〇・〇〇	后里	五、〇〇〇・〇〇
南庄	改築	五、六〇〇・〇〇	二、五〇〇・〇〇	清水	八、〇〇〇・〇〇
後龍	改築	四、九〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	沙鹿	六、八七〇・〇〇
大湖	改築	五、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	梧棲	四、三三〇・〇〇
通霄	改築	四、三〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	計	二四、一八〇・〇〇
銅鑼	改築	四、九〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇		一〇、〇〇〇・〇〇

建築物其の他復舊

廳舎、官舎其の他

今回の震災に依り國庫に屬する廳舎、官舎、倉庫等の倒

壊、破損せるもの相當多數にのぼり、之が改築又は修繕に

要する經費は二十四萬三千四百二十二圓に達した。

其の内譯を示せば左の通りである。

新竹州警務關係廳舎其の他復舊

一四二、三三七圓

計

二四三、四二二圓

臺中州警務關係廳舎其の他復舊

三四、三六三圓

法務關係廳舎其の他復舊

三五、三六六圓

臺北地方法院新竹支部

八八六圓

臺中地方法院

二七、六七〇圓

新竹少年刑務所

六、八一〇圓

殖産局所屬廳舎其の他復舊

二、九〇〇圓

醫院廳舎其の他復舊

二、三六二圓

專賣局所屬廳舎其の他復舊

二一、〇一四圓

營林所所屬廳舎其の他復舊

五、〇八〇圓

蕃地假設建物其他

百七十圓に達した。

新竹州の分

一一、五一五圓

臺中州の分

四、三五五圓

蕃人授産用埤圳及水田復舊 震害を蒙つた蕃人授産用埤
圳及び水田の復舊に要する経費は左の通りである。

計

一五、八七〇圓

新竹州の分

一、二二〇圓

警察電話復舊

震災に依り警察専用電話の被害甚しく、

臺中州の分

二、二六八圓

之が復舊に要する経費は左記金額に達した。

計

三、三八八圓

新竹州の分

六、三三〇圓

蕃地假設建物復舊

震災の爲め全壊又は大破した蕃地警

臺中州の分

三、二三五圓

察官駐在所及び教育所等の改築に要する経費は一萬五千八

計

九、五六五圓

專賣事業

專賣事業の被害は專賣局新竹出張所、太湖出張所、臺中

較的輕微であつた關係上、震災後復舊に着手し、間もなく

支局管内に於ける建物の損壞であつて、各地とも被害は比

復舊したのである。

河川

震災地方の各河川は出水期を目前に控へ河川堤防の災害は最も憂慮されたところであつて、總督府並びに管轄新竹州臺中州に於て直に職員を派遣して災害調査をした。其の

被害程度及び復舊費見込額は大要別表の通りであつて震動の激甚であつたにも拘らず河川堤防の被害は比較的輕微に止り、大事に至らなかつた事は幸であつた。

新竹、臺中兩州管内河川堤防震災被害及復舊額

河川名	堤防名	被害狀況	數量	復舊額	摘	要
後龍溪	福基堤防	石堤張石變形	堤延長一五〇米	二、〇〇〇・〇〇	距離二五〇米附近及自四六〇米至五六〇米附近	
同	石圍墻堤防	土堤龜裂沈下及張石變形	延長二五〇米	二、〇〇〇・〇〇	距離自五〇米至二五〇米及六〇米八八〇米、九四〇米一、〇〇〇米各附近五〇米	
同	芒埔第一號堤防	法掛蛇籠之落	幅二米 三十本	二、〇〇〇・〇〇	第一號水制附近上流	
同	二張翠堤防	土堤龜裂沈下及張石變形	堤延長一五〇米	二、〇〇〇・〇〇	自一、二六〇米至一、三一〇米及自一、三七〇米至一、四二〇米及自一、四二〇米至一、四七〇米附近	
同	後龍堤防	土堤龜裂沈下	延長一五米	一、五〇〇・〇〇	起點附近土堤箇所	
大安溪	火炎山堤防	石張崩壞及變形		一、五〇〇・〇〇		
同	社尾堤防	石堤石張變形	五〇〇箇坪所	二、〇〇〇・〇〇		

同	同	同	同	同	同	同	同
計	同	同	同	同	同	同	同
三十甲堤防	田心子堤防	七塊厝堤防	汴子堤頭	汴子堤頭	汴子堤頭	汴子堤頭	汴子堤頭
同	同	石張變形	土堤龜裂沈下	同	同	同	同
四ヶ所六〇面坪	四ヶ所四〇面坪	延長三〇〇米 一、五〇〇面坪	延長三〇〇米 土砂三、八五〇粒	延長三〇〇米 張石一、六五〇米	同	同	同
一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇
		起點より三〇〇米間	自八一號至八八號區間	自八一號至八八號區間			

備考 一、大安溪に隣接せる大甲溪沿岸の各堤防は被害なし

地震調査

今次の震災に鑑み、將來の地震に備ふる爲め、震災地に於ける地震及び氣象に關する機械的觀測、並びに地質構造、地形、地變等につき詳細なる調査研究をなすこと、し、其の一部の調査を中央氣象臺に依頼し、當府調査の分

は、臺北帝國大學に依頼した。尙特に今村明恒、佐野利器兩博士を招聘して之が調査を依頼した。

之等震災に關する諸種の調査研究は、震災關係の記録と共に之を刊行し、今後の豫防及び對策に資したのであつた。



震災善後費國庫支出額調

科 目	十 年 度 支 出 額		十一年度以降 要支出額(豫定)	合 計
	第二豫備金	歲計剩餘金		
歲出臨時部	一、七〇〇、〇〇〇	七五七、四八八	二、四五七、四八八	五、二九〇、九四一
新竹、臺中兩州震災善後費(款)	二〇〇、七五五	二〇四、七八九	四〇五、五四四	二〇四、七八九
應 急 施 設 費(項)	一〇〇、四四九	一〇四、四四九	二〇四、八九八	一〇四、四四九
救 護 費(目)	三、七二一	三、七二一	七、四四二	三、七二一
救 療 費(目)	六八、六三五	六八、六三五	一三六、三六六	六八、六三五
警 備 費(目)	九三三、七三四	九三三、七三四	一、八六七、四八〇	三、五三八、五六六
從貫鐵道線路其他應急及復舊費(項)	七〇、四八〇	七〇、四八〇	一四〇、九六〇	七〇、四八〇
鐵道線路其他應急費(目)	九三三、三五四	九三三、三五四	一、八六七、四八〇	三、四五一、一〇六
鐵道線路其他復舊(目)	二七三、三四五	二七三、三四五	五四六、六九〇	二七三、三四五
建物其他復舊及新營費(項)	二四三、四三三	二四三、四三三	四八六、八六六	二四三、四三三
建物其他復舊及新營(目)	三、八〇三	三、八〇三	七、六〇六	三、八〇三
葦地假設建物其他復舊(目)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇
電信電話線路復舊費(項)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇
電信電話線路復舊(目)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇
震災地方復舊諸費(項)	三三、三五五	三三、三五五	六六、七一〇	三三、三五五
事 務 費(目)	一五、七九五	一五、七九五	三一、四九〇	一五、七九五

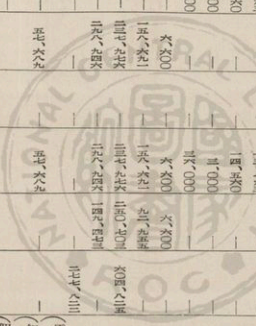
科 目	十 年 度 支 出 額		十一年度以降 要支出額(豫定)	合 計
	第二豫備金	歲計剩餘金		
市街地計畫調查費(目)	一四、五〇〇	—	—	一四、五〇〇
自力更生指導費(目)	三、〇〇〇	—	—	三、〇〇〇
地震調查諸費(項)	五六、〇〇〇	—	—	五六、〇〇〇
地震調查費(目)	三、二〇〇	—	—	三、二〇〇
調查費(目)	四四、〇〇〇	—	—	四四、〇〇〇
震災地方復舊其他補助費(項)	一四四、八八一	七五七、四八八	二九八、六〇二	一、二〇〇、九七〇
街庄其他復舊建築指導監督費補助費(目)	六、六〇〇	—	—	六、六〇〇
地方土木費補助費(目)	—	六九五、六二三	—	六九五、六二三
埤圳復舊費補助費(目)	五七、六六九	—	—	五七、六六九
產業復舊助成金(目)	四四、八四〇	—	—	四四、八四〇
家屋復舊建築助成金(目)	三四、七三三	五〇、七九六	—	五七、〇三三
震災借入金利子補給(目)	—	一一、〇七九	—	一一、〇七九
			三四一、五六九	二五三、六四八

震災應急、復舊、復興費所要總額一覽

區分	所要總額		負擔區分				金所資 要總額	內計		利子 補助 の有無		
			國費		州費			預金部 低利資金	其他			
	國庫補助	國庫補給	計	街庄費	其他							
震災應急費	八六九、六五〇	二〇四、七八五	—	—	二〇四、七八五	—	—	六六四、八六五	—	—	—	
救護費	七六三、四〇〇	一〇四、四四九	—	—	一〇四、四四九	—	—	六六、九六一	—	—	—	
救療費	三七、五九五	三、七二一	—	—	三、七二一	—	—	—	—	—	—	
警備費	六八、六三五	六八、六三五	—	—	六八、六三五	—	—	—	—	—	—	
震災復舊費	三、八一五、八三二	三、八一五、八三二	—	—	三、八一五、八三二	—	—	—	—	—	—	
鐵道線路其他 應急復舊費	三、五三八、五六三、五六六	三、五三八、五六三、五六六	—	—	三、五三八、五六六	—	—	—	—	—	—	
建物其他復舊費	二四三、四三三	二四三、四三三	—	—	二四三、四三三	—	—	—	—	—	—	
蕃地假設建物及 其他復舊費	二八、八三三	二八、八三三	—	—	二八、八三三	—	—	—	—	—	—	
電信電話 線路復舊費	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	—	—	一五、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	
震災復興費	一一、一一三、一六四	六九、三五五	九四八、三三三	—	二五三、六四八、二〇〇、三五五	—	—	六四三、三二一、四五五、四四七	—	—	—	
											九、八四三、八三九、六、二六、八九七、三、七五、九四三	一部有

復興費

區分	所要		負擔區分				資金所		利子補給の有無	
	總額	國費	費計		街庄費	其他	內計			
			國庫補助	國費補給			要總額(國庫以外)	預金部 低利資金		其他
復興諸費	三三、三五五	三三、三五五		三三、三五五						
事務費	一五、七九五	一五、七九五		一五、七九五						
市街地計畫調查費	一四、五六〇	一四、五六〇		一四、五六〇						
自力更生指導費	三、〇〇〇	三、〇〇〇		三、〇〇〇						
地震調査諸費	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇		三六、〇〇〇						
建築指導監督	一三、一〇〇	六、六〇〇		六、六〇〇	六、六〇〇		六、六〇〇	六、六〇〇		
州營造物復舊費	二五二、六四六	一五八、六九一		一五八、六九一	九三、九五五		九三、九五五	七九、三四七	二三、六八八	
街庄營造物復舊費	一、〇九五	三三七、九七六		三三七、九七六	二五〇、七三三	六〇四、八三五	八五五、五三八	七五、一七八	一〇一、三六〇	
街路復舊費	四四八、四一九	二九八、九四六		二九八、九四六	一四九、四七三	三七七、八三三	一四九、四七三	一四九、四七三	一〇一、四七三	
街庄補填	二七、八三三						二七、八三三	二七、八三三	二七、八三三	
埤圳復舊費	一六、四〇〇	五七、六六九		五七、六六九			一六、四〇〇	一〇五、三七八	三三、三三三	
郵便局復舊費	四〇,〇〇〇						四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇		
住宅復舊費	八、二〇〇	一四二、五〇〇		一四二、五〇〇	二六二、八〇〇		八、二〇〇	八、二〇〇	一〇、〇〇〇	
產業復興費	二六、七〇〇	四三、八四〇		四三、八四〇			二六、七〇〇	一六五、〇〇〇	五五、七〇〇	
借入金利子補給	二五二、六四八			二五二、六四八						
合計	三、七六、六四五	九四八、三三三	三三三、六四八	三三三、六四八	三三三、六四八	六四四、三二一	八、七九、九四四	一〇、五〇、七四六	三、六八、七四四	三、〇〇、〇〇〇



昭和十年臺灣地震震害地域地質調查報告

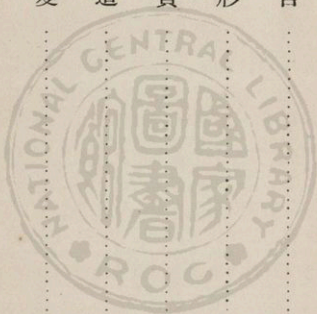


臺北帝國大學理農學部

地質學教室

目次

第一	緒言	一
第二	地形	四
第三	地質	三三
第四	地質構造	六八
第五	地變	五三
第六	結論	六



第一 緒言

昭和十年四月二十一日早朝の地震は、臺中、新竹兩州下に亘りて甚しき災害を引起し、本島に於いて近年稀に見る慘狀を呈したり。

余は臺北帝國大學の命により取り敢えず二十三日より十日間に亘りて震災地を一巡し、災害の狀況を視察すると共に、特に災害地域の地變、地質構造等の概要を調査せり。其後更に五月十一日より八日間に亘りて再度の調査を行ひ、かくて今回の地震に關する地質學的資料を蒐集するを得たるを以て、其大要を當時臺灣時報に依つて公表したり。

惟うに、地震の原因には種々あるべきも、その地震に依る災害は、同一程度の地震に際しては先づ地盤の構造に支配せらるべきものなることは云ふまでもなし。今回の地震に於てもこの關係の實證せられたる例尠しとせず。従つて、臺灣の如く比較的地震の頻發する地域に於ては、道路の開鑿、都市の計劃、家屋の建築、橋梁の架設、其他一般に土木工事の施行等に當りて、唯に表面的地盤調査を以て足れりとせず、地質構造の根本的調査を豫め講ずべき必要あり。これ先年の關東地震の際に與へられたる大なる教訓の一たり。加ふるに地震觀測の事業も亦、特に本島に於ては擴張充實せらるべき必要甚大なるを思はしめられたり。

これ余が總督府の震災復興當局に具陳せるところなり。幸にして當局の了解を得、臺北帝國大學理農學部地質學教室はその委囑に依りて、臺中、新竹兩州下の震災地域及び近接地の地變、地質構造等の實地調査に従事することとなりたり。

此調査は昭和十年七月以降十一月に至る間に於て、本務の傍數回に亘りて行はれたるものにして、之に従事せる人員及

び區域の概要は左の如し。

臺 中 州 下

臺北帝國大學助教 市 村 毅

同 同 富 田 芳 郎

臺北高等學校教授 齋 藤 齋

新 竹 州 下

臺北帝國大學教授 早 坂 一 郎

同 助手 丹 桂 之 助

同 學生 顏 滄 波

同 雇 張 承 六

本報告には之等諸調査を綜合せるものなり。調査の結果につきて考ふるに、必ずしも充分なりとは云ひ得ざれども、與へられたる期間中は全員悉く熱心に野外調査に従事し、且つ其等資料の整頓の爲に約四ヶ月に亘る日数を費したるものなるを以て、報告書としては最善のものなりと信ず。たゞし本報文に納むるところは主として地震現象、並びに其災害とも關係深かる可しと思考せらるる事項のみなり。添附せる地質及び地質構造圖の如きも亦同様なる立場に於て作製せられたるものにして、層序の區分等については、普通の地質學的目的の地圖の如くに、詳細に亘るを殊更に避けたり。

尙本地域の地質は既に總督府殖産局鑛務課、並びに臺北帝國大學地質學教室等に依りて調査せられたるところにして、其結果は次の如き諸報文となりて出版せられたり。

一、新竹州苗栗及竹東油田調査報告(臺灣總督府殖産局發行。鳥居、吉田兩氏著)

- 二、竹東圖幅及同説明書(同、市川技師著)
- 三、新竹圖幅及同説明書(同、牧山技師著)
- 四、白沙屯圖幅及同説明書(同、同)
- 五、東勢圖幅(同、鳥居技師著)
- 六、豐原地方第三系第四系の層序研究(英文)(臺北帝國大學發行。林理學士著)
- 七、臺灣地學記事(臺灣地學會)
- 八、其他

之等の出版物は今回の調査の最初より、本報文の作成に至る迄、終始重要な文献として参考に資せられたり。なほ、今回の地震に關して既に公刊せられたる報告類も少からざるものゝ如し。本報文の起草に當りて参考に供せられたるものは左の如し。

- 一、早坂一郎。新竹臺中兩州下の大地震(臺灣時報昭和十年六月號)
- 二、早坂一郎。A Geological Note on the Taiwan Earthquake of April 21, 1935 (帝國學士院記事第十一卷第七號。昭和十年七月)
- 三、早坂一郎。四月二十一日の新竹臺中地震に就いて(臺灣地學記事第六卷第七一八號。昭和十年八月)
- 四、中央氣象臺。昭和十年四月廿一日新竹臺中兩州烈震報告(昭和十年六月)
- 五、殖産局鑛務課地質係。大安溪地震に於ける地變に就いて(臺灣時報昭和十年七月號)

六、西村傳三。臺灣地震史(臺灣時報昭和十年七月號八月號)

最後に、余等の諸地方へ調査の爲出張せるに際して、兩州並びに兩州下諸郡諸街庄等の官憲並びに當事者及び民間の各位より、不斷の好意を示され、又調査上の便宜を與へられたる事を、今此報文を草するに當りて、改めて深く感謝の意を表す。

早坂一郎

第二 地 形

(第一圖地形區分圖參照)

本地域の地形を大觀すれば、東部には一帯の山地帶あり。脊梁山脈の西に在りて之と並行す。この山地帶の西には丘陵及び臺地帶接續し、其間に苗栗及び臺中の兩平野存在す。何れも南北に長く延び互に略平行するも、脊梁山脈に源を發する數條の必從河流の本支流によりて、縦横に切斷せられて多くの地形區を現出せり。地形區分界線として擧ぐべき河流は北より、中港溪、後龍溪、大安溪、大甲溪及び烏溪の五溪にして、これに依りて地形區はおのづから六區に分たる。以下各地形區を列擧して、各區の地形的特徴を概説すべし。

第一區 中港溪以北

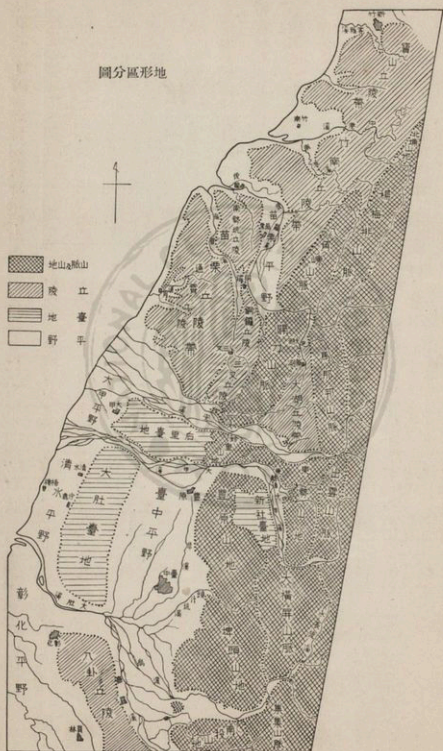
一、北埔山地

中港溪より北方頭前溪迄の間、東は五指山脈、西は蛾眉溪によりて限られたる三〇〇—四〇〇米の山地にして、各山嶺は略北東—南西に配列するも、蛾眉溪の本支流によりて切斷せられ連絡を絶たれて脈狀を呈せず、開析も亦著し。

二、寶山丘陵帯

中港溪、頭前溪間に於て北埔山地の西に隣る廣潤なる丘陵帯にして、一〇〇乃至二〇〇米の丘阜群より成る。丘陵の間を縦横に繞る河谷は概ね幅廣く淺くして埋積谷となり、河成段丘も造成せらる。けだし本丘陵帯は嘗つて一帯の臺地なり

地形分區圖



しが、河蝕の著しき開析作用の結果として丘陵地に化したるものと想像せられ、過去の平坦なる臺地面は殆んど消滅し、其名残と認めらるべきものを一部に止むるに過ぎず、たゞし最近地史に於ける河蝕の回春作用を河谷の流路に認む。

第二區 中港溪後龍溪間

一、楊梅排山脈

本山脈はその東を中港溪の一支流たる南河及び後龍溪の一支流汶水溪に注ぐ八卦力溪によりて限られ、西は獅潭縱谷に限らるる狭長なる山脈なり。高距一、〇〇〇米より六〇〇—七〇〇米に至る連嶺北々東—南々西に延び、山頂線はやゝ東方に偏位し、兩斜面共に急傾斜を示し地勢急峻なり。西斜面の獅潭縱谷(第二圖)に臨む所八卦力斷層を境として、その西に分離丘陵列ありて山脈主體と並行せり。今回の地震によりて、此分離丘陵の東側に新に獅潭斷層を生じたり。

二、八角嶸山脈

楊梅排山脈の西にありてこれと並行し、東は獅潭縱谷、西は竹南丘陵帯と接する山脈にして、出磺坑の東北方約四軒にある八角嶸山(七五〇・九



第二圖 獅潭縱谷南方紅毛館附近の遠望(坂早)

米)を主峯とす。高距は北方に漸減し、北部は獅潭川及び南港溪に依りて横斷せられて中港溪岸に至らずして、竹南丘陵帯に遷移す。高距と共に山脈の幅員も南より北するに隨ひ漸減し、その地形はこの地域の背斜構造と一致する事を示せり。西斜面の西端には白色砂岩層より成る分離丘陵ありて、屢々西面する斷崖を以て竹南丘陵帯に臨む。

三、竹南丘陵帯

本丘陵帯は八角嶺山脈の西に接し、中港、後龍兩溪下流の間に介在する一帯を占め、高距二〇〇米以下の著しく開析せられたる丘陵帯なり。河谷は縦横に之を刻みて、一帯に従順地形を示すと共に、又一部にケスタ狀地形の發達せるを見る。

四、苗栗平野

後龍溪下流の幅廣き河谷平野にして、本溪が出磺坑横谷を出でて福基より縦谷に轉するや、急に河谷の幅員を増大すると共に網狀流路を示し、ここに廣潤なる沖積平野を形成せり。

第三區 後龍溪大安溪間

一、馬那邦山脈

楊梅排山脈の南に連り、後龍溪の上流なる汶水溪岸に起り、細道邦山、馬那邦山、大克山等、何れも一千米を越ゆる連峯を結びて南に延び、大安溪岸に終る山脈なり。その山頂線は著しく東方に偏位し、その東斜面はことごとく斷崖絶壁を示すに反し、西斜面は比較的傾斜緩にして、全體として著しき非對稱形を示す。すなはち本山脈は一大豚背地形より成ると云ふを得べし。

二、大湖丘陵帶

馬那邦山脈の西に接續し、關刀山脈との間に介在する六〇〇米以下の丘陵帶にして、馬那邦山脈と南湖溪の溪谷を以て境し、關刀山脈とは北東—南西に走る新開斷層を以て接し、南方は大安溪岸に達する略三角形の輪廓を有し、南方に至るに従ひて地帯の幅員を増すと共にその高距を増す。開析は北部に至る程進行し、標式的なるケスタ狀地帯となる。南部にては開析いまだ進まず、西南部なる卓蘭臺地の如きは開析作用を免かれたる原面の殘址たり。本丘陵地帯の地形變遷史は寶山丘陵帶のそれと規を一にするものと推定せらる。

三、關刀山脈

本山脈は後龍溪の出磺坑横谷を隔てて八角嶸山脈の南に連るものにして、北々東—南々西に七、八〇〇米の山嶺を連ね、關刀山（八八八米）を以てその主峯とす。本山脈の北部は八角嶸山脈と共に出磺坑背斜構造をなせるものにして地形と地質構造との一致を示し、出磺坑油田を形成せり。南部は北部とその構造を異し、地層の走向北東—南西若くは東—西となり、山頂線もこれに應じて轉向す。關刀山其他に巨大なる脈背地形を示す。本山脈の西は鷄隆河の縱谷およびその西南延長線に依りて苗栗丘陵帶の銅鑼丘陵及び三叉丘陵に接す。

四、苗栗丘陵帶

本丘陵帶は苗栗平野及び關刀山脈の西にありて、西方海岸に達するものにして、其中央を南—北に走る烏眉溪の溪谷及び三叉の斷層谷に依りて東西の兩部に分たる。東部は更に北より南勢坑丘陵、銅鑼丘陵及び三叉丘陵の三部に分たれ、西部を通霄丘陵となす。銅鑼丘陵と通霄丘陵東部とは共に臺地礫層によりて被覆せられ、開析いまだ充分に進行せず、しか

も、共に西斜面に急にして東斜面に緩なる非對稱形を有す。爾餘の丘陵はその地形寶山及び竹南兩丘陵帯のそれと略同様なるのみならず、通霄丘陵の西南部には尙臺地原形面を廣く残せる所より見て、この丘陵の地形變遷も亦これらとその規を一にせることを推定せしむ。

第四區 大安溪大甲溪間

一、出雲山脈

本山脈は北方大安溪岸なる埋伏坪に起り、同溪を隔てて馬那邦山脈に相對し、一、〇〇〇米内外の山嶺を南北に連ねて大甲溪岸に達す。東は橫流溪の溪谷及び其の延長によりて大尖山脈と接し、西は急斜して東勢山地に臨み地勢急峻なり。

二、東勢山地

出雲山脈の西に接し、大安、大甲兩溪の間に介在し、その南部は出雲山脈の側脈として北東—南西に連り、高距八〇〇—九〇〇米に達する山嶺ありて地勢やゝ急峻なるも、その北部に於ては五〇〇—六〇〇米の山嶺は大甲溪支流によりて東西に切斷せられて東—西に延長す。

本山地を斜走する大茅埔斷層によりて其の北西、南東の兩部は、その地質と共に地形を一變し、北西部には卓蘭層によるケスタ狀地形の發達を見ること、大湖丘陵帯と同様なり。

三、珍重山地

東勢山地の西に連り、吊神山の西方、石圍墻、卓蘭間を結ぶ線を以てこれと境す。高距五〇〇乃至三〇〇の山嶺を南北

に連ねたるもの數條より成る。

四、后里臺地

珍重山地の西に接し、東端三〇〇米より西方一〇〇米迄緩斜する臺地にして、舊扇狀地の一部と推定せらる。其西端なる大甲附近に鐵砧山、崩山等の殘址地形あり、嘗つて大肚臺地の一部たりしものと推定せらる。

五、大甲平野

大安溪下流の扇狀地及び其南方の海岸平野を含む。

第五區 大甲溪烏溪間

一、大横屏山脈

大横屏山（二二〇八米）を主峯とし、一、〇〇〇米内外の山嶺をもつて大安溪及び烏溪の間を南―北に連亘する山脈にして、地勢極めて急峻、屢々巨大な脈背地形を示す。東方は烏溪の一支流水長流溪によりて限られ、西方は大横屏斷層によりて埤頭山地と接す。

二、新社臺地

大甲溪西岸にあり東勢郡新社庄の大部によりて占めらるる六〇〇乃至四〇〇米の廣潤平坦なる臺地なり。臺地面は東面する數個の斜面を以て階段狀に東方に低下し、又全體として北方に傾斜す。本臺地は過去の大規模なる河成段丘の殘址なること疑を容れず。臺地面は赭土を伴ふ臺地礫層によりて被覆せらる。

三、豊原山地

新社臺地の西方に接続するものにして、該臺地及び其南方にある頭嶺山に源を發して西流する數多の平行流によりて著しく開析せられ、東西に連る四〇〇米内外の連嶺を残せり。本山地はかつて現在よりも遙にその規模の廣大なりし新社臺地の西部が、開析作用に依りて臺地基盤層を露出して、この山地を形成せるものと想像せらる。

四、埤頭山地

本山地は豊原山地の南に接続し、共に西方なる臺中盆地に終る。西山地の地形は略相等しけれども便宜上頭汙坑溪をもつて區分す。本山地の西縁なる臺中平野との間には斷層の存在が假想せらる。本山地の東南部には火炎山あり。頭嶺山と同様に火炎山層の礫層より成り、特有なる火炎狀地形を示せり。

五、臺中平野

臺中平野は豊原、埤頭兩山地の西に接し、北は大安溪、南は烏溪扇狀地を経て南投平野に連り、西は大肚丘陵及び八卦丘陵に限られて長方形の輪廓を有す。平野面は北東大安溪岸の二三〇米より南西部に徐々に降り、平野面を流るる諸溪の大肚溪に合流する所に於て二五米内外となる。平野面の東端近くを流るる旱溪は過去に於ける大安溪若しくはその一分流の舊河道たることを暗示するものゝ如し。平野面はいまだ開析いちぢるしからず、北方大半部は平滑なるが、南方一部は埤頭山地より流れ出る諸溪及び烏溪の堆積作用に依りて合成扇狀地を形成せり。

六、大肚臺地

本臺地は南北に長き矩形の輪廓を有し、三〇〇米内外より東方に緩斜しつゝ臺中平野に接し、西方は比較的急斜して清

水平野に面し、兩斜面非對稱的なり。



第三圖 大肚臺地を方清水平野より望む。(坂早)

本臺地は傾動地塊と推定られ、その西縁には南北の斷層假想せらる。赭土を表土とする臺地礫層より成り、臺地上の開析は未だ進まず、殊にその北半部は平滑なる臺地面を示す(第三圖)。

七、清水平野

大甲、大肚兩溪の間にある長方形の海岸平野にして、大肚臺地とは直線狀の明瞭なる地形的分割をなす(第三圖)。

第六區 烏溪以南

一、集集山脈

烏溪を隔てて其南方に大横屏山脈と相對し、南—北に連る一、〇〇〇米内外の山嶺より成り、集々大山(一三九〇米)を主峯とす。本地域には其北端を含むに過ぎず。

二、南投山地

集集山脈の西、俾頭山地の南に接續する山地にして、猫羅溪上流、軍功寮溪及び平林溪の東西溪流によりて開析せられ、五〇〇乃至二〇〇米の東—西山嶺數條並行す。

三、南投平野

猫羅溪の河谷平野にして北方なる臺中平野と接続す。

四、八卦丘陵

彰化に起り南方は濁水溪岸に至るものにして、臺地礫層より成る。高距は南部にては四〇〇米に達し、北部にて二〇〇米内外に低下し、更に南部より北するに従ひ開析の度を加へ、北部は殆ど原面を失ふも南部には廣濶平坦なる原面を残し臺地性を呈す。大肚臺地と地質地形共に類似すれども、その北部の開析や、進みて丘陵化せるを以て異るところとす。

五、彰化平野

八卦丘陵の西に展開する海岸平野にして、南方員林地方より濁水溪岸に達し、西は海岸に終る。

第三地質

(地質及び地質構造圖参照)

本調査地域は第三系及び第四系によりて占められ、これを古きより順次に記せば次の如し。

一、白冷層

二、水長流層

三、國姓層

四、關刀山層

五、錦水層

六、卓蘭層

七、火炎山層

八、洪積層

九、沖積層

従來の主要なる地質區分に對する之等各地層の關係は次表に依りて知り得べし。

	市川	鳥居・吉田	林	鳥居			
地域	臺北新竹地方	竹東苗栗油田	豐原地方	東勢地方			
第四系	新期河成層	沖積層	沖積層 崖錐堆積層	現世層	沖積層		
	舊期河成層	階段堆積層 銅鑼層	新期河成段丘層 赭土段丘堆積層	更新層	洪積層		
第三系	新竹統	香山層	上部頭嵙山層 下部頭嵙山層	鑿岩層 大茅埔層	火炎山層		
		北埔層群	上部海棲化石層 植物化石層 中部海棲化石層	卓蘭層		卓蘭層	
			錦水砂岩層		牡蠣層		
			下部海棲化石層 砂岩頁岩砂岩頁岩層				
			錦水頁岩層		上部砂質頁岩 泥質砂岩 下部砂質頁岩		錦水頁岩層
		三峽層群	桂竹林層	關刀山砂岩	大克山層	關刀山層	
			白色砂岩層	粗粒石英砂岩	久保山層		
		臺北統	基隆層群 新店層群	出磺坑層	出磺坑層	馬安寮層 白毛層	國姓層
						橫流溪層	
		烏來統				雪山坑層 白冷層 烏石坑層	水長流層 白冷層

一、白冷層

本層は調査區域に於ける最下位の地層にして、其東南隅に露出し、北は大甲溪畔の白冷、白鹿附近に始まり、南は北山坑附近に跨る狭長なる地域を占む。

石英質砂岩、粘板岩及び頁岩より成り、本區域にては石英質砂岩が特に顯著に發達す。是等の中石英質砂岩の新鮮なるは暗灰色又は灰色を呈するも、風化と共に灰白色又は白色を呈するに至り、其粗粒なるものにおいては屢々珪岩の小礫及び黑色粘板岩の稜角ある破片を含むことあり。粘板岩及び頁岩は黑色を呈するも、風化せるものは暗灰色に變化し、殊に粘板岩にありては小片に破碎する傾向あり。本層に依りて占めらるゝ地域は堅硬なる石英質砂岩に富むを以て、地形峻嶮を極め斷崖聳立する處少からず。

本層にはいまだ動物化石と思はるるものを發見するに至らざるも、北港溪畔なる梅仔崎附近其他二、三の箇所にて於て炭質物に富む粘板岩中に、保存極めて不完全なる植物化石を藏するものあり。

二、水長流層(第四圖、第五圖)

本層は白冷層と相伴ひ、その一は梅仔崎以西に北港溪を挟んで略南—北に延び、又他のものは南勢の北方に始まり水長流に沿ひて南走し、北山坑附近に終るものなり。白冷層とは斷層によりて境せられ、その層序的關係明ならず、更に國姓層とは大甲溪以西に見る如く斷層に依りて隔てらるゝもの、或は阿寸溪より水長流溪に沿ひて觀察せらるゝ如く、平行不整合の疑ひを存するものあり。本層をなすものは概ね黑色頁岩にして、これに薄き暗灰色石英砂岩を介有す。而して砂岩層はその上位にありてやゝ多く、且つその厚さを増す傾向を認む。砂岩の中にはその剝離面に稍著しく白雲母の微片を伴

ふものあり。黑色頁岩はの中に屢々形状不規則なる泥灰質の大小團塊及び砂棒を數多含むものあり。あるひは甚しく炭質物に富む場合あり。更に阿寸溪の下流、水長流溪及び竹坑溪の中流に於ては海綠石を夥しく含有する處ありて、これが



層流長水き近に立直 圖四第
(村市) (岸沿溪流長水)



層流長水るせなを斜傾急 圖五第
(村市) (流下溪シワバ)

層位を追跡し得可し。黑色頁岩は風化に際し細長き小片に破碎し易し。

本層には動物化石を含む部分少からず。殊にその上層位に於て著しきもあり。これ等の主要なるは *Conus* sp., *Mere-*

trix sp., *Nassa* sp., *Natica* sp., *Fusus* sp., *Cypraea* sp., *Tapes* sp., *Leda* ? sp., *Tellina* sp., *Siliqua* sp., *Crassa-*
tellites sp., *Solen* sp., *Ostrea* sp., *Schizaster* sp., *Caroharodon* sp., 珊瑚等にして何れも黑色頁岩中に保藏せらる。就
中 *Schizaster* は其産出頻繁なりと雖も保存一般に不完全なり。化石の主要産地は阿寸溪、水長流溪及び北港溪の沿岸に
して、梅仔崎の白冷層に接する附近の厚^二五種乃至三〇種の黑色頁岩中には夥しき *Ostrea* sp. を含み、北港溪部落の西
方約二、五〇〇米なる北港溪右岸の黑色頁岩中には *Conus* sp., *Cardium* sp., *Cypraea* sp., *Fusus* sp., *Caroharodon* sp.
を始めとして、各種の二枚介、腹足類、其他の化石を多量に産せり。本層には此他植物化石を含むことあるも、其保存甚
だ不完全にして鑑定に堪えず。

三、國姓層

本調査區域に於て廣き分布をなす地層の一つは國姓層なり。本層の大安溪以北に見出さるるは出礦坑背斜及び楊梅排背
斜を作りて發達す。出礦坑背斜軸の南端にありて本層が三叉斷層を介して南北の走向より突然東西の走向に變化すること
は、中港溪上流なる獅頭山附近の地層が、同様に周圍の構造の南北性に對して東—西に急變することと共に注意を惹くに
足る事實たり。大安溪以南にあるものは出雲山脈、東勢山地、大橫屏山脈及び集々山脈の北端に跨りて露出し、大甲溪以北
にありては數條の斷層に依りて縱横に切斷せられ、その關係極めて複雑なり。又大甲溪以南に於ては略南—北に走る大橫
屏斷層によりて火炎山層と相接す。主として暗灰色の頁岩、灰色頁岩、暗灰色砂岩、灰色砂岩、帶綠灰色砂岩、灰褐色砂
岩より成り、それ等の一部は石灰質を帶ぶ。暗灰色頁岩には時に不規則なる形の泥灰質圍塊を含むものありて、屢々脆く
破碎して小片となり易き性質を有す。後龍溪上流出礦坑礦場附近の大湖道路の隧道及び汶水橋の東方(約二五〇〇米、汶水

溪南岸)には頁岩の碎片を數多含有する特殊の灰色砂岩ありて、層位決定の標準となる。又砂岩には偽層及び漣痕を有するもの少からず。

大安溪と大甲溪との間の區域を占むる國姓層の中、埋伏坪より橫流溪の上流及び大茅埔附近に跨りて分布するものは頁岩を主とし砂岩層を介有するも、東勢山地の南端、すなはち馬安寮の對岸に露出するものは帶綠灰色砂岩、灰色砂岩中に灰色頁岩層を挟有するものありて、下部より上部に至るに従ひ頁岩を減じ砂岩を増加するものゝ如し。斯かる傾向は大甲溪以南の地域にありても同様にして、頁岩を主とする下位の地層は大橫屏山脈の兩側に南—北に互りて好く露出し、その東側のものは麻竹坑より頭柜山の東側を経て水流東溪を横切り、更に北港溪、南港溪の合流點以南に迄延ぶるものなり。而して國姓附近に於ては其發達特に著しきものあり。次に大橫屏山以西のものは馬安寮より暗影山の西側に沿ひて内茅埔に出で石灰水溪、清水溪等の上流を横切り境溝溪に沿ひて南走せる後、烏溪畔にて東方より來れるものと合し、更にローマ潭隧道附近より雙冬山の西腹を迂回して龍眼林に達す。清水溪の上流には本層中に炭層を挟む處あり。國姓層の上部は頭柜山、暗影山、大橫屏山、及び樟湖山に跨る區域を占め、下部が頁岩を主とするに對し、上部は厚き砂岩層に頁岩層を伴ふものなり。従つて兩者の岩質の堅硬度の差は地形上にも現れ、上部層より成る部分は、大橫屏山脈其他の如く地貌急峻なるも、下部層の地形は概して溫容を呈す。上位の砂岩、頁岩は風化に際してその性状を變じ易く、帶綠灰色或は灰褐色を有するものは暗灰色或は灰色のものより變化せり。

本層には *Operculina venosa* (F. et M.) を夥しく保藏する地層を頻繁に挟有し、出磺坑背斜軸に接近せる部分には其密集帯あり。而して大安溪以北の本層はそれ以南のものよりも層位的に稍上位に當るものなる可く、*Operculina bartsehi*

Crin.を含む化石帯及び炭層は大安溪以北の本層には地表にその露出なく、僅かに出磯坑油田の油井に依つて地下に夫等の存在することが知らるるのみなり。

大安溪以南の區域にては下位の頁岩に富める地層中に屢々 *Ditrupa* sp. を含有するものありといへども、上位の砂岩多き地層はこれを含まざるもの、如し。又 *Clypeaster* cf. *japonicus* Dödl 及び *Astrielypeus integer* Yoshiwara は又上下兩部層にわたりて見出さる。之等の化石を保有する地層の層序は、東勢街大茅埔、新社庄、馬安寮、國姓の附近、水流東溪、三隻龍溪、頭汙坑溪の上流等に於て最も好く觀察せられ得可く、更に水長流溪と北港溪との合流點より下流なる南港溪と北港溪との合流點に至る間の北港溪畔、境溪の吊橋下、頭汙坑溪の支流たる濁水溪の上流、内茅埔附近の頭汙坑溪畔等には極めて豊富に二枚介、巻介其他の化石を産す。而して之等の化石層は時に厚さ二〇乃至三〇厘の薄層となりて多數露出することあり。殊に北港溪、南港溪の合流點より稍上流なる北港溪の右岸に露出する海綠石に富める石灰質砂岩中には夥しく *Quenllaena granulosa* (J), *Doshia* sp., *Venus* sp., (cf. *faviolata* Sow.), *Arca* cf. *kiyonoi* Makiyama, *Pecten* sp., *Cardium* sp. a, *Cardium* sp. b, *Ostrea* sp., *Conus* sp., *Xenophora* sp., *Dentalium* sp., *Balanus* sp., *Ferrellum* sp. 等の主要なる化石と共に *Nautilus* sp. 及び哺乳動物の椎骨を保藏す。境溪の吊橋下の化石層も略これと同層位のものなる可し。又大茅埔南方の大甲溪岸、内茅埔及び濁水溪の上流にては主要なる化石として *Tonna* cf. *costatum* Menke, *Architectonica* sp., *Rapana* cf. *bulbosa* (Pil.), *Xenophora* sp., *Ditrupa* sp., *Amusium yabei* Nom., *Pinna* sp., *Bursa* sp., *Crassatellites* cf. *formosanus* Nom., *Cardium* sp., *Opis* sp., *Solecurtus* sp., *Tellina* sp. 蟹等を産す。

四、關刀山層

本層は概して大安溪以北に廣く分布すれども、それ以南にては一は斷層の影響により、他は沖積層下に埋没してその發達を見ず。岩質は一般に脆弱なる灰色泥質砂岩、砂質頁岩を主とし、その間に砂岩、頁岩を挟有し、之等の岩石には時に海綠石を含むものあり。本層の最も特長とする處は下位なる國姓層との境界を劃する白色粗粒砂岩の存在なり。該砂岩は俗に「ザラメ」砂岩として廣く一般に知らるるものにして、厚さ凡そ一〇〇米餘を算し、且つ屢々石炭を挟み、その分布は南北に廻々として連亘す。すなはち新竹州竹東郡大坪附近より南下して大甲溪沿岸に達するも、これより南方の地域にはその發達の狀態不明なり。白色粗粒石英砂岩は岩質上その追跡容易なること及びその分布の廣大なることにより、錦水頁岩と共に本調査地域に於ける最も有効なる示準層たり。

關刀山層は化石に富み、その主なものは *Area kiyonoi* Mak., *Annisium yabei* Nom., *Paphia undulata* (B.), *Ctenolaea granulosa* (J.), *Gafrarium* (Circe) *scripta* (L.), *Clementia nonscripta* (Sow.), *Xenophora* *cf.* *solidiformis* Tesh., *Rapana* *cf.* *bulbosa* (Pilsbry), *Rostellaria* *cf.* *fusus* L. 等にして之等の外有孔蟲類中 *Operculina venosa* 多へ、特に白色粗粒砂岩の上下に近接して夥しく産す。

五、錦水層

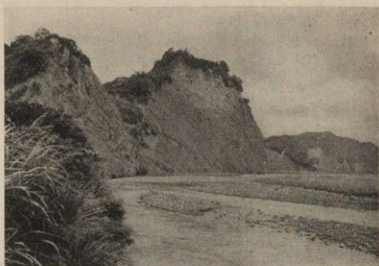
本層は大甲溪以北にて大凡出磺坑背斜の東西翼部及び錦水背斜を構成し、その南に於ては豐原山地及び埤頭山地の西縁に沿ひて發達し、その末端は南投山地の北端に及びり。本層は青灰色あるひは暗灰色にして、濕潤なる時は深青灰色を呈する砂質頁岩を主體とし、その上下に砂質頁岩、泥質砂岩の交互層發達せり。而して之等の岩石中には甚しく砂棒に富むもの少からず。又砂質頁岩及び泥質砂岩の一部は風化作用に對する抵抗極めて弱く、容易に崩壞して特異の外觀を呈する

場合多し。化石として含有せらるゝものは *Olivina* sp., *Conus oinouei* Yok., *Cassia* sp., *Pholias* sp., *Paphia undulata* (Born), *Gastropodium scripta* (L.), *Dosinia* sp., *Cucullea granulosa* (J.), *Corbula erythrodon* Lam. 蟹、フジツボ等にして、化石蟹を含む地層は上下數層あり。

六、卓蘭層(第六圖)

本層は寶山丘陵帯に始まり、竹南丘陵帯の大部分を占め、銅鑼臺地の東端附近に終るものと、大湖丘陵帯より東勢山地及び珍重山地の一部を占め更に南走して豊原山地、埤頭山地を中斷して南投山地の北端に達するものあり。而してこれより下層位の錦水層とは整合的關係を有し、又上位の火炎山層とは概して漸變的に移化し、一部分は斷層によりて境せらる。

本層は主として灰色砂岩、灰色泥質砂岩、灰色砂質頁岩及び灰色頁岩の交互層によりて代表せられ、層理整然として成層するを常とす。従つて本層によりて占めらるゝ地域は、風化作用に對する抵抗度の大小により脈背構造の地形を呈するもの多し。之等の中砂岩及び泥質砂岩は屢々顯著なる偽層を呈し、又は連痕を有することありて、その一部には微小なる炭化植物



第六圖 寶山丘陵北岸に於ける卓蘭層の露出(高坑溪入口より上流) (村市)

破片を含む。又泥質砂岩、砂質頁岩中には砂棒を頻繁に認むることあり。かゝる場合にはその外觀錦水層のものと甚だ類似す。黃竹坑より青洞林を経て烏溪畔の象鼻坑に至る間にはこの種の地層がよく發達す。卓蘭層には上部に至るに従ひ

漸次砂岩を増加する傾向を認む。

化石としては屢々殻長時に二三〇種以上に達する *Ostrea* cf. *gigas* Thunb. あり。このものは時に密集して化石帯をなし、新竹州寶山附近にも、又大甲溪以南の地域に於ても該地層を認め得可く、豊原山地及び埤頭山地にては其數層を數へ得るものゝ如し。北溝溪畔の青洞林附近及び萬斗六坑溪の下流の砂棒多き青灰色砂質頁岩中には蟹を多く含む部分ありて、萬斗六坑溪が烏溪と合する部分及びその附近にありては殊に多數を含有し、所謂錦水頁岩に酷似する處あり。その他化石として著しきものは *Venericardia crenulicostata* Nom., *Pholus* sp., *Ostrea gigas* Thunb., *Turritella filiola* Yok., 等の貝類にして、之等と共に *Balanus* sp. を保有するものも亦少からず。豊原山地にては本層の上部に更に植物化石を含む薄層を挟有するも、埤頭山地にありてはこの地層は發見せらるゝに至らず。

七、火炎山層(第七—十二圖)

本層は調査區域に於て最も廣く發達する地層の一にして、斷層の爲に數個所に分れて露出し、寶山丘陵帯より竹南丘陵帯及び苗栗丘陵帯に跨るものと、東勢山地、新社臺地、豊原山地及び埤頭山地の一部を占むるものとは特に廣き面積を占む。本層は所によりて其岩質一樣ならず。すなはち大安溪以北に於ては火炎山及びその北方にて礫岩層の厚きものあれども、其他にはかゝるものなし。又大安溪以南に於て之を觀察するに、その上半部は礫岩を主とし、これに灰色砂岩及び青灰色砂質頁岩を挟み、下半部は概して灰色砂岩の厚層によりて代表せられ、これに礫岩及び灰色泥質砂岩又は砂質頁岩を伴ふものとす。而して本層は下部より上部に至るに従ひ次第に礫岩を増加するを常とするも、南投山地の北端、すなはち烏溪の兩岸に斷崖をなす本層の下部は礫層を殆んど缺き、却て灰色泥質砂岩、砂質頁岩及び砂岩の交層にて雙冬隧道附近に至り



深鳥 ↑

な山炎火は峰山るた元突の方右) 層山炎火と層欄卓の岸北溪身るた見リよ城土 圖七第

(村市) (リ)



圖八第

の部下と層岩礫山炎火
のの層互の岩砂岩板混
竹新) 示を保關合蓋
(山炎火畔溪安大州
(丹)



(岸右流上溪湖草) 形地一示が層山炎火 圖九第

(村市)



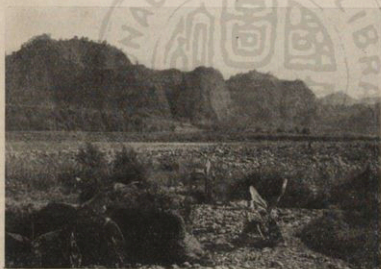
岩礫層山炎火の流上溪水灰石 圖十第
(村市) 谷溪るせ生てつよに

俄に夥しく礫を雜ゆるに至るを認む。

本層には屢々炭化せる大小の流木を含む特徴あるのみならず、所によりては酸化鐵の被殻を夥しく有することあり。又



第十圖 火炎山の砂岩層(下部)が礫岩層(上部)に移化する
（村市）（近附口溪乾溪林竹中）形地の分部



第二十圖 烏溪南岸雙冬附近に於ける火炎山の形地（村市）

その灰色砂岩、泥質砂岩は極めて偽層に富む。火炎山層の礫岩よりなる部分はその岩質の影響により峨々たる山貌を呈し、突兀たる大小幾多の孤峯を形成するは頭崙山又は火炎山其他に等しく見らるる處なり。又頁岩、砂岩よりなる部分には時に甚しく風化作用を蒙りて惡地狀地形を示す處あり。大肚臺地の南端及び八卦丘陵の西側に露出する火炎山層は洪積層によりて不整合に被覆せられ、頭崙山、火炎山等

形成する礫岩層と同様な岩質を有す。

を本層には貝化石を著しく含有する區域とこれに甚だ乏しき區域とあり。すなはち大安溪畔なる火炎山以北の丘陵地は海棲貝類化石の有名なる産地にして、殊に白沙屯驛北方の隧道附近は天然紀念物として保存せられたり。本區域に産する貝類化石の内主要なるものは次の如し。(野村七平氏著。東北帝國大學理科報告第二輯、第十八卷、第十二號—昭和十年—に依る)

Arca (Arca) inflata Reeve

Arca (Arca) trienioستا (Nyst)

Arca (Barbatia) yokoyamai Nomura

Arca (Trisidos) kiyonoï Makiyama

Glycymeris formosana (Yokoyama)

Ctenulæa granulosa (Jonas)

Ostrea denselamellosa Lischke

Pecten (Pecten) subquannatus Nomura

Pecten (Vola) naganumannus Yokoyama

Pecten (Amusium) pleuronectes (Linnaeus)

Crassatellites loebbeckei (Kobelt)

Venericardia arenilicostata Nomura

Venericardia granulicostata Nomura

Cardium (*Trachycardium*) *burchardi* Dunker

Venus (*Chione*) *tiara* Dillwyn

Aloides erythron (Lamarck)

Aloides taiwanensis (Nomura)

Dentalium (*Fissidentalium*) *byoritense* Nomura

Conus odengensis Martin

Conus djarianensis Martin

Conus aculeiformis Reeve

Turris (*Turris*) *oxytropis* (Sowerby)

Turris (*Turris*) *polytrapa* (Helbling)

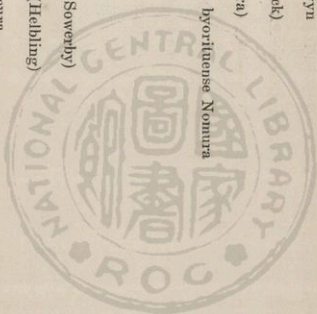
Turricula byoritensis Nomura

Clavatulha taiwanensis Nomura

Clavus (*Brachytoma*) *flavidulus* (Lamarck)

Clavus (*Brachytoma*) *pseudoprincipalis* (Yokoyama)

Mitra (*Scabricola*) *sphaerulata* "Martyr"



Nassarius caelatus (A. Adams)

Nassarius gemmulatus (Tamarck)

Murex (*Murex*) *tribulus* Linnaeus

Lataxiena lulliana (Martin)

Bursa (*Gyrineum*) *subgranosa* (Beck)

Strombus taiwanicus Nomura

Turritella filiola Yokoyama

Lemnitina javana (Martin)

Diala angustifera Nomura

Architectonica perspectiva (Linnaeus)

Architectonica maxima (Philipp)

Polinices (*Polinices*) *columnalis* (Recluz)

大甲溪以南に分布するものはこれに反して海棲貝類化石に乏しく、上位の礫岩層への推移部に *Corbicula* sp., *Unio* sp., *Potamides fluviatilis* P. et M. 等の淡水産貝類化石を僅かに保有するにすぎず。然りとすへども頭崙山西麓の灰色砂岩中には *Stegodon* aff. *sinensis*, *Owen*, *Rhinoceros* sp., *Cervus* sp. 等の哺乳動物の齒其他の化石を藏することは注意す可き事實にしてこの層位が恐らく第四紀に屬することを示すものゝ如し。

斯くのごとく、大安溪を挟みてその南北に分布する火炎山層はその性質相異なる點多し。然りと雖も臺中州頭嵒山及び火炎山の厚き礫岩層が果して大安溪以北の貝類化石層の上位に對比せられ得可きものなりや、あるひはその異相なりやに就いては今後考究を要するところなり。此他火炎山層の礫岩中には白冷層、水長流層の岩石のみならず、國姓層、卓蘭層の岩石をも礫として含有する處あるは、層位學上興味あることなり。

八、洪積層

本層は調査區域の南北に亘りて散在し、殊に銅羅丘陵、三叉丘陵、后里臺地、新社臺地、大肚臺地、八卦丘陵及び埔里臺地に見出さるゝはその主要なるものにして、その低きは現河流兩岸の段丘上に存在し、高きは新社臺地及び埔里盆地に於けるが如く高さ海拔六〇〇米乃至七五〇米に達することあり。その主體は大小各種の岩石塊よりなる礫岩にして、通例その上に赭土を伴ひ、その中には今迄化石の發見せられたるを聞かず。

九、沖積層

本層は現河川の流域及び海岸地帯に發達し、大甲平野、清水平野、臺中平野、彰化平野等はその分布地域の大なるものなり。すべて礫、砂又は粘土よりなる。海岸に沿ひては砂丘の發達を見る處あり。

第四 地質構造

本地域には褶曲、斷層の發達頻繁にして、其地質構造は甚だ複雑を極む。然れども、之等構造的要素を大觀するに、一の顯著なる特徴の存するを認むるを得べし。すなはち、之等の褶曲、斷層等の主要方向が、本島の中軸をなす背梁山脈の、

地質的及び地形的主要方向と大凡一致する事これなり。今、洪積層及びその後の若き地層を度外視すれば、上は大部分若くは少くも一部分が更新層なるべき火炎山層より、下は、少くも一部分始新世の地層と見做さるべき白冷層に至るまで、すべて大凡北々東—南々西の走向を示し、且つ略之と同方向の褶曲並びに順逆の斷層によりて擾亂せられたり。而してかくの如き主要方向の存在は、必然的に地貌の上にも影響し、かくて、既に地形論に於て述べられ、又『地形區分圖』に示されたるが如き狀況を呈するに至れり。『地質及地質構造圖』と『地形區分圖』とを比較對照すれば、兩者の間に著しき一致の存することは容易に認められ得べし。

背梁山脈以西に於ける地質の配列を見るに、若き地層程西方に發達する大勢にあり。而して、斷層、褶曲等も亦、東寄りに頻繁さと複雑さとを増す傾向にあり。すなはち、卓蘭層、火炎山層等に較ぶれば、錦水層及びそれ以下の諸層の蒙りたる擾亂は遙に著しく、特に殆ど全く頁岩層より成る水長流層の如きは、小規模なる局部的變動を被ること甚し。

褶曲には、寶山、竹南(錦水附近)兩丘陵地、新社臺地、その他に見らるるが如き、一見單純なる背斜、向斜を呈するものあれども、又關刀山脈、八角嶽山脈地域(特に出磺坑附近)、上の島溫泉附近、大横屏山脈地域等に見らるゝが如き複雑なる褶曲も甚だ多し。特に地層の反轉、捻捩せる水長流向斜の如きも亦敢て稀ならず。

斷層にも亦種々の實例あり、簡單なる正斷層、逆斷層の外には、小規模なる衝上斷層とも稱し得べきもの(南勢斷層、水長流背斜附近、南庄の南方なる南河の斷層等)もあり。なほ注意すべきは、特に本地域北部に見らるゝ層面斷層の存在なり。獅潭庄の地溝帯の兩側を限る斷層の如きはその實例にして、今回の地震に依りて生じたる獅潭斷層も亦同一の型に屬するものなり。

斷層及び褶曲の詳細は今後の綿密なる調査を待たずしては盡し難し。特に國姓層及びそれより古かるべしと思考せらるゝ水長流、白冷兩層等の地質構造の研究には、それが甚しく複雑なるだけに、多くの努力を要すべし。

斷層及び褶曲を引起したる地殻變動は、様式に多少の變化を示したりとはいへ、地史學的最近の時代迄引き續きたるものなるべく、臺地礫層及び南部地方なる琉球石灰岩に依つて示さるゝ傾動運動の如きも、その最新の楷梯の一たるべし。竹南郡南庄の北方、中港溪右岸に於ては、洪積層たるべき礫層が斷層に依りて轉位せしめられたりと思推せらるゝ例あり。左に、本地域内に見らるゝ主要斷層及び褶曲等につきて記述すべし。

先づ斷層中最も顯著なるものは左の如し。

(一) 大安溪以南の地域

- 一、大横屏斷層
- 二、南勢斷層
- 三、北港溪斷層
- 四、梅仔崎斷層
- 五、乾溪斷層
- 六、稍來斷層
- 七、大嶽斷層

八、大茅埔斷層

(二) 大安溪以北の地域

一、新開斷層

二、八卦力斷層

三、新店斷層

四、南庄斷層

五、新城斷層

六、竹東斷層

七、造橋斷層(推定)

八、老雞隆斷層(推定)

九、銅鑼斷層(推定)

十、三叉斷層

十一、十六分斷層

一、大安溪以南の地域

一、大横屏斷層—本斷層の北は大甲溪を横切りて大茅埔斷層に連り、この途上に於いて馬安寮より來れる一斷層に會す。又南は烏溪の南岸なる雙冬より馬隣溪の上流を通過するものにして、その延長五杆餘に達す。而して斷層の東側は國姓層



にして、大横屏山の急峻なる山稜を生じ、その西側は火炎山その他の突兀たる山峯を聳立せしめたる火炎山層によりて代表せられ、断層線の西側が陥落せるものなるべし。而して断層面の傾斜方向は明ならざれども、その兩側に於ける地層

洪積層←

←火炎山層礫岩



圖三十第 龜頭附近北岸に於ける断層(市村)
(斜線點を断層を示す)

の配列より見て、一の正断層なるべき可能性大なり。本断層に沿ひて觀察するに、火炎山層は概ね東方へ二〇乃至三〇度の傾斜角を示しつゝその



圖四十第 殆ど直立せる國姓層上座
す火炎山の礫岩(中竹林)
溪支流濁水溪(市村)

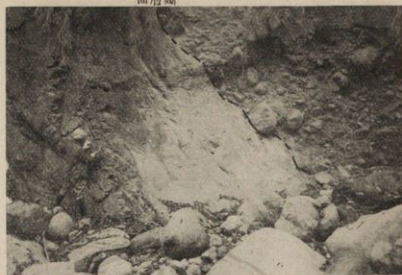
まゝ切斷せらるゝものにして、國姓層との境はこれを正確に檢し得ざる處多しといへども、龜頭を西南方に距ること約二軒なる烏溪の右岸に於て

断層面→

→國姓層下部

は、國姓層下部の頁岩層上に火炎山層の上部に屬する礫岩層が吊懸する處ありて、火炎山層が陥落せることを示し、この場合断層面は西北に五〇度前後の傾斜をなせり(第十三圖)。又頭汗坑溪の支流なる濁水溪の上流にては、火炎山層の厚

き礫岩層が略直立する國姓層の下部地層上に座する處(第十四圖)と、東南東へ三五度前後の傾きをなして國姓層と接するところありて、斷層が複雑に變曲をなしつゝ西方へ傾けるを示すものあり(第十五圖)。



圖五十第 濁水溪頭坑支流(上流)於けるに國姓層と火炎山層との接觸面(市村)

斷層面

層線の西側陷落せるものゝ如し。

二、南勢斷層—大甲溪の北岸なる南勢以北より北山坑に達し、更に南走するものなり。本斷層の大部分は水長流層と白冷層との境をなし、北山坑附近にては白冷層と國姓層とを接せしむ。之等の地層の接觸部及びその附近にあるものは南勢、北坑溪に於けるが如く、殆ど直立するか、又は阿冷溪、北山坑附近に見る如く西方に轉倒し、衝上式の構造を生ぜんとし、之等の箇所にては地層の擾亂甚し。

三、北港溪斷層—前記の白冷層の東側を劃するものにして、その性質南勢斷層に類似するところ多し。本斷層は略南北に走り、斷層に沿ひたる部分の白冷層は殆ど直立するか又は一方に急傾斜をなす。斷層面の傾斜方向は不明なり。

四、梅仔崎斷層—梅仔崎部落の西方に於て水長流層と白冷層との境界をなすものなり。白冷層は斷層に近く殆ど直立し、層向に沿ひて斷

五、乾溪斷層——乾溪の北岸附近より暗坑溪に沿ひて東西走するものにして、本斷層の爲、烏溪北岸なる象鼻坑附近より



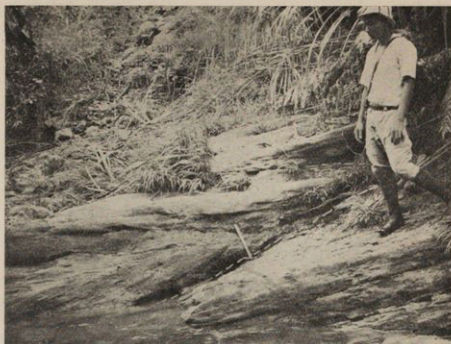
郡勢東 (む望りよ東北) 出露一の層斷來稍 圖六十第
(田富) 岸溪坑石烏地蕃



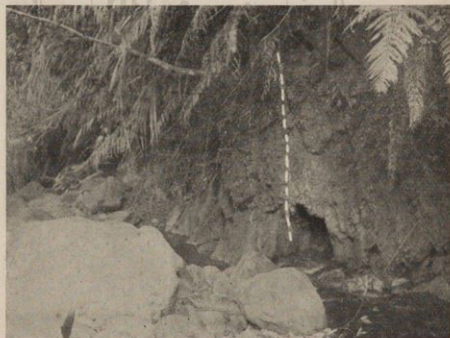
(む望りよ北) 亂擾の層地ふ伴に層斷埔芽大 圖七十第
(田富) 軒二約南西坪伏埋郡勢東

北々東に向つて走る卓蘭層中の蟹化石に富める地層が、乾溪以北にて西方に轉位せり。暗坑溪に沿ひては本斷層に伴ふ地層

の擾亂を観察し得べし。



(む望りよ北)上街小の中層礫卓ふ件、層斷埔茅大 (A)圖八十第
(田富)半軒一約方北坑欄牛街勢東



坑欄牛街勢東(む望りよ北)層斷埔茅大 (B)圖八十第
(田富)方北の(A)圖八十第、半軒一約方北

六、稍來斷層—大安溪支流烏石坑溪岸より南々西に出雲山脈を斜斷して、大甲溪岸に至る斷層の走向は、地層の一般走

向と略平行するも、斷層を挟む附近の地層は著しく錯雜し、概ね斷層面と共に頗る高角度を示すものなり(第十六圖参照)。

七、大嵯斷層—稍來斷層と略平行しその型式前者と略同一なり。



第九十圖 大茅埔斷層に伴ふ火山炎の層の撓曲(北より望む) 東勢街中坑坪西方約一杆の沙連溪岸(田富)

八、大茅埔斷層—大安溪岸埋伏坪より南々西に進み、東勢街大茅埔の東邊を過ぎ、大甲溪を越えて南進し、前掲の大横屏斷層と連る。この斷層を境として、東に國姓層あり、西に卓蘭層及び火炎山層あり、北部埋伏坪附近にては國姓層と關刀山層及び錦水層とを接せしむ。斷層の東翼は常に急傾斜を示すに反し、西翼は斷層附近にて小褶曲、小衝上又は撓曲を示すも、斷層を隔てるに従ひ緩斜するを常とす。第十七圖は埋伏坪、牛欄坑中間の峠北方に於ける本斷層西翼の卓蘭層の小褶曲なり。第十八圖はその南方約一杆の溪岸に於ける卓蘭層中の小衝上にして、その向つて左方約三米にして國姓層の直立層あり。

第十九圖は中坑坪西方約一杆の沙連溪岸に於ける火炎山層の撓曲なり。之等によりて察するに、この斷層は東方よりの壓力によりて生じ、西翼は東翼に對し受身の態をなせり。

以上の主要なる斷層の他、本區域には小規模なる斷層を諸處に認め得べし。國姓の東方、すなはち北港溪畔に認めらるゝは南勢斷層に伴ひて南北に走り、美事なる逆斷層をなす。この場合斷層面は東方へ三〇度前後の緩斜をなし、東南東へ三〇度前後の傾をなす。此の場合白冷層の灰白色石英質砂岩層は西北西に七〇乃至八〇度の急傾斜をなし、白冷層の黑色粘板岩、石英質砂岩の交互層上を斜に被覆す。

水長流溪と水流東溪との會合點より下流約八〇〇米なる水長流溪右岸の斷層は、直立する水長流層上に一〇乃至四〇度の傾斜をなす同層が乗り上げ、一種の逆斷層をなす。このものは東北走して左岸にも現れ、僅かに喰違ひを生ぜる背斜構造に移化す。

北港溪、南港溪の會合點に近く、裏南投道路切崩しに沿ひて見出さるゝは、國姓層の下部頁岩、砂岩の交互層を横切り、斷層面が西方に約四〇度の傾きをなす正斷層なり。

更に幾多の小斷層は牛蘭湖溪を溯ることによりて觀察し得べく、又北方東勢街下新北方約一杆、沙連溪岸には小衝上斷層ありて、略東西に走るものゝ如し(第二十圖)、豊原街上南坑、觀音山より東方約一杆の溪岸には一つの撓曲と見るべきものあり(第二十一圖)、これと類似のものは大屯郡北屯庄孛子坑溪岸にもあり。牛蘭湖溪沿岸の他の例は第二十二圖、第二十三圖に示さるゝが如し。

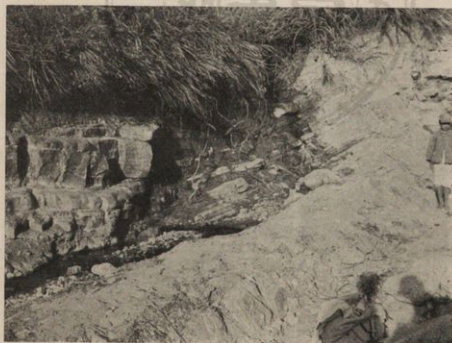
之等はその箇所に於ける地層の擾亂は著しきも、層序には著しき變動を認めず、されど地盤の弱所として注意せらるべきものなり。

二、大安溪以北の地域

一、新開斷層—北は南湖の西方より南は校栗林の西方新開の南まで明瞭に追求し得べし。すなはち、その東側が一〇—



新下街勢東 む望りよ西)上衝の中層蘭卓 圖十二第
(田富)岸溪料中軒一約方北

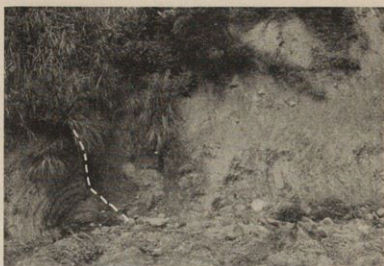


原豊 (む望りよ南)層断轉廻の中層蘭卓 圖一十二第
(田富)(軒一約方東山音觀)坑南下街

一五度内外の緩傾斜なるに、西側は六〇—八〇度の急傾斜を示し、且つ兩者の傾斜方向が反對なると、その岩質相異なる事

實とは、共に斷層の追跡を一層容易ならしむ。

斷層の存在は左の諸地點にて比較的容易に觀察せらるべく、之等による時は斷層面は北西に傾斜せるものゝ如し。



圖二十二第 牛湖溪沿岸に於ける卓層の層 (村市) 褶曲と層斷



圖三十二第 牛湖溪沿岸の層斷 (村市)

1. 新開の東北方、

2. 内雙坑、外雙坑下流。

3. 九芎坪及びその北方。

二、八卦力斷層—北は中港

溪上流の獅頭山附近より、南は後流溪上流、汶水溪沿岸に達するものにして、本斷層を界してその西側が落下せるものと推定せらる。すなはち新店—八角林の直線的に走る縦谷は、本斷層と次に述ぶる新店斷層とによりて形成せられ

たる地溝帯と考へらるゝものなり(第二十四圖)。

本斷層によつて汶水溪の北岸附近にて、白色粗粒石英砂岩が、斜に交切されて一時その姿を没して連續を缺き、且つ地

層は斷層以南にては、羅婆山その他の該砂岩層にて明なる如く二〇—三〇度の緩傾斜なるに(第二十五圖)、その以北にて



東りよ北の店新庄潭獅。微特的形地の層斷力卦八 圖四十二第
るな側西の山卓神はるたれきた充に霧。む望を方
のもるたれらせ成形てりよに層斷、てしに谷縱小
丘離分る速に西々南一東々北は陵丘の方前。りな
(坂早)。りな部一の列



層岩砂色白るけ於に翼西斜背排梅楊、岸北溪水汝 圖五十二第
(坂早) 影撮りよ岸南。形地のそと出露の



断面層狀段階るへ治に店層斷新る限を西の谷縱潭縣 圖六十二第
(坂早)層



店新ばけ行り下を部鞍の面前。む望を谷縱潭縣りよ側東 圖七十二第
層斷店新は低高の則規不るゆ見に先のそ。る至に落部の
(坂早)りな況狀るたれらせ析開の陵丘狀段階る依に



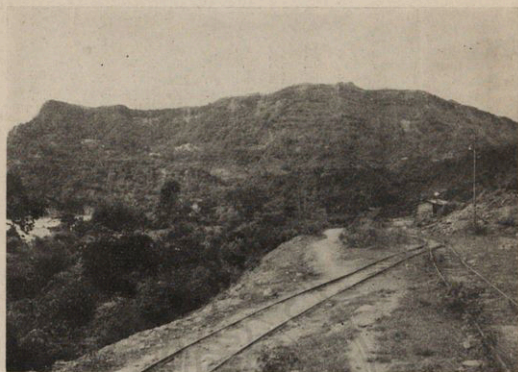
(坂早) 層斷面層の面斜側東の山卓神 圖八十二第

は七〇—八〇度の急傾斜に變ずる事實あり。一方又北部の新
店附近及びその以北にては、本斷層を界して地層は國姓層と
關刀山層に二分せられ、南方の楊梅排背斜構造は、切斷せら
れて單斜構造となる事實あり。なほ地形的には本斷層線に沿
ふて斷層崖の發達を見る。

三、新店斷層—前記の八卦力斷層に平行して、新店—八角
林の縱谷の西側を走る斷層なり（第二十六圖、第二十七圖）。
新店の西方附近にては著しき斷層地形の特徴を示し、南方の
八角林、桂竹林附近の地層は、道路の切取面にて見られる如
く甚しく擾亂を呈す。

なほ本斷層或は八卦力斷層は南に延長して、新開斷層に連
絡するが如く思考せらる。

四、南庄斷層—獅頭山附近より南庄—紅毛館の縱谷を経て
南は汶水溪岸に達するものなり。南庄の縱谷にては斷層線を
界して國姓層と關刀山層とが相接すれども、兩者の走向傾斜
は著しく異なる。一部分には東側なる國姓層が關刀山層に對し



（坂早）崖斷大の面南山頭獅 圖九十二第

て押し上げられたるが如き構造が推定せらる。汝水溪斜面の本斷層の追跡は充分ならざれども、楊梅排背斜の右翼を作る白色粗粒石英砂岩の東方に連続して、却つて古期岩層たる國姓層の發達を見るは、本斷層の影響によるものと思考せらる。

南庄溪谷西側なる神卓山の東の斜面には層面斷層あるもの如く、特殊なる地形を示せり（第二十八圖）。

獅頭山區域にては、錦水層及び白色粗粒石英砂岩層を含む關刀山層は、その走向はこの地域に於ける一般性たる北々東—南々西の方向に相反し、東西に走することは地質學上甚に興味ある事實なり。獅頭山自體、一の略東西に延びたる北傾斜の一地塊にして、その東方は猴山に連る。この地塊の南側を限る東西向大斷崖（第二十九圖）に並走し、階段狀に數個の斷層ありて、不規則なる丘陵地を形成し、そこには之等の斷層に依りて白色粗粒石英砂岩及びそれに伴ふ石炭層が繰返され、かくてこの附近に多くの小炭坑の發達を見るに至

れり。

五、新城斷層—新竹州寶山丘陵帶を北東—南西に走る本斷層は、火炎山層と卓蘭層とを分離する一の衝上斷層と考へられしものなり。斷層の存在は新城派出所東南方約二〇〇米の路傍に於て地層の傾斜急變することより推定されるれども、その延長は明ならず(竹東油田地質圖、同報告参照)。

六、竹東斷層—竹東街の東方より南下して北埔の北方を経て遠く峨眉の西南に走るものなり。斷層線を介してその北側は大體一五度内外なるも、南側は四〇—七〇度内外の急傾斜を示す。前者は南東に、後者は反對に北西に傾く。地質圖にては、本斷層を介して火炎山層と卓蘭層とを區別したれども、南側の卓蘭層の一部は火炎山層に屬するものならん(竹東油田地質圖、同報告参照)。

七、造橋推定斷層—新竹州造橋驛より北勢驛に到る鐵路を界してその西側なる丘陵地と、東側の錦水背斜方面の地層とは、その走向傾斜異り、且つ岩相も甚しく相違するを見る。その關係は大體新城斷層を界として卓蘭層と火炎山層との關係に類似す。斷層の存在は次の諸地點に於ける觀察により推定せらる。すなはち北勢驛より約一・五軒東方の後龍溪畔より錦水鑛場に到る鐵管の布設せられたる道路あり。その登り口なる墓地の北側貯水池の附近に斷層の露出あり。更にこれより北進して牛欄湖東方及び造橋二保附近を結ぶ線を界として、地層の傾斜及び岩相の急變するを見る。すなはち地層は斷層線の東側に比し西側は風化され易き泥質、粗鬆のものとなり、傾斜も東側の四〇—六〇度に對し、一〇度内外の緩傾斜を示す。この現象は牛欄湖東方にては、褶曲構造らしく考へらるゝところあれども、全體としては斷層に基因するものと思考せらる。又この斷層線に平行して鐵道の通する直線狀の谷は著しき斷層地形を呈す。これは地層の性質上地質學的

にはその證明困難なるも、恐らく斷層の存在を示すものなるべし。(臺灣地學記事一—七參照)。

なほ本斷層線の過ぎる前述の後龍溪沿岸の墓地附近にては、厚さ約一〇—一五米の頁岩、砂岩の累層ありて、卓蘭層を不整合に被覆するを見る。該累層は基底に礫層を有し、層理を示し且つ稍轉位を受く。一見河成の洪積層の如き觀あるも、火炎山層とは岩相類似し、特に鐵路附近の該層とは區別全く困難なり。將來注意を要する事項なりとす。

八、老雞隆斷層—本地域は地層七〇—九〇度の急傾斜を示し、斷層の露頭未發見なり。されども三叉の東方雙連潭附近及び斷龍、彭屋、老雞隆西方の必縱谷中の地層は岩質軟く、砂岩は偽層に富み、且つ炭化せる流木を含む礫岩層を挾有し、更に化石は(長坑の約三〇〇米地點採集) *Venericardia granulicostata* Nomura, *Amusium pleuronectes* L, *Clavus Eudulus* (Lam.) 等を含み、之等地層は火炎山層に屬するものと考へらる。然る時は卓蘭層の厚さは他所のそれよりも薄きこととなり、一方、之等地層の走向の延長に當る北方地方とは岩相その他の一致を見ず。かゝる事實は斷層の存在を想定することによりて説明せらるべきものにあらざるか。すなはち老雞隆の縱谷が斷層に支配せられたるものとの推定は、この理由に基くものなり。而してこの斷層は更に北方にも延長するものと察せらる。

九、銅鑼推定斷層—本斷層は北は銅鑼より三叉を過ぎ、更になほ直線上に南下して大安溪の沿岸に達するものなり。殆ど全く沖積層下に埋没せられたるをもつてその正確なる性質は知り得ざれども、その存在は次の理由によりて確實なるべし。すなはち、地層は大體東々南に傾き西するに従つて卓蘭層、關刀山層、國姓層、と順次古期岩層發達す。然るに縱貫通路すなはち本斷層線を界としてその西方に連續する地域には、反對に最も若き火炎山礫岩層の發達を見るなり。一方北方の後龍溪沿岸にての觀察によれば、斷層線を界としてその西側は岩相、傾斜相異なる事實あり。

十、三叉斷層——出磺坑背斜構造の南端附近にて、本斷層を界として南北性の地層は凡そ直角に急轉して東西の走向となる事實は、寔に注目し價すべき現象なりとす。この附近の地質構造は、標準層たる白色砂岩の分布(地質圖にては略國姓層と關刀山層との境界線に相當す)によつて比較的明に追跡せらる。この斷層は、西方にては岩層著しく異なる北側の火山山層、卓蘭層、錦水層と、南側の國姓層が斷層に依つて相接する爲、甚だ容易に認め得るも、東端部にては同一層中に存するを以て、その追跡困難なるところあり。追跡の結果はその南側地塊が、沈下せる北側地塊に對して押し上げられたる一の衝上斷層なること明瞭なり。すなはち出磺坑背斜の西翼を作る南北の走向と急傾斜を示す累層は、谷の部分すなはち低位置に露出し、反對に高處には全く系統を異にする、東西の走向と緩傾斜を有する地層が露出す。かくて斷層線は地質圖に示されたる如く著しき曲線を示す。

この斷層の性質は次の諸地點にて最もよく觀察せらるべし。

1. 三叉東方雙連潭附近の溪谷中特にその三〇〇米等高線にて圍まるゝ部分。
2. 簡坑と沙坑との間の丘陵にして簡坑側斜面高等四〇〇米附近(吳明火氏宅後方)。
3. 簡坑の南北に走る錦水頁岩の南端、四〇〇—五〇〇米附近(蔡阿福、謝乾祿氏宅附近)。
4. 大窩の溪谷中四〇〇—四五〇米附近。

次に本斷層より約八杆南方に哆囉囉の峽谷あり。ここに架したる鯉魚潭の鐵橋より東方約一杆の溪岸(右岸)には約五〇—六〇度東々南に傾く地層ありて、その上に殆ど水平に近き緩傾斜層が相重るを見る。兩者は岩質略相類似すれども、その間には薄き斷層粘土?の挟在するありて、その擴り約二〇〇米に亘る。現在調査なほ充分ならざるを以て本現象の性質

につきては斷定的推論をなし能はざるも、今後この地方の精査に際しては、次に述ぶる十六分斷層その他と共に考慮せらるべき事項ならん。

十一、十六分斷層—本斷層は主として白色粗粒石英砂岩が著しく轉位切斷せられたる事實、並びに十六分驛南方のトンネル南口附近とその約三〇〇米南方の地點にては、走向、傾斜及び岩相共に急變する事實とによつて認めらるゝものなり。出磺坑東翼の白色粗粒石英砂岩は、關刀山附近にて弧狀に彎曲すれども、本斷層によるもの以外には（小規模のものあれども）著しき轉位變動は認められず。關刀山より本斷層を経て、白色粗粒石英砂岩を西及び南に追跡する時は、全體として一種の向斜構造（特に十六分驛北方にて明瞭）の存在を推定し得れども、その構造の中心部に當る附近にては相當著しき變動あるが如し。

次に、褶曲の顯著なるものは次ぎの如し。

(一) 大安溪以南の地域

- 一、大横屏向斜
- 二、水流東背斜
- 三、國姓向斜
- 四、水長流背斜
- 五、水長流向斜

(二) 大安溪以北の地域

一、楊梅排背斜

二、出磺坑背斜

三、錦水背斜

これ等につきて簡単に記述すべし。

(一) 大安溪以南の地域

一、大横屏向斜—大甲溪以南にて最大なる向斜軸なり。大横屏山の中軸をなす。その北端は頭柜山と暗影山との間に起り、水流東溪北流に沿ふて南下し、北港溪南港溪の會合點の西方約八〇〇米地點にて烏溪を横切りたる後、遠く九份二山以南に延ぶるものなり。

本向斜構造を最も好く觀察し得るは、水流東溪の南北支流の會合點附近より、北港溪・南港溪の會合點より稍下流なる烏溪畔にして、前者にありては西翼の傾斜は四〇乃至六〇度なるも是を遠ざかるに従ひ、次第に急傾斜になる傾向あり。又烏溪畔のものは大横屏山脈南端によくあらはれ、兩翼は四〇度前後の傾斜角を示す。

二、水流東背斜—前記の向斜構造はその東方に於いて背斜構造となり、この背斜構造は水流東溪及び北港溪、南港溪の會合點に近き吊橋下、又はそれより上流なる南港溪に沿ふてよく認め得べし。水流東溪にては兩翼に *Dinrupa* sp. を夥しく含有する地層が現れ、猿洞溪以南にては兩翼に *Cucullaea* を多數に保藏する海綠石多き地層の露出するあり。本背斜の兩翼は水流東溪に於て東西に二五乃至八〇度の傾きを示し、猿洞溪以南にては東西に五〇乃至六〇度の傾斜をなす。

大甲溪中流以北の地域はこれと構造を異し、以南の地域との構造上の連絡稍明ならざれども、新社豊原臺地の東南部なる頭嶺山向斜は、大横屏山向斜の延長たりしやも計るべからず。



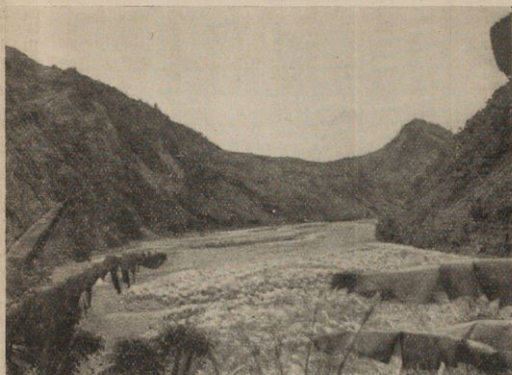
第十三圖 北溝溪青桐林附近に於ける卓蘭層の背斜構造(村市)

此南部地域に於ては、地層が溪谷の底に近く一般に急傾斜をなし、山の高き部分にて漸次緩傾斜化する傾向を認む。

(二) 大安溪以北の地域

第四 地質構造

- 三、國姓向斜—水流東背斜構造は、その東方にて向斜構造をなし、又その軸は前記背斜軸と略平行して南北走し、兩翼の地層は殆ど直立す。
 - 四、水長流背斜—水長流溪に沿ふて是を南北に追跡し得可く、その兩翼の水長流層は甚しき急傾斜をなすか又は直立に近き水長流層なり。
 - 五、水長流向斜—水長流背斜構造は、南勢斷層に近く反轉して向斜構造を生じ、その軸は該背斜軸に並走す。その兩翼は直立するか又は共に東方に傾斜をなす。
- 以上の他小褶曲は頭柜溪、北溝溪(第三十圖)、牛蘭湖溪、乾溪、暗坑溪、萬斗六坑溪入口、頭汴坑溪等にて屢々認め得可く、その中地層が横倒れに褶曲して捩捻せる例少からず。かゝる場合には地層の走向急變し、地表上の地層の走向傾斜のみにより判斷する時は、恰も斷層の存在を思はしむるものあり。



第三十一圖 楊梅排背斜を南方より望む。中央の凹部が背斜軸
（附近）。

一、楊梅排背斜—楊梅排山脈の南端部に於ける國姓層中の背斜にして、その軸面は東に傾きて非對稱の構造をなす。而して背斜軸は楊梅排部落の西に於いて、北東の方向を南に轉じ、南端は汶水溪畔に於いて沈下せり。この背斜はその頂部が侵蝕を被りて、軸部に沿ひて下部の地層を露出せり。すなはち、石灰質砂岩を介在する砂岩、頁岩の交層にして、頁岩は剝離性尠く、且つ脆弱、砂岩は多く板狀を呈す。石灰質砂岩は *Operculina venosa*, *Lepidocyelina* 等の有孔蟲類の外、二枚貝類等の化石を含む。この上に累積せる砂岩、頁岩の薄層の互層は、下部に *Operculina venosa* を藏す。白砂岩層は本地域に於ける標準層の一たり。

本背斜は汶水溪方面より望見するを得可し(第三十一圖)。

二、出磺坑背斜—此背斜の詳細は『新竹州苗栗及竹東油田調査報告』に盡されたり。國姓層(出磺坑層)中に存する

背斜にして、その軸面は稍緩に西に傾斜し、不對稱の構造を有す。すなはち楊梅排背斜とは相反する傾斜なり。之等兩者間に獅潭、大湖を含む向斜的構造の地帯を生じたるは、この地域の地質構造考察の上に重要な意義を有つべし。

本背斜の兩翼には、白色砂岩の如き顯著なる標準層ありて、後龍溪の横谷に露出し、背斜構造の認識容易なり。

この背斜の兩翼のなす角度は著しく急なるが如く、この軸面に沿ひてはあるひは裂隙を生じたるものなるべしと思惟せらる。

出磺坑背斜軸は出磺坑を中心として遠く南北に延び、北は中港溪中流の附近にまで、南は關刀山の附近にまで達して、この地方に於ける最も重要な油田を形成せり。

出磺坑背斜の西には、仁隆向斜を隔て、天然ガスにて著名なる錦水背斜あり。苗栗の東方より、大凡北々東の方向へ延長して中港溪岸なる三灣附近に達す。錦水に於ては、卓蘭層下の錦水層が、軸に沿ひて露出せり。傾斜緩なる對稱的構造を有つものなり。

以上略記せるところを總覽するに、本地域の地質構造が全體として一の壓縮的變動の結果として生じたるものなるを知るを得べし。たとへば、出磺坑背斜と楊梅排背斜との關係の如きは、互にその軸面の頂を相近けしめられたり。兩者の間に生じたる大向斜帯は、北部にありては主として垂直に近き層面斷層に限られたる地溝狀構造を示せども、それ等の斷層が所謂 Ramp 型斷層、すなはち一種の押上げ斷層たるべきやも計り難し。又、新開斷層に沿へる、その兩側の地層の状況を詳に檢するに、斷層線の西側に於ては古き地層が露出し、その走向が略斷層と並行にして東方へ傾斜し、かつ斷層は全體として東南へ向けて凸曲せり。而して、此北東—南西に走る斷層に相對して南東に大茅埔斷層あり。此斷層の東南側

に於ける地層は古く、かつその走向は略此斷層の方向と一致せり。林朝瑩理學士の觀察に依れば、この斷層の斷層面は東方へ傾斜せるが如し。而して、新開、大茅埔兩斷層間を占むる地域の地層は全體として若く、かつその走向、傾斜は甚しく規則正しく配列せられたり。故に之等兩斷層も亦、恐らくは横壓の影響を受けて生じたるものにして、その機構に關しては、前述の *Reind* 型の力の働が暗示せらるゝなり。

更に、南庄斷層にも同様なる押し上げ斷層なるべき可能性大なるは既にのべたるが如し。その他、各地にて、各地層間に認めらるゝ小斷層にして、同様に壓縮的横壓力に歸せらるべきもの少からず。

第五 地 變

地震に際して、河床、田畑、海濱等の如き軟弱なる地盤に大小の龜裂を生じ、又青灰色の泥土と水とを噴出する等の現象は極めて普通の事なり。又山岳地の斜面、斷崖等に崩壞を引き起し、あるひは堤防、道路等の土木工事が破損を被るなども亦敢て珍とするに足らざるなり。然れども、かくの如き普通の現象と雖、その程度、密度等が、それ等の地域の震動強弱に依つて支配せらるべきは勿論にして、従つてそれ等に關する總括的觀察は地震地質學上重要な意義を有す。

此種の地變に比較して、更に重要性の大なるは、地盤の基底をなす深部に生じたりと思考せらるゝ地變なりとす。例へば、往年の嘉義地震の際に於ける梅仔坑斷層、濃美大地震に於ける根尾谷斷層、先年の伊豆地震に於ける丹那斷層の如きものにして、地貌の起伏高低等には殆ど、あるひは全く支配せられざるが如き勢にて、延長數軒乃至は數十軒にも及ぶものなり。今回の地震に際してもかくの如き地變の出現を見たり。



圖二十三第 獅潭斷層の一部 獅潭新庄店の東方 前茶畑の中を
左に右に走る黒線が斷層層なり(齋藤)

左に主なる地變につき略記すべし。

一、獅潭斷層(第三十二圖)楊梅排山脈の北部なる神草山の西麓に一系列の分離丘列の存することは既に地形の條にのべたるが如し。此地域を構成する地層は關刀山層にして、その走向は大凡北々東—南々西、傾斜は頗急にして殆ど垂直に近し。分離丘列の方向も亦この走向と一致す。分離丘列の東には、此地域の一般方向と一致する一の著しからざる縦谷ありて舊道をなし、その、分離丘列との關係は *kerneol* 及び *kerabut* とのそのの如し。而して、分離丘列の東の麓より縦谷の底へかけては、軟弱粗鬆なる白色砂岩が露出す(第三十三圖)。此白色砂岩層中に生じたる東落ちの垂直斷層がすなはち獅潭斷層なり。すなはち、獅潭庄新店の東南なる大東勢の附近より、北々東方約十杆内外にわたりて追跡せらるゝものにして、水平轉位の有無は不明なれども、垂直轉位は最大二米餘に達す。此斷層の延長上には、垂直轉位を生ぜざれども、白色砂岩に崩壞を生じた

る箇所(第三十五圖)數多ありて、それ等をも考慮するときは、此斷層帯の延長は南北大凡二十杆にも達すべし。此斷層に



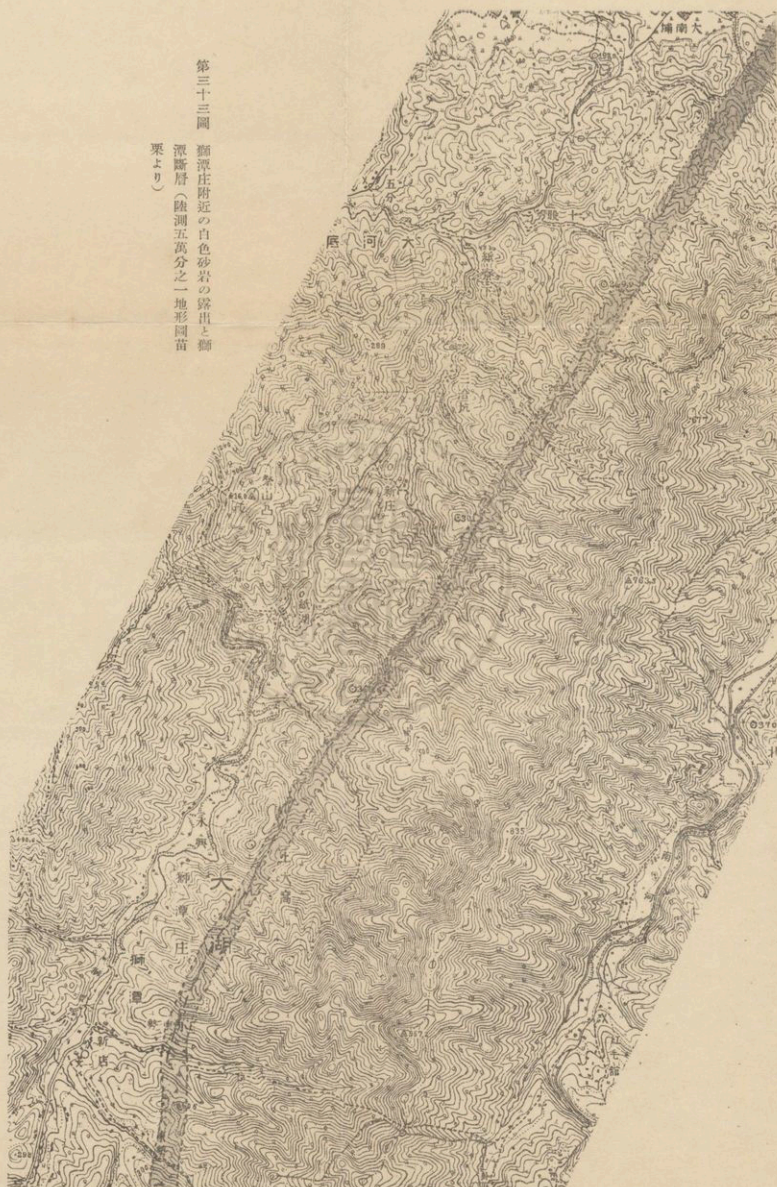
第 三 十 四 圖 獅 潭 斷 層 部 一 新 店 東 小 勞 於 於 白 色 砂 岩 層 之 斷 層 面 沿 崩 塌 之 處 (早 坂)



第 三 十 五 圖 獅 潭 斷 層 東 側 小 縱 谷 之 前 方 大 嶺 之 處 白 色 砂 岩 露 出 崩 塌 之 處 (早 坂)

つきて注意すべきは、當時久しき乾燥の後に、數日間降雨のつゞきたること、白色砂岩が極めて脆弱なること、並びに、

第三十三圖
懸崖庄附近の白色砂岩の露出と
滌斷層（陸測五萬分之一地形調査
栗より）

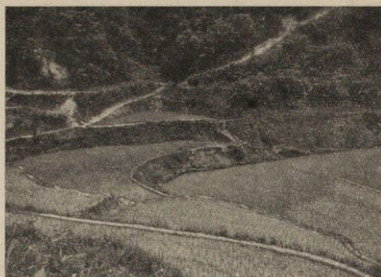


この白色砂岩帯を中心として、既に古くより Kernool 帯の如き縦谷を生じたること等なり。この縦谷が、主として今回の獅潭斷層の如き構造的變化に依りて生じたるものなりや、又は單に岩石の抵抗力弱きために生じたる侵蝕谷なりやに付きては、いまだ資料充分ならず。此白色砂岩と同一なる、八角嶺山脈

西側の白色砂岩層に關係しても、これに類する分離丘列及び Kernool 狀縦谷の發達あり。たゞし、此處にても地層は七〇度内外の急傾斜なるをもつて、層面斷層の存在は可能なり。

四月二十一日地震の日の早朝野外に於て地震に遭遇したる農夫の觀察に依れば、獅潭斷層は先づ新店の東南方附近に現はれ、次第に北方へ進行せるものなりと云ふ。かくの如き觀察は、何等豫備知識なき者に依りてなされたるものなるをもつて、却て信ぜらるべきものなりと思考す。

此斷層の延長上には各地に崖崩、地割れ等を生じたる外に、新店の東なる小東勢附近、ならびに十股の東南その他に水田の傾動(第三十六圖)が現はれたり。すなはち、大凡斷層線を界として、西側の水田が東へ傾斜したるものにして當時三〇—四〇程にのびたる稻が水田の東側にては水に蔽はれ、西側は乾上りたり。外に、斷層線とは直接關係なくして傾動したる水田もあるものゝ如し。



第三十六圖 獅潭斷層沿へる水田の傾斜 獅潭斷層沿へる水田の傾斜 獅潭斷層沿へる水田の傾斜
紙湖の東方。水田は東方へ傾斜せり。(藤齋)



二、神卓山の嶺に沿ひても、縦走する龜裂群を生じたり。これは獅潭斷層の如き連続せるものにはあらざれども、その延長は斷續約五料に達すべく、あるひは東落ち、あるひは西落ちの、若くは落差を示さざる龜裂よりなる。神卓山を構成する關刀山層は、頂上附近に於いては、直立に近く、僅に東へ降れば七〇度乃至八〇度西方へ傾斜す。而して此斜面にも諸處に崩壊を見る。

三、獅頭山 新竹州竹南郡獅頭山はその優れたる風景ならびにその山腹數箇所に建立せられたる寺院に依りて著名なり。然るに今回の地震に依りて此山塊の周圍に著しき災害が現はれたり。

抑、獅頭山は附近一帶とその構造を異する一の獨立せる地塊にして、下部に位する關刀山層上部の錦水層は東—西に近き走向をとり、約二〇度内外の角度をもつて北方へ傾斜せり。而して此地塊の南縁は殆ど垂直に近き斷崖をなし(第二十九圖)、その南側には階段狀に低下せる小さき斷層地塊が起伏著しき丘陵地を形成せり。此階段狀斷層に依りて、獅頭山の基底なる石炭層を伴ふ白色砂岩層が繰り返へして露出し、かくしてこゝに著しき炭坑の發達を見るに至れり。たゞし、同様なる炭層の重複は獅頭山の西を切斷する八卦力斷層に依りても引き起されたるもの如し。

獅頭山の震害は、山腹乃至山頂附近の建築物には案外少く、地變も亦著しきものを認めず。然るに却て南麓なる小丘陵上に建てられたる鐵筋練瓦造りの五重塔式納骨堂が甚しく破壊せられ、その破片が數十米の遠方まで抛出せられたるは驚くに堪えたり。然るに、此納骨堂を戴きたる丘陵は、實は小斷層地塊の一にして、納骨堂は、白色砂岩層を基盤とする關刀山層の北へ傾斜せる面上に建てられたるものなり。地表に於ける觀察に依りては、此附近に著しき地變を認めずと雖、一方には八卦力溪斷層に沿ふ震動もありて、特にかくの如き大災害を招くに至りたるものなり。地震の災害が地質構造に

依りて著く支配せらるゝ實例の一として記録せらるべき價值あり。

四、出礦坑附近 新竹州苗栗街より大湖に至る街道の内、福基と桂竹林との間は、大凡北々東—南々西に走る、傾斜せる出礦坑背斜を横斷する後龍溪中流に沿ひたり。後龍溪北岸の絶壁に切り拓かれたる道路なるをもつて、地層の層序並びに構造等、極めて詳細に觀察せられ得。此斷崖道路にそひて、數箇所に大崩壊を生じたるは偶然にあらず。就中、出礦坑なる日本石油會社鑛場の北岸のトンネルの崩壊は最も顯著なる被害として注意をひきたり。然るに、此附近の地變はこれに止まらず。關刀山脈北部をなす出礦坑鑛場附近にも數多の地變を生じたり。すなはち此山の嶺にそひて地割を生じたる外に、數箇の油井が地表下約六〇〇米の附近に於て故障を生じたり。

山頂の龜裂は數多の小裂片よりなれども、その全體としての延長は山嶺の方向、従つて殆ど垂直に近き地層の走向と一致す。之等は地表の土層の下に於いては恐らく一とつゞきの構造線の變動に歸せらるべきものなるべし。日本石油會社に於ける見聞に依るに、故障を生じたる油井は五〇號、七三號、六一號、五八號、四八號、七四號等にして、鐵管あるひは押しつぶされ、あるひは屈曲せるものなりと云ふ。而して之等の諸井が全體として大凡北々東—南々西に配列せるは注が意すべき現象なり。

察するに、所謂出礦坑背斜は大凡その軸面に沿ひて地層の破碎若くは裂罅を生じたる形式のものたるべきこと前述の如し。石油の湧出も、あるひは却てかくの如き構造と關係を有するものなるやも計り難し。然れども、地震に際してはかくの如き弱帯に沿ひて或種の變動の起るべきは豫想するに難からず。すなはち、地下六〇〇米にて油井の被りたる災害は、地震波の影響の直接の結果と見らるべきものにはあらざるべし。

五、關刀山、魚藤坪附近 關刀山脈の南端部地域は關刀山層に屬する砂質頁岩と砂岩との交層より成る。一般に砂質頁岩は甚しく脆弱にして剝落し易し。故に關刀山の斜面等に於ては、砂質頁岩が剝落して下の堅き砂岩の層面を、一枚の板の如くに露出するを屢々目撃すべし。第三十七圖は魚藤坪の鐵橋の北端部の河岸の露出にして、こゝにのべたるが如き砂岩の露出面を示すものなり。砂岩面には漣痕あり。此附近の鐵橋その他の災害はかくの如き地質條件に基くものと推論せらる。今後の土木工事に當つては深甚の注意を必要とすべし。



第三十七圖 北端部附近の魚藤坪鐵橋に於ける砂岩の露出(丹)

關刀山の南麓にありて、東より西へ流るゝ、^ダ哆囉囉溪は狭き溪谷を刻みて流るゝをもつてその兩岸に著しき崩壊起り慘狀著し。此溪谷中に點在する水田には龜裂を生ずること甚しく、その主要なるものゝ方向は北西—南東なるが如し。恐らくは沖積層下なる基盤岩層に生じたる地變の地表的表現なるべし。此附近一帶の第三紀層が著しく擾亂せられたる事實も亦此推論を裏書きするものなり。

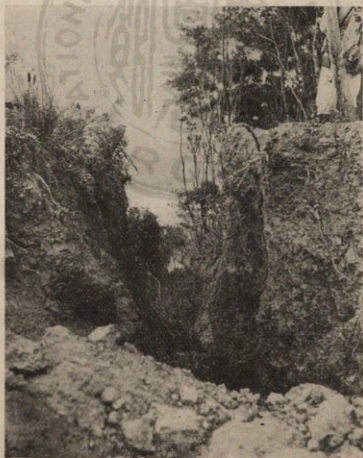
關刀山(八八八・一米)の頂上附近に生じたる地盤の龜裂、陷沒等には甚だ著しきものありたり。すなはち、三角點附近に生じたる地裂は大凡北々東—南々西に走りて、その西側が約三〇〇—四〇〇米内外沈下せり。これより更に西方大凡二〇〇—三〇〇米の附近には、これと略並走する一地裂帯が現はれ、これによりて東側が七〇—八〇米陷落せるを見たり。たゞし之等はその延長著しからず。注意すべきは、それ等の方向が此附近の地層の走向(東—西)に従はざることなり。あるひは地表的現象ならん。

之等の外には魚藤坪の東南約一・五軒なる十分の部落附近に生じたる地變に著しきものあり。すなはち『東西約二百米、南北約四百米の緩傾斜の地域が約十米の深さまで陥落したので、其底部は大體四個の大岩塊が階段狀に落ちたのが觀察される。目撃者の話によれば、此陥落は地震の後數分にして徐々に陥落し始め、物凄い音響をたて、活動すること約三時間に及んで漸く停止したと云ふことである。』(『大安溪地震に於ける地變』)。此地域に於ける龜裂、陥没等はなほ關刀山の東南部(新聞、校栗林、外雙坑)及び北部等にも現はれたれども、何れも長く延長せざるもの多く、これは、此地域の地變の一特徴と見るを得べし。

六、石壁坑大學演習林 臺中州豊原郡内埔庄石壁坑には臺北帝國大學の演習林あり。その地域内にて、大安溪の南岸をなす高き斷崖の縁に接する突角に著しき陥没及び龜裂を生じたり。この地域を構成する關刀山層に屬する砂岩及び砂質頁岩は、此地點の附近に於て大凡南—北に近き走向にて東方へ緩斜せり。此地變が大安溪の斷崖上の一角に生じたるに拘はらず、崖崩れの餘波にあらざるは注意を要す。すなはち北方へ僅に突出せる山坡の嶺上に、大凡南—北及び東—西の方向の甚しき地變を生じたるなり。最も顯著なる陥没は、此嶺の頂部を延長約二〇米にわたり、南北に走る地溝狀に沈降せしめたるものなり(第三十八圖)。この陥没帯は幅二〇米に達し、東側は約四・五米、西側は約二・五米沈下せり。而してこの陥没帯に並行する龜裂が、此嶺の兩側の斜面に數多存するは云ふまでもなし。更に又、此南北性地變とは殆ど直角に交はる陥没もありてその内の最も著しきものは幅三米、深さ五米に達し(第三十九圖)、その延長は山坡の東の急斜面に沿ひてはるかに下方まで達したり。而して、之等東西性及び南北性の龜裂及び陥没等には前後關係あるべしとは思はれず、恐らくは同時に現はれたるものなるべし。



第三十八圖 石壁坑大な學演習林内の地變南北に延びたる
（坂早）影撮りよ南を帶沒陷



第三十九圖 石壁坑大な學演習林内の東西向
（坂早）例一の沒陷の

圖)。珍重山地の西に接する后里臺地の北東隅より大凡南五〇度西の方
向をとりて地表に斷續的に現はれたる屯子脚斷層は、水平的には、南片
が北片に對して西南方へ轉位せる形の雁行狀龜裂群にして、屢々小徑、

七、屯子脚斷層 今回の地震に依りて生じたる最も顯著なる地變の
一として、先に獅潭斷層を挙げたり。他の一は屯子脚斷層なり（第四十

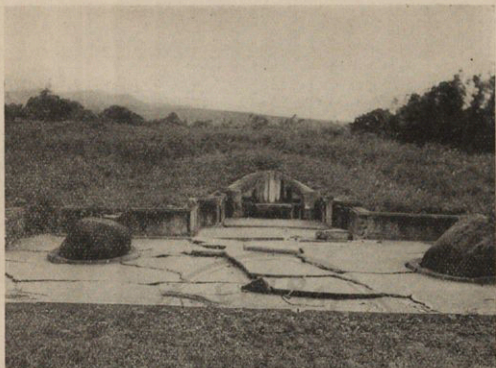


圖十四第 屯子脚斷層の東端部 臺中后里地盤の北東隅、南側約五〇種沈下(早坂)
圖十四第

畔等の水平轉位を伴ふ。觀察せられたる水平移動の最大なるものは一・五米以上に達するをもつて、此斷層全體の水平移動はこれよりは遙に大なるものなること明なり。而して垂直移動は主として北落ちにして、落差は一米に達す。

此屯子脚斷層の北東端は、臺灣縱貫鐵道大安驛の南方に於て第八號トンネルを破壊し、珍重山地の北邊へ貫入するが如けれども、その詳細は明ならず。唯、珍重山地内には、前述の演習林内の地變の外になほ諸所に崩壞等現はれ、その基盤の地質構造も亦甚しく擾亂せられたるは注意を要する點なり。八號トンネルの南半は崩壞して青灰色の砂質頁岩の碎片に依りて充填せられたり。トンネルの北端なる崖の下に於ては、トンネルより約一〇〇米の附近に線路を横斷する龜裂群あり。幅五米内外にして、約二〇乃至三〇種の程度の北落ちなり。トンネル北口の傍に設けられたるコンクリートの用水路の側面に舊水位の印せられたるものありて、それが南方へ斜下せり、此附近以北の地盤が相對的に稍沈下せるものなり。

后里驛の附近には南落ちの雁行龜裂甚だ多し。第四十一圖は后里



圖一十四第 屯子脚斷層の一部份里南々東一約なな墓る
地は現にたれ(坂早)變

の南々東約一軒なる一墓地の被害にしておよそ南北に振動せるを示す。

此斷層は不幸にして數箇の村落を通過してそれ〴〵悲惨なる災害を引き起したり。その最北東なるを后里となす。而して、后里の西南なる内埔庄屯子脚は此斷層に依りてその中心を貫かれ、全滅の厄に遭遇したり。彼の鐵筋コンクリート建の公學校が破壊せられたるは餘りにも著名なる出來事にして、茲に詳説するの要なかるべし。此公學校々舍の直下をこの屯子脚斷層が斜に通過せることがこの慘事の原因なり。敷地の北側を限る東西向の煉瓦塀の東半部が北側へ、西半部が南側へ倒れたるは、あたかもこの斷層の一裂線に依る水平移動が此塀の中間を斜に通過せるを示すものなり。かくて此斷層は屯子脚斷層の名を得たり。

屯子脚斷層は、屯子脚部落を出でて西南方へ延び、大甲溪沿岸なる舊社の部落を破壊せり。舊社に至る間の水田には諸所に雁行狀龜裂、斷層を生じたるが、それ等は凡て北



東の子庄新庄岡神州中臺部端西南の層斷脚子屯 圖二十四第
(坂旱)動移平水るたれは現に中田 水方

約五〇度乃至六〇度東の線上に配列せり。大甲溪を越えたる屯子脚斷層はその南岸に於て先づ新庄子の部落を全滅に歸せしめたり。新庄子の部落内部並びにその北東なる水田等に諸處にこの斷層に基く地變の現はれたるを見たり(第四十二圖)。その延長は大突寮の東南まで雁行狀龜裂群として追跡せられたり。

屯子脚斷層が大甲溪の河底に著しき地變を生ぜざりしが如く見ゆるは、調査の時期遅れたるための結果なるべし。溪の兩岸には著しき崩壞となりてその位置が示されたり。

屯子脚斷層と新開斷層との間に地質構造上の直接關係あり否やは詳ならず。然れども、地震計の觀測による震央地域たる關刀山、石壁坑方面に向けて、新舊數條の地質構造線又は帯が集中するが如き形勢にあるは最も注意すべき重要なる現象なり。

屯子脚斷層の重要性は、更に、それが明治三十九年の嘉義地震の際に生じたる梅仔坑斷層に、種々なる點に於て酷似せる事にあれども、これにつきては後に考察するところあるべし。

以上の外になほ稍著しき地變の發生を見たところあり。例へば關



第四十三圖 大崩崖南庄溪谷の南部神卓山脈の東の斜面
(坂早)

刀山脈の西を限る老雞隆の溪谷、竹南郡南庄を中心として北々東一南々西にのびる南庄溪谷等の如し。

八、老雞隆の溪谷は三叉、南湖の間に位する山地に發し、殆ど直北へ流れて新雞隆を經、老雞隆に於て苗栗平野に出づ。この溪谷内に於ては、諸所に崖崩れ、道路の破壊、地盤の龜裂、陥没等の起れるを見る。その内には多少の落差を有つ斷層もありて、通例沖積層地域に生ずる地變に比して、その程度の著くし強烈なるを思はしむ。

九、南庄溪谷　こゝに南庄溪谷と呼ぶは、中港溪の南庄以北の部分と、南庄に於て南より合する南河の溪谷とを合したる直線狀の溪谷なり。地質學的に見てもこゝに一斷層の存するは明なり。而して、此南庄溪谷に沿ひては崖崩れ等甚し。(第四十三圖)此溪谷内には、南庄を除きて、部落の著しきものなく、従て災害輕微なりしは幸なりしとは云へ、南庄が殆全滅に歸したると、南庄の東端に露出する白色砂岩層中に北二〇度東—南二〇度西の方向の著しき裂隙を生じたる(第四十四圖)とは、此溪谷に於ける地震の程度を

相當に烈しかりしものゝ如し。

臺中州能高郡國姓庄境溝溪の奥にて、大屯郡との境をなす嶺の頂に近き芭蕉畑中に、約東北—西南向きの地割れを生じたり。



第四十五圖 北溝南坑真火炎山層
の大崩壊(市村)

新竹州北埔庄の南南東大凡八軒なる、峨眉溪左岸の大坪附近に炭酸泉の噴出するところあり。附近の住民の談に依れば、地震の直後此附近數箇所より可燃性のガスを噴出したりと云ふ。

震災地にして地變の極めて稀なりしは清水街、沙鹿等、大肚臺地の西なる清水平野一帯の地域なり、海岸なる梧棲街も亦震害甚しく倒潰家屋等少からざりき。而して海岸傳ひに調査したるところに依れば、梧棲の南方大肚溪河口なる水裡坑にも廟の壁の甚しく破損せるものありて、地震の相當烈しかりしを思はしむ。彰化平野に於ては、彰化市内に輕微ながら家屋の破損等あり。その西方及び西方の沿岸地域には新しき移民の竹造小屋が存するのみにして、地震の災害を被らざりしかども、養魚池の水が溢れ出し、水田中に泥水が噴出したる等の事實あり。

地震後、彰化郡及び梧棲附近の海岸地帯が隆起せりと風の風評あり。實際に調査せるに、さる事實は認むべからず。唯、

此海岸地帯には一樣に堤防が築かれ、その内側を水田と化しつゝあり。地方の警察官吏等の言に依れば、かくの如き干拓は數年間に二三百米に達するものゝ如く、古き防波堤にして現今小徑となれるもの、海濱より約五百米、及び八百米の隔離にあり。海濱は一面の *Watte* にして、干潮時には數軒の沖まで泥土の底を露出す。長方形の堤防の内側には陸より流入する河川なく、河川は之等干拓地の間を流れて海に入る。従つて、此附近一帯の海岸は現在には徐々に隆起しつゝあるものと云ふべく、之等の堤防築造の時を基準として、此隆起量を概算するを得べし。

四月二十一日の地震の後數多の餘震あり。その内稍顯著なりしは五月五日及び七月十七日のものにして、震源は夫々後龍溪中流及び河口附近と推定せられたり。之等兩地震は苗栗平野及び苗栗丘陵帯に稍著しき災害と地變とを生じたり。特に七月十七日の地震は、四月二十一日の地震の際に災害尠かりし通霄附近一帯の海岸地域に災害を引き起し、地割等を生じたり。五月五日の地震に依りて最も著しき地變を生じたるは獅潭庄紙湖の西方、苗栗街との中間に位する北河、南河の地域なり。北河の溪谷内には水田に大凡北々東—南々西の向に斷續する龜裂を生じ、又山崩も諸所に現はれたり。天花湖の溪谷内なる水田には北々東—南々西の向にして幅約一米の大龜裂を生じ、その東側が僅に沈下せり。

五月三十日大肚溪中流大橫屏山附近に震央を有する地震の際には東勢郡新社庄大橫屏山の東方地域に小規模の龜裂を生じ、又崖崩れを起したり。

以上の地變の分布を見るに、著しきものは(屯子脚斷層を除き)殆どすべて北々東—南々西の方向をとり、若くはその方

向に於て斷續するを見る。而して、それ等の内最も顯著なる南庄溪谷、獅潭斷層、獅潭地溝—新開斷層、苗栗—老鷄隆溪谷等が、災害激甚の地帯なることは以上述べたところより明なるべし。屯子脚斷層が屯子脚、舊社、新庄子等の部落を全滅に歸せしめたと同様に、獅潭斷層も亦所在の民家を潰滅せしめたり。唯獅潭斷層線上に部落の發達なく、従て災害も亦輕微なりしは不幸中の幸と云ふべし。

地變の章を終るに當り、地震に依る斷層、裂隙等の形成に關する觀察につきてふたゝび一言せん。

獅潭斷層の形成に關する土人の觀察ならびに關刀山附近なる十分の大陥没についての觀察等につきては、既にのべたるが如く、夫々幾許かの時間の經過を必要としたり。更に卓蘭にも同様なる觀察をなしたる農夫あり。四月二十一日早朝、大安溪北岸なる丘陵地に出耕して地震に遭ひ、對岸方面よりの音響に驚きつゝ南方を見れば、砂塵立ちのぼり、それが次第に近づき來りて、やがて卓蘭庄埔尾の部落を潰滅せしめたりと云ふ。此談の如くんば大安溪河床に何等かの地變の跡の存すべきを豫想して、數日後調査を試みたれども著しき發見はなかりき。河床の砂礫がその性質上、かゝる龜裂を明瞭に保存せざりしものあるべしとも想像せらるべし。

之等の觀察に従へば、地表に現はるる種々なる地變は地震の結果なること明にして、地震の強弱に依り、地盤の性質に依り、かゝる地變はある時間にわたりて連續的に形成せらるゝものなるべし。

第六 結 論

以上稍詳細にわたれる記述を總括し、更に加ふるに種々の見聞、既刊の報告書類等をも參酌して、今回の地震に關する地質學の見解を陳述し、もつて本報告の結論とせんとす。

(一) 今回の地震に於て破損乃至崩壞したる各地の民家は、到る處大同小異の土角造たり。従つて之等の民家の蒙りたる災害の程度を各地方の街庄別及び部落別等に表示して、比較對照せば、それ〴〵の地方に於ける災害の程度の大凡の判定をなし得べし。但し平地と山地とに於ては、おのづから人口の密度、聚落發達の狀況程度等を異にするを以て、極めて微細なる點までの比較はもとより不可能なり。ここに掲げたる第四十六圖、第四十七圖は、總督府文教局社會課に於て蒐集したる、主として警察方面より提供せられたる資料に基きて算定したる家屋災害の分布圖なり。第四十六圖は街庄別による災害家屋の百分比なり。これに依りて極めて概略ながら災害分布の形勢を窺ひ知るを得べし。第四十七圖はこれ等の街庄を構成する主要部落につきて全壞家屋の百分比を示したるものなり。但し、この場合の資料は戸數凡五〇以上の部落に關するものなり。又百分比一〇以下のものは特にこの中より除外したり。従つて、この圖の示す災害分布狀態も亦充分に正確なりとは云ひ難し。然れども之等兩圖を對照して檢すれば、災害の分布の大勢は理解せられ得べし。

かくて本地域内に(屯子脚斷層地帯を除き)、大凡北々東—南々西に延長し、北東より南西へ雁行狀に配列する震害強烈なりし數地帯を認むるを得べし。その最も顯著なるものは新竹州獅潭庄を中心とする地溝帶と、その東に並走する南庄溪谷(中港溪中流と支流南河の谷とを含有)となり。従つてこの地帯内に、新に新店斷層の出現を見たるは、偶然にはあらず

るなり。唯注意すべきは(一)白色砂岩が他の岩層に比して著しく脆弱なること、並びに(二)地震に先ちて稍長く降雨の續きたること等の事實なり。

第二の破壊地帯は、銅鑼、三叉兩丘陵及びその北に連る苗栗平野なり。而してこの一續きの地帯が兩側を斷層に依つて切られたるべきは、既に述べたるが如し。

第三の破壊地帯は大肚臺地の傾動地塊の西に接する清水平野にして、大肚臺地に接したる清水、沙鹿等に著しき災害あり。なほその西方なる海岸地帯に於ても亦、梧棲を中心として、その南北にわたり災害の激烈なるを目撃したり。大肚臺地の西を限る斷層地帯は、更に南方へも北方へも延長するものなるべきこと推測に難からず。大甲平野の南西部、大甲溪河口附近に於ても民屋寺廟等の破壊せられたる例少からず。而して、五月十七日の餘震に際しては、この地帯の北に接する通霄附近に災害激しかりしは注意すべき現象なり。南方に於ては彰化市に相當の災害を生じたるのみならず、彰化平野の北部にも強烈なる地震を感じたるものゝ如し。要するに、既存の傾動地塊の縁邊が特に著しき變動を被りたるものなるべし。

一般に地震に際して、家屋其他の建築物に對する災害が、河川の流路、海岸平野等、若き沖積地域に於て著しきものなるは云ふまでもなし。今回の地震に於ても亦この一般的性質が明瞭に現れたり。然れども前記の雁行せる激震地帯(震度に非ず)の如きは、單にこの一般的傾向の現れと見らるべきものにあらざるべし。これは前掲の災害分布圖と地質構造とを比較することに依りて、容易に覺らるゝところなり。唯臺中市及び附近の災害の如きは、或はその軟弱なる地盤が直接の原因となりしやも測り難し。又新社臺地と東勢山地との間なる大甲溪東岸の東勢に災害を生ぜざりしは注意を要する現



第四十八圖 中港溪中流北岸 北埔小埔北間路傍の崩崖(早坂)

象なり。

(二) 地震に依つて生じたる地盤の龜裂、陥没等の多くは地震直後にあらざれば消滅して追跡困難となる。一般に、河川の流路、海岸平野等に種々の龜裂、陥没等を生ずるは、地盤の軟弱なる當然の結果と思考せらる。清水、彰化兩平野の如き、又北は中港溪より南は大甲溪に至る各河川の沖積平野の如き即ちこれなり。加ふるに、之等諸川の中流が横谷をなして流るゝ沿岸に到る處に見らるゝ大小の斷崖には、各所に崖崩れを生じたり(第四十八圖)。之等を除き、かくの如き地變の最も著しかりしは、(一)獅潭庄の縦谷、南庄の縦谷並びにその間に横はる神卓山の嶺、(二)出磺坑背斜附近の山頂及び溪谷、(三)老鷄隆の縦谷及び苗栗平野、(四)關刀山附近、(五)石壁坑附近、(六)屯子脚斷層附近等なり。關刀山附近及び石壁坑附近、並びに屯子脚斷層附近を除けば、すべて本地域に特有なる地形的及び地質構造的方面と大略一致せるは注意を要す。

(三) 屯子脚斷層の西南端は新庄子の西南方まで追跡し得れども、その影響が果して大肚山を横斷して清水平野に達したりや否やは明ならず。その東北端は珍重山地の北端附近を指せども、それが如何なる地變となりて現るゝやは詳ならず。唯こゝに注意すべきは、遠く大湖の西方附近より東南へ凸出せる弧を描いて、西南方なる新開を経て大安溪北岸に達する新開斷層が、その方向に於て、この屯子脚斷層と相會するが如き形成を示す事なり。之等の新舊兩斷層間に如何なる關係の存すべきやは、地震地質學上に重大なる意義を有する問題なり。而して、之等兩者の略中間を占むる珍重山地、特にその北端部に甚だ顯著なる地割、陥没等を生じたるは、誠に意義深き現象なり。大安溪を隔て、北方に位する關刀山一帯の地變も亦、これに劣らず著しきものにして、同様に特別の注意を要すべし。

更に、新開斷層が北方にて八卦力斷層に連るが如き形勢にあるを思へば、地震に依る地變と災害とが地質構造に緊密なる關係を有するものなるべきはおのづから明なるべし。竹南郡獅頭山附近の災害の如きは、この關係を如實に示す最も良き實例の一たるを失はず。

而して地震計の觀測に依る震央の位置が大凡大安溪中流域域にありと報ぜられたるところを思ひ合すれば、關刀山、石壁坑一帯に於て地變の特に激烈なりしは偶然ならざるを知るべし。

(四) 嗣つて、西部臺灣に於ける既往の地震の或者につきて考察せん。

臺灣に於ける地震觀測の歴史は日向はなはだ淺し。地震計の使用せられたるは、はじめて領臺後の事に屬す。すなはち明治二十九年なり。爾來この方面の發展に見るべきものありて、昭和九年に至りては、全島各地にキーヘルト式地震計が配置せらるゝに至れり。然れども領臺當初の地震觀測並びに調査には、もとより今日より見て不完全、不充分なる點の尠

からざるは止むを得ざることにして、今日の學術的立場より見ては、資料として價值多からざるものあり。

領臺後最も顯著なりし最初のものは明治三十七年(一九〇四)兩度(四月二十四日及び十一月六日)の地震なり(第四十九圖)。之等兩地震の際に於ける「激震地」は、大森博士の報文(震災豫防調査會報告五十四號第二十二、二十三圖版)に示されたるが如く、夫々長さ一二〇杆、幅三三杆、及び長さ五七杆、幅二三杆の狭長なる地帯たり。四月の地震の「激震地」帯は、北は西螺溪沿岸より嘉義の西方を経て寶山の北方附近にまで達する、略南北に近き方向を示せり。十一月のものはこの「激震地」帯の北半部と略一致する地域を占む。

更に明治三十九年(一九〇六)三月十七日早朝再びこの地方に大地震の起りたるは周知の事實なり。此際に於ける最も顯著なる現象は、所謂梅仔坑斷層の出現にして、當時隆盛なりし構造地震學說の影響もありて、明治二十四年濃美地震の際に於ける根尾谷斷層以後の新資料として、異常なる興味を學界に捲き起したる感ありき。すなはち大森博士の報文(Preliminary Note on the Formosa Earthquake of March 17, 1906. 震災豫防調査會歐文報告第一卷第二號)の如きも、その關心が主として此斷層の發生にありたるが如し。然るに、當時の震災の實況を録したる記事に依るに、災害の點より見て地震の激烈なりしは北は斗六附近より、南は嘉義に至る約四〇杆にわたる南北の地帯にして、梅仔坑斷層の出現に伴ひて、西方なる新港に至る間、幅員約二八杆に達したるものゝ如し。(民政部總務局編、嘉義地方震災誌、農事試驗場特別報告第十四號)。この地震の餘震と見らるべきものをも考慮すれば、激震地帯の南北性は更に顯著となり、南は臺南の東方にまで達したり。

梅仔坑斷層につきて一言せん。これは梅仔坑(現在の小梅庄)附近より大凡西南西方へ約一三杆の延長を有する斷層にし

て、地盤の水平移動を伴ひ、北測が相對的に東方へ最大二・四五米轉位したり。落差の最大は約一・八米に達し、西端部を除く大部分は北落ちなり。

此斷層を記録に依りて檢するに、今回の地震に依りて生じたる屯子脚斷層と、その方向垂直移動の狀況等、極めてよく類似せり。これ、後に論すべきが如く、極めて重要な意義を有つ現象と云はざるべからず。

降つて、昭和五年十二月、臺南州新營地方に災害を及ぼしたる地震あり。此地震に際しては早坂の調査せることあり。臺灣に於て、地震が地質學的に調査せられたる最初の機會とも云ふべく、その結果は數種の報文として刊行せられたり（早坂一郎——昭和五年十二月臺南州下に起つた地震に就いての雜記。『地球』第十六卷第四號。市川雄一——南部地震について。臺灣時報一五三號。牧山鶴彦——南部地震に生じた地變に就て。臺灣地學記事第二卷第四號）。之等に依れば、著しき地變は烏山頭の東方丘陵地にありて、南北に走る斷層群に沿ひたるものなること明にして、且つ、少くも震害の分布は嘉義の南方なる白河附近より、臺南の東なる新化附近にわたり、この附近一面が一樣に極めて新しき沖積平野なるに、激震地並びに地變帯が南北の延長を有することは吾等の注意をひくところなり。

之等の外、大正五年（一九一六）八月の南投地震その他にも、同様なる現象を認めべきが如きも、資料に缺けたるところ多きを以てここには詳論せず。

扱而、臺灣の地震につきて、今日までその震源の深さが決定せられたる例甚だ少く、特に西部臺灣の地震に關しては、今回の地震の震源が約十軒と推定せられたるを最初の記録とすべし。而して、地震計の觀測に基く震源の深さ（特に遠隔の地に於ける觀測の場合）は、種々の原因に依る不確實さを伴ふものなるを以て、かくの如き値は必しも嚴密なる意味を

有するものと見做さるべきものたらざるべし。既往の記録より判するに、一般に西部臺灣の地震の震域は甚しく狭長なるを常とせるが如し。昭和五年の地震並びに今回の地震等に於て特に顯著なりしは、震害激甚なりし狭長なる地帯より僅に數百米乃至一杆内外の距離に於て、既に災害が殆ど認められざりし實例の多きことなり。震害そのものにつきても亦、既に述べたるが如く、民家の建築様式が特に非耐震的なるが爲に、木造家屋を主とする内地の地震に比して特に著しく現はるは萬人の認むるところなり。要するに一般に西部臺灣の地震はその震源甚だ浅きを特徴とするものゝ如し。ここに西部臺灣に於ける地震發生機構の特質を認め得べきが如し。この問題に關しては既に早坂に依つて論ぜられたることあり。(The Post-Tertiary Earth-Movements and the Distribution of Earthquake Epicenters in the Island of Taiwan. 4th Pacific Sci. Congress, Proceedings, Vol. II B) 今後尙留意せらるべき問題なり。

(五) 今、本報文結論の最後の一節を述ぶるに先ちて、臺灣島の地質に關して一言せん。臺灣島は東南支那の縁邊をなす陸棚上に突兀として聳ゆる一の陸島にして、その東岸は急峻なる斷崖をもつて太平洋に臨み、西半は背梁山脈(臺灣山脈)より、稍急に斜下して平野となり、更に徐々に移行して、臺灣海峡の浅海に連る。而して、東岸の斷崖が臺東、花蓮港間の縦谷に連る一大斷層系に依つて形成せられたるものなることには異論を認めず。この縦谷が一つの地溝構造なることも亦學者の齊く認むるところなり。臺東海岸山脈は實にこの地溝の東翼の殘片と認むべきものなり。かくてこの東臺灣の南北にわたり、又特にその北部に於て著しく地震の發生を見るは偶然にあらざるなり。臺東海岸山脈はしばらく措き、背梁山脈の東の斜面をなすものは、綠泥片岩、石墨片岩、結晶石灰岩並びに片麻岩等より成り、諸處に基性火成岩を伴ふコムプレックスにして、その西方にありて脊梁山脈の主體をなす『粘板岩系』との間には不整合の存する疑あり。この點

の解決は恐らく將來に期せらるべきものなるべし。

變質岩系と粘板岩系とは共に甚しき擾亂を被り、諸處に正逆の斷層、甚しき褶曲等を受け、屢々衝上構造を思はしむる低角度の斷層面をも見る。之等の地層の地質時代に關しては、未充分なる資料を缺けども、少くもその一部分(西緣一帶)よりは第三紀始新世の化石(貨幣石その他)を産するを以て、全體の地層の時代をも略之より推察し得べし。本地域に於ては白冷層がその一部を代表すべきは既述の如し。而して本地域に於て水長流層と名づけられたる地層、及びそれ以後の沈積に關はると信ぜらるる諸層はこの『粘板岩系』の西に接して、廣く南北にわたりて發達す。之等の諸層の配列は凡て島軸に並行するを常態とし、それに伴ひて褶曲、斷層の發達あり。島軸の方向は大凡西方へ僅に凸曲せる弧狀をなし、絛上の諸層は南方に於てはその一般走向南—北に近く、北端部に在りては略東—西に偏するを見る。

西臺灣に發達する諸河川の上流は、殆どすべて北より南へ若くは南より北へ流れ、中流に於て急轉して西方に向ひ、山岳、丘陵を横斷して平野に出て後海に朝す。

本島を構成する諸層は、火炎山層を除けば殆ど全く海成沈積層にして、諸層中に貝類、有孔蟲類その他の海棲動物の化石を藏す。而して、岩層は殆ど常に沿岸淺海の下の沈積たるを示し、漣痕、爬痕その他の層面印痕並びに層等を藏せり。火炎山層に至りては、恐らくは陸地の上昇に基因すべき海水退行期の沈積物たるを思はしめ、その一部よりは諸處に象、犀、野牛、鹿等の斷片的化石を埋藏す。而して、之等の諸層間には今日まで著しき不整合を認めず。従つて全第三紀層の厚さは數千米に達すべし。かくの如きは一つ地向斜の存在を認むることに依りてのみ了解せらるるものにして、かゝる地向斜の隆起こそは臺灣島近代地史考察の出發點たるべし。臺灣海峡を隔てたる對岸、支那の沿岸地帯が主として火崗岩、片麻

岩等より成るに對し、本島にかゝる岩石の著しき發達を見ずして、ほとんど全く若き水成岩より成ることも亦、この臺灣地向斜の存在を推論せしむるに與つて力ある事實なり。

地向斜は結局地層褶曲の場所たり。現在臺灣に見らるゝ烈しき褶曲構造の遠因はこの地向斜構造にあるべし。然れどもその後の隆起も亦、もとより地層擾亂の重要原因となりたる事いふまでもなし。今日の急峻嵯峨たる地貌はかくの如き造山作用の直接及び間接の結果に外ならず。かくて構造錯雜せる褶曲、衝上の斷層等はこの地域に働きたる横壓力の影響にして、特に中部地方に於て屢々東方より西方へ、又は西より東へ押上げられたるが如き、構造の發見せらるゝは注意すべき現象なり。

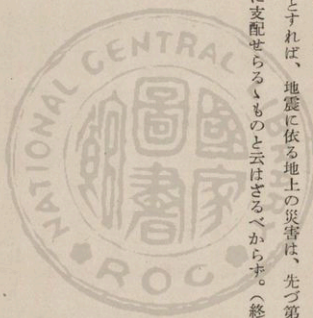
(二六) 臺灣島は以上述べたるが如き一の褶曲山脈なり。而して、その褶曲作用、すなはち造山作用が、地史學上極めて新しき時代に起りたるものなるは云ふまでもなし。従つてこの地殼變動の餘波はその後引きつゞきて種々なる現象として表現せらるるは當然なり。思ふに、臺灣山脈の造山作用並にそれに伴ふ諸種の地殼變動のエネルギーは今尙全く消失したりと云ふべからざるものなるべく、その發作が、臺灣に頻發する地震となりて現はるゝものなるべしと信ず。従つてこの島軸に並走する既存の斷層、褶曲等に沿ふ地殼變動、並びにそれ等の新なる發生等が不斷に行はれつゝあるものと考へざるべからず。而してかくの如き運動による力に對し、地殼を構成する岩石は或程度までは抵抗を繼續すべきをもつて、隨時に頻發する小地震を除き、稍顯著なる地震は、あるひは數年あるひは十數年あるひは數十年の間隔をおきて現はるゝ事となるべし。

地震計の觀測に依るに、今回の地震の震源は大安溪中流附近の地下にありと推定せられたり。然るにこれは地震初動の

起點を意味するものにして、地震の原因を意味するものにはあらざるなり。近年の研究に依れば、深發地震の震源に關しては、地下に於ける岩漿貫入がその原因なるべしとの見解有力なるが如し。而して、この場合には震源は一の容量の移動にして、従つてその震央も亦或面積を占む。臺灣西部の地震の如きに於ても、深發地震にはあらざれども、震源がある面積を占むべきことは論をまたず。従つて震央も亦ある面積、若くは延長を有すべく、唯その面積若くは延長が同一瞬間に震動せざるべからざるの理なし。故に今回の地震につきても、その震央を一點と見做さざるべからざる理由なく、地震の實況よりして、むしろ島軸に沿へる延長を有する震央の存在を思はしめらるゝものなり。

扱而、西部臺灣の地震に際しては、明治三十九年並びに今回、この島軸の方向とは斜に交はる斷層帯を生じたり。之等二の場合に於て、その斷層帯は地表に多くの雁行的小斷層の斷續として現はれたり。アルプス、ジュラの如き褶曲山脈に於て、構造線の多くはその褶曲軸に並走せるに、その他にこの方向を斜斷する斷層が現はれ、それに依つて水平移動を生じたるを見る。ジュスの(Mass)はかくの如き斷層を「ブラット」(Bault)と名づけたり。この語は最近に至りて、水平轉位を伴ふ場合には褶曲山脈ならざる山岳の場合にも使用せらるゝ事となりたれども、要するに、山岳の構造的方向に斜に交はるものなることは動かすべからず。而して、褶曲山脈に於てはかくの如き斜斷層を生ずること極めて普通なり。臺灣も亦、前述の如く一の褶曲山脈なるをもつて、「ブラット」の出現も亦期待せられざるべからず。今日までの地質調査の結果の内には、第三紀層、第四紀層中に明に「ブラット」なるべき構造の著しきものを發見せざれども、島軸とは斜の方向を有つ斷層の小規模なるものは稀ならず。今後に於てその顯著なるものの發見必しも不可能ならざるを信ず。而して前記梅仔坑、屯子脚兩斷層は、正にこの「ブラット」の現はれと思考せらるべきものなり。

(七) 如何なる原因にもせよ、地下に地震起らば、地殻の弱帯が先づ烈しき震動を感ずべきは云ふまでもなし。今回の地震に際し、その震源が大安溪中流の地下の一地點なりとせられしに拘はらず、斷帯の、凡そ島軸に並走し、且つ互に雁行する弱帯に於て(震源よりの距離にかゝりはりなく)激しき震害を生じたるは、吾等の最初より注意せしところなり。深発地震と總稱せらるゝかの關東大地震の如き場合には、多くの地塊が震動の結果それ々の運動をなしたる爲に、地塊間の弱帯に災害の特に激烈なりしは一般に認めらるゝところなり。同様なることは淺発地震につきても適用せらるべきものなり。故に、他の一切の條件を同一とすれば、地震に依る地上の災害は、先づ第一に夫々の土地の地質的條件(岩石の新舊、強弱等)ならびに特に地質構造に支配せらるゝものと云はざるべからず。(終)



昭和十年の臺灣の烈震に就て

臺灣の家屋と地震

臺灣中部震災に於ける家屋の被害に就て

建築上より見たる中部臺灣の震災

臺灣地震史

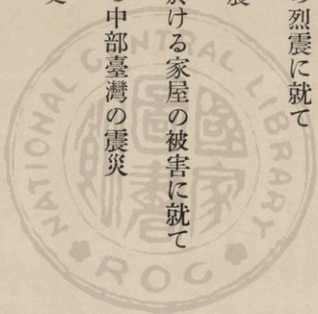
今村 明 恒

佐野 利器

井手 薫

白倉 好夫

西村 傳三



昭和十年臺灣の烈震に就て

今村 明 恒

此度總督府の御招きを蒙りまして、今回の震災に就て視察を致し、尙又將來地震の起らないとも限らない土地のごさいますから、さう云ふ様な場合に於きましても、災害を出来るだけ軽くするやうに、何か我々の氣が付きましましたことを申上るやうに、と云ふことを心得まして、震災地を一巡致して來た次第であります。

總督府初め、地方の官憲の多大なる御援助を得まして、滞りなく一巡致して参りましたが、何分にも短時日のことで、殊更交通不便と云ふ關係もありまして、思ふやうに十分の視察を取りかねた點もあります。乍併、將來災害豫防と云ふ點に就て、今回の災害地を見學しなければならぬ點に於きましては、大體盡したかのやうに思ひますし、又殊に根本的に今回の地震の真相を捉へるに付ては、總督府の方々が逸早く夫々現地にて學究的の御調査を遂げられた結果を、豫め一通り承はることが出来ました爲に、私共が現場に参りませんでも、あらかたの豫備知識を得た譯であります。又彼方に丁度調査に東京方面から出かけて参つて居られました研究員にも、途中、短時間ではありましたが、面會を致し、一通り調査の概要を聽取ることが出来ましたので、先づ學究的の調査に關しましては、此等の御觀察の結果を概略頂戴することが出来ました上に、私共も不十分であります。さつと一通りは視察し得たかの様に考へますが、斯くなりましたのも、總督府の方々や、或は地方官憲の御援助に依りますことで、改めて御禮の挨拶を申し上げます。

私共の所見と致しまして、第一に地方の方々と御相談致して見たこともありませんが、最初から心得て居ますやうに、將來地震發生の場合に於て災害を出来るだけ軽くする、詰り建築物其の他の造營物の被害が軽いやうに、又生命の損失と云ふことも出来るだけ少いやうに、と云ふ目的の下に、あゝやつたが然るべきで、斯うやつたが宜しからうと云ふやうな、さう云ふ意見を作成する積りで視察を遂げた譯であります。此の點に付ては私は全く疑問のない、間違ひのないことと信じて居ります點、生命財産の保護と云ふ上に於て、よりよき方法施設が若し氣付かれたならば、其の點に就て忌憚のない所を披瀝して見たいと云ふ心持で居ります。其の積りで御承知を願ひたいと思ひます。

いろ／＼所見がございましたが、先づ建築物に關したことは専ら佐野博士にお願ひ致しまして、私は建築物以外の件に付て纏めました意見を開陳して見たらばと、斯う云ふやうに手分け致しまして、話を進める方が好都合ではないか、又其の間に御疑問でも起りましたならば、遠慮なく御質問を願ひ、御答へも致したいと思ひます。

先般新聞紙上で拜見致しましたので、或は實際は違つて居るかも知れませんが、今回の震災に對し内閣の御會合に於て、拓務大臣は、今度の地震に付ても徹底的に何等かの研究を進める積りだ、と云ふやうな御趣意であつたかのやうに拜聴致しました。違ふかも知れませぬが、さう云ふことは、私共と致しましても最も歓迎しなければならぬ所でありませぬ。私は其の見地から致しまして、第一に斯う云ふことを希望致さうと思つて居ります。

今回の地震に付て水準測量、三角測量が速かに實施せらるることを必要とするが故に、總督府は陸地測量部及び東京帝國大學地震研究所から、大藏省に對して此の事業に付ての臨時費を請求致して居りますが、之が成り立つやうに適當なる措置を採られたいと云ふことを希望致します。

もつと詳しく申しまするならば、今回地質學、地震學其の他の方面から學究的研究が遂げられて居りまして、先づ遺憾がないと云ふ程度に近付いたのであらうと思ひますが、今回の地震に就て徹底的な調査をすると云ふ上に於て未だ遺憾な點が二つあるやうに思ひます。

著しい斷層などは、時を移さず調査が遂げられまして、例へば臺中州の方面に於きましては、屯子脚あたりを貫く横斷層、横摺れが一五〇種—もつと大きいかも知れませんが、まあ一六〇種と言つて宜しい程度の横摺れが地表に現はれて居るのを見て居ります。

それから續いて北の方へ、獅潭斷層とでも申しますか、之は主に上下の喰違ひ、それに略ぼ平行に苗栗から老鷄隆の方面の大斷層、恐らくは此の老鷄隆線と獅潭線との間のブロック（地塊）が、東が高まり、西が下ると云つたやうな傾動を起したのではないかと思ひます。南の方は横摺れ、北の部分は傾動と言つたやうな地塊運動は、恐らくは南の方が先で、だん／＼と北の方へ移つて行つたのではないかと思ひました。

總督府から戴きました統計表に於きまして、潰れ家の數と死人の數—死人率が激しい結果を出して居ります所は、殆んど一軒或は二軒毎に一人の死者が出たと云ふのに對し、他の方面に於きましては十軒或は十五軒の潰れ家に對して、死人が一人しか出て居ないと云ふ著しい相違を示して居りますので、これは研究を要する問題だと思つて深く注意して見たのであります。

死人率の大きい所は寧ろ臺中方面でありまして、内地などに見ることの出来ない大きな死人率を示して居る。之に反し死人率の割合に少い方は、寧ろ新竹州方面に在りまして、これは一面には、彼方には廣東出身の人が多いと云ふ關係で、

早起であると云ふことも、與つて影響して居るやうでありますけれども、南庄や峨眉あたりの模様を伺ひますと、四月二十一日六時二分の地震では、未ださう大した被害でなかつた。殊に峨眉あたりでは凡そ三分の一位しか潰れなかつたが、同二十七分の地震で殆んど残りがなくなつた。然し此の時は用心をして居つたが爲に死人が割合に少なかつたと云ふやうなことで、詰り北の方には二度目の地震の方が却つてひどく破壊作用を惹起したと云ふやうなことを、これは數ヶ所で見られる、又苗栗方面に於きましては五月五日の地震の方が却つて強かつたと云ふやうな證據もありますので、兎に角運動の順序として、さう云ふことであつたらうと想像がつくのであります。又一面には地震計の觀測で、震源の位置が方々の測候所の觀測の結果で纏められる譯であります。其の震源なるものは地震の起り始めの點を示すものであります、地震計の觀測で申しますと震源と云ふものは、地塊運動の起り始めの點を指示する譯でありまして、四月二十一日の地震は大安溪の上流に震源が決められ、五月五日のは苗栗の附近に震源が決められて居りますのは、只今申上げたやうなことの他の證據にならうかと思ふのであります。

乍併これは地表に表はれた著しい地物の變動に基いた推測でありまして、斯様なことを徹底的に調べるに、今二つのもつと確實な方法があるのであります。一つは大地震の直後に、時を移さず震源地を圍みまして地震計を近い所の三點に据付けて餘震の觀測をして、餘震の震源を立體的に觀測するのであります。三點と申しましても、之は最少の數であります。五點あれば先づ此の土地に適する公式迄も出て參りますので、十分なることを期する爲には五點觀測でやらなければならぬのであります。三點觀測でも間に合はないことにはない。それに依つて餘震の位置が立體的に決まりますので、此の餘震の立體的分布に依つて大地震を發生せしめた地塊運動の境界が凡そ推定せられる譯であります。遺憾なことに

は、今回はそれが實行し得られなかつた。實行する好機會が失はれたと云ふことで、何とも今から致しやうのないことでもあります。唯此の際に残つて居ります手段と致しましては、水準測量と、それから三角測量であります。水準測量は内地と違ひまして、内地ならば大抵各地方が水準線路に依つて蜘蛛の巣を張つたやうに網を以てかぶさつて居りますけれども、此の地方に於きまして、即ち今回の震災地域に限つて申しますならば、新竹から臺中へ縦貫する所の單獨の一本の線だけでありまして、他に水準線路がないのは全く遺憾なことでありまして。乍併、それでも若し此の際に實測を繰返し得たならば、其の線路に當つて居ります所の屯子脚方面の斷層は、恐らくは六〇種か七〇種の段違ひが、測量にはつきりと現はれて来るばかりでなく、其の他に數ヶ所の、一種或は五六種、肉眼には到底認め得ないやうな今回の變動に依つて起つた段違ひが計測されるだらうと思ひます。

此の方は費用がそんなに餘計かからない仕事でありますので、費用の點から何か一つやれと言つたならば是れだと思ふのであります。

水準線路が斯様に單獨であります爲に、完全なことが期し難いのは遺憾であります。乍併次に申上げます三角測量に就ては、之は内地同様に略ぼ三角點が充實されて居ります。一等三角點、二等三角點、三等三角點と、五萬分の一の地圖を御覽になれば其の位置が歴々とそれに示してありますが、詰り震災地域に於きましては、それが内地の場合と略ぼ同様に分布されて居ります。若し此の測量を繰返して再測し得たならば、それに依つて三角點の存在致します位置は、上下にどれ程動いたか、横にどれ程摺れたか、と云ふことが、横の方に對しましては一〇種位、數種位の精密の度合迄計測され、上下の場合に於きましては一〇種程度迄正確に計測されることと思ふのであります。

詰り、さう云ふ測量の結果に依りまして、或る地域は何う云ふ傾動を起したけれども、或る地域はどれ程抜け上つたとか、下つたとか云ふやうなことが、ブロックの上に横はつて立つて居ります所の三角點の上下水平の移動に依つて推測される譯であります。

内地に於きましては關東大震災、但馬地震、又は丹後地震、伊豆地震に付て必ず此の二種類の測量は測量を實行致して居ります。然し殊に丹後地震の場合の如きは、水準線が當時一本しかなかつたが爲に、急速に數本も追加して、さうして其の後の變動を實測した譯であります。又伊豆地震の場合はその數ヶ月前に一詳しく申しますと昭和五年二月以來、伊豆の伊東地方に地震が頻々と起りましたから、取敢へず海岸に沿うて水準測量を行つて見た所、地震の活動の最も旺盛なる所に於て地盤が、だん／＼ふくらみつつあつたと云ふことが推測されたのであります。

詰り僅か四五里の間に二〇種もふくらんで來たと云ふやうなことが推測された譯であります。けれども六ヶ月程經ちましてから、二度目の測量をやつて見ると云ふと、今度は地盤のふくらみ方が北に進んで、寧ろ丹那方面に向つて地盤のふくらみが進行しつゝあると云ふ状態、併せて地震の活動も北の方に移つて、昭和五年十一月二十六日の地震の起ります二週間前から、丹那方面に對して頻々に起つた。之が即ち前震であつたのであります。大地震の前兆たる地震も頻々と起り、又其の方面の地盤のふくらみも現れて來たと云ふやうな状態に於て地震が起つた。斯う云ふやうな實例がありますので、内地では水準測量、並びに三角測量は徹底的に實行しつゝあるのであります。

之には大抵臨時に費用を請求して、それで實施し得るのであります。今回仄聞する所では、陸地測量部に於ては、水準線路に對する全島に對する改測と、それから三角測量、震災地域だけちやこれは不可ませんので、少し遠い、全く今回

の地震に縁がなからうと云ふ不動なる場所から、漸次にその所迄持越して來なければならぬのでありまして、可成り広い地域に亘つて、其の測量を實行しなければならぬ爲に、費用が相當かかります。三角測量に併せて水準測量と陸地測量部の方では五萬圓請求して居りますとのこと、三角測量は一、二等測量點だけで、三等點を除外して居ると云ふことであります。それでは不十分で、地震の現象を徹底的に考究する爲には、三等點までやらぬと完全でないといふ見地から、東京帝國大學の地震研究所では、三等點の實測追加の爲に、更に四萬圓を請求した。只今恐らくは九萬圓と云ふものが此の臺灣の今回の地震の後調べと云ふ目的の爲に、大藏省に請求されつつあるもの様であります。

で、私の現場を調べました結果と致しまして、其處迄行かないといふと本當に徹底しないと云ふことを感じますが、此の臨時請求が成立すると云ふことを希望せざるを得ない。就きましては、此方に於かれましては之と協力して、何らかの連絡を御執り下さいまして、さうして此の豫算の請求が成立するやうに、側面から何等かの措置を採つて頂いたならば、殊に時宜に適することであらうと思ひます。

此れは今回の地震の調査に付きまして、又將來の地震調査の上に於きまして、足場が出来ることにもなりますので、單に後始末だけでなく、將來の爲にもなるといふ此の點を一つ御考慮戴きまして、出來まする限り側面からの工作に依つて成功されるやうに望みたいと、之が其の一ヶ條であります。

次に申上げたいと思ひますことは、今回の地震地方に於きましては、地震に關する卑近な常識を缺いて居るが爲に、居住者が災難に罹つたと云ふ不幸を被つたものが相當あるやうな事情に鑑み、臺灣總督府に於かれましては、公學校の教科書に此の種の常識を養成するが如き一篇を加へると云ふやうな方法に依つて、地震の常識の養成に努められたいと希望す

るのであります。

詳しく申しますと罹災者、彼等自身、當地方は地震のない所と思つて居た、少くも家が潰れるやうな地震がある所とは思つてなかつた、全く油斷であつた、と云ふやうなことを度々聞いたのであります。幾ら、そんな筈でなかつたと言はれても、臺灣の全體の地域に亘りまして、殊に中央山脈は兎に角、其の他の地域に於ては、先づ地震の活動を免れると云ふ地域はないものと思つて可然ではないかと思ひます。何處で地震が起つても差支へないやうに用意せよ、と云ふやうな心得をさせたいと云ふのが一の目的であります。

今一つは、臺灣に於ては、構造物が地震に對して極めて崩れ易い、さう云ふ状態に在ります。殊に本島民の住宅は先づ大部分は土角造りと見て宜いと思ひますが、土角造と云ふものは、大した地震でなくとも破壊するのだ、もつと計數的に申しますならば、八分と云ふ程度の震動に、最早大部分崩れるのだ。内地の木造家屋であれば二割と云ふ程度に達して、漸く百軒の中、一二軒か二三軒潰れる家が出来ると言つた程度、若し都市計畫法の建築規則を實行して居る所であれば、完全に凌ぎ得る所である。それに比べて此方の土角造りは、内地の木造家屋の耐震能力に對して三分の一、或は五分一以下の劣勢なる震度に對しても耐えない。さう云ふ危険を持つて居る。斯う云ふやうな常識、これは斯う云ふ家に住つて居る本島民のみでなく、地方官憲に於ても此の常識は必要でないかと信じて居るものであります。土角造なるものは、もう八分程度の震度に對して、大多數が崩れる性質のものであります。壁を幾ら厚くして造つて見た所で、耐震能力は少しも増さない。若し之が壁でありましたならば、一尺を二尺の厚味にした所で少しも耐震の力は増さない。唯それに母屋をかけまして同じ目方の屋根をのせる場合に、屋根の目方の爲に被る働きが一尺厚と二尺厚でありますと、其分擔の仕方が違ひ

ますので幾分相違はありますが、然しあの土角の壁が崩れますのは、壁それ自身が弱いので、幾ら厚くしても耐震の力は増さない。さうして崩れたときには、第一に其の固いものを以て打たれることでありますが爲に、死人の率が非常に大きい。土角造りは斯様に弱いもの、危険なものだと云ふことを教へることが必要であります。内地の場合でありますと、大地震に對して最も恐るべきは火災だと教へなければならぬのであります。其の點矢張り臺灣と趣きを異にする所があるやうに思ひます。内地の教科書には地震の災害豫防に付て一篇を加へられたいと云ふことを昭和三年に震災豫防評議會が文部當局に建議して居るのであります。未だ目的を達し得ないのでありますけれども、遠からず此の教科書が唯今改訂中に屬しますので、五年程度か六年程度には加へるやうにしたいと云ふことを當局も言つて居られます。自ら内地の教科書にはさう云ふやうな條項が加はることと思ひますが、それが出來たからと言つて此の臺灣の當地に於ては其の儘適用しては少し適切でないやうな氣持が致します。臺灣の小公學校あたりに付ては、矢張り之に適するやうな常識養成の一文章が加へられたならば結構だらうかと思ふのであります。

私は特に、臺灣の本島人の教育の上に、斯様なことを附加へられたならば、と云ふことを専ら申し上げたいのであります。乍併此の常識は晉に小公學校の兒童に對し、本島民が聽て成長した場合に於て實用に適するやうにと云ふばかりでなく、現在教員の職に在られる方も此の點をよく御理解になつて戴きたいと云ふことを希望するのであります。甚だ言ひ過ぎであるかも知れませんが、さう云ふやうな氣持がするのであります。

尙其の外に、臺灣の地震の破壊程度と云ふものに、これは私に取り全く未決定の考へであります。未だ確定的の考へになりませんので、内地に居りますときから豫備調査として、疑ひを持つて來て居つた所であります。其の點を極めて、

豫測的な考へとして御聽きを願ひたいと思ひます。

臺灣の震災なるものを内地の人が想像致しますとき、災害の大小を以て地震の大小を比較しやうと試みるのであります。今回の大地震に依つて三千二百人の死人が生じた、内地の地震としては、昭和二年の丹後大地震に矢張り同じく三千人の死人が生じたのでありますが、あんな程度であつたらう、と云ふことを被害の分量に依つて想像するのであります。これは當らないことは、少しばかり事情を御承知の御方は直ぐ御諒解になることで、さう云ふやうな被害を標準にした地震の觀念を除きまして、すつかり此の建物の被害と云ふことを眼中から取除いて、地物の變動、例へば斷層が出来た、今回屯子脚方面の横摺れは一米半、又上下の變動が獅潭斷層では二米に達した。明治三十九年三月十七日嘉義地震では梅仔坑斷層は横摺が二米、上下の段違ひが一米に及んだ、何時も斯様に著しい斷層が現はれましたが、さう云ふ様な場合、内地に於ては其の斷層の上は、或は斷層が走つて居ります地帯の上に横はつて居る建築物は、此の地震の激しい震度のためだけに無くして、地盤の上下水平の變動に依つて破壊されることは免れないのであります。其の地帯から僅か數百米か二、三軒離れた所に於きましては、地震の震度が、内地でありますと三割四割と云ふ程度の震動を示すことが少くないのであります。嘉義地震の調べ、往年の明治三十七年、明治三十九年の地震調べを見まして、斷層の近い所に於て震度が左程でなかつたと云ふやうなことが認められて居ります。不思議に思つて居りましたが、今回現場を見ますと、斷層の上は兎に角、斷層の線から數百米も離れて居りますと震度が急に減じて僅かに二割か一割五分と言つたやうな程度にしか達して居ない、恐らくは此の同じ地物の變動に對して、内地の地震に比べて臺灣の地震は震度が先づ二分の一、或はもう少し大きいかも知れませんが、二分の一程度に止まるのぢやないかと云ふことを觀察致したのであります。

斯様なことは、唯内地と臺灣との比較に止まらずして、一九〇六年のサンフランシスコ大地震の時、有名な、サンアン
ドリヤスファールと云ふ斷層は、二百五十哩も続き、喰違ひの大きかつた所は六米にも及び、上下の段違ひが一米に及ん
だと云ふやうな、さう云ふ偉大な地變が現はれたにも拘らず、其の斷層線から一寸離れた所では震度二割せいぐであつ
たと云ふやうなことを大森さんは調べて居られました。

さう云ふやうな實例も他に在ることでありますので、臺灣の地震に付ては、寧ろ内地の同じ地物變動の生ずる場合に比
べて、破壊作用が遙かに低いのぢやないかと云ふことを感じて居ります。此の點は私の錯覺かも知れませんが、若し間違
ひがないとすれば、臺灣に取つては洵に仕合せなことで、破壊作用に對する用意が、内地に比べて緩和して宜いことにな
りますので、これは好都合ではないかと感じて居る次第であります。

若し之に加ふるに白蟻の驅除と云ふことが假に根本的に成功したと致しましたならば、内地風の木造家屋は大抵二割の
程度の地震には、大體安全であつて、潰れると云ふことが極めて少い状態に在りますので、若し内地風の構造を致しまし
たならば、臺灣の南、西の方に屢々起る所の局部性の地震に對しましては、恐らくは潰れ家と云ふやうな被害がなくて済
むやうになるのではないかと思ひます。内地と違ひまして火を用ひる機會は極めて少いことである、大火災になる處れも
少いことでありませうし、若し此の白蟻の驅除と云ふことが根本的に出来ましたならば、此の震災の軽減については生
命の上に於ても、財産の上に於ても、洵に解決が容易いと云ふやうに感ずるのであります。唯、當分土角と云ふものを獨
立した農家あたりに就ては、之を止めさせることが出来ないと云ふ場合に於て、一時的には生命の保護と云ふだけのこと
を眼中に取り、詰り土角造の家屋の破壊は免れないと致しましても、生命を安全にすると云ふことだけを、即ち問題を狭

い範囲に限つて工夫致しましたならば、それは容易に出来るのではないかと思ひます。此等の點は又佐野博士からも、もつと具體的の話があると思ひます。

臺灣の家屋と地震

佐野利器

それでは引續いて所見を申述べます。前置きと致しまして、地震の激しさのことを一應申上げて置きます。之は技術關係の御方は、よく御承知のことでありませう。地震の激しさの指數と致しまして、私共は震度何割と云ふ數字を用ひて居るのであります。溫度だと、何度と云ふやうに……。一割の激しさの地震と言ひますのは、例へば石の柱が土の上に立つて居り、其の高さ十尺に對して幅一尺としますと、高さ分の幅は一割となります。さう云ふものが土に立つて居つたときに、それを丁度倒すに相當する——辛うじて倒れると云ふ程度の激しさであります。之は簡單に極く大雑把に申上げますと、さうなります。之には大きさの關係もある。幾ら一割の大きさでも、幅十尺に高百尺のは却て倒れにくい。又物の上に乗つて居ると云ふ事情に依つて倒れ易かつたり倒れにくかつたり、それから震動の速い遅いに依つても違ひます。ですから大雑把な大體に付ての數字なのです。二割の地震と言へば高十尺に對して幅二尺、三割と言へば高さ十尺幅三尺位の柱をも倒すに足る程の揺れ方と激しさと云ふことになります。五分と言へば十尺に對して五寸、本箱よりもつと細長いもので

あります。さう云ふ譯でありますが、一の地震に付て例を挙げれば、震源地が三割、一寸離れたら二割、十里も離れたら一割、もつと離れば五分になり、三分になる。斯う云ふ様な譯であります。震源地を離れる程激しさは減少します。

其の激しさと被害との關係、之も前置として一應申上げておきます。内地だと、どう云ふ具合なことになるかと申しますと、内地だと震度一割と云ふ程度では從來の日本家は、ちつとも改良されてない從來の日本家でも潰れるものはありません。屋根瓦が落ちるとか、ずれるとか、戸障子が外れるとか、壁が壊れるとか、それから長押が外れるとか、極く粗末な家で少しく傾く。随分ゆら／＼揺れて危つかしい感じにはなりますが、未だ家が潰れると云ふことはありません。尤ももう腐りかけて居ると云ふやうなものは、之はたまには例がないなどと云ふのではありませぬが、先づ／＼大丈夫であります。従つて逃げるときに、瓦に打たれて怪我をしたとか、或は二階から飛び下りて怪我したと云ふやうな怪我はありませんけれども、壓死したと云ふやうな者はない譯であります。

一割五分位になりますと、そろ／＼潰れ家が出て來ます。それでも未だ非常に少いのでありまして、百戸に付一戸位ありませうか、千戸あれば十戸位であります。さうして潰れて人の死ぬ數は何うかと云ふと、日本家は骨組で出來て居りますから、びしやんと潰れて人が死ぬと云ふのは、梁にでも打たなければ死にません。又梁も箆笥やなんか引つかかると云ふ譯で、潰れても中に隙がありますから、人死と云ふものは存外ありません。之はいろいろ場合々々に依つて異なるやうであります。四五戸潰れて一人死ぬこともあり、八戸潰れて一人位のこともあり、或は六戸潰れて一人位、或は十戸潰れて一人と云ふやうな場合もあります。結局震度一割五分では百戸に付一戸潰れる勘定でありますから、千戸に對して十戸潰れたとしても、そこで初めて一人か一人半位の割合で、壓死者が出ると云ふことになります。さうして壓死者の外に怪我

人が四倍とか五倍とか言ふやうになります。それから二割程度になりますと、百軒の中二軒近く潰れる家も出来ませう、三割位になると又三戸位から五戸潰れる。處で四割程度になりますと急に事情が變るのであります、日本家の限度が震度三割から四割あたりにあると云ふことを示すのでありますから、四割の震度になりますと、急に大抵の家が潰れます。三割位るときには百戸に付て三戸か五戸位までありますが、四割程度になると潰れるのが半数以上になります。さうして、他の残つたものも大略は柱が折れかかつたり、傾いたり、彼方此方傷が出来まして、其の儘では使へなくなる。で、全滅の形になります。それですから、そこらの處に日本家の限度があると見なければならぬ。即ち震度三割を越したあたりと云ふ所に限度があると見なければならぬと思ひます。

煉瓦造はもつと弱いものであります。煉瓦造も少しは強くする途があるのですけれども、從來通りの造り方であればどんな具合であるかと申しますと、震度一割程度で龜裂がはいります。工場の煉瓦造の煙突などは折れます。煉瓦造の上の方に龜裂がはいつて一寸崩れ落ちたりします。二割程度になりますと、其の煉瓦造は可成り大破して参ります。龜裂が増えて三割程度になりますと、先づ煉瓦造は駄目になつてしまひます。通常は震度三割迄は保たない。全滅と言つて宜いでせう。但し其の全滅の仕方が、木造家屋ですと、二階家は、下が潰れて上は左程でもない、平家建よりも二階建の二階の方が、綺麗に残つて居ると云ふやうな例は澤山ありますが、煉瓦造ですと最上階からやられます。二階家ならば二階、三階家ならば三階、さうして下へ及ぶ、下の方が寧ろ被害が少い。唯三階の屋根が落ちるものですから、其の梁や何かで、幾ら下でも安全と云ふ譯には行きませんが、下の壁は大抵残つて最上階はやられます。日本家は震度三割を越すことが出来るが煉瓦造は三割を越すことは一寸出来ません。是は内地に於ける從來の例です。要するに、一割の震度では日本家は

潰れない、一割五分になつて初めて潰れ家が出る。但し震度三割近くになつてポツ／＼と潰れると云ふと、通常火を發するので、其の方で却つて人死を出します。二割を越して二割五分に至ると火事が起つて來るのです。今迄のは前置ですが是から本論に入ります。

そこで臺灣の地震事情に就きましたは、今、今村さんがお話になりました中で、私の話に必要な所だけを拜借致しますと、一つは臺灣は地震國なりと云ふことです、従つて是から先き何處に起るかは明かでないが、臺灣各地は地震に對して危険な所と考へなければならぬと云ふことです。

それから、もう一つは、臺灣の地震は、内地の地震より一調子低く考へて居つて宜いのぢやないか、其の震度に就て一調子、調子を下げて考へても差支へないのぢやないかと云ふお話を拜借致したいと思ひます。結局私も其の事情に付ては素人ながら同感致して居るのであります。

臺灣の地震のことに付ての學術的の調べと云ふのは既往にも數あつたと思ひます。私は之を詳しく致しませんが、亡くなられた大森先生、今村博士、其の他臺灣に居られる方々も御調べになつて居られることと思ひます。建物に對する既往の調べも二、三ございますから御参考に話して置きます。尙總督府の技師で居られた方の御調べもあらうと思ひますが、私、此處に持つて居りますのは震災豫防調査會の報告第五十一號です。之は明治三十七年の嘉義の地震のとき大森さんについて私が参りまして、其の時に臺灣家屋の構造を調べて書いたのであります。其の後新しい諸官省の建物或は町の商店等に就ては全く違つたものがありますけれども、本島人の田舎の建物に就ては今日に於きましても餘り變つて居りません。それから、もう一つ、谷口忠氏——これは東京工業大學の助教授であります——の臺灣に於ける地震と建築といふ題で書いたもの

があります。之は震災豫防評議会の幹事を今村博士がして居られるのでありますが、今村博士の發案に依りまして、臺灣の建物を調べる必要がある、誰か人をやつて呉れないか、と云ふことで、其の當時谷口氏は私の助手をして居りましたので、それちや谷口をやりませう、といふ様な譯で、谷口氏に来て調べて貰つたその報告であります。此の報告が一の材料になつて、今村博士の方では總督府や拓務省に對する建議案を起草された譯であります。

それから被害地を今村さんと御一緒に、重要と思はれる所で、行ける所は行きましたが、皆様の方が詳しく狀況に付ては御承知でありますから申し上げる必要はないと思ひますが、唯話の順序上、要點をお話申し上げますと、農家の土角造りは御承知の通り所謂土崩瓦壊で、其の震度の激しき場所に依つては全く廢墟のやうなものが多いやうであります。中に、土角造の中に、内側に木造の骨組を持つたものがあります。その土角は、少しは内側にも落ちて居りますけれども、多くは外に倒れて居ります。此の事實は留意して宜からうと思ひます。

それから三方土角造にしまして前面だけ煉瓦で出来て居る所があります。土角と煉瓦とは喰つ付き合つてない、恰も煉瓦の高い壁が前面だけ立つて居るやうなものです。而も柱だけは太いけれども壁は半枚厚か、一枚厚位のものであります。斯う云ふものが安全に立つて居るやう筈がないのであります。斯う云ふものは甚だ脆弱で、五分とか一割とか云ふ震度で、勿論倒れるのであります。竹や木の建物で、ベシヤンと潰れたと云ふのは、隣りの土塊に依つて潰されたものより外に之はありません。町家で大部分煉瓦で出来た所もあります。斷層附近の所では之は皆やられて居ります。此處で非常に不思議に思ひますことは、煉瓦を積むのに角を組合せないものが多いことであります。何も壁を別々に建てんで、此の角を組合したら好ささうなものですのに、どうも不思議な造りやうであると思ひます。併しよく／＼見ますと、それはさう

云ふことの方がよいと思つてやるものではありませんまい、矢張り隣が斯う建つて居る、その壁は共通である、それで後から此方を造るときはそのまゝ喰つ付ける、或は先づ煉瓦の柱だけを通して、それから後に薄い壁を其の間に詰めて行く。斯う云ふやうな仕事の手順からやるのではないかと思ひますが、兎に角不思議に煉瓦壁を組合せんと云ふのは、外には類のないやり方です、さう云ふものは崩れない譯には行きません。内地の地震の場合と非常に違ふことに驚いて居るのであります。

一割とか一割五分と云ふ震度では、内地では先程申しました被害程度でありますのに、今度の震災地へ行つて見ますと斷層の上は之は別であります、それから數百米離れますと、すつと震度が少くなりまして一割内外、多くつて一割五分と云ふ見當であります。それは煉瓦塼の外形が残つて居たり、側に在る日本家の被害の程度、さう云ふ之を判斷するに必要な材料は到る所に在るのであります、さう云ふもので判斷致しまして、斷層線を一寸離れると震度が小さいのでありますから、斷層線上の建物だけは別に致しまして、震災地全體の觀察から致しますと、内地だつたら潰れ家の數は頗る少い筈です。従て火事も出ると云ふ程度ではありませんし、壓死者も何十分の一と云ふ程度です。臺灣に於て被害の甚大なのは全く土角造の爲だと思はれます。

其の斷層線の上に引つかゝつた、之はどうも已むを得んと云ふやうなものの例を申しますと、内埔公學校に鐵筋コンクリートの校舎が有ります、それが崩壊して居ります。之は丁度斷層線上に當りまして、敷地が龜裂を生じたり、ずれたのでありますから、建物を支へる譯には行かぬ、それでどんなに良い造りでも崩れるのは當り前で、已むを得んと思ひますが、それでも鐵筋コンクリートは矢張り壞れたまゝに存立して居るものがあるだけ、粘り強いことを示して居

る。側に建つて居ました煉瓦造のものは皆倒壊して居るのであります。唯あの鐵筋コンクリートは、完全な建物であつたとは言へません。今日通常施行するものは、あれよりすつと宜く設計されてござぬます。あれは、夫れ程宜い建物と云へないけれども、それでも未だあの位に止まつて居ると云ふことは注意すべきであると思ひます。

次に將來の建築方法に付きまして申上げます。

震災地に於て復興する建物に就ても、亦將來臺灣に施行されやうとする建築規則に就ても、同じことではありますが、先程申しました通り、内地の取締規則より一調子下げて宜いのではないかと思ひます。今内地で考へて居るものと同じもので取締ると云ふことは、取締りの難易から言つても大變なむづかしさがある。内地は地震のことに随分注意を拂つて居るから、あれ位の取締りが出来るが、今日迄の臺灣の状況で、同じ調子に取締ることは、取締りの方から言つても困難であるとも考へますし、且つ既往の震災の状況から見ても、一調子下つたものであると云ふ事實も、之も頭に入れて宜いことでありませうし、一調子下げて考へて宜いと思つて居ります。

そこで第一には、市街庄に於て軒を接して家の並ぶ所、此處には土角造りの建築は絶対止めるべきものだと思ひます。土角其のものを崩さんやうにと云ふ方法がないのであります。先程今村さんも言はれたやうに、土角では震度八分程度のものに耐へるものはなからうと云ふ譯で、之を崩さんと云ふ途はないのである。強ひてやろうとすれば、之を木の枠にでも押し込むやうなやり方ですけれども、それでは非常に金のかゝるものですから、結局土角を崩さんと云ふ途はない。町中に於ては、詰り軒を並べて居る所では、絶対に禁止して戴きたい。従つて街に於ても、庄に於ても此處の部分は不可ないぞと云ふ區劃を御定めになつたら宜からうと思ふ。街と言つても随分廣い所で、内地などでは村に相當するやうな所も

ありますから、何所でもと云ふのではありませんが、少くも軒を並べて、隣に迷惑を及ぼすやうな所では土角造は絶対に禁止しなければならぬと思ひます。

第二には煉瓦造家屋の場合、停仔脚ですが、之は今まで種々な造り方があるやうでありまして、鐵筋コンクリートでも造られて居るやうでありますけれども、煉瓦柱のものが多く見受けられます、煉瓦の柱は洵に折れ易いのです。其の上に二階の煉瓦壁が載つて居るのであります。重いものが載つて上でぐらぐら揺るのでありますから、更に煉瓦の柱が折れ易くなります。煉瓦壁が折れると云ふ程度遙か前で停仔脚の煉瓦の柱は折れ易いのであります。さうでありますから停仔脚の部分だけは之を鐵筋コンクリート造として戴きたいと思ひます。停仔脚の部分だけと申しますと、此處は歩道でありまして、道路に接して柱があります。二本あつたり三本あつたりします。之を鐵筋コンクリートの柱にし、停仔脚の内側の之と相對する所も亦鐵筋コンクリートの柱にする。此等の頭部を鐵筋コンクリートの梁で連結する、つまりこたつ櫓のやうなものにします、さうすると、そこに一つ、がつしりしたものが出來ますから、それが折れないで、ちゃんとして居りますといふと、上の壁も下の柱がしつかりして居れば倒れたりしないで済む、それで停仔脚だけは、必ず之を鐵筋コンクリートで造るやうにして戴きたいと思ふのであります。

それから煉瓦造の壁としては半枚積なんと云ふやうなものは、如何にしても危険ですから、矢張相當な厚さを持つて居らなければならぬ。さうして煉瓦壁の持放の長さとも云ふものは大變重要なことになる、即ち間仕切壁と間仕切壁との間の長さ、内地では大概三十尺限度にして居ります、是より長くなると、いろ／＼な補強方法を講じて居るのであります、臺灣では必ずしも三十尺でなくても宜いでせう、もう一調子下げて宜からうと思ひますが、兎に角、相當な厚さを持つ

て居ることゝ、之を積むのに、セメントを入れた、モルタルを用ふるのが必要であります。それから、もう一つは軒の所に鐵筋コンクリートの繫梁を設ける。所謂鉢巻です、壁が立ち上ります一番上の所に鐵筋コンクリートの梁をすつと廻すのです。之を内地では臥梁―臥せた梁と言つて居りますが、此方では繫梁、軒繫と言つて居りまして、其の方が解りよい名前と思ひます。之を用ひますと非常に丈夫になります。結局龜裂を防ぐと同時に、崩れ落ちるのを防ぐ役をなすのであります。三灣に行つたとき見ましたのでありますが、煉瓦の柱と土角と混つた小さな公會堂がありまして、其の上に鐵筋コンクリートの軒繫を廻はしたものがありません。壁に龜裂は入つて居りましたが崩れて居ませんでした。尤も此の場所は餘り震度の強かつた所でありませんが、本當の試験にはならなかつたのですが、そんな例もありました。昨日、新竹の知事さん、警察部長さんの御招きに依りまして、食事をして居りながら、構造上の話が出ました。そのとき構造の改良には非常に金がかゝりはしないか、到底行へるものではないと云ふ疑問を持つて居られたやうですが、例へば今まで煉瓦の一枚厚さで行つて居る所へ一枚半と言へば五割餘計かゝりはせんか。さうして其の外、あゝせよ、斯うせよと言つたら、結局倍もかゝりはせんか、と云ふやうなことを考へて居られるやうでしたが、そんなことはありません。第一屋根が同じものです、床が同じものです。壁に塗る塗喰の仕上げなども同じものです。建具が同じものです。壁だけが五割の厚さを増すのですから、壁の材料に於て五割を増すだけで済む。五割の厚さを増すと云ふことは五割だけ金がかゝると云ふことではありません。ですから、五割の壁を増しても、壁の代が五割増すものではありません。結局何程各所に改良を加へて見ても三割以上はかゝるまい。或は此の際何か特別な意匠でもやれば三割越すことがあるかも知れぬが、從來のやうな考へ方で、茲に今申し上げた程度の構造上の丈夫さを加へた所で、三割以上の金はかゝりません。それ位のこと

で著しく丈夫になるから、之を躊躇すると云ふことは、如何にしても考へられない。今迄よりも金が高くなりはせんかと云ふことを彼方此方で伺ひましたけれども、零でえらい丈夫なものと云ふやうなものは得られないと御承知を願はなければならぬのでありまして、幾らか高くなることは、命を助ける爲には已むを得んではありませんか。其の代り數倍の強さを持つると云ふことになるのです。

それから木造家屋です。之に就いてはたいして申し上げることはありませんが、木造は必ず安全なものだと考へられないやうにお願い致したのであります。蟻さへ喰はなければ木造は安全だと云ふのではありません。彼方此方木造の大きな家がありました。大きな家に矢張り木柱の細々とした、唯、柱の上に梁を載つけたと云つたやうな家を數々見ました。矢張り大きな家には大きなだけ、幾ら調子を下げても少しは筋違だの方杖だの要ることであります。木造家屋は筋違方杖と云ふやうなものを所々に使ふやうにする必要があるのです。本島人の方の家屋の土角を禁止した方が宜いぢやないかと云ふやうな話を方々で聴きました。さう云ふ方針だと云ふやうな所もありました。之は結構でせう。木造ならば潰れるといふことは餘りありませんから……けれども木造も亦繁華な町で軒を列べて居る所では餘り之を奨励したくはない。火事を恐れるのであります。停仔脚などが繋つて居りますと火事の際には煙道の働きをなすものであります。夫れで木造家屋は町の軒を列べて居る所では奨励したくないのであります。地震を恐れて今度は火事を招くやうなことになるては不可ません。併し離れて居るやうな所では結構だと思ひます。

それから第五には土角造のことですありますが、之は前申しましたやうに、土角造を崩れないやうにと云ふ造り方は實用上出来ないと言つた方が簡單です。ですから崩れても人死を出さないやうにと云ふやうに考へる外はありません。土角造

を全廢すると云ふことは、之こそ言ふべくして行はれぬことであらうかと考へます。人も死なず近所にも迷惑をかけなければそれで差支へのないことと思ひます。

そこで、村落に在つて隣の家と相當離れて居る所……軒高の高いものでも二間位しかないし、平家でありますと十尺位でありますから、二間位離れて居れば宜からうと思ひますが……隣と離れて居る所で土角造とする場合、中に居住して居る者に危害を與へない爲に必要な道が二つある譯であります。其の一つは、中に木の柱を壁に喰付けて建てるのであります。今の造り方では土角壁の上に母屋を直接載せて、それに極を取り付け其の上から藁なり何なりで葺くのであります。母屋の下に柱を入れる様にするのであります。尤も周圍に一間置位に柱を建てるのでありまして、柱の上には横木を渡し、母屋は柱で支へる様にするのであります。柱と柱との間、柱と、もやとの間繋をよくする。此の程度にやれば土角は、一つ二つは家の中に落ちるものが出て來るかも知れませんが、大體外へ落すことが出來ると思ひます。

この實例も、多々あるのであります。そして中の人は助かつて居ります。土角造の家の中に柱を建てること云ふことはさして金のかゝることではありません。斯うやりましたら、土角は崩れても中に崩れませんから人だけは助かります。之が土角造改良の第一點です、それから第二點は、出口が一つか二つありますが、出口の楣(横木)の上だけは土角を積まないことです。それは逃げるときに土角に打たれないやうにと云ふ爲であります。之も大して六かしい註文ではない筈です。是れ位なことならば行はれるだらうと思ひますし、又是れだけの被害があつて、土角は止められんとしても、土角に何の改良も施さん、と云ふことは有り得べからざることだと考へます。最少限度のこととして申上げて見たのであります。中の木は丈夫に組めば組む程宜いのです。詰り中の木の枠を更に丈夫にすれば宜いのですけれど、唯數本の柱と簡単な組み方

でも、先づ／＼中に崩れないやうにすることが出来ると、斯う考へるのであります。

それから、今申し上げましたのは、主として災害地の復興に關してのことでありませうけれども、伺ひますと全島の建物取締規則を作らうと云ふ御計畫で、今御立案中ださうであります。それにも、どうか今申上げたやうな趣旨でお考へを願ひたいと思ひます。

臺灣家屋建物規則施行規則—之を戴いて拜見しました。今度震災地建築取締規則の草案中ださうですが、洵に結構に出来て居るやうに思ひます。

此の中の一、二に付きまして、多少の意見がないでもありません。それらに付きましては井手課長の方と御打合せを申上げて置きましたのです。又規則が出来ましても、施行に方つて遺憾があつてもならぬことでありませうから、取締の機構に付、併せて十分に御考究を御願ひ致したいと思ひます。

臺灣中部震災に於ける家屋の被害に就て

臺灣總督府技師 井 手 薰

昭和十年四月二十一日朝突如として臺灣中部に襲ひ來つた地震は、其強さに於てはこれまで内地に屢々起つた激震のように烈しいものではなかつたのであるが、其性質が斷層によるものであつた爲に、地域に依り其強さに甚しき差違を生じて其衝に當つた部分は激動を受け、慘憺たる被害を見たのは已を得ざる事である。而して若し之が内地であつたならば、

家屋は大抵或程度までは地震に耐え得る木造なるが故に、此程度の地震に於ては、其被害は此激甚なる道筋のみに限られる筈であるが、臺灣に於ける農村其他部落の民家は建築とは稱し得ざる程極めて脆弱なるものであるため、道筋を外れたる處までも、一律に比較的多大なる損害を受けたのである。これが抑々今回の震災が地震の強さに比して過大の死傷を生じたる主要なる原因である。換言すれば、地震が強かつたのではなく家屋が極度に弱かつたのである。同じ震災地に於ける少數の内地人住宅が、古き木造にして尙且つ安泰を保ち得たことを見ても、此等の消息を如實に語りつゝあることが知らるゝのである。

又此度の地震の區域は新竹臺中の兩州に互つて頗る廣いようではあるが、略々南北の方向に數條の斷層線が走つただけであり、而も主要の都會地を避けて山野を貫いたものであるため、家屋人畜の被害は小部落並びに散在せる農家に限られ、大なりと雖も此程度に止まつたのであつて、若し之が人家稠密の都市を貫通して居つたならば、更に恐るべき慘害を現出たことと思はれる。又若し此地震が内地のものゝ如く一つの震央を中心として廣範圍に放射された震動であつたならば意外の結果となつたことであらう、何れも不幸中の幸と謂はなければならぬ。

○震災地に於ける家屋

臺灣に於て土着民が古來踏襲したる住居は、之を造るに専門の職工を煩はしたものではなくして、概ね手造りのものである。先づ水田の泥土を箱型に入れて突き固め、之を出して日光に乾かし、これに依て得るものは幅約一尺、長さ約一尺五寸、厚さ約三寸の固結したる土塊である。之を柔かき泥土を以て積んで壁體となし、四壁を圍みたる後、丸太を此上に掛け渡し竹木の類を以て屋根を組み、茅又は薄き瓦をのせて雨露を防ぐに過ぎぬ。之を土磚造と稱する。屋内は固より土間

の儘であり、人の住む處も鶏豚や水牛の小屋も其間にさしたる差等を認める事が出来ぬ。

土确造の壁體は相當の厚さと重量とを有するが故に、平家造の程度のもは垂直の力に對しては安定であり、水平の力に對しても暴風などの程度ならば、何等の不安もなく、加之此地方特有の暑氣に對しては最適したるものである故に、平時に於ては、これで何等の支障も無い。然しながら此構造を以てしては、一旦地震の如き激烈なる衝動を受くる時一とたまりもなく崩壊すべきは當然の事である。

多少市街の形をなす家屋集團地即ち街庄の如き處に於ては、土地柄支那式煉瓦の使用多く、街路に面したる店舗正面は概ね赤色煉瓦造である。然るに其煉瓦造なるは多くは店舗の前面、即ち人の目に觸るゝ部分のみであつて、一步屋内に入る時は凡て土确造の壁體を使用し、それ等は前部の煉瓦壁體と何等の結合連絡なく、甚しきは、之を以て二階建となすもの多く、今回の地震には此等は悉く全壊の厄に會つたのである。又煉瓦の部分も其接合にセメントの使用少く、多くは石灰モルタルに過ぎぬ、故に地震の襲來と共に屋内に於ては、土确壁の崩壞に依りて死傷し、僅かに免れて街路に逃れんとしたるものも出口に於て煉瓦の倒潰に會ひ、而して此等の市街は街路極めて狭きが故に、兩側の壁體は凡て街路上に折重なりたるため、此處まで逃れたる後其下敷となつて斃れたるものも多數に上つたのである。若し此等の家屋が内地の木造家屋の如く、たとへ大破に及ぶとも住者の逃避するまで支え得て、其上に街路が廣かつたならば、あれまでの死傷は出さずして済んだことと思はれる。

元來土确は建築材料と認め得るだけの強度を有するものではない。之を積み上げて相互の連結はない、そして家の形をなすと雖も、壁體と屋根との緊結もない、即ち構造と認むべきものがない。畢竟材料と認め難きものを以て構造と稱す

べき手法が毫も施されていないのであるから、之を家屋と稱することも如何かと思はれる。無論之は建築とは認めかねる種類のものである。

例へば箱を造るに板を切り、四方を囲み底をつけ、此等に釘打ちつけて初めて堅牢なる箱をなすのであるが、如何に板を以て囲むとも、釘打つまでは箱と見る事は出来ぬ、それは單に板を寄せ集めたものに過ぎぬ。土造のものは之と同じく唯四周を囲みて積み重ねたるのみにて、之に緊結の手法が施されていないのであるから、釘を打つ前の箱板に等しきものである。斯の如き土塊の堆積の蔭に身を托して、其生命と財産の安泰を期せんとする状態に在るのであるから、寧ろ憐れむべきものである。

土角は今を遡ること四五千年の太古、埃及びバビロン、アツシリア等西部亞細亞の灼熱地方の人種に依つて使用せられたもので、今日の如く鐵筋コンクリート・鐵骨等が盛んに用ひられ、建築材料構造に何等不自由なき時代に、時を同ふして使用さるゝことは寧ろ奇觀とも見るべきものであるが、民度と慣習に依て保持されつゝある以上、一舉に之を改めしむる事は容易の事ではないのである。況して現在に於ける臺灣の總人口約五百萬、其の内少數の内地人と蕃人を除き、其他の約九割に相當する本島人の大部分が此土礫の類に親しみつゝあるのであるから、問題は輕からぬものと謂ふべきである。

○震災地家屋の復興に就て

今日の建築技術にては、相當の激震にも耐え得る構造のものを造るに、左まで苦心を要することはないのである。臺灣に於ても臺北、臺南、其他の都市には、それ等の技術に依て造られたものも少くはない。然しながら地方街庄の小市街又は田園に散在する農家にまで、此種耐震的建築をすゝむる事は、其民度が許さぬので到底不可能の事である。内地の家

屋は農家に至るまで木造であつて、別に耐震構造として考案を施すまでもなく、木造そのものが既に或程度まで耐震性を保有して居るのであるからその點は幸と謂ふべきであるが、臺灣の民屋は前述の如く毫も耐震性を具へて居らぬ種類のものである故、之を地震の前に放置することは累卵と何の異なる處が無いのである。それ故に今之に幾分なりとも耐震性を附與する事は是非共考慮されなければならぬ事であるが、一たび民度を顧みる時はこれも容易の業ではないのである。是に於て實際問題としてなし得べき範圍に於て次の如く復興の途を講ぜんとしたのである。

地震に際して、其襲來と同時に形を失ふが如き脆弱なるものは之を廢し、此の構造を改め又は已むを得ずんば之を補強して、震動に對抗して少くとも人命、財産に危害を及ぼすことなからしむる程度まで引上げることとし、新に之に必要な復興建築に關する規定を設け、民度の許す範圍に於て家屋の強度を増さしむべき方法を指導し、之に依て改築又は新築せしむる事としたのである。

其概略は市街の形をなす家屋集團地に於ては、土磚造は之を禁止する事、煉瓦造は必ず之に必要な適度のセメントを使用する事、街路に面した亭仔脚の部に於ては柱梁等鐵筋コンクリートの構造部を以て緊結の強度を加ふる事、而して其の他の部に於ても構造の緊結を確實にする事等であり、若し民度に餘裕ありて全部鐵筋コンクリート等堅牢なる近代式建築を新築せんとする者あらば固より之を要望するのであるのが、一般に對しては之を強る事は暫く差控へる事として居る。先づ此等に依て從來のものより數段強度を加へたるものとし、震動を受くるとも暫時住者を保護して、危害を大ならしめざる程度まで進めんとするのである。之と共に他方、市區を改正して街路の幅員は從來のものゝ幾倍となし、避難交通にも支障なからしめた事も、相俟つて將來の災害を減じ得る事と思はれる。

田野に散在する農舎に對しては強て土硝造を廢止せしむる事も出來ず、暫く之を認め、竹木の類を加へて補強の方策を施さしめ、又は別に竹造木造の家をすゝめつゝあるも、植物性の材料は構造の如何に依ては恐るべき白蟻の蝕害と火災の如き新なる災害を加ふる虞もあり、更に一段の苦心を要するのである。此度の震災に於ては被害は大なりしも火災を伴はざりしは幸か不幸か土硝造の賜であるとも謂ひ得るのである。

建築上より觀たる中部臺灣の震災

總督府技師 白倉好夫

震災地方

昭和十年四月廿一日拂曉中部臺灣即ち新竹、臺中兩州下を襲へる大震に就て、地震學者の説によると、震災央は臺中の北々東二十二軒の地點即ち大安溪の附近に在り、震源は其の深さ割合に淺く、地下十軒位の處に在り、爲めに災害の及びし地域が幸に小範圍ですんだものと云はれて居る。

地震の激しさの指數から云へば、先年の關東、丹那等の夫れに比し遙かに及ばなかつたのであつたに不拘、災害は本島としては記録的甚大であつたのは其の原因全く建築上の缺陷に外ならない。

而して災害地方は新竹州下に於ては苗栗郡下を最として、竹南、大湖の各郡下の街庄部落の災害も相當甚大であり、新

竹郡下及び新竹市内に於ても多少の被害が有り、臺中州下に於ては、豐原郡下が被害最も甚大で、大甲郡東勢郡下も相當ひどくやられ、彰化郡、大屯郡下に於ても幾分の被害を見たのであつたが、之は他に比し至つて微々たるものであつた。其の結果から見て、南庄と卓蘭、苗栗と豐原、清水と彰化とを結ぶ殆んど平行なる三線、及び沙鹿、神岡、内埔を結ぶ線が激震地帯で有つたことがうかがひ知られる。

罹災家屋及罹災民の數

地震の激しさは割合に弱かつたことは前にも述べた通りであるが、夫れにも不拘災害を被つたことは相當甚大で、總督府警務當局の調査によると全壞家屋壹萬七千八百三十五戸半壞壹萬壹千二百四十四戸、大破せるもの約壹萬戸に上り、死者參千二百四十九名、負傷者約壹萬貳千名、罹災民の數は實に貳十六萬人に及び、家屋家財の損害高は約壹千四百萬圓夫れに公共建設物の被害高を加ふれば、實に貳千萬圓を突破するだらうと云はれて居る。

罹災家屋の構造上の種類及び其の被害状態

上述の通り地震の激しさに比し災害甚大で、多數の死傷者を出し驚くべき損害を來したる原因は、市區の不整備、地質地盤の關係、其他にも色々有らうが、其の最大原因は建築物の缺陷即ち至つて脆弱で有つた結果で有つたことは萬人の認むる處で有る。然らば今回の罹災家屋はどんな風に建てられて居たか。

主要構材の種類により大體(イ)土角造(ロ)煉瓦混用土角造(ハ)煉瓦造(ニ)煉瓦混用木造(ホ)木造(ヘ)鐵筋コンクリート

造の六種に分類せらるゝが其の内土角造及煉瓦造りが最大多数を占めて居る。併し何れも震害を受けたものは受ける丈の缺陷、即ち構材上構造上且施工上の缺點が有り、何れは今回の災厄に到達すべく運命付けられて居たのである。

(イ)土角造、土角造りに在つては土角を粘土丈で造つたもの、又は粘土に藁筋又粗穀を混入して乾固めたものの二種あり、之等を只粘土で積んだものと、粘土に幾分石灰を加へて積み上げたもの、又稀には土角の間に竹の筋を入れたものもあり、壁は多くは一枚積で、一枚半積又は二枚積は二階建にまれに見る位である。

屋根には小屋組なく、母屋は土角壁體の上に直かに置渡しになつて居り、臺灣瓦か茅を以て覆葺されて居る。

土角造の別種として、粘土に幾分石灰を混じ、假堰板により直接に壁を突固めたものもあるが、数は甚だ少ない。

土角造が地震に對して、あらゆる建築物中最脆弱であることは、今回の地震に徴する迄もなく判り切つた事で、之迄各地方に起きた地震に際して再々其の災厄に遭つて居る事であつて、災害地に於てこそ警戒もし改善も謀る氣も出て來るのであるが、夫れも當座丈で稍々時を経ると咽元過ぐれば熱さを忘るで、兎角當時の苦惱を忘れ勝となり、況んや他の地方に於ては災害を及ぼす程の大地震が暴風の如く頻繁に來ないのと、自分に差し詰め振りかゝらぬ災厄は、他日同じ災厄に罹かるべき状態に置かれてあつても、餘所事に考へられる事と、又工費が頗る低廉なる點と、建方が至つて簡單で特別に職人の手を煩はさなくとも、各自で容易に建てられるといふ便利さと、且つ地震さへなければ防熱防火耐風の的で有るといふ點から、官に於ても別段禁止することもせず、各自に於ても案外呑氣に構へて居たのであつた。

今回の地震が部分的には複雑で相當激烈で有つたらう點も窺はれるが、比較的弱い方であつたにも不拘、之等土角造の多くは全壊又は大破を來たした事は當然であつて、小破ですんだものの有つたのはむしろ不思議な位である。

此の内蘆荊を混入した土角は、粘土丈の土角より勿論幾分は優つて居り、粘土丈で積んだものより石灰を加へて積んだものが何程か優れて居たと云つても、夫れは比較的問題で大した相違はなく、只土角の間に竹の筋を入れたものは相當有效であつたことは事實で有るが、何れにしても五十歩百歩の差で、只逃げ出す丈の餘裕の有る無し程度でしかなかつた。殊に屋根が前述の通りであり何等緊結の方法を講じて居ない結果、一方壁の倒潰と同時に家屋全體がベチヤンコになるのである。

(ロ)煉瓦混用土角造 之は煉瓦を混用した丈、工費も從つてそれ丈増加する道理で有つて、土角丈の建物に比すれば幾分高級に屬する。家屋の隅々と間仕切壁の接合點とに煉瓦一枚乃至一枚半厚の煉瓦積の補強柱を建て、居ると、前面丈煉瓦造にし、後方は全然土角造にするのと、又は煉瓦柱補強の土角造にしたものと有る。

夫れは勿論構造上から云つても土角丈の建物より優つて居る、併し夫れ等の多くが土角造と同じく大被害を受けた所以は、補強の筈なる煉瓦積が頗る粗悪で、更に其の効果を現はし得なかつたのである。第一煉瓦其のものが土角に毛の生へた位の半燒のものであり、積むにセメントモルタルを以てせず、石灰モルタルで有り、又たとへセメントモルタルを使つたと云つてもセメントの量を極めて少量にししか用ひぬもので間に合せ、而も煉瓦目地に充分廻らず、只其の口元丈申譯に入れる程度のもの多く、尙一枚半積の柱形と云つても側を半枚厚に四角に積み、中央は空隙になつて居り、此の中に玉石や煉瓦屑を充填したものが多いのである。

こんな状態であるから土角の部の崩潰と同時に、折角の補強の積りのものが何の足しにもならなかつたのである。前面煉瓦造のものと同じく後方崩潰土壓に對して何の支へにもならなかつた許りでなく、夫れ自體がサツサと倒潰して

行くといふ始末のものが多かつた。

(ハ)煉瓦造 煉瓦造の内で合理的に設計され、周到なる注意のもとに施工されたものは、たま／＼断層線にぶつかつて居たとか、位置上特別複雑激烈な振動を來たした爲めに土地自體が目茶苦茶になつた處に建てられて居た以外は、今回位の強さの地震では先づ安全であり、銅鑼の警察官派當所、清水街の大甲郡役所等邊り一體大災害を蒙つた中に一寸の龜裂さへ來て居ない。是等の無被害の建物は煉瓦造平家建であるが、清水街の李某の住宅の如きは煉瓦造二階建で一部三階建であるにも不拘、何等被害といふ點を見出されなかつたのである。

其の他にも完全であり、又は極輕微な被害に止つた建物も相當有る事から考へて見ても、煉瓦其のものを上焼品を選び施工其他に注意しさへすれば、煉瓦造と雖も可成耐震的になり得るものである。

然るに大部分の所謂煉瓦造の建物は一通りならぬ粗惡なものであり、且つ二階建であつてさへ上下共一枚積みであつたり、甚だしきは一枚積みの柱形を上下に通し、其の間は半枚積みのものさへ有る位であるから、平家建に至つては殆んど一枚積み、半枚積みといつてよく、尙間仕切は殆んど木造で基礎がまるつきり不完全と來て居るから、宛も四角な弱い煉瓦造の箱に簡単な屋根を覆せたといふに止まる始末で倒潰するのが當然と云はなければならぬ。

亭仔脚前面開口が二間以上もあらうと云ふに、一枚半位の而も中空の煉瓦柱を建て、迫卷の極めて薄い缺圓のアーチであつたり、たま／＼鐵筋コンクリートの楣を架しても、極めて不完全のものであつたり、而も内壁とは何の連結もないといふ工合で、構造上少しも考慮を拂はれて居ないのが、殆んどすべてと云つても宜い位であつたから、到底倒壊を免れ得なかつたのである。

(ニ)煉瓦混用木造 煉瓦柱を建て、之に木の胴差を挿し込み、柱間を壁か下見板か其の他のもので仕上げたといふ粗末なもので、勿論煉瓦柱の崩壊によつて全屋の倒潰を來たすものであるが、重量が比較的軽いといふ點から、煉瓦混用土角造に比しては數に於ても少い關係も有るが、被害の程度は少なかつたと云へる。

(ホ)木造 木造は内地人の家屋か、學校或は團體の建築に多いので、本島人家屋には餘り多く見出されないが、少し注意さへすれば充分耐震的で有り得るので、今回の地震に於ても餘程古い建物とか、構造上又は施工上餘程不備缺陷が有つたりしたとか、又は特別な土地に建つて居たとかの外は、殆んど安全であつた。不幸にして倒潰又は大破したものに就て見るに、構造上に不備の點、施工上に缺陷の點を容易に見出されるので有つた。

之は恐らく工費を限度以上に節約した結果から來たものであつて、少し費用をかけ、控柱を取り付けるとか、方杖筋違を充分入れることによつて、特別の事情のなき限り此の災厄から免れ得た筈である。現にそうした建物は、たとへ少し古びた家屋でも何等の災害を被つて居ないのである。

(ハ)鐵筋コンクリート造 鐵筋コンクリート構造のものは其の數に於ては極めて微々たるものであるが、其の僅かの建物の内で殆んど倒潰に近き迄の大破を來たして居る例は、臺中州豊原郡下内埔公學校の校舍がそれである。之は唯一のもので他には一つもなかつた。

鐵筋コンクリート構造は耐震耐火構造として理想的のものとされて居る。夫れにも不拘此の慘憺たる有様を呈したのは一體何故であらうか。これでは鐵筋コンクリート構造も頼みにならぬではないかと誰れしも一應の疑問を持つに相違ない、現にそう云つてゐるのを聞いたこともある。

只鐵筋コンクリート構造でさへあれば直ちに夫れが理想的耐震構造と思ふのは大きな間違ひである。

夫れには必ず耐震的計算のもとに設計せられなければならぬ、且つ完全なる施工を伴はなければならぬ、こゝに始めて理想的耐震構造と云はれるのである。如何に部分的には堅牢で有つても、他の部分に弱點有れば、總體的には脆弱なる建築物でしか有り得ないことは云ふ迄もない事である。

併し内埔公學校の夫れが、大體設計上に不備が有り、施工上に遺憾の點が有つたことは認められるが、一概に原因を夫れ許りに負はせる譯には行かぬ節も有る。地盤が高臺に有り、而も丁度地震の筋とも云ふべき斷層線に當つて居た爲めに、校庭は慘々に龜裂を來たしたのである。これでは少し位堅牢に建設されても恐らくたまつたものであるまいと思はれる。

市區の改正と復興建築

今回の地震に際して痛感せられたことは、住宅の殆んどすべてが低級脆弱建築で有つたが爲めに、蒙らなくてもすんだ筈の大災害を受けたことは前述の通りで有るが、又一つには折角避難せんとするも、道路が餘りにも狹隘で有つた事が、みすみす多數の死傷者を出した事である。

復興建築着手前に、先づ市區改正の急務なる事を叫ばれたのは理の當然である。

茲に於て府當局に於ては、いち早く戸數五百戸以上の集團部落には思ひ切つた市區計畫を施行せらるゝ事になつた事は眞に時宜に適したものと云ふべきで、ひいては獨り今回の震災地のみならず、やがては全島的に及ぼさるゝ事を希望するものである。

復興建築の様式を如何にすべきやに就ては相當考究せられたのであつたが、夫れには民度經濟上の點を考慮に入れることが當然であつて、耐震的理想から云へば勿論鐵筋コンクリート構造に如くはないのであるが、之を強いることは云ふ迄もなく無理である。勢ひ木造か煉瓦造になるより仕方ない、従つて之を如何に經濟的に而も耐震的に施工するかを指導することが最も必要であり、勿論各當局に於て此の方針のもとに着々進まれて居るのである。

土角造は今回の震災に徴する迄もなく甚だ危険であることは判り切つた事で有り、復興建築には全然之を禁止せられたことは當然であつて、之亦漸次全島的に及ぼす様にしたものである。只一時に改善することは不可能とすれば、少なくとも木枠の補強でもして、不時の災害に際して逃げ出す丈の餘裕丈でもして置く必要を感じるものである。



口 繪 寫 眞
建築被害の説明

① 新竹市内の店舗

新竹市内に於ては比較的新建築に屬するものは被害なく、災害を蒙つたものは舊式の古い建物に限られ、然も角家に於て著しい。

② 竹南武徳殿

壁體は鐵筋コンクリート及び煉瓦混用の平家建で此部には被害はない。
本棟は相當高く、煉瓦積を以て施工したものであるが全部潰落し、其の墜落に際し屋根瓦を破損した。

竹南郡

③ 中港溪附近の縦貫道路

高く盛土したる箇所であつたが、地盤は脆弱で大龜裂を來した。

頭分庄

④ 尖山下部落(その一)

煉瓦土角混用の二階建であつて、母屋を置渡した丈で臺灣瓦を以て覆葺したものの。角家に於て、前面全部潰落、其他は大破小破に止まる。

一般に家並連續の場合には角家は最も被害が甚だしく、角家は特に堅牢に建築する必要がある。

⑤ 同 (その二)

煉瓦土角混用のものであつて、新築中のものであつたが殆んど全壊した。

⑥ 苗栗街の民屋

土角造は殆んど倒壊し、木造及び煉瓦混用のものは僅かに倒壊を免れたが、殆んど

倒壊に近き迄の被害を受けたものが多い。

苗栗街

⑦ 苗栗俱樂部

煉瓦、土角混用二階建の建物で、間仕切は木造、小屋組は木造で内地形の瓦を以て覆葺したもの。
相當歲月を経たる建物である。

苗栗郡銅鑼庄

⑧ 銅鑼部落(その一)

大部分は土角造の平家建であつて、中には少數煉瓦又は木造混用のものも有つたが殆んど部落全體倒壊の厄に遇ひ、完全なもの皆無といふ慘酷たる光景を呈した。

⑨ 同 (その二)

銅鑼部落は山手の中腹に在つて地盤的關係から特に複雑な震動をなしたと云はれてゐる。

苗栗郡銅鑼庄

⑩ 富士公學校々舎

木造平家建であつて、木造西洋小屋組で内地瓦を以て覆葺したものの、相當古い建物であつて、構造上に缺點も有り、即ち土臺を有せずには柱は直ちに煉瓦腰上に建て、控柱方杖其他を抜き、木造としては至つて脆弱な建物であつた。

苗栗郡銅鑼庄

⑪ 老鷄隆部落

全部落が低級な土角造平家建、茅葺の建物であつて、斷層線上に在つた爲め殆んど例外なく倒壊した。

苗栗郡公館庄

⑫ 石圍墻部落

部落全體土角造、茅葺の至極低級な建物のみであつて、殆んど倒壊大破せぬものはなかつた。

竹東郡北埔庄

⑬ 北埔廟前

煉瓦土角の混合、二階建多く街路面の二階壁體の潰落其他、大破小破を免れぬはなかつた。

臺中州豐原郡内埔庄上后里

⑭ 農業公民學校々舎

木造平家建であつて内地瓦を以て覆葺したものの、

竣工した許りの新校舎であつたが餘りに工費を節約した爲め構造上に遺憾の點が有り、尙斷層線上に在つた爲め倒壊の止むなきに至つた。

臺中州豐原郡内埔庄上后里

⑮ 農業公民學校

々舎内壁

木造平家建新築した許りのもの。校舎が傾斜した爲め内壁は寫眞の如く脱

落した。

豐原郡内埔庄

⑯ 内埔公學校々庭

(その一)

校庭は高臺に在つて最も震動激烈な斷層線上に位し、爲めに校庭は諸所に大龜裂を生じた。煉瓦造建物は云ふ迄もなく、鐵筋コンクリート造建物迄大災害を受けた。

⑰ 校舎(その二)

鐵筋コンクリート造り平家建、木造小屋組、内地瓦を以て覆葺したもの、構造上に遺憾の點の有ると同時に激しい斷層線上に在つた爲め殆んど倒壊に近き迄の大破損を來した。

⑱ 同 (その三)

此の校舎の側に建築されて居た煉瓦造平

家建の校舎は全然倒壊したのに不拘、構造上の缺點が有りながら此の鐵筋コンクリートの校舎は少なくとも倒壊丈は免れ、避難の餘地を存したのは鐵筋コンクリート構造の有效を物語るに充分である。

豊原郡内埔庄

19 屯子脚市場附近

市場は木造平家建であつて控柱筋違等構造上の注意を拂はれて居た爲め被害なく、其の附近の土角造は殆んど倒壊した。

内埔庄

20 屯子脚の民屋

煉瓦柱を築くに中央部を中空にした一例。
殆んど此の式によるもの多く、甚だ脆弱なものである。

豊原郡神岡庄

21 神岡庄役場廳舎

煉瓦造平家建であつて木造小屋組内地瓦を以て葺いたもの。

玄関車寄上部のパラベット及び棟潰落し壁體にも少しく龜裂を生じた。

豊原郡神岡庄

22 神岡部落

部落の多くは土角造茅葺であつて殆んど例外なく倒壊した。

神岡庄

23 神岡警察官吏派出所

煉瓦造平家建鐵筋コンクリート陸屋根構造の建物間仕切なく四角な形であつて、トツプヘビーの爲めに震動の影響を受けること特に甚だしい結果、壁體に大損傷を來たした。

24 神岡庄の媽祖廟

周圍壁は相當の壁厚は有るが全然土角造りであつて、臺灣式小屋組臺灣瓦を以て葺いたもの。

25 神岡庄の獨立家屋

煉瓦土角混用の二階建であつて此の種の住宅としては稍々高級のものに屬する、二階の部は全部倒壊し階下は大破を來した。

大甲郡

26 清水市街

土角造は殆んど倒壊し、其他は多く大破又は多少とも被害を受け何等の災害にも合はないものは至つて少ない。

27 清水街獨立家屋

煉瓦造二階建であつて木造小屋組臺灣瓦を以て葺いたもの、パラベットは全部潰落し、隅部に於て大破を來たした。一般に隅部に於ては被害多く、今後の建築に當つて最も注意を要する。

清水街

28 清水公學校雨天

體操場

煉瓦造平家建であつて鐵骨小屋組石綿スレートを以て覆葺したもの、壁體には補強としてバットレスを有するが妻部に於ては何等の補強なく、従つて妻部の崩壊を來たした。

29 清水街(その一)

煉瓦土角混用の二階建の家並であつて前面亭仔脚は煉瓦積、二階正面は煉瓦半枚厚積のものが多く、倒壊家屋の中に、其の半枚積の箇所は現存するのはむしろ不思議に感ぜらる。

30 同 (その二)

土角木造混用の二階建であつて臺灣式小屋組、臺灣瓦を以て覆葺したもの。壁體の土角は潰落したが、倒壊を免れたのは木造

の部の補強に依る。土角造に木枠の補強をなす事の有效なるを證明するに足る。

31 清水街の民屋

煉瓦土角混用の場合は煉瓦造の部分が被害を受ける以前に土角の部分の崩壊を免れぬ。

32 清水街市場

煉瓦造平家建、横長き煉瓦造建物に於ては振動の關係により妻部の被害甚だしく、潰壊を見る例が多い。

故に此部は特に注意して補強の道を考慮する必要がある。

33 清水街李某住宅

煉瓦造二階建であつて周圍ベランダ、上部屋根は鐵筋コンクリート構造の陸屋根となし、中央部は木造小屋組内地瓦を以て覆葺したもの、特に鐵筋コンクリート其他の補強を施さず、而も何等被害の跡がない。

構造上研究の一資料である。

大甲郡

34 梧棲街民屋

梧棲街は舊市街であつて街路面は多く古い時代の煉瓦構造で内壁は殆んど土角造の家並である。

軒高低く街路面は被害を受けたとも見えぬが一步内部をのぞけば、土角の部は殆ど潰壊した。

35 梧棲街梧棲公學校

々舎

煉瓦造平家建であつてバットレス補強をしてあるが斷層線上に當る場合は效果の薄いことを示す。

大甲郡

36 沙鹿庄役場廳舎

煉瓦造二階建であつて、屋根は鐵筋コンクリートの陸屋根構造、二階は同所警察官吏派出所と同じく會議室となる。

階上の隅部に被害が多く階下には少ない。此種の建物は階上は甚だ脆弱であるから特に階上の構造に注意する必要が有り、殊に隅部に於て然りである。

沙鹿庄

37 警察官吏派出所

煉瓦造二階建であつて、屋根は鐵筋コンクリートの陸屋根構造、二階は相當廣い會議室の一室より成るもの、階上の隅部其他に大破損を來たしたが階下には被害が少ない。

大甲郡

38 沙鹿庄

煉瓦、土角混用二階建の家並であつて前面だけを煉瓦にし、其の他は殆んど土角造とした。屋根に小屋組なく、母屋を土角造間仕切の上に置渡し、多くは臺灣瓦を以て覆葺した。パラベットは殆んど全部及び前面煉瓦壁體共潰落した。(説明—官房管轄課 白倉技師)



臺灣地震史

西村傳三

緒言

臺灣に於ける地震観測は清國政府時代、明治二十四年に西洋人により安平税關に於てなされたのが始めて勿論之は地震計を用ひず、只人身感覺による地震観測であつた。明治二十九年本島に測候所が設立され、次いで臺北、臺南、澎湖等に「ミルン」式普通地震計が据付けられて、地震の大きさ、震央等が明にされ、漸次器械観測の發達を見、年を逐つて観測網の充實と改良が行はれて來たが、昭和三年臺北測候所に「ウ・キ・ヘルト」式上下動及び水平動地震計が据付けられて更に一段の進歩を見、昭和八、九年に至つて殆んど全島測候所に「ウ・キ・ヘルト」式其の他各種の地震計が配備され、今や正に是等地震計の活躍時代を呈するに至つた。

斯くて本島に於ける地震の器械観測は、早くも四十年に垂とする歴史を有し、幾多貴重な記録を残した。もとより古きは、観測必しも正確を期し難く、又観測網の極めて疎であつた爲の誤差を許して、茲に一通りの地震々災史を編み、本島附近の地震活動の外貌を窺つてみる。大方の御参考ともならば幸である。

一、大地震概表

曩に故大森博士により編纂された本邦大地震概表臺灣の分（震災豫防調査會報告第八十八號乙）は、明暦元年（一六五五年）より大正七年に至る間の記録を蒐録したものであるが、更に之等を其の後の地震學的見地より検討し若干修正の上茲に轉載する。

本表は承應三年（一六五四）より昭和九年（一九三四）に至る間苟しくも本島に震害を與へた地震、及被害なきも比較的規模大なるもの（稍顯著地震以上）を年代順に列舉したものである。表中（顯）、（稍）、（小）及（局）は夫々顯著地震（有感覺區域半径三〇〇秆以上）、稍顯著地震（二〇〇―三〇〇秆）、小區域地震（一〇〇―二〇〇秆）及局發地震（〇〇秆以内）の略。地名下の括弧内は北緯及び東經の數を示す。時刻は凡て西部標準時をとる。尙領臺以前のは臺灣府誌、諸羅縣誌、彰化縣誌、雲林采祥冊、淡水縣誌、噶瑪蘭廳誌、澎湖廳誌、重纂福建通誌及安平稅關氣象表等の古書より拔萃したものである。（臺北測候所調査による。）

領臺以前

清 曆 年 月 日	西 曆 年 月 日	日 本 曆 年	激 震 地 方
永曆八年十二月十四日	一六五四年一月廿一日	承 慶 三 年	（臺南なるべし）
同 十四年	一六六〇年	萬 治 三 年	同
康熙五十九年十月一日	一七二〇年十一月一日	享 保 五 年	臺南？

同 十二月八日	一七二一年一月五日	同	同
雍正十三年十二月十七日	一七三五年一月廿七日	享保廿年	臺南、嘉義、彰化
乾隆十九年四月	一七五四年	寶曆四年	淡水
同 四十一年十一月	一七七六年十二月	安永五年	嘉義
同 五十七年六月丁亥	一七九二年七月廿日	寬政四年	彰化、嘉義
嘉慶廿年六月	一八一五年七月	文化十二年	宜蘭
同 九月	同 十月	文化十三年	淡水
同 廿一年	一八一六年	同	宜蘭
道光十三年十一月	一八三三年十二月三日	天保四年	同
同 十九年	一八三九年	天保九年	嘉義
同 廿年十月	一八四〇年十一月	天保十一年	雲林(斗六)
同 廿八年	一八四八年	嘉永元年	同
同治元年五月九日	一八六二年六月六日	文久二年	臺南、嘉義、彰化
同 六年十一月十三日	一八六七年十二月十八日	慶應三年	基隆
光緒七年	一八八一年	明治十四年	臺北
同 十八年四月廿二日	一八九二年四月廿二日	明治廿五年	臺南

領 臺 以 後 (器械観測による)

日	付	發震時(西部標準時)・震央・被害・其他記事
明治三十三年(一九〇〇)五月十五日	(顯)	二十時十分本島南海に發し全島に有感
三十四年(一九〇一)六月七日	(稍)	八時五分宜蘭附近に發し殆んど全島に有感、臺北州及新竹州の一部に輕微

三十五年（一九〇二）三月一日（稍）

三月二十日（稍）

十一月二十一日（稍）

三十六年（一九〇三）六月七日

九月七日

明治三十七年（一九〇四）四月二十四日（稍）

十一月六日（稍）

三十八年（一九〇五）八月二十八日（小）

明治三十九年（一九〇六）三月十七日（顯）

な被害、家屋全壊一戸、半壊五七戸

八時十四分北部に發し殆んど全島に有感

九時五十九分臺南に發し全島に有感

十五時三分臺東に發し全島に有感

十七時七分全島に弱震（弱き方）以上を感ずるも震央不明

十五時十四分臺東沖に發し臺東にて餘震九四回を感ず（十月七日迄）

南西部烈震十四時三十九分八獎溪上流（二三度五・一二一度五）に發し全島に有感。臺南州全般、高雄州北部を通じ死者三名、傷者十名、家屋全壊六

六戸、半壊一五二戸、破損六八八戸

嘉義斗六烈震 四時二十五分北港溪下流（二三度五・一二〇度三）に發し全島に有感。臺南州中北部を通じ死者一四五名、傷者一五八名、家屋全壊

六六一戸、半壊一、一一二戸、破損二、〇六七戸を算し新港附近地割及噴砂を生ず、嘉義に於る有感覺餘震三四回（十二月十七日迄）

花蓮強震 〇時二十二分タツキリ溪附近（二四度二・二二一度七）に發

し中部以北に有感、花蓮港にて家屋の半壊一戸、破損八戸

嘉義烈震 六時四十二分臺南州民雄（打猫）附近（二三度六・一二〇度五）に發し全島に弱震（弱き方）以上を感ず、臺南州北半に被害甚大死者一、二

五八名、傷者二、三八五名、家屋の全壊六、七六九戸、半壊三、六三三戸、破

損一〇、五八五戸、燒失三戸を算し梅仔坑北方より打猫に至る延長十三軒

の顯著なる斷層（略東北東—西南西に走り水平すれ開元后庄に於て最大二

四〇釐、落差最大尾庄に於て約一八〇釐、北側地塊が相對的に東北東に變位

し又開元后庄以東は北側が相對的上昇、以西は沈下す）及び打猫西方及北

三月二十六日 (局)

方に夥しき地割竝に噴砂を生ず、嘉義に於て前震一回及續震六九回を感ず
(四月九日迄)

嘉義地方強震 十一時二十九分斗六地方(二三度七・一二〇度五)に發し
臺南州北部に死者一名、傷者五名、家屋全壊二九戸、半壊四三戸、破損四
八六戸を生ず

二十時四十二分嘉義地方に家屋全壊五戸を生ず

四月四日 (局)

〇時五十三分

四月七日 (稍)

六時四十分

鹽水港強震 店仔口附近(二三度四・一二〇度四)に發し

全島に有感、臺南州中部に死者一名、傷者六名、家屋の全壊六三戸、半壊
九六戸、破損一八七戸を算し後大埔附近崖崩れ多し

明治三十九年(一九〇六)四月十四日 (顯)

鹽水港烈震

三時十八分及七時五十二分の二回店仔口附近(二三度四・一

二〇度四)に強震を發し全島に弱震以上を感じ、臺中より高雄に互る廣範圍
に死者一五名、傷者八四名、家屋の全壊一、七九四戸、半壊二、一一六戸、
破損七、九二二戸を算し地割噴砂崖崩れ又多し、嘉義に於て餘震四七回を感
ず(四月十九日迄)

五月四日 (局)

鹽水港地方 全壊三戸

四十一年(一九〇八)一月十一日 (稍)

東部強震 十一時三十五分花蓮港廳拔仔附近(二三度七・一二一度四)に
發し全島に弱震(弱き方)以上を感ず、花蓮港廳下の被害死者二名、家屋

全壊三戸、半壊一戸、破損四戸、璞石閣(玉里)附近地割及崖崩を生ず

四十二年(一九〇九)一月二十日 (小)

臺東強震 十時五十七分臺東の北東約三十軒沖(二二度九・一二一度三)
に發し餘震頻發臺東にて二月四日まで五三回を感ず

明治四十二年(一九〇九)四月十五日 (顯)

臺北強震 三時五十四分臺北南方(二五度〇・一二一度五)に發し、全島
に有感、臺北州及新竹州北部を通じ死者九名、傷者五一名、家屋の全壊一二

五月二十三日 (小)

二戸、半壊二五二戸、破損七九八戸、焼失一戸を生ず、臺北にて餘震一回を感ぜしのみ

中部強震 六時四十四分埔里西方(二四度〇・一二〇度九)に發し南端を除き全島に有感、臺中州下の被害傷者六名、全壊一〇戸、半壊三二戸

十一月二十一日 (稍)

北東部強震 十五時三十六分大南澳南方(二四度四・一二二度八)に發し南端を除く全島に有感、臺北州及花蓮港廳北部に被害傷者四名、家屋全壊一四戸、半壊二五戸、破損一四戸

四十三年(一九一〇)一月二十一日 (小)

一時二十七分花蓮港(二四度〇・一二一度六)に強震を發し本島北東部に有感、花蓮港にて雨戸硝子の脱倒あり、餘震多し

二月二十日 (局)

二十二時十三分臺中附近(二四度一・一二〇度七)に強震あり、新竹より嘉義に互り有感、臺中市街軒瓦落つるものあり

三月二十六日 (小)

二時三十八分花蓮港に強震あり、吳全城に石造家屋の破損あり

明治四十三年(一九一〇)四月十二日 (顯)

北部強震 八時二十二分基隆東方沖(二五度一・一二二度九)に發し全島及澎湖に弱震以上を感じ、臺北・新竹州を通じ被害家屋全壊一三戸、半壊二戸、破損五七戸を算す

六月十七日 (顯)

南端強震 十三時二十八分本島南端遙沖合に發し全島に有感、恒春にて一、二租造家屋の壁に龜裂を生ず

九月一日 (稍)

八時四十五分臺東東方沖(二二度七・一二一度七)に發し全島に有感

同日 (稍)

二十二時二十一分花蓮港東北東沖(二四度一・一二二度四)に發し南端を除き全島に感ず

四十四年(一九一一)三月二十四日 (稍)

十一月十四日 (小)

十五時三十四分花蓮港附近に發し中部以北に有感、吳全城に於て石造倉庫の破損あり、花蓮港にて前震二回、餘震一三回を感ず(十一月三十一日迄)十一時十七分花蓮港沖に發し全島に有感

大正元年（一九一三）十一月三日
十二月二十五日
（稍）

二年（一九一三）一月八日
（稍）

四月四日
四月十四日
（稍）

三年（一九一四）七月六日
（稍）

大正四年（一九一五）一月六日
（顯）

三月一日
七月二十四日
（小）

大正五年（一九一六）八月二十八日
（稍）

十一月十五日
（小）

十四時五分花蓮港沖に發し全島に弱震（弱き方）以上を感ず

二時七分花蓮港附近（二四度〇・一二一度六）に發し南端を除き殆んど全島に有感、花蓮港にて壁の龜裂、煙突の倒塌あり

花蓮港強震 六時五十分花蓮港附近（二四度〇・二二一度六）に發し全島に感じ家屋の全壊二戸、地刺を生ず、有感覺餘震一一五回（二月十二日迄）の中強震七回、即ち九日三時十五分、七時五十一分、十時五十二分、十一時二十八分、十二時二分、十九時八分、十日十五時三十五分

二十一時三十五分
十五時四十九分
嘉義より高雄に互る山岳地方に發し全島に有感

十四時三十七分花蓮港沖合に發し全島に有感

七時二十七分與那國島東方沖（二四度四・二二一度二）に發し全島に弱震以上を感じ花蓮港にて強震、石垣島にて強震（弱き方）那覇にて弱震を感じ、新竹州下に土塙家屋の破損せるものあり

三時〇分石垣島南方沖に發し全島に有感

一時十八分花蓮港附近（二四度〇・二二一度六）に強震あり障壁龜裂す、南端を除き全島に感ず

南投烈震 十五時二十七分濁水溪上流（二三度四三分・一二〇度五五分）に發し全島に弱震（弱き方）以上を感じ、臺中州より臺南州北部に互り死者一六名、傷者一五九名、家屋全壊六一四戸、半壊九五四戸、破損三、九三一戸、埋没一四戸を生じ臺中にて餘震八回を感ず（九月五日迄）

臺中烈震 六時三十一分臺中南東約二十軒（二四度二分・一二〇度四分）に發し南端を除き全島に有感、臺中州下の被害死者一名、傷者二〇名、家屋全壊九七戸、半壊二〇〇戸、破損七七二戸を生ず

大正六年（一九一七）一月五日（小）

一月七日（小）

大正七年（一九一八）二月十三日（顯）

三月二十七日（稍）

六月七日（稍）

九月二十四日（稍）

十二月十九日（稍）

大正八年（一九一九）七月十八日（稍）

八月二十九日（稍）

十一月一日（稍）

十二月二十一日（稍）

九年（一九二〇）一月二十三日（稍）

埔里激震 ○時五十五分埔里附近（二三度五五分・一二〇度五三分）に發し南端を除き全島に有感、死者五四名、傷者八五名、家屋全壊一三〇戸、半壊二三〇戸、破損三九五戸を出し、臺中にて餘震三九回を感ず（一月九日迄）埔里激震 前回の餘震にして二時八分埔里附近（二三度五七分・一二〇度五六分）に發し臺南以北に有感、傷者二一名、全壊一八七戸、半壊二二一戸、破損二七七戸を出す

汕頭烈震 十四時八分南支汕頭附近（二三度四五分・一一五度五五分）に發し全島に弱震を感じ震央附近被害激甚

十一時五十二分蘇澳沖（二四度六・一一一度九）に發し南端を除き全島に有感、臺北及基隆にて傷者三名、家屋破損六戸を生ず

十二時五十五分次高山南方（二四度三・一一一度三）に強震あり全島に有感 八時三分嘉義附近山岳地方（二三度五・一一一度六）に發し公田にて崖崩あり殆んど全島に感ず

一時十七分臺東・高雄境山岳地（二三度〇・一一一度八）に發し全島に有感 二十三時七分花蓮港北東約三〇軒沖（二四度一・一一一度九）に發し花蓮港にて強震（弱き方）を感ず

二時三十六分花蓮港南東約二〇軒（二三度八・一一一度八）に發し花蓮港にて強震を感ず

三時二分臺東の東北東約一一〇軒（二三度一・一一二度二）に發し全島に有感

三時三十四分及四時三十八分臺東の東方約六〇軒沖（二二度八・一一一度七）に發し全島に有感

五時四十四分蘇澳沖（二四度五・一一二度一）に發し臺南以北に感ず

五月二十九日

(稍)

大正九年(一九二〇)六月五日

(顯)

二十時二十三分與那國島西方沖(二四度四・一二二度七)に發し南端を除き全島に有感
花蓮港強震 十二時二十二分花蓮港沖(二四度〇・一二二度〇)に發し全島に弱震以上を感じ奄美大島に及ぶ。花蓮港・臺中及石垣島は強震。被害は全島に亘るも、主として臺中以北に多し、死者五名、傷者二〇名、家屋全壊二七三戸、半壊二七七戸、破損九八〇戸。花蓮港沖、基隆港及臺東の北東約一〇〇軒沖にて夫々海震を感ず。花蓮港にて六月中に餘震有感三八回、無感一九九回を觀測す。この中七日六時五十三分及九日二十一時二十三分の二回は稍顯著地震なり

十月二十日

(稍)

十月二十一日

(稍)

十年(一九二一)八月二十九日

(稍)

十一年(一九二二)五月二十三日

(稍)

七月二日

(稍)

大正十一年(一九二二)九月二日

(顯)

十八時二分花蓮港沖(二四度一・一二二度三)に發し南端を除き全島に有感、臺中強震(弱き方)
二十三時七分新竹州大湖附近(二四度四・一二〇度八)に發し殆んど全島に有感、臺中強震(弱き方)
二時五分成廣澳北方(二三度三・一二一度四)に發し全島に有感、抜仔にて燂五辨に龜裂を生ず
二十一時三十分花蓮港東方沖(二三度八・一二二度三)に發し南端を除き全島に有感

北部強震 三時十六分蘇澳沖(二四度六・一二二度二)に發し臺北にて強震、全島及石垣島に有感、臺北州及新竹州北部に死者五名、傷者七名、全壊家屋一四戸、半壊二二戸、破損一三九戸を生じ餘震頻發九月中有感四三六回、翌年五月迄に七八六回を算す、この中(顯)一回、(稍)三回

北部強震 前回の餘震最大なるものにして蘇澳沖(二四度六・一二二度三)に發し全島及石垣島に感ず、被害傷者五名、全壊家屋二四戸、半壊二四戸、

九月十七日 (稍)

破損三六五戸
六時四十四分花蓮港東方沖(二三四度九・一二二度五)に發し殆んど全島に感じ傷者一、全壊家屋六戸、半壊二戸、破損一九五戸を生ず

尙この外九月二日より九月十九日に至る間の北部蕃地内の被害は死者六

名、傷者一六名、家屋全壊三戸、破損三五戸

十月十五日 (稍)

七時四十七分蘇澳沖(二四度六・一二二度三)に發し南端を除き全島に有感、被害死者六名、傷者二名、家屋破損一四戸を生ず

十二月二日 (稍)

十一時四十六分蘇澳沖(二四度六・一二二度〇)に發し南端を除き全島に有感、被害死者一名、傷者二名、家屋全壊一戸、破損三三戸を生ず

十二月十三日 (小)

十九時二十六分蘇澳沖(二四度六・一二二度一)に發し傷者一名、家屋破損一三戸を生ず

十二年(一九二三)二月二十八日 (局)

十八時十二分蘇澳沖(二四度六・一二二度〇)に發し大南澳に強震(弱き方)を感じ家屋全壊一戸を生ず

三月五日 (局)

八時十分大南澳附近(二四度五・一二一度八)に強震あり全壊家屋一戸あり

四月六日 (稍)

六時十分宜蘭東方沖(二四度七・一二二度三)に發し嘉義以北に有感

五月四日 (稍)

十八時四十一分烏山頭附近(二三度三・一二〇度三)に發し本島西半に有感、家屋全壊一戸、破損若干あり

七月二日 (稍)

十時三十二分成廣澳沖(二三度一・一二二度〇)に發し臺南附近を除き全島に感ず

八月二十七日 (稍)

十九時十五分花蓮港北東沖(二四度一・一二二度一)に發し臺南附近を除き全島及澎湖に感ず

九月二十九日 (小)

十四時五十一分臺東附近(二二度八・一二一度一)に強震あり、被害傷者一名、家屋全壊一戸、半壊五戸、破損七五戸を生ず

十一月十九日 (稍)

十一月二十六日 (稍)

十三年(一九二四)一月十五日 (稍)

七月二十二日 (稍)

十四年(一九二五)三月一日 (稍)

大正十四年(一九二五)四月十七日 (顯)

五月二十四日 (稍)

六月十四日 (小)

十五年(一九二六)九月十二日 (稍)

十一月二日 (稍)

昭和二年(一九二七)八月二十五日 (顯)

三年(一九二八)一月二十日 (稍)

五時三十分花蓮港東方沖(二四度二・一二二度五)に發し南端を除き全島に感ず

一時四分花蓮港東方沖(二三度八・一二二度九)に發し中部以北及石垣島に感ず

十九時三十六分恒春西方沖(二三度一・一二〇度〇)に發し中部以南に感ず

二十二時二十四分花蓮港沖(二三度八・一二二度三)に發し全島澎湖及石垣島に感ず

二十時二十六分新開園附近(二三度一・二一度三)に發し全島に有感

三時五十三分パシー海峡(二〇度四・一二〇度二)に發し全島に有感、恒春にて強震小破損あり

九時二十五分花蓮港沖(二三度九・二一度九)に發し全島に感ず

十三時三十八分タツキリ溪河口沖(二四度一・一二一度八)に發し花蓮港

にて強震を感じ傷者一名、家屋の破損三三九戸を生じ前震三四回、餘震六月中四六回を感ず

二十三時四十四分火燒島東方遙沖(二二度七・一二二度五)に發し全島に感ず

七時三十一分三貂角東方沖(二四度九・一二二度七)に發し殆んど全島に有感

新發地震 二時九分新營附近(二三度三・一二〇度三)に發し全島、石垣

島及對岸廈門に有感、臺南州中南部及高雄州西北部を通じ死者一名、傷

者六三名、家屋全壊二一四戸、半壊二二五戸、破損九八四戸を出し、八獎

溪・曾文溪下流域に地割及噴砂多し、臺南に於る有感餘震二回のみ

十四時四十七分大濁水溪河口沖(二四度二・一二一度八)に發し臺南以北

一月二十八日 (稍)

に有感
六時二十三分臺東北方(二二度八・一二一度一)に發し全島に感ず、臺東にて強震(弱き方)

四月二十五日 (稍)

三時四十五分ビヤナン附近(二四度五・一二二度四)に發し南端を除き全島に感ず

四年(一九二九)二月八日 (稍)

十五時四十一分宜蘭東方沖(二四度八・一二二度一)に發し、中部以北に感ず

八月十九日 (稍)

十時四十四分花蓮港東北東遙沖(二四度二・一二二度五)に發し中部以北に感ず

十月二十四日 (稍)

十四時三十四分臺東東方遙沖(二二度四・一二二度五)に發し北端を除き全島に有感

十二月十八日 (稍)

十四時五十九分與那國島北西沖(二四度六・一二二度七)に發し中部以北に感ず

昭和五年(一九三〇)五月十九日 (顯)

八月八日 (小)

二十三日四分バシ―海峡(二〇度四・一二〇度五)に發し中南部に有感
七時四十九分花蓮港廳南端(二三度二・一二一度三)に發し臺東にて弱震を感ず、公埔附近にて家屋の半壊、石碑の倒壊及小地割を生ず

八月二十一日 (稍)

四時五十四分蘇澳東方沖(二四度六・一二二度〇)に發し中部以北に感ず
臺北・石垣島にて強震(弱き方)震源の深さ約四〇軒

九月十日 (稍)

三時四分蘇澳東方沖(二四度七・一二二度六)に發し中部以北及石垣島に感ず、深さ約二〇軒

十一月十一日 (稍)

十六時三十分臺北東方(二五度〇・一二一度八)に發し中北部に有感、震源稍深し

昭和五年(一九三〇)十二月八日

十四時二十分(稍)全島に有感
十六時一分(顯)全島及石垣島に有感
新臺地震震央新營附近(二三度三・

十二月二十一日 (顯)

十二月二十二日

一二〇度四) 是等に依る臺南州中部の被害死者四名、傷者二五名、家屋全壊四九戸、半壊二七七戸、破損一七二戸、煉瓦塀倒壊一六五戸。曾文郡下地割及噴泥砂多し

二十二時五十五分新營地震餘震にして、中南部、石垣島及沖繩島に有感
七時五十二分(顯) 新營地震餘震にして是等に依る被害傷者一四名、家屋

八時八分 (顯) 全壊一二一戸、半壊四二四戸、破損二、二九五戸を生じ

十二時十九分(小) 臺南市内道路の龜裂及噴砂あり。新營郡下崖崩多し

七時五十二分花蓮港東南東沖(二三度七・一二二度一)に發し南端を除き

全島に有感

六年(一九三一) 一月二日 (稍)

一月二十四日 (小)

二月十三日 (稍)

十月二十四日 (稍)

八年(一九三三) 三月十九日 (稍)

四月十九日 (稍)

五月四日 (小)

九年(一九三四) 四月十六日 (稍)

二十時三十七分花蓮港東方(二四度〇・一二二度二)に發し南端を除き全島に感ず

十二時二十六分與那國島西方(二四度五・一二二度八)に發し、中北部及石垣島に有感、震源の深さ約一〇〇軒

十四時四十四分タツキリ溪上流(二四度三・一二一度五)に發し南部を除き全島及對岸福州に有感。花蓮港にて強震(弱き方)墜落つる程度の被害あり、餘震四月中花蓮港にて三八回を感ず、震源極めて淺し

七時三十分タツキリ溪中流(二四度二・一二一度五)に發し中北部に有感、花蓮港にて強震。被害死者一名、外電線切斷等、震源極めて淺し

二十一時三十九分鷺臺鼻東南東沖(二一度八・一二一度二)に發し本島南

八月十一日

(稍)

半に感ず

十六時十八分宜蘭濁水溪河口(二四度五〇分・一二一度五〇分)に強震あり中部以北及石垣島に感ず。震源淺し。被害傷者三名、家屋全壊七戸、半壊一戸、煙突倒壊其他。

二、地 震 帶

前節に表示した明治二十八年以降昭和九年迄に本島を襲つた大地震一一五回の震央を地圖に記入してみると、本島附近に於る地震の分布が明になる。第一圖は即ちこの地震の巢窟を示したもので、本島北東部沿海殊に花蓮港より宜蘭に至る沿岸及其の沖合と、本島西側中南部殊に臺南州が最も地震活動の旺盛であつた區域で、臺東沿岸並に沖合及臺中州が之に次ぎ、本島西側及北側海岸沖合及高雄州は大地震の發現極めて稀な地域であつた(勿論是等地方と雖も他地方に發現した地震に依る被害は尠しとしない)。今回の新竹、臺中烈震が、恰も此の地圖の餘白の一部を埋めた譯である。

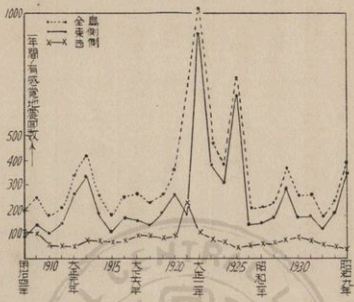
故大森博士は嘗て臺灣の地震發生地帯即ち地震帶を分けて、本島東側海岸に沿ふもの、本島西側臺南州を通り略本島長軸に平行な地帯及嘉義附近から埔里を通つて北東部海上へ伸びるもの、是等三地震帶としたが、第一圖に依つても或程度是を首肯し得る分布状態を示して居る。

尙是等の中本島西側に發現する地震は、その震源が陸地内の淺所にある爲に往々莫大な被害を醸したに反し、本島東側のものはその規模の大なるに不拘多く沖合の海底に發生する爲に陸地に與へる震害はさしたものとない代り、極めて多くの餘震又は前震を伴ふの特性とする。明治三十九年の嘉義地方烈震及大正十一年の北部強震(蘇澳沖)はその最も良い例

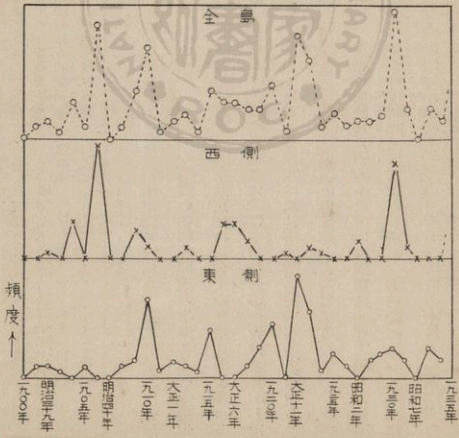
である。

三、地震活動の變化

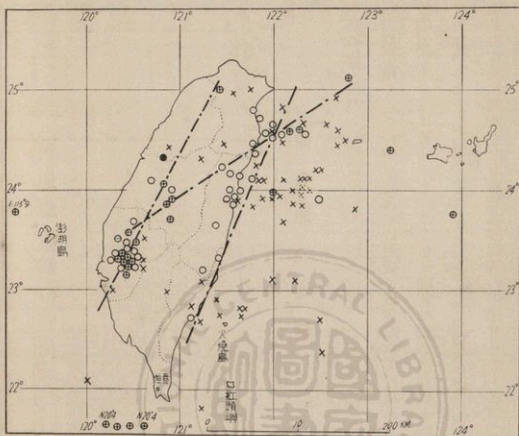
第二圖 A



第二圖 B



臺灣地震史



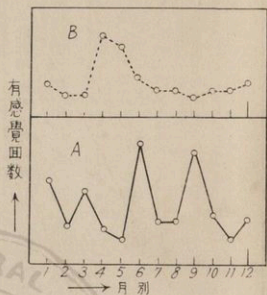
第一圖 臺灣大地震震央分布圖 (範圍以來昭和九年度迄)
 顯著地震又は被害大なる地震 (死傷者30名又は家屋全半壊 100 戸以上): 16回
 被害小なる地震 (同上 以下): 34回
 被害なき稍顯著地震: 55回
 --- 地震活動地帯 (大森博士による)
 ● 昭和十年四月二十一日中部大震

第二圖に明治四十一年(一九〇八年)以降昭和九年(一九三四年)迄二十七年間の本島に於る地震活動の消長を示し、第三圖に是等の月別變化を示す。

第二圖Aは本島附近に發現した有感覺地震の年總計回数の増減を、その震央が本島東側にあるものと、西側にあるものとに分け、尙それ等の合計をも示した。此に依れば回数に於て本島東側のものが遙かに多數を占めてをることが分るが、之は東側には餘震又は前震の頻發した結果である。

第二圖Bは、前述本島大地震概表の内本島附近に發現したものと、みにつき、試みに顯著地震及被害大なる地震は三、被害小なるものは二、被害なき稍顯著地震は

第三圖



四、各地の地震

一、の割合で回数に乘じ、その年計の變化を示したもので、是等に依り本島附近に於る大體の地震活動の消長を窺ふ事が出る。即ちBで分ることは、本島東側と西側とは大體に於て交互に活動したこと、本島附近地震活動の消長は大約五年程度の週期を有したこと等である。

第三圖A・Bは月別有感地震回数を圖示したもので、Aは二十六年間平均、Bは昭和八年の月別變化で、この兩者が全然異なる形を示す如く、之によつては地震活動の季節的變化は何等見出す事が出来ない。

本島に於て觀測した地震は、明治四十二年(一九〇九年)から昭和九年(一九三四年)迄の二十六年間に有感のみで八、五〇二回に達し、この中本島及其附近に發現したものは八、四八八回一日平均約一回の割合となる。又是等の中規模の比較的大いものでは被害のあつたもの及顯著地震が領臺以來昭和九年迄に六十一回に及び、平均一年に一・八回稍顯著地震をも加へると三・四回になる。次に是等をその震央位置に依り地方別に表示すると第一表の如くなる。

尙各地に於て觀測した有感地震回数の年總計を示すと第二表の如くとなり、花蓮港を除く他の地方は東京に比較すれば極めて地震の少い事が分る。

第一表

地方別	平均一ヶ月回数	平均一ケ年回数	明治四十二年より昭和九年までの有感覺回数
北部地方	六・八	八・二	二、二〇六
臺中地方	二・三	二六・六	六三三
花蓮港地方	九・七	二六・二	三、〇八八
臺南地方	四・二	四九・三	一、七七八
臺東地方	三・九	四六・六	一、三三三
恆春地方	〇・六	六・九	一八〇
全島合計	二七・三	三三六・五	八、四八八

第二表

觀測地名	平均一ケ年有感覺地震回数	統計年數
臺北	一七・五	三
臺中	一二・七	三
花蓮港	一〇・八	三
臺南	二・二	三
臺東	一八・六	三
恆春	六・五	三
澎湖	三・三	三
高雄	一・三	四
阿里山	二・〇	一
東京	五・四	一〇
大阪	九・五	一〇

(イ) 北部地方(臺北州及新竹州)の地震 本島北部地方は前述大地震概表に明な如く、領臺以前にても、淡水、宜蘭、基隆等に震害を被つてゐるが、殊に慶應三年の基隆地方の大震は津浪を伴ひ惨害夥しきものがあつたらしい。今當時の記事を掲げば、淡水縣誌に「同治六年冬十一月大地震、鷄籠頭、金匄裏沿海山傾地裂、海水暴溺、屋宇傾壞、溺者數百人」とあり、又デヴツドソン著「臺灣」には「激烈なる事關人の波來以後未だ會て無く、全島に互り感じ、殊に基隆附近は損害最も大なり。この地震は一八六七年十二月二十八日にして、同日中基隆にて約十五回の地震を感じたり、發震後約十五秒にして、全市既に倒潰し、基隆港の水は一時外洋に流出して港内の海底を露出し、大小の支那ジャンク船は一瞬時に海底に置去られ、間も無く又大波の歸り寄するに遭ひ覆没するものあり、或は恐るべき速度を以て市街に突入し、更に損害を醸せり。又魚類の海岸に打上げられたるもの無數、所々に地割を生じ、山腹の大龜裂に依り澤を生じたものあり。基隆

港淀泊地の水深は數尺を増したり、人命の損失知ることを得ず」と。

領臺後に於ては、主として蘇澳東方沿岸に活動し、本島中地震發生回數の最も多い地域をなし、昭和九年迄に顯著地震五回、稍顯著地震十九回を發した。就中大正十一年頃最も旺盛を極め同年九月二日蘇澳沖に發現した強震(顯著地震)は翌年五月迄に有感覺餘震七六八回を伴ひ、臺北州及新竹州に釀した被害は死傷者二三名、家屋破損六五一戸に及んだ。尙この外特筆すべき地震は、明治四十二年(一九〇九)四月十五日臺北市の南方に發現した強震で、領臺後北部地方に發現した地震中被害最大のもので、死傷者六〇名、家屋破損一、一七二戸に及んだが、餘震は臺北にて感じたもの僅か一回に過ぎなかつた。新竹州は古來極めて平穩な地方で、領臺後は大正十年(一九二一)八月二十九日大湖附近に發現した稍顯著地震を以て最大とする。

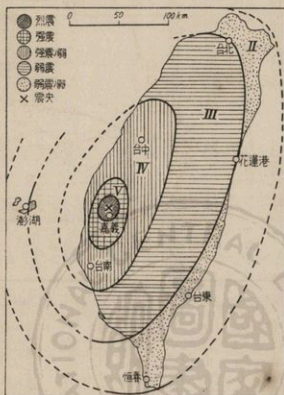
(口) 臺中地方(主として臺中州全般)の地震 この地方は地震回數は比較的少い地方であるが、地震による惨害は尠しとしない。大正五年八月より翌年一月に亙り、埔里、南投、臺中附近に發現した激震は、臺中州及臺南州北部に於いて死傷者三五六名、家屋の破損八、〇二二戸を生じた。

(ハ) 花蓮港地方(主として花蓮港廳全般)の地震 領臺前に於て花蓮港地方の地震に關しては何等文献無く、活動状態を知る由もないが、少くとも領臺後の觀測より推察すれば、北部宜蘭地方と同程度の活動をなしたものと、如くである。領臺後昭和九年迄に顯著地震二回、稍顯著地震二十七回を發したが、之等の大部分は花蓮港以北の沿岸及其の沖合に發生したもので、本島中最も地震活動の優勢な地域である。大正九年(一九二〇)六月五日花蓮港東方約四〇軒沖に發した顯著地震は規模最も大なるもので、花蓮港、臺中及石垣島で強震を感じ、被害は全島に亙り、死傷者二五名、家屋破損一、五三

○戸に及んだ。尙この地方の地震は、餘震或は前震を伴ふもの多く、大正十四年六月十四日タツキリ溪河口沖に發した小區域地震は強震區域極めて狭く、被害もさしたる事はなかつたが、同月中に三十四回の前震と四六四回の有感覺餘震を伴つた。

(二) 臺南地方(主して臺南州、澎湖島及高雄州の北半)の地震

第四圖 A 明治三十九年三月十七日嘉義烈震震度分布

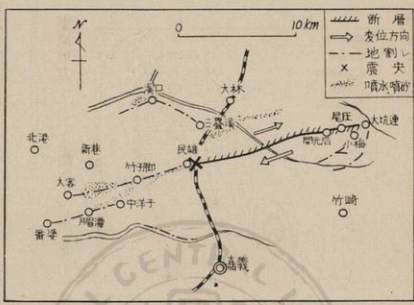


この地方は古來最も震害を被つた地方で(領臺前の記録が他地方に比し多く殘されて居る爲にも依るが)、明治三十九年の嘉義、鹽水港烈震が明に之を物語つてをる。今再び此の特筆すべき大震に就き簡單に記してみる。明治三十七年臺南州中部及北部を襲ひ甚大な震害を醸した烈震の僅かに一年有餘を経て三十九年三月十七日再び同地方に發現したのが即ち所謂「嘉義烈震」である。この震央は、嘉義北方民雄(舊名打猫)附近に當り、全島に弱震(弱き方)以上を感じたもので、被害區域は臺南州北

半を蔽ひ、殊に嘉義、打猫、大莆林(現名大林)梅仔坑(現名小梅)及新港(現名新港)の各市街は家屋殆んど倒壊す。死者一二五八名、傷者二、三八五名、家屋の全壊、六、七六九戸、半壊三、六三三戸、破損一〇、五八五戸、焼失三戸を算し、著しき地變を各所に生じた。即ち、梅仔坑の東方大坑連庄より梅仔坑街の北を通り、開元后庄を経て打猫に至る延長約十

三軒の顯著な斷層は、略東北東—西南西の走向をとり、開元后庄に於る水平の喰違は最大二四〇糎に及び、北側地塊が相對的に東北東に變位し、又尾庄に於る最大落差は約一八〇糎に達し、北側地塊が開元后庄以東は相對的に上昇、以西は沈下した。此の外この斷層を西方に延長すれば、打猫より、竹仔脚を経て大客に至る十一軒の龜裂帶、三疊溪庄より川に沿つて雙溪口庄（現名溪口）を経て埤仔頭庄に終る龜裂帶及中洋仔庄より月眉潭庄を経て番婆庄に至る龜裂帶あり、龜裂の幅員は大は數尺に及び、深さは往々身長を凌する所あり、且所々に土砂濁水を噴出した。（第四圖参照）

第四圖 B 明治三十九年 嘉義烈震地變分布圖
三月十七日



次にこの大震災後僅か一月足らずして又々同地方を襲つたのが、同三十九年四月十四日の鹽水港烈震である。この地震の震央は、嘉義の南方店仔口（現名白河）附近に當り、全島に弱震以上を感じ、被害は北は臺中より、南は高雄に至る本島西半に互り、死傷者九九名家屋の破損一一、八三一戸を算し、規模に於て寧ろ三月十七日の大震を凌ぐものである。（但しこの被害數は本震災後僅か五時間足らずに起つた餘震—烈震—による被害をも含む）。震央地方各地に龜裂、噴砂及山崩

を生ず。

以上の外、臺南州に發現し震害を醸したものは數多く、顯著地震としては昭和二年（一九二七）八月二十五日の新營地震及昭和五年（一九三〇）十二月の新營地震竝にその餘震がある。

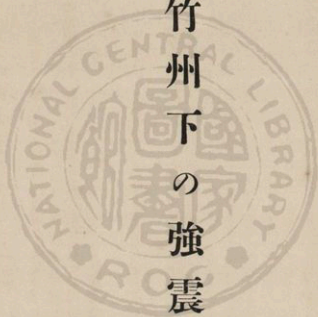
何れも臺南州新營附近を震央とし、前者の被害、死傷者七四名、家屋破損一、四二三戸、後者の死傷者四三名、家屋破損三、三三八戸を算した。高雄州下及澎湖島には古來大地震の發現をみない。

（ホ） 臺東地方（主として臺東廳）の地震 主として臺東以北の沿岸及其の沖合に活動し、規模及被害のさして大きなものは發現せず、小地震を頻發することが多い。

（ヘ） 恒春地方の地震 この地方は、前述した通り極めて地震の尠い地域で、稀に遙か南方沖合即ち巴士海峡に全島に感ずる程の可成り大規模な海底地震を發現する外特記すべきものはない。

昭和十年
七月十七日

新竹州下の強震



十七日

新竹州下の強震

昭和十年七月十七日午前〇時十九分頃、新竹州下に強震があつた。此の地震は、去る四月二十一日の新竹・臺中兩州下に起つた烈震の餘震中最も大規模のものであつて、其の被害も苗栗、竹南の兩郡下に亘つて可成りの數を算した。

臺北觀測所に於て、臺灣各地測候所に於ける微動計及び強震計の記象紙によつて驗測した結果を表示すれば次の如くである。

地震計に依る觀測表

觀測地	發震時	初期微動時間	總震動時間	最大振幅 (週期)	初動
臺中	〇時一九分一〇秒	六・六秒	四五分	北東一七六〇〇(五・九) 北一八〇〇〇(四・三)下二〇〇〇〇(一・七) 東二九〇〇〇(一・六) 上下六〇〇以上 北二〇〇〇(一・五) (一・一)	北東二一七下三一 北七九上二
臺北	一九・一三・二	一一・九	四〇	北東二九〇〇(一・六) 上下六〇〇以上 北二〇〇〇(一・五) (一・一)	北東四六一上三一 北五〇上二
花蓮港	一九・一七・五	一六・〇	一四・一九	南西二八〇〇(二・七) 上一八〇〇(二・七) 南二三五〇(二・七) 上一八〇〇(二・七)	北西三六七上七〇 南二六下七〇
阿里山	一九・一七・六	一三・六	一〇	南東二六〇〇(三・二) 南二二〇〇(二・八)	東七上二〇 南七上二〇
澎湖	一九・二五・一	—	二三	—	西五〇
臺南	一九・二七・八	二一・八	二三	北東七五〇〇(七・七) 北四一〇〇〇(三・七)	—

新竹州下の強震

観測地	發震時	初微動時間	總震動時間	最大振幅 (週期)	初動
高雄	一九・三二・五	二六・五	三九・一	北西 一六〇〇(二・九) 一五〇〇(二・八) 上下四五〇(二・四)	南三
臺東	一九・三一・五	二五・四	四四・一	南東 一五〇〇(五・九) 一五〇〇(四・七) 上下五〇〇以上	南東 一五 上三四
恒春	一九・三七・八	三七・八	四八・一	南西 一五〇〇(四・七)	南西 八一 上一六
新竹	一九・〇〇・一	四・八	三〇・一		南西 九五

震度分布 本島各地観測所よりの報告により、各地に於ける震度を示すと次の如くである。

強震 後龍・苗栗・竹南・造橋

強震(弱) (新竹州)鹿場・遠藤・竹東

弱震 臺中・新竹・臺北・臺南・澎湖(新竹州)白沙岬・

中壢以下略

右の様態を圖示すると次頁の圖の如くなる。

即ち有感覺區域は南端を除いて本島の大部分を占め、後

龍溪下流域より中港溪の河口附近は強震區域となつてゐ

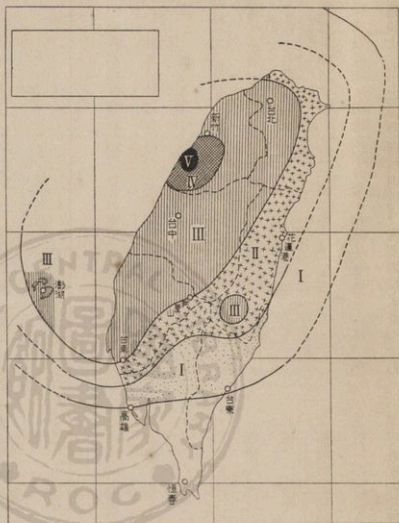
る。尙弱震區域の廣範圍なるに比して、微震區域の狭小に過ぎるのは、發震時が恰も夜半熟睡時であつた爲、缺測したものの如く、臺東にては人身感覺は殆どなかつたが振子時計は停止して居つた由である。

等發震時線を描いて求めた震央は東經一二〇度四五分、北緯二四度四三分、即ち後龍溪河口の北方約五軒に當り、

又初期微動繼續時間に依り震央を求めると、後龍溪河口約

二五軒の沖合となる。更に臺北觀測所に於て實地踏査の結果、各地の震度被害狀況等より推定した震央は、後龍溪下

後龍溪河口附近の震強の震度分布



流域の苗栗と後龍との中間附近となり是等の三方法に依つて得た震央は互に稍々隔つて居り、尙今後の調査を待つて或は修正を要するやも知れないが、今假りに之等三點の平

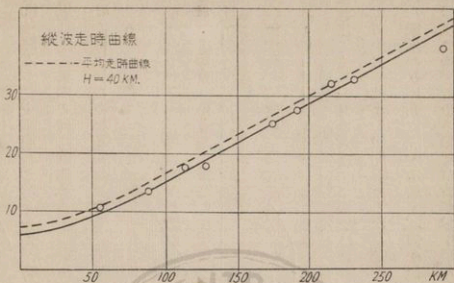
依り説明し得ることと思ふが、茲ではその平均値三〇軒を震源の深さとする。

尙觀測所の踏査報告を引用すれば

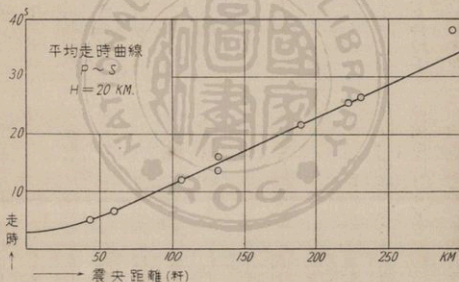
均位置を以て震央とし、東經一二〇度四二分北緯二四度三八分、即ち後龍溪河口附近と決定しておく。

次に震源の深さを求めるに等發震時線に依つて得た震央から、各地の震央距離を算出し、縦波の走時曲線を描けばA圖の如くとなり、和達博士の平均走時曲線と比較して震源の深さ、約四〇軒を得る。又等初期微動線に依り得た震央からPS波の走時曲線を描くとB圖の如くとなり鷺坂、竹花兩氏の走時表と比較して震源の深さ約二〇軒を得る。是等二者の相違も尙今後の調査に

(A) 縦波走曲時線



(B) P~S 平均走時曲線



自宅の南北向きの襖のみ倒れ、東西向きのそれは倒れず、閉閉困難となり、去る四月の大震にては上下の震動強かりしも、今回は水平の震動強しと思ふ、と、又郡役所近くの新築中の武徳殿の屋根上に積み重ねし瓦の落下せるを見、郡役所員の談に依れば木造官舎では南北向きの襖は倒れ「タンス」の倒れんとするを手で辛ふじて支へしと。今回の地震は去る四月二十一日の大震より激しく感じたと云ふ人と、同程度、と云ふ人と半々にして、

竹南庄 木造なる竹南驛を見るに東西方向の壁に龜裂多

く、南北向きの壁に龜裂少し、驛長の談に依れば強震の際

「ドーン」と音がして一、二秒の後震動し初めし由、土角造の倒壊せるを驛前に見るも、去る四月の大震にて倒壊せる

もの如し。

竹南、公司寮間 淡文湖驛、大山脚驛間に土角家屋の破

壊せるを點見し、大山脚驛前には土角造の大破を見る。又

兩驛間線路近くに小崖崩れを點々と見、驛附近に積み重ね

し煉瓦は主に東西方向に倒壊せるものの如し。竹南後龍驛

間線路の被害可なりある由なりしも、も早復舊後にて、被

害狀況明かならず。復舊後と雖も列車速度を遅緩調節する

箇所二、三ヶ所あり、特に鐵橋附近は徐行せり。

後龍、公司寮 兩驛間は鐵路の被害最も多かりし由なり

しも、後龍溪鐵橋の兩端が稍沈下し、南勢坑溪鐵橋の兩側は

約三〇糎沈降し、他に一、二ヶ所同程度の沈下、長さ約一〇

米程ありしも地震即日復舊し徐行運轉にて交通し居れり。

後龍庄 去る四月の大震にて破壊せざりし家屋は今回の

地震にて大部分破壊し、完全なるは「鐵筋コンクリート」建

ての一家屋のみにして、木造家屋は倒壊せざりしも戸障子

外れ、柱に罅を生じ、相當の被害あり、人命の死最も多か

りしは後龍底の十九名にして、後龍十班坑、頭高等被害多

く、海岸近くの公司寮、水尾子、外埔等被害少し。庄長及

び警察官の談に依れば、今回の地震は去る四月の大震より

激しく感じたれど「ドーン」と云ふ音がして後震動し初め、

震動時間は餘程短かく急激に來て止みたりし由、又縦貫道

路を境として四月の大震にては其の西側に殆んど被害なか

りしも、今回は點々被害を見、四月の地震にては地裂より

二種類の水を多量に噴き出せしも、今回は量も少く、色も

一種類に過ぎざりしと。後龍驛前にては煉瓦家屋半壊し土

角家屋は大部分倒壊し盡せり。後龍溪に架せる約三〇〇米

の人道橋は兩端各々沈下し、南端の道路と橋梁との境の東

側コンクリート固めに幅約六糎の龜裂を生じ、同じく西側

にては道路の部分と橋梁との境目に龜裂を生じ、其の幅約

三糎、道路の部分には垂直落差約一五糎にして尙道路の部分

は橋梁に對し東方に約三糎ずれ居れり。

次に後龍底は死者最も多かりし處にして、土角家屋多く

殆んど倒壊し、去る四月の大震には大した被害なかりし爲
依然として土角家屋中に住居せし爲、かゝる人命の死傷を
多數出せしものならん。後龍底より十班坑方面に向け約四
〇〇米、南勢坑溪の南約二〇〇米、竹造人家附近の落花生
畑中に泥水噴出孔六ヶ所あり。

後龍より北勢を経て苗栗に至る間 後龍北勢間の道路上

に並行に多數の極小なる龜裂あり、後龍庄長の談に依れ
ば、龜裂の數は四月の大震の時よりも今回の地震に依り多
數殖へし由、此の道路上より後龍溪を越え、對岸の斷崖の
小崖崩れを望見す。次に北勢の北西方新港にては土角家屋
の被害稍多く、北勢にても土角家屋の倒壊多し。北勢の南
方後龍溪鐵橋北側附近の墓所にて煉瓦庫の途中より廻轉移
動せるを見る。

次に北勢より田寮を経て苗栗に向ふに、さしたる地變を
認めされども、土角家屋は殆んど倒壊し、煉瓦造は二階建
ての屋上のみ倒壊せるを見る。

苗栗 苗栗にては去る四月の大震の折、土角家屋の住居

を禁じ、爲めに今回は人命の死傷少かりしも、街民の談を
綜合するに、去る四月の大震にては震動緩漫なりしも、今
回は急激にして、前回よりも震動大にして、「ドーン」と音
がして直ぐ震動し初め、震動時間極めて短かく、瞬時にし
て止むと云へり。

苗栗驛前通にて煉瓦木造併用家屋の屋上倒壊し、苗栗武
德殿にては屋根瓦最頂部分が落下して東側に崩落し、街内
にて煉瓦塀、土塀の東側に倒壊せるを數多見る。苗栗小學
校の煉瓦門柱も東側に横倒しとなれり。武德殿横、門柱も北
々東より南々西に向ふ塀に對し兩柱とも東側に倒壊せり。

苗栗西山間 煉瓦造り民家の土塀、及び煉瓦門柱倒壊し、

塀の方向は北一五度西にして門柱の一基は東側に倒壊し、
それに連なる土塀は半壊し東側に崩落しかけ、他の南側の
門柱は崩壊せざるも、根本より外れ、時針廻りの廻轉をな
せり。

之等の外、苗栗街内にては塀の倒壊多く、殆んど總て東側に倒落し、石油會社のタンクの排水パイプも一個破損し、同社の蒸溜釜覆ひ煉瓦は東側のみ剝奪し、西側は被害無く完全なりき。他に汽罐庫の取圍ひ、煉瓦壁の東側に崩落せるを見る。而して石油タンクは他に數多くあり、パイプの破損せるタンク（パイプの方向東西）と同方向のタンクも數個あれど、特に之のタンクのパイプのみ破損せり。他にこのパイプと直角即ち南北方向の鐵管徑約三吋のものに一箇所罅を生じたり。

尙苗栗驛にてはコンクリート建ての屋根板と側面との間に龜裂を生じ、建物の方向は南々東より北々西に向ひ、其の南東端の基柱コンクリートが土臺より外れ、南東方に約三呎移動せり。

苗栗大湖間 苗栗福基間は人家あるところ土角家屋のかなり倒壊せざるものもあり、福基より桂竹林間は道路側の崖よりの崖崩れ數多く、自動車は勿論臺車の交通も杜絶し

居れり。後龍溪を越え對岸の石油採取所の山も崖崩れ甚だ多く桂竹林より大湖に至る間は崖崩れ散見する程度、大湖にては前回の地震にて倒壊するものは倒壊しつくし、今回の地震にて新らしきは大した被害もなき模様なり。

苗栗後龍底間 苗栗より西山を経て後龍底に至る間は道路上に點々小地裂を散見すれど何れも其の方向は道に並行し、土の兩側にすり落ちて生ぜし如き小龜裂のみにして途中の民家も土角家屋は大破し、竹造家屋は概して被害少く、道路近傍の丘陵地帯等に小崖崩れを望見す。

今回の踏査中、各地共土角家屋は殆んど倒壊せるに、竹造家屋は大部分被害なく比較的損傷少きが如く見受けたり。

尙今回の地震にて竹南、後龍、苗栗等にては何れも地震前に「ドーン」と云ふ音を聞きし由」。

一般狀況

七月十七日午前零時十九分頃、新竹州下に、四月二十一日の強震より稍々強く感ぜらるゝ水平動の強震があり、新竹市内に於てすら一度は何れも屋外に飛出した程であつたので、本島人家屋の被害は尠からざるものありと豫想されたので新竹州廳にあつては直に之が調査に着手した處、午前零時五十分には新竹警察署長より、本島人住家大破一戸、又竹南郡守よりは大破五戸あつた旨の報告に接し、次で一十分警察専用電話が不通となつた苗栗郡から公衆電話を以

て、相當被害がある見込であるが、電話不通の箇所多く、目下調査中との即報があり、續いて同三十分頃大湖郡から公衆電話を以て、被害殆どなき旨の報告を受け、引續き各郡から夫々被害即報に接したのであつた。其結果を綜合すると、州下の北部三郡及び新竹郡には殆ど被害がなく、大湖、竹東郡及び新竹市の被害も亦輕微であつて、竹南、苗栗兩郡下の被害が甚大であることを察知し得たのであつた。警察専用電話の不通となつた箇所は、同日午後二時三十分迄には何れも開通を見たので、竹南、苗栗兩郡からは刻々各所の慘狀が報告された。

地震被害調

區別	昭和九年			昭和九年			住家				
	末總人口	死亡	重傷	輕傷	末總戶數	全壞	半壞	大破	小破	計	
新竹州	七三三、〇〇三	四	1011	390	二五、八六六	一、四七五	一、七六六	一、八八五	一、九四四	七、〇七〇	
新竹市	五、一〇〇	—	—	—	10、八八一	—	—	—	—	—	
竹東郡	七三、八八六	—	—	—	一、九四五	—	—	—	—	—	

備考 ⊕印は重傷者中死亡したる数を再掲したるものにして死亡数中に含まず

新竹州下の強震

蕃	獅	大	四	通	苑	公	頭	苗	苗	後	造	三	頭	竹	蕃	芎	竹
地	潭	湖	湖	霄	裡	館	屋	栗	栗	龍	橋	灣	分	南	地	林	東
	庄	郡	庄	庄	庄	庄	庄	街	郡	庄	庄	庄	庄	郡		庄	街
四、六五七	五、八七八	三〇、六七	八、二五五	三三、一八一	三三、六七三	一九、九三三	七、二七五	二二、〇九七	二二、一五七	二五、〇六八	七、九四六	八、一六一	二〇、二八	一七、九六六	九〇、八八八	七、三六三	一六、一八八
			四	三				五	二	二七	四			一	三		
			五	七				⊕二六 ⊕四	⊕三六 ⊕四	⊕三六 ⊕三					⊕六四 ⊕三		
			三六	四〇	四	⊕一一		五一	⊕二三 ⊕一	一四四	五		二	七	一五八		
一、〇五六	九六六	五、三三三	一、〇八八	三、〇八八	三、四四九	三、六六八	二、一五九	三、六三三	一七、九四九	三、七〇〇	一、三三五	一、一九四	三、〇六六	二、八六六	一三、九四一	一、六一〇	二、七〇〇
七	七	三三	一四〇	五			四	三四	六七五	五六	二四	六五	六	三六	七三		
一	一	二四〇	三七五	七			九四	一四三	八九	五三七	一三三	一六	一〇三	八七		一	
三	三	六	四四〇	三三				二二	五九	七三	三三	一	一三〇	一、二〇			七
			一四	五六				一五三	一一、一九七	五八	三九		一〇	六七	七五	八	二
一一	三	一四	六七三	九一			九八	六三二	三、三三三	二、四〇六	四九七	一	四二	三九	三、六七五	八	三

被害状況

今回の被害地は、竹南・苗栗の二郡であつて其の他の市郡に、一部、家屋の損壊があつたが、其の数は極めて尠く、且つ人畜に被害を見なかつた。

被害の激甚であつた地方は、竹南郡後龍庄であつて、死亡者二十七人、重傷者六十二人、輕傷者百四十四人に及び、住家の全壊五百七十八戸に達した。就中大字後龍底の被害は最も甚だしく、後龍庄の死亡者は二十七人中二十一人は後龍底の死亡者であつて小字黃家壺の如きは、殆ど全滅に近く、死亡者九人を出した。苗栗郡苗栗街・四湖庄・通霄庄、竹南郡造橋庄の被害は之に亞ぐものであつて、竹南郡後龍庄後龍底及び苗栗郡通霄庄白沙屯・通霄・苗栗街嘉盛等は何れも四月の震災には被害が極めて輕微であつた地方であつて、多くの土角造家屋があり、今回の地震で死亡者及び家屋の損壊多數を出した。

被害は死亡者四十四人、重傷者百二人（内死亡者六人あり前掲死亡者以外とす）輕傷者二百九十人（内死亡者一人あり）、死傷者合計四百三十六人に及び、住家の全壊一千四百七十五戸、半壊一千七百二十八戸、大破一千八百八十五戸、小破一千九百四十四戸であつて、住家の損壊、合計七千三十二戸、非住家の全壊二百五十九棟、半壊百二十二棟、大破百四十八棟、小破六十棟、合計五百八十九棟に達し、家屋家財の損害價格は二百九萬圓を算する。

官吏の死傷者は左の二名である。

重傷 苗栗郡警察課

巡查 小野原廣 二十八年

輕傷 後龍庄公司寮派出所 巡查 村木正彦 二十九年

内地人死傷者は、前記巡查二名の外に、小野原巡查の妻が重傷、臺灣電力會社電工手遠山茂が輕傷を受けたのみであつて重傷二人、輕傷二人である。

官公衙其の他の被害は表の通りであつて、郡役所大破三棟、小公學校半壊一棟、大破八棟、小破三棟、庄役場小破

一棟、警察官吏派出所大破十一棟、小破二棟、停車場大破三棟、小破一棟、郵便局大破一棟、小破一棟、税關支署小破一棟、廟全壞五棟、半壞四棟、大破二棟、保甲事務所全壞一棟、大破二棟、小破一棟、武德殿大破一棟等である。

鐵道は、海岸線竹南—淡文湖間、淡文湖—大山脚間、大山脚—後龍間、後龍—公司寮間、公司寮—白沙屯間、通霄—苑裡間に各所に線路が沈下し、一時列車運行を中止し、上り急行列車は公司寮に待合せたが、午前五時十五分に開通し、下り列車は後龍に待合せたが、午前五時三十分の開通した。臺中線は竹南—造橋間、造橋—北勢間、北勢驛構内、苗栗—南勢間に各所の線路沈下し、苗栗—竹南間は、列車運行不能に陥つたが應急修理の結果、十七日午後三時二十七分苗栗發竹南列車より開通した。

道路は、福基—大湖間に三ヶ所の山崩れを生じた爲め岩石崩壊し、自動車及び臺車の運行は不能となつたが、七月二十一日午後三時に開通した。

死亡者調査

區別	内地人		本島人		外國人		計		負傷後死亡したる數
	男	女	男	女	男	女	男	女	
新竹州			二一	二三			二一	二三	木島人男六 同女一
竹南郡			一七	一五			一七	一五	木島人男二
竹南庄				一				一	
造橋庄			一	三			一	三	
後龍庄			一六	一一			一六	一一	本島人男四 同女一
苗栗郡			四	八			四	八	本島人男四 同女一
計			四一	四四			四一	四四	

備考 ⊕印は重傷後の死亡を再記したるもの

死亡者老幼別調

區別	六十歳以上		中年者		小公學校兒童		幼年者		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
新竹州	⊕ 一一	⊕ 一四	⊕ 二五	⊕ 三三	⊕ 一五	⊕ 一六	⊕ 一八	⊕ 一三	⊕ 二二	⊕ 二七
南郡										
南庄										
造橋庄										
後龍庄										
苗栗郡	⊕ 一一	⊕ 一一	⊕ 二一	⊕ 二七	⊕ 一	⊕ 一	⊕ 一	⊕ 二	⊕ 四	⊕ 一四
苗栗街	⊕ 一	⊕ 一	⊕ 二	⊕ 三	⊕ 一	⊕ 一	⊕ 一	⊕ 一	⊕ 二	⊕ 四
合計	⊕ 一一	⊕ 一四	⊕ 二五	⊕ 三三	⊕ 一五	⊕ 一六	⊕ 一八	⊕ 一三	⊕ 二二	⊕ 二七

區別	重傷		輕傷		合計	
	内地人	本島人	内地人	本島人	内地人	本島人
苑裡庄						
通霄庄						
四湖庄						
合計						

四湖庄
通霄庄
苑裡庄

重傷	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
輕傷	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
合計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
合計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女

四湖庄	通霄庄	公館庄
	—	
⊕	—	
⊕	—	
	—	
	—	二
	二	二
		—
		—
		二
	二	—
⊕	—	三
⊕	—	三
—	—	四

備考 ⊕印は負傷後の死亡を別記したるもの

官公吏死傷調

郡	別	區別	勤務先	官職	氏名	年齢
竹南郡	輕傷	公司警察官吏派出所	巡查	村木正彦	二九	
苗栗郡	重傷	警察課	同	小野原廣	二八	

内地人死傷者調

死傷別	住	所	職業	氏名	年齢
輕傷	竹南郡後龍庄公司寮字公司寮一三六		巡查	村木正彦	二九
同	竹南郡造橋庄造橋一、一三〇		臺灣電力會社電工	遠山茂	二五
重傷	苗栗郡苗栗街苗栗二七四		巡查	小野原廣	二八
同	同		右家族	小野原フミ	二五

區別	全				半				大				破			
	内地人	本島人	外國人	計	内地人	本島人	外國人	計	内地人	本島人	外國人	計	内地人	本島人	外國人	計
新竹州		二五九		二五九	三	一一九		一二三	二五	一一三		一四七	八	五三		六一〇
新中街																
中街																
竹東郡																
竹東街																
峨眉庄		一		一				一								一
北埔庄					一			一								一

非住家被害調

區別	全				半				大				破			
	内地人	本島人	外國人	計	内地人	本島人	外國人	計	内地人	本島人	外國人	計	内地人	本島人	外國人	計
苗栗郡		六七三		六七三		八五七		八五九		五八六		五九一		一一八九		一一九七
頭屋庄		二二五		二二五		一四三		一四三		一〇八		一一一		一五〇		一五三
四湖庄		四		四		九四		九四								
通霄庄		三〇一		三〇一	一	二二九		二四〇	二	一七		一七		一三		一四
苑裡庄		一五九		一四〇		三七五		三七五		四三六		四四〇		九七〇		九七四
大湖庄		七		七		六		七		二二		二二		五六		五六
獅潭庄		七		七		一		一		六		六				
蕃薯地																

區別	區別															
	寶山	竹南	竹南	造橋	頭分	三灣	後龍	蕃薯	苗栗	苗栗	頭屋	公館	苑裡	通霄	四湖	大湖
全	內地人															
	本島人															
	外國人															
壞	計															
	內地人															
	本島人															
壞	外國人															
	計															
	內地人															
大	本島人															
	外國人															
	計															
破	內地人															
	本島人															
	外國人															
小	計															
	內地人															
	本島人															
破	外國人															
	計															
	內地人															

備考 蕃人は本島人欄に×印を付して別記す

土木關係被害調

區別	道		路	橋梁所破	水道所破	水		河川破堤所損堤
	破損箇所	沈下箇所				埋没箇所	破損箇所	
新竹州	七	六	四	六	五			
南郡	六			四				
頭龍庄				一				
後龍庄				一				
苗栗街庄				一				
通霄庄								
苗栗庄								

區別	牛		豚		備考
	昭和九年末飼養數	斃死數	昭和九年末飼養數	斃死數	
南郡	五、三三二		二九、一八二	六	
龍橋庄	一、三四四		五、七八五	七	
南庄	六、二六		三、一〇五	一	
栗街庄	九、〇〇八		四七、九四三	七	
郡庄	八、六七		八、三四	三	
苗栗街庄	三、二二七		九、〇〇九	二	
通霄庄	八、七九		三、一五	七	
四湖庄					

種別	區	間	不通月日時	開通月日時	備考
警察專用電話	頭屋—老田寮	同	七月十七日午前〇時二十分	七月十七日午前十時二十分 午後二時三十分	
同	新竹—大湖	同	同	同	

家屋、家財被害價格調

區別	住家			非住家			家計
	內地	本島	外國	內地	本島	外國	
新竹州	九、二二九	一、七二二、四六四	一、〇四〇	四、九一五	四、六四四	—	一、三六、五七〇
新竹市	—	一、一七〇	〇、七〇	—	—	—	—
中壢郡	—	—	—	—	—	—	—
中壢街	—	—	—	—	—	—	—
竹東郡	一、八八三	一、三三	—	—	—	—	—
竹東街	一、〇〇	—	—	—	—	—	—
芎林庄	—	—	—	—	—	—	—
北埔庄	—	—	—	—	—	—	—
峨眉庄	—	—	—	—	—	—	—
合計	九、二二九	一、七二二、四六四	一、〇四〇	四、九一五	四、六四四	—	一、三六、五七〇
內地	—	—	—	—	—	—	—
本島	—	—	—	—	—	—	—
外國	—	—	—	—	—	—	—

内 他 人	家住非				家住			區 別	計 合				財 其 計 地
	計	外 國 地 人	本 島 人	内 地 人	計	外 國 人	本 島 人		内 他 人	計	外 國 地 人	本 島 人	
—	五	五	—	—	—	—	—	寶山庄	二、〇九〇、八五九	—	—	一四、六五九	三九、二六九
—	—	—	—	—	一四九	—	九六	蕃地	一、三三〇	—	—	—	—
四五	八七、三五九	四四、八三三	—	—	八三、六二七	—	四、八九六	竹南郡	五〇	—	—	—	—
—	四六、二九〇	四一、五〇〇	—	—	八五、九五三	—	六五五	竹南庄	五〇	—	—	—	—
—	一六五	六〇〇	—	—	九〇、三三五	—	三〇〇	頭分庄	七、七五四	六、一七五	—	三九六	—
—	四、〇〇〇	—	—	—	三三、〇〇〇	—	二、〇〇〇	造橋庄	七、二七七	六、一七〇	—	一、〇七	—
一五	三五、三三九	二、七三三	—	—	六〇、三三三	—	二、〇六六	後龍庄	八〇	—	—	—	—
—	四五	—	—	—	—	—	—	三灣庄	三	—	—	—	—
五六〇	四四、六〇〇	三九、〇〇〇	—	—	九〇五、八五〇	—	三、〇五〇	苗栗郡	二五〇	—	—	—	—

區別		苗栗街		頭屋庄		公館庄		苑裡庄		通霄庄		四湖庄		大湖郡		獅潭庄		蕃地	
非	住家	內	外	內	外	內	外	內	外	內	外	內	外	內	外	內	外	內	外
本島人	內地人	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
009,000	000	198,850	000	39,200	000	000	000	16,800	000	009,000	000	000,000	000	000	100	000	000	000	100

區別		寶山庄		蕃地		竹南郡		竹南庄		頭分庄		造橋庄		後龍庄		三灣庄		苗栗郡	
計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合
其	外	其	外	其	外	其	外	其	外	其	外	其	外	其	外	其	外	其	外
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
他	他	他	他	他	他	他	他	他	他	他	他	他	他	他	他	他	他	他	他
5	5	199	5	909	5	909	5	1,015	5	270	5	1,100	5	570	5	0	5	1,196	5

街庄別	この震災に因り小破したるものにして		この震災に因り大破したるものにして		合計
	大破と なるもの	半壊と なるもの	大破と なるもの	半壊と なるもの	
頭分庄	三三	九二	一八五	三	一八八
造橋庄	三三	三七	三五	二四	四六
後龍庄	一九	一四	一五	八	六七
苗栗郡	二七	二二	七三	二〇	一三三
頭屋庄	一	五	一七	九	三七
四湖庄	一七	六三	五九	四	九
通霄庄	一六	九七	三	一五	九
苑裡庄	二〇	一	三	一五	三〇
大湖郡	三	一	三	五	九
獅潭庄	三	一	三	一	三
合計	三三	三	三	三	三

再度の罹災者調 非住家の部

街庄別	この震災に因り小破したるものにして		この震災に因り大破したるものにして		合計
	大破と なるもの	半壊と なるもの	大破と なるもの	半壊と なるもの	
頭分庄	三三	九二	一八五	三	一八八
造橋庄	三三	三七	三五	二四	四六
後龍庄	一九	一四	一五	八	六七
苗栗郡	二七	二二	七三	二〇	一三三
頭屋庄	一	五	一七	九	三七
四湖庄	一七	六三	五九	四	九
通霄庄	一六	九七	三	一五	九
苑裡庄	二〇	一	三	一五	三〇
大湖郡	三	一	三	五	九
獅潭庄	三	一	三	一	三
合計	三三	三	三	三	三

竹南郡	頭分庄	造橋庄	後龍庄	苗栗郡	苗栗街	頭屋庄	四湖庄	通霄庄
三	一	二	二	四	三	一	一	一
二	三	四	四	八	七	一	一	一
七	一	二	四	六	二	一	三	一
四	五	七	九	八	三	一	四	一
六	一	五	一	七	七	一	一	一
四	四	四	二	二	一〇	一	一	一
一〇	一	九	一	八	七	一	一	一
一	一	一	一	四	三	一	一	一
一	一	一	一	四	三	一	一	一
五	六	六	二	六	三	一	一	二

應 急 措 置

各地の被害甚大であるので、關係郡署に對して、各市街庄との連絡を一層緊密にして、被害調査、人命救助、死體の發掘に努めさせると共に、一面危険家屋の調査を迅速に行ひ、住民の避難又は罹災家屋の補強、撤收工作等に遺漏なきを期せしめ、且つ流言蜚語の取締を嚴にして、動搖勝である民心の安定に努め、一般警戒、警備及び罹災民に對する食糧其の他必需品の供給に、萬遺憾なきを期すべく督

勵したのであつた。

其後の調査の進捗により、被害は想像以上の多きに達したのであるが、家屋の被害が斯くも甚大であるのに比して人の死傷の比較的尠なかつたのは、被害地が村落であつた爲め避難に容易であつた點、又四月二十一日の烈震以來、土角造家屋には就寢せずにバラックに就寢して居た者が相當數あり、又四月二十一日の烈震に因る罹災家屋を補修の上使用して居た者も相當あり、又、前回の震災に依り、相當訓練せられてあつたこと等に起因するものと思はれる。

警戒狀況

災害地域の比較的狭小であつたため、關係郡署をして適宜警戒警備員を配置せしめ、特に救援隊を派遣するところはなかつたが、本年四月の強震以來屢々餘震發生し、一般民衆も地震に對する訓練を積み、相當修練が出来て居たため治安狀況は全く平靜であつた。

民情は極めて平穩であつて、特記すべき流言蜚語もなく、曩の強震災害地に、家屋建築規則を適用し、耐震家屋建築を慫慂したのに對し一部の者は多少不滿の意を洩して居た者もあつたが、今回の災害に鑑み、其の必要を痛感するに至つた。

震災事務従事者表

區分	警部		警部補		巡查		計
	部	補	部	補	長	査	
竹南郡	二	二	二	二	四	一九	二七
苗栗郡	三	二	一	三	六	六九	八七
計	五	四	一	七	八	八八	一一四

又危険家屋の除去を命じた事に對して不滿の意を表して居た一部の者も、警察の命を速に遵奉して居たならば被害が僅少であつたらうに等と語つて居た。

救助救療狀況

救療狀況

十七日午前三時、衛生關係職員を召集して、救護班派遣の準備を開始したが、災害地域は意外に狭少であつて、死者の數も亦被害地に於ける醫療機關だけで應急處置をなし得る程度であつたので、被害地在住の醫師を配置して應急處置に當らしめた。

而して重傷患者は、設備の完備して居る新竹醫院に收容して治療するのを最善と認め、同院に收容加療することとした。

然れども同醫院には重傷者全員の入院は不可能であつたので、新竹市方面委員助成會授産所を負傷者の一部收容所

に使用することゝした。

收容狀況は次表の如くである

收容月日	竹南	苗栗	計	備考
七月十七日	六名	二名	八名	五十八名の中
十八日	二八	一二	四〇	三十一名は新竹醫院に二十
十九日	三	三	六	七名は授産所に收容せり
二十日	二	一	二	
二十一日	二	一	二	
計	四一	一七	五八	

死體處置

死體の發掘收容檢視は全部十七日中に之を完了し何れも埋葬を終つた。

救助狀況

被害の最も甚だしかつた竹南郡後龍庄公司寮宇後龍底の罹災民及び苗栗街の重傷者等に對しては、一部炊出をしたが、被害地域が狭小であつて、物資に窮するが如きことはなく、夫々災害地に於て適宜に處置せしめ、罹災民の大部

分も亦、炊出等を期待しなかつたので救助は極めて順調に進んだ。

炊出しを受けた者は九千三百六十六人であつたが、苗栗郡下では二十二日を以て之を打切り、竹南郡下でも二十四日に打切つた。尙炊出し打切後は、窮民に對して救助を續行した。

今回の被害地は主として農村部落であつて、家屋が點在して居る關係上、避難所バラックの建設を取止め、各戸に建築材料を供給して直に小屋掛をなさしめたのであつたが、被害地中、苗栗、後龍の密集街庄に對しては特に避難所バラックを建設して罹災者を收容した。

衛生狀態

苗栗街に於て「チフス」患者十一名、悪性マラリア患者六名の發生を見たが、其の後蔓延の微もなく、其の他の罹災地にあつては、流行病の憂ひなく衛生狀態は一般に良好であつた。

其他の救護

就業費は前回に準じて住家大破以上の罹災者中、貧困者見込數、五百二十二戸に對し、一戸當十圓を支給し、學用品は、罹災地公學校貧困兒童四百九十二人に對し、一人當一圓を以て教科書及び文房具を支給することとした。

以上の外、見舞金は、死者一人に對して十圓、負傷者に對しては一人に五圓、重傷者中不具となつたものに對しては一人百圓、被害住宅に對しては、貧困者一人に對し市街地三十圓、村落十圓を交付することとした。

救護費

新竹州特別會計罹災救助基金は、前回の震災に法定限度迄支出して全く餘裕がないので、州費より千圓の補助の外、八萬四千五百七十圓は義捐金より支出した。

苗栗、竹南震災救護費使途

計	費目	金額	說
八五、五七〇	避難所費	五、八〇〇 _円	後龍三〇戸分一二〇坪、苗栗四三戸分一七〇坪、計二九〇坪（一坪二〇圓）五、八〇〇圓
	食糧費	四、三四九	被害住家（全壊、半壊、大破）三、八六六戸、一戸六人として二三、一九六人の四分の一、五、七九九人（一日一人十五錢、五日分七十五錢）
	小屋掛費	一四、七三〇	一戸一〇圓、三、八六六戸の四割（戸稅生產額百圓未滿）一、五四六戸、一戸七圓
	就業費	一〇、八二二	三、八六六戸の四割（戸稅生產額百圓未滿）一、五四六戸、一戸七圓
	學用品費	四九二	罹災學童四、九一八人の一〇分の一、一人一圓、四九二圓
	運搬用具費	七〇〇	
	人夫費	一、〇〇〇	
	死傷者見舞金	二、八〇〇	重傷者見舞金（一人二〇圓）八〇人、一、六〇〇圓、重傷後不具となりたるもの（一人一〇圓）七人七〇〇圓、死者（一人一〇圓）五〇人、五〇〇圓
	住家建築補助金	三四、四八〇	住宅、市街地一七八戸（一戸三〇圓）五、三四〇圓、村落二九、一四〇圓（一戸一〇圓）二九、一四〇圓
	治療費	一〇、三九七	醫師手當九五〇圓、治療費六、六〇〇圓、食費二、二六〇圓、負傷者運搬二八七圓、雜費三〇〇圓
計		八五、五七〇	

負傷者の救療狀況

救療狀況

郡別	街庄別	收容者數		治療所數	外來患者
		新竹醫院	苗栗醫院		
苗栗郡	苗栗郡	四〇	一	一	二八
竹南郡	竹南郡	三七	一	一	二八
合計	合計	七七	二	二	五六
公共館庄	公共館庄	一七	一	一	三〇
四通霄庄	四通霄庄	二二	一	一	一〇
四湖庄	四湖庄	四	一	一	一六
苗栗街	苗栗街	一	一	一	四
合計	合計	五七	一	四	五八

醫療従事者

郡別	街庄別	醫師	看護婦	其他	備考
竹南郡	竹南郡	一一	一一	二二	
後龍庄	後龍庄				

罹災民收容狀況

收容所

郡別	街庄別	戶數		坪數		收容人員		棟數		坪數		收容人員	
		從來	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設		
苗栗郡	苗栗街	六三	五三六	三、一三三	一一	三三〇	五一〇	一	二	一	二	一	二
苗栗郡	通霄庄	六三	五三六	三、一三三	八	二四〇	二四〇	一	四	一	二	一	二
竹南郡	後龍庄	四九	三八六	二、九〇八	四	九〇	二七〇	一	四	一	二	一	二
竹南郡	造橋庄	一四	一三八	二二五人	四	九〇	二七〇	一	四	一	二	一	二
合計	合計	六三	五三六	三、一三三	一一	三三〇	五一〇	一	二	一	二	一	二

郡別	街庄別	戶數		坪數		收容人員		棟數		坪數		收容人員	
		從來	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設		
苗栗郡	苗栗街	四	二	二	二	二	二	一	二	一	二	一	二
苗栗郡	四湖庄	三	二	二	一	二	一	一	二	一	二	一	二
苗栗郡	通霄庄	三	二	二	一	二	一	一	二	一	二	一	二
合計	合計	四	二	二	二	二	二	一	二	一	二	一	二

小屋掛

郡別	街庄別	配給所	分配所	戸数	坪数	收容人員	完成せるもの	
							坪数	收容人員
郡別	街庄別	配給所	分配所	戸数	坪数	收容人員		
竹南郡	後造龍橋庄	計	龍橋庄	八〇〇 六八戸	一、五九九	三、二四〇	三、二四〇	三六〇人
苗栗郡	四湖栗街	計	四湖栗街	一、二二〇	七二〇	七二五	七二五	六〇五
苗栗郡	通苑裡庄	計	通苑裡庄	一〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇
苗栗郡	通苑裡庄	計	通苑裡庄	二一〇	一、六八〇	一、六九〇	一、六九〇	一、六九〇
苗栗郡	通苑裡庄	計	通苑裡庄	四四〇	三、〇六〇	三、〇八〇	三、〇八〇	三、〇八〇
合計	合計	合計	合計	一、三〇八	四、八五九	六、六八〇	六、六八〇	六、六八〇

食糧其の他の配給状況

(一) 配給機關

郡別	街庄別	配給所	分配所
竹南郡	後造龍橋庄	計	龍橋庄
苗栗郡	四湖栗街	計	四湖栗街
苗栗郡	通苑裡庄	計	通苑裡庄
苗栗郡	通苑裡庄	計	通苑裡庄
合計	合計	合計	合計
二	一	一	六
七	一	六	一

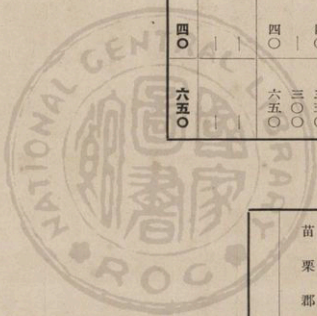
苗栗郡	
合計	四
六	一
一三	一

(二) 食糧の配給

郡別	街庄別	米	鹽魚	配給實人員
苗栗郡	四湖庄			
竹南郡	後龍庄	一八五	四〇	六五〇
	造橋庄	九〇		三〇〇
	計	九五 <small>斗</small>	四〇 <small>斤</small>	三五〇 <small>人</small>
合計		一八五	四〇	六五〇

(三) 其の他の物資配給

郡別	街庄別	亞鉛板
苗栗郡	苗栗街	
通霄庄		三二五
合計		三三五



卷 末 記

一、本書は、總督府文教局社會課の編纂にかゝるものである。

一、編纂資料は、新竹、臺中兩州をはじめ、總督府内關係各局及び各州廳より提出されたものを基礎とし、専門諸家、各關係係員等の實地踏査による資料をも參酌し、尙地元各地に照會を重ねて、確實と遺漏なきを期したものである。

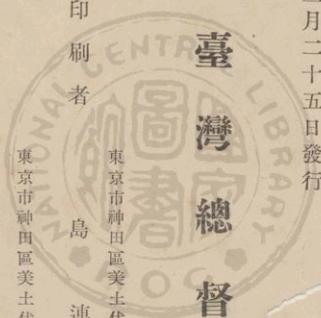
一、寫眞は、兩州及び臺灣教育會の撮影によるもの、他に、臺灣日日新報社、臺灣新聞社その他日刊新聞社の好意にて貸與されたものも多い。

一、本書の刊行に際し、便宜を寄與されし中央氣象臺の技師各位、東大地震研究所の各位に感謝を捧ぐる。

昭和十一年三月二十日印刷
昭和十一年三月二十五日發行

(非賣品)

臺灣總督府



印刷者

島連太郎

印刷所

三秀舍

東京市神田區美土代町十六番地

國家圖書館



000472491

